



情報技術  
セキュリティ評価のための  
共通方法

---

評価方法

2022年11月

CEM:2022  
改訂第1版

CCMB-2022-11-006

令和5年9月 翻訳第1.0版  
独立行政法人情報処理推進機構  
セキュリティセンター  
セキュリティ技術評価部

## 目次

まえがき.....	viii
序説.....	xi
1 適用範囲.....	12
2 規定の参照.....	13
3 用語と定義.....	14
4 略語.....	17
5 用語.....	18
6 動詞の使用.....	19
7 一般的評価ガイダンス.....	20
8 CC 構造と CEM 構造間の関係.....	21
9 評価プロセスと関連タスク.....	22
9.1 評価プロセスの概要.....	22
9.1.1 目的.....	22
9.1.2 役割の責任.....	22
9.1.3 役割の関係.....	23
9.1.4 一般評価モデル.....	23
9.1.5 評価者の判定.....	23
9.2 評価入力タスク.....	25
9.2.1 目的.....	25
9.2.2 適用上の注釈.....	25
9.2.3 評価証拠サブタスクの管理.....	26
9.3 評価サブアクティビティ.....	26
9.4 評価出力タスク.....	26
9.4.1 目的.....	26
9.4.2 評価出力の管理.....	27
9.4.3 適用上の注釈.....	27
9.4.4 OR サブタスクを記述する.....	27
9.4.5 ETR サブタスクを記述する.....	27
10 APE クラス: プロテクションプロファイル評価.....	35
10.1 一般.....	35
10.2 認証された PP の評価結果の再使用.....	35
10.3 PP 概説(APE_INT).....	35
10.3.1 サブアクティビティの評価(APE_INT.1).....	35
10.4 適合主張(APE_CCL).....	37
10.4.1 サブアクティビティの評価(APE_CCL.1).....	37
10.5 セキュリティ課題定義(APE_SPD).....	46
10.5.1 サブアクティビティの評価(APE_SPD.1).....	46
10.6 セキュリティ対策方針(APE_OBJ).....	48

## 目次

10.6.1	サブアクティビティの評価(APE_OBJ.1)	48
10.6.2	サブアクティビティの評価(APE_OBJ.2)	49
<b>10.7</b>	<b>拡張コンポーネント定義(APE_ECD)</b>	<b>52</b>
10.7.1	サブアクティビティの評価(APE_ECD.1)	52
<b>10.8</b>	<b>セキュリティ要件(APE_REQ)</b>	<b>56</b>
10.8.1	サブアクティビティの評価(APE_REQ.1)	56
10.8.2	サブアクティビティの評価(APE_REQ.2)	61
<b>11</b>	<b>ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価</b>	<b>67</b>
<b>11.1</b>	<b>一般</b>	<b>67</b>
<b>11.2</b>	<b>PP モジュール概説(ACE_INT)</b>	<b>68</b>
11.2.1	サブアクティビティの評価(ACE_INT.1)	68
<b>11.3</b>	<b>PP モジュール適合主張(ACE_CCL)</b>	<b>71</b>
11.3.1	サブアクティビティの評価(ACE_CCL.1)	71
<b>11.4</b>	<b>PP モジュールセキュリティ課題定義(ACE_SPD)</b>	<b>76</b>
11.4.1	サブアクティビティの評価(ACE_SPD.1)	76
<b>11.5</b>	<b>PP モジュールセキュリティ対策方針(ACE_OBJ)</b>	<b>77</b>
11.5.1	サブアクティビティの評価(ACE_OBJ.1)	77
11.5.2	サブアクティビティの評価(ACE_OBJ.2)	78
<b>11.6</b>	<b>PP モジュール拡張コンポーネント定義(ACE_ECD)</b>	<b>81</b>
11.6.1	サブアクティビティの評価(ACE_ECD.1)	81
<b>11.7</b>	<b>PP モジュールセキュリティ要件(ACE_REQ)</b>	<b>85</b>
11.7.1	サブアクティビティの評価(ACE_REQ.1)	85
11.7.2	サブアクティビティの評価(ACE_REQ.2)	90
<b>11.8</b>	<b>PP モジュール一貫性(ACE_MCO)</b>	<b>95</b>
11.8.1	サブアクティビティの評価(ACE_MCO.1)	95
<b>11.9</b>	<b>PP 構成一貫性(ACE_CCO)</b>	<b>98</b>
11.9.1	サブアクティビティの評価(ACE_CCO.1)	98
<b>12</b>	<b>ASE クラス: セキュリティターゲット評価</b>	<b>107</b>
<b>12.1</b>	<b>一般</b>	<b>107</b>
<b>12.2</b>	<b>適用上の注釈</b>	<b>107</b>
12.2.1	認証された PP の評価結果の再使用	107
<b>12.3</b>	<b>ST 概説(ASE_INT)</b>	<b>107</b>
12.3.1	サブアクティビティの評価(ASE_INT.1)	107
<b>12.4</b>	<b>適合主張(ASE_CCL)</b>	<b>111</b>
12.4.1	サブアクティビティの評価(ASE_CCL.1)	111
<b>12.5</b>	<b>セキュリティ課題定義(ASE_SPD)</b>	<b>125</b>
12.5.1	サブアクティビティの評価(ASE_SPD.1)	125
<b>12.6</b>	<b>セキュリティ対策方針(ASE_OBJ)</b>	<b>126</b>
12.6.1	サブアクティビティの評価(ASE_OBJ.1)	126
12.6.2	サブアクティビティの評価(ASE_OBJ.2)	127
<b>12.7</b>	<b>拡張コンポーネント定義(ASE_ECD)</b>	<b>130</b>
12.7.1	サブアクティビティの評価(ASE_ECD.1)	130
<b>12.8</b>	<b>セキュリティ要件(ASE_REQ)</b>	<b>134</b>

12.8.1	サブアクティビティの評価(ASE_REQ.1).....	134
12.8.2	サブアクティビティの評価(ASE_REQ.2).....	140
<b>12.9</b>	<b>TOE 要約仕様(ASE_TSS).....</b>	<b>145</b>
12.9.1	サブアクティビティの評価(ASE_TSS.1).....	145
12.9.2	サブアクティビティの評価(ASE_TSS.2).....	146
<b>12.10</b>	<b>コンポジット製品のセキュリティターゲットの一貫性(ASE_COMP).....</b>	<b>148</b>
12.10.1	一般.....	148
12.10.2	サブアクティビティの評価(ASE_COMP.1).....	148
<b>13</b>	<b>ADV クラス: 開発.....</b>	<b>154</b>
<b>13.1</b>	<b>一般.....</b>	<b>154</b>
<b>13.2</b>	<b>適用上の注釈.....</b>	<b>154</b>
<b>13.3</b>	<b>セキュリティアーキテクチャ(ADV_ARC).....</b>	<b>154</b>
13.3.1	サブアクティビティの評価(ADV_ARC.1).....	154
<b>13.4</b>	<b>機能仕様(ADV_FSP).....</b>	<b>159</b>
13.4.1	サブアクティビティの評価(ADV_FSP.1).....	159
13.4.2	サブアクティビティの評価(ADV_FSP.2).....	163
13.4.3	サブアクティビティの評価(ADV_FSP.3).....	167
13.4.4	サブアクティビティの評価(ADV_FSP.4).....	173
13.4.5	サブアクティビティの評価(ADV_FSP.5).....	178
13.4.6	サブアクティビティの評価(ADV_FSP.6).....	184
<b>13.5</b>	<b>実装表現(ADV_IMP).....</b>	<b>185</b>
13.5.1	サブアクティビティの評価(ADV_IMP.1).....	185
13.5.2	サブアクティビティの評価(ADV_IMP.2).....	187
<b>13.6</b>	<b>TSF 内部構造(ADV_INT).....</b>	<b>189</b>
13.6.1	サブアクティビティの評価(ADV_INT.1).....	189
13.6.2	サブアクティビティの評価(ADV_INT.2).....	192
13.6.3	サブアクティビティの評価(ADV_INT.3).....	194
<b>13.7</b>	<b>形式的 TSF モデル(ADV_SPM).....</b>	<b>196</b>
13.7.1	サブアクティビティの評価(ADV_SPM.1).....	196
<b>13.8</b>	<b>TOE 設計(ADV_TDS).....</b>	<b>203</b>
13.8.1	サブアクティビティの評価(ADV_TDS.1).....	203
13.8.2	サブアクティビティの評価(ADV_TDS.2).....	206
13.8.3	サブアクティビティの評価(ADV_TDS.3).....	211
13.8.4	サブアクティビティの評価(ADV_TDS.4).....	221
13.8.5	サブアクティビティの評価(ADV_TDS.5).....	230
13.8.6	サブアクティビティの評価(ADV_TDS.6).....	238
<b>13.9</b>	<b>コンポジット設計適合性(ADV_COMP).....</b>	<b>239</b>
13.9.1	一般.....	239
13.9.2	サブアクティビティの評価(ADV_COMP.1).....	239
<b>14</b>	<b>AGD クラス: ガイダンス文書.....</b>	<b>242</b>
<b>14.1</b>	<b>一般.....</b>	<b>242</b>
<b>14.2</b>	<b>適用上の注釈.....</b>	<b>242</b>
<b>14.3</b>	<b>利用者操作ガイダンス(AGD_OPE).....</b>	<b>242</b>
14.3.1	サブアクティビティの評価(AGD_OPE.1).....	242
<b>14.4</b>	<b>準備手続き(AGD_PRE).....</b>	<b>245</b>

14.4.1	サブアクティビティの評価(AGD_PRE.1)	245
<b>15</b>	<b>ALC クラス: ライフサイクルサポート</b>	<b>248</b>
<b>15.1</b>	<b>一般</b>	<b>248</b>
<b>15.2</b>	<b>CM 能力(ALC_CMC)</b>	<b>248</b>
15.2.1	サブアクティビティの評価(ALC_CMC.1)	248
15.2.2	サブアクティビティの評価(ALC_CMC.2)	249
15.2.3	サブアクティビティの評価(ALC_CMC.3)	251
15.2.4	サブアクティビティの評価(ALC_CMC.4)	255
15.2.5	サブアクティビティの評価(ALC_CMC.5)	260
<b>15.3</b>	<b>CM 範囲(ALC_CMS)</b>	<b>267</b>
15.3.1	サブアクティビティの評価(ALC_CMS.1)	267
15.3.2	サブアクティビティの評価(ALC_CMS.2)	268
15.3.3	サブアクティビティの評価(ALC_CMS.3)	269
15.3.4	サブアクティビティの評価(ALC_CMS.4)	270
15.3.5	サブアクティビティの評価(ALC_CMS.5)	271
<b>15.4</b>	<b>配付(ALC_DEL)</b>	<b>272</b>
15.4.1	サブアクティビティの評価(ALC_DEL.1)	272
<b>15.5</b>	<b>開発セキュリティ(ALC_DVS)</b>	<b>274</b>
15.5.1	サブアクティビティの評価(ALC_DVS.1)	274
15.5.2	サブアクティビティの評価(ALC_DVS.2)	276
<b>15.6</b>	<b>欠陥修正(ALC_FLR)</b>	<b>279</b>
15.6.1	サブアクティビティの評価(ALC_FLR.1)	279
15.6.2	サブアクティビティの評価(ALC_FLR.2)	281
15.6.3	サブアクティビティの評価(ALC_FLR.3)	285
<b>15.7</b>	<b>ライフサイクル定義(ALC_LCD)</b>	<b>290</b>
15.7.1	サブアクティビティの評価(ALC_LCD.1)	290
15.7.2	サブアクティビティの評価(ALC_LCD.2)	291
<b>15.8</b>	<b>TOE 開発成果物(ALC_TDA)</b>	<b>293</b>
15.8.1	サブアクティビティの評価(ALC_TDA.1)	293
15.8.2	サブアクティビティの評価(ALC_TDA.2)	296
15.8.3	サブアクティビティの評価(ALC_TDA.3)	299
<b>15.9</b>	<b>ツールと技法(ALC_TAT)</b>	<b>303</b>
15.9.1	サブアクティビティの評価(ALC_TAT.1)	303
15.9.2	サブアクティビティの評価(ALC_TAT.2)	305
15.9.3	サブアクティビティの評価(ALC_TAT.3)	308
<b>15.10</b>	<b>構成部分の統合と配付手続きの一貫性チェック(ALC_COMP)</b>	<b>311</b>
15.10.1	一般	311
15.10.2	サブアクティビティの評価(ALC_COMP.1)	311
<b>16</b>	<b>ATE クラス: テスト</b>	<b>314</b>
<b>16.1</b>	<b>一般</b>	<b>314</b>
<b>16.2</b>	<b>適用上の注釈</b>	<b>314</b>
16.2.1	TOE の期待されるふるまいの理解	314
16.2.2	機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法	315
16.2.3	テストの適切性の検証	315
<b>16.3</b>	<b>カバレッジ(ATE_COV)</b>	<b>316</b>
16.3.1	サブアクティビティの評価(ATE_COV.1)	316

16.3.2	サブアクティビティの評価(ATE_COV.2)	316
16.3.3	サブアクティビティの評価(ATE_COV.3)	318
<b>16.4</b>	<b>深さ(ATE_DPT)</b>	<b>320</b>
16.4.1	サブアクティビティの評価(ATE_DPT.1)	320
16.4.2	サブアクティビティの評価(ATE_DPT.2)	322
16.4.3	サブアクティビティの評価(ATE_DPT.3)	325
16.4.4	サブアクティビティの評価(ATE_DPT.4)	327
<b>16.5</b>	<b>機能テスト(ATE_FUN)</b>	<b>328</b>
16.5.1	サブアクティビティの評価(ATE_FUN.1)	328
16.5.2	サブアクティビティの評価(ATE_FUN.2)	331
<b>16.6</b>	<b>独立テスト(ATE_IND)</b>	<b>334</b>
16.6.1	サブアクティビティの評価(ATE_IND.1)	334
16.6.2	サブアクティビティの評価(ATE_IND.2)	338
16.6.3	サブアクティビティの評価(ATE_IND.3)	344
<b>16.7</b>	<b>コンポジット機能テスト(ATE_COMP)</b>	<b>344</b>
16.7.1	一般	344
16.7.2	サブアクティビティの評価(ATE_COMP.1)	344
<b>17</b>	<b>AVA クラス: 脆弱性評定</b>	<b>346</b>
<b>17.1</b>	<b>一般</b>	<b>346</b>
<b>17.2</b>	<b>脆弱性分析(AVA_VAN)</b>	<b>346</b>
17.2.1	サブアクティビティの評価(AVA_VAN.1)	346
17.2.2	サブアクティビティの評価(AVA_VAN.2)	351
17.2.3	サブアクティビティの評価(AVA_VAN.3)	357
17.2.4	サブアクティビティの評価(AVA_VAN.4)	365
17.2.5	サブアクティビティの評価(AVA_VAN.5)	373
<b>17.3</b>	<b>コンポジット脆弱性評定(AVA_COMP)</b>	<b>380</b>
17.3.1	一般	380
17.3.2	サブアクティビティの評価(AVA_COMP.1)	380
<b>18</b>	<b>ACO クラス: 統合</b>	<b>383</b>
<b>18.1</b>	<b>一般</b>	<b>383</b>
<b>18.2</b>	<b>適用上の注釈</b>	<b>383</b>
<b>18.3</b>	<b>統合の根拠(ACO_COR)</b>	<b>384</b>
18.3.1	サブアクティビティの評価(ACO_COR.1)	384
<b>18.4</b>	<b>開発証拠(ACO_DEV)</b>	<b>390</b>
18.4.1	サブアクティビティの評価(ACO_DEV.1)	390
18.4.2	サブアクティビティの評価(ACO_DEV.2)	391
18.4.3	サブアクティビティの評価(ACO_DEV.3)	393
<b>18.5</b>	<b>依存コンポーネントの依存(ACO_REL)</b>	<b>396</b>
18.5.1	サブアクティビティの評価(ACO_REL.1)	396
18.5.2	サブアクティビティの評価(ACO_REL.2)	398
<b>18.6</b>	<b>統合 TOE のテスト(ACO_CTT)</b>	<b>400</b>
18.6.1	サブアクティビティの評価(ACO_CTT.1)	400
18.6.2	サブアクティビティの評価(ACO_CTT.2)	403
<b>18.7</b>	<b>統合の脆弱性分析(ACO_VUL)</b>	<b>407</b>
18.7.1	サブアクティビティの評価(ACO_VUL.1)	407
18.7.2	適用上の注釈	407

## 目次

18.7.3	サブアクティビティの評価(ACO_VUL.2) .....	409
18.7.4	サブアクティビティの評価(ACO_VUL.3) .....	413
<b>附属書 A (参考) 一般的評価ガイダンス.....</b>		<b>417</b>
<b>附属書 B (参考) 脆弱性評価(AVA).....</b>		<b>427</b>
<b>附属書 C (参考) 評価技法及びツール.....</b>		<b>448</b>

## IPAまえがき

本書は、「IT セキュリティ評価及び認証制度」において、「認証機関が公開する評価方法」の規格として公開している Common Evaluation Methodology(以下、CEM という)を翻訳した文書である。

### 原文

Common Methodology for Information Technology Security Evaluation

Evaluation methodology CEM:2022 Revision 1

November 2022 CCMB-2022-11-006

## まえがき

本バージョンは、2017年にCEM v3.1改訂第5版として発行されて以来、最初の大幅改訂となる「情報技術セキュリティ評価のための共通方法」(CEM:2022)である。

歴史的に、CC標準は共通評価方法(CEM)とともに、ITセキュリティ分野におけるコモンクライテリア認証書の承認に関する協定(CCRA)の参加国によって開発・維持され、その後、ISO(国際標準化機構)及びIEC(国際電気標準会議)が維持する標準として公表されてきた。しかし、CC:2022とCEM:2022は、まずISO/IEC標準として開発され、その後、CCRAによりCCとCEMの新バージョンとして発行されたものである。CC:2022のISO版はISO/IEC 15408-1:2022～15408-5:2022として5パートで発行され、CEM:2022のISO版はISO/IEC 18045:2022として1パートで発行されている。

CEM:2022の主要な変更は以下のとおりである。

- 完全適合の種別が導入された。
- 低保証PPが削除され、直接根拠PPが導入された。
- PPモジュール及びPP構成のモジュール評価のための評価方法が更新された。
- マルチ保証評価が導入された。
- 保証の統合が導入された。

本書で使用されている商標は、利用者の便宜を図るための参考情報であり、推奨を意味するものではない。

## 法定通知

情報技術セキュリティ評価のための共通方法の本バージョンの開発には、以下に示す政府機関が貢献した。ISO/IEC とともに、情報技術セキュリティ評価のための共通方法、バージョン 2022(「CEM:2022」と呼ぶ)の著作権の共同保有者として、これらの政府機関はここに、ISO/IEC 18405 及びその派生版(それらの国での採用を含む)の改訂版において ISO/IEC に CEM:2022 を複製する非排他的許可を与える。ただし、CEM:2022 を適切な方法で使用、複製、配布、翻訳、変更する権利は、これらの政府機関が保有する。ISO/IEC はその見返りとして、前述の機関に対し、成果物である CEM:2022 を、彼らが適切と考えるライセンスで使用することを許可する。前述の政府機関は、文書の一部の修正や再利用を含め、文書の利用者がテキストを再利用することを常に支援しており、今後もこの方針に従う予定である。

オーストラリア	The Australian Signals Directorate
カナダ	Communications Security Establishment
フランス	Agence Nationale de la Sécurité des Systèmes d'Information
ドイツ	Bundesamt für Sicherheit in der Informationstechnik
日本	独立行政法人情報処理推進機構(Information-technology Promotion Agency)
オランダ	Netherlands National Communications Security Agency
ニュージーランド	Government Communications Security Bureau
韓国	National Security Research Institute
スペイン	Ministerio de Asuntos Económicos y Transformación Digital and Centro Criptológico Nacional
スウェーデン	FMV, Swedish Defence Materiel Administration
英国	National Cyber Security Centre
米国	The National Security Agency and the National Institute of Standards and Technology

## 序説

## 序説

この文書の対象者は、主にCCを適用する評価者、評価者のアクションを確認する認証者である。評価スポンサー、開発者、プロテクションプロファイル(PP)、PPモジュール、PP構成及びセキュリティターゲット(ST)の著者などITセキュリティに関心のある関係者は二次使用者となりうる。

この文書は、ITセキュリティ評価に関する全ての疑問について回答できるものではなく、さらなる解釈が必要であることを認識している。これらは相互承認アレンジメントの対象となるかもしれないが、個々の制度がそのような解釈の扱いを決定する。個々の制度によって処理することができる方法関連アクティビティの一覧は、附属書Aに記述されている。

この文書は、CC と併用することを想定している。

注：この文書では、用語を他のテキストと区別するために、ボールドやイタリック体を使用している場合がある。ファミリ内のコンポーネント間の関係は、ボールド表記を用いて強調表示される。この表記では、全ての新しい要件をボールドで表示する必要がある。階層型のコンポーネントでは、前のコンポーネントの要件を超えて強化又は変更されたとき、要件がボールドで表示される。また、前のコンポーネントを超えて許可される新しい操作又は拡張操作も、ボールドで強調表示される。

イタリック体の使用は、正確な意味を持つテキストであることを示す。セキュリティ保証要件では、この表記は評価に関連する特別な動詞に使用される。

# 情報技術セキュリティ評価のための共通方法 — 評価方法

## 1 適用範囲

この文書は、評価者によって実施される CC で定義された基準及び評価証拠を使用した CC 評価を行うための最低限のアクションを定義している。

## 2 規定の参照

以下の文書は、その内容の一部又は全部が本書の要求事項となるように本文中で参照されている。日付の付いている参照資料については、指定した版のみが適用される。日付のない参照資料については、(修正を含む)最新版の参照文書が適用される。

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア、CC:2022、改訂第1版、2022年11月—パート  
1: 概説と一般モデル

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア、CC:2022、改訂第1版、2022年11月—パート  
2: セキュリティ機能コンポーネント

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア、CC:2022、改訂第1版、2022年11月—パート  
3: セキュリティ保証コンポーネント

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア、CC:2022、改訂第1版、2022年11月—パート  
4: 評価方法及び評価アクティビティの仕様のための枠組み

情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア、CC:2022、改訂第1版、2022年11月—パート  
5: セキュリティ要件の定義済みパッケージ

ISO/IEC IEEE 24765, *Systems and software engineering — Vocabulary*

### 3 用語と定義

この文書では、CC パート 1、CC パート 2、CC パート 3、CC パート 4、CC パート 5、ISO/IEC IEEE 24765 及び以下で示す用語及び定義が適用される。

ISO と IEC は、標準化で使用する用語データベースを以下のアドレスで管理している。

- IEC Electropedia: <https://www.electropedia.org/>
- ISO Online browsing platform: <https://www.iso.org/obp>

#### 3.1

##### チェックする(**check**)、動詞

<評価> 単純な比較により判定を下すこと。

注 1: 評価者の専門知識は必要とされない。この動詞を使用する文は、マッピングされるものを記述する。

#### 3.2

##### 確認する(**confirm**)、動詞

<評価> 何かを詳細にレビューし、独立して充足性を決定することを宣言する。

注 1: 必要とされる厳格性のレベルは、対象の性質によって異なる。

#### 3.3

##### 実証する(**demonstrate**)、動詞

<評価> 「証明」(proof)ほど厳格ではない分析によって得られる結論を提供する。

#### 3.4

##### 記述する(**describe**)、動詞

<評価> エンティティの特定の詳細を提供する。

#### 3.5

##### 決定する(**determine**)、動詞

<評価> 特定の結論に達するために、独立した分析をもとに特定の結論を確認する。

注 1: この用語の使用は、通常、これまでにどんな分析も行われていない場合の、真の独立した分析を暗示する。  
「確認する」(*confirm*)(3.2)又は「検証する」(*verify*)の用語と比較すると、これらの用語は、レビューする必要がある分析がすでに行われていることを暗示する。

#### 3.6

##### 遭遇した潜在的脆弱性(**encountered potential vulnerability**)

評価者が評価アクティビティを実行中に識別した、セキュリティ機能要件(SFR)の侵害に使用される可能性のある評価対象(TOE)の潜在的な弱点。

#### 3.7

##### 保証する(**ensure**)、動詞

<評価> アクションとその結果の間の強い因果関係を保証する。

注 1: 「保証する」(*ensure*)の前に「助ける」(*help*)の単語が置かれているときは、結果が、そのアクションだけでは完全に確実でないことを示す。

#### 3.8

##### 評価証拠

評価アクティビティの評定を確定するための基準として使用される項目

### 3.9

#### 検査する(examine)、動詞

<評価>評価者の専門知識を使用した分析により判定を下すこと。

注 1: この動詞を使用する文は、分析されるものと分析のための特性を識別する。

### 3.10

#### 徹底的(exhaustive)、形容詞

<評価>曖昧でない計画に従って分析又はアクティビティを行うためにとられる系統的アプローチの特性。

注 1: この用語は、CC の関連パートでは、分析又は他のアクティビティの実施に関して使用されている。これは、「系統的」(systematic)と関連があるが、曖昧でない計画に従って分析又はアクティビティを行うために方法的手法が取られた点だけでなく、採用されたその計画が、あらゆる可能な手段が取られたことを十分に保証する(3.7)ことを示すという点において、かなり強意である。

### 3.11

#### 説明する(explain)、動詞

<評価>一連のアクションをとる理由を説明するための論証を与える。

注 1: この用語は、「記述する」(describe)(3.4)及び「実証する」(demonstrate)(3.3)とは異なる。これは、行われたアクションの道筋が必然的に最適であったという論証を実際に試みることなく、「なぜ」(Why?)の質問に答えることを意図している。

### 3.12

#### 正当化する(justify)、動詞

<評価>十分な理由を含む根拠を提供する。

注 1: 「正当化する」(justify)という用語は、「実証する」(demonstrate)(3.3)よりも厳密である。この用語は、結論に至る論理的な分析の各手順を非常に注意深く、完全に説明する(3.11)ことに関して、重大な厳格性を要求する。

### 3.13

#### 監視攻撃(monitoring attacks)

攻撃方法の包括的なカテゴリ。これには、ガイダンス文書に対応した方法で評価対象(TOE)を運用することにより、TOE の機密内部データの開示を目的とする受動的な解析技術が含まれる。

### 3.14

#### 所見報告書(observation report)

OR

評価中に、問題の明確化を要求したり、問題を識別するために評価者が作成する報告書。

### 3.15

#### 監督判定(oversight verdict)

評価監督アクティビティの結果に基づいて総合判定(overall verdict)を確認又は拒否する、評価監督機関が出すステートメント。

### 3.16

#### 証明する(prove)、動詞

<評価>数学的な意味で形式的な分析により対応を示す。

注 1: これは、全ての面で完全に厳格である。一般的に、「証明する」(prove)という用語は、2 つの評価対象(TOE)のセキュリティ機能性(TSF)表現間の一致を厳格性の高いレベルで示すことが要求されるときに使用される。

### 3.17

#### 記録する(record)、動詞

<評価>評価中に行われた作業を後で再構築することができるようにするための十分に詳細な手順、事象、観察、洞察、及び結果を文書による記述として保持すること。

### 3.18

#### 報告する(**report**)、動詞

<評価>評価結果とサポート材料を評価報告書、*所見報告書*(3.14)又は評価監督機関報告書(評価監督機関の報告書)に含めること。

### 3.19

#### 特定する(**specify**)、動詞

<評価>エンティティについて、厳格で正確な作法で、特定の詳細を提供する。

### 3.20

#### 追跡(**tracing**)、動詞

<評価>2つのエンティティのセットの間の単純な方向的関係確立し、最初のセットのどのエンティティが2番目のセットのどのエンティティに対応するかを示す。

### 3.21

#### 判定(**verdict**)

評価者アクションエレメント、保証コンポーネント、又はクラスに関して評価者が発行するステートメント。

### 3.22

#### 検証する(**verify**)、動詞

<評価>厳格に詳細にレビューし、充足性を独立して決定する。

注 1: 「確認する」(*confirm*)(3.2)も参照。この用語は、さらに厳格な意味合いを持つ。用語「検証する(**verify**)」は、評価者に独立した労力を要求する評価者のアクションの文脈において使用される。

### 3.23

#### 機会の期間(**window of opportunity**)

攻撃者が評価対象(TOE)にアクセスすることができる期間。

### 3.24

#### ワークユニット(**work unit**)

評価作業の最も詳細なレベル。

## 略語

### 4 略語

OR 所見報告書 (observation report)

## 5 用語

各エレメントがファミリー内の全てのコンポーネントの識別シンボルの最後の数字を維持している CC と異なり、本書では、CC 評価者アクションエレメントがサブアクティビティからサブアクティビティへ変化する時、新しいワークユニットを導入することがある。その結果、ワークユニットは変わらないが、ワークユニットの識別シンボルの最後の数字は変化することがある。

CC 要件から直接引き出されない必要な方法特有の評価作業は、「タスク」(*task*)又は「サブタスク」(*sub-task*)と呼ばれる。

## 6 動詞の使用

全てのワークユニットとサブタスクの動詞の前には助動詞「しなければならない」(*shall*)が置かれている。動詞と「しなければならない」(*shall*)は両方とも **ボールドイタリック**活字で表されている。助動詞「しなければならない」(*shall*)は、提供されている文が必須の場合にのみ使用されている。そのため、ワークユニットとサブタスク内でのみ使用されている。ワークユニットとサブタスクには、判定を下すために評価者が行わなければならない必須アクティビティが含まれている。

ワークユニットとサブタスクを伴うガイダンステキストは、評価での CC 用語の適用方法にさらなる説明を与えている。動詞の使用方法は、これらの動詞に関する ISO 定義に従っている。助動詞「すべきである」(*should*)は、推奨を示す場合に使用されている。「してもよい」(*may*)は許可、「かもしれない」(*can*)は可能性を表す。

動詞「チェックする」(*check*)、「検査する」(*examine*)、「報告する」(*report*)、及び「記録する」(*record*)は、この文書のこの部で正確な意味で使用されている。それらの定義については、3 章が参照されるべきである。

## 7 一般的評価ガイドンス

複数のサブアクティビティに適用可能な資料は、1 箇所に集められている。広範囲(アクティビティと EAL 両方)に適用可能なガイドンスは、附属書 A に集められている。単一のアクティビティの複数のサブアクティビティに関するガイドンスは、そのアクティビティの序説に示されている。ガイドンスが 1 つだけのサブアクティビティに関係する場合、ガイドンスは、そのサブアクティビティ内に示されている。

## 8 CC 構造と CEM 構造間の関係

CC 構造(すなわち、クラス、ファミリ、コンポーネント、及びエレメント)とこの文書の構造の間には直接の関係が存在する。図 1 は、クラス、ファミリ、及び評価者アクションエレメントからなる CC 構造と評価方法アクティビティ、サブアクティビティ、及びアクションの間の対応を示している。ただし、いくつかの評価方法ワークユニットは、CC 開発者アクション及び内容・提示エレメントに記載されている要件から発生する可能性がある。

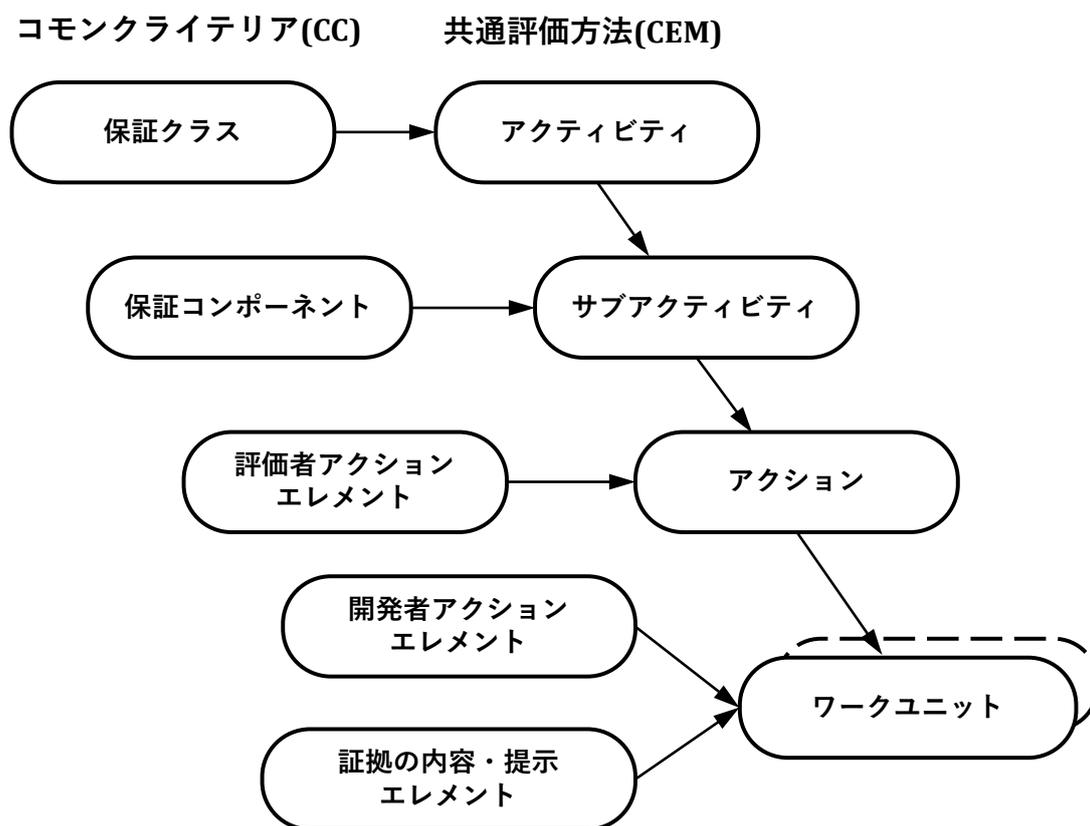


図 1 — CC 構造と CEM 構造のマッピング

## 9 評価プロセスと関連タスク

この章では、評価プロセスの概要を提供し、評価を実施するとき評価者によって実行することが意図されるタスクを定義する。

各評価は、PP、PP 構成又は TOE(ST を含む)の評価にかかわらず、同じプロセスに従い、入力タスク、出力タスク、評価サブアクティビティ、及び評価監督機関タスクに対する技術的有効性の実証の 4 つの共通な評価者タスクを含む。

入力タスクと出力タスクは、評価証拠の管理及び報告書作成に関連しており、この章で完全に記述されている。それぞれのタスクには、全ての CC 評価(PP、PP 構成又は TOE の評価)に適用されたサブタスクがある。

評価サブアクティビティは、この章では簡単な説明のみが記述され、以下の章で完全に記述されている。

評価サブアクティビティとは異なり、入力タスクと出力タスクは CC 評価者アクションエレメントにマッピングしないので関連する判定を持たず、普遍的な原則への適合を保証するため、及びこの文書に従うために実行される。

評価監督機関タスクに対する技術的有効性の実証は、出力タスク結果の評価監督機関分析によって遂行することもでき、評価サブアクティビティに対する入力を理解する評価者による実証を含めることもできる。このタスクは、関連付けられた評価者判定を持たないが、評価監督機関判定を持つ。このタスクに合格するための詳細な基準は、附属書 A.6 に示すように、評価監督機関の裁量に任されている。

CC パート 4 に準拠して定義された評価アクティビティは、評価及び認証報告書内で明確にされている限り、この文書で定義されているワークユニットの代わりに使用できる。

### 9.1 評価プロセスの概要

#### 9.1.1 目的

この節では、方法の一般モデルを提示し、次のものを識別する。

- a) 評価プロセスに関わる当事者の役割と責任
- b) 一般評価モデル

#### 9.1.2 役割の責任

一般モデルは、スポンサー、開発者、評価者、及び評価監督機関の各役割を定義する。

スポンサーは、評価の依頼及び支援に対する責任を持つ。これは、スポンサーが評価に対する様々な合意(例えば、評価の委託)を確立することを意味する。さらに、スポンサーは評価者に評価証拠が提供されることを保証する責任を持つ。

開発者は、TOE を作成し、スポンサーの代わりに評価に必要な証拠(例えば、訓練、設計情報)を提供する責任を持つ。

評価者は、評価の状況において必要な評価タスクを実行する。評価者は、スポンサーの代わりに開発者から、又はスポンサーから直接評価証拠を受け取り、評価サブアクティビティを実行し、評価監督機関に対して評価評定の結果を提供する。

評価監督機関は、制度を確立及び維持し、評価者により実施された評価を監視し、評価者が提供する評価結果に基づいた認証書、及び認証/確認の報告書を発行する。

### 9.1.3 役割の関係

過度の影響が評価に不適切な影響を与えるのを防ぐには、一部の役割の分割が必要となる。これは、開発者及びスポンサーの役割が単一のエンティティによって満たされる場合を除き、上記の役割が異なるエンティティによって担われることを意味する。

さらに、一部の評価(例えば、EAL1 評価)では、開発者がプロジェクトに関わる必要がない場合がある。この場合、評価者に TOE を提供し、評価証拠を生成するのは、スポンサーである。

### 9.1.4 一般評価モデル

評価プロセスは、評価入力タスク、評価出力タスク、及び評価サブアクティビティを実行している評価者で構成される。図 2 は、これらのタスクとサブアクティビティの関係の概要を提供する。

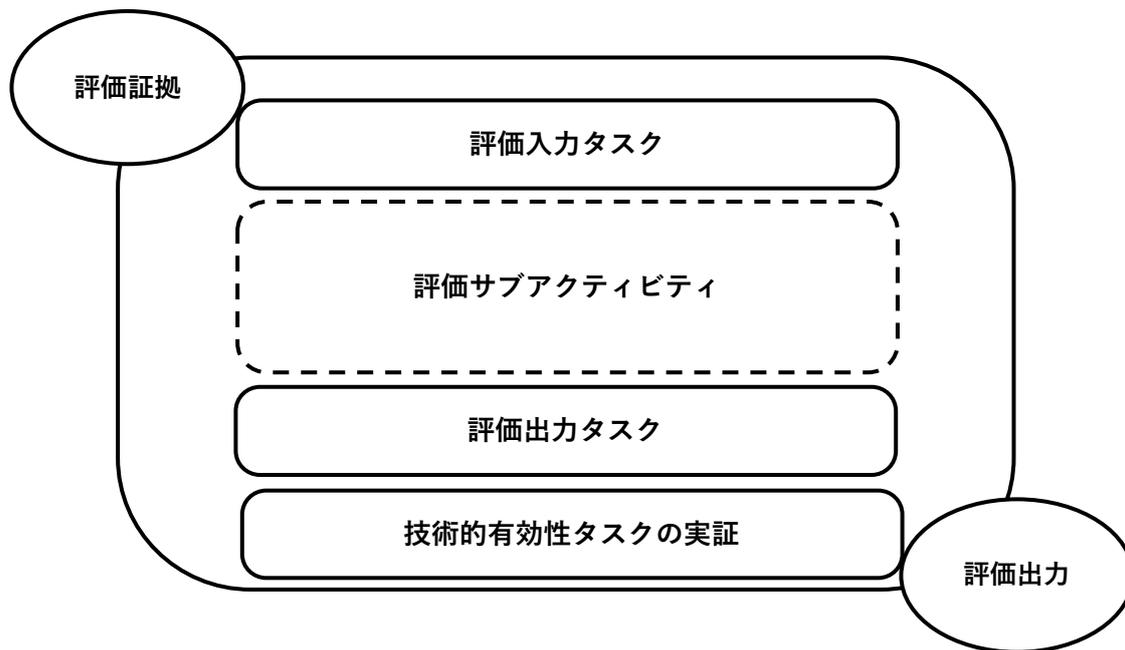


図 2 — 一般評価モデル

評価プロセスは、スポンサーと評価者の間に最初の接触がなされる場合に、準備フェーズの後に置くことができる。このフェーズの間に実行される作業及び様々な役割の関与は、異なることがある。通常、このステップの間に、評価者が実現可能性分析を実行して、評価の成功する可能性を評定する。

### 9.1.5 評価者の判定

評価者は、CC の要件に判定を下し、この文書の要件には判定を下さない。判定が下される最も詳細な CC 構造は、評価者アクションエレメントである(明示的又は暗黙)。判定は、対応する評価方法アクションとそれを構成するワークユニットを実行した結果として適用可能な CC 評価者アクションエレメントに下される。セキュリティターゲットで要求される場合、この文書のワークユニットから派生した評価アクティビティに従うこともできる(例えば、CC パート 4 のフレームワークを使用する)。このような派生した評価方法及び評価アクティビティが ST によって要求される場合、これらは評価者が関連する評価者のアクションエレメントに評定を割り当てるために使用されるものとする。最後に、CC パート 1、13 章の「評価と評価結果」の記述に従って、評価結果が割り付けられる。

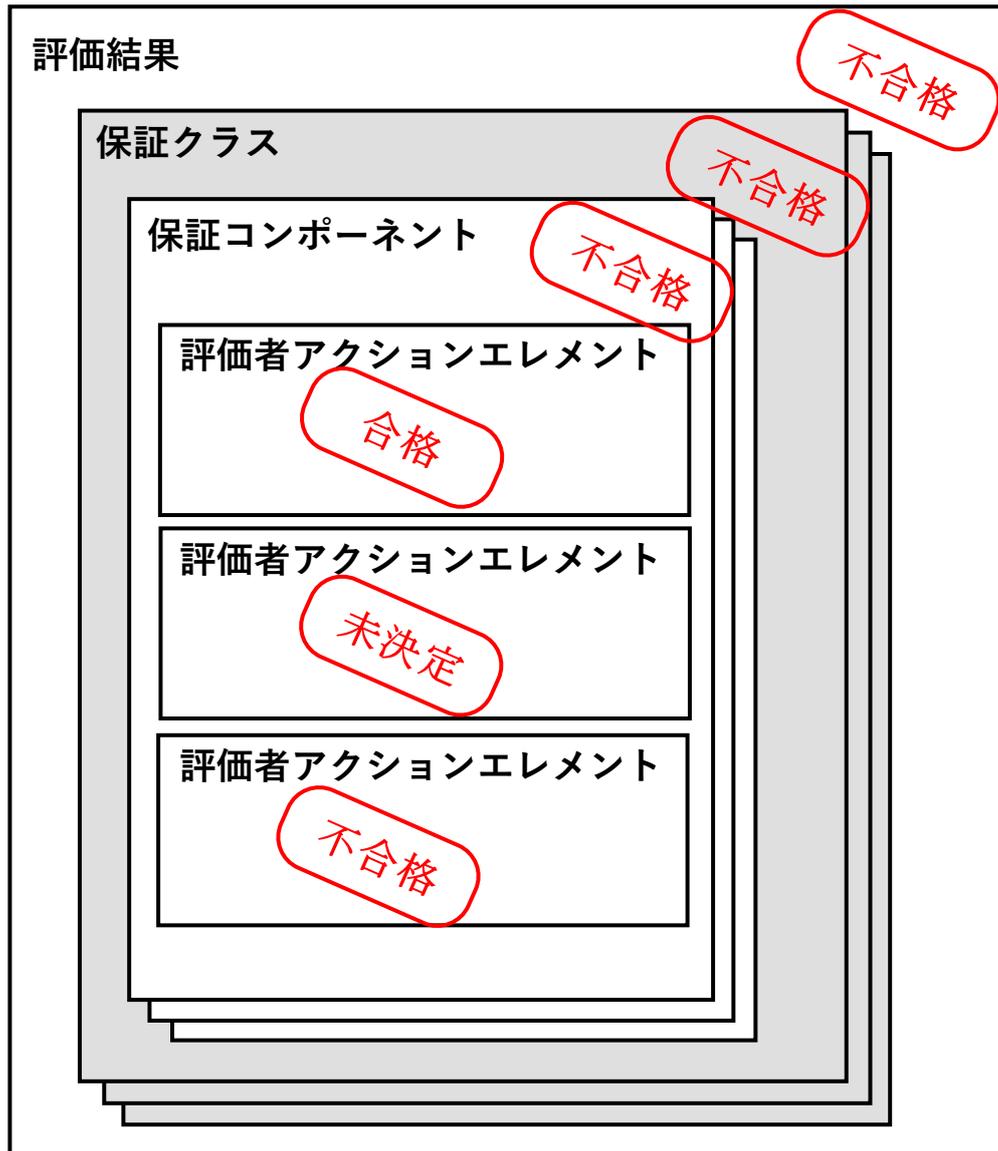


図 3 — 判定割当規則の例

この文書は、次の 3 つの相互に排他的な判定状態を承認する。

- a) 「合格」(pass)判定の条件は、評価者が CC 評価者アクションエレメントを完了し、評価されている PP、ST 又は TOE の要件が満たされていることを決定したと定義される。エレメントが合格するための条件は、次のように定義される。
- 1) 関係する評価方法アクションの構成要素ワークユニットである。
  - 2) これらのワークユニットを実行するために要求される全ての評価証拠が理路整然としており、評価者が十分に、及び完全に全体を理解できる。
  - 3) これらのワークユニットを実行するために要求される全ての評価証拠に、明白な内部不一致又は他の評価証拠との不一致がない。明白なという表現は、ここではワークユニットを実行する際に評価者がこの不一致を検出することを意味し、評価者は、ワークユニットが実行されるたびに、評価証拠全体にわたる完全な一貫性分析を保證するべきではない。

## 評価プロセスと関連タスク

- b) 「不合格」(fail)判定の条件は、評価者が CC 評価者アクションエレメントを完了し、評価されている PP、PP 構成、ST、又は TOE の要件が満たされていないことを決定したこと、証拠が理路整然とされていないこと、あるいは評価証拠内に明白な不一致が検出されたことと定義される。
- c) 全ての判定は、最初は未決定であり、合格又は不合格の判定が割り当てられるまでそのままになっている。

総合判定は、全ての構成要素判定も合格である場合に限り、合格である。図 3 に示す例では、1 つの評価者アクションエレメントの判定が不合格であると、対応する保証コンポーネント、保証クラス、及び総合判定に対する判定も不合格となる。

## 9.2 評価入力タスク

### 9.2.1 目的

このタスクの目的は、評価者が評価に必要な正しいバージョンの評価証拠を利用できることを保証し、適切に保護することである。これがなければ、評価の技術的な正確性が保証されず、繰り返し可能で、再現可能な結果が得られるような方法で評価が実行されることが保証されない。

### 9.2.2 適用上の注釈

必要な評価証拠全てを提供する責任はスポンサーにある。ただし、ほとんどの評価証拠は、スポンサーの代わりに開発者によって作成され、供給される可能性がある。

保証要件は、TOE 全体に適用されるので、TOE の全ての部分に付随する全ての評価証拠は、評価者が入手できる状態となっていなければならない。このような評価証拠の範囲及び要求される内容は、開発者が TOE の各部分に対して持っている管理レベルとは、無関係である。例えば、設計が要求される場合、TOE 設計(ADV\_TDS)要件は、TSF の一部である全てのサブシステムに適用される。さらに、実施されている手続きを要求する保証要件、例えば、CM 能力(ALC\_CMC)と配付(ALC\_DEL)、もまた、TOE 全体(別の開発者によって作成された部分を含む)に適用される。

評価者がスポンサーとともに要求される評価証拠の目録を作成することが推奨される。この目録は、証拠資料への参照セットの場合がある。この目録には評価者が必要な証拠を簡単に見つけられるよう支援する十分な情報(例えば、各文書の簡単な要約、又は少なくとも明確なタイトル、関連する節の指示)を含んでいるべきである。

これは必要な評価証拠内に含まれる情報であり、特定の文書構造ではない。サブアクティビティ用の評価証拠は、別々の文書で提供されるかもしれないし、又は一冊の文書でサブアクティビティの入力要件のいくつかを満たすかもしれない。

評価者は、変更のない正式に発行されたバージョンの評価証拠を必要とする。ただし、例えば評価者が早期に非公式な評定を行うのを助けるために、評価証拠草案が評価中に提供されてもよいが、判定の根拠としては使用されない。以下に挙げるような特定の適切な評価証拠の草案バージョンを参照することが評価者にとって役立つことがある。

- a) テスト証拠資料。評価者がテスト及びテスト手順の早期評定を行えるようにする。
- b) 設計文書。評価者にTOE設計を理解するための背景を提供する。
- c) ソースコード又はハードウェア図面。評価者が開発者の標準の適用を評定できるようにする。

評価証拠草案は、開発とともに TOE の評価が実行される場合に使用される可能性が高い。ただし、評価者によって識別された問題を解決するために、開発者が追加作業を実行する必要がある(例えば、設計又は実装の誤りを修正する)場合、又は既存の証拠資料に提供されていないセキュリティの評価証拠を提供

する(例えば、元の TOE が CC の要件に合致するように開発されていない)場合には、開発済の TOE の評価中に評価証拠草案が使用されることもある。

### 9.2.3 評価証拠サブタスクの管理

#### 9.2.3.1 構成制御

評価者は、評価証拠の構成制御(configuration control)を**実行しなければならない**。

CC では、評価者が評価証拠の各要素を受領した後に、それを識別し所在位置を定めることができること、また文書の特定のバージョンが評価者の所有にあるかどうかを決定することができることを意味する。

評価者は、評価証拠が評価者の所有にある間に、改ざんや損失から、その評価証拠を**保護しなければならない**。

#### 9.2.3.2 処置

制度は、評価完了時点で、評価証拠の処置を制御することができる。評価証拠の処置は、以下の1つ又は複数によって実行されるべきである。

- a) 評価証拠の返却
- b) 評価証拠の保管
- c) 評価証拠の破棄

#### 9.2.3.3 機密性

評価者は、評価の手順において、スポンサー及び開発者の商用機密に関わる情報(例えば、TOE 設計情報、特殊ツール)にアクセスすることができ、また国有機密に関わる情報にアクセスすることができる。制度は、評価証拠の機密性を維持するための評価者に対する要件を強いることができる。スポンサー及び評価者は、制度に一貫性が保たれている限りにおいて追加要件を相互に合意することができる。

機密性要件は、評価証拠の受領、取扱、保管、及び処置を含む評価作業の多くの局面に影響する。

### 9.3 評価サブアクティビティ

評価サブアクティビティは、PP、PP 構成評価と TOE 評価のどちらであるかによって異なる。さらに、TOE 評価の場合、サブアクティビティは選択した保証要件に依存する。

### 9.4 評価出力タスク

#### 9.4.1 目的

この節の目的は、所見報告書(OR)及び評価報告書(ETR)を記述することである。制度においては、個々のワークユニットの報告などの追加の評価者報告を要求することがある。あるいは追加情報を OR 又は ETR に含めることを要求することがある。この国際標準は最低限の情報のみを示しているため、この文書はこれらの報告への情報の追加を排除しない。

一貫した評価結果の報告により、結果の繰返し可能性及び再現可能性における普遍的な原則の達成を容易にすることができる。この一貫性では、ETR 及び OR で報告される情報の種類及び量を扱う。複数の異なる評価における ETR 及び OR の一貫性を保つことは、評価監督機関の責任である。

評価者は、報告の情報内容に対するこの文書の要件を満たすために以下の2つのサブタスクを実行する。

- a) OR サブタスクを記述する(評価の状況において必要な場合)。

## 評価プロセスと関連タスク

b) ETR サブタスクを記述する。

### 9.4.2 評価出力の管理

評価者は、評価監督機関に ETR を提供する。また、提供可能になった時点で全ての OR も提供する。ETR 及び OR の取り扱いの管理に対する要件は、制度によって確立される。この制度には、スポンサー又は開発者への提供を含めることができる。ETR 及び OR には、機密情報又は著作権を持つ情報が含まれることがあり、スポンサーに提供する前に不適切な部分の整理が必要なことがある。

### 9.4.3 適用上の注釈

この文書のこの版では、再評価や再使用を支援するための評価者証拠の提供の要件が明示的に述べられていない。再評価又は再使用のための情報がスポンサーによって要求される場合、評価が実施された制度に相談するべきである。

### 9.4.4 OR サブタスクを記述する

OR は、評価者に(例えば、要件の適用に関する評価監督機関からの)明確化を要求するためのメカニズム、又は評価の局面における問題を識別するためのメカニズムを提供する。

不合格判定の場合、評価者は評価結果を反映する OR を**提供しなければならない**。それ以外の場合、評価者は OR を明確化の必要性を表す 1 つの方法として使用してもよい。

各 OR において、評価者は以下の項目について**報告しなければならない**。

- a) 評価される PP 又は TOE の識別情報
- b) その過程において所見が生成される評価タスク又はサブアクティビティ
- c) 所見
- d) 重大度の評定(例えば、不合格判定を意味する、評価に対する進行を妨げる、評価が完了する前に解決を要求する)
- e) 問題の解決に責任がある組織の識別
- f) 解決に推奨されるタイムテーブル
- g) 所見の解決に失敗した場合の評価への影響の評定

OR の対象読者及び報告を処理する手続きは、報告内容の性質及び制度に依存する。制度は、OR の異なる種類を区別し、あるいは追加の種類を、必要な情報及び提供先に関連する違いによって(例えば、評価監督機関及びスポンサーへの評価 OR)定義することができる。

### 9.4.5 ETR サブタスクを記述する

#### 9.4.5.1 目的

評価者は、判定の技術的な正当性を示すために ETR を**提供しなければならない**。

この文書は ETR に関する最低限の内容の要件を定義するが、制度では、追加の内容及び特定の表象的及び構造的要件を特定することができる。例えば、特定の導入(例えば、権利の放棄、及び著作権についての章)を ETR 内で報告することを、制度にて要求することができる。

ETR の読者は情報セキュリティの一般概念、CC、この文書、評価手法及び IT の知識を持っているものと想定されている。

ETR は、評価が要求された基準に対して行われたことを評価監督機関が確認するのを支援する。しかし、記載された結果が必要な情報の全てを提供しないことがあり、制度によって特に要求される追加情報を必要とすることも予想される。この局面はこの文書の適用範囲外である。

#### 9.4.5.2 PP 評価用の ETR

##### 9.4.5.2.1 一般

この節では、PP 評価用の ETR の最低限の内容を記述する。ETR の内容は、図 4 に示されている。この図は、ETR 文書の構造的概略を構成する際にガイドとして使用することができる。

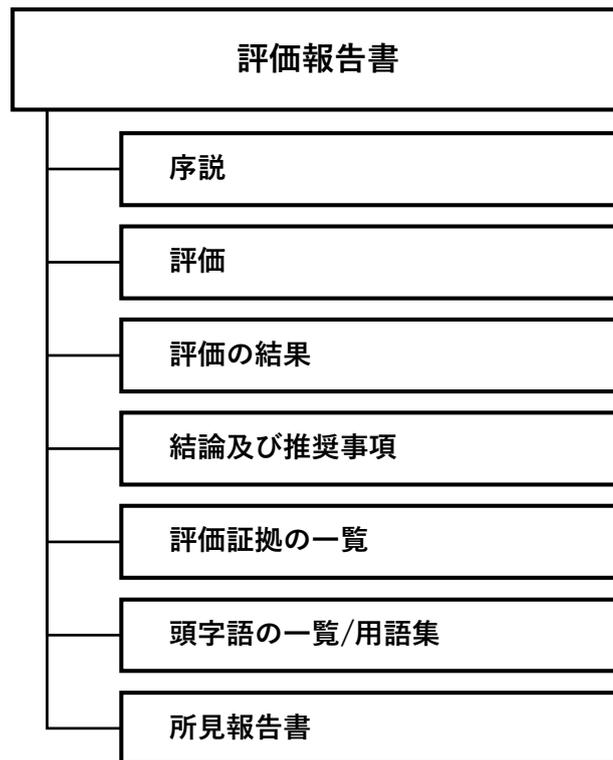


図 4 — PP 評価用の ETR 情報内容

##### 9.4.5.2.2 一般

評価者は、評価制度識別情報を **報告** しなければならない。

評価制度識別情報(例えば、ロゴ)は、評価監督に責任を持つ制度を曖昧さなく識別するために必要な情報である。

評価者は、ETR 構成制御識別情報を **報告** しなければならない。

ETR 構成制御識別情報には、ETR を識別する情報(例えば、名前、日付、及びバージョン番号)が含まれる。

評価者は、PP 構成制御識別情報を **報告** しなければならない。

PP 構成制御識別情報(例えば、名前、日付、及びバージョン番号)は、判定が評価者によって正しく下されたことを評価監督機関が検証する目的で、評価対象を識別するために必要である。

評価者は、開発者の識別情報を **報告** しなければならない。

PP 開発者の識別情報は、PP の作成に責任がある当事者を識別するために必要である。

## 評価プロセスと関連タスク

評価者は、スポンサーの識別情報を **報告しなければならない**。

スポンサーの識別情報は、評価者に評価証拠を提供する責任がある当事者を識別するために必要である。

評価者は、評価者の識別情報を **報告しなければならない**。

評価者の識別情報は、評価を実行し、評価判定に責任がある当事者を識別するために必要である。

### 9.4.5.2.3 評価

評価者は、使用する評価方法、技法、ツール及び基準を **報告しなければならない**。

評価者は、PP の評価に使用する評価基準、方法、及び解釈を参照する。

評価者は、あらゆる評価に関する制約、評価結果の処理に関する制約、及び評価結果に影響する評価の実行中に行われる前提条件を **報告しなければならない**。

評価者は、法律又は法令の側面、組織、機密性に関する情報を含めることができる。

### 9.4.5.2.4 評価の結果

評価者は、対応する評価方法アクションとそれを構成するワークユニットを実行した結果として、APE アクティビティを構成する各保証コンポーネントに対する判定及び裏付ける根拠を **報告しなければならない**。

根拠は、CC、この文書、検査された解釈及び評価証拠を使用して評価を正当化し、評価証拠が基準の各側面をどのように満たすか、又は満たさないかを示す。それは、実行される作業、使用される方法、及び結果からの導出の記述を含む。根拠は評価方法ワークユニットレベルの詳細を提供することができる。

### 9.4.5.2.5 結論及び推奨事項

評価者は、評価の結論、特に CC パート 1 の 13 章の「評価及び評価結果」に定義され、9.1.5 に記述されている判定の割り当てによって決定される総合判定について **報告しなければならない**。

評価者は、評価監督機関に役立つ推奨事項を提供する。これらの推奨事項には、評価中に発見された PP の欠点又は特に役立つ特徴についての言及が含まれる場合がある。

### 9.4.5.2.6 評価証拠の一覧

評価者は、各評価証拠要素について、以下の情報を **報告しなければならない**。

- a) 発行者(例えば、開発者、スポンサー)
- b) タイトル
- c) 一意の参照(例えば、発行日及びバージョン番号)

### 9.4.5.2.7 頭字語の一覧/用語集

評価者は、ETR 内で使用される頭字語又は省略語を **報告しなければならない**。

CC(全パート)又はこの文書ですでに定義された用語は ETR で繰返し定義する必要はない。

### 9.4.5.2.8 所見報告

評価者は、評価中に作成された OR 及びそのステータスを一意に識別する完全な一覧を **報告しなければならない**。

各 OR について、一覧には識別情報及びタイトル又は内容の簡単な要約を含んでいるべきである。

### 9.4.5.3 PP 構成評価用の ETR

#### 9.4.5.3.1 一般

この節では、PP 構成評価用の ETR の最低限の内容を記述する。ETR の内容は、図 5 に示されている。この図は、ETR 文書の構造的アウトラインを構成する際にガイドとして使用することができる。



図 5 — PP 構成評価用の ETR 情報内容

#### 9.4.5.3.2 一般

評価者は、評価制度識別情報を **報告しなければならない**。

評価制度識別情報(例えば、ロゴ)は、評価監督に責任を持つ制度を曖昧さなく識別するために必要な情報である。

評価者は、ETR 構成制御識別情報を **報告しなければならない**。

ETR 構成制御識別情報には、ETR を識別する情報(例えば、名前、日付、及びバージョン番号)が含まれる。

評価者は、PP 構成制御識別情報を **報告しなければならない**。

PP 構成制御識別情報(例えば、名前、日付、及びバージョン番号)は、判定が評価者によって正しく下されたことを評価監督機関が検証する目的で、評価対象を識別するために必要である。

## 評価プロセスと関連タスク

評価者は、開発者の識別情報を**報告しなければならない**。

PP 構成開発者の識別情報は、PP 構成の作成に責任がある当事者を識別するために必要である。

評価者は、スポンサーの識別情報を**報告しなければならない**。

スポンサーの識別情報は、評価者に評価証拠を提供する責任がある当事者を識別するために必要である。

評価者は、評価者の識別情報を**報告しなければならない**。

評価者の識別情報は、評価を実行し、評価判定に責任がある当事者を識別するために必要である。

### 9.4.5.3.3 PP 構成概要

評価者は、その PP 構成の中で使用されている全ての PP 構成のコンポーネントを**報告しなければならない**。

PP 構成のコンポーネントは、少なくとも一つの PP を含み、また PP 構成で使用される他の全ての PP 又は PP モジュールを含む。各 PP モジュールはその PP モジュール基盤の一つを PP 構成に含み、それゆえ関連する PP モジュール基盤の全てのエレメントは PP 構成のコンポーネントとして含まれる。各 PP モジュールの PP モジュール基盤の識別のさらなる詳細については、CC パート 1 の附属書 C を参照。

ETR は PP 構成のコンポーネントの参照を**報告しなければならない**。

PP 構成のコンポーネントの参照には、特定のコンポーネントを一意に識別する情報(例えば、タイトル、日付、及びバージョン番号)が含まれる。

### 9.4.5.3.4 評価

評価者は、使用する評価方法、技法、ツール及び基準を**報告しなければならない**。

評価者は、PP 構成の評価に使用する評価基準、方法、及び解釈を参照する。

評価者は、あらゆる評価に関する制約、評価結果の処理に関する制約、及び評価結果に影響する評価の実行中に行われる前提条件を**報告しなければならない**。

評価者は、法律又は法令の側面、組織、機密性に関する情報を含めることができる。

### 9.4.5.3.5 評価の結果

評価者は、対応する評価方法アクションとそれを構成するワークユニットを実行した結果として、ACE アクティビティを構成する各保証コンポーネントに対する判定及び裏付ける根拠を**報告しなければならない**。

根拠は、CC、この文書、検査された解釈及び評価証拠を使用して評価を正当化し、評価証拠が基準の各側面をどのように満たすか、又は満たさないかを示す。それは、実行される作業、使用される方法、及び結果からの導出の記述を含む。根拠は評価方法ワークユニットレベルの詳細を提供することができる。

### 9.4.5.3.6 結論及び推奨事項

評価者は、評価の結論、特に CC パート 1 の 13 章の「評価及び評価結果」に定義され、9.1.5 に記述されている判定の割り当てによって決定される総合判定について**報告しなければならない**。

評価者は、評価監督機関に役立つ推奨事項を提供する。これらの推奨事項には、評価中に発見された PP 構成の欠点又は特に役立つ特徴についての言及が含まれる場合がある。

#### 9.4.5.3.7 評価証拠の一覧

評価者は、各評価証拠要素について、以下の情報を **報告しなければならない**。

- a) 発行者(例えば、開発者、スポンサー)
- b) タイトル
- c) 一意の参照(例えば、発行日及びバージョン番号)

#### 9.4.5.3.8 頭字語の一覧/用語集

評価者は、ETR 内で使用される頭字語又は省略語を **報告しなければならない**。

CC 又はこの文書ですでに定義された用語は ETR で繰返し定義する必要はない。

#### 9.4.5.3.9 所見報告

評価者は、評価中に作成された OR 及びそのステータスを一意に識別する完全な一覧を **報告しなければならない**。

各 OR について、一覧には識別情報及びタイトル又は内容の簡単な要約を含んでいるべきである。

#### 9.4.5.4 TOE 評価用の ETR

##### 9.4.5.4.1 一般

この節では、TOE 評価用の ETR の最低限の内容を記述する。ETR の内容は、図 6 に示されている。この図は、ETR 文書の構造的概略を構成する際にガイドとして使用することができる。



図 6 — TOE 評価用の ETR 情報内容

## 評価プロセスと関連タスク

### 9.4.5.4.2 一般

評価者は、評価制度識別情報を**報告しなければならない**。

評価制度識別情報(例えば、ロゴ)は、評価監督に責任を持つ制度を曖昧さなく識別するために必要な情報である。

評価者は、ETR 構成制御識別情報を**報告しなければならない**。

ETR 構成制御識別情報には、ETR を識別する情報(例えば、名前、日付、及びバージョン番号)が含まれる。

評価者は、ST 及び TOE 構成制御識別情報を**報告しなければならない**。

ST 及び TOE 構成制御識別情報は、判定が評価者によって正しく下されたことを評価監督機関が検証するために、評価された対象を識別する。

TOE が 1 つ又は複数の PP 要件を満たしていることを ST が要求する場合、ETR は対応する PP/PP 構成参照を**報告しなければならない**。

PP/PP 構成参照には、PP/PP 構成を一意に識別する情報(例えば、タイトル、日付、及びバージョン番号)が含まれる。

評価者は、開発者の識別情報を**報告しなければならない**。

TOE 開発者の識別情報は、TOE の作成に責任がある当事者を識別するために必要である。

評価者は、スポンサーの識別情報を**報告しなければならない**。

スポンサーの識別情報は、評価者に評価証拠を提供する責任がある当事者を識別するために必要である。

評価者は、評価者の識別情報を**報告しなければならない**。

評価者の識別情報は、評価を実行し、評価判定に責任がある当事者を識別するために必要である。

### 9.4.5.4.3 TOE のアーキテクチャ記述

評価者は、該当する場合、TOE 設計(ADV\_TDS)というタイトルの CC 保証ファミリ内に記述されている評価証拠に基づいて TOE 及びその主要なコンポーネントの上位レベル記述を**報告しなければならない**。

この節の目的は、主要コンポーネントのアーキテクチャ上の分離の度合いの特性を表すことである。ST に TOE 設計(ADV\_TDS)要件がない場合、これは該当しないため、満たされているものとみなされる。

### 9.4.5.4.4 評価

評価者は、使用する評価方法、技法、ツール及び基準を**報告しなければならない**。

評価者は、TOE の評価に使用する評価基準、方法、及び解釈又はテストを実行するために使用する装置を参照することができる。これには、派生した評価方法や評価アクティビティの特定とセキュリティターゲットの要求事項への確認(ASE\_CCL 参照)を含む。

評価者は、あらゆる評価に関する制約、評価結果の提供に関する制約及び評価結果に影響する評価の実行中に行われる前提条件を**報告しなければならない**。

評価者は、法律又は法令の側面、組織、機密性に関する情報を含めることができる。

### 9.4.5.4.5 評価の結果

TOE が評価される各アクティビティにおいて、評価者は以下の項目について**報告しなければならない**。

- a) 考慮されるアクティビティのタイトル
- b) 対応する評価方法アクションとそれを構成するワークユニットを実行した結果として、このアクティビティを構成する各保証コンポーネントに対する判定及び裏付ける根拠

根拠は、CC、この文書、ST が要求する派生した評価方法/評価アクティビティ、検査された解釈及び評価証拠を使用して評価を正当化し、評価証拠が基準の各側面をどのように満たすか、又は満たさないかを示す。それは、実行される作業、使用される方法、及び結果からの導出の記述を含む。根拠は評価方法のワークユニットレベルの詳細を提供することができる。

評価者は、ワークユニットが明確に要求される全ての情報を **報告しなければならない**。

AVA 及び ATE アクティビティでは、ETR 内で報告する情報を識別するワークユニットが定義されている。

#### 9.4.5.4.6 結論及び推奨事項

評価者は、TOE が関連する ST を満たしているかどうかに関係する評価の結論、特に CC パート 1「評価結果」に定義され、9.1.5 に記述されている判定の割り当ての適用によって決定される総合判定について **報告しなければならない**。

評価者は、評価監督機関に役立つ推奨事項を提供する。これらの推奨事項には、評価中に発見された IT 製品の欠点又は特に役立つ特徴についての言及が含まれる場合がある。

#### 9.4.5.4.7 評価証拠の一覧

評価者は、各評価証拠要素について、以下の情報を **報告しなければならない**。

- a) 発行者(例えば、開発者、スポンサー)
- b) タイトル
- c) 一意の参照(例えば、発行日及びバージョン番号)

#### 9.4.5.4.8 頭字語の一覧/用語集

評価者は、ETR 内で使用される頭字語又は省略語を **報告しなければならない**。

CC 又はこの文書ですでに定義された用語は ETR で繰返し定義する必要はない。

#### 9.4.5.4.9 所見報告

評価者は、評価中に作成された OR 及びそのステータスを一意に識別する完全な一覧を **報告しなければならない**。

各 OR について、一覧には識別情報及びタイトル又は内容の簡単な要約を含んでいるべきである。

### 10 APE クラス: プロテクションプロファイル評価

#### 10.1 一般

この章では、PP 評価について記述する。PP 評価の要件及び方法は、PP で主張されている EAL(又はその他の保証要件セット)に関係なく各 PP 評価で同一である。この章の評価方法は、CC パート 3 の APE クラスに特定されている PP の要件に基づいている。

この章は、CC パート 1 の附属書 B 及び D とともに使用されるべきである。これらの附属書は、ここでの概念を明確にし、多くの例を提供する。

#### 10.2 認証された PP の評価結果の再使用

1 つ又は複数の認証された PP に基づいている PP を評価している間に、これらの PP が認証されたという事実を再使用できることがある。評価されている PP が、脅威、OSP、セキュリティ対策方針、及び/又はセキュリティ要件を、適合が主張されている PP の脅威、OSP、セキュリティ対策方針、及び/又はセキュリティ要件に追加しない場合は、認証済みの PP の結果の再使用の有用性は大きくなる。評価されている PP に認証済みの PP より多くの内容が含まれている場合、再使用はまったく役に立たない可能性がある。

評価者は、特定の分析又はその分析の一部がすでに PP 評価の一部として実行された場合は、その分析を部分的にしか行わないかまったく行わないことによって、PP 評価結果を再使用できる。これを実行する場合、評価者は PP 内の分析が正しく実行されたことを想定するべきである。

この例としては、適合が主張されている PP にあるセキュリティ要件のセットが含まれており、これらが評価の間に内部的に一貫していることが決定された場合などが該当するだろう。評価されている PP が完全に同じ要件を使用する場合は、ST 評価の間に一貫性分析を繰り返す必要はない。評価されている PP が 1 つ又は複数の要件を追加する場合、又はこれらの要件に基づいて操作を実行する場合は、分析を繰り返す必要がある。ただし、元の要件が内部的に一貫している事実を使用して、この一貫性分析の作業を削減できる場合がある。元の要件が内部的に一貫している場合、評価者は以下の点だけを決定する必要がある。

- a) 全ての新しい及び/又は変更された要件のセットが内部的に一貫している、及び
- b) 全ての新しい及び/又は変更された要件のセットが元の要件と一貫している。

この理由により分析が行われない場合、又は分析が部分的にしか行われない場合、評価者は、それぞれの場合について ETR に注釈を記述する。

#### 10.3 PP 概説(APE\_INT)

##### 10.3.1 サブアクティビティの評価(APE\_INT.1)

###### 10.3.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、PP が正しく識別されているかどうか、及び PP 参照と TOE 概要が相互に一貫しているかどうかを決定することである。

###### 10.3.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) PP

### 10.3.1.3 アクション APE\_INT.1.1E

#### 10.3.1.3.1 一般

CC パート 3 APE\_INT.1.1C: PP 概説は、PP 参照と TOE 概要を含めなければならない。

#### 10.3.1.3.2 ワークユニット: APE\_INT.1-1

評価者は、PP 概説が PP 参照と TOE 概要を含んでいることをチェックしなければならない。

CC パート 3 APE\_INT.1.2C: PP 参照は、PP を一意に識別しなければならない。

#### 10.3.1.3.3 ワークユニット: APE\_INT.1-2

評価者は、PP 参照が PP を一意に識別していることを決定するために、その PP 参照を**検査しなければならない**。

評価者は、PP をその他の PP と簡単に区別できるように、PP 参照が PP 自体を識別することと、さらに PP 参照がその PP の各バージョンも(例えば、バージョン番号及び/又は公表日を含めることによって)一意に識別することを決定する。

PP は、一意の参照をサポートできる何らかの参照方式を持つべきである(例えば、番号、文字、日付の使用)。

CC パート 3 APE\_INT.1.3C: TOE 概要は、TOE の使用法及び主要なセキュリティ機能の特徴を要約しなければならない。

#### 10.3.1.3.4 ワークユニット: APE\_INT.1-3

評価者は、TOE 概要が TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴を記述していることを決定するために、その TOE 概要を**検査しなければならない**。

TOE 概要では、TOE で期待されている使用法と主要なセキュリティ機能の特徴を簡潔に(つまり、数段落で)記述するべきである。TOE 概要は、PP が消費者及び潜在的な TOE 開発者にとって興味あるものであるかどうかを各自がすばやく決定できるようにするべきである。

評価者は、概要が TOE 開発者及び消費者にとって十分に明確であり、各自が意図されている TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴についての一般的な理解を得るために十分な情報が含まれていることを決定する。

CC パート 3 APE\_INT.1.4C: TOE 概要は、TOE 種別を識別しなければならない。

#### 10.3.1.3.5 ワークユニット: APE\_INT.1-4

評価者は、TOE 概要が TOE 種別を識別していることを**チェックしなければならない**。

CC パート 3 APE\_INT.1.5C: TOE 概要は、TOE が利用できる TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを識別しなければならない。

#### 10.3.1.3.6 ワークユニット: APE\_INT.1-5

評価者は、TOE が利用できる TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを TOE 概要が識別していることを決定するために、その TOE 概要を**検査しなければならない**。

ある TOE は単独で実行できるが、別のある TOE(特にソフトウェア TOE)は、動作のために追加のハードウェア、ソフトウェア、又はファームウェアを必要とする。PP のこの節では、PP 作成者は、実行する TOE に対して利用できる全てのハードウェア、ソフトウェア、及び/又はファームウェアを列挙する。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

この識別は、潜在的消費者と TOE 開発者の TOE が列挙されたハードウェア、ソフトウェア、及びファームウェアとともに動作できるかどうかを決定するために、潜在的消費者と TOE 開発者にとって十分に詳細なものにするべきである。

### 10.4 適合主張(APE\_CCL)

#### 10.4.1 サブアクティビティの評価(APE\_CCL.1)

##### 10.4.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、様々な適合主張の有効性を決定することである。これらは、PP が CC、他の PP、及びパッケージに対してどのように適合しているかを記述する。

##### 10.4.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) PP
- b) PP が適合を主張するパッケージ。

##### 10.4.1.3 アクション APE\_CCL.1.1E

###### 10.4.1.3.1 一般

CC パート 3 APE\_CCL.1.1C: 適合主張は、PP が適合を主張する CC の版を識別しなければならない。

###### 10.4.1.3.2 ワークユニット: APE\_CCL.1-1

評価者は、PP が適合を主張する CC の版を適合主張が識別していることを **チェックしなければならない**。

評価者は、この PP を開発するために使用された CC の版を CC 適合主張が識別することを決定する。これには、CC の版番号を含めるべきであり、また、CC の国際的な英語版が使用されなかった場合は、使用された CC の版の言語も含めるべきである。

CC パート 3 APE\_CCL.1.2C: 適合主張は、CC パート 2 に対する PP の適合を CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかとして記述しなければならない。

###### 10.4.1.3.3 ワークユニット: APE\_CCL.1-2

評価者は、CC 適合主張が PP に対する CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかの主張を述べていることを **チェックしなければならない**。

CC パート 3 APE\_CCL.1.3C: 適合主張は、PP の適合を「CC パート 3 適合」又は「CC パート 3 拡張」のいずれかとして記述しなければならない。

###### 10.4.1.3.4 ワークユニット: APE\_CCL.1-3

評価者は、CC 適合主張が PP に対する CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれかの主張を述べていることを **チェックしなければならない**。

CC パート 3 APE\_CCL.1.4C: 適合主張は、拡張コンポーネント定義と一貫していなければならない。

###### 10.4.1.3.5 ワークユニット: APE\_CCL.1-4

評価者は、CC パート 2 に対する CC 適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその CC 適合主張を **検査しなければならない**。

CC 適合主張が CC パート 2 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が機能コンポーネントを定義しないことを決定する。

CC 適合主張が CC パート 2 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張機能コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。

#### 10.4.1.3.6 ワークユニット: APE\_CCL.1-5

評価者は、CC パート 3 に対する CC 適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその CC 適合主張を **検査しなければならない**。

CC 適合主張が CC パート 3 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が保証コンポーネントを定義しないことを決定する。

CC 適合主張が CC パート 3 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張保証コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。

CC パート 3 APE\_CCL.1.5C: 適合主張は、PP が適合を主張する PP 及びパッケージを全て識別しなければならない。

#### 10.4.1.3.7 ワークユニット: APE\_CCL.1-6

評価者は、PP が適合を主張する全ての PP を識別する PP 主張を適合主張が含むことを **チェックしなければならない**。

PP が別の PP に対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、参照される PP が曖昧さなく(例えば、タイトル及びバージョン番号、又は PP の概説に含まれている識別によって)識別されることを決定する。

評価者は、PP への部分的な適合の主張は許可されないことに留意する。

PP の適合種別が完全適合である場合、評価者は、PP が他の PP への適合を主張しないことを決定する。PP の適合種別が完全適合でない場合、評価者は、適合が主張される PP が適合ステートメントで完全適合を要求していないことを決定する。

#### 10.4.1.3.8 ワークユニット: APE\_CCL.1-7

評価者は、識別された機能パッケージごとに、パッケージ定義が完全であることを **チェックしなければならない**。

PP が機能パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、機能パッケージが以下を含むことを確認することによって、パッケージ定義が CC パート 1、9 節「パッケージ」の要件に適合していることを決定する。

- a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージの識別。
- b) セキュリティ機能性の説明を提供する機能パッケージ概要。
- c) パッケージに含まれる機能コンポーネント/要件の選択に関する根拠を提供するコンポーネント根拠。
- d) パッケージが SPD を定義している場合：
  - i. パッケージは、セキュリティ要件根拠を含む。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

- ii. 運用環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。
  - iii. パッケージが直接根拠パッケージの場合、TOE のセキュリティ対策方針の定義は無く、セキュリティ要件根拠は SPD に直接マッピングする。
  - iv. パッケージが直接根拠パッケージでない場合、TOE のセキュリティ対策方針が定義され、セキュリティ対策方針根拠は対策方針を SPD に関してカバーし、セキュリティ要件根拠は要件をセキュリティ対策方針にマッピングする。
- e) 1 つ以上のセキュリティコンポーネント又は要件(機能パッケージの SFR)。
- f) 拡張コンポーネントが特定されている場合、機能パッケージは拡張コンポーネントの定義を含む。

### 10.4.1.3.9 ワークユニット: APE\_CCL.1-8

評価者は、識別された保証パッケージごとに、パッケージ定義が完全であることをチェックしなければならない。

PP が保証パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。もし、保証パッケージが CC パート 5 に含まれる保証パッケージの 1 つを参照している場合、このワークユニットもまた満たされているものと満たされる。評価者は、保証パッケージが以下を含んでいることをチェックすることで、パッケージ定義が CC パート 1、9 節「パッケージ」の要件に適合していることを決定する。

- a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージの識別。
- b) セキュリティ機能性の説明を提供する保証パッケージ概要。
- c) CC パート 3、拡張保証コンポーネント、又はその両方の組み合わせから抜粋した、1 つ以上のセキュリティコンポーネント又は要件(保証パッケージの SAR)。
- d) 保証パッケージは、SPD 又はセキュリティ対策方針を含んではならない。
- e) 拡張コンポーネントが特定されている場合、保証パッケージには拡張コンポーネントの定義が含まれる。
- f) 保証パッケージに含まれる保証コンポーネント/要件を選択する根拠を示す、セキュリティ要件根拠。

CC パート 3 APE\_CCL.1.6C: 適合主張は、機能パッケージに対する PP の適合をパッケージ適合、パッケージ追加又はパッケージ調整のいずれかとして記述しなければならない。

### 10.4.1.3.10 ワークユニット: APE\_CCL.1-9

評価者は、識別された機能パッケージごとに、適合主張がそのパッケージへの適合の主張を、パッケージ適合、パッケージ追加又はパッケージ調整のいずれかとして述べていることをチェックしなければならない。PP が機能パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

パッケージへの適合主張がパッケージ適合を含む場合、評価者は、パッケージに含まれる全ての前提条件、脅威、OSP、セキュリティ対策方針及び SFR が(PP の要求に従って完了すべき、パッケージからの繰返し、詳細化、割付及び選択を許可した後に)PP に同一の形で含まれていることを決定する。

パッケージへの適合主張がパッケージ追加を含む場合、評価者は、パッケージに含まれる全ての前提条件、脅威、OSP、セキュリティ対策方針及び SFR が(PP の要求に従って完了すべき、パッケージからの繰返し、詳細化、割付及び選択を許可した後に)PP に同一の形で含まれていることを決定する。ただし、PP

は、追加の SFR 又は機能パッケージの SFR より階層的に上位の SFR を少なくとも 1 つ持っていないなければならない。

パッケージへの適合主張がパッケージ調整を含む場合、評価者は、パッケージに含まれる全ての前提条件、脅威、OSP、セキュリティ対策方針及び SFR が(PP の要求に従い、パッケージからの繰返し、詳細化、割付及び選択の完了を許可した後に)PP に同一の形で含まれていることを決定する。ただし、PP にはパッケージの SFR のうち、少なくとも一つの選択値が追加されていなければならない。また、機能パッケージの SFR より階層的に上位の SFR を 1 つ以上持っていないとよい。

CC パート 3 APE\_CCL.1.7C: 適合主張は、保証パッケージに対する PP の適合をパッケージ適合又はパッケージ追加のいずれかとして記述しなければならない。

#### 10.4.1.3.11 ワークユニット: APE\_CCL.1-10

評価者は、識別された保証パッケージごとに、適合主張がそのパッケージへの適合の主張を、パッケージ適合又はパッケージ追加のいずれかとして述べていることをチェックしなければならない。

パッケージへの適合主張がパッケージ適合を含む場合、評価者は PP はパッケージに含まれる全ての SAR を含めるが、追加 SAR は含めないことを決定する。

パッケージへの適合主張がパッケージ追加を含む場合、評価者は PP はパッケージに含まれる全ての SAR を含み、追加 SAR を少なくとも 1 つ、又はパッケージ内の SAR の上位階層である SAR を少なくとも 1 つ含むことを決定する。

CC パート 3 APE\_CCL.1.8C: 適合主張は、他の PP に対する PP の適合を PP 適合として記述しなければならない。

#### 10.4.1.3.12 ワークユニット: APE\_CCL.1-11

評価者は、PP が他の PP への適合を主張する場合、その主張が PP 適合として記述されていることをチェックしなければならない。

PP が別の PP に対する適合を主張しない場合、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

CC パート 3 APE\_CCL.1.9C: 適合主張根拠は、TOE 種別が、適合が主張されている PP 内の TOE 種別と一貫していることを実証しなければならない。

#### 10.4.1.3.13 ワークユニット: APE\_CCL.1-12

評価者は、TOE の TOE 種別が各 PP の全ての TOE 種別と一貫していることを決定するために適合主張根拠を検査しなければならない。

PP が別の PP に対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

種別間の関係は、簡単なもの(別のファイアウォール PP に対する適合を主張しているファイアウォール PP)、又はより複雑なもの(複数の他の PP に対する適合を同時に主張しているスマートカード PP(統合された回路に対する PP、スマートカード OS に対する PP、及びスマートカード上の 2 つのアプリケーションに対する 2 つの PP))である可能性がある。

CC パート 3 APE\_CCL.1.10C: 適合主張根拠は、セキュリティ課題定義のステートメントが、適合が主張されている PP 及び機能パッケージ内のセキュリティ課題定義のステートメントと一貫していることを実証しなければならない。

### 10.4.1.3.14 ワークユニット: APE\_CCL.1-13

評価者は、適合が主張されている PP の適合ステートメントを考慮し、セキュリティ課題定義のステートメントが、適合が主張されている PP 及び機能パッケージに記載されているセキュリティ課題定義のステートメントと一貫していることを実証することを決定するために、適合主張根拠を **検査しなければなら**ない。

評価されている PP が別の PP 又は機能パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

適合主張が機能パッケージを含む場合、評価者は、評価されている PP のセキュリティ課題定義が、全ての機能パッケージの全ての前提条件、脅威及び OSP から構成されていることを決定する。

完全適合、正確適合及び論証適合という用語は、CC パート 1 で定義されている。

パッケージが使用される場合、以下のパラグラフで定義される正確適合及び論証適合に関する規則は、パッケージから取り出される SPD 記述にも適用される。

適合ステートメントで正確適合又は論証適合を特定する PP は、適合ステートメントで正確適合又は論証適合を要求する他の PP に対してのみ適合を主張できるので、以下のパラグラフで扱うのはこれらの場合だけであることに注意。適合が主張されている PP によって正確適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は次の状態であるかどうかを決定する。

- a) 評価されている PP 内の脅威は、適合が主張されている PP 内の脅威のスーパーセットであるか、その PP 内の脅威と同一である。
- b) 評価されている PP 内の OSP は、適合が主張されている PP 内の OSP のスーパーセットであるか、その PP 内の OSP と同一である。
- c) 適合を主張している PP 内の前提条件は、次の 2 項目で説明される 2 つの例外を除き、適合が主張されている PP 内の前提条件と同一である。
  - 適合が主張されている PP からの前提条件(又は前提条件の一部)は、この前提条件(又は前提条件の一部)に対処する運用環境のセキュリティ対策方針の全てが、TOE のセキュリティ対策方針に置き換えられる場合、除外することができる。
  - 新しい前提条件が、適合が主張されている PP 内の TOE のセキュリティ対策方針によって対処されることが意図されている脅威(又は脅威の一部)を軽減せず、適合が主張されている PP 内の TOE のセキュリティ対策方針によって対処されることが意図されている OSP(又は OSP の一部)を満たさないことを正当化する理由が示される場合、適合が主張されている PP で定義された前提条件に、前提条件を追加することができる。

以下の議論は、PP が適合を主張する他の PP の前提条件を除外したり、新たな前提条件を追加する場合の動機と例を示す：

- 前提条件を除外する例: 適合が主張されている PP は、運用環境が TOE の外部インタフェースに送信されるデータの不正な改変又は傍受を防ぐということを述べる前提条件を含むことができる。これは、TOE が、このインタフェースで、平文で完全性保護なしのデータを受け入れ、攻撃者によるこれらのデータへのアクセスを防ぐセキュアな運用環境に設置されると想定される場合に当てはまる。そして、前提条件は、適合が主張されている PP 内で、このインタフェースで交換したデータが、運用環境での適切な手段によって保護されていると述べる運用環境のセキュリティ対策方針にマッピングされる。この PP への適合を主張する PP が、例えば、このインタフェースを経由して転送された全てのデータの暗号化と完全性保護のためのセキュアなチャネルを供給することによって、TOE 自身がこれらのデータを保護すると述べる追加のセキュリティ対策方針を持つ、更にセキュアな

TOE を定義する場合、対応する運用環境のセキュリティ対策方針と前提条件は、適合を主張する PP から除外することができる。これはまた、対策方針が運用環境から TOE に再割付されるので、対策方針の再割付と呼ばれる。この TOE は、除外した前提条件を満たす運用環境においてなおもセキュアであり、そのため、適合が主張されている PP をやはり満たすという点に注意のこと。

- 前提条件を追加する例: この例では、適合が主張されている PP が「ファイアウォール」型の TOE に対する要件を特定するよう設計されており、他の PP 作成者は、ファイアウォールを実装する TOE に対するこの PP への適合を主張したいと願うが、TOE は更に VPN(仮想プライベートネットワーク)コンポーネントの機能性も提供する。VPN 機能性については、TOE は暗号鍵を必要とし、これらの鍵も運用環境によってセキュアに処理される必要がある(例えば、対称鍵が、ネットワーク接続をセキュアにするために使われ、そのため、ネットワークの他のコンポーネントに対してセキュアな方法で提供される必要がある場合)。この場合、VPN によって使われる暗号鍵が、運用環境によってセキュアに処理されるという前提条件を追加するのは許容できる。この前提条件は、適合が主張されている PP の脅威や OSP に対処しないので、上記に述べた状況を満たす。
- 前提条件を追加する反例: 最初の例の変形として、適合が主張されている PP がそのインタフェースの 1 つに対してセキュアなチャンネルを提供するための TOE のセキュリティ対策方針を既に含んでおり、この対策方針はこのインタフェース上のデータの不正な改変又は読み取りの脅威にマッピングされる。この場合、この PP への適合を主張する他の PP が、運用環境がこのインタフェース上のデータを改変や不正なデータの読み取りから保護すると想定する運用環境の前提条件を追加することは明らかに許可されない。この前提条件は TOE によって対処されることが意図されている脅威を低減する。従って、この前提条件を追加した PP を満たす TOE は、適合が主張されている PP を自動的に満たさず、よって、この追加は許可されない。
- 前提条件を追加する 2 つ目の反例: ファイアウォールを実装する TOE の上記の例において、TOE が信頼できるデバイスにのみ接続するという一般的な前提条件を追加することは許容できない。というのは、これは明らかにファイアウォールに関する本質的な脅威(つまり、フィルタにかける必要のある信頼できない IP トラフィックがある)を取り除くからである。従って、この追加は許可されない。

適合が主張されている PP によって論証適合が要求されている場合、評価されている PP のセキュリティ課題定義のステートメントが、適合が主張されている PP 内のセキュリティ課題定義のステートメントと同等又はより制限的であることを適合主張根拠が実証できることを決定するために、評価者はその適合主張根拠を検査する。

このため、適合主張根拠は、適合を主張する PP 内のセキュリティ課題定義が、適合が主張されている PP 内のセキュリティ課題定義と同等(又はより制限的)であると実証する必要がある。これは以下のことを意味する。

- 適合を主張する PP 内のセキュリティ課題定義を満たす全ての TOE は、適合が主張されている PP 内のセキュリティ課題定義も満たす。これはまた、適合が主張されている PP 内に定義された脅威を実現したり、適合が主張されている PP 内に定義された OSP を侵害したりする各事象が、適合を主張する PP 内に述べられた脅威を実現したり、適合を主張する PP 内に定義された OSP を侵害したりすることを実証することによって、間接的に示される。適合を主張する PP 内に述べられた OSP を満たすことは、適合が主張される PP 内に述べられた脅威を防ぐことができ、又は、適合を主張する PP 内に述べられた脅威を防ぐことは、適合が主張されている PP 内に述べられた OSP を満たすことができるので、脅威と OSP はお互いに代用できる点に注意のこと。
- 適合が主張されている PP 内のセキュリティ課題定義を満たす全ての運用環境は、適合を主張する PP 内のセキュリティ課題定義も満たす(次の項目の 1 つの例外を除く)。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

- 適合が主張されている PP の SPD への適合を実証するために必要とされる、適合を主張する PP 内の前提条件のセットのほかに、適合を主張する PP は、更に前提条件を特定することができる。ただし、これらの追加の前提条件が、適合が主張されている PP 内に定義されたセキュリティ課題定義から独立しており、影響を与えない場合に限る。更に詳しくは、適合が主張されている PP に従い、TOE によって対抗する必要がある TOE への脅威を除外する適合を主張する PP 内の前提条件はない。同様に、適合が主張されている PP に従い、TOE によって満たされることが意図されている、適合が主張されている PP 内に述べられた OSP の側面を実現した、適合を主張する PP 内の前提条件はない。

CC パート 3 APE\_CCL.1.11C: 適合主張根拠は、セキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている PP 及び機能パッケージ内のセキュリティ対策方針のステートメントと一貫していることを実証しなければならない。

### 10.4.1.3.15 ワークユニット: APE\_CCL.1-14

評価者は、適合が主張されている PP の適合ステートメントを考慮し、セキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている PP 及び機能パッケージのセキュリティ対策方針のステートメントと一貫していることを決定するために、適合主張根拠を**検査しなければならない**。

PP が別の PP 又は機能パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

もし、何らかの機能パッケージへの適合が主張された場合、評価者は、評価されている PP のセキュリティ対策方針が、適合が主張された全ての機能パッケージの全てのセキュリティ対策方針を含むことを決定する。

パッケージが使用される場合、以下のパラグラフで定義される正確適合及び論証適合に関する規則は、パッケージから取り出されるセキュリティ対策方針にも適用される。

PP は、適合ステートメントで正確適合又は論証適合を要求する他の PP に対してのみ適合を主張できるので、以下のパラグラフで扱うのはこれらの場合だけであることに注意。適合が主張されている PP によって正確適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は次の状態であるかどうかを決定する。

- 適合が主張されている PP の TOE のセキュリティ対策方針の全てが評価されている PP に含まれている。評価されている PP に TOE のセキュリティ対策方針を追加できる点に注意のこと。
- 適合を主張する PP 内の運用環境のセキュリティ対策方針は、次の 2 項目で説明される 2 つの例外を除き、適合が主張されている PP 内の運用環境のセキュリティ対策方針と同一である。
- 適合が主張されている PP からの運用環境のセキュリティ対策方針(又はそのようなセキュリティ対策方針の一部)は、TOE に対して述べられた同じセキュリティ対策方針(の一部)に置き換えられる。
- 新しいセキュリティ対策方針が、適合が主張されている PP 内の TOE のセキュリティ対策方針によって対処されることが意図されている脅威(又は脅威の一部)を軽減せず、適合が主張されている PP 内の TOE のセキュリティ対策方針によって対処されることが意図されている OSP(又は OSP の一部)を満たさないことを正当化する理由が示される場合、適合が主張されている PP 内に定義されたセキュリティ対策方針に運用環境のセキュリティ対策方針を追加することができる。

適合が主張されている PP から運用環境のセキュリティ対策方針を除外した、又は、運用環境のセキュリティ対策方針を新しく追加した、他の PP への適合を主張する PP を検査する際、評価者は、上記の条件が満たされているかどうかを慎重に決定しなければならない。前述のワークユニットにおける前提条件の事例は、ここでも有効である。

適合が主張されている PP によって論証適合が要求されている場合、評価されている PP のセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている PP 内のセキュリティ対策方針のステートメントと同等又はより制限的であることを適合主張根拠が実証できることを決定するために、評価者はその適合主張根拠を検査する。

このため、適合主張根拠は、適合を主張する PP 内のセキュリティ対策方針が、適合が主張されている PP 内のセキュリティ対策方針と同等(又はより制限的)であると実証する必要がある。これは以下のことを意味する。

- a) 適合を主張する PP 内の TOE のセキュリティ対策方針を満たす全ての TOE は、適合が主張されている PP 内の TOE のセキュリティ対策方針も満たす。
- b) 適合が主張されている PP 内の運用環境のセキュリティ対策方針を満たす全ての運用環境は、適合を主張する PP 内の運用環境のセキュリティ対策方針も満たす(次の項目の 1 つの例外を除く)。
- c) 適合が主張されている PP 内に定義されたセキュリティ対策方針のセットへの適合を実証するために使われる、適合を主張する PP 内の運用環境のセキュリティ対策方針のセットのほかに、適合を主張する PP は、更に運用環境のセキュリティ対策方針を特定することができる。ただし、これらのセキュリティ対策方針が、適合が主張されている PP 内に定義された、元々の TOE のセキュリティ対策方針のセットにも、運用環境のセキュリティ対策方針のセットにも影響しない場合に限る。

CC パート 3 APE\_CCL.1.12C: 適合主張根拠は、セキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP 及び機能パッケージ内のセキュリティ要件のステートメントと一貫していることを実証しなければならない。

#### 10.4.1.3.16 ワークユニット: APE\_CCL.1-15

評価者は、適合が主張されている PP の適合ステートメントを考慮し、セキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP 及び機能パッケージに記載された全てのセキュリティ要件と一貫していることを決定するために、PP を **検査しなければならない**。

PP が別の PP 又は機能パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

もし、何らかの機能パッケージへの適合が主張される場合、評価者は、評価されている PP の SFR が、適合が主張される全ての機能パッケージの全ての SFR(又は上位階層の SFR)を含むかどうかを決定する。

パッケージが使用される場合、以下のパラグラフで定義される正確適合及び論証適合に関する規則は、パッケージから取り出される SFR に対しても適用される。

PP は、適合ステートメントで正確適合又は論証適合を要求する他の PP に対してのみ適合を主張できるので、以下のパラグラフで扱うのはこれらの場合だけであることに注意。

適合が主張されている PP によって正確適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は、評価されている PP 内のセキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP 内のセキュリティ要件のステートメントのスーパーセットであるか、又はその PP 内のセキュリティ要件のステートメントと同一であることを決定する(正確適合の場合)。

適合が主張されている PP によって論証適合が要求されている場合、評価されている PP のセキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP 内のセキュリティ要件のステートメントと同等又はより制限的であることを適合主張根拠が実証できることを決定するために、評価者はその適合主張根拠を検査する。

次を参照のこと。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

- **SFR:** 適合を主張する PP 内の適合根拠は、適合を主張する PP 内の SFR によって定義された要件の全体的なセットが、適合が主張される PP 内の SFR によって定義された要件の全体的なセットと同等 (又はより制限的) であると実証しなければならない。これは、適合を主張する PP 内の全ての SFR のセットによって定義された要件を満たす全ての TOE が、適合が主張されている PP 内の全ての SFR のセットによって定義された要件も満たすことを意味する。
- **SAR:** 適合を主張する PP は、適合が主張される PP 内の全ての SAR を含まなければならないが、追加の SAR を主張すること、又は、SAR をより上位階層の SAR で置き換えることができる。適合を主張する PP 内の操作の完了は、適合が主張されている PP 内の操作の完了と一貫していなければならない。適合が主張されている PP 内と同じ完了が適合を主張する PP 内でも使われるか、SAR をより制限的にした完了(詳細化の規則が適用される)かのどちらかである。

CC パート 3 APE\_CCL.1.13C: 適合ステートメントは、PP に対する任意の PP/ST に必要とされる適合を、完全 PP 適合、正確 PP 適合又は論証 PP 適合のいずれかとして記述しなければならない。

### 10.4.1.3.17 ワークユニット: APE\_CCL.1-16

評価者は、PP 適合ステートメントが、完全 PP 適合、正確 PP 適合又は論証 PP 適合の主張を述べていることをチェックしなければならない。

CC パート 3 APE\_CCL.1.14C: 完全適合 PP の場合、適合ステートメントには、評価されている PP と組み合わせ、完全適合を主張することが許される PP のセットを(もしあれば)識別する、併用許可ステートメントが含まれなければならない。

### 10.4.1.3.18 ワークユニット: APE\_CCL.1-17

評価者は、評価対象の PP と組み合わせ、(ST 又は PP 構成における)完全適合を主張することが許される PP のセットを列挙する併用許可ステートメントを含んでいることを決定するために、適合ステートメントをチェックしなければならない。

PP が適合ステートメントで完全適合を要求しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

PP が他の PP との組み合わせによる完全適合の主張を許さない場合、PP のリストは必要なく、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

併用許可ステートメントの使用法は、ポリシーの問題であり、ここでは扱わない。評価者は、リストが存在するかどうかを決定する以外に、他のアクションはない。

CC パート 3 APE\_CCL.1.15C: 完全適合 PP の場合、適合ステートメントには、PP 構成において評価されている PP と組み合わせ、使用することが許可される PP モジュールのセットを(もしあれば)識別する、併用許可ステートメントが含まれなければならない。

### 10.4.1.3.19 ワークユニット: APE\_CCL.1-18

評価者は、評価対象の PP と組み合わせ、(ST 又は PP 構成における)完全適合を主張することが許される PP モジュールのセットを列挙する併用許可ステートメントを含んでいることを決定するために、適合ステートメントをチェックしなければならない。

PP が適合ステートメントで完全適合を要求しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

PP が他の PP モジュールとの組み合わせによる完全適合の主張を許さない場合、PP モジュールのリストは必要なく、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

併用許可ステートメントの使用法は、ポリシーの問題であり、ここでは扱わない。評価者は、リストが存在するかどうかを決定する以外に、他のアクションはない。

CC パート 3 APE\_CCL.1.16C: 適合ステートメントは、評価されている PP で使用されなければならない派生した評価方法と評価アクティビティのセットを(もしあれば)識別しなければならない。このリストには以下のものが含まれなければならない。

- 評価されている PP に特定された評価方法及び評価アクティビティ
- 評価されている PP が適合を主張する PP の適合ステートメントで特定された評価方法及び評価アクティビティ
- 評価されている PP が適合を主張するパッケージのセキュリティ要件の節で特定された評価方法と評価アクティビティ

### 10.4.1.3.20 ワークユニット: APE\_CCL.1-19

評価者は、以下を決定するために、評価されている PP の適合ステートメントを **チェックしなければならない**。

- a) 派生した評価方法と評価アクティビティが、PP が適合を主張する他の項目で要求されている場合、PP 自体が要求する派生した評価方法と評価アクティビティとともに、評価されている PP で全て識別されていること。
- b) 派生した評価方法と評価アクティビティのリストが、リストの全てのメンバーを明確に識別し、場所を特定するために、十分に構造化され詳細であること。
- c) 識別された評価方法と評価アクティビティの範囲に重複がある場合(すなわち、CC パート 4 に記述されているような重複が存在する場合)、結果として得られる評価方法と評価アクティビティのセットの根拠は、評価されている PP によって記述されている TOE に適用される。

このワークユニットの意図は、評価されている PP への適合を主張する TOE を評価する際に、正しい評価方法と評価アクティビティを使用できることを保証することである。つまり、PP の識別では、個々の評価アクティビティが列挙されている評価方法に明確に含まれている場合は、それらを列挙する必要はない。同様に、複数の評価方法と評価アクティビティが一つの文書に含まれている場合、評価されている PP に適用される評価方法と評価アクティビティを明確に識別することができる限り、その文書を参照すれば十分である。

例：ある文書に、異なるユースケースに適用される複数の異なる評価方法が列挙されている場合、その文書を参照するだけでは十分ではなく、対応するユースケースもまた識別される必要がある。

## 10.5 セキュリティ課題定義(APE\_SPD)

### 10.5.1 サブアクティビティの評価(APE\_SPD.1)

#### 10.5.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE 及び TOE の運用環境によって対処されることが意図されているセキュリティ課題が明確に定義されていることを決定することである。

#### 10.5.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) PP

### 10.5.1.3 アクション APE\_SPD.1.1E

#### 10.5.1.3.1 一般

CC パート 3 APE\_SPD.1.1C: セキュリティ課題定義は、脅威を記述しなければならない。

#### 10.5.1.3.2 ワークユニット: APE\_SPD.1-1

評価者は、セキュリティ課題定義が脅威を記述していることを**チェックしなければならない**。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び/又は OSP からのみ導き出される場合、脅威のステートメントを PP に提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、セキュリティ課題定義が TOE 及び/又は TOE の運用環境によって対抗する必要がある脅威を記述していることを決定する。

PP によってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する脅威が存在する可能性があることに注意。

CC パート 3 APE\_SPD.1.2C: 全ての脅威は、脅威エージェント、資産、及び有害なアクションの観点から記述しなければならない。

#### 10.5.1.3.3 ワークユニット: APE\_SPD.1-2

評価者は、全ての脅威が脅威エージェント、資産、及び有害なアクションの観点から記述されていることを決定するために、セキュリティ課題定義を**検査しなければならない**。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び OSP からのみ導き出される場合、脅威のステートメントを PP に提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

脅威エージェントは、技能、資源、機会、及び動機などの側面によって、さらに詳細に記述することができる。

CC パート 3 APE\_SPD.1.3C: セキュリティ課題定義は、組織のセキュリティ方針(OSP)を記述しなければならない。

#### 10.5.1.3.4 ワークユニット: APE\_SPD.1-3

評価者は、セキュリティ課題定義が OSP を記述していることを**検査しなければならない**。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び/又は脅威からのみ導き出される場合、OSP を PP に提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、TOE 及び/又は TOE の運用環境が従う必要がある規則又はガイドラインの観点から OSP ステートメントが作成されることを決定する。

評価者は、各 OSP が明確に理解できるように十分な詳細が説明及び/又は解釈が行われていることを決定する。セキュリティ対策方針の追跡を可能とするために方針ステートメントの明確な提示が必要である。

PP によってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する OSP が存在する可能性があることに注意。

CC パート 3 APE\_SPD.1.4C: セキュリティ課題定義は、TOE の運用環境についての前提条件を記述しなければならない。

### 10.5.1.3.5 ワークユニット: APE\_SPD.1-4

評価者は、セキュリティ課題定義が TOE の運用環境についての前提条件を記述していることを決定するために、その定義を**検査しなければならない**。

前提条件がない場合、このワークユニットは、該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、TOE の運用環境についてのそれぞれの前提条件が十分に詳細に説明されていて、消費者は各自の運用環境が前提条件と一致していることを決定できることを決定する。前提条件が明確に理解されていない場合、TOE がセキュアな方法で機能しない運用環境で使用される結果となる場合がある。

## 10.6 セキュリティ対策方針(APE\_OBJ)

### 10.6.1 サブアクティビティの評価(APE\_OBJ.1)

#### 10.6.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、運用環境のセキュリティ対策方針が明確に定義されているかどうかを決定することである。

#### 10.6.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

##### a) PP

### 10.6.1.3 アクション APE\_OBJ.1.1E

#### 10.6.1.3.1 一般

CC パート 3 APE\_OBJ.1.1C: セキュリティ対策方針のステートメントは、**運用環境のセキュリティ対策方針を記述しなければならない**。

#### 10.6.1.3.2 ワークユニット: APE\_OBJ.1-1

評価者は、セキュリティ対策方針のステートメントが運用環境のセキュリティ対策方針を定義していることを**チェックしなければならない**。

評価者は、運用環境のセキュリティ対策方針が識別されていることをチェックする。

CC パート 3 APE\_OBJ.1.2C: セキュリティ対策方針根拠は、**運用環境の各セキュリティ対策方針を、そのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威、そのセキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びそのセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡しなければならない**。

#### 10.6.1.3.3 ワークユニット: APE\_OBJ.1-2

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、運用環境のセキュリティ対策方針を、セキュリティ対策方針によって対抗される脅威、セキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡することを**チェックしなければならない**。

運用環境の各セキュリティ対策方針は、脅威、OSP、前提条件、あるいは脅威、OSP、及び/又は前提条件の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威、OSP、又は前提条件にまでさかのぼらなければならない。

運用環境のセキュリティ対策方針が脅威、OSP 又は前提条件の少なくとも 1 つにさかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は運用環境のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

根拠のこの追跡要素を配置しなければならない場所に決まりはない。例えば、セキュリティの議論をより明確で読みやすくするために、関連する部分を各脅威、OSP 及び前提条件の下に配置することができる。

CC パート 3 APE\_OBJ.1.3C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境のセキュリティ対策方針が全ての前提条件を充足することを実証しなければならない。

### 10.6.1.3.4 ワークユニット: APE\_OBJ.1-3

評価者は、運用環境に対する各前提条件について、運用環境のセキュリティ対策方針がその前提条件を充足するのに適していることを示す適切な正当化を、セキュリティ対策方針根拠が含んでいることを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

運用環境のセキュリティ対策方針が前提条件にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、前提条件にまでさかのぼる全ての運用環境のセキュリティ対策方針が達成される場合、運用環境は前提条件を充足する)ことを実証することを決定する。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件にまでさかのぼる運用環境の各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に前提条件を充足する運用環境に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において、各前提条件に関連する運用環境のセキュリティ対策方針を単に列挙することは、正当化の一部ではあっても、それ自体では正当化とはならないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「セキュリティ対策方針 X は前提条件 Y を直接充足する」というような最小限のものでよい。

## 10.6.2 サブアクティビティの評価(APE\_OBJ.2)

### 10.6.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、セキュリティ対策方針が適切かつ完全にセキュリティ課題定義を扱うかどうか、及び TOE 及びその運用環境の間でのこの課題に対する分担が明確に定義されていることを決定することである。

### 10.6.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

#### a) PP

### 10.6.2.3 アクション APE\_OBJ.2.1E

#### 10.6.2.3.1 一般

CC パート 3 APE\_OBJ.2.1C: セキュリティ対策方針のステートメントは、TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針を記述しなければならない。

#### 10.6.2.3.2 ワークユニット: APE\_OBJ.2-1

評価者は、セキュリティ対策方針のステートメントが TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針を定義していることを**チェックしなければならない**。

評価者は、セキュリティ対策方針の両カテゴリが明確に識別されており、他のカテゴリから分離されていることをチェックする。

CC パート 3 APE\_OBJ.2.2C: セキュリティ対策方針根拠は、TOE の各セキュリティ対策方針を、そのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威及びそのセキュリティ対策方針によって実施される OSP までさかのぼって追跡しなければならない。

#### 10.6.2.3.3 ワークユニット: APE\_OBJ.2-2

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、TOE の全てのセキュリティ対策方針を、対策方針によって対抗される脅威及び/又は対策方針によって実施される OSP まで、さかのぼって追跡することを**チェックしなければならない**。

TOE の各セキュリティ対策方針は、脅威と OSP のいずれか、あるいは脅威と OSP の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威又は OSP にまでさかのぼらなければならない。オプション要件では、脅威/OSP を特定することが要求される場合があり、これらの SPD エレメントに関連するセキュリティ対策方針もこのワークユニットの対象となる。

TOE のセキュリティ対策方針が脅威又は OSP の少なくとも 1 つにさかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は TOE のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 APE\_OBJ.2.3C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境の各セキュリティ対策方針を、そのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威、そのセキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びそのセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡しなければならない。

#### 10.6.2.3.4 ワークユニット: APE\_OBJ.2-3

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、運用環境のセキュリティ対策方針を、セキュリティ対策方針によって対抗される脅威、セキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡することを**チェックしなければならない**。

運用環境の各セキュリティ対策方針は、脅威、OSP、前提条件、あるいは脅威、OSP、及び/又は前提条件の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威、OSP、又は前提条件にまでさかのぼらなければならない。

運用環境のセキュリティ対策方針が脅威、OSP 又は前提条件の少なくとも 1 つにさかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は運用環境のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 APE\_OBJ.2.4C: セキュリティ対策方針根拠は、セキュリティ対策方針が全ての脅威に対抗することを**実証**しなければならない。

#### 10.6.2.3.5 ワークユニット: APE\_OBJ.2-4

評価者は、各脅威について、セキュリティ対策方針がその脅威に対抗するために適していることをセキュリティ対策方針根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査**しなければならない。

脅威にまでさかのぼるセキュリティ対策方針が一つもない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、脅威に対する正当化が脅威の除去、軽減、又は緩和が行われたかどうかを示すことを決定する。

評価者は、脅威に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、脅威にまでさかのぼる全てのセキュリティ対策方針が達成される場合、脅威は除去されるか、十分に軽減されるか、脅威の影響が十分に緩和される)ことを実証することを決定する。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

セキュリティ対策方針根拠において提供される脅威に対するセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それ自体では正当化を構成しないことに注意すること。セキュリティ対策方針が、特定の脅威が実現されることを妨げる意図を反映しただけのステートメントである場合であっても、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針 X が脅威 Y に直接対抗する」のように最小になる可能性がある。

評価者は、脅威にまでさかのぼる各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に脅威の除去、軽減、又は緩和に寄与する)ことも決定する。

CC パート 3 APE\_OBJ.2.5C: セキュリティ対策方針根拠は、セキュリティ対策方針が全てのOSP を実施することを実証しなければならない。

### 10.6.2.3.6 ワークユニット: APE\_OBJ.2-5

評価者は、各OSP に対して、セキュリティ対策方針がそのOSP を実施するために適していることをセキュリティ対策方針根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

OSP にまでさかのぼるセキュリティ対策方針が一つもない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、OSP に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、そのOSP にまでさかのぼる全てのセキュリティ対策方針が達成される場合、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。

評価者は、OSP にまでさかのぼる各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際にOSP の実施に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において提供されるOSP に対するセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。セキュリティ対策方針が、特定のOSP を実施する意図を反映しただけのステートメントである場合、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針 X がOSP Y を直接実施する」のように最小になる可能性がある。

CC パート 3 APE\_OBJ.2.6C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境のセキュリティ対策方針が全ての前提条件を充足することを実証しなければならない。

### 10.6.2.3.7 ワークユニット: APE\_OBJ.2-6

評価者は、運用環境に対する各前提条件について、運用環境のセキュリティ対策方針がその前提条件を充足するのに適していることを示す適切な正当化を、セキュリティ対策方針根拠が含んでいることを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

運用環境のセキュリティ対策方針が前提条件にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、前提条件にまでさかのぼる全ての運用環境のセキュリティ対策方針が達成される場合、運用環境は前提条件を充足する)ことを実証することを決定する。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件にまでさかのぼる運用環境の各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に前提条件を充足する運用環境に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において記述される、前提条件に対する運用環境のセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。運用環境のセキュリティ対策方針が、前提条件の単なる再記述である場合であっても、正当化が必要で

あるが、この正当化は「セキュリティ対策方針 X は前提条件 Y を直接充足する」のように最小になる可能性がある。

## 10.7 拡張コンポーネント定義(APE\_ECD)

### 10.7.1 サブアクティビティの評価(APE\_ECD.1)

#### 10.7.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、拡張コンポーネントが明確に、曖昧さなく定義されているかどうか、及びそれが必要であるかどうか、つまり既存の CC パート 2 又は CC パート 3 のコンポーネントを使用して明確に表現される可能性がないかどうかを決定することである。

#### 10.7.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、PP である。

#### 10.7.1.3 アクション APE\_ECD.1.1E

##### 10.7.1.3.1 一般

CC パート 3 APE\_ECD.1.1C: セキュリティ要件のステートメントは、全ての拡張セキュリティ要件を識別しなければならない。

##### 10.7.1.3.2 ワークユニット: APE\_ECD.1-1

評価者は、拡張要件として識別されていないセキュリティ要件のステートメントにおける全てのセキュリティ要件は、CC パート 2 又は CC パート 3 で示されていることをチェックしなければならない。

CC パート 3 APE\_ECD.1.2C: 拡張コンポーネント定義は、各拡張セキュリティ要件に対応する拡張コンポーネントを定義しなければならない。

##### 10.7.1.3.3 ワークユニット: APE\_ECD.1-2

評価者は、拡張コンポーネント定義が各拡張セキュリティ要件に対応する拡張コンポーネントを定義することをチェックしなければならない。

PP に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

単一の拡張コンポーネントは、拡張セキュリティ要件の複数の繰返しを定義するために使用することができ、各繰返しに対してこの定義を繰返す必要はない。

CC パート 3 APE\_ECD.1.3C: 拡張コンポーネント定義は、各拡張コンポーネントが既存の CC コンポーネント、ファミリー、及びクラスにどのように関連するかを記述しなければならない。

##### 10.7.1.3.4 ワークユニット: APE\_ECD.1-3

評価者は、各拡張コンポーネントが既存の CC コンポーネント、ファミリー、及びクラスにどのようにあてはまるかを拡張コンポーネント定義が記述していることを決定するために、その拡張コンポーネント定義を検査しなければならない。

PP に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、各拡張コンポーネントが次のいずれかであることを決定する。

a) 既存の CC パート 2 又は CC パート 3 ファミリのメンバ、又は

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

b) PP で定義された新しいファミリのメンバ。

拡張コンポーネントが既存の CC パート 2 又は CC パート 3 ファミリのメンバである場合、評価者は、拡張コンポーネントがそのファミリのメンバであるべき理由、及びそのファミリの他のコンポーネントにどのように関連しているかを拡張コンポーネント定義が適切に記述していることを決定する。

拡張コンポーネントが PP で定義された新しいファミリのメンバである場合、評価者は、拡張コンポーネントが既存のファミリにあてはまらないことを確認する。

PP が新しいファミリを定義している場合、評価者は各新しいファミリが次のいずれかであることを決定する。

a) 既存の CC パート 2 又は CC パート 3 クラスのメンバ、又は

b) PP で定義された新しいクラスのメンバ。

ファミリが既存の CC パート 2 又は CC パート 3 クラスのメンバである場合、評価者は、ファミリがそのクラスのメンバであるべき理由、及びファミリがそのクラス内の他のファミリにどのように関連するかを拡張コンポーネント定義が適切に記述していることを決定する。

ファミリが PP で定義された新しいクラスのメンバである場合、評価者は、ファミリが既存のクラスに対して適切ではないことを確認する。

### 10.7.1.3.5 ワークユニット: APE\_ECD.1-4

評価者は、拡張コンポーネントの各定義がそのコンポーネントの全ての適用可能な依存性を識別することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、PP 作成者が見過ごした適用可能な依存性が一つもないことを確認する。

CC パート 3 APE\_ECD.1.4C: 拡張コンポーネント定義は、提示モデルとして既存の CC コンポーネント、ファミリ、クラス、及び方法を使用しなければならない。

### 10.7.1.3.6 ワークユニット: APE\_ECD.1-5

評価者は、各拡張機能コンポーネントが提示モデルとして既存の CC パート 2 コンポーネントを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP に拡張 SFR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、7.1.4 節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

拡張機能コンポーネントが操作を使用する場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 1、8.2 節、「操作」と一貫していることを決定する。

拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2 のコンポーネント変更の強調表示(CC パート 2、「序説」の注を参照)<sup>ii</sup>と一貫していることを決定する。

**10.7.1.3.7 ワークユニット: APE\_ECD.1-6**

評価者は、新しい機能ファミリの各定義が提示モデルとして既存の CC 機能ファミリを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP が新しい機能ファミリを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい機能ファミリが CC パート 2、7.1.3<sup>iii</sup>節、「ファミリ構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

**10.7.1.3.8 ワークユニット: APE\_ECD.1-7**

評価者は、新しい機能クラスの各定義が提示モデルとして既存の CC 機能クラスを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP が新しい機能クラスを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、7.1.2<sup>iv</sup>節、「クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

**10.7.1.3.9 ワークユニット: APE\_ECD.1-8**

評価者は、拡張保証コンポーネントの各定義が提示モデルとして既存の CC パート 3 コンポーネントを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP に拡張 SAR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4<sup>v</sup>節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

拡張保証コンポーネントが操作を使用する場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 1、8.2 節、「操作」と一貫していることを決定する。

拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4<sup>v</sup>節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

**10.7.1.3.10 ワークユニット: APE\_ECD.1-9**

評価者は、定義された各拡張保証コンポーネントに対して、適用可能な方法が提供されたことを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP に拡張 SAR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、各拡張 SAR の各評価者アクションエレメントについて、1 つ又は複数のワークユニットが提供されており、指定された評価者アクションエレメントに対する全てのワークユニットを成功裏に実行することによりそのエレメントが達成されたことが実証されることを決定する。

**10.7.1.3.11 ワークユニット: APE\_ECD.1-10**

評価者は、新しい保証ファミリの各定義が提示モデルとして既存の CC 保証ファミリを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

PP が新しい保証ファミリを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.3<sup>vii</sup>節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

### 10.7.1.3.12 ワークユニット:APE\_ECD.1-11

評価者は、新しい保証クラスの各定義が提示モデルとして既存の CC 保証クラスを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP が新しい保証クラスを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.2<sup>viii</sup>節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

CC パート 3 APE\_ECD.1.5C: 拡張コンポーネントは、エレメントに対する適合又は非適合を実証できるように、**評価可能で客観的なエレメントで構成されていなければならない**。

### 10.7.1.3.13 ワークユニット:APE\_ECD.1-12

評価者は、適合又は非適合を実証できるように、各拡張コンポーネントの各エレメントが評価可能であり、客観的な評価要件を述べることを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張機能コンポーネントのエレメントがテスト可能であり、適切な TSF 表現を通じて追跡可能である方法で述べられていることを決定する。

評価者は、拡張保証コンポーネントのエレメントが評価者の主観的な判定を必要としないことも決定する。

評価者は、評価可能で客観的であることが全ての評価基準に対して適切であるにもかかわらず、このような特性を証明するための正式な方法が存在しないことは周知の事実であることに留意する。このため、既存の CC 機能コンポーネント及び保証コンポーネントは、この要件に従って構成するものを決定するためのモデルとして使用される。

## 10.7.1.4 アクション APE\_ECD.1.2E

### 10.7.1.4.1 ワークユニット:APE\_ECD.1-13

評価者は、各拡張コンポーネントが既存のコンポーネントを使用して明確に表現できないことを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、この決定を行うときに、CC パート 2 及び CC パート 3 からのコンポーネント、PP で定義された他の拡張コンポーネント、これらのコンポーネントの組み合わせ、及びこれらのコンポーネントに対して可能な操作を考慮するべきである。

評価者は、このワークユニットの役割は、コンポーネントの不要な重複、つまり、他のコンポーネントを使用して明確に表現できるコンポーネントを排除することであることに留意する。評価者は、既存の

コンポーネントを使用して拡張コンポーネントを表現する方法を探す試みとして、操作を含むコンポーネントの全ての可能な組み合わせに対する徹底的探索を行うべきではない。

## 10.8 セキュリティ要件(APE\_REQ)

### 10.8.1 サブアクティビティの評価(APE\_REQ.1)

#### 10.8.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、SFR と SAR が明確で曖昧さがなく十分に定義されているかどうか、SFR と SAR が内部的に一貫しているかどうか、及び SFR が脅威に対抗し、TOE の組織のセキュリティ方針を実施しているかどうかを決定することである。

#### 10.8.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、PP である。

#### 10.8.1.3 アクション APE\_REQ.1.1E

##### 10.8.1.3.1 一般

CC パート 3 APE\_REQ.1.1C: セキュリティ要件のステートメントは、SFR 及び SAR を記述しなければならない。

##### 10.8.1.3.2 ワークユニット: APE\_REQ.1-1

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SFR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 2 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) PP の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) PP が適合を主張する PP に対する参照によって(PP に定義されたオプション要件を含む)
- d) PP が適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって
- e) PP での再現によって

全ての SFR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

##### 10.8.1.3.3 ワークユニット: APE\_REQ.1-2

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SAR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 3 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) PP の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) PP が適合を主張する PP に対する参照によって
- d) PP が適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

e) PP での再現によって

全ての SAR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

CC パート 3 APE\_REQ.1.2C: SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されなければならない。

### 10.8.1.3.4 ワークユニット: APE\_REQ.1-3

評価者は、SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されていることを決定するために、PP を **検査しなければならない**。

評価者は、PP が以下の全てを定義することを決定する。

- SFR で使用されるサブジェクトとオブジェクト(の種別)
- サブジェクト、利用者、オブジェクト、情報、セッション、及び/又は資源のセキュリティ属性(の種別)、これらの属性が取りうる値、及びこれらの値間の関係(例えば、最高秘密は秘密より「高い」)
- SFR で使用される操作(の種別)及びこれらの操作の影響
- SFR 内の外部エンティティ(の種別)
- 操作を完了することにより SFR 及び/又は SAR に導入された他の用語のうち、直ちに理解されないか、又はそれぞれの辞書の定義の範囲外で使用されている用語

このワークユニットの目的は、SFR と SAR が明確に定義されており、曖昧な用語の導入によって誤解が発生しないことを保証することである。このワークユニットは、PP 作成者に強制的に全ての単語を定義させるなどの極端な方法として、解釈されるべきではない。セキュリティ要件のセットの一般的な読者は、IT、セキュリティ、及びコモンクライテリアに関する適度な知識を持っているものと想定されるべきである。

上記の全ては、グループ、クラス、役割、種別によって提示したり、理解しやすくなるようなその他のグループ化又は特徴づけによって提示したりすることができる。

評価者は、これらのリストと定義をセキュリティ要件のステートメントの一部にする必要はなく、別の節に(一部又は全体が)配置される可能性があることに留意する。これは、特に、同じ用語が PP の残りの部分で使用される場合に該当する。

CC パート 3 APE\_REQ.1.3C: セキュリティ要件のステートメントは、セキュリティ要件の全ての操作を識別しなければならない。

### 10.8.1.3.5 ワークユニット: APE\_REQ.1-4

評価者は、セキュリティ要件のステートメントがセキュリティ要件の全ての操作を識別することを **チェックしなければならない**。

評価者は、全ての操作が、使用される各 SFR 又は SAR 内で識別されていることを決定する。これには、完了した操作と未完了の操作の両方が含まれる。識別は、活字印刷上の区別、周辺の文章内での明示的な識別、又はその他の特徴的な手段で達成できる。

PP が **選択ベース**の SFR を定義している場合、評価者は、SFR における選択と、PP/ST 作成者がそれを選択した場合に PP/ST に含まれる選択ベースの SFR との間の依存関係が PP によって明確に識別されていることを決定する。

CC パート 3 APE\_REQ.1.4C: 全ての操作は正しく実行しなければならない。

#### 10.8.1.3.6 ワークユニット: APE\_REQ.1-5

評価者は、全ての割付操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 10.8.1.3.7 ワークユニット: APE\_REQ.1-6

評価者は、全ての繰返し操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 10.8.1.3.8 ワークユニット: APE\_REQ.1-7

評価者は、全ての選択操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 10.8.1.3.9 ワークユニット: APE\_REQ.1-8

評価者は、全ての詳細化操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

CC パート 3 APE\_REQ.1.5C: セキュリティ要件の各依存性が満たされていないなければならない。また、満たされない依存性がある場合は、セキュリティ要件根拠によってそのことが正当化されなければならない。

#### 10.8.1.3.10 ワークユニット: APE\_REQ.1-9

評価者は、セキュリティ要件の各依存性が満たされていること、又は満たされていない依存性をセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

依存性は、セキュリティ要件のステートメント内の関連するコンポーネント(又はそれに対して上位階層のコンポーネント)を含めることによって満たされる。依存性を満たすために使用されたコンポーネントは、必要に応じて、実際に依存性を満たすことを保証するために、操作によって変更するべきである。

依存性が満たされないことの正当化は、次のいずれかを取り扱うべきである。

- 依存性が必要でない又は役立たない理由。この場合、それ以上に詳細な情報は不要。又は、
- 依存性が TOE の運用環境によって対処されていること。この場合、運用環境のセキュリティ対策方針がこの依存性をどのように対処するかを正当化によって記述するべきである。

評価者は、ある機能パッケージが他の機能パッケージとの依存関係を定義している場合、その機能パッケージが PP に含まれることを保証する。

もしある機能パッケージが、その下層の PP が満たす必要がある要件の依存関係を識別した場合、評価者は、分析がこれらの依存関係も対象としていることを保証する。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

CC パート 3 APE\_REQ.1.6C: セキュリティ要件根拠は、各 SFR を、その SFR によって対抗される脅威及びその SFR によって実施される OSP にまでさかのぼって追跡しなければならない。

### 10.8.1.3.11 ワークユニット: APE\_REQ.1-10

評価者は、セキュリティ要件根拠が各 SFR を、その SFR が対抗する脅威及びその SFR が実施する OSP までさかのぼって追跡していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SFR が少なくとも 1 つの TOE の脅威又は OSP にまでさかのぼることを決定する。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ要件根拠が不完全であるか、又は SFR が役立つ目的を持っていないことを示す。

根拠のこの追跡要素を配置しなければならない場所に決まりはない。例えば、セキュリティの議論をより明確で読みやすくするために、関連する部分を各脅威及び OSP の下に配置することができる。

CC パート 3 APE\_REQ.1.7C: セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)TOE の全ての脅威に対抗していることを実証しなければならない。

### 10.8.1.3.12 ワークユニット: APE\_REQ.1-11

評価者は、各脅威に対して、SFR がその脅威に対抗するために適していることをセキュリティ要件根拠が実証することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

脅威にまでさかのぼる SFR が一つもない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、脅威に対する正当化が脅威の除去、軽減、又は緩和が行われたかどうかを示すことを決定する。

評価者は、脅威に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、脅威にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、OSP と前提条件が適用可能な文脈では、脅威は除去されるか、十分に軽減されるか、脅威の影響が十分に緩和される)ことを実証することを決定する。

セキュリティ要件根拠において、各脅威に関連する SFR を単に列挙することは、正当化の一部にはなっても、それ自体では正当化を構成しないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「SFR X が脅威 Y に直接対抗する」というような最小限のものでよい。

評価者は、脅威にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が実現される場合、それは実際に脅威の除去、軽減、又は緩和に寄与する)ことも決定する。

CC パート 3 APE\_REQ.1.8C: セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)TOE のOSP の全てを実施することを実証しなければならない。

### 10.8.1.3.13 ワークユニット: APE\_REQ.1-12

評価者は、各 OSP に対して、SFR がその OSP を実施するために適していることをセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

SFR 又は運用環境のセキュリティ対策方針が OSP にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、OSP に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、前提条件が適用可能な文脈では、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。

評価者は、OSP にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が実現される場合、それは実際に OSP の実施に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ要件根拠において、各 OSP に関連する SFR を単に列挙することは、正当化の一部にはなっても、それ自体では正当化を構成しないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「SFR X は OSP Y を直接実施する」というような最小限のものでよい。

CC パート 3 APE\_REQ.1.9C: セキュリティ要件根拠は、なぜ SAR が選ばれたかを説明しなければならない。

#### 10.8.1.3.14 ワークユニット: APE\_REQ.1-13

評価者は、セキュリティ要件根拠が、SAR が選ばれた理由を説明していることをチェックしなければならない。

評価者は、説明が理路整然としており、PP の残りの部分との明白な不一致が SAR 及び説明に含まれていない限り、いかなる説明も正しいことに留意する。

SAR と PP の残りの部分との明白な不一致の例として、非常に能力の高い脅威エージェントが含まれているにもかかわらず、このような脅威エージェントから保護しない AVA\_VAN SAR が選ばれた場合が挙げられる。

CC パート 3 APE\_REQ.1.10C: セキュリティ要件のステートメントは、内部的に一貫していなければならない。

#### 10.8.1.3.15 ワークユニット: APE\_REQ.1-14

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが内部的に一貫していることを決定するために、そのステートメントを**検査**しなければならない。

評価者は、全ての SFR と SAR の組み合わせられたセットが内部的に一貫していることを決定する。オプション要件に関して、評価者は次のことを決定する。

- 全てのオプション要件は、それ自体がオプションではない SPD エレメントに追跡するか、又は、そのオプションの SFR に明確に関連付けられた SPD エレメントに追跡するかのいずれかである。
- 全てのオプション要件は、以下のいずれかとして明確に識別される。
  - 1) 選択的であるため、ST 作成者の裁量によってのみ含めることができる(すなわち、PP への適合性はそれらを ST に含めることに依存しない)。又は、
  - 2) 条件付きであるため、適合 TOE がその要件の対象となる機能性を実装している場合には要求される。
- 全てのオプション要件は、非オプション要件と矛盾しない(ある能力は、必須要件とオプション要件の両方であることはできないが、基本的な能力を必須要件とし、その能力の拡張をオプション要件として特定することは可能である)。

評価者は、異なるセキュリティ要件が同じ種別の開発者の証拠、事象、操作、データ、実行されるテストなどに対して適用されるか、「全てのオブジェクト」、「全てのサブジェクト」などに対して適用される全ての場合において、これらの要件が競合しないことを決定する。

いくつかの考えられる競合は、次のとおりである。

- 特定の暗号アルゴリズムの設計を秘密に保持することを特定する拡張 SAR、及びオープンソースレビューを特定する別の拡張 SAR。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

- サブジェクト識別情報のログ記録を特定する FAU\_GEN.1 監査データ生成、これらのログにアクセスできる利用者を特定する FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御、及びサブジェクトの一部のアクションが他のサブジェクトに対して観察不能であるべきであることを特定する FPR\_UNO.1 観察不能性。あるアクティビティを参照できるべきではないサブジェクトがこのアクティビティのログにアクセスできる場合、これらの SFR は競合する。
- 不要になった情報の削除を特定する FDP\_RIP.1 サブセット残存情報保護、及び TOE を前の状態に戻すことができることを特定する FDP\_ROL.1 基本ロールバック。前の状態へのロールバックに必要な情報が削除されている場合、これらの要件は競合する。
- 特に一部の繰返しが同じサブジェクト、オブジェクト、又は操作を扱う場合の、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の複数の繰返し。1 つのアクセス制御 SFR がサブジェクトによるオブジェクトに対する操作の実行を許可し、別のアクセス制御 SFR がこれを許可しない場合、これらの要件は競合する。

### 10.8.2 サブアクティビティの評価(APE\_REQ.2)

#### 10.8.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、SFR と SAR が明確で曖昧さがなく十分に定義されているかどうか、SFR と SAR が内部的に一貫しているかどうか、及び SFR が TOE のセキュリティ対策方針を満たしているかどうかを決定することである。

#### 10.8.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、PP である。

#### 10.8.2.3 アクション APE\_REQ.2.1E

##### 10.8.2.3.1 一般

CC パート 3 APE\_REQ.2.1C: セキュリティ要件のステートメントは、SFR 及び SAR を記述しなければならない。

##### 10.8.2.3.2 ワークユニット: APE\_REQ.2-1

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SFR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CCパート2の個別のコンポーネントに対する参照によって。
- b) PPの拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって。
- c) PPが適合を主張するPP内の個別のコンポーネントに対する参照によって(PPに定義されたオプション要件を含む)。
- d) PPが適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって。
- e) PPでの再現によって。

全ての SFR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

### 10.8.2.3.3 ワークユニット: APE\_REQ.2-2

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SAR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CCパート3の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) PPの拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) PPが適合を主張するPP内の個別のコンポーネントに対する参照によって
- d) PPが適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって
- e) PPでの再現によって

全ての SAR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

オプション要件が PP で定義された場合、このワークユニットの対象となる脅威が関連する可能性があることに注意。

CC パート 3 APE\_REQ.2.2C: SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されなければならない。

### 10.8.2.3.4 ワークユニット: APE\_REQ.2-3

評価者は、SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されていることを決定するために、PP を検査しなければならない。

評価者は、PP が以下の全てを定義することを決定する。

- SFR で使用されるサブジェクトとオブジェクト(の種別)
- サブジェクト、利用者、オブジェクト、情報、セッション、及び/又は資源のセキュリティ属性(の種別)、これらの属性が取りうる値、及びこれらの値間の関係(例えば、最高秘密は秘密より「高い」)
- SFR で使用される操作(の種別)及びこれらの操作の影響
- SFR 内の外部エンティティ(の種別)
- 操作を完了することにより SFR 及び/又は SAR に導入された他の用語のうち、直ちに理解されないか、又はそれぞれの辞書の定義の範囲外で使用されている用語

このワークユニットの目的は、SFR と SAR が明確に定義されており、曖昧な用語の導入によって誤解が発生しないことを保証することである。このワークユニットは、PP 作成者に強制的に全ての単語を定義させるなどの極端な方法として、解釈されるべきではない。セキュリティ要件のセットの一般的な読者は、IT、セキュリティ、及びコモンクライテリアに関する適度な知識を持っているものと想定されるべきである。

上記の全ては、グループ、クラス、役割、種別によって提示したり、理解しやすくなるようなその他のグループ化又は特徴づけによって提示したりすることができる。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

評価者は、これらのリストと定義をセキュリティ要件のステートメントの一部にする必要はなく、別の節に(一部又は全体が)配置される可能性があることに留意する。これは、特に、同じ用語が PP の残りの部分で使用される場合に該当する。

CC パート 3 APE\_REQ.2.3C: セキュリティ要件のステートメントは、セキュリティ要件の全ての操作を識別しなければならない。

### 10.8.2.3.5 ワークユニット: APE\_REQ.2-4

評価者は、セキュリティ要件のステートメントがセキュリティ要件の全ての操作を識別することをチェックしなければならない。

評価者は、全ての操作が、使用される各 SFR 又は SAR 内で識別されていることを決定する。これには、完了した操作と未完了の操作の両方が含まれる。識別は、活字印刷上の区別、周辺の文章内での明示的な識別、又はその他の特徴的な手段で達成できる。

PP が選択ベースの SFR を定義している場合、評価者は、SFR における選択と、PP/ST 作成者がそれを選択した場合に PP/ST に含まれる選択ベース SFR との間の依存関係が PP によって明確に識別されていることを決定する。

CC パート 3 APE\_REQ.2.4C: 全ての操作は正しく実行しなければならない。

### 10.8.2.3.6 ワークユニット: APE\_REQ.2-5

評価者は、全ての割付操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 10.8.2.3.7 ワークユニット: APE\_REQ.2-6

評価者は、全ての繰り返し操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 10.8.2.3.8 ワークユニット: APE\_REQ.2-7

評価者は、全ての選択操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 10.8.2.3.9 ワークユニット: APE\_REQ.2-8

評価者は、全ての詳細化操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

CC パート 3 APE\_REQ.2.5C: セキュリティ要件の各依存性が満たされていない場合、また、満たされない依存性がある場合は、セキュリティ要件根拠によってそのことが正当化されなければならない。

### 10.8.2.3.10 ワークユニット: APE\_REQ.2-9

評価者は、セキュリティ要件の各依存性が満たされていること、又は満たされていない依存性をセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

依存性は、セキュリティ要件のステートメント内の関連するコンポーネント(又はそれに対して上位階層のコンポーネント)を含めることによって満たされる。依存性を満たすために使用されたコンポーネントは、必要に応じて、実際に依存性を満たすことを保証するために、操作によって変更するべきである。

依存性が満たされないことの正当化は、次のいずれかを取り扱うべきである。

- a) 依存性が必要でない又は役立たない理由。この場合、それ以上に詳細な情報は不要。又は、
- b) 依存性がTOEの運用環境によって対処されていること。この場合、運用環境のセキュリティ対策方針がこの依存性をどのように対処するかを正当化によって記述するべきである。

評価者は、ある機能パッケージが他の機能パッケージとの依存関係を定義している場合、その機能パッケージが PP に含まれることを保証する。

もしある機能パッケージが、その下層の PP が満たす必要がある要件の依存関係を識別した場合、評価者は、分析がこれらの依存関係も対象としていることを保証する。

CC パート 3 APE\_REQ.2.6C: セキュリティ要件根拠は、各 SFR を、その SFR によって実施される TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼって追跡しなければならない。

#### 10.8.2.3.11 ワークユニット: APE\_REQ.2-10

評価者は、セキュリティ要件根拠が各 SFR を TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼって追跡することを **チェックしなければならない**。

オプション要件では、脅威/OSP を特定することが要求される場合があり、これらの SPD エレメントに関連するセキュリティ対策方針もこのワークユニットの対象である。

評価者は、各 SFR が少なくとも 1 つの TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼることを決定する。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ要件根拠が不完全であるか、TOE のセキュリティ対策方針が不完全であるか、又は SFR が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 APE\_REQ.2.7C: セキュリティ要件根拠は、SFR が TOE のセキュリティ対策方針の全てを満たすことを実証しなければならない。

#### 10.8.2.3.12 ワークユニット: APE\_REQ.2-11

評価者は、TOE の各セキュリティ対策方針について、SFR がその TOE のセキュリティ対策方針を満たすために適していることをセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、その根拠を **検査しなければならない**。

TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる SFR が一つもない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOE のセキュリティ対策方針に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、対策方針にまでさかのぼる全ての SFR が満たされている場合、TOE のセキュリティ対策方針は達成される)ことを実証することを決定する。

TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる SFR が、未完了の割付、あるいは未完了又は制限された選択を持っている場合、評価者は、これらの操作の考えられる個別の完了又は完了の組み合わせについて、セキュリティ対策方針がまだ満たされていることを決定する。

評価者は、TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が満たされている場合、それは実際にセキュリティ対策方針の達成に寄与する)ことも決定する。

## APE クラス: プロテクションプロファイル(PP)評価

セキュリティ要件根拠において提供される TOE のセキュリティ対策方針に対する SFR からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。

CC パート 3 APE\_REQ.2.8C: セキュリティ要件根拠は、なぜ SAR が選ばれたかを説明しなければならない。

### 10.8.2.3.13 ワークユニット: APE\_REQ.2-13

評価者は、セキュリティ要件根拠が、SAR が選ばれた理由を説明していることをチェックしなければならない。

評価者は、説明が理路整然としており、PP の残りの部分との明白な不一致が SAR 及び説明に含まれていない限り、いかなる説明も正しいことに留意する。

SAR と PP の残りの部分との明白な不一致の例として、非常に能力の高い脅威エージェントが含まれているにもかかわらず、このような脅威エージェントから保護しない AVA\_VAN SAR が選ばれた場合が挙げられる。

CC パート 3 APE\_REQ.2.9C: セキュリティ要件のステートメントは、内部的に一貫していなければならない。

### 10.8.2.3.14 ワークユニット: APE\_REQ.2-14

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが内部的に一貫していることを決定するために、そのステートメントを検査しなければならない。

評価者は、全ての SFR と SAR の組み合わせられたセットが内部的に一貫していることを決定する。オプション要件に関して、評価者は次のことを決定する。

- 全てのオプション要件は、それ自体がオプションではない SPD エlement に追跡するか、又は、そのオプションの SFR に明確に関連付けられた SPD エlement に追跡するかのいずれかである。
- 全てのオプションの要件は、以下のいずれかとして明確に識別される。
  - 1) 選択的であるため、ST 作成者の裁量によってのみ含めることができる(すなわち、PP への適合性はそれらを ST に含めることに依存しない)。又は、
  - 2) 条件付きであるため、適合 TOE がその要件の対象となる機能性を実装している場合には要求される。
- 全てのオプション要件は、非オプション要件と矛盾しない(ある能力は、必須要件とオプション要件の両方であることはできないが、基本的な能力を必須要件とし、その能力の拡張をオプション要件として特定することは可能である)。

評価者は、異なるセキュリティ要件が同じ種別の開発者証拠、事象、操作、データ、実行されるテストなどに対して適用されるか、「全てのオブジェクト」、「全てのサブジェクト」などに対して適用される全ての場において、これらの要件が競合しないことを決定する。

いくつかの考えられる競合は、次のとおりである。

- 特定の暗号アルゴリズムの設計を秘密に保持することを特定する拡張 SAR、及びオープンソースレビューを特定する別の拡張 SAR。
- サブジェクト識別情報のログ記録を特定する FAU\_GEN.1 監査データ生成、これらのログにアクセスできる利用者を特定する FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御、及びサブジェクトの一部のアクションが他のサブジェクトに対して観察不能であるべきであることを特定する FPR\_UNO.1 観察不能性。

あるアクティビティを参照できるべきではないサブジェクトがこのアクティビティのログにアクセスできる場合、これらの SFR は競合する。

- 不要になった情報の削除を特定する FDP\_RIP.1 サブセット残存情報保護、及び TOE を前の状態に戻すことができることを特定する FDP\_ROL.1 基本ロールバック。前の状態へのロールバックに必要な情報が削除されている場合、これらの要件は競合する。
- 特に一部の繰返しが同じサブジェクト、オブジェクト、又は操作を扱う場合の、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の複数の繰返し。1 つのアクセス制御 SFR がサブジェクトによるオブジェクトに対する操作の実行を許可し、別のアクセス制御 SFR がこれを許可しない場合、これらの要件は競合する。

### 11 ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

#### 11.1 一般

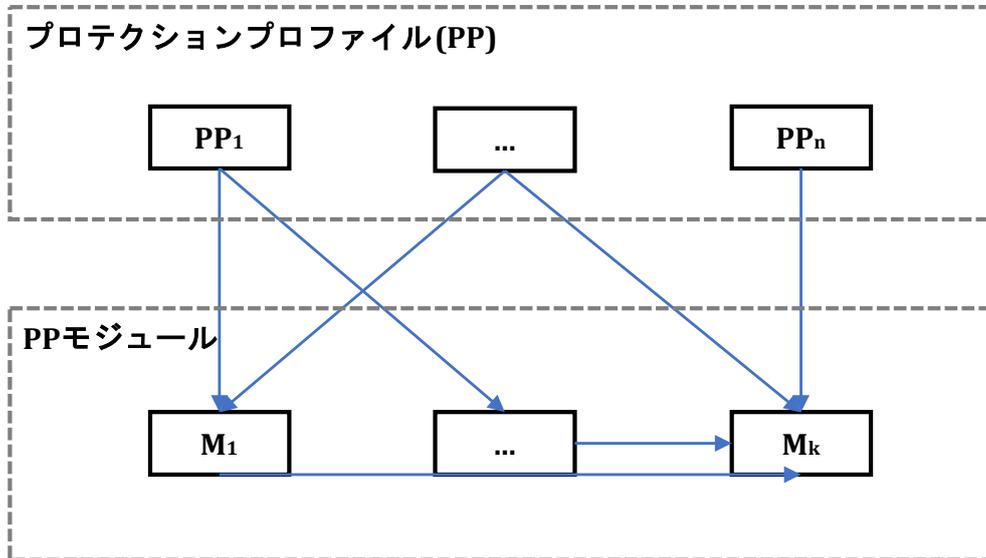
PP 構成の評価プロセスは、PP 構成で参照される全ての PP の以前の評価と、各 PP モジュールの評価に、繰り返し依存する。

ACE クラスは、PP モジュールを評価する順序を規定しない。可能な順序は次のとおりである。PP のセット( $PP_1, \dots, PP_n$ )からなる PP 構成、及び PP モジュールのセット( $M_1, \dots, M_k$ )からなる PP 構成を考える。ここで  $n \geq 2$  又は  $k \geq 1$  である。図 7 は、PP と PP モジュールの依存構造を示している。PP はスタンドアロンである。つまり、他の PP や PP モジュールに依存することはない。PP 構成が 1 つ以上の PP モジュールを含む場合、これらの空でないサブセットは PP のみに基づいている(すなわち、他の PP モジュールに依存しない)。このような PP 構成の可能な評価順序の 1 つは、以下のステップで構成される。

- a) PP の和集合を評価する(PP は APE クラスの要件に従ってすでに評価済みと仮定する)。
- b) PP 構成が 1 つ以上の PP モジュールを含む場合、PP 構成の依存構造を上(PP)から下(PP モジュール)へとたどり、PP モジュールの各サブセットの全てのコンポーネント、すなわち、各 PP モジュールについて評価する。
  - 1) PP モジュールを PP モジュール基盤(評価順序が依存構造に合致しているため、そのエレメントは既に評価済み)の枠組みで評価する(サブアクティビティの評価(ACE\_MCO.1))。
  - 2) 全ての PP と既に評価された PP モジュール(同一又は以前の PP モジュールのサブセットに含まれる)の枠組みで PP モジュールを評価する(サブアクティビティの評価(ACE\_CCO.1))。

PP 構成の評価の反復的な性質により、評価作業を共有して複数の構成を同時に評価することも可能であろう。

PP<sub>1</sub> ... PP<sub>n</sub> 及び M<sub>1</sub> ... M<sub>k</sub> (ただし、 $n \geq 2$  かつ  $k \geq 1$ )  
で構成されるPP構成の表現



ここで、2項目間の矢印には以下の意味がある

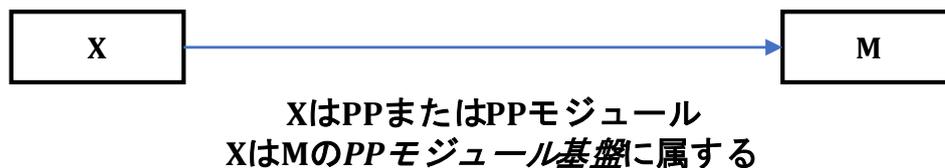


図7—PP構成におけるPPとPPモジュールの関係

ACE 評価方法は、APE の評価方法に基づいている。

## 11.2 PP モジュール概説(ACE\_INT)

### 11.2.1 サブアクティビティの評価(ACE\_INT.1)

#### 11.2.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、PP モジュールが正しく識別されているかどうか、及びPP モジュール基盤と TOE 概要が相互に一貫しているかどうかを決定することである。

#### 11.2.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

##### a) PP モジュール

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

### b) その PP モジュール基盤

#### 11.2.1.3 適用上の注釈

APE\_INT.1.1E の全てのアクションが適用される。

#### 11.2.1.4 アクション ACE\_INT.1.1E

##### 11.2.1.4.1 一般

CC パート 3 ACE\_INT.1.1C: PP モジュール概説は、PP モジュール参照、PP モジュール基盤の識別及び TOE 概要を含めなければならない。

##### 11.2.1.4.2 ワークユニット: ACE\_INT.1-1

評価者は、PP モジュール概説が、PP モジュールが依存する PP モジュール基盤を識別することをチェックしなければならない。

評価者は、PP モジュール概説が PP モジュール参照と TOE 概要を含んでいることをチェックしなければならない。

CC パート 3 ACE\_INT.1.2C: PP モジュール参照は、PP モジュールを一意に識別しなければならない。

##### 11.2.1.4.3 ワークユニット: ACE\_INT.1-2

評価者は、PP モジュール参照が PP モジュールを一意に識別していることを決定するために、その PP モジュール参照を検査しなければならない。

評価者は、PP モジュールをその他の PP モジュールと簡単に区別できるように、PP モジュール参照が PP モジュール自体を識別することと、さらに PP モジュール参照がその PP モジュールの各バージョンも(例えば、バージョン番号及び/又は公表日を含めることによって)一意に識別することを決定する。

PP モジュールは、一意の参照をサポートできる何らかの参照方式を持つべきである(例えば、番号、文字、日付の使用)。

CC パート 3 ACE\_INT.1.3C: PP モジュール基盤の識別は、少なくとも一つの PP、場合によっては PP モジュールが依存する他の PP 及び PP モジュールで構成されなければならない。

##### 11.2.1.4.4 ワークユニット: ACE\_INT.1-3

評価者は、以下の形状の PP と PP モジュール  $B_i$  のリストが含まれていることを決定するために、PP モジュール基盤の識別を検査しなければならない。

$B_1 \dots AND \dots B_n$ 、ただし  $n \geq 1$

評価者は、セット  $\{B_1 \dots B_n\}$  が 1 つ以上の PP を含むことをチェックしなければならない。

代替的な PP モジュール基盤とともに使用できる PP モジュールについては、評価者は、PP モジュールが依存する可能性のある PP 及び PP モジュールのセット  $S_i$  を一意に識別する複数の代替参照リストが含まれているかどうかを決定するために、PP モジュール基盤の識別を検査しなければならない。代替的な PP モジュール基盤のリストは、次のような形式をとる。

$S_1 \dots OR \dots S_k$ 、ただし  $k \geq 1$

CC パート 3 ACE\_INT.1.4C: PP モジュール基盤の識別は、PP モジュール基盤の依存構造を記述しなければならない。

**11.2.1.4.5 ワークユニット: ACE\_INT.1-4**

評価者は、PP モジュール基盤を構成する PP と PP モジュールの依存構造を記述していることを決定するために、PP モジュール基盤の識別を**検査しなければならない**。

PP モジュール基盤  $B_i$  の定義がある場合、評価者は、PP モジュール基盤が PP モジュールのみで構成されることはないこと、また、全ての PP モジュールがその PP モジュール基盤を識別することを**チェックしなければならない**。

評価者は、PP モジュール基盤  $\{B_1 \dots B_n\}$  が閉集合であること、すなわち、任意の PP モジュール  $B_i$  に対して、それ自身の PP モジュール基盤がセット  $\{B_1 \dots B_n\}$  に属することを**チェックしなければならない**。

代替的な PP モジュール基盤との併用が可能な PP モジュールについては、評価者は、それらの各々が PP と PP モジュールの閉集合を定義していることを**チェックしなければならない**。

評価者は、PP モジュールが「評価される」PP モジュールの PP モジュール基盤において許容される PP モジュール基盤を制限する場合、それらの制限が概説に記載され、依存する PP モジュールの許容 PP モジュール基盤の定義と整合していることを保証する。

CC パート 3 ACE\_INT.1.5C: PP モジュール概説には、代替の PP モジュール基盤と同数の TOE 概要が含まれていなければならない。

**11.2.1.4.6 ワークユニット: ACE\_INT.1-5**

評価者は、PP モジュール概説に、代替の PP モジュール基盤と同数の TOE 概要が含まれていることを**チェックしなければならない**。PP モジュール内の TOE 概要の記述は、PP モジュール基盤と同じ場合、すなわち、追加がない場合には、参照によって与えられてもよい。

TOE 概要が、その PP モジュールに対応する PP モジュール基盤のセット内のどの代替の PP モジュール基盤を選択しても影響を受けない場合は、別個の TOE 記述は必要なく、その旨の注記が必要である。

CC パート 3 ACE\_INT.1.6C: TOE 概要は、TOE の使用法及び主要なセキュリティ機能の特徴を要約しなければならない。

**11.2.1.4.7 ワークユニット: ACE\_INT.1-6**

評価者は、TOE 概要が TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴を記述していることを決定するために、その TOE 概要を**検査しなければならない**。

TOE 概要では、TOE で期待されている使用法と主要なセキュリティ機能の特徴を簡潔に(つまり、数段落で)記述すべきである。TOE 概要は、PP モジュールが消費者及び潜在的な TOE 開発者にとって興味あるものであるかどうかを各自がすばやく決定できるようにすべきである。

評価者は、概要が TOE 開発者及び消費者にとって十分に明確であり、各自が意図されている TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴についての一般的な理解を得るために十分な情報が含まれていることを決定する。

CC パート 3 ACE\_INT.1.7C: TOE 概要は、TOE 種別を識別しなければならない。

**11.2.1.4.8 ワークユニット: ACE\_INT.1-7**

評価者は、TOE 概要が TOE 種別を識別していることを**チェックしなければならない**。

CC パート 3 ACE\_INT.1.8C: TOE 概要は、TOE が利用できる TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを識別しなければならない。

### 11.2.1.4.9 ワークユニット: ACE\_INT.1-8

評価者は、TOE が利用できる TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを TOE 概要が識別していることを決定するために、その TOE 概要を **検査しなければならない**。

ある TOE は単独で実行できるが、別のある TOE(特にソフトウェア TOE)は、動作のために追加のハードウェア、ソフトウェア、又はファームウェアを必要とする。PP モジュールのこの節では、PP モジュール作成者は、実行する TOE に対して利用できる全てのハードウェア、ソフトウェア、及び/又はファームウェアを列挙する。

この識別は、潜在的消費者と TOE 開発者の TOE が列挙されたハードウェア、ソフトウェア、及びファームウェアとともに動作できるかどうかを決定するために、潜在的消費者と TOE 開発者にとって十分に詳細なものにするべきである。

CC パート 3 ACE\_INT.1.9C: TOE 概要は、PP モジュール基盤に定義されている TOE に関して、TOE の違いを記述しなければならない。

### 11.2.1.4.10 ワークユニット: ACE\_INT.1-9

評価者は、TOE 概要が、その PP モジュール基盤の TOE 概要に関して、PP モジュールによって導入される違いを識別することを **チェックしなければならない**。

## 11.3 PP モジュール適合主張(ACE\_CCL)

### 11.3.1 サブアクティビティの評価(ACE\_CCL.1)

#### 11.3.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、様々な適合主張と適合ステートメントの有効性を決定することである。これらは、PP モジュールが CC パート 2 及びパッケージに対してどのように適合しているかを記述する。PP モジュールは、いかなる PP、PP 構成、又は他の PP モジュールにも適合を主張できない。

#### 11.3.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) PP モジュール
- b) PP モジュールが適合を主張する SFR 及び SAR パッケージ
- c) PP 構成

#### 11.3.1.3 アクション ACE\_CCL.1.1E

CC パート 3 ACE\_CCL.1.1C: 適合主張は、PP モジュールが適合を主張する CC の版を識別しなければならない。

##### 11.3.1.3.1 ワークユニット: ACE\_CCL.1-1

評価者は、PP モジュールが適合を主張する CC の版を適合主張が識別していることを **チェックしなければならない**。

評価者は、この PP モジュールを開発するために使用された CC のバージョンを CC 適合主張が識別することを決定する。これには、CC のバージョン番号を含めるべきであり、また、CC の英語バージョンが使用されなかった場合は、使用された CC のバージョンの言語も含めるべきである。

CC パート 3 ACE\_CCL.1.2C: 適合主張は、CC パート 2 に対する PP モジュールの適合を CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかとして記述しなければならない。

#### 11.3.1.3.2 ワークユニット: ACE\_CCL.1-2

評価者は、適合主張が PP モジュールに対する CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCL.1.3C: 適合ステートメントは、(PP 構成の一部として)PP モジュールに対する ST に要求される適合種別を、完全適合、正確適合又は論証適合のいずれかとして記述しなければならない。

#### 11.3.1.3.3 ワークユニット: ACE\_CCL.1-3

評価者は、PP モジュールの適合ステートメントに、ST が(PP 構成の一部として)PP モジュールに適合する方法を記述する、完全適合、正確適合、又は論証適合のいずれかの主張が記述されていることをチェックしなければならない。

PP モジュールに正確適合が要求されると記載されている場合、ST は(PP 構成の一部として)PP モジュールに対して正確に適合しなければならない。

PP モジュールに論証適合が要求されると記載されている場合、ST は(PP 構成の一部として)PP モジュールに対して正確又は論証可能な方法で適合しなければならない。

PP モジュールに完全適合が要求されると記載されている場合、ST は(PP 構成の一部として)PP モジュールに対して完全に適合しなければならない。この場合、評価者は、PP モジュールが参照する全ての PP モジュール基盤が同様に完全適合を要求しているかどうかチェックしなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCL.1.4C: CC 適合主張は、CC パート 3<sup>viii</sup>に対する PP モジュールの適合を「CC パート 3 適合」又は「CC パート 3 拡張」のいずれかとして記述しなければならない。

#### 11.3.1.3.4 ワークユニット: ACE\_CCL.1-4

評価者は、適合主張が PP モジュールに対する CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCL.1.5C: 適合主張は、拡張コンポーネント定義と一貫していなければならない。

#### 11.3.1.3.5 ワークユニット: ACE\_CCL.1-5

評価者は、CC パート 2 及び CC パート 3 に対する適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその適合主張を検査しなければならない。

CC 適合主張が CC パート 2 及び/又は CC パート 3 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が機能/保証コンポーネントを定義しないことを決定する。

CC 適合主張が CC パート 2 及び/又は CC パート 3 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張機能/保証コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。

CC パート 3 ACE\_CCL.1.6C: 適合主張は、PP モジュールが適合を主張する機能パッケージを全て識別しなければならない。

#### 11.3.1.3.6 ワークユニット: ACE\_CCL.1-6

評価者は、識別された機能パッケージごとに、パッケージ定義が完全であることをチェックしなければならない。

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

PP モジュールが機能パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

PP モジュール基盤のコンポーネントによって主張されていない全ての機能パッケージについて、評価者は、機能パッケージが以下を含むことを確認することによって、パッケージ定義が CC パート 1、9 節「パッケージ」の要件に適合していると決定する。

- a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージの識別。
- b) セキュリティ機能性の説明を提供する機能パッケージ概要。
- c) パッケージに含まれる機能コンポーネント/要件の選択に関する根拠を提供するコンポーネント根拠。
- d) パッケージが SPD を定義している場合：
  - i. パッケージは、セキュリティ要件根拠を含む。
  - ii. 運用環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。
  - iii. パッケージが直接根拠パッケージの場合、TOE のセキュリティ対策方針の定義は無く、セキュリティ要件根拠は SPD に直接マッピングする。
  - iv. パッケージが直接根拠パッケージでない場合、TOE のセキュリティ対策方針が定義され、セキュリティ対策方針根拠は対策方針を SPD に関してカバーし、セキュリティ要件根拠は要件をセキュリティ対策方針にマッピングする。
- e) 1 つ以上のセキュリティコンポーネント又は要件(機能パッケージの SFR)。
- f) 拡張コンポーネントが特定されている場合、機能パッケージは拡張コンポーネントの定義を含む。

CC パート 3 ACE\_CCL.1.7C: 適合主張は、機能パッケージに対する PP モジュールの適合をパッケージ適合、パッケージ追加又はパッケージ調整のいずれかとして記述しなければならない。

### 11.3.1.3.7 ワークユニット: ACE\_CCL.1-7

評価者は、識別された各パッケージに対して、適合主張がパッケージ適合、パッケージ追加又はパッケージ調整のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。

評価者は、PP モジュール基盤の PP 又は PP モジュールの一つによって既に主張されている PP モジュールが主張する全ての機能パッケージについて、PP モジュールはその機能パッケージが PP モジュール基盤でインスタンス化されたときに、それを追加又は調整する(この場合 PP モジュールは機能パッケージを「パッケージ追加」又は「パッケージ調整」として(適切に)主張する)ことを決定する。そうでなければ、評価者は PP モジュール基盤コンポーネントが主張する機能パッケージが、PP モジュールによって主張されないことを確認する。

PP モジュールがパッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

機能パッケージへの適合主張がパッケージ適合を含む場合、評価者は、パッケージに含まれる全ての前提条件、脅威、OSP、セキュリティ対策方針及び SFR が PP モジュール(その PP モジュール基盤経由を含む)によって同一の形で含まれていることを決定する。

機能パッケージへの適合主張がパッケージ追加を含む場合、評価者は、パッケージに含まれる全ての前提条件、脅威、OSP、セキュリティ対策方針及び SFR が PP モジュールによって同一の形で含まれている

ことを決定する。ただし、PP モジュールは、追加の SFR 又は機能パッケージの SFR より階層的に上位の SFR を少なくとも 1 つ持っていなければならない。<sup>ix</sup>

機能パッケージへの適合主張がパッケージ調整を含む場合、評価者は、パッケージに含まれる全ての前提条件、脅威、OSP、セキュリティ対策方針及び SFR が PP モジュールによって同一の形で含まれていることを決定する。ただし、PP モジュールにはパッケージの SFR のうち、少なくとも一つの選択値が追加されていなければならない。また、機能パッケージの SFR より階層的に上位の SFR を 1 つ以上持ってもよい。

CC パート 3 ACE\_CCL.1.8C: 適合主張は、PP モジュールが適合を主張する保証パッケージを全て識別しなければならない。

#### 11.3.1.3.8 ワークユニット: ACE\_CCL.1-8

評価者は、識別された保証パッケージごとに、パッケージ定義が完全であることをチェックしなければならない。

PP モジュールが保証パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。もし、保証パッケージが CC パート 5 に含まれる保証パッケージの 1 つを参照している場合、このワークユニットもまた満たされているものとみなされる。評価者は、保証パッケージが以下を含んでいることをチェックすることで、パッケージ定義が CC パート 1、9 節「パッケージ」の要件に適合していることを決定する。

- a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージの識別。
- b) セキュリティ機能性を説明する保証パッケージ概要。
- c) CC パート 3、拡張保証コンポーネント、又はその両方の組み合わせから抜粋した、1 つ以上のセキュリティコンポーネント又は要件(保証パッケージの SAR)。
- d) 保証パッケージは、SPD 又はセキュリティ対策方針を含んではならない。
- e) 拡張コンポーネントが特定されている場合、保証パッケージには拡張コンポーネントの定義が含まれる。
- f) 保証パッケージに含まれる保証コンポーネント/要件を選択する根拠を示す、セキュリティ要件根拠。<sup>x</sup>

CC パート 3 ACE\_CCL.1.9C: 適合主張は、保証パッケージに対する PP モジュールの適合をパッケージ適合又はパッケージ追加のいずれかとして記述しなければならない。

#### 11.3.1.3.9 ワークユニット: ACE\_CCL.1-9

評価者は、識別された各保証パッケージに対して、適合主張がパッケージ適合又はパッケージ追加のいずれかの主張を述べていることをチェックしなければならない。

PP モジュールが保証パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

保証パッケージ適合主張がパッケージ適合を含む場合、評価者は、保証パッケージに含まれる全ての構成部分が、PP モジュールによって修正されることなく同一の形で含まれていることを決定する。

保証パッケージ適合主張がパッケージ追加を含む場合、評価者は、PP モジュールが少なくとも 1 つの追加 SAR 又は保証パッケージに含まれるものより階層的に上位の SAR を含む以外は、PP モジュールに含まれる保証パッケージの全ての構成部分が保証パッケージで与えられたものと同一であることを決定する。

## ACE クラス: プロテクトプロファイル構成評価

CC パート 3 ACE\_CCL.1.10C: 完全適合の場合、PP モジュールの適合ステートメントは、評価されている PP モジュールと組み合わせて、完全適合の主張を許可されている PP 及び PP モジュールのセット(PP モジュール基盤に含まれる PP 及び PP モジュールを除く)を識別する併用許可ステートメントを含まなければならない。

### 11.3.1.3.10 ワークユニット: ACE\_CCL.1-10

評価者は、PP モジュールを含む PP 構成のコンポーネントステートメントで特定できる他の PP 及び PP モジュールのセットを列挙する併用許可ステートメントが含まれていることを決定するために、PP モジュールの適合ステートメントを **チェックしなければならない**。

評価者は、列挙された PP 及び PP モジュールが PP モジュール基盤のセットのいずれにも含まれないことを確認する。

PP モジュールの併用許可ステートメントのリストが存在することのほかに、それ以上のチェックはない。

### 11.3.1.3.11 ワークユニット: ACE\_CCL.1-11

評価者は、各 PP モジュールの PP モジュール基盤について、PP モジュール基盤の全てのコンポーネントが、PP モジュール基盤の他の全てのコンポーネントをその併用許可ステートメントで識別していることを **チェックしなければならない**。

これは繰り返し操作であり、PP モジュールがその PP モジュール基盤のいかなるコンポーネントも併用許可ステートメントに含めないという規則は、PP モジュール基盤のいかなる PP モジュールに対しても成立することに注意することが重要である。

与えられた PP モジュール基盤のセットに含まれる全ての PP は、その PP モジュール基盤のセットに含まれる他の全てのコンポーネント(PP と PP モジュール)と併用を許可する必要がある。

しかし、2 つの PP モジュール基盤のセットは PP 構成内で同時には特定されないため、ある PP モジュール基盤のセット内の PP と PP モジュールは、他の PP モジュール基盤のセット内のコンポーネントと併用許可の関係を表現する必要はない。

CC パート 3 ACE\_CCL.1.11C: 適合ステートメントは、評価されている PP モジュールで使用されなければならない、CEM から派生した評価方法と評価アクティビティのセットを識別することができる。このリストには、PP モジュールで特定されている評価方法と評価アクティビティだけでなく、PP モジュール基盤及び/又はパッケージ(もしあれば)で特定されている評価方法と評価アクティビティも含まれなければならない。それらは評価されている PP モジュールが適合を主張しているものでなければならない。

### 11.3.1.3.12 ワークユニット: ACE\_CCL.1-12

評価者は、以下を確認するために、評価されている PP モジュールの適合ステートメントを **チェックしなければならない**。

- a) 派生した評価方法と評価アクティビティが、PP モジュールと共に使用される他の項目(例えば基本 PP)で要求される場合、又は PP モジュールが適合を主張する他の項目(例えばパッケージ)で要求される場合、これらは全て評価されている PP モジュールで、PP モジュール自体が要求する派生した評価方法と評価アクティビティとともに識別されていること。
- b) 派生した評価方法と評価アクティビティのリストが、リストの全てのメンバーを明確に識別し、場所を特定するために、十分に構造化され詳細であること。
- c) 識別された評価方法と評価アクティビティの範囲に重複がある場合(すなわち、CC パート 4 に記述されているような重複が存在する場合)、結果として得られる評価方法と評価アクティビティのセットの根拠は、評価されている PP モジュールによって記述されている TOE に適用される。

このワークユニットの意図は、評価されている PP モジュールを含む PP 構成への適合を主張する TOE を評価する際に、正しい評価方法と評価アクティビティを使用できることを保証することである。つまり、個々の評価アクティビティが PP モジュールに列挙されている評価方法に明確に含まれている場合は、PP モジュールの識別では、それを列挙する必要はない。同様に、複数の評価方法又は評価アクティビティが一つの文書に含まれている場合、評価されている PP モジュールに適用される評価方法と評価アクティビティを明確に識別することができる限り、その文書を参照すれば十分である。

例：ある文書に、異なるユースケースに適用される複数の異なる評価方法が列挙されている場合、その文書を参照するだけでは十分ではなく、対応するユースケースもまた識別される必要がある。

## 11.4 PP モジュールセキュリティ課題定義(ACE\_SPD)

### 11.4.1 サブアクティビティの評価(ACE\_SPD.1)

#### 11.4.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、PP モジュール及びその運用環境によって対処されることが意図されているセキュリティ課題が明確に定義されていることを決定することである。

#### 11.4.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、PP モジュールである。

#### 11.4.1.3 アクション ACE\_SPD.1.1E

##### 11.4.1.3.1 一般

CC パート 3 ACE\_SPD.1.1C: セキュリティ課題定義は、脅威を記述しなければならない。

##### 11.4.1.3.2 ワークユニット: ACE\_SPD.1-1

評価者は、セキュリティ課題定義が脅威を記述していることを **チェック**しなければならない。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び/又は OSP からのみ導き出される場合、脅威のステートメントを PP モジュールに提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、セキュリティ課題定義が TOE 及び/又は TOE の運用環境によって対抗する必要がある脅威を記述していることを決定する。

PP モジュールによってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する脅威が存在する可能性があることに注意。

CC パート 3 ACE\_SPD.1.2C: 全ての脅威は、脅威エージェント、資産、及び有害なアクションの観点から記述しなければならない。

##### 11.4.1.3.3 ワークユニット: ACE\_SPD.1-2

評価者は、全ての脅威が脅威エージェント、資産、及び有害なアクションの観点から記述されていることを決定するために、セキュリティ課題定義を **検査**しなければならない。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び OSP からのみ導き出される場合、脅威のステートメントを PP モジュールに提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

脅威エージェントは、技能、資源、機会、及び動機などの側面によって、さらに詳細に記述することができる。

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

CC パート 3 ACE\_SPD.1.3C: セキュリティ課題定義は、OSP を記述しなければならない。

### 11.4.1.3.4 ワークユニット: ACE\_SPD.1-3

評価者は、セキュリティ課題定義が OSP を記述していることを**検査しなければならない**。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び/又は脅威からのみ導き出される場合、OSP を PP モジュールに提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、TOE 及び/又は TOE の運用環境が従う必要がある規則又はガイドラインの観点から OSP ステートメントが作成されることを決定する。

評価者は、各 OSP が明確に理解できるように十分に詳細に説明及び/又は解釈が行われていることを決定する。セキュリティ対策方針の追跡を可能とするために方針ステートメントの明確な提示が必要である。

PP モジュールによってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する OSP が存在する可能性があることに注意。

CC パート 3 ACE\_SPD.1.4C: セキュリティ課題定義は、TOE の運用環境についての前提条件を記述しなければならない。

### 11.4.1.3.5 ワークユニット: ACE\_SPD.1-4

評価者は、セキュリティ課題定義が TOE の運用環境についての前提条件を記述していることを決定するために、その定義を**検査しなければならない**。

前提条件がない場合、このワークユニットは、該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、TOE の運用環境についてのそれぞれの前提条件が十分に詳細に説明されていて、消費者は各自の運用環境が前提条件と一致していることを決定できることを決定する。前提条件が明確に理解されていない場合、TOE がセキュアな方法で機能しない運用環境で使用される結果となる場合がある。

## 11.5 PP モジュールセキュリティ対策方針(ACE\_OBJ)

### 11.5.1 サブアクティビティの評価(ACE\_OBJ.1)

#### 11.5.1.1 適用上の注釈

もし、PP 構成が(ACE\_CCO.1-3 で決定されるような)直接根拠アプローチを使用しないのであれば、このサブアクティビティは満たされているものとみなされる。

#### 11.5.1.2 アクション ACE\_OBJ.1.1E

##### 11.5.1.2.1 一般

CC パート 3 ACE\_OBJ.1.1C: セキュリティ対策方針のステートメントは、運用環境のセキュリティ対策方針を記述しなければならない。

#### 11.5.1.2.2 ワークユニット: ACE\_OBJ.1-1

評価者は、セキュリティ対策方針のステートメントが運用環境のセキュリティ対策方針を定義していることを**チェックしなければならない**。

評価者は、運用環境のセキュリティ対策方針が識別されていることをチェックする。

CC パート 3 ACE\_OBJ.1.2C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境の各セキュリティ対策方針を、そのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威、そのセキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びそのセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡しなければならない。

#### 11.5.1.2.3 ワークユニット: ACE\_OBJ.1-2

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、運用環境のセキュリティ対策方針を、セキュリティ対策方針によって対抗される脅威、セキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡することを **チェック** しなければならない。

運用環境の各セキュリティ対策方針は、脅威、OSP、前提条件、あるいは脅威、OSP、及び/又は前提条件の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威、OSP、又は前提条件にまでさかのぼらなければならない。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は運用環境のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

根拠のこの追跡要素を配置しなければならない場所に決まりはない。例えば、セキュリティの議論をより明確で読みやすくするために、関連する部分を各脅威、OSP 及び前提条件の下に配置することができる。

CC パート 3 ACE\_OBJ.1.3C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境のセキュリティ対策方針が全ての前提条件を充足することを実証しなければならない。

#### 11.5.1.2.4 ワークユニット: ACE\_OBJ.1-3<sup>xi</sup>

評価者は、運用環境に対する各前提条件について、運用環境のセキュリティ対策方針がその前提条件を充足するのに適していることを示す適切な正当化を、セキュリティ対策方針根拠が含んでいることを決定するために、その根拠を **検査** しなければならない。

運用環境のセキュリティ対策方針が前提条件にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、前提条件にまでさかのぼる全ての運用環境のセキュリティ対策方針が達成される場合、運用環境は前提条件を充足する)ことを実証することを決定する。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件にまでさかのぼる運用環境の各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に前提条件を充足する運用環境に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において、各前提条件に関連する運用環境のセキュリティ対策方針を単に列挙することは、正当化の一部ではあっても、それ自体では正当化とはならないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「セキュリティ対策方針 X は前提条件 Y を直接充足する」というような最小限のものでよい。

### 11.5.2 サブアクティビティの評価(ACE\_OBJ.2)

#### 11.5.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、セキュリティ対策方針が適切かつ完全にセキュリティ課題定義を扱うかどうか、及び TOE 及びその運用環境の間でのこの課題に対する分担が明確に定義されていることを決定することである。

### 11.5.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

a) PPモジュール

### 11.5.2.3 アクション ACE\_OBJ.2.1E

#### 11.5.2.3.1 一般

CC パート 3 ACE\_OBJ.2.1C: セキュリティ対策方針のステートメントは、TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針を記述しなければならない。

#### 11.5.2.3.2 ワークユニット: ACE\_OBJ.2-1

評価者は、セキュリティ対策方針のステートメントが TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針を定義していることをチェックしなければならない。

評価者は、セキュリティ対策方針の両カテゴリが明確に識別されており、他のカテゴリから分離されていることをチェックする。

CC パート 3 ACE\_OBJ.2.2C: セキュリティ対策方針根拠は、TOE の各セキュリティ対策方針をそのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威及びそのセキュリティ対策方針によって実施される OSP までさかのぼって追跡しなければならない。

#### 11.5.2.3.3 ワークユニット: ACE\_OBJ.2-2

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、TOE の全てのセキュリティ対策方針を、対策方針によって対抗される脅威及び/又は対策方針によって実施される OSP まで、さかのぼって追跡することをチェックしなければならない。

TOE の各セキュリティ対策方針は、脅威と OSP のいずれか、あるいは脅威と OSP の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威又は OSP にまでさかのぼらなければならない。オプション要件では、脅威/OSP を特定することが要求される場合があり、これらの SPD エレメントに関連するセキュリティ対策方針もこのワークユニットの対象となる。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は TOE のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 ACE\_OBJ.2.3C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境の各セキュリティ対策方針を、そのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威、そのセキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びそのセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡しなければならない。

#### 11.5.2.3.4 ワークユニット: ACE\_OBJ.2-3

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、運用環境のセキュリティ対策方針を、セキュリティ対策方針によって対抗される脅威、セキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡することをチェックしなければならない。

運用環境の各セキュリティ対策方針は、脅威、OSP、前提条件、あるいは脅威、OSP、及び/又は前提条件の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威、OSP、又は前提条件にまでさかのぼらなければならない。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は運用環境のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 ACE\_OBJ.2.4C: セキュリティ対策方針根拠は、セキュリティ対策方針が全ての脅威に対抗することを実証しなければならない。

#### 11.5.2.3.5 ワークユニット: ACE\_OBJ.2-4

評価者は、各脅威について、セキュリティ対策方針がその脅威に対抗するために適していることをセキュリティ対策方針根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

脅威にまでさかのぼるセキュリティ対策方針が一つもない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、脅威に対する正当化が脅威の除去、軽減、又は緩和が行われたかどうかを示すことを決定する。

評価者は、脅威に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、脅威にまでさかのぼる全てのセキュリティ対策方針が達成される場合、脅威は除去されるか、十分に軽減されるか、脅威の影響が十分に緩和される)ことを実証することを決定する。

セキュリティ対策方針根拠において提供される脅威に対するセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それ自体では正当化を構成しないことに注意すること。セキュリティ対策方針が、特定の脅威が実現されることを妨げる意図を反映しただけのステートメントである場合であっても、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針 X が脅威 Y に直接対抗する」のように最小になる可能性がある。

評価者は、脅威にまでさかのぼる各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に脅威の除去、軽減、又は緩和に寄与する)ことも決定する。

CC パート 3 ACE\_OBJ.2.5C: セキュリティ対策方針根拠は、セキュリティ対策方針が全ての OSP を実施することを実証しなければならない。

#### 11.5.2.3.6 ワークユニット: ACE\_OBJ.2-5<sup>xiii</sup>

評価者は、各 OSP に対して、セキュリティ対策方針がその OSP を実施するために適していることをセキュリティ対策方針根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

OSP にまでさかのぼるセキュリティ対策方針が一つもない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、OSP に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全てのセキュリティ対策方針が達成される場合、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。

評価者は、OSP にまでさかのぼる各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に OSP の実施に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において提供される OSP に対するセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。セキュリティ対策方針が、特定の OSP を実施する意図を反映しただけのステートメントである場合、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針 X が OSP Y を直接実施する」のように最小になる可能性がある。

CC パート 3 ACE\_OBJ.2.6C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境のセキュリティ対策方針が全ての前提条件を充足することを実証しなければならない。

### 11.5.2.3.7 ワークユニット: ACE\_OBJ.2-6

評価者は、運用環境に対する各前提条件について、運用環境のセキュリティ対策方針がその前提条件を充足するのに適していることを示す適切な正当化を、セキュリティ対策方針根拠が含んでいることを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

運用環境のセキュリティ対策方針が前提条件にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに關係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、前提条件にまでさかのぼる全ての運用環境のセキュリティ対策方針が達成される場合、運用環境は前提条件を充足する)ことを実証することを決定する。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件にまでさかのぼる運用環境の各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に前提条件を充足する運用環境に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において記述される、前提条件に対する運用環境のセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。運用環境のセキュリティ対策方針が、前提条件の単なる再記述である場合であっても、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針 X は前提条件 Y を直接充足する」のように最小になる可能性がある。

## 11.6 PP モジュール拡張コンポーネント定義(ACE\_ECD)

### 11.6.1 サブアクティビティの評価(ACE\_ECD.1)

#### 11.6.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、拡張コンポーネントが明確に、曖昧さなく定義されているかどうか、及びそれが必要であるかどうか、つまり既存の CC パート 2 又は CC パート 3 のコンポーネントを使用して明確に表現される可能性がないかどうかを決定することである。

#### 11.6.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、PP モジュールである。

#### 11.6.1.3 アクション ACE\_ECD.1.1E

##### 11.6.1.3.1 一般

CC パート 3 ACE\_ECD.1.1C: セキュリティ要件のステートメントは、全ての拡張セキュリティ要件を識別しなければならない。

##### 11.6.1.3.2 ワークユニット: ACE\_ECD.1-1

評価者は、拡張要件として識別されていないセキュリティ要件のステートメントにおける全てのセキュリティ要件は、CC パート 2 又は CC パート 3 で示されていることを**チェックしなければならない**。

CC パート 3 ACE\_ECD.1.2C: 拡張コンポーネント定義は、各拡張セキュリティ要件に対応する拡張コンポーネントを定義しなければならない。

##### 11.6.1.3.3 ワークユニット: ACE\_ECD.1-2

評価者は、拡張コンポーネント定義が各拡張セキュリティ要件に対応する拡張コンポーネントを定義することを**チェックしなければならない**。

PP モジュールに拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

単一の拡張コンポーネントは、拡張セキュリティ要件の複数の繰り返しを定義するために使用することができ、各繰り返しに対してこの定義を繰り返す必要はない。

CC パート 3 ACE\_ECD.1.3C: 拡張コンポーネント定義は、各拡張コンポーネントが既存の CC コンポーネント、ファミリー、及びクラスにどのように関連するかを記述しなければならない。

#### 11.6.1.3.4 ワークユニット: ACE\_ECD.1-3<sup>xiii</sup>

評価者は、各拡張コンポーネントが既存の CC コンポーネント、ファミリー、及びクラスにどのようにあてはまるかを拡張コンポーネント定義が記述していることを決定するために、その拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールに拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、各拡張コンポーネントが次のいずれかであることを決定する。

- a) 既存の CC パート 2 又は CC パート 3 ファミリのメンバ、又は
- b) PP モジュールで定義された新しいファミリーのメンバ。

拡張コンポーネントが既存の CC パート 2 又は CC パート 3 ファミリのメンバである場合、評価者は、拡張コンポーネントがそのファミリーのメンバであるべき理由、及びそのファミリーの他のコンポーネントにどのように関連しているかを拡張コンポーネント定義が適切に記述していることを決定する。

拡張コンポーネントが PP モジュールで定義された新しいファミリーのメンバである場合、評価者は、拡張コンポーネントが既存のファミリーにあてはまらないことを確認する。

PP モジュールが新しいファミリーを定義している場合、評価者は各新しいファミリーが次のいずれかであることを決定する。

- a) 既存の CC パート 2 又は CC パート 3 クラスのメンバ、又は
- b) PP モジュールで定義された新しいクラスのメンバ。

ファミリーが既存の CC パート 2 又は CC パート 3 クラスのメンバである場合、評価者は、ファミリーがそのクラスのメンバであるべき理由、及びファミリーがそのクラス内の他のファミリーにどのように関連するかを拡張コンポーネント定義が適切に記述していることを決定する。

ファミリーが PP モジュールで定義された新しいクラスのメンバである場合、評価者は、ファミリーが既存のクラスに対して適切ではないことを確認する。

#### 11.6.1.3.5 ワークユニット: ACE\_ECD.1-4<sup>xiv</sup>

評価者は、拡張コンポーネントの各定義がそのコンポーネントの全ての適用可能な依存性を識別することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールに拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、PP モジュール作成者が見過ごした適用可能な依存性が一つもないことを確認する。

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

CC パート 3 ACE\_ECD.1.4C: 拡張コンポーネント定義は、提示モデルとして既存の CC コンポーネント、ファミリー、クラス、及び方法を使用しなければならない。

### 11.6.1.3.6 ワークユニット: ACE\_ECD.1-5

評価者は、各拡張機能コンポーネントが提示モデルとして既存の CC パート 2 コンポーネントを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールに拡張 SFR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、7.1.4<sup>xv</sup>節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

拡張機能コンポーネントが操作を使用する場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 1、8.2 節、「操作」と一貫していることを決定する。

拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2 のコンポーネント変更の強調表示(CC パート 2、「序説」の注を参照)<sup>ii</sup>と一貫していることを決定する。

### 11.6.1.3.7 ワークユニット: ACE\_ECD.1-6

評価者は、新しい機能ファミリーの各定義が提示モデルとして既存の CC 機能ファミリーを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールが新しい機能ファミリーを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい機能ファミリーが CC パート 2、7.1.3<sup>xvi</sup>節、「ファミリー構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

### 11.6.1.3.8 ワークユニット: ACE\_ECD.1-7

評価者は、新しい機能クラスの各定義が提示モデルとして既存の CC 機能クラスを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールが新しい機能クラスを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、7.1.2<sup>xvii</sup>節、「クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

### 11.6.1.3.9 ワークユニット: ACE\_ECD.1-8

評価者は、拡張保証コンポーネントの各定義が提示モデルとして既存の CC パート 3 コンポーネントを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールに拡張 SAR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4<sup>xviii</sup>節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

拡張保証コンポーネントが操作を使用する場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 1、8.2 節、「操作」と一貫していることを決定する。

拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4<sup>viii</sup> 節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

#### 11.6.1.3.10 ワークユニット: ACE\_ECD.1-9

評価者は、定義された各拡張保証コンポーネントに対して、適用可能な方法が提供されたことを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールに拡張 SAR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、各拡張 SAR の各評価者アクションエレメントについて、1 つ又は複数のワークユニットが提供されており、指定された評価者アクションエレメントに対する全てのワークユニットを成功裏に実行することによりそのエレメントが達成されたことが実証されることを決定する。

#### 11.6.1.3.11 ワークユニット: ACE\_ECD.1-10

評価者は、新しい保証ファミリの各定義が提示モデルとして既存の CC 保証ファミリを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールが新しい保証ファミリを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.3<sup>xix</sup> 節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

#### 11.6.1.3.12 ワークユニット: ACE\_ECD.1-11

評価者は、新しい保証クラスの各定義が提示モデルとして既存の CC 保証クラスを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールが新しい保証クラスを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.2<sup>xx</sup> 節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

CC パート 3 ACE\_ECD.1.5C: 拡張コンポーネントは、エレメントに対する**適合又は非適合を実証できるように、評価可能で客観的なエレメントで構成されていなければならない**。

#### 11.6.1.3.13 ワークユニット: ACE\_ECD.1-12

評価者は、適合又は非適合を実証できるように、各拡張コンポーネントの各エレメントが評価可能であり、客観的な評価要件を述べることを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールに拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張機能コンポーネントのエレメントがテスト可能であり、適切な TSF 表現を通じて追跡可能である方法で述べられていることを決定する。

評価者は、拡張保証コンポーネントのエレメントが評価者の主観的な判定を必要としないことも決定する。

評価者は、評価可能で客観的であることが全ての評価基準に対して適切であるにもかかわらず、このような特性を証明するための正式な方法が存在しないことは周知の事実であることに留意する。このため、

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

既存の CC 機能コンポーネント及び保証コンポーネントは、この要件に従って構成するものを決定するためのモデルとして使用される。

### 11.6.1.4 アクション ACE\_ECD.1.2E

#### 11.6.1.4.1 ワークユニット: ACE\_ECD.1-13

評価者は、各拡張コンポーネントが既存のコンポーネントを使用して明確に表現できないことを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

PP モジュールに拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、この決定を行うときに、CC パート 2 及び CC パート 3 からのコンポーネント、PP モジュールで定義された他の拡張コンポーネント、これらのコンポーネントの組み合わせ、及びこれらのコンポーネントに対して可能な操作を考慮するべきである。

評価者は、このワークユニットの役割は、コンポーネントの不要な重複、つまり、他のコンポーネントを使用して明確に表現できるコンポーネントを排除することであることに留意する。評価者は、既存のコンポーネントを使用して拡張コンポーネントを表現する方法を探す試みとして、操作を含むコンポーネントの全ての可能な組み合わせに対する徹底的探索を行うべきではない。

## 11.7 PP モジュールセキュリティ要件(ACE\_REQ)

### 11.7.1 サブアクティビティの評価(ACE\_REQ.1)

#### 11.7.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、SFR と SAR が明確で曖昧さがなく十分に定義されているかどうか、SFR と SAR が内部的に一貫しているかどうか、及び SFR が脅威に対抗しているか、TOE の組織のセキュリティ方針を実施しているかどうかを決定することである。

#### 11.7.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、PP モジュールである。

### 11.7.1.3 アクション ACE\_REQ.1.1E

#### 11.7.1.3.1 一般

CC パート 3 ACE\_REQ.1.1C: セキュリティ要件のステートメントは、SFR 及び SAR(PP モジュールに適用される SAR は、明示されてもよいし、PP モジュール基盤から継承されてもよい)を記述しなければならない。

#### 11.7.1.3.2 ワークユニット: ACE\_REQ.1-1

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SFR を記述していることを**チェックしなければならない**。

評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 2 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) PP モジュール基盤の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) PP モジュールが適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって

d) PP モジュールでの再現によって

全ての SFR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

#### 11.7.1.3.3 ワークユニット: ACE\_REQ.1-2

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SAR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 3 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) PP モジュール基盤の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) PP モジュールが適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって
- d) PP モジュールでの再現によって

全ての SAR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.2C: SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されなければならない。

#### 11.7.1.3.4 ワークユニット: ACE\_REQ.1-3

評価者は、SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されていることを決定するために、PP モジュールを**検査**しなければならない。

評価者は、PP モジュールが以下の全てを定義することを決定する。

- SFR で使用されるサブジェクトとオブジェクト(の種別)
- サブジェクト、利用者、オブジェクト、情報、セッション、及び/又は資源のセキュリティ属性(の種別)、これらの属性が取りうる値、及びこれらの値間の関係(例えば、最高秘密は秘密より「高い」)
- SFR で使用される操作(の種別)及びこれらの操作の影響
- SFR 内の外部エンティティ(の種別)
- 操作を完了することにより SFR 及び/又は SAR に導入された他の用語のうち、直ちに理解されないか、又はそれぞれの辞書の定義の範囲外で使用されている用語。

このワークユニットの目的は、SFR と SAR が明確に定義されており、曖昧な用語の導入によって誤解が発生しないことを保証することである。このワークユニットは、PP モジュール作成者に強制的に全ての単語を定義させるなどの極端な方法として、解釈されるべきではない。セキュリティ要件のセットの一般的な読者は、IT、セキュリティ、及びコモンクライテリアに関する適度な知識を持っているものと想定されるべきである。

上記の全ては、グループ、クラス、役割、種別によって提示したり、理解しやすくなるようなその他のグループ化又は特徴づけによって提示したりすることができる。

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

評価者は、これらのリストと定義をセキュリティ要件のステートメントの一部にする必要はなく、別の節に(一部又は全体が)配置される可能性があることに留意する。これは、特に、同じ用語が PP モジュールの残りの部分で使用される場合に該当する。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.3C: セキュリティ要件のステートメントは、セキュリティ要件の全ての操作を識別しなければならない。

### 11.7.1.3.5 ワークユニット: ACE\_REQ.1-4

評価者は、セキュリティ要件のステートメントがセキュリティ要件の全ての操作を識別することをチェックしなければならない。

評価者は、全ての操作が、使用される各 SFR 又は SAR 内で識別されていることを決定する。これには、完了した操作と未完了の操作の両方が含まれる。識別は、活字印刷上の区別、周辺の文章内での明示的な識別、又はその他の特徴的な手段で達成できる。

PP モジュールが選択ベースの SFR を定義している場合、評価者は、SFR における選択と、ST 作成者がそれを選択した場合に ST に含まれる選択ベースの SFR との間の依存関係が PP モジュールによって明確に識別されていることを決定する。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.4C: 全ての操作は正しく実行しなければならない。

### 11.7.1.3.6 ワークユニット: ACE\_REQ.1-5

評価者は、全ての割付操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 11.7.1.3.7 ワークユニット: ACE\_REQ.1-6

評価者は、全ての繰返し操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 11.7.1.3.8 ワークユニット: ACE\_REQ.1-7

評価者は、全ての選択操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 11.7.1.3.9 ワークユニット: ACE\_REQ.1-8

評価者は、全ての詳細化操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.5C: セキュリティ要件の各依存性が満たされていない場合、また、満たされない依存性がある場合は、セキュリティ要件根拠によってそのことが正当化されなければならない。

### 11.7.1.3.10 ワークユニット: ACE\_REQ.1-9

評価者は、セキュリティ要件の各依存性が満たされていること、又は満たされていない依存性をセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

依存性は、セキュリティ要件のステートメント内の関連するコンポーネント(又はそれに対して上位階層のコンポーネント)を含めることによって満たされる。依存性を満たすために使用されたコンポーネントは、必要に応じて、実際に依存性を満たすことを保証するために、操作によって変更するべきである。

依存性が満たされないことの正当化は、次のいずれかを取り扱うべきである。

- 依存性が必要でない又は役立たない理由。この場合、それ以上に詳細な情報は不要。又は、
- 依存性が TOE の運用環境によって対処されていること。この場合、運用環境のセキュリティ対策方針がこの依存性をどのように対処するかを正当化によって記述するべきである。

評価者は、ある機能パッケージが他の機能パッケージとの依存関係を定義している場合、その機能パッケージが PP モジュールに含まれることを保証する。

もしある機能パッケージが、その下層の PP モジュールが満たす必要がある要件の依存関係を識別した場合、評価者は、分析がこれらの依存関係も対象としていることを保証する。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.6C: セキュリティ要件根拠は、各 SFR を、その SFR によって対抗される脅威及びその SFR によって実施される OSP にまでさかのぼって追跡しなければならない。

#### 11.7.1.3.11 ワークユニット: ACE\_REQ.1-10

評価者は、セキュリティ要件根拠が各 SFR を、その SFR が対抗する脅威及びその SFR が実施する OSP までさかのぼって追跡していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SFR が少なくとも 1 つの TOE の脅威又は OSP にまでさかのぼることを決定する。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ要件根拠が不完全であるか、TOE のセキュリティ対策方針が不完全であるか、又は SFR が役立つ目的を持っていないことを示す。

根拠のこの追跡要素を配置しなければならない場所に決まりはない。例えば、セキュリティの議論をより明確で読みやすくするために、関連する部分を各脅威及び OSP の下に配置することができる。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.7C: セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)TOE の全ての脅威に対抗していることを実証しなければならない。

#### 11.7.1.3.12 ワークユニット: ACE\_REQ.1-11

評価者は、各脅威に対して、セキュリティ要件がその脅威に対抗するために適していることをセキュリティ対策方針根拠が実証することを決定するために、その根拠を検査しなければならない。

脅威にまでさかのぼる SFR が一つもない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、脅威に対する正当化が脅威の除去、軽減、又は緩和が行われたかどうかを示すことを決定する。

評価者は、脅威に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、脅威にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、OSP と前提条件が適用可能な文脈では、脅威は除去されるか、十分に軽減されるか、脅威の影響が十分に緩和される)ことを実証することを決定する。

セキュリティ要件根拠において、各脅威に関連する SFR を単に列挙することは、正当化の一部にはなっても、それ自体では正当化を構成しないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「SFR X が脅威 Y に直接対抗する」というような最小限のものでよい。

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

評価者は、脅威にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が実現される場合、それは実際に脅威の除去、軽減、又は緩和に寄与する)ことも決定する。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.8C: セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)TOE のOSP の全てを実施することを実証しなければならない。

### 11.7.1.3.13 ワークユニット: ACE\_REQ.1-12

評価者は、各 OSP に対して、SFR がその OSP を実施するために適していることをセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

SFR 又は運用環境のセキュリティ対策方針が OSP にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、OSP に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、前提条件が適用可能な文脈では、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。

評価者は、OSP にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が実現される場合、それは実際にOSP の実施に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ要件根拠において、各 OSP に関連する SFR を単に列挙することは、正当化の一部にはなっても、それ自体では正当化を構成しないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「SFR X は OSP Y を直接実施する」というような最小限のものでよい。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.9C: セキュリティ要件根拠は、なぜSAR が選ばれたかを説明しなければならない。

### 11.7.1.3.14 ワークユニット: ACE\_REQ.1-13

評価者は、セキュリティ要件根拠が、SAR が選ばれた理由を説明していることを**チェックしなければならない**。

評価者は、説明が理路整然としており、PP モジュールの残りの部分との明白な不一致が SAR 及び説明に含まれていない限り、いかなる説明も正しいことに留意する。

SAR と PP モジュールの残りの部分との明白な不一致の例として、非常に能力の高い脅威エージェントが含まれているにもかかわらず、このような脅威エージェントから保護しない AVA\_VAN コンポーネントが選ばれた場合が挙げられる。

CC パート 3 ACE\_REQ.1.10C: セキュリティ要件のステートメントは、内部的に一貫していなければならない。

### 11.7.1.3.15 ワークユニット: ACE\_REQ.1-14

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが内部的に一貫していることを決定するために、そのステートメントを**検査しなければならない**。

評価者は、全ての SFR と SAR の組み合わせられたセットが内部的に一貫していることを決定する。オプション要件に関して、評価者は次のことを決定する。

- 全てのオプション要件は、それ自体がオプションではない SPD エlement に追跡するか、又は、そのオプションの SFR に明確に関連付けられた SPD エlement に追跡するかのいずれかである。
- 全てのオプション要件は、以下のいずれかとして明確に識別される。

- 1) 選択的であるため、ST 作成者の裁量によってのみ含めることができる(すなわち、PP モジュールへの適合性はそれらを ST に含めることに依存しない)。又は、

2) 条件付きであるため、適合 TOE がその要件の対象となる機能性を実装している場合には要求される。

- 全てのオプション要件は、非オプション要件と矛盾しない(ある能力は、必須要件とオプション要件の両方であることはできないが、基本的な能力を必須要件とし、その能力の拡張をオプション要件として特定することは可能である)。

評価者は、異なるセキュリティ要件が同じ種別の開発者証拠、事象、操作、データ、実行されるテストなどに対して適用されるか、「全てのオブジェクト」、「全てのサブジェクト」などに対して適用される全ての場合において、これらの要件が競合しないことを決定する。

いくつかの考えられる競合は、次のとおりである。

- 特定の暗号アルゴリズムの設計を秘密に保持することを特定する拡張 SAR、及びオープンソースレビューを特定する別の拡張 SAR。
- サブジェクト識別情報のログ記録を特定する FAU\_GEN.1 監査データ生成、これらのログにアクセスできる利用者を特定する FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御、及びサブジェクトの一部のアクションが他のサブジェクトに対して観察不能であるべきであることを特定する FPR\_UNO.1 観察不能性。あるアクティビティを参照できるべきではないサブジェクトがこのアクティビティのログにアクセスできる場合、これらの SFR は競合する。
- 不要になった情報の削除を特定する FDP\_RIP.1 サブセット残存情報保護、及び TOE を前の状態に戻すことができることを特定する FDP\_ROL.1 基本ロールバック。前の状態へのロールバックに必要な情報が削除されている場合、これらの要件は競合する。
- 特に一部の繰返しが同じサブジェクト、オブジェクト、又は操作を扱う場合の、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の複数の繰返し。1 つのアクセス制御 SFR がサブジェクトによるオブジェクトに対する操作の実行を許可し、別のアクセス制御 SFR がこれを許可しない場合、これらの要件は競合する。

## 11.7.2 サブアクティビティの評価(ACE\_REQ.2)

### 11.7.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、SFR と SAR が明確で曖昧さがなく十分に定義されているかどうか、SFR と SAR が内部的に一貫しているかどうか、及び SFR が TOE のセキュリティ対策方針を満たしているかどうかを決定することである。

### 11.7.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

#### a) PPモジュール

### 11.7.2.3 アクション ACE\_REQ.2.1E

#### 11.7.2.3.1 一般

CC パート 3 ACE\_REQ.2.1C: セキュリティ要件のステートメントは、SFR 及び SAR(PP モジュールに適用される SAR は、明示されてもよいし、PP モジュール基盤から継承されてもよい)を記述しなければならない。

### 11.7.2.3.2 ワークユニット: ACE\_REQ.2-1

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SFR を記述していることを **チェックしなければならない**。

評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 2 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) PP モジュール基盤の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) PP モジュールが適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって
- d) PP モジュールでの再現によって

全ての SFR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

### 11.7.2.3.3 ワークユニット: ACE\_REQ.2-2

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SAR を記述していることを **チェックしなければならない**。

評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 3 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) PP モジュール基盤の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) PP モジュールが適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって
- d) PP モジュールでの再現によって

全ての SAR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

PP モジュールによってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する脅威が存在する可能性があることに注意。

CC パート 3 ACE\_REQ.2.2C: SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されなければならない。

### 11.7.2.3.4 ワークユニット: ACE\_REQ.2-3

評価者は、SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されていることを決定するために、PP モジュールを **検査しなければならない**。

評価者は、PP モジュールが以下の全てを定義することを決定する。

- SFR で使用されるサブジェクトとオブジェクト(の種別)
- サブジェクト、利用者、オブジェクト、情報、セッション、及び/又は資源のセキュリティ属性(の種別)、これらの属性が取りうる値、及びこれらの値間の関係(例えば、最高秘密は秘密より「高い」)
- SFR で使用される操作(の種別)及びこれらの操作の影響

- SFR 内の外部エンティティ(の種別)
- 操作を完了することにより SFR 及び/又は SAR に導入された他の用語のうち、直ちに理解されないか、又はそれぞれの辞書の定義の範囲外で使用されている用語

このワークユニットの目的は、SFR と SAR が明確に定義されており、曖昧な用語の導入によって誤解が発生しないことを保証することである。このワークユニットは、PP モジュール作成者に強制的に全ての単語を定義させるなどの極端な方法として、解釈されるべきではない。セキュリティ要件のセットの一般的な読者は、IT、セキュリティ、及びコモンクライテリアに関する適度な知識を持っているものと想定されるべきである。

上記の全ては、グループ、クラス、役割、種別によって提示したり、理解しやすくなるようなその他のグループ化又は特徴づけによって提示したりすることができる。

評価者は、これらのリストと定義をセキュリティ要件のステートメントの一部にする必要はなく、別の節に(一部又は全体が)配置される可能性があることに留意する。これは、特に、同じ用語が PP モジュールの残りの部分で使用される場合に該当する。

CC パート 3 ACE\_REQ.2.3C: セキュリティ要件のステートメントは、セキュリティ要件の全ての操作を識別しなければならない。

#### 11.7.2.3.5 ワークユニット: ACE\_REQ.2-4

評価者は、セキュリティ要件のステートメントがセキュリティ要件の全ての操作を識別することをチェックしなければならない。

評価者は、全ての操作が、使用される各 SFR 又は SAR 内で識別されていることを決定する。これには、完了した操作と未完了の操作の両方が含まれる。識別は、活字印刷上の区別、周辺の文章内での明示的な識別、又はその他の特徴的な手段で達成できる。

PP モジュールが選択ベースの SFR を定義している場合、評価者は、SFR における選択と、ST 作成者がそれを選択した場合に ST に含まれる選択ベースの SFR との間の依存関係が PP モジュールによって明確に識別されていることを決定する。

CC パート 3 ACE\_REQ.2.4C: 全ての操作は正しく実行しなければならない。

#### 11.7.2.3.6 ワークユニット: ACE\_REQ.2-5

評価者は、全ての割付操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 11.7.2.3.7 ワークユニット: ACE\_REQ.2-6

評価者は、全ての繰返し操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 11.7.2.3.8 ワークユニット: ACE\_REQ.2-7

評価者は、全ての選択操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 11.7.2.3.9 ワークユニット: ACE\_REQ.2-8

評価者は、全ての詳細化操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

CC パート 3 ACE\_REQ.2.5C: セキュリティ要件の各依存性が満たされていない**なければならない**。また、満たされない依存性がある場合は、セキュリティ要件根拠によってそのことが正当化されなければならない。

#### 11.7.2.3.10 ワークユニット: ACE\_REQ.2-9

評価者は、セキュリティ要件の各依存性が満たされていること、又は満たされていない依存性をセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

依存性は、セキュリティ要件のステートメント内の関連するコンポーネント(又はそれに対して上位階層のコンポーネント)を含めることによって満たされる。依存性を満たすために使用されたコンポーネントは、必要に応じて、実際に依存性を満たすことを保証するために、操作によって変更するべきである。

依存性が満たされないことの正当化は、次のいずれかを取り扱うべきである。

- a) 依存性が必要でない又は役立たない理由。この場合、それ以上に詳細な情報は不要。又は、
- b) 依存性が TOE の運用環境によって対処されていること。この場合、運用環境のセキュリティ対策方針がこの依存性をどのように対処するかを正当化によって記述するべきである。

評価者は、ある機能パッケージが他の機能パッケージとの依存関係を定義している場合、その機能パッケージが PP モジュールに含まれることを保証する。

もしある機能パッケージが、その下層の PP モジュールが満たす必要がある要件の依存関係を識別した場合、評価者は、分析がこれらの依存関係も対象としていることを保証する。

CC パート 3 ACE\_REQ.2.6C: セキュリティ要件根拠は、各 SFR を、その SFR によって実施される TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼって追跡しなければならない。

#### 11.7.2.3.11 ワークユニット: ACE\_REQ.2-10

評価者は、セキュリティ要件根拠が各 SFR を TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼって追跡することを**チェックしなければならない**。

オプション要件では、脅威/OSP を特定することが要求される場合があり、これらの SPD エレメントに関連するセキュリティ対策方針もこのワークユニットの対象となる。

評価者は、各 SFR が少なくとも 1 つの TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼることを決定する。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ要件根拠が不完全であるか、TOE のセキュリティ対策方針が不完全であるか、又は SFR が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 ACE\_REQ.2.7C: セキュリティ要件根拠は、SFR が TOE のセキュリティ対策方針の全てを満たすことを**実証しなければならない**。

#### 11.7.2.3.12 ワークユニット: ACE\_REQ.2-11

評価者は、TOE の各セキュリティ対策方針について、SFR がその TOE のセキュリティ対策方針を満たすために適していることをセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる SFR が一つもない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOE のセキュリティ対策方針に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、対策方針にまでさかのぼる全ての SFR が満たされている場合、TOE のセキュリティ対策方針は達成される)ことを実証することを決定する。

TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる SFR が、未完了の割付、あるいは未完了又は制限された選択を持っている場合、評価者は、これらの操作の考えられる個別の完了又は完了の組み合わせについて、セキュリティ対策方針がまだ満たされていることを決定する。

評価者は、TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が満たされている場合、それは実際にセキュリティ対策方針の達成に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ要件根拠において提供される TOE のセキュリティ対策方針に対する SFR からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。

CC パート 3 ACE\_REQ.2.8C: セキュリティ要件根拠は、なぜ SAR が選ばれたかを説明しなければならない。

#### 11.7.2.3.13 ワークユニット: ACE\_REQ.2-12

評価者は、セキュリティ要件根拠が、SAR が選ばれた理由を説明していることをチェックしなければならない。

評価者は、説明が理路整然としており、PP モジュールの残りの部分との明白な不一致が SAR 及び説明に含まれていない限り、いかなる説明も正しいことに留意する。

SAR と PP モジュールの残りの部分との明白な不一致の例として、非常に能力の高い脅威エージェントが含まれているにもかかわらず、このような脅威エージェントから保護しない AVA\_VAN コンポーネントが選ばれた場合が挙げられる。

CC パート 3 ACE\_REQ.2.9C: セキュリティ要件のステートメントは、内部的に一貫していなければならない。

#### 11.7.2.3.14 ワークユニット: ACE\_REQ.2-13

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが内部的に一貫していることを決定するために、そのステートメントを検査しなければならない。

評価者は、全ての SFR と SAR の組み合わせられたセットが内部的に一貫していることを決定する。オプション要件に関して、評価者は次のことを決定する。

- 全てのオプション要件は、それ自身がオプションではない SPD エlement に追跡するか、又は、そのオプションの SFR に明確に関連付けられた SPD エlement に追跡するかのいずれかである。
- 全てのオプション要件は、以下のいずれかとして明確に識別される。
  - 1) 選択的であるため、ST 作成者の裁量によってのみ含めることができる(すなわち、PP モジュールへの適合性はそれらを ST に含めることに依存しない)。又は、
  - 2) 条件付きであるため、適合 TOE がその要件の対象となる機能性を実装している場合には要求される。
- 全てのオプション要件は、非オプション要件と矛盾しない(ある能力は、必須要件とオプション要件の両方であることはできないが、基本的な能力を必須要件とし、その能力の拡張をオプション要件として特定することは可能である)。

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

評価者は、異なるセキュリティ要件が同じ種別の開発者証拠、事象、操作、データ、実行されるテストなどに対して適用されるか、「全てのオブジェクト」、「全てのサブジェクト」などに対して適用される全ての場合において、これらの要件が競合しないことを決定する。

いくつかの考えられる競合は、次のとおりである。

- 特定の暗号アルゴリズムの設計を秘密に保持することを特定する拡張 SAR、及びオープンソースレビューを特定する別の拡張 SAR。
- サブジェクト識別情報のログ記録を特定する FAU\_GEN.1 監査データ生成、これらのログにアクセスできる利用者を特定する FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御、及びサブジェクトの一部のアクションが他のサブジェクトに対して観察不能であるべきであることを特定する FPR\_UNO.1 観察不能性。あるアクティビティを参照できるべきではないサブジェクトがこのアクティビティのログにアクセスできる場合、これらの SFR は競合する。
- 不要になった情報の削除を特定する FDP\_RIP.1 サブセット残存情報保護、及び TOE を前の状態に戻すことができることを特定する FDP\_ROL.1 基本ロールバック。前の状態へのロールバックに必要な情報が削除されている場合、これらの要件は競合する。
- 特に一部の繰返しが同じサブジェクト、オブジェクト、又は操作を扱う場合の、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の複数の繰返し。1 つのアクセス制御 SFR がサブジェクトによるオブジェクトに対する操作の実行を許可し、別のアクセス制御 SFR がこれを許可しない場合、これらの要件は競合する。

### 11.8 PP モジュール一貫性(ACE\_MCO)

#### 11.8.1 サブアクティビティの評価(ACE\_MCO.1)

##### 11.8.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、その PP モジュール基盤に関連する PP モジュールの一貫性を決定することである。

##### 11.8.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) PP モジュール
- b) その PP モジュール基盤

##### 11.8.1.3 アクション ACE\_MCO.1.1E

###### 11.8.1.3.1 一般

CC パート 3 ACE\_MCO.1.1C: 一貫性根拠は、PP モジュールの TOE 種別が、PP モジュール基盤の TOE 種別と一貫していることを実証しなければならない。

###### 11.8.1.3.2 ワークユニット: ACE\_MCO.1-1

評価者は、PP モジュールの TOE 種別が、その PP モジュール基盤の全ての TOE 種別と一貫していることを決定するために一貫性根拠を **検査しなければならない**。

種別間の関係は、簡単なもの(PP モジュールが、追加のセキュリティ機能性を提供する TOE を考慮できる)、又はより複雑なもの(所定のセキュリティ機能性を特定の方法で提供する TOE)である可能性がある。

CC パート 3 ACE\_MCO.1.2C: 一貫性根拠は、PP モジュールの SPD で定義された資産のうち PP モジュール基盤にも属するものを識別し、その中で PP モジュールと PP モジュール基盤が異なるセキュリティ課題を定義している資産を識別しなければならない。

#### 11.8.1.3.3 ワークユニット: ACE\_MCO.1-2

評価者は、一貫性根拠が PP モジュールと PP モジュール基盤の間で共有される資産のセットを含んでおり、このセットが曖昧でなく、完全であることを **チェックしなければならない**。

評価者は、一貫性根拠が、異なるセキュリティ特性を持ち、及び/又は異なる脅威エージェントや脅威シナリオの対象となる共有資産のサブセットを含んでおり、このサブセットが曖昧でなく完全であることを **チェックしなければならない**。

共有される資産が存在しない場合、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

CC パート 3 ACE\_MCO.1.3C: 一貫性根拠は、次のことを実証しなければならない。

- セキュリティ課題定義のステートメントが、PP モジュール基盤のセキュリティ課題定義のステートメントと一貫している。
- セキュリティ課題定義のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ課題定義のステートメントと一貫している。

#### 11.8.1.3.4 ワークユニット: ACE\_MCO.1-3

評価者は、PP モジュールのセキュリティ課題定義のステートメントが、PP モジュール基盤で述べられているセキュリティ課題定義のステートメントと一貫していることを PP モジュール一貫性根拠が実証することを決定するために、その根拠を **検査しなければならない**。

特に、評価者は、次の点を決定するために一貫性根拠を検査する。

- a) PP モジュールの脅威、前提条件、OSP のステートメントが、適合を主張する機能パッケージのそれらのステートメントと矛盾していない。
- b) PP モジュールの前提条件のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージの範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。

#### 11.8.1.3.5 ワークユニット: ACE\_MCO.1-4

評価者は、PP モジュールのセキュリティ課題定義のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージで述べられているセキュリティ課題定義のステートメントと一貫していることを PP モジュール一貫性根拠が実証することを決定するために、その根拠を **検査しなければならない**。

特に、評価者は、次の点を決定するために一貫性根拠を検査する。

- a) PP モジュールの脅威、前提条件、及び OSP のステートメントが、PP モジュール基盤のそれらに矛盾しない。
- b) PP モジュールの前提条件のステートメントが、PP モジュール基盤の範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。

#### 11.8.1.3.6 ワークユニット: ACE\_MCO.1-5

PP モジュールと基本 PP 又は PP モジュールとの間で共有される全ての資産について、評価者は、セキュリティ課題定義の全ての相違が正当化されることを **決定しなければならない**。例えば、資産が異なる場所、異なる時間に存在する、又は、異なる運用環境の条件にさらされる。

## ACE クラス: プロテクションプロファイル構成評価

特に、評価者は、次の点を決定するために一貫性根拠を検査する。

- a) PP モジュールにおける TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージのそれらに矛盾しない。
- b) PP モジュールの運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージの範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。

CC パート 3 ACE\_MCO.1.4C: 一貫性根拠は、次のことを実証しなければならない。

- セキュリティ対策方針の定義が、PP モジュール基盤のセキュリティ対策方針と一貫していること。
- セキュリティ対策方針の定義が、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ対策方針と一貫していること。

### 11.8.1.3.7 ワークユニット: ACE\_MCO.1-6

評価者は、PP モジュールのセキュリティ対策方針のステートメントが、その PP モジュール基盤のセキュリティ対策方針のステートメントとの一貫性を実証していることを決定するために、PP モジュールの一貫性根拠を **検査しなければならない**。

### 11.8.1.3.8 ワークユニット: ACE\_MCO.1-7

評価者は、PP モジュールのセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ対策方針のステートメントとの一貫性を実証していることを決定するために、PP モジュールの一貫性根拠を **検査しなければならない**。

PP モジュールとその PP モジュール基盤が直接根拠の方式を採用している場合、TOE のセキュリティ対策方針については、このワークユニットは簡単に満たされる (TOE のセキュリティ対策方針は直接根拠の方式では含まれないため)。もし、PP モジュール又はその PP モジュール基盤のいずれかが直接根拠の方式を使用している場合、PP モジュール及びその PP モジュール基盤の全エレメントは直接根拠の方式を使用しなければならない。そうでなければ、このワークユニットに関連する評価者アクションは不合格の判定になる。

特に、評価者は、次の点を決定するために一貫性根拠を検査する。

- a) PP モジュールにおける TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、PP モジュール基盤のそれらに矛盾しない。
- b) PP モジュールの運用環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、PP モジュール基盤の範囲外の側面に対処している。その場合、エレメントの追加が許可される。

CC パート 3 ACE\_MCO.1.5C: 一貫性根拠は、次のことを実証しなければならない。

- セキュリティ機能要件の定義が、PP モジュール基盤のセキュリティ機能要件と一貫していること。
- セキュリティ機能要件の定義が、適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ機能要件と一貫していること。

### 11.8.1.3.9 ワークユニット: ACE\_MCO.1-8

評価者は、PP モジュールのセキュリティ要件のステートメントがその PP モジュール基盤のセキュリティ要件のステートメントと一貫していること、つまり PP モジュールの SFR が PP モジュール基盤の SFR を完了又は詳細化し、PP モジュール及び PP モジュール基盤の SFR のセット全体との間で一切矛盾が生じないことを決定するために、一貫性根拠を **検査しなければならない**。

**11.8.1.3.10 ワークユニット: ACE\_MCO.1-9**

評価者は、PP モジュールのセキュリティ要件のステートメントが適合が主張されている機能パッケージのセキュリティ要件のステートメントと一貫していること、つまり PP モジュールの SFR が主張されている機能パッケージの SFR を完了又は詳細化し、PP モジュール及び適合が主張されている機能パッケージの SFR のセット全体との間で一切矛盾が生じないことを決定するために、一貫性根拠を**検査しなければならない**。

CC パート 3 ACE\_MCO.1.6C: 保証根拠は、セキュリティ課題定義に関して、PP モジュールのセキュリティ保証要件のセットの内部的な一貫性を実証しなければならない。

**11.8.1.3.11 ワークユニット: ACE\_MCO.1-10**

評価者は、PP モジュールで定義された脅威モデルに関して、PP モジュールのセキュリティ保証要件のセットが一貫していることを決定するために、保証の根拠を**検査しなければならない**。

SAR と SPD の間の非一貫性の例としては、高度な技術を持つ脅威エージェントを、定義上これらの脅威エージェントを考慮できない低い AVA\_VAN レベルと一緒に考慮することが挙げられる。

CC パート 3 ACE\_MCO.1.7C: 保証根拠は、PP モジュール基盤のセキュリティ保証要件に関して、PP モジュールのセキュリティ保証要件のセットの一貫性を実証しなければならない。

**11.8.1.3.12 ワークユニット: ACE\_MCO.1-11**

評価者は、PP モジュール基盤に定義された SAR の全てのセットに関して、PP モジュールのセキュリティ保証要件のセットが一貫していることを決定するために、保証根拠を**検査しなければならない**。

**11.8.1.3.13 ワークユニット: ACE\_MCO.1-12**

評価者は、PP モジュールに定義された SAR のセットが、PP モジュールとその PP モジュール基盤の間で共有される資産に期待されるセキュリティを損なわないことを決定するために、保証根拠を**検査しなければならない**(資産が共有されている場合)。

**11.9 PP 構成一貫性(ACE\_CCO)****11.9.1 サブアクティビティの評価(ACE\_CCO.1)****11.9.1.1 目的**

このサブアクティビティの目的は、PP 構成及びそのコンポーネントが正しく識別されているかどうかを決定することである。

このサブアクティビティの目的は、PP 及び PP モジュールのセット全体について、PP 構成の一貫性も決定することである。

このアクティビティに要求される一貫性分析については、PP 構成の評価中に PP モジュール基盤のどの部分を再評価すべきかを決定するために、CEM の 10.2 節<sup>xxi</sup>の適用上の注釈(認証された PP の評価結果の再使用)を適用可能である。

**11.9.1.2 入力**

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) PP 構成
- b) コンポーネントステートメントにおいて識別される PP 及び PP モジュール

### 11.9.1.3 アクション ACE\_CCO.1.1E

#### 11.9.1.3.1 一般

CC パート 3 ACE\_CCO.1.1C: PP 構成参照は、PP 構成を一意に識別しなければならない。

#### 11.9.1.3.2 ワークユニット: ACE\_CCO.1-1

評価者は、PP 構成参照が PP 構成を一意に識別していることを決定するために、PP 構成参照を **検査しなければならない**。

評価者は、PP 構成をその他の PP、PP 構成、及び PP モジュールと簡単に区別できるように、PP 構成参照が PP 構成自体を識別することと、さらに PP 構成参照がその PP 構成の各バージョンも(例えば、バージョン番号及び/又は公表日を含めることによって)一意に識別することを決定する。

PP 構成は、一意の参照をサポートできる何らかの参照方式を持つべきである(例えば、番号、文字、日付の使用)。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.2C: PP 構成コンポーネントステートメントは、PP 構成を構成する PP と PP モジュールを一意に識別しなければならない。

#### 11.9.1.3.3 ワークユニット: ACE\_CCO.1-2

評価者は、PP 構成コンポーネントステートメントが PP 構成に含まれる PP 及び PP モジュールを一意に識別していることを決定するために、その PP 構成コンポーネントステートメントを **検査しなければならない**。

#### 11.9.1.3.4 ワークユニット: ACE\_CCO.1-3

評価者は、PP 構成中の PP/PP モジュールのいずれかが直接根拠の方式を使用している場合、PP 構成中の全ての PP 及び PP モジュールが直接根拠の方式を使用していることを **チェックしなければならない**。

#### 11.9.1.3.5 ワークユニット: ACE\_CCO.1-4

評価者は、PP 構成の PP/PP モジュールのいずれかの適合種別が完全適合である場合、PP 構成の全ての PP/PP モジュールの適合種別が完全適合であることを **チェックしなければならない**。

PP は、認証され、セキュリティターゲットで使用可能な状態であるべきである。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.3C: PP 構成コンポーネントステートメントで識別される各 PP モジュールについて、コンポーネントステートメントは、識別された PP モジュールが必要とする PP モジュール基盤を含まなければならない。PP モジュールが別の PP モジュール基盤を特定する場合、これらの PP モジュール基盤のうち 1 つのみを、PP 構成において参照しなければならない。

#### 11.9.1.3.6 ワークユニット: ACE\_CCO.1-5

評価者は、PP 構成の各 PP モジュールの PP モジュール基盤が、PP 構成のコンポーネントステートメントで識別されることを **チェックしなければならない**。PP モジュールが別の PP モジュール基盤を特定する場合、これらの PP モジュール基盤のうち 1 つのみを、PP 構成において参照しなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.4C: マルチ保証 PP 構成の場合、コンポーネントステートメントは、PP 構成に定義された PP 及び PP モジュールに定義されたサブ TSF の観点から、TSF の構成を記述しなければならない。

#### 11.9.1.3.7 ワークユニット: ACE\_CCO.1-6

評価者は、コンポーネントステートメントが、PP 構成コンポーネントによって定義されたサブ TSF の観点から TSF の構成の記述を提供することを **チェックしなければならない**。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.5C: TOE 概要は、TOE 種別を識別しなければならない。

#### 11.9.1.3.8 ワークユニット: ACE\_CCO.1-7

評価者は、TOE 概要が TOE 種別を識別していることをチェックしなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.6C: TOE 概要は、TOE の使用法及び主要なセキュリティ機能の特徴を記述しなければならない。

#### 11.9.1.3.9 ワークユニット: ACE\_CCO.1-8

評価者は、TOE 概要が TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴を記述していることを決定するために、その TOE 概要を**検査**しなければならない。

TOE 概要では、TOE で期待されている使用法と主要なセキュリティ機能の特徴を簡潔に(つまり、数段落で)記述すべきである。TOE 概要は、PP 構成が消費者及び潜在的な TOE 開発者にとって興味あるものであるかどうかを各自がすばやく決定できるようにするべきである。

評価者は、概要が TOE 開発者及び消費者にとって十分に明確であり、各自が意図されている TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴についての一般的な理解を得るために十分な情報が含まれていることを決定する。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.7C: TOE 概要は、TOE が利用できる TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを識別しなければならない。

#### 11.9.1.3.10 ワークユニット: ACE\_CCO.1-9

評価者は、TOE が利用できる TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを TOE 概要が識別していることを決定するために、その TOE 概要を**検査**しなければならない。

ある TOE は単独で実行できるが、別のある TOE(特にソフトウェア TOE)は、動作のために追加のハードウェア、ソフトウェア、又はファームウェアを必要とする。PP 構成のこの節では、PP 構成の作成者は、実行する TOE に対して利用できる全てのハードウェア、ソフトウェア、及び/又はファームウェアを列挙する。

この識別は、潜在的消費者と TOE 開発者の TOE が列挙されたハードウェア、ソフトウェア、及びファームウェアとともに動作できるかどうかを決定するために、潜在的消費者と TOE 開発者にとって十分に詳細なものにするべきである。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.8C: 適合主張は、PP 構成コンポーネントが適合を主張する CC の版を識別しなければならない。

#### 11.9.1.3.11 ワークユニット: ACE\_CCO.1-10

評価者は、適合主張が、PP 構成とそのコンポーネントが適合を主張する CC の版を識別していることを**チェック**しなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.9C: 適合主張は、CC パート 2 に対する PP 構成の適合を CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかとして記述しなければならない。

#### 11.9.1.3.12 ワークユニット: ACE\_CCO.1-11

評価者は、CC 適合主張が PP 構成に対する CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかの主張を述べていることを**チェック**しなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.10C: 適合主張は、CC パート 3<sup>xxii</sup>に対する PP 構成の適合を「CC パート 3 適合」又は「CC パート 3 拡張」のいずれかとして記述しなければならない。

### 11.9.1.3.13 ワークユニット: ACE\_CCO.1-12

評価者は、適合主張が PP 構成に対する CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれかの主張を述べていることを **チェックしなければならない**。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.11C: 適合主張は、PP 構成コンポーネントの適合主張と一貫していなければならない。

### 11.9.1.3.14 ワークユニット: ACE\_CCO.1-13

評価者は、PP 構成とそのコンポーネントに関連する全ての CC のバージョンの間に互換性があることを決定するために、PP 構成適合主張を **検査しなければならない**。

PP 構成とコンポーネントで使用される CC のバージョンには互換性があることが必要である。互換性が明確でない場合は、認証スキームがガイダンスを提供すべきである。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.12C: PP 構成の適合主張は、PP 構成の保証パッケージへの適合をパッケージ適合又はパッケージ追加として記述するステートメントからなる保証パッケージ適合主張を含まなければならない。

### 11.9.1.3.15 ワークユニット: ACE\_CCO.1-14

評価者は、識別された各保証パッケージに対して、適合主張がパッケージ適合又はパッケージ追加のいずれかの主張を述べていることを **チェックしなければならない**。

PP 構成が保証パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

保証パッケージの適合主張がパッケージ適合を含む場合、評価者は、保証パッケージに含まれる全ての構成部分が、PP 構成によって修正されることなく同一の形で含まれていることを決定する。

保証パッケージの適合主張がパッケージ追加を含む場合、評価者は、PP 構成が少なくとも 1 つの追加 SAR 又は PP 構成に含まれる SAR より階層的に上位の SAR を必ず含むことを除き、PP 構成に含まれる全ての保証パッケージの構成部分が保証パッケージで与えられるものと同一であることを決定する。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.13C: 適合ステートメントは、PP 構成に要求される適合を、完全適合、正確適合又は論証適合のいずれかとして特定するか、又は PP 構成の各コンポーネントに要求される適合種別のリストを提供しなければならない。

### 11.9.1.3.16 ワークユニット: ACE\_CCO.1-15

評価者は、PP 構成適合ステートメントが、要求される適合の種別(完全適合、正確適合、論証適合又は正確適合と論証適合のリスト)を特定することを決定するために、その適合ステートメントを **検査しなければならない**。

PP 構成コンポーネントステートメントで識別される PP の少なくとも 1 つが完全適合を要求する場合、PP 構成適合ステートメントも完全適合を要求しなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.14C: 完全適合の場合、PP 構成のコンポーネントステートメントに含まれる各 PP の適合ステートメントの併用許可ステートメントは、PP 構成の全てのコンポーネントが、PP 構成の PP と組み合わせて使用することが許可されているものとして、識別しなければならない。

### 11.9.1.3.17 ワークユニット: ACE\_CCO.1-16

完全適合の場合、PP 構成のコンポーネントステートメントに記載された各 PP について、評価者は、PP 構成のコンポーネントステートメントに指定された全ての PP と PP モジュールが PP 構成においてその

PP と共に使用することを許可されたものとして記載されていることを決定するために、PP の適合ステートメントを**チェックしなければならない**。

完全適合の場合、ACE\_CCO.1-16 と ACE\_CCO.1-17 を併用して、評価者は、PP 構成のコンポーネントステートメントに記載されたコンポーネントの全てのペアが、コンポーネントの適合ステートメント又は PP モジュール基盤の識別情報において、互いに併用が許可されていることを保証する。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.15C: 完全適合の場合、PP 構成のコンポーネントステートメントに含まれる各 PP モジュールの適合ステートメントの併用許可ステートメントは、その特定の PP モジュールの PP モジュール基盤にない全ての PP 構成コンポーネントを、PP 構成の PP モジュールと組み合わせて使用することが許可されているものとして、識別しなければならない。

#### 11.9.1.3.18 ワークユニット: ACE\_CCO.1-17

完全適合の場合、PP 構成のコンポーネントステートメントに記載されている各 PP モジュールについて、評価者は、PP 構成の全てのコンポーネントが PP 構成においてその PP モジュールとともに使用することを許可されていることを決定するために、PP モジュールの適合ステートメントを**チェックしなければならない**。ただし PP モジュール基盤にある PP 構成コンポーネントは PP モジュールの併用許可リストに記載されていなくてもよい。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.16C: 完全適合でない PP 構成(すなわち、正確適合又は論証適合の PP 構成)の場合、PP 構成の適合ステートメントは、評価されている PP 構成に適用できる CEM から派生した評価方法及び評価アクティビティのセットを識別する、評価方法及び評価アクティビティの参照ステートメントを含むことができる。

#### 11.9.1.3.19 ワークユニット: ACE\_CCO.1-18

評価者は、以下を確認するために、評価されている PP 構成の適合ステートメントを**チェックしなければならない**。

- a) 派生した評価方法及び評価アクティビティが、PP 構成に含まれる他の要素(例えば、基本 PP や PP モジュール)で要求される場合、又は PP 構成が適合を主張する他の要素(例えば、パッケージ)で要求される場合、これらは全て評価されている PP 構成で、PP 構成自体が要求する派生した評価方法や評価アクティビティとともに識別されている。
- b) 派生した評価方法と評価アクティビティのリストが、リストの全てのメンバーを明確に識別し、場所を特定するために、十分に構造化され詳細であること。
- c) 識別された評価方法と評価アクティビティの範囲に重複がある場合(すなわち、CC パート 4 に記述されているような重複が存在する場合)、結果として得られる評価方法と評価アクティビティのセットの根拠は、評価されている PP 構成によって記述されている TOE に適用される。

このワークユニットの意図は、評価されている PP 構成への適合を主張する TOE を評価する際に、正しい評価方法と評価アクティビティを使用できることを保証することである。つまり、個々の評価アクティビティが PP 構成に列挙されている評価方法に明確に含まれている場合は、PP 構成の識別では、それを列挙する必要はない。同様に、複数の評価方法と評価アクティビティが一つの文書に含まれている場合、評価されている PP 構成に適用される評価方法と評価アクティビティを明確に識別することができる限り、その文書を参照すれば十分である。

例：ある文書に、異なるユースケースに適用される複数の異なる評価方法が列挙されている場合、その文書を参照するだけでは十分ではなく、対応するユースケースもまた識別される必要がある。

## ACE クラス: プロテクトプロファイル構成評価

完全適合が要求される場合、PP 構成は派生した評価方法と評価アクティビティについて独自の要件を定義することは許されず、PP 構成の他の要素(例えば、基本 PP や PP モジュール)が要求するものだけを使用できる。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.17C: 一貫性根拠は、PP 構成で定義された TOE 種別が、PP 構成のコンポーネントステートメントに属する PP 及び PP モジュールで定義された TOE 種別と一貫していることを実証しなければならない。

### 11.9.1.3.20 ワークユニット: ACE\_CCO.1-19

評価者は、PP 構成で定義された TOE 種別が、PP 構成のコンポーネントで定義された TOE 種別と一貫していることを決定するために一貫性根拠を **検査**しなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.18C: 一貫性根拠は、PP 構成コンポーネントに定義された全ての SPD、セキュリティ対策方針及びセキュリティ機能要件を合わせたものが一貫していることを実証しなければならない。

### 11.9.1.3.21 ワークユニット: ACE\_CCO.1-20

評価者は、PP 構成のコンポーネントステートメントで特定された PP 及び PP モジュールの全ての SPD の和集合が一貫していることを PP 構成の一貫性根拠が実証することを決定するために、その根拠を **検査**しなければならない。

### 11.9.1.3.22 ワークユニット: ACE\_CCO.1-21

評価者は、PP 構成のコンポーネントステートメントで特定された PP 及び PP モジュールの全てのセキュリティ対策方針の和集合が一貫していることを PP 構成の一貫性根拠が実証することを決定するために、その根拠を **検査**しなければならない。PP 構成が直接根拠 PP 構成である場合(これは ACE\_CCO.1-3 で決定される)、一貫性の分析において TOE のセキュリティ対策方針は必要ない。

### 11.9.1.3.23 ワークユニット: ACE\_CCO.1-22

評価者は、PP 構成のコンポーネントステートメントで特定された PP 及び PP モジュールの全てのセキュリティ機能要件の和集合が一貫していること、すなわち PP 構成とそのコンポーネントの SFR のセット全体から矛盾が生じないことを決定するために、PP 構成の一貫性根拠を **検査**しなければならない。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.19C: 単一保証 PP 構成では、SAR のステートメントは TOE 全体に適用される単一の SAR のセットを定義しなければならない。正確及び論証適合の場合、SAR のセットは、PP 構成コンポーネントのそれぞれで識別されている SAR を含まなければならない。完全適合の場合、SAR のセットは、PP 構成コンポーネントのそれぞれで識別されている SAR のセットと同一でなければならない。

### 11.9.1.3.24 ワークユニット: ACE\_CCO.1-23

評価者は、CC パート 3 から引用された、場合によっては拡張された適用可能な保証要件が全て定義されていることを決定するために、PP 構成の SAR のステートメントを **検査**しなければならない。SAR のセットは、外部参照で与えられた、明確に定義された SAR パッケージを参照することができる。

### 11.9.1.3.25 ワークユニット: ACE\_CCO.1-24

正確又は論証適合の PP 構成では、評価者は、SAR のセットが的確であること、つまりそれが依存性に関して閉じていること、又は依存性放棄の適切な根拠を SAR ステートメントが提供していることを **チェック**しなければならない。

### 11.9.1.3.26 ワークユニット: ACE\_CCO.1-25

正確適合又は論証適合の PP 構成の場合、評価者は、PP 構成の SAR のセットが、PP 構成に含まれる各 PP/PP モジュールの SAR について一貫していること、つまり各 PP/PP モジュールのどの SAR コンポーネ

ントに対しても、PP 構成がそのファミリー階層において同じ階層又は上位階層の SAR を提供することを **チェックしなければならない**。PP/PP モジュールの SAR コンポーネントが標準コンポーネントの詳細化である場合、PP 構成の対応する SAR コンポーネントには、それらの詳細化が含まれなければならない。2 つの PP 構成コンポーネントが同じ SAR コンポーネントを詳細化する場合、評価者は、その詳細化に矛盾がなく、PP 構成の対応する SAR コンポーネントがその両方を満たしていることを **チェックしなければならない**。

#### 11.9.1.3.27 ワークユニット: ACE\_CCO.1-26

完全適合の PP 構成の場合、評価者は、SAR のセットが PP 構成コンポーネントのそれぞれで識別される SAR と同一であることを **チェックしなければならない**。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.20C: マルチ保証 PP 構成の場合、SAR のステートメントは TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットと、各サブ TSF に適用される SAR を定義しなければならない。正確及び論証適合の場合、グローバルな SAR の保証セットは、PP 構成コンポーネント間の共通 SAR のセットを含み、サブ TSF に適用される SAR の各セットは、そのサブ TSF に関連する PP 構成コンポーネントに識別されたものを含まなければならない。完全適合の場合、グローバルな SAR の保証セットは、PP 構成コンポーネント間の共通 SAR のセットであり、サブ TSF に適用される SAR の各セットは、そのサブ TSF に関連する PP 構成コンポーネントに識別されたものと同一でなければならない。

#### 11.9.1.3.28 ワークユニット: ACE\_CCO.1-27

マルチ保証 PP 構成の場合、評価者は、SAR のステートメントが適用される全ての保証要件を定義していることを **チェックしなければならない**。評価者は、SAR のステートメントが TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットと、各サブ TSF に適用される SAR を定義していることを決定するために、SAR のステートメントを **検査しなければならない**。

#### 11.9.1.3.29 ワークユニット: ACE\_CCO.1-28

正確適合及び/又は論証適合の PP 構成の場合、評価者は、グローバルな SAR のセットが少なくとも全ての PP 構成コンポーネントに共通する SAR のセットを含むこと、及びこのセットへの追加が明確に特定されることを保証するために、グローバルな SAR のセットを **検査しなければならない**。

ほとんどの場合(完全適合の場合は常に)、グローバルな SAR のセットを、全てのサブ TSF に適用される共通の SAR のセットとして構築することができる。しかし、一般モデルにおける ST の場合と同様に、(適合種別が正確適合又は論証適合である)PP 構成は、PP 構成コンポーネントの元の SAR と比較して、追加又は高い SAR を要求することができる。PP 構成の評価は、異なる SAR のセットを定義する 2 つ以上の PP への適合に関する一般モデルと同様に、また ST が適合を主張する PP 構成に定義された SAR のセットを拡張できるマルチ保証 ST のアプローチと同様に、適合主張の一貫性を保証することになる。

更なるガイダンスと例については、CC パート 1 の 11.3.2.4 節を参照。

#### 11.9.1.3.30 ワークユニット: ACE\_CCO.1-29

完全適合の PP 構成の場合、評価者は、グローバルな SAR のセットが全ての PP 構成コンポーネントに共通する SAR のセットのみを含むことを保証するために、グローバルな SAR のセットを **検査しなければならない**。

完全適合の場合、SAR のグローバルセットは、全てのサブ TSF に適用される SAR の共通セットとして構築される(グローバルセットでの追加や拡張はない)。

更なるガイダンスと例については、CC パート 1 の 11.3.2.4 節を参照。

### 11.9.1.3.31 ワークユニット: ACE\_CCO.1-30

正確適合及び/又は論証適合の PP 構成の場合、評価者は、サブ TSF に適用される SAR の各セットが、そのサブ TSF の PP 構成コンポーネントに関連する SAR を含む(SAR の追加は許可される)ことを**決定しなければならない**。

更なるガイダンスと例については、CC パート 1 の 11.3.2.4 節を参照。

### 11.9.1.3.32 ワークユニット: ACE\_CCO.1-31

完全適合の PP 構成の場合、評価者は、サブ TSF に適用される SAR の各セットが、そのサブ TSF の PP 構成コンポーネントに関連する SAR と同一であることを**決定しなければならない**。

CC パート 3 ACE\_CCO.1.21C: PP 構成の SAR のステートメントには、評価されている PP 構成コンポーネントで定義された SAR 及び関連する評価方法と評価アクティビティにおける、適用される SAR のセットの一貫性を実証する保証の根拠を含まなければならない。マルチ保証 PP 構成の場合、保証の根拠は以下のことを実証しなければならない。

- グローバルな SAR のセットは、PP 構成コンポーネントの SPD に定義された脅威と一貫していること。及び、
- グローバルな SAR のセットと各サブ TSF の SAR のセットが互いに一貫していること。

### 11.9.1.3.33 ワークユニット: ACE\_CCO.1-32

評価者は、PP 構成の SAR のステートメントに保証の要件が含まれていることを**チェックしなければならない**。

### 11.9.1.3.34 ワークユニット: ACE\_CCO.1-33

評価者は、適用される SAR のセットが、評価されている PP 構成のコンポーネントに定義されたものと一貫していることを決定するために、保証の根拠を**検査しなければならない**。

### 11.9.1.3.35 ワークユニット: ACE\_CCO.1-34

評価者は、適用される SAR のセットが、PP 構成コンポーネントに関連する評価アクティビティ/評価方法と一貫していることを決定するために、保証の根拠を**検査しなければならない**。

### 11.9.1.3.36 ワークユニット: ACE\_CCO.1-35

マルチ保証 PP 構成の場合、評価者は、グローバルな SAR のセットが PP 構成コンポーネントの SPD に定義された脅威と一貫していることを決定するために、保証の根拠を**検査しなければならない**。

### 11.9.1.3.37 ワークユニット: ACE\_CCO.1-36

評価者は、グローバルな SAR のセットがサブ TSF の全ての SAR のセットと一貫していることを**チェックしなければならない**。

## 11.9.1.4 アクション ACE\_CCO.1.2E

### 11.9.1.4.1 ワークユニット: ACE\_CCO.1-37

評価者は、PP 構成と PP 構成コンポーネントが一貫していることを**チェックしなければならない**。つまり評価者は、PP 構成コンポーネントのセット全体で一切矛盾が生じないことを**チェックしなければならない**。

評価者はこの作業を様々な方法で編成できるが、実際の編成は、複数の PP 構成の評価結果を一度に導き出すかどうかの意思による。

例えば、評価者は以下の 2 つのステップで進めることができる。

- a) PP 構成コンポーネントの一貫性を評定する。
- b) 続いて、PP/PP モジュール依存性の構造に従って、PP モジュールを一度に 1 つずつ追加することによって、PP 構成の一貫性の評定を段階的に進める。

ほかには、PP と PP モジュールを融合させつつ段階的に実施する方法、又は PP 構成の定義(CC パート 1 の附属書 C)をフラット化/シリアライズし、必要に応じて重複させ、エレメントのセット全体の一貫性を評定するという方法もある。

C が PP 構成のサブセットで、X が C に追加されるべき PP 又は PP モジュールである場合、段階的な一貫性分析のステップは以下で構成される。

- X の SPD、対策方針、及び SFR が C のステートメントと矛盾しないことの評定。
- X の前提条件及び環境の対策方針が、C のものと同じであるか、C の範囲外であるセキュリティの側面に対処するかのどちらかである。

PP 構成が直接根拠 PP 構成である場合(ACE\_CCO.1-3 で決定される)、TOE のセキュリティ対策方針は一貫性の分析に必要ではない。

X が PP モジュールで、C がその PP モジュール基盤を含み、サブアクティビティの評価(ACE\_MCO.1)が X で成功した場合、一貫性分析のステップは、X の PP モジュール基盤に含まれない C のコンポーネントに関して実行される必要があることに注意のこと。

## 12 ASE クラス:セキュリティターゲット評価

### 12.1 一般

この章では、ST 評価を記述する。ST は、TOE 評価サブアクティビティを実行するための基礎と枠組みを提供するので、ST 評価はこれらのサブアクティビティの前に開始されるべきである。この章の評価方法は、CC パート 3 の ASE クラスに特定されている ST の要件に基づいている。

この章は、CC パート 1 の附属書 A、B 及び C とともに使用されるべきである。これらの附属書は、ここでの概念を明確にし、多くの例を提供する。

### 12.2 適用上の注釈

#### 12.2.1 認証された PP の評価結果の再使用

1 つ又は複数の認証された PP に基づいている ST を評価している間に、これらの PP が認証されたという事実を再使用できることがある。ST が、脅威、OSP、前提条件、セキュリティ対策方針及び/又はセキュリティ要件を、PP の脅威、OSP、前提条件、セキュリティ対策方針及び/又はセキュリティ要件に追加しない場合は、認証された PP の結果の再使用の有用性は大きくなる。認証された PP より多くの内容が ST に含まれている場合、再使用はまったく役に立たない可能性がある。

評価者は、特定の分析又はその分析の一部がすでに PP 評価の一部として実行された場合は、その分析を部分的にしか行わないかまったく行わないことによって、PP 評価結果を再使用できる。これを実行する場合、評価者は PP 内の分析が正しく実行されたことを想定するべきである。

この例としては、PP にあるセキュリティ要件のセットが含まれており、これらが PP 評価の間に内部的に一貫していることが決定された場合が該当するだろう。ST が完全に同じ要件を使用する場合は、ST 評価の間に一貫性分析を繰り返す必要はない。ST が 1 つ又は複数の要件を追加する場合、又はこれらの要件に対して操作を実行する場合は、分析を再度行う必要がある。ただし、元の要件が内部的に一貫している事実を使用して、この一貫性分析の作業を削減できる場合がある。元の要件が内部的に一貫している場合、評価者は以下の点だけを決定する必要がある。

- a) 全ての新しい及び/又は変更された要件のセットが内部的に一貫している、及び
- b) 全ての新しい及び/又は変更された要件のセットが元の要件と一貫している。

この理由により分析が行われない場合、又は分析が部分的にしか行われない場合、評価者は、それぞれの場合について ETR に注釈を記述する。

同じ再利用の議論が、認証された PP 構成への適合を主張する ST にも適用される。

### 12.3 ST 概説(ASE\_INT)

#### 12.3.1 サブアクティビティの評価(ASE\_INT.1)

##### 12.3.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、ST 及び TOE が正しく識別されているかどうか、TOE が順序立てて 3 つの抽象レベル(TOE 参照、TOE 概要、及び TOE 記述)で正しく記述されているかどうか、これらの 3 つの記述が相互に一貫しているかどうかを決定することである。

##### 12.3.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

### 12.3.1.3 アクション ASE\_INT.1.1E

#### 12.3.1.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_INT.1.1C: ST 概説は、ST 参照、TOE 参照、TOE 概要、及び TOE 記述を含めなければならない。

#### 12.3.1.3.2 ワークユニット: ASE\_INT.1-1

評価者は、ST 概説が ST 参照、TOE 参照、TOE 概要、及び TOE 記述を含んでいることをチェックしなければならない。

CC パート 3 ASE\_INT.1.2C: ST 参照は、ST を一意に識別しなければならない。

#### 12.3.1.3.3 ワークユニット: ASE\_INT.1-2

評価者は、ST 参照が ST を一意に識別していることを決定するために、その ST 参照を検査しなければならない。

評価者は、ST をその他の ST と簡単に区別できるように、ST 参照がその ST 自体を識別することと、さらに ST 参照がその ST の各バージョンも(例えば、バージョン番号及び/又は公表日を含めることによって)一意に識別することを決定する。

CM システムが提供されている評価では、評価者は構成リストをチェックすることにより参照の一意性の正当性を確認することができる。その他の場合、ST は一意の参照をサポートできる何らかの参照方式を持つべきである(例えば、番号、文字、日付の使用)。

CC パート 3 ASE\_INT.1.3C: TOE 参照は、TOE を一意に識別しなければならない。

#### 12.3.1.3.4 ワークユニット: ASE\_INT.1-3

評価者は、TOE 参照が TOE を一意に識別していることを決定するために、その TOE 参照を検査しなければならない。

評価者は、ST がどの TOE を参照するかが明確であるように、TOE 参照が TOE を一意に識別することと、さらに TOE 参照がその TOE のバージョンも(例えば、バージョン/リリース/ビルド番号、又はリリース日を含めることによって)識別することを決定する。

評価の最後には、評価者は、TOE 参照、及び TOE の物理的コンポーネントに関連付けられた一意の識別子が、ALC\_CMC.x.1C に関連するワークユニットで評価される TOE 及び ALC\_CMS.x.2C に関連するワークユニットで評価される構成リストに割り付けられた識別子と一貫していることをチェックしなければならない。

#### 12.3.1.3.5 ワークユニット: ASE\_INT.1-4

評価者は、TOE 参照が誤解を招かないことを決定するために、その TOE 参照を検査しなければならない。

TOE が 1 つ以上の既知の製品に関連している場合、TOE 参照にこれを反映させることができる。ただし、これを使用することによって消費者に誤解を与えないようにするべきであり、製品のどの部分が評価されたのかを明確にしなければならない。

TOE が、適切に実行するために必須の TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを必要とする場合、TOE 参照には、TOE によって使用される、TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアの名称を含めることができる。ただし、TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアが評価されていないことを明確にする必要がある。

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

CC パート 3 ASE\_INT.1.4C: TOE 概要は、TOE の使用法及び主要なセキュリティ機能の特徴を要約しなければならない。

### 12.3.1.3.6 ワークユニット: ASE\_INT.1-5

評価者は、TOE 概要が TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴を記述していることを決定するために、その TOE 概要を **検査**しなければならない。

TOE 概要は、製品によって提供されるセキュリティ機能の特徴、及び/又は利用者がその製品種別から期待するセキュリティ機能の特徴を記述することができる。しかし、評価されるセキュリティ機能の特徴と評価されないセキュリティ機能の特徴を明確に区別しなければならない。

TOE 概要は、TOE 記述、セキュリティ対策方針、セキュリティ機能要件、及び TOE 要約仕様など、セキュリティターゲットのその他の節で提供される情報と一貫していなければならない。評価されたセキュリティ機能が ST 全体で一貫して記述されていることを保証することに加え、評価されていないセキュリティ機能は ST 概説の中でだけ議論されるか、さもなければ、それが言及される他の各場所で評価されていないことを明示的に識別することを意味する(この識別ができない場合、このワークユニットは不合格の評定を割り当てられることになる)。

統合 TOE に対する ST 内の TOE 概要は、個別のコンポーネント TOE の使用法と主要なセキュリティ上の特徴よりも、統合 TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴を記述するべきである。

評価者は、概要が消費者にとって十分に明確であり、各自が意図されている TOE の使用法と主要なセキュリティ機能の特徴についての一般的な理解を得るために十分な情報を含んでいることを決定する。

CC パート 3 ASE\_INT.1.5C: TOE 概要は、TOE 種別を識別しなければならない。

### 12.3.1.3.7 ワークユニット: ASE\_INT.1-6

評価者は、TOE 概要が TOE 種別を識別していることを **チェック**しなければならない。

### 12.3.1.3.8 ワークユニット: ASE\_INT.1-7

評価者は、TOE 種別が誤解を招かないことを決定するために、TOE 概要を **検査**しなければならない。

TOE 種別に基づいて、一般的な消費者が TOE の特定の機能性を期待している場合がある。この機能性が TOE にない場合、評価者は、TOE 概要にこの機能性の欠落が適切に説明されることを決定する。

また、TOE が特定の運用環境で動作できるべきであることを一般的な消費者が TOE 種別に基づいて期待する TOE もある。TOE がこのような運用環境で動作できない場合、評価者は TOE 概要にこのことが適切に説明されることを決定する。

CC パート 3 ASE\_INT.1.6C: TOE 概要は、TOE に必要な TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを識別しなければならない。

### 12.3.1.3.9 ワークユニット: ASE\_INT.1-8

評価者は、TOE に必要な TOE 以外のハードウェア/ソフトウェア/ファームウェアを TOE 概要が識別していることを決定するために、その TOE 概要を **検査**しなければならない。

ある TOE は単独で実行できるが、別のある TOE(特にソフトウェア TOE)は、動作のために追加のハードウェア、ソフトウェア、又はファームウェアを必要とする。TOE がハードウェア、ソフトウェア、又はファームウェアを必要としない場合、このワークユニットは、該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、TOE の動作に必要な追加ハードウェア、ソフトウェア、及びファームウェアを TOE 概要が識別することを決定する。この識別は、徹底的なものである必要はないが、TOE の潜在的な消費者が、各

自の現在のハードウェア、ソフトウェア、及びファームウェアが TOE の使用をサポートするかどうか、及び、これに該当しない場合にどの追加ハードウェア、ソフトウェア、及び/又はファームウェアが必要であるかを決定するのに十分に詳細なものである必要がある。

CC パート 3 ASE\_INT.1.7C: マルチ保証 ST の場合、TOE 概要は、ST が適合を主張する PP 構成に定義されるサブ TSF の観点から、TSF 構成を記述しなければならない。

#### 12.3.1.3.10 ワークユニット: ASE\_INT.1-9

マルチ保証 ST の場合、評価者は、ST が適合を主張する PP 構成に定義されているサブ TSF の観点から TOE 概要が TSF 構成を記述していることを決定するために、その TOE 概要を **検査しなければならない**。TSF 構成は、実際の TOE の詳細とともに完成される可能性がある。

CC パート 3 ASE\_INT.1.8C: TOE 記述は、TOE の物理的範囲を記述しなければならない。

#### 12.3.1.3.11 ワークユニット: ASE\_INT.1-10

評価者は、TOE 記述が TOE の物理的範囲を記述していることを決定するために、その TOE 記述を **検査しなければならない**。

評価者は、TOE 記述が、TOE を構成するハードウェア、ファームウェア、ソフトウェア、及びガイダンスの各部分をリストしており、読者がその各部分について一般的な理解を得るために十分に詳細なレベルでそれらについて記述していることを決定する。

TOE 記述は少なくとも以下の要素を対象とする。

- a) TOE の個別に配付された各部分。これらは各部分の一意の識別子及びその時点の形式(binary、wafer、inlay、\*.pdf、\*.doc、\*.chm など)によって識別される。
- b) TOE 消費者が各部分を利用できるよう、開発者が用いる配付方法(ウェブサイトからのダウンロードやクーリエ配送など)。

物理的記述には、評価される TOE 構成に関する明確なステートメントも含まれる。1 つの製品に複数の物理的な部分があり、それゆえ複数の構成が存在する場合、評価される構成は簡潔に記述され、識別されなければならない。

評価者は、ハードウェア、ファームウェア、ソフトウェア、又はガイダンスの各部分が TOE の一部であるかどうかについて、誤解を招く可能性がないことも決定する。

CC パート 3 ASE\_INT.1.9C: TOE 記述は、TOE の論理的範囲を記述しなければならない。

#### 12.3.1.3.12 ワークユニット: ASE\_INT.1-11

評価者は、TOE 記述が TOE の論理的範囲を記述していることを決定するために、その TOE 記述を **検査しなければならない**。

評価者は、TOE 記述が TOE によって提供される論理的なセキュリティ機能の特徴について、読者が一般的な理解を得るために十分な詳細レベルで説明していることを決定する。

評価者は、TOE が論理的なセキュリティ機能の特徴を提供するかどうかについて、誤解を招く可能性がないことも決定する。

統合 TOE の ST は、統合 TOE の論理的範囲の記述の大部分を提供するために、コンポーネント TOE の ST で提供されたコンポーネント TOE の論理的範囲の記述を参照できる。ただし、評価者は、個別のコンポーネントのどの機能が統合 TOE 内に存在しないか、また、そのために、統合 TOE の機能ではなくなっているかを、統合 TOE の ST が明確に説明することを決定する。

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

### 12.3.1.4 アクション ASE\_INT.1.2E

#### 12.3.1.4.1 ワークユニット: ASE\_INT.1-12

評価者は、TOE 参照、TOE 概要、及び TOE 記述が相互に一貫していることを決定するために、その TOE 参照、TOE 概要、及び TOE 記述を **検査しなければならない**。

## 12.4 適合主張(ASE\_CCL)

### 12.4.1 サブアクティビティの評価(ASE\_CCL.1)

#### 12.4.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、様々な適合主張の有効性を決定することである。これらは、ST と TOE が CC に対してどのように適合しているか、ST が PP 構成、PP 及びパッケージに対してどのように適合しているかを記述する。

#### 12.4.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) ST が適合を主張する PP 又は PP 構成
- c) ST が適合を主張するパッケージ

#### 12.4.1.3 アクション ASE\_CCL.1.1E

##### 12.4.1.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_CCL.1.1C: 適合主張は、ST と TOE が適合を主張する CC の版を識別しなければならない。

##### 12.4.1.3.2 ワークユニット: ASE\_CCL.1-1

評価者は、ST と TOE が適合を主張する CC の版を適合主張が識別していることを **チェックしなければならない**。

評価者は、この ST を開発するために使用された CC の版を適合主張が識別することを決定する。これには、CC のバージョン番号を含めるべきであり、また、CC の英語バージョンが使用されなかった場合は、使用された CC の版の言語も含めるべきである。

統合 TOE の場合、評価者は、コンポーネントに対して主張された CC の版と統合 TOE に対して主張された CC の版の相違を考慮する。版が異なる場合、評価者は、それらの間の相違によって主張の競合が発生するかどうかを評定する。

基本 TOE と依存 TOE に対する適合主張が CC の異なる主要なリリースに対するものである場合(例えば、1つのコンポーネント TOE 適合主張が CC v2.x であり、別のコンポーネント TOE 適合主張が CC v3.x である場合)は、CC は下位互換性を提供することを目的として開発された(厳格な意味ではこれは達成されていない可能性があるが、原則的には達成されているものと解釈する)ため、統合 TOE の適合主張は CC の以前の方のリリースになる。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.2C: 適合主張は、CC パート 2 に対する ST の適合を CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかとして記述しなければならない。

#### 12.4.1.3.3 ワークユニット: ASE\_CCL.1-2

評価者は、適合主張が ST に対する CC パート 2 適合又は CC パート 2 拡張のいずれかの主張を述べていることを **チェック**しなければならない。

統合 TOE の場合、評価者は、この主張が CC パート 2 と一貫しているだけでなく、各コンポーネント TOE による CC パート 2 への適合の主張とも一貫しているかどうかを考慮する。例えば、一つ以上のコンポーネント TOE が CC パート 2 拡張を主張している場合、その統合 TOE も CC パート 2 拡張を主張すべきである。

追加 SFR が基本 TOE に対して主張されている場合は、コンポーネント TOE が CC パート 2 適合であっても、統合 TOE の適合主張は CC パート 2 拡張になることがある(ASE\_CCL.1.6C に対する統合 TOE ガイダンスを参照のこと)。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.3C: 適合主張は、ST の適合を「CC パート 3 適合」又は「CC パート 3 拡張」のいずれかとして記述しなければならない。

#### 12.4.1.3.4 ワークユニット: ASE\_CCL.1-3

評価者は、適合主張が ST に対する CC パート 3 適合又は CC パート 3 拡張のいずれかの主張を述べていることを **チェック**しなければならない。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.4C: 適合主張は、拡張コンポーネント定義と一貫していなければならない。

#### 12.4.1.3.5 ワークユニット: ASE\_CCL.1-4

評価者は、CC パート 2 に対する適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその適合主張を **検査**しなければならない。

適合主張が CC パート 2 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が機能コンポーネントを定義しないことを決定する。

適合主張が CC パート 2 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張機能コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。

#### 12.4.1.3.6 ワークユニット: ASE\_CCL.1-5

評価者は、CC パート 3 に対する適合主張が拡張コンポーネント定義と一貫していることを決定するためにその適合主張を **検査**しなければならない。

適合主張が CC パート 3 適合を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が保証コンポーネントを定義しないことを決定する。

適合主張が CC パート 3 拡張を含んでいる場合、評価者は、拡張コンポーネント定義が拡張保証コンポーネントを少なくとも 1 つは定義していることを決定する。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.5C: 適合主張は、ST が適合を主張する PP 構成、又は全ての PP 及びセキュリティ要件パッケージを識別しなければならない。

#### 12.4.1.3.7 ワークユニット: ASE\_CCL.1-6

評価者は、ST が適合を主張する全ての PP を識別する PP 主張が適合主張に含まれていることを **チェック**しなければならない。

ST が PP への適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

評価者は、参照される PP が曖昧さなく(例えば、タイトル及びバージョン番号、又は PP の概説に含まれている識別によって)識別されることを決定する。

### 12.4.1.3.8 ワークユニット: ASE\_CCL.1-7

機能パッケージを含む PP に対する適合主張について、評価者は次のことを **チェックしなければならない**。

- ST が適合を主張する各 PP に対し、ST がパッケージの要件を拡張しない限り、ST は PP が適合を主張するパッケージに対する適合主張を含まない。例えば、PP がパッケージ foo に対する<パッケージ foo>適合を主張し、ST がその PP に対する適合を主張する場合、ST は適合主張において「<パッケージ foo>適合」も主張しない。しかし、パッケージ foo に要件を追加した場合は、適合主張において「<パッケージ foo>追加」を主張することになる。

評価者は、ST が適合を主張する PP の 1 つによって主張されるパッケージへの適合を主張する場合、その PP は適合種別が正確適合又は論証適合であることを決定する。ST は、1 つ以上の PP に対する完全適合を主張する場合、いかなる機能パッケージに対する適合も主張することはできない。

評価者は、PP への部分的な適合の主張は許可されないことに留意する。このため、統合ソリューションを必要とする PP への適合は、統合 TOE の ST で主張できる。このような PP への適合は、コンポーネント TOE が統合ソリューションを満たさないため、コンポーネント TOE の評価中は不可能だろう。これは、「統合」PP が統合評価手法の使用(ACO コンポーネントの使用)を許可する場合にのみ可能である。

機能パッケージを含む PP の場合、部分適合とは、全てのパッケージが ST に含まれていないこと、機能パッケージが部分的にしか ST に含まれていないこと、機能パッケージ内又は機能パッケージ間の依存要件が満たされていないことを意味する。ST が主張しないことを選択した、あるいは主張することを要求されないオプションの要件を省略しても、PP に対する「部分適合」にはならず、従って許可されることに注意。

### 12.4.1.3.9 ワークユニット: ASE\_CCL.1-8

評価者は、ST が適合を主張する各 PP について、その PP の適合ステートメントに含まれる併用許可ステートメントが、ST の適合主張における他の PP を全て列挙していることを **チェックしなければならない**。

ST が複数の PP に対する完全適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、適合が主張される各 PP の適合ステートメントに含まれる併用許可ステートメントが、ST の適合主張の項で特定される他の PP のそれぞれを、その PP と「一緒に主張することが許される」ものとして記載していることを決定する。これは、当該 PP が完全適合を要求し、ST が完全適合を主張する場合にのみ適用されることに注意。

例：ST が評価され、PP B 及び C への適合を主張する場合を考える(図 8 に図示)。ST は完全適合を主張しているため、全ての PP は適合ステートメントにおいて完全適合を要求している。このワークユニットでは、評価者は PP B が PP B と共に(ST が)主張できる PP として、(併用許可ステートメントに)「PP C」を記載していることを決定する。同様に、評価者は、PP C が PP C と共に(ST が)主張できる PP として、(併用許可ステートメントに)「PP B」を記載していることを決定する。

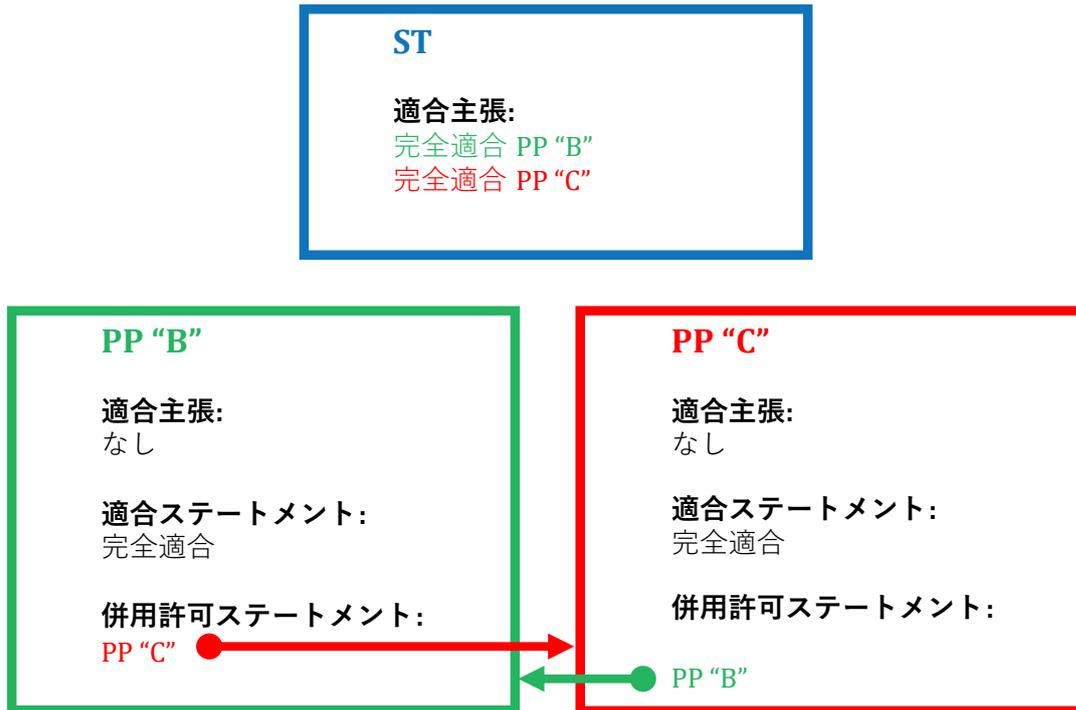


図 8 — ST と PP の間の完全適合関係の例

#### 12.4.1.3.10 ワークユニット: ASE\_CCL.1-9

評価者は、ST が適合を主張する PP 構成を識別する PP 構成主張を適合主張が含むことをチェックしなければならない。

ST が PP 構成への適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

#### 12.4.1.3.11 ワークユニット: ASE\_CCL.1-10

評価者は、ST が厳密に 1 つの PP 構成への適合を主張することをチェックしなければならない。

ST は、ある PP 構成と、その PP 構成の一部でない 1 つ以上の PP に対して、同時に適合を主張することはできない。評価者は、参照される PP 構成が曖昧さなく(例えば、タイトル及びバージョン番号、又は PP 構成の概説に含まれている識別によって)識別されることを決定する。

ST は、PP 構成及び機能パッケージへの適合を同時に主張することはできないので、評価者は、ST が PP 構成への適合を主張する場合、ST の適合主張部に機能パッケージへの適合の主張が含まれていないことを確認するべきである。

ST が、PP 構成又はそのコンポーネントがセキュリティ保証パッケージへの適合を主張している、PP 構成への適合を主張する場合、評価者は、ST がこれらのパッケージを拡張しない限り、ST がこれらのパッケージに対する適合主張を含まないことを保証する。

#### 12.4.1.3.12 ワークユニット: ASE\_CCL.1-11

評価者は、識別された機能パッケージごとに、パッケージ定義が完全であることをチェックしなければならない。

ST が機能パッケージへの適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

評価者は、機能パッケージが以下を含むことを確認することによって、パッケージ定義が CC パート 1、9 節「パッケージ」の要件に適合していると決定する。

- a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する機能パッケージ識別。
- b) セキュリティ機能性の説明を提供する機能パッケージ概要。
- c) パッケージに含まれる機能コンポーネント/要件の選択に関する根拠を提供するコンポーネント根拠。
- d) パッケージが SPD を定義している場合：
  - i. パッケージは、セキュリティ要件根拠を含む。
  - ii. 運用環境のセキュリティ対策方針が定義されている場合、パッケージはセキュリティ対策方針根拠を含む。
  - iii. パッケージが直接根拠パッケージの場合、TOE のセキュリティ対策方針の定義は無く、セキュリティ要件根拠は SPD に直接マッピングする。
  - iv. パッケージが直接根拠パッケージでない場合、TOE のセキュリティ対策方針が定義され、セキュリティ対策方針根拠は対策方針を SPD に関してカバーし、セキュリティ要件根拠は要件をセキュリティ対策方針にマッピングする。
- e) 1 つ以上のセキュリティコンポーネント又は要件(機能パッケージの SFR)。
- f) 拡張コンポーネントが特定されている場合、機能パッケージは拡張コンポーネントの定義を含む。

### 12.4.1.3.13 ワークユニット: ASE\_CCL.1-12

評価者は、識別された保証パッケージごとに、パッケージ定義が完全であることを **チェックしなければならない**。

ST が保証パッケージに対する適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。もし、保証パッケージが CC パート 5 に含まれる保証パッケージの 1 つを参照している場合、このワークユニットもまた満たされているものとみなされる。評価者は、保証パッケージが以下を含んでいることをチェックすることで、パッケージ定義が CC パート 1、9 節「パッケージ」の要件に適合していることを決定する。

- a) 一意の名称、バージョン、日付、スポンサー及び CC の版を提供する保証パッケージ識別。
- b) セキュリティ機能性を説明する保証パッケージ概要。
- c) CC パート 3、拡張保証コンポーネント、又はその両方の組み合わせから抜粋した、1 つ以上のセキュリティコンポーネント又は要件(保証パッケージの SAR)。
- d) 保証パッケージは、SPD 又はセキュリティ対策方針を含んではならない。
- e) 拡張コンポーネントが特定されている場合、保証パッケージには拡張コンポーネントの定義が含まれる。
- f) 保証パッケージに含まれる保証コンポーネント/要件を選択する根拠を示す、セキュリティ要件根拠。

xxiii

CC パート 3 ASE\_CCL.1.6C: 適合主張は、パッケージへの ST の適合をパッケージ適合又はパッケージ追加のいずれかとして記述しなければならない。

**12.4.1.3.14 ワークユニット: ASE\_CCL.1-13**

評価者は、ST が適合を主張する全てのパッケージを識別するパッケージ主張を適合主張が含むことを**チェックしなければならない**。

ST がパッケージへの適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

ST が適合を主張するパッケージのうち、ST が適合を主張している PP も適合を主張しているパッケージに関する規定は、他のワークユニットで扱われる。また、評価者は、ST が PP 構成への適合を主張する場合、ST が適合を主張するのは保証パッケージのみであることを決定する。さらに、評価者は、ST が PP 又は PP 構成への完全適合を主張している場合、ST が適合を主張するパッケージはないことを決定する。

評価者は、パッケージへの部分的な適合の主張は許可されないことに留意する。

**12.4.1.3.15 ワークユニット: ASE\_CCL.1-14**

評価者は、識別された各パッケージに対して、適合主張がパッケージ適合又はパッケージ追加のいずれかの主張を述べていることを**チェックしなければならない**。

ST が PP/PP 構成への適合を主張し、PP/PP 構成コンポーネント自体が 1 つ以上の機能パッケージへの適合を主張する場合、ワークユニット ASE\_CCL.1-8(PP について)又は ASE\_CCL.1-9(PP 構成コンポーネントについて)に示される条件が満たされない限り、ST は同じパッケージに対して個別に適合を主張してはならない。ST がパッケージへの適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

パッケージ適合主張がパッケージ適合を含む場合、評価者は以下のことを決定する。

- a) パッケージが保証パッケージである場合、ST はパッケージに含まれる全ての SAR を含めるが、追加 SAR は含めない。
- b) パッケージが機能パッケージである場合、パッケージに含まれる全ての前提条件、脅威、OSP、セキュリティ対策方針及び SFR が、(ST においてパッケージからの残りの全ての繰返し、詳細化、割付又は選択を行うことを許可した後の)ST に含まれるものと同一である。

パッケージ適合主張がパッケージ追加を含む場合、評価者は以下のことを決定する。

- a) パッケージが保証パッケージである場合、ST はパッケージ内に含まれる全ての SAR を含み、追加 SAR を少なくとも 1 つ、又はパッケージ内の SAR の上位階層である SAR を少なくとも 1 つ含む。
- b) パッケージが機能パッケージの場合、ST の構成部分(セキュリティ課題定義、セキュリティ対策方針、SFR)は、当該特定パッケージの全ての構成部分(セキュリティ課題定義、セキュリティ対策方針、SFR)を含むが、当該特定パッケージが定義するセキュリティ機能性の少なくとも 1 つの強化(最終的には追加の SFR 又は当該パッケージの SFR より上位の SFR)を追加的に含む。

評価者は、ST が PP/PP 構成への完全適合を主張する場合、パッケージ適合主張が存在しないことを決定する。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.7C: 適合主張は、他の PP に対する ST の適合を PP 適合として記述しなければならない。

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

### 12.4.1.3.16 ワークユニット: ASE\_CCL.1-15

評価者は、ST が PP への適合を主張する場合、PP 適合のみの主張であることをチェックしなければならない。直接根拠 ST の場合、評価者は、直接根拠 PP に対する適合の主張のみが存在することをチェックしなければならない。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.8C: 適合主張根拠は、TOE 種別が、適合が主張されている PP 構成又は PP 内の TOE 種別と一貫していることを実証しなければならない。

### 12.4.1.3.17 ワークユニット: ASE\_CCL.1-16

このワークユニットでは、「PP」という用語は、「PP 又は PP 構成コンポーネント」を意味すると解釈しなければならない。

評価者は、TOE の TOE 種別が各 PP の全ての TOE 種別と一貫していることを決定するために適合主張根拠を検査しなければならない。

ST が PP への適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

種別間の関係は、簡単なもの(ファイアウォール PP に対する適合を主張しているファイアウォール ST)、又はより複雑なもの(複数の PP に対する適合を同時に主張しているスマートカード ST(統合された回路に対する PP、スマートカード OS に対する PP、及びスマートカード上の 2 つのアプリケーションに対する 2 つの PP))である可能性がある。

統合 TOE の場合、評価者は、コンポーネント TOE の TOE 種別が統合 TOE 種別と一貫していることを適合主張根拠が実証するかどうかを決定する。これは、コンポーネント TOE 及び統合 TOE の両方の種別が同じである必要があることを意味するのではなく、コンポーネント TOE が統合 TOE を提供するための統合に適していることを意味する。どの SFR が統合の結果としてのみ含まれ、基本 TOE 及び依存 TOE(例えば、EALx)の評価で SFR として検査されなかったかを統合 TOE の ST 内で明確にすべきである。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.9C: 適合主張根拠は、セキュリティ課題定義のステートメントが、適合が主張されている PP 構成<sup>1</sup>、PP 及び機能パッケージ内のセキュリティ課題定義のステートメントと一貫していることを実証しなければならない。

### 12.4.1.3.18 ワークユニット: ASE\_CCL.1-17

評価者は、セキュリティ課題定義のステートメントが、適合が主張されている PP/PP 構成/機能パッケージで述べられているセキュリティ課題定義のステートメントと一貫していることを適合主張根拠が実証することを決定するために、その根拠を検査しなければならない。

ST が PP/PP 構成/機能パッケージへの適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

PP/PP 構成/機能パッケージにセキュリティ課題定義のステートメントがない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

PP/PP 構成が機能パッケージを含む場合、評価者は、ST のセキュリティ課題定義が、全ての機能パッケージの全ての前提条件、脅威及び OSP から構成されていることを決定する。

---

<sup>1</sup>実際には、PP 構成コンポーネントで定義された SPD の和集合を参照する。

機能パッケージが主張される場合、以下のパラグラフで定義される完全適合、正確適合及び論証適合に関する規則は、機能パッケージから取り出される SPD 記述にも適用される。

適合が主張されている PP/PP 構成によって完全適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は次の状態であるかどうかを決定する。

- a) ST 内の脅威は、適合が主張されている PP/PP 構成内の脅威と同一である(脅威の増減はない)。もし複数の PP に対する完全適合が主張される場合、ST 内の脅威のセットは、適合が主張される全ての PP の脅威の和集合と同一でなければならない。
- b) ST 内の OSP は、適合が主張されている PP/PP 構成内の OSP と同一である(OSP の増減はない)。もし複数の PP に対する完全適合が主張されるなら、ST の OSP のセットは、適合が主張される全ての PP の OSP の和集合と同一でなければならない。
- c) ST 内の前提条件は、適合が主張されている PP/PP 構成内の前提条件と同一である(前提条件の増減はない)。複数の PP に対する完全適合が主張される場合、ST の前提条件のセットは、適合が主張される全ての PP の前提条件の和集合と同一でなければならないが、以下の例外があり得る。

PP からの前提条件(又は前提条件の一部)は、この前提条件(又は前提条件の一部)に対処する運用環境のセキュリティ対策方針の全てが、ST が適合を主張する他の PP と同一の(そこから取られた)TOE のセキュリティ対策方針に置き換えられる場合、除外することができる。

このような状況(ある PP の前提条件が、他の PP の 1 つからの TOE のセキュリティ対策方針に置き換えられる)で ST を検査する場合、評価者は、上記の条件が満たされていることを慎重に決定しなければならない。以下の議論はその一例である。

例: ある ST が、2 つの PP に対する完全適合を主張している。以前のワークユニットで決定されたように、両方の PP はその適合ステートメントにおいて完全適合を要求し、両方の PP は ST による適合主張において、他方の PP を「共に許可される」ものとして記載している。ST が適合を主張する PP の 1 つは、運用環境が TOE の外部インタフェースに送信されるデータの不正な改変又は傍受を防ぐということを述べる前提条件を含む。これは、TOE が、このインタフェースで、平文で完全性保護なしのデータを受け入れ、攻撃者によるこのデータへのアクセスを防ぐセキュアな運用環境に設置されると想定される場合に当てはまる。そして、前提条件は、PP 内で、このインタフェースで交換したデータが、運用環境での適切な手段によって保護されていると述べる運用環境のセキュリティ対策方針にマッピングされる。適合 TOE が、TOE の外部インタフェースで送信されるデータを保護しなければならないと規定し、この脅威に対応する適切な脅威とセキュリティ対策方針を有する別の PP があるとすると。この場合、ST の作成者は、ある PP の TOE の外部インタフェースを介したデータの保護に関連する環境の前提条件とセキュリティ対策方針を、例えば、他の PP からこのインタフェースを介して転送される全てのデータの暗号化と整合性保護のためのセキュアなチャンネルを提供するなどして、TOE 自体がこれらのデータを保護するというセキュリティ対策方針と置き換えることができる。したがって、ST から、この PP に対応する運用環境の対策方針及び前提条件が省かれる。これはまた、対策方針が運用環境から TOE に再割付されるので、対策方針の再割付と呼ばれる。この TOE は、除外した前提条件を満たす運用環境においてなおもセキュアであり、そのためやはり PP を満たすという点に注意のこと。さらに、ST の脅威と対策方針のセットは、ST が完全適合を主張する PP の脅威と目的の和集合より広くはない。

適合が主張されている PP/PP 構成によって正確適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は次の状態であるかどうかを決定する。

- a) ST 内の脅威は、適合が主張されている PP/PP 構成内の脅威のスーパーセットであるか、その PP/PP 構成内の脅威と同一である。
- b) ST 内の OSP は、適合が主張されている PP/PP 構成内の OSP のスーパーセットであるか、その PP/PP 構成内の OSP と同一である。

- c) ST 内の前提条件は、次の 2 項目で説明される 2 つの例外を除き、適合が主張されている PP/PP 構成内の前提条件と同一である。
- PP/PP 構成からの前提条件(又は前提条件の一部)は、この前提条件(又は前提条件の一部)に対処する運用環境のセキュリティ対策方針の全てが、TOE のセキュリティ対策方針に置き換えられる場合、除外することができる。
  - 新しい前提条件が、PP/PP 構成内の TOE のセキュリティ対策方針によって対処されることが意図されている脅威(又は脅威の一部)を軽減せず、PP/PP 構成内の TOE のセキュリティ対策方針によって対処されることが意図されている OSP(又は OSP の一部)を満たさないことの根拠が示される場合、PP/PP 構成内に定義された前提条件に、前提条件を追加することができる。

PP/PP 構成から前提条件を除外した、又は、新しい前提条件を追加した、PP/PP 構成への適合を主張する ST を検査する際、評価者は、上記の条件が満たされているかどうかを慎重に決定しなければならない。次の考察で、これらの場合における動機と例を示す。

- 前提条件を除外する例: PP は、運用環境が TOE の外部インタフェースに送信されるデータの不正な改変又は傍受を防ぐということを述べる前提条件を含むことができる。これは、TOE が、このインタフェースで、平文で完全性保護なしのデータを受け入れ、攻撃者によるこれらのデータへのアクセスを防ぐセキュアな運用環境に設置されると想定される場合に当てはまる。そして、前提条件は、PP 内で、このインタフェースで交換したデータが、運用環境での適切な手段によって保護されていると述べる運用環境のセキュリティ対策方針にマッピングされる。この PP への適合を主張する ST が、例えば、このインタフェースを経由して転送された全てのデータの暗号化と完全性保護のためのセキュアなチャネルを供給することによって、TOE 自身がこれらのデータを保護すると述べる追加のセキュリティ対策方針を持つ、更にセキュアな TOE を定義する場合、対応する運用環境のセキュリティ対策方針と前提条件は、ST から除外することができる。これはまた、対策方針が運用環境から TOE に再割付されるので、対策方針の再割付と呼ばれる。この TOE は、除外した前提条件を満たす運用環境においてなおもセキュアであり、そのためやはり PP を満たすという点に注意のこと。
- 前提条件を追加する例: この例では、PP が「ファイアウォール」型の TOE に対する要件を特定するよう設計されており、ST 作成者は、ファイアウォールを実装する TOE に対するこの PP への適合を主張したいと願うが、TOE は更に VPN(仮想プライベートネットワーク)コンポーネントの機能性も提供する。VPN 機能性については、TOE は暗号鍵を必要とし、これらの鍵も運用環境によってセキュアに処理される必要がある(例えば、対称鍵が、ネットワーク接続をセキュアにするために使われ、そのため、ネットワークの他のコンポーネントに対してセキュアな方法で提供される必要がある場合)。この場合、VPN によって使われる暗号鍵が、運用環境によってセキュアに処理されるという前提条件を追加するのは許容できる。この前提条件は、PP の脅威や OSP に対処しないので、上記に述べた状況を満たす。
- 前提条件を追加する反例: 最初の例の変形として、PP がそのインタフェースの 1 つに対してセキュアなチャネルを提供するための TOE のセキュリティ対策方針を既に含んでおり、この対策方針はこのインタフェース上のデータの不正な改変又は読み取りの脅威にマッピングされる。この場合、この PP への適合を主張する ST が、運用環境がこのインタフェース上のデータを改変や不正なデータの読み取りから保護すると想定する運用環境の前提条件を追加することは明らかに許可されない。この前提条件は TOE によって対処されることが意図されている脅威を低減する。従って、この前提条件を追加した ST を満たす TOE は、PP を自動的に満たさず、よって、この追加は許可されない。
- 前提条件を追加する 2 つ目の反例: ファイアウォールを実装する TOE の上記の例において、TOE が信頼できるデバイスにのみ接続するという一般的な前提条件を追加することは許容できない。というのは、これは明らかにファイアウォールに関する本質的な脅威(つまり、フィルタにかける必要の

ある信頼できない IP トラフィックがある)を取り除くからである。従って、この追加は許可されない。

PP/PP 構成によって論証適合が要求されている場合、ST のセキュリティ課題定義のステートメントが、適合が主張されている PP/PP 構成内のセキュリティ課題定義のステートメントと同等又はより制限的であることを適合主張根拠が実証できることを決定するために、評価者はその適合主張根拠を検査する。

このため、適合主張根拠は、ST 内のセキュリティ課題定義が、PP/PP 構成内のセキュリティ課題定義と同等(又はより制限的)であると実証する必要がある。これは以下のことを意味する。

- ST のセキュリティ課題定義を満たす全ての TOE は、PP/PP 構成のセキュリティ課題定義も満たす。これはまた、PP 内に定義された脅威を実現したり、PP/PP 構成内に定義された OSP を侵害したりする各事象が、ST 内に述べられた脅威を実現したり、ST 内に定義された OSP を侵害したりすることを実証することによって、間接的に示される。ST 内に述べられた OSP を満たすことは、PP/PP 構成内に述べられた脅威を防ぐことができ、又は、ST 内に述べられた脅威を防ぐことは、PP/PP 構成内に述べられた OSP を満たすことができるので、脅威と OSP はお互いに代用できる点に注意のこと。
- PP/PP 構成内のセキュリティ課題定義を満たす全ての運用環境は、ST 内のセキュリティ課題定義も満たす(次の項目の 1 つの例外を除く)。
- PP/PP 構成の SPD への適合を実証するために必要とされる、ST 内の前提条件のセットのほかに、ST は、更に前提条件を特定することができる。ただし、これらの追加の前提条件が、PP/PP 構成内に定義されたセキュリティ課題定義から独立しており影響を与えない場合に限る。更に詳しくは、PP に従い、TOE によって対抗する必要がある TOE への脅威を除外する ST 内の前提条件はない。同様に、PP/PP 構成に従い、TOE によって満たされることが意図されている PP/PP 構成内に述べられた OSP の側面を実現した ST 内の前提条件はない。

統合 TOE の場合、評価者は、統合 TOE のセキュリティ課題定義がコンポーネント TOE の ST で指定されたセキュリティ課題定義と一貫しているかどうかを考慮する。これは、論証適合の観点から決定される。特に、評価者は、次の点を決定するために適合主張根拠を検査する。

- a) 統合 TOE の ST 内の脅威ステートメント及び OSP は、コンポーネント ST からの脅威ステートメント及び OSP に矛盾しない。
- b) コンポーネント ST で想定されているあらゆる前提条件は、統合 TOE の ST 内で充足される。つまり、統合 ST 内でもその前提条件が提示されるか、統合 ST 内で前提条件は前提条件以外として積極的に対処されるべきである。前提条件は、前提条件で意図された関心事項を満たす機能性を提供するための統合 TOE 内の要件の指定によって、積極的に対処することができる。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.10C: 適合主張根拠は、セキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている PP 構成<sup>2</sup>、PP 及び機能パッケージ内のセキュリティ対策方針のステートメントと一貫していることを実証しなければならない。

#### 12.4.1.3.19 ワークユニット: ASE\_CCL.1-18

評価者は、セキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている PP/PP 構成/機能パッケージ内のセキュリティ対策方針のステートメントと一貫していることを決定するために、適合主張根拠を検査しなければならない。

<sup>2</sup>実際には、PP 構成コンポーネントで定義されたセキュリティ対策方針の和集合を参照する。

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

ST が PP/PP 構成/機能パッケージへの適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

適合が主張される PP/PP 構成が機能パッケージを含む場合、評価者は ST のセキュリティ対策方針が全ての機能パッケージの全てのセキュリティ対策方針から構成されていることを決定する。

機能パッケージが主張される場合、以下のパラグラフで定義される完全適合、正確適合及び論証適合に関する規則は、パッケージから取り出されるセキュリティ対策方針にも適用される。

適合が主張されている PP/PP 構成によって完全適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は次の状態であるかどうかを決定する。

- a) 適合が主張されている PP/PP 構成の TOE のセキュリティ対策方針の全てが ST に含まれている。完全適合の場合、評価されている ST に TOE のセキュリティ対策方針を追加できない点に注意。複数の PP に対して適合が主張される場合、TOE のセキュリティ対策方針のセットは、適合が主張される PP の TOE のセキュリティ対策方針の和集合と同一でなければならない。オプション要件に関連する SPD エレメントがある場合、関連するオプションの SFR も省略されているときに SPD エレメントに関連する対策方針が省略されても、完全適合が主張できることに注意するべきである。
- b) ST 内の運用環境のセキュリティ対策方針は、適合が主張されている PP/PP 構成内の運用環境のセキュリティ対策方針と同一である。もし複数の PP に対して適合が主張される場合、運用環境のセキュリティ対策方針のセットは、以下のような例外を除き、適合が主張される PP の運用環境のセキュリティ対策方針の和集合と同一でなければならない。
  - ある PP からの運用環境のセキュリティ対策方針(又はそのようなセキュリティ対策方針の一部)は、他の PP からの TOE の同じセキュリティ対策方針(の一部)に置き換えられる。

適合が主張されている PP/PP 構成によって正確適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は次の状態であるかどうかを決定する。

- 適合が主張されている PP/PP 構成の TOE のセキュリティ対策方針の全てが ST に含まれている。評価されている ST に TOE のセキュリティ対策方針を追加できる点に注意のこと。
- ST 内の運用環境のセキュリティ対策方針は、次の 2 項目で説明される 2 つの例外を除き、適合が主張されている PP/PP 構成内の運用環境のセキュリティ対策方針と同一である。
- PP/PP 構成からの運用環境のセキュリティ対策方針(又はそのようなセキュリティ対策方針の一部)は、TOE に対して述べられた同じセキュリティ対策方針(の一部)に置き換えられる。
- 新しいセキュリティ対策方針が、PP/PP 構成内の TOE のセキュリティ対策方針によって対処されることが意図されている脅威(又は脅威の一部)を軽減せず、PP/PP 構成内の TOE のセキュリティ対策方針によって対処されることが意図されている OSP(又は OSP の一部)を満たさないことを正当化する理由が示される場合、PP/PP 構成内に定義されたセキュリティ対策方針に運用環境のセキュリティ対策方針を追加することができる。

PP/PP 構成からの運用環境のセキュリティ対策方針を除外した、又は、運用環境のセキュリティ対策方針を新しく追加した、PP/PP 構成への適合を主張する ST を検査する際、評価者は、上記の条件が満たされているかどうかを慎重に決定しなければならない。前述のワークユニットにおける前提条件の事例は、ここでも有効である。

適合が主張されている PP/PP 構成によって論証適合が要求されている場合、ST のセキュリティ対策方針のステートメントが、適合が主張されている PP/PP 構成のセキュリティ対策方針のステートメントと同等又はより制限的であることを適合主張根拠が実証できることを決定するために、評価者はその適合主張根拠を検査する。

このため、適合主張根拠は、ST 内のセキュリティ対策方針が、PP/PP 構成内のセキュリティ対策方針と同等(又はより制限的)であると実証する必要がある。これは以下のことを意味する。

- ST の TOE のセキュリティ対策方針を満たす全ての TOE は、PP/PP 構成の TOE のセキュリティ対策方針も満たす。
- PP/PP 構成内の運用環境のセキュリティ対策方針を満たす全ての運用環境は、ST 内の運用環境のセキュリティ対策方針も満たす(次の項目の 1 つの例外を除く)。
- PP/PP 構成内に定義されたセキュリティ対策方針のセットへの適合を実証するために使われる、ST 内の運用環境のセキュリティ対策方針のセットのほかに、ST は、更に運用環境のセキュリティ対策方針を特定することができる。ただし、これらのセキュリティ対策方針が、適合が主張されている PP/PP 構成内に定義された、元々の TOE のセキュリティ対策方針のセットにも、運用環境のセキュリティ対策方針のセットにも影響しない場合に限る。

統合 TOE の場合、評価者は、統合 TOE のセキュリティ対策方針がコンポーネント TOE の ST で指定されたセキュリティ対策方針と一貫しているかどうかを考慮する。これは、論証適合の観点から決定される。特に、評価者は、次の点を決定するために適合主張根拠を検査する。

- 依存 TOE の ST 内の運用環境の IT に関連するセキュリティ対策方針のステートメントは、基本 TOE の ST 内の TOE のセキュリティ対策方針のステートメントと一貫している。依存 TOE の ST 内の環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、基本 TOE の ST 内の TOE のセキュリティ対策方針のステートメントの全ての局面を扱うことは期待されない。
- 統合 ST 内のセキュリティ対策方針のステートメントは、コンポーネント TOE の ST 内のセキュリティ対策方針のステートメントと一貫している。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.11C: 適合主張根拠は、セキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP 構成<sup>3</sup>、PP 及び機能パッケージ内のセキュリティ要件のステートメントと一貫していることを実証しなければならない。

#### 12.4.1.3.20 ワークユニット: ASE\_CCL.1-19

評価者は、適合が主張されている PP/PP 構成/機能パッケージの全てのセキュリティ要件と ST が一貫していることを決定するために、その ST を検査しなければならない。

ST が PP/PP 構成/機能パッケージへの適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

適合が主張されている PP/PP 構成が機能パッケージを含む場合、評価者は ST の SFR が全ての機能パッケージの全ての SFR(又は上位階層の SFR)で構成されていることを決定する。

機能パッケージが使用される場合、以下のパラグラフで定義される完全適合、正確適合及び論証適合に関する規則は、パッケージから取り出される SFR に対しても適用される。

適合が主張されている PP/PP 構成によって完全適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は適合が主張される PP のセキュリティ要件の記述が、以下の許容を伴って、ST に正確に再現されていることを決定する。

- PP/PP 構成の SFR は、ST において繰返し又は詳細化されてもよい。

<sup>3</sup> 実際には、PP 構成コンポーネントで定義された SFR の和集合を参照する。

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

- b) 適合が主張されている PP/PP 構成において、特定の選択に基づくものとして定義されている全ての SFR は、ST にその選択の根拠となるものが存在する場合にのみ、含まなければならない。もし、ある選択が ST 作成者によって選択されなかった場合、その選択に関連する選択ベース SFR は ST に含まれない。
- c) ST に含まれるセキュリティ要件(SFR 又は SAR)のうち、PP/PP 構成に存在しないものがないこと。
- d) 複数の PP に対して完全適合が主張されている場合、評価者は、少なくとも 1 つの PP に含まれない追加のセキュリティ要件が ST に含まれず、全ての PP に含まれる全ての要件(上記の許容値を含む)が ST に含まれていることを決定する。
- e) ST が適合を主張する複数の PP、あるいは PP 構成の複数のコンポーネントが、結合あるいは矛盾を解消する必要のある要件を有する場合、PP/コンポーネントの作成者が行った許容分析の結果として、これらの PP/コンポーネントにおいてそのような矛盾解消の指針が提供されることになろう。ST で明示的に許容されるような変更された要件を含むことは許容される。

ST は、以下のように PP/PP 構成のオプションの要件(及び関連する SPD エレメント)を含む。

- a) PP/PP 構成に定義された選択的要件で、ST が主張したいもの。及び/又は
- b) PP/PP 構成に定義された条件付き要件で、TOE の実装により ST による主張が要求されるもの(PP/PP 構成に規定される)。

適合が主張されている PP によって正確適合が要求されている場合、適合主張根拠は必要とされない。その代わりに、評価者は、ST 内のセキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP 内のセキュリティ要件のステートメントのスーパーセットであるか、又はその PP 内のセキュリティ要件のステートメントと同一であることを決定する(正確適合の場合)。

適合が主張されている PP/PP 構成によって論証適合が要求されている場合、ST のセキュリティ要件のステートメントが、適合が主張されている PP/PP 構成内のセキュリティ要件のステートメントと同等又はより制限的であることを適合主張根拠が実証できることを決定するために、評価者はその適合主張根拠を検査する。

次を参照のこと。

- SFR: ST 内の適合根拠は、ST 内の SFR によって定義された要件の全体的なセットが、PP/PP 構成内の SFR によって定義された要件の全体的なセットと同等(又はより制限的)であると実証しなければならない。これは、ST 内の全ての SFR のセットによって定義された要件を満たす全ての TOE が、PP/PP 構成内の全ての SFR のセットによって定義された要件も満たすことを意味する。
- SAR: ST は、PP/PP 構成内の全ての SAR を含まなければならないが、追加の SAR を主張すること、又は、SAR をより上位階層の SAR で置き換えることができる。ST 内の操作の完了は、PP/PP 構成内の操作の完了と一貫していなければならない。PP/PP 構成内と同じ完了が ST 内でも使われるか、SAR をより制限的にした完了(詳細化の規則が適用される)かのどちらかである。

統合 TOE の場合、評価者は、統合 TOE のセキュリティ要件がコンポーネント TOE の ST で指定されたセキュリティ要件と一貫しているかどうかを考慮する。これは、論証適合の観点から決定される。特に、評価者は、次の点を決定するために適合根拠を検査する。

- a) 依存 TOE の ST 内の運用環境の IT に関連するセキュリティ要件のステートメントは、基本 TOE の ST 内の TOE のセキュリティ要件のステートメントと一貫している。依存 TOE の ST 内の環境のセキュリティ要件のステートメントが、基本 TOE の ST 内の TOE のセキュリティ要件のステートメントの全ての局面を扱うことは期待されない。これは、一部の SFR を統合 TOE の ST 内のセキュリティ

要件のステートメントに追加しなければならない場合があるからである。ただし、基本内のセキュリティ要件のステートメントは、依存コンポーネントの動作をサポートするべきである。

- b) 依存 TOE の ST 内の運用環境の IT に関連するセキュリティ対策方針のステートメントは、基本 TOE の ST 内の TOE のセキュリティ要件のステートメントと一貫している。依存 TOE の ST 内の環境のセキュリティ対策方針のステートメントが、基本 TOE の ST 内の TOE のセキュリティ要件のステートメントの全ての局面を扱うことは期待されない。
- c) 統合 ST 内のセキュリティ要件のステートメントは、コンポーネント TOE の ST 内のセキュリティ要件のステートメントと一貫している。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.12C: PP 又は PP 構成の適合主張は、完全適合、正確適合又は論証適合、あるいは適合種別のリストでなければならない。

#### 12.4.1.3.21 ワークユニット: ASE\_CCL.1-20

評価者は、PP 又は PP 構成の適合主張が、完全適合、正確適合又は論証適合のいずれかであること、又は適合種別のリストであることをチェックしなければならない。

ST が一つの PP に対して完全適合を主張する場合、全ての PP に対して完全適合を主張しなければならず、全ての PP は完全適合を要求していなければならない。

CC パート 3 ASE\_CCL.1.13C: 適合主張が、TOE を評価するために使用される CEM ワークユニットから派生した評価方法と評価アクティビティのセットを特定する場合、このセットは、ST が適合を主張する PP 構成のパッケージ、PP、PP モジュールに含まれるものを全て含み、それ以外を含んではならない。

#### 12.4.1.3.22 ワークユニット: ASE\_CCL.1-21

評価者は、以下を決定するために、ST の適合主張をチェックしなければならない。

- a) ST が適合を主張する他の項目で派生した評価方法と評価アクティビティが要求されている場合は、それらが ST において全て識別されていること、それ以外の場合は評価方法と評価アクティビティが識別されていないこと。
- b) 派生した評価方法と評価アクティビティのリストが、リストの全てのメンバーを明確に識別し、場所を特定するために、十分に構造化され詳細であること。
- c) 識別された評価方法と評価アクティビティの範囲に重複がある場合(すなわち、CC パート 4 に記述されているような重複が存在する場合)、結果として得られる評価方法と評価アクティビティのセットの根拠は、ST によって記述されている TOE に適用される。

このワークユニットの意図は、ST によって記述された TOE を評価する際に、正しい評価方法と評価アクティビティを使用できることを保証することである。つまり、個々の評価アクティビティが ST に列挙されている評価方法に明確に含まれている場合は、それを列挙する必要はない。同様に、複数の評価方法と評価アクティビティが一つの文書に含まれている場合、その文書を参照すれば十分であり、その結果、ST に適用される評価方法と評価アクティビティを明確に識別することができる。

例：ある文書に、異なるユースケースに適用される複数の異なる評価方法が列挙されている場合、その文書を参照するだけでは十分ではなく、対応するユースケースもまた識別される必要がある。

### 12.5 セキュリティ課題定義(ASE\_SPD)

#### 12.5.1 サブアクティビティの評価(ASE\_SPD.1)

##### 12.5.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE 及び TOE の運用環境によって対処されることが意図されているセキュリティ課題が明確に定義されていることを決定することである。

##### 12.5.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

##### 12.5.1.3 アクション ASE\_SPD.1.1E

###### 12.5.1.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_SPD.1.1C: セキュリティ課題定義は、脅威を記述しなければならない。

###### 12.5.1.3.2 ワークユニット: ASE\_SPD.1-1

評価者は、セキュリティ課題定義が脅威を記述していることを **チェックしなければならない**。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び/又は OSP からのみ導き出される場合、脅威のステートメントを ST に提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、セキュリティ課題定義が TOE 及び/又は運用環境によって対抗する必要がある脅威を記述していることを決定する。

CC パート 3 ASE\_SPD.1.2C: 全ての脅威は、脅威エージェント、資産、及び有害なアクションの観点から記述しなければならない。

###### 12.5.1.3.3 ワークユニット: ASE\_SPD.1-2

評価者は、全ての脅威が脅威エージェント、資産、及び有害なアクションの観点から記述されていることを決定するために、セキュリティ課題定義を **検査しなければならない**。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び/又は OSP からのみ導き出される場合、脅威のステートメントを ST に提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

脅威エージェントは、技能、資源、機会、及び動機などの側面によって、さらに詳細に記述することができる。

CC パート 3 ASE\_SPD.1.3C: セキュリティ課題定義は、OSP を記述しなければならない。

###### 12.5.1.3.4 ワークユニット: ASE\_SPD.1-3

評価者は、セキュリティ課題定義が OSP を記述していることを **検査しなければならない**。

全てのセキュリティ対策方針が前提条件及び脅威からのみ導き出される場合、OSP を ST に提示する必要はない。この場合、このワークユニットは該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、TOE 及び/又は TOE の運用環境が従う必要がある規則又はガイドラインの観点から OSP ステートメントが作成されることを決定する。

評価者は、各 OSP が明確に理解できるように十分な詳細が説明及び/又は解釈が行われていることを決定する。セキュリティ対策方針の追跡を可能とするために方針ステートメントの明確な提示が必要である。

CC パート 3 ASE\_SPD.1.4C: セキュリティ課題定義は、TOE の運用環境についての前提条件を記述しなければならない。

### 12.5.1.3.5 ワークユニット: ASE\_SPD.1-4

評価者は、セキュリティ課題定義が TOE の運用環境についての前提条件を記述していることを決定するために、その定義を**検査しなければならない**。

前提条件がない場合、このワークユニットは、該当せず、満たされているものとみなされる。

評価者は、TOE の運用環境についてのそれぞれの前提条件が十分に詳細に説明されていて、消費者は各自の運用環境が前提条件と一致していることを決定できることを決定する。前提条件が明確に理解されていない場合、TOE がセキュアな方法で機能しない運用環境で使用される結果となる場合がある。

## 12.6 セキュリティ対策方針(ASE\_OBJ)

### 12.6.1 サブアクティビティの評価(ASE\_OBJ.1)

#### 12.6.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、運用環境のセキュリティ対策方針が明確に定義されているかどうかを決定することである。

#### 12.6.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

#### 12.6.1.3 アクション ASE\_OBJ.1.1E

##### 12.6.1.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_OBJ.1.1C: セキュリティ対策方針のステートメントは、運用環境のセキュリティ対策方針を記述しなければならない。

##### 12.6.1.3.2 ワークユニット: ASE\_OBJ.1-1

評価者は、セキュリティ対策方針のステートメントが運用環境のセキュリティ対策方針を定義していることを**チェックしなければならない**。

評価者は、運用環境のセキュリティ対策方針が識別されていることをチェックする。

CC パート 3 ASE\_OBJ.1.2C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境の各セキュリティ対策方針を、そのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威、そのセキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びそのセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡しなければならない。

##### 12.6.1.3.3 ワークユニット: ASE\_OBJ.1-2

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、運用環境の全てのセキュリティ対策方針を、対策方針によって対抗される脅威、対策方針によって実施される OSP 及び/又は対策方針によって充足される前提条件まで、さかのぼって追跡することを**チェックしなければならない**。

運用環境の各セキュリティ対策方針は、脅威、OSP、前提条件、あるいは脅威、OSP 及び前提条件の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威、OSP、又は前提条件にまでさかのぼらなければならない。

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は運用環境のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 ASE\_OBJ.1.3C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境のセキュリティ対策方針が全ての前提条件を充足することを実証しなければならない。

### 12.6.1.3.4 ワークユニット: ASE\_OBJ.1-3

評価者は、運用環境に対する各前提条件について、運用環境のセキュリティ対策方針がその前提条件を充足するのに適していることを示す適切な正当化を、セキュリティ対策方針根拠が含んでいることを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

運用環境のセキュリティ対策方針が前提条件にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、前提条件にまでさかのぼる全ての運用環境のセキュリティ対策方針が達成される場合、運用環境は前提条件を充足する)ことを実証することを決定する。

評価者は、TOE の運用環境に関する前提条件にまでさかのぼる運用環境の各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に前提条件を充足する運用環境に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において記述される、前提条件に対する運用環境のセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。運用環境のセキュリティ対策方針が、前提条件の単なる再記述である場合であっても、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針 X は前提条件 Y を直接充足する」のように最小になる可能性がある。

## 12.6.2 サブアクティビティの評価(ASE\_OBJ.2)

### 12.6.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、セキュリティ対策方針が適切かつ完全にセキュリティ課題定義を扱うかどうか、及び TOE 及びその運用環境の間でのこの課題に対する分担が明確に定義されていることを決定することである。

### 12.6.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

### 12.6.2.3 アクション ASE\_OBJ.2.1E

#### 12.6.2.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_OBJ.2.1C: セキュリティ対策方針のステートメントは、TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針を記述しなければならない。

#### 12.6.2.3.2 ワークユニット: ASE\_OBJ.2-1

評価者は、セキュリティ対策方針のステートメントが TOE のセキュリティ対策方針及び運用環境のセキュリティ対策方針を定義していることを**チェックしなければならない**。

評価者は、セキュリティ対策方針の両カテゴリが明確に識別されており、他のカテゴリから分離されていることをチェックする。

CC パート 3 ASE\_OBJ.2.2C: セキュリティ対策方針根拠は、TOE の各セキュリティ対策方針をそのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威及びそのセキュリティ対策方針によって実施される OSP までさかのぼって追跡しなければならない。

#### 12.6.2.3.3 ワークユニット: ASE\_OBJ.2-2

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、TOE の全てのセキュリティ対策方針を、対策方針によって対抗される脅威及び/又は対策方針によって実施される OSP まで、さかのぼって追跡することを **チェックしなければならない**。

TOE の各セキュリティ対策方針は、脅威と OSP のいずれか、あるいは脅威と OSP の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威又は OSP にまでさかのぼらなければならない。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は TOE のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 ASE\_OBJ.2.3C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境の各セキュリティ対策方針を、そのセキュリティ対策方針によって対抗される脅威、そのセキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びそのセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡しなければならない。

#### 12.6.2.3.4 ワークユニット: ASE\_OBJ.2-3

評価者は、セキュリティ対策方針根拠が、運用環境のセキュリティ対策方針を、セキュリティ対策方針によって対抗される脅威、セキュリティ対策方針によって実施される OSP、及びセキュリティ対策方針によって充足される前提条件にまで、さかのぼって追跡することを **チェックしなければならない**。

運用環境の各セキュリティ対策方針は、脅威、OSP、前提条件、あるいは脅威、OSP、及び/又は前提条件の組み合わせにまでさかのぼることができるが、少なくとも 1 つの脅威、OSP、又は前提条件にまでさかのぼらなければならない。

さかのぼることに失敗した場合、セキュリティ対策方針根拠が不完全であるか、セキュリティ課題定義が不完全であるか、又は運用環境のセキュリティ対策方針が役立つ目的を持っていないことを示す。

CC パート 3 ASE\_OBJ.2.4C: セキュリティ対策方針根拠は、セキュリティ対策方針が全ての脅威に対抗することを **実証** しなければならない。

#### 12.6.2.3.5 ワークユニット: ASE\_OBJ.2-4

評価者は、各脅威について、セキュリティ対策方針がその脅威に対抗するために適していることをセキュリティ対策方針根拠が正当化することを決定するために、その根拠を **検査** しなければならない。

脅威にまでさかのぼるセキュリティ対策方針が一つもない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、脅威に対する正当化が脅威の除去、軽減、又は緩和が行われたかどうかを示すことを決定する。

評価者は、脅威に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、脅威にまでさかのぼる全てのセキュリティ対策方針が達成される場合、脅威は除去されるか、十分に軽減されるか、脅威の影響が十分に緩和される)ことを実証することを決定する。

セキュリティ対策方針根拠において提供される脅威に対するセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それ自体では正当化を構成しないことに注意すること。セキュリティ対策方針が、特定の脅威が実現されることを妨げる意図を反映しただけのステートメントである場合であっても、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針 X が脅威 Y に直接対抗する」のように最小になる可能性がある。

## ASE クラス:セキュリティターゲット(ST)評価

評価者は、脅威にまでさかのぼる各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に脅威の除去、軽減、又は緩和に寄与する)ことも決定する。

CC パート 3 ASE\_OBJ.2.5C: セキュリティ対策方針根拠は、セキュリティ対策方針が全てのOSPを実施することを実証しなければならない。

### 12.6.2.3.6 ワークユニット:ASE\_OBJ.2-5

評価者は、各OSPに対して、セキュリティ対策方針がそのOSPを実施するために適していることをセキュリティ対策方針根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

OSPにまでさかのぼるセキュリティ対策方針が一つもない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、OSPに対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、そのOSPにまでさかのぼる全てのセキュリティ対策方針が達成される場合、OSPは実施される)ことを実証することを決定する。

評価者は、OSPにまでさかのぼる各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際にOSPの実施に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において提供されるOSPに対するセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。セキュリティ対策方針が、特定のOSPを実施する意図を反映しただけのステートメントである場合、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針XがOSP Yを直接実施する」のように最小になる可能性がある。

CC パート 3 ASE\_OBJ.2.6C: セキュリティ対策方針根拠は、運用環境のセキュリティ対策方針が全ての前提条件を充足することを実証しなければならない。

### 12.6.2.3.7 ワークユニット:ASE\_OBJ.2-6

評価者は、運用環境に対する各前提条件について、運用環境のセキュリティ対策方針がその前提条件を充足するのに適していることを示す適切な正当化を、セキュリティ対策方針根拠が含んでいることを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

運用環境のセキュリティ対策方針が前提条件にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOEの運用環境に関する前提条件に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、前提条件にまでさかのぼる全ての運用環境のセキュリティ対策方針が達成される場合、運用環境は前提条件を充足する)ことを実証することを決定する。

評価者は、TOEの運用環境に関する前提条件にまでさかのぼる運用環境の各セキュリティ対策方針が必要である(つまり、セキュリティ対策方針が達成される場合、それは実際に前提条件を充足する運用環境に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ対策方針根拠において記述される、前提条件に対する運用環境のセキュリティ対策方針からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。運用環境のセキュリティ対策方針が、前提条件の単なる再記述である場合であっても、正当化が必要であるが、この正当化は「セキュリティ対策方針Xは前提条件Yを直接充足する」のように最小になる可能性がある。

## 12.7 拡張コンポーネント定義(ASE\_ECD)

### 12.7.1 サブアクティビティの評価(ASE\_ECD.1)

#### 12.7.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、拡張コンポーネントが明確に、曖昧さなく定義されているかどうか、及びそれが必要であるかどうか、つまり既存の CC パート 2 又は CC パート 3 のコンポーネントを使用して明確に表現される可能性がないかどうかを決定することである。

#### 12.7.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

#### 12.7.1.3 アクション ASE\_ECD.1.1E

##### 12.7.1.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_ECD.1.1C: セキュリティ要件のステートメントは、全ての拡張セキュリティ要件を識別しなければならない。

##### 12.7.1.3.2 ワークユニット: ASE\_ECD.1-1

評価者は、拡張要件として識別されていないセキュリティ要件のステートメントにおける全てのセキュリティ要件は、CC パート 2 又は CC パート 3 で示されていることをチェックしなければならない。

CC パート 3 ASE\_ECD.1.2C: 拡張コンポーネント定義は、各拡張セキュリティ要件に対応する拡張コンポーネントを定義しなければならない。

##### 12.7.1.3.3 ワークユニット: ASE\_ECD.1-2

評価者は、拡張コンポーネント定義が各拡張セキュリティ要件に対応する拡張コンポーネントを定義することをチェックしなければならない。

ST に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

拡張コンポーネント定義が、以前に認証された PP/PP 構成から取得された場合、その PP/PP 構成の評価結果は 12.2.1(認証済み PP の評価結果の再利用)のとおり再利用されるかもしれない。

単一の拡張コンポーネントは、拡張セキュリティ要件の複数の繰返しを定義するために使用することができ、各繰返しに対してこの定義を繰返す必要はない。

CC パート 3 ASE\_ECD.1.3C: 拡張コンポーネント定義は、各拡張コンポーネントが既存の CC コンポーネント、ファミリー、及びクラスにどのように関連するかを記述しなければならない。

##### 12.7.1.3.4 ワークユニット: ASE\_ECD.1-3

評価者は、各拡張コンポーネントが既存の CC コンポーネント、ファミリー、及びクラスにどのようにあてはまるかを拡張コンポーネント定義が記述していることを決定するために、その拡張コンポーネント定義を**検査**しなければならない。

ST に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、各拡張コンポーネントが次のいずれかであることを決定する。

a) 既存の CC パート 2 又は CC パート 3 ファミリのメンバ、又は

## ASE クラス:セキュリティターゲット(ST)評価

b) ST で定義された新しいファミリのメンバ。

拡張コンポーネントが既存の CC パート 2 又は CC パート 3 ファミリのメンバである場合、評価者は、拡張コンポーネントがそのファミリのメンバであるべき理由、及びそのファミリの他のコンポーネントにどのように関連しているかを拡張コンポーネント定義が適切に記述していることを決定する。

拡張コンポーネントが ST で定義された新しいファミリのメンバである場合、評価者は、拡張コンポーネントが既存のファミリにあてはまらないことを確認する。

ST が新しいファミリを定義している場合、評価者は各新しいファミリが次のいずれかであることを決定する。

a) 既存の CC パート 2 又は CC パート 3 クラスのメンバ、又は

b) ST で定義された新しいクラスのメンバ。

ファミリが既存の CC パート 2 又は CC パート 3 クラスのメンバである場合、評価者は、ファミリがそのクラスのメンバであるべき理由、及びファミリがそのクラス内の他のファミリにどのように関連するかを拡張コンポーネント定義が適切に記述していることを決定する。

ファミリが ST で定義された新しいクラスのメンバである場合、評価者は、ファミリが既存のクラスにあてはまらないことを確認する。

### 12.7.1.3.5 ワークユニット:ASE\_ECD.1-4

評価者は、拡張コンポーネントの各定義がそのコンポーネントの全ての適用可能な依存性を識別することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、ST 作成者が見過ごした適用可能な依存性が一つもないことを確認する。

CC パート 3 ASE\_ECD.1.4C: 拡張コンポーネント定義は、提示モデルとして既存の CC コンポーネント、ファミリ、クラス、及び方法を使用しなければならない。

### 12.7.1.3.6 ワークユニット:ASE\_ECD.1-5

評価者は、各拡張機能コンポーネントが提示モデルとして既存の CC パート 2 コンポーネントを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST に拡張 SFR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2、7.1.4<sup>xxiv</sup>節、「コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

拡張機能コンポーネントが操作を使用する場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 1、8.2 節、「操作」と一貫していることを決定する。

拡張機能コンポーネントが既存の機能コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張機能コンポーネントが CC パート 2 のコンポーネント変更の強調表示(CC パート 2、「序説」の注を参照)<sup>xxv</sup>と一貫していることを決定する。

**12.7.1.3.7 ワークユニット: ASE\_ECD.1-6**

評価者は、新しい機能ファミリの各定義が提示モデルとして既存の CC 機能ファミリを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST が新しい機能ファミリを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい機能ファミリが CC パート 2、7.1.3<sup>xxvi</sup>節、「ファミリ構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

**12.7.1.3.8 ワークユニット: ASE\_ECD.1-7**

評価者は、新しい機能クラスの各定義が提示モデルとして既存の CC 機能クラスを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST が新しい機能クラスを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい機能クラスが CC パート 2、7.1.2<sup>xxvii</sup>節、「クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

**12.7.1.3.9 ワークユニット: ASE\_ECD.1-8**

評価者は、拡張保証コンポーネントの各定義が提示モデルとして既存の CC パート 3 コンポーネントを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST に拡張 SAR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4<sup>xxviii</sup>節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

拡張保証コンポーネントが操作を使用する場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 1、8.2 節、「操作」と一貫していることを決定する。

拡張保証コンポーネントが既存の保証コンポーネントを下位階層とする場合、評価者は、拡張保証コンポーネントが CC パート 3、6.4<sup>xxix</sup>節、「保証コンポーネント構造」と一貫していることを決定する。

**12.7.1.3.10 ワークユニット: ASE\_ECD.1-9**

評価者は、定義された各拡張保証コンポーネントに対して、適用可能な方法が提供されたことを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST に拡張 SAR が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、各拡張 SAR の各評価者アクションエレメントについて、1 つ又は複数のワークユニットが提供されており、指定された評価者アクションエレメントに対する全てのワークユニットを成功裏に実行することによりそのエレメントが達成されたことが実証されることを決定する。

**12.7.1.3.11 ワークユニット: ASE\_ECD.1-10**

評価者は、新しい保証ファミリの各定義が提示モデルとして既存の CC 保証ファミリを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

## ASE クラス:セキュリティターゲット(ST)評価

ST が新しい保証ファミリを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい保証ファミリが CC パート 3、6.3<sup>xxx</sup>節、「保証ファミリの構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

### 12.7.1.3.12 ワークユニット: ASE\_ECD.1-11

評価者は、新しい保証クラスの各定義が提示モデルとして既存の CC 保証クラスを使用することを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST が新しい保証クラスを定義しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、全ての新しい保証クラスが CC パート 3、6.2<sup>xxxi</sup>節、「保証クラス構造」と一貫するように定義されていることを決定する。

### 12.7.1.3.13 一般

CC パート 3 ASE\_ECD.1.5C: 拡張コンポーネントは、エレメントに対する**適合又は非適合を実証できるように**、**評価可能で客観的なエレメントで構成されていなければならない**。

### 12.7.1.3.14 ワークユニット: ASE\_ECD.1-12

評価者は、適合又は非適合を実証できるように、各拡張コンポーネントの各エレメントが評価可能であり、客観的な評価要件を述べることを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、拡張機能コンポーネントのエレメントがテスト可能であり、適切な TSF 表現を通じて追跡可能である方法で述べられていることを決定する。

評価者は、拡張保証コンポーネントのエレメントが評価者の主観的な判定を必要としないことも決定する。

評価者は、評価可能で客観的であることが全ての評価基準に対して適切であるにもかかわらず、このような特性を証明するための正式な方法が存在しないことは周知の事実であることに留意する。このため、既存の CC 機能コンポーネント及び保証コンポーネントは、この要件に対する適合を構成するものを決定するためのモデルとして使用される。

### 12.7.1.3.15 アクション ASE\_ECD.1.2E

### 12.7.1.3.16 ワークユニット: ASE\_ECD.1-13

評価者は、各拡張コンポーネントが既存のコンポーネントを使用して明確に表現できないことを決定するために、拡張コンポーネント定義を**検査しなければならない**。

ST に拡張セキュリティ要件が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、この決定を行うときに、CC パート 2 及び CC パート 3 からのコンポーネント、ST で定義された他の拡張コンポーネント、これらのコンポーネントの組み合わせ、及びこれらのコンポーネントに対して可能な操作を考慮するべきである。

評価者は、このワークユニットの役割は、コンポーネントの不要な重複、つまり、他のコンポーネントを使用して明確に表現できるコンポーネントを排除することであることを留意する。評価者は、既存のコンポーネントを使用して拡張コンポーネントを表現する方法を探す試みとして、操作を含むコンポーネントの全ての可能な組み合わせに対する徹底的探索を行うべきではない。

## 12.8 セキュリティ要件(ASE\_REQ)

### 12.8.1 サブアクティビティの評価(ASE\_REQ.1)

#### 12.8.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、SFR と SAR が明確で曖昧さがなく十分に定義されているかどうか、SFR と SAR が内部的に一貫しているかどうか、及び SFR が脅威に対抗しているか、TOE の組織のセキュリティ方針を実施しているかどうかを決定することである。

#### 12.8.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

#### 12.8.1.3 アクション ASE\_REQ.1.1E

##### 12.8.1.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_REQ.1.1C: セキュリティ要件のステートメントは、SFR 及び SAR を記述しなければならない。

##### 12.8.1.3.2 ワークユニット: ASE\_REQ.1-1

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SFR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 2 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) ST の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) ST が適合を主張する PP に対する参照によって、PP に定義されたオプション要件を含む
- d) ST が適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって
- e) ST での再現によって

全ての SFR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

##### 12.8.1.3.3 ワークユニット: ASE\_REQ.1-2

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SAR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 3 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) ST の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) ST が適合を主張する PP に対する参照によって

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

- d) ST が適合を主張するセキュリティ要件パッケージに対する参照によって
- e) ST での再現によって

全ての SAR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

PP によってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する脅威が存在する可能性があることに注意。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.2C: 単一保証の ST の場合、セキュリティ要件のステートメントは、TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットを定義しなければならない。SAR のセットは、ST が適合を主張する PP 又は PP 構成と一貫していなければならない。

### 12.8.1.3.4 ワークユニット: ASE\_REQ.1-3

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが、TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットを定義していることを **チェック**しなければならない。

評価者は、SAR のセットが、ST が適合を主張する PP 又は PP 構成と一貫していることを **検査**しなければならない。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.3C: マルチ保証 ST の場合、セキュリティ要件のステートメントは、TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットと、各サブ TSF に適用される SAR のセットを定義しなければならない。SAR のセットは、ST が適合を主張するマルチ保証 PP 構成と一貫していなければならない。

### 12.8.1.3.5 ワークユニット: ASE\_REQ.1-4

マルチ保証 ST について、評価者は、TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットを定義していることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを **検査**しなければならない。

TSF 構成は、サブ TSF を特定の保証要件と関連付ける。サブ TSF は、異なるサブシステム/モジュールのセットによって実装されるかもしれないが、ある程度の重複があるかもしれない：サブシステム又はモジュールは、2 つの異なるサブ TSF に属する機能性を実装するかもしれない。これは、2 つの SAR のセットが共通のサブシステム又はモジュールに適用される(すなわち、SAR のセットの和集合が適用される)ことを意味する。いずれの場合も、各サブ TSF について、他の全てのサブ TSF は TOE に属し、対応するサブシステム/モジュールは、サブ TSF の要件の観点から評価されなければならない。

### 12.8.1.3.6 ワークユニット: ASE\_REQ.1-5

評価者は、各サブ TSF に適用される SAR が ST に定義され、それらが PP 構成に定義されたものと同一であるか、又は追加されたものであることを **チェック**しなければならない。追加は、ST が PP 構成に対して正確適合又は論証適合を主張している場合にのみ許可される。

### 12.8.1.3.7 ワークユニット: ASE\_REQ.1-6

追加された SAR のセットについて、評価者はセキュリティ保証要件根拠が提供されていることを **チェック**しなければならない。

### 12.8.1.3.8 ワークユニット: ASE\_REQ.1-7

評価者は、ST で定義された SAR のセットが、ST が適合を主張するマルチ保証の PP 構成と一貫していることを **チェック**しなければならない。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.4C: SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されなければならない。

**12.8.1.3.9 ワークユニット: ASE\_REQ.1-8**

評価者は、SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されていることを決定するために、ST を**検査しなければならない**。

評価者は、ST が以下の全てを定義することを決定する。

- SFR で使用されるサブジェクトとオブジェクト(の種別)
- サブジェクト、利用者、オブジェクト、情報、セッション、及び/又は資源のセキュリティ属性(の種別)、これらの属性が取りうる値、及びこれらの値間の関係(例えば、最高秘密は秘密より「高い」)
- SFR で使用される操作(の種別)及びこれらの操作の影響
- SFR 内の外部エンティティ(の種別)
- 操作を完了することにより SFR 及び/又は SAR に導入された他の用語のうち、直ちに理解されないか、又はそれぞれの辞書の定義の範囲外で使用されている用語。

このワークユニットの目的は、SFR と SAR が明確に定義されており、曖昧な用語の導入によって誤解が発生しないことを保証することである。このワークユニットは、ST 作成者に強制的に全ての単語を定義させるなどの極端な方法として、解釈されるべきではない。セキュリティ要件のセットの一般的な読者は、IT、セキュリティ、及びコモンクライテリアに関する適度な知識を持っているものと想定されるべきである。

上記の全ては、グループ、クラス、役割、種別によって提示したり、理解しやすくなるようなその他のグループ化又は特徴づけによって提示したりすることができる。

評価者は、これらのリストと定義をセキュリティ要件のステートメントの一部にする必要はなく、別の節に(一部又は全体が)配置される可能性があることに留意する。これは、特に、同じ用語が ST の残りの部分で使用される場合に該当する。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.5C: セキュリティ要件のステートメントは、セキュリティ要件の全ての操作を識別しなければならない。

**12.8.1.3.10 ワークユニット: ASE\_REQ.1-9**

評価者は、セキュリティ要件のステートメントがセキュリティ要件の全ての操作を識別することを**チェックしなければならない**。

評価者は、全ての操作が、使用される各 SFR 又は SAR 内で識別されていることを決定する。識別は、活字印刷上の区別、周辺の文章内での明示的な識別、又はその他の特徴的な手段で達成できる。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.6C: 全ての操作は正しく実行しなければならない。

**12.8.1.3.11 ワークユニット: ASE\_REQ.1-10**

評価者は、全ての割付操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 12.8.1.3.12 ワークユニット: ASE\_REQ.1-11

評価者は、全ての繰返し操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 12.8.1.3.13 ワークユニット: ASE\_REQ.1-12

評価者は、全ての選択操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

### 12.8.1.3.14 ワークユニット: ASE\_REQ.1-13

評価者は、全ての詳細化操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.7C: セキュリティ要件の各依存性が満たされていない**なければならない**。また、満たされない依存性がある場合は、セキュリティ要件根拠によってそのことが正当化されなければならない。

### 12.8.1.3.15 ワークユニット: ASE\_REQ.1-14

評価者は、セキュリティ要件の各依存性が満たされていること、又は満たされていない依存性を正当化するセキュリティ要件根拠が提供されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

依存性は、セキュリティ要件のステートメント内の関連するコンポーネント(又はそれに対して上位階層のコンポーネント)を含めることによって満たされる。依存性を満たすために使用されたコンポーネントは、必要に応じて、実際に依存性を満たすことを保証するために、操作によって変更するべきである。

依存性が満たされないことの正当化は、次のいずれかを取り扱うべきである。

- a) 依存性が必要でない又は役立たない理由。この場合、それ以上に詳細な情報は不要。又は、
- b) 依存性が TOE の運用環境によって対処されていること。この場合、運用環境のセキュリティ対策方針がこの依存性をどのように対処するかを正当化によって記述するべきである。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.8C: セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)TOE の全ての脅威に対抗していることを実証しなければならない。

### 12.8.1.3.16 ワークユニット: ASE\_REQ.1-15

評価者は、各脅威に対して、セキュリティ要件がその脅威に対抗するために適していること、及び各 SFR が TOE の脅威(又は OSP)の少なくとも 1 つに追跡されることをセキュリティ対策方針根拠が実証することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

もし、ある脅威を追跡できる SFR がない場合、このワークユニットに関連する評価者のアクションは、セキュリティ要件の根拠が不完全であること、TOE のセキュリティ対策方針が不完全であること、又は、いくつかの SFR に有用な目的がないことを意味するため、不合格と判定される。

評価者は、脅威に対する正当化が脅威の除去、軽減、又は緩和が行われたかどうかを示すことを決定する。

評価者は、脅威に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、脅威にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、OSP と前提条件が適用可能な文脈では、脅威は除去されるか、十分に軽減されるか、脅威の影響が十分に緩和される)ことを実証することを決定する。

セキュリティ要件根拠において、各脅威に関連する SFR を単に列挙することは、正当化の一部にはなっても、それ自体では正当化を構成しないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「SFR X が脅威 Y に直接対抗する」というような最小限のものでよい。

評価者は、脅威にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が実現される場合、それは実際に脅威の除去、軽減、又は緩和に寄与する)ことも決定する。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.9C: セキュリティ要件根拠は、SFR が(運用環境のセキュリティ対策方針と合わせて)OSP の全てを実施することを実証しなければならない。

#### 12.8.1.3.17 ワークユニット: ASE\_REQ.1-16

評価者は、各 OSP に対して、SFR がその OSP を実施するために適していることをセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、その根拠を**検査しなければならない**。

SFR 又は運用環境のセキュリティ対策方針が OSP にまでさかのぼることができない場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、OSP に対する正当化が、セキュリティ対策方針が十分である(つまり、その OSP にまでさかのぼる全ての SFR が達成される場合、前提条件が適用可能な文脈では、OSP は実施される)ことを実証することを決定する。

評価者は、OSP にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が実現される場合、それは実際にOSP の実施に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ要件根拠において、各 OSP に関連する SFR を単に列挙することは、正当化の一部にはなっても、それ自体では正当化を構成しないことに注意。記述的な正当化が必要である。ただし、この正当化は、単純な場合には、「SFR X は OSP Y を直接実施する」というような最小限のものでよい。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.10C: セキュリティ要件根拠は、なぜ SAR が選ばれたかを説明しなければならない。

#### 12.8.1.3.18 ワークユニット: ASE\_REQ.1-17

評価者は、選択された各 SAR を含むことが説明され、正当化されることを決定するために、セキュリティ要件根拠を**検査しなければならない**。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.11C: セキュリティ要件のステートメントは、内部的に一貫していなければならない。

#### 12.8.1.3.19 ワークユニット: ASE\_REQ.1-18

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが内部的に一貫していることを決定するために、そのステートメントを**検査しなければならない**。

評価者は、全ての SFR と SAR の組み合わせられたセットが内部的に一貫していることを決定する。オプション要件に関して、評価者は次のことを決定する。

- a) 全てのオプション要件は、それ自体がオプションではない SPD エlement に追跡するか、又は、そのオプションの SFR に明確に関連付けられた SPD エlement に追跡するかのいずれかである。

## ASE クラス:セキュリティターゲット(ST)評価

- 1) ST が適合を主張する PP 又は PP 構成コンポーネントにおいて、条件付きとマークされた全てのオプション要件は、TOE がその要件の対象となる機能性を実装している場合、含まれる。選択的なオプションの要件は、省略することができる。
- b) 全てのオプション要件は、非オプション要件と矛盾しない(ある能力は、必須要件とオプション要件の両方であることはできないが、基本的な能力を必須要件とし、その能力の拡張をオプション要件として特定することは可能である)。

評価者は、異なるセキュリティ要件が同じ種別の開発者証拠、事象、操作、データ、実行されるテストなどに対して適用されるか、「全てのオブジェクト」、「全てのサブジェクト」などに対して適用される全ての場合において、これらの要件が競合しないことを決定する。

いくつかの考えられる競合は、次のとおりである。

- a) 特定の暗号アルゴリズムの設計を秘密に保持することを特定する拡張 SAR、及びオープンソースレビューを特定する別の拡張 SAR。
- b) サブジェクト識別情報のログ記録を特定する FAU\_GEN.1 監査データ生成、これらのログにアクセスできる利用者を特定する FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御、及びサブジェクトの一部のアクションが他のサブジェクトに対して観察不能であるべきであることを特定する FPR\_UNO.1 観察不能性。あるアクティビティを参照できるべきではないサブジェクトがこのアクティビティのログにアクセスできる場合、これらの SFR は競合する。
- c) 不要になった情報の削除を特定する FDP\_RIP.1 サブセット残存情報保護、及び TOE を前の状態に戻すことができることを特定する FDP\_ROL.1 基本ロールバック。前の状態へのロールバックに必要な情報が削除されている場合、これらの要件は競合する。
- d) 特に一部の繰返しが同じサブジェクト、オブジェクト、又は操作を扱う場合の、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の複数の繰返し。1 つのアクセス制御 SFR がサブジェクトによるオブジェクトに対する操作の実行を許可し、別のアクセス制御 SFR がこれを許可しない場合、これらの要件は競合する。

CC パート 3 ASE\_REQ.1.12C: ST が SAR のセットを定義し、それが PP 又は適合を主張する PP 構成の SAR のセットを拡張する場合、セキュリティ要件根拠は、拡張の一貫性を正当化する保証根拠を含み、SAR のセットの拡張により影響を受ける、適合ステートメントで特定されるあらゆる評価方法/評価アクティビティの処理に関する根拠を提供しなければならない。

### 12.8.1.3.20 ワークユニット: ASE\_REQ.1-19

ST が、適合を主張する PP 又は PP 構成の SAR のセットを拡張する場合、評価者は、SAR のセットの拡張によって影響を受ける、適合を主張する PP 又は PP 構成に規定されている評価方法/評価アクティビティの処理に関する根拠とともに、SPD に関して、拡張が整合することを正当化するセキュリティの根拠を含んでいるかどうか決定するために、セキュリティ要件根拠を**検査しなければならない**。

ST が 1 つ以上の PP 又は 1 つの PP 構成への適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされるべきである。

ST が 1 つ以上の PP 又は PP 構成への完全適合を主張する場合、SAR の追加は許可されず、評価者は追加が行われていないこと(その場合、このワークユニットは満たされるものとする)、又は適合主張が正確適合か論証適合のいずれかであることを検証する。

SAR の拡張が、ST が適合を主張する PP や PP 構成に定義された評価方法/評価アクティビティに影響する場合、評価者は、ST が使用されるコンテキストを考慮し、影響する評価方法/評価アクティビティの関連する側面が保持されることを確認するために、保証根拠を検査する。これには、拡張 SAR を満たすこ

とによって得られる保証が、少なくとも元の評価方法と評価アクティビティによって生成される保証と同程度に強固であることをチェックすることが含まれる。

根拠が無い、又は不完全である場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

## 12.8.2 サブアクティビティの評価(ASE\_REQ.2)

### 12.8.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、SFR と SAR が明確で曖昧さがなく十分に定義されているかどうか、SFR と SAR が内部的に一貫しているかどうか、及び SFR が TOE のセキュリティ対策方針を満たしているかどうかを決定することである。

### 12.8.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

### 12.8.2.3 アクション ASE\_REQ.2.1E

#### 12.8.2.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_REQ.2.1C: セキュリティ要件のステートメントは、SFR 及び SAR を記述しなければならない。

#### 12.8.2.3.2 ワークユニット: ASE\_REQ.2-1

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SFR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、各 SFR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 2 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) ST の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) ST が適合を主張する PP 内の個別のコンポーネントに対する参照によって、PP に定義されたオプション要件を含む
- d) ST が適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって
- e) ST での再現によって

全ての SFR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

#### 12.8.2.3.3 ワークユニット: ASE\_REQ.2-2

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが SAR を記述していることをチェックしなければならない。

評価者は、全ての SAR が次の手段のいずれかによって識別されることを決定する。

- a) CC パート 3 の個別のコンポーネントに対する参照によって
- b) ST の拡張コンポーネント定義内の拡張コンポーネントに対する参照によって
- c) ST が適合を主張する PP 内の個別のコンポーネントに対する参照によって

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

- d) ST が適合を主張するセキュリティ要件パッケージ内の個別のコンポーネントに対する参照によって
- e) ST での再現によって

全ての SAR に対して同じ識別手段を使用する必要はない。

PP によってオプション要件が定義されている場合、このワークユニットの対象となる関連する脅威が存在する可能性があることに注意。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.2C: 単一保証の ST の場合、セキュリティ要件のステートメントは、TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットを定義しなければならない。SAR のセットは、ST が適合を主張する PP 又は PP 構成と一貫していなければならない。

### 12.8.2.3.4 ワークユニット: ASE\_REQ.2-3

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが、TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットを定義していることを **チェック**しなければならない。

### 12.8.2.3.5 ワークユニット: ASE\_REQ.2-4

評価者は、SAR のセットが、ST が適合を主張する PP 又は PP 構成と一貫していることを **検査**しなければならない。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.3C: マルチ保証 ST の場合、セキュリティ要件のステートメントは、TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットと、各サブ TSF に適用される SAR のセットを定義しなければならない。SAR のセットは、ST が適合を主張するマルチ保証 PP 構成と一貫していなければならない。

### 12.8.2.3.6 ワークユニット: ASE\_REQ.2-5

マルチ保証 ST について、評価者は、TOE 全体に適用されるグローバルな SAR のセットを定義していることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを **検査**しなければならない。

TSF 構成は、サブ TSF を特定の保証要件と関連付ける。サブ TSF は、異なるサブシステム/モジュールのセットによって実装されるかもしれないが、ある程度の重複があるかもしれない：サブシステム又はモジュールは、2 つの異なるサブ TSF に属する機能性を実装するかもしれない。これは、2 つの SAR のセットが共通のサブシステム又はモジュールに適用される(すなわち、SAR のセットの和集合が適用される)ことを意味する。いずれの場合も、各サブ TSF について、他の全てのサブ TSF は TOE に属し、対応するサブシステム/モジュールは、サブ TSF の要件の観点から評価されなければならない。

### 12.8.2.3.7 ワークユニット: ASE\_REQ.2-6

評価者は、各サブ TSF に適用される SAR が ST に定義され、それらが PP 構成に定義されたものと同一であるか、又は追加されたものであることを **チェック**しなければならない。追加は、ST が PP 構成に対して正確適合又は論証適合を主張している場合にのみ許可される。

### 12.8.2.3.8 ワークユニット: ASE\_REQ.2-7

追加された SAR のセットについて、評価者はセキュリティ保証要件根拠が提供されていることを **チェック**しなければならない。

### 12.8.2.3.9 ワークユニット: ASE\_REQ.2-8

評価者は、ST で定義された SAR のセットが、ST が適合を主張するマルチ保証の PP 構成と一貫することを **チェック**しなければならない。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.4C: SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されなければならない。

#### 12.8.2.3.10 ワークユニット: ASE\_REQ.2-9

評価者は、SFR 及び SAR で使用される全てのサブジェクト、オブジェクト、操作、セキュリティ属性、外部のエンティティ及びその他の用語が定義されていることを決定するために、ST を検査しなければならない。

評価者は、ST が以下の全てを定義することを決定する。

- SFR で使用されるサブジェクトとオブジェクト(の種別)
- サブジェクト、利用者、オブジェクト、情報、セッション、及び/又は資源のセキュリティ属性(の種別)、これらの属性が取りうる値、及びこれらの値間の関係(例えば、最高秘密は秘密より「高い」)
- SFR で使用される操作(の種別)及びこれらの操作の影響
- SFR 内の外部エンティティ(の種別)
- 操作を完了することにより SFR 及び/又は SAR に導入された他の用語のうち、直ちに理解されないか、又はそれぞれの辞書の定義の範囲外で使用されている用語

このワークユニットの目的は、SFR と SAR が明確に定義されており、曖昧な用語の導入によって誤解が発生しないことを保証することである。このワークユニットは、ST 作成者に強制的に全ての単語を定義させるなどの極端な方法として、解釈されるべきではない。セキュリティ要件のセットの一般的な読者は、IT、セキュリティ、及びコモンクライテリアに関する適度な知識を持っているものと想定されるべきである。

上記の全ては、グループ、クラス、役割、種別によって提示したり、理解しやすくなるようなその他のグループ化又は特徴づけによって提示したりすることができる。

評価者は、これらのリストと定義をセキュリティ要件のステートメントの一部にする必要はなく、別の節に(一部又は全体が)配置される可能性があることに留意する。これは、特に、同じ用語が ST の残りの部分で使用される場合に該当する。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.5C: セキュリティ要件のステートメントは、セキュリティ要件の全ての操作を識別しなければならない。

#### 12.8.2.3.11 ワークユニット: ASE\_REQ.2-10

評価者は、セキュリティ要件のステートメントがセキュリティ要件の全ての操作を識別することをチェックしなければならない。

評価者は、全ての操作が、使用される各 SFR 又は SAR 内で識別されていることを決定する。識別は、活字印刷上の区別、周辺の文章内での明示的な識別、又はその他の特徴的な手段で達成できる。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.6C: 全ての操作は正しく実行しなければならない。

#### 12.8.2.3.12 ワークユニット: ASE\_REQ.2-11

評価者は、全ての割付操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを検査しなければならない。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 12.8.2.3.13 ワークユニット: ASE\_REQ.2-12

評価者は、全ての繰返し操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 12.8.2.3.14 ワークユニット: ASE\_REQ.2-13

評価者は、全ての選択操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

#### 12.8.2.3.15 ワークユニット: ASE\_REQ.2-14

評価者は、全ての詳細化操作が正しく実行されていることを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

操作の正しい実行に関するガイダンスについては、CC パート 1、8.2 節、「操作」を参照のこと。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.7C: セキュリティ要件の各依存性が満たされていない**なければならない**。また、満たされない依存性がある場合は、セキュリティ要件根拠によってそのことが正当化されなければならない。

#### 12.8.2.3.16 ワークユニット: ASE\_REQ.2-15

評価者は、セキュリティ要件の各依存性が満たされていること、又は満たされていない依存性をセキュリティ要件根拠が正当化することを決定するために、セキュリティ要件のステートメントを**検査しなければならない**。

依存性は、セキュリティ要件のステートメント内の関連するコンポーネント(又はそれに対して上位階層のコンポーネント)を含めることによって満たされる。依存性を満たすために使用されたコンポーネントは、必要に応じて、実際に依存性を満たすことを保証するために、操作によって変更するべきである。

依存性が満たされないことの正当化は、次のいずれかを取り扱うべきである。

- a) 依存性が必要でない又は役立たない理由。この場合、それ以上に詳細な情報は不要。又は、
- b) 依存性が TOE の運用環境によって対処されていること。この場合、運用環境のセキュリティ対策方針がこの依存性をどのように対処するかを正当化によって記述するべきである。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.8C: セキュリティ要件根拠は、SFR が TOE のセキュリティ対策方針の全てを満たすことを実証しなければならない。

#### 12.8.2.3.17 ワークユニット: ASE\_REQ.2-16

評価者は、TOE の各セキュリティ対策方針について、SFR がその TOE セキュリティ対策方針を満たすために適していることをセキュリティ要件根拠が実証することを決定するために、そのセキュリティ要件根拠を**検査しなければならない**。

TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる SFR が一つもない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

評価者は、TOE のセキュリティ対策方針に対する正当化が、SFR が十分である(つまり、対策方針にまでさかのぼる全ての SFR が満たされている場合、TOE のセキュリティ対策方針は達成される)ことを実証することを決定する。

評価者は、TOE のセキュリティ対策方針にまでさかのぼる各 SFR が必要である(つまり、SFR が満たされている場合、それは実際にセキュリティ対策方針の達成に寄与する)ことも決定する。

セキュリティ要件根拠において提供される TOE のセキュリティ対策方針に対する SFR からの追跡は、正当化の一部である場合があるが、それだけでは正当化を構成しないことに注意すること。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.9C: セキュリティ要件根拠は、なぜ SAR が選ばれたかを説明しなければならない。

#### 12.8.2.3.18 ワークユニット: ASE\_REQ.2-17

評価者は、セキュリティ要件根拠が、SAR が選ばれた理由を説明していることを **チェックしなければならない**。

評価者は、説明が理路整然としており、ST の残りの部分との明白な不一致が SAR 及び説明に含まれていない限り、いかなる説明も正しいことに留意する。

SAR と ST の残りの部分との明白な不一致の例として、非常に能力の高い脅威エージェントが含まれているにもかかわらず、このような脅威エージェントから保護しない AVA\_VAN SAR が選ばれた場合が挙げられる。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.10C: セキュリティ要件のステートメントは、内部的に一貫していなければならない。

#### 12.8.2.3.19 ワークユニット: ASE\_REQ.2-18

評価者は、セキュリティ要件のステートメントが内部的に一貫していることを決定するために、そのステートメントを **検査しなければならない**。

評価者は、全ての SFR と SAR の組み合わせられたセットが内部的に一貫していることを決定する。オプション要件に関して、評価者は次のことを決定する。

- a) 全てのオプション要件は、それ自身がオプションではない SPD エlement に追跡するか、又は、そのオプションの SFR に明確に関連付けられた SPD エlement に追跡するかのいずれかである。
  - 1) ST が適合を主張する PP 又は PP 構成コンポーネントにおいて、条件付きとマークされた全てのオプション要件は、TOE がその要件の対象となる機能性を実装している場合、含まれる。選択的なオプションの要件は、省略することができる。
- b) 全てのオプション要件は、非オプション要件と矛盾しない(ある能力は、必須要件とオプション要件の両方であることはできないが、基本的な能力を必須要件とし、その能力の拡張をオプション要件として特定することは可能である)。

評価者は、異なるセキュリティ要件が同じ種別の開発者証拠、事象、操作、データ、実行されるテストなどに対して適用されるか、「全てのオブジェクト」、「全てのサブジェクト」などに対して適用される全ての場合において、これらの要件が競合しないことを決定する。

いくつかの考えられる競合は、次のとおりである。

- a) 特定の暗号アルゴリズムの設計を秘密に保持することを特定する拡張 SAR、及びオープンソースレビューを特定する別の拡張保証要件。
- b) サブジェクト識別情報のログ記録を特定する FAU\_GEN.1 監査データ生成、これらのログにアクセスできる利用者を特定する FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御、及びサブジェクトの一部のアクションが他のサブジェクトに対して観察不能であるべきであることを特定する FPR\_UNO.1 観察不能性。

## ASE クラス:セキュリティターゲット(ST)評価

あるアクティビティを参照できるべきではないサブジェクトがこのアクティビティのログにアクセスできる場合、これらの SFR は競合する。

- c) 不要になった情報の削除を特定する FDP\_RIP.1 サブセット残存情報保護、及び TOE を前の状態に戻すことができることを特定する FDP\_ROL.1 基本ロールバック。前の状態へのロールバックに必要な情報が削除されている場合、これらの要件は競合する。
- d) 特に一部の繰返しが同じサブジェクト、オブジェクト、又は操作を扱う場合の、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の複数の繰返し。1 つのアクセス制御 SFR がサブジェクトによるオブジェクトに対する操作の実行を許可し、別のアクセス制御 SFR がこれを許可しない場合、これらの要件は競合する。

CC パート 3 ASE\_REQ.2.11C: ST が、適合を主張する PP 又は PP 構成の SAR のセットを拡張する SAR のセットを定義する場合、セキュリティ要件根拠は、拡張の一貫性を正当化する保証根拠を含み、SAR のセットの拡張によって影響を受ける適合ステートメントにおいて特定されるあらゆる評価方法と評価アクティビティの処理に関する根拠を提供しなければならない。

### 12.8.2.3.20 ワークユニット: ASE\_REQ.2-19

ST が、適合を主張する PP 構成の SAR のセットを拡張する場合、評価者は、SAR のセットの拡張によって影響を受ける、適合を主張する PP 又は PP 構成に定義された評価方法/評価アクティビティの処理の根拠とともに、SPD に関する拡張の整合性を正当化する保証の根拠を含んでいることを決定するために、セキュリティ要件根拠を**検査しなければならない**。

ST が 1 つ以上の PP 又は 1 つの PP 構成への適合を主張しない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされるべきである。

ST が 1 つ以上の PP 又は PP 構成への完全適合を主張する場合、SAR の拡張は許可されず、評価者は、拡張が行われていないこと(この場合、このワークユニットは満たされるものとする)、又は適合主張が正確適合か論証適合のいずれかであることを検証する。

SAR の拡張が、ST が適合を主張する PP や PP 構成に定義された評価方法/評価アクティビティに影響する場合、評価者は、ST が使用されるコンテキストを考慮し、影響する評価方法/評価アクティビティの関連する側面が保持されることを確認するために、保証根拠を検査する。これには、拡張された SAR を満たすことによって得られる保証が、少なくとも元の評価方法と評価アクティビティによって生成される保証と同程度に強固であることをチェックすることが含まれる。

根拠が無い、又は不完全である場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

## 12.9 TOE 要約仕様(ASE\_TSS)

### 12.9.1 サブアクティビティの評価(ASE\_TSS.1)

#### 12.9.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE 要約仕様が全ての SFR を扱うかどうか、及び TOE 要約仕様が TOE の他の順序立てられた記述と一貫しているかどうかを決定することである。

#### 12.9.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

### 12.9.1.3 アクション ASE\_TSS.1.1E

#### 12.9.1.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_TSS.1.1C: TOE 要約仕様は、TOE がどのように各 SFR を満たすかを記述しなければならない。

#### 12.9.1.3.2 ワークユニット: ASE\_TSS.1-1

評価者は、TOE がどのように各 SFR を満たすかを TOE 要約仕様で記述することを決定するために、その TOE 要約仕様を **検査** しなければならない。

評価者は、セキュリティ要件のステートメントにある各 SFR に対して、その SFR がどのように満たされるかについての記述を TOE 要約仕様が提供することを決定する。

評価者は、各記述の目的が開発者がどのように各 SFR を満たそうとしているのかを高いレベルの視点で TOE の潜在的な消費者に提供することであること、また、そのために記述を過度に詳細にするべきではないことに留意する。例えばパスワード認証メカニズムが FIA\_UAU.1, FIA\_SOS.1 及び FIA\_UID.1 を実装するように、しばしばいくつかの SFR がひとつの文脈に実装される。そのため、ふつう、TSS はひとつひとつの SFR に対するテキストによる長いリストでは構成されないが、SFR の完全なグループはひとつの文節により網羅される。

統合 TOE の場合、評価者は、どのコンポーネントが各 SFR を提供するか、又は各 SFR を満たすためにコンポーネントがどのように組み合わせられるか、が明確であることも決定する。

### 12.9.1.4 アクション ASE\_TSS.1.2E

#### 12.9.1.4.1 ワークユニット: ASE\_TSS.1-2

評価者は、TOE 要約仕様で TOE 概要及び TOE 記述と一貫していることを決定するために、その TOE 要約仕様を **検査** しなければならない。

TOE 概要、TOE 記述、及び TOE 要約仕様は、詳細度を増加させていくように、順序立てられた構成で TOE を記述する。このため、これらの記述は一貫している必要がある。

## 12.9.2 サブアクティビティの評価(ASE\_TSS.2)

### 12.9.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE 要約仕様で全ての SFR を扱うかどうか、TOE 要約仕様で干渉、論理的な改ざん、及びバイパスを扱うかどうか、及び TOE 要約仕様で TOE の他の順序立てられた記述と一貫しているかどうかを決定することである。

### 12.9.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、ST である。

### 12.9.2.3 アクション ASE\_TSS.2.1E

#### 12.9.2.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_TSS.2.1C: TOE 要約仕様は、TOE がどのように各 SFR を満たすかを記述しなければならない。

### 12.9.2.3.2 ワークユニット: ASE\_TSS.2-1

評価者は、TOE がどのように各 SFR を満たすかを TOE 要約仕様が記述することを決定するために、その TOE 要約仕様を **検査しなければならない**。

評価者は、セキュリティ要件のステートメントにある各 SFR に対して、その SFR がどのように満たされるかについての記述を TOE 要約仕様が提供することを決定する。

評価者は、各記述の目的が開発者がどのように各 SFR を満たそうとしているのかを高いレベルの視点で TOE の潜在的な消費者に提供することであること、また、そのために記述を過度に詳細にするべきではないことに留意する。例えばパスワード認証メカニズムが FIA\_UAU.1, FIA\_SOS.1 及び FIA\_UID.1 を実装するように、しばしばいくつかの SFR がひとつの文脈に実装される。そのため、ふつう、TSS はひとつひとつの SFR に対するテキストによる長いリストでは構成されないが、SFR の完全なグループはひとつの文節により網羅される。

統合 TOE の場合、評価者は、どのコンポーネントが各 SFR を提供するか、又は各 SFR を満たすためにコンポーネントがどのように組み合わせられるか、が明確であることも決定する。

CC パート 3 ASE\_TSS.2.2C: TOE 要約仕様は、TOE がどのように干渉や論理的な改ざんから自身を保護するかを記述しなければならない。

### 12.9.2.3.3 ワークユニット: ASE\_TSS.2-2

評価者は、TOE がどのように干渉及び論理的な改ざんから自身を保護するかを TOE 要約仕様が記述することを決定するために、その TOE 要約仕様を **検査しなければならない**。

評価者は、各記述の目的が開発者がどのように干渉及び論理的な改ざんに対する保護を提供しようとしているのかを高いレベルの視点で TOE の潜在的な消費者に提供することであること、また、そのために記述を過度に詳細にするべきではないことに留意する。

統合 TOE の場合、評価者は、どのコンポーネントが保護を提供するか、又は保護を提供するためにコンポーネントがどのように組み合わせられるか、が明確であることも決定する。

CC パート 3 ASE\_TSS.2.3C: TOE 要約仕様は、TOE がどのようにバイパスから自身を保護するかを記述しなければならない。

### 12.9.2.3.4 ワークユニット: ASE\_TSS.2-3

評価者は、TOE がどのようにバイパスから自身を保護するかを TOE 要約仕様が記述することを決定するために、その TOE 要約仕様を **検査しなければならない**。

評価者は、各記述の目的が開発者がどのようにバイパスに対する保護を提供しようとしているのかを高いレベルの視点で TOE の潜在的な消費者に提供することであること、また、そのために記述を過度に詳細にするべきではないことに留意する。

統合 TOE の場合、評価者は、どのコンポーネントが保護を提供するか、又は保護を提供するためにコンポーネントがどのように組み合わせられるか、が明確であることも決定する。

## 12.9.2.4 アクション ASE\_TSS.2.2E

### 12.9.2.4.1 ワークユニット: ASE\_TSS.2-4

評価者は、TOE 要約仕様が TOE 概要及び TOE 記述と一貫していることを決定するために、その TOE 要約仕様を **検査しなければならない**。

TOE 概要、TOE 記述、及び TOE 要約仕様は、詳細度を増加させていくように、順序立てられた構成で TOE を記述する。このため、これらの記述は一貫している必要がある。

## 12.10 コンポジット製品のセキュリティターゲットの一貫性(ASE\_COMP)

### 12.10.1 一般

ここで定義するコンポジット専用のワークユニットは、以下の表に示す ASE クラスの評価アクティビティに詳細化として統合されることを意図している。ASE クラスの他のアクティビティは、コンポジット専用のワークユニットは必要ない。

表 1 – ASE\_COMP

CC 保証ファミリ	評価アクティビティ	評価ワークユニット	コンポジット専用ワークユニット
ASE_OBJ	ASE_OBJ.2.1E	ASE_OBJ.2-1	ASE_COMP.1-5
	ASE_OBJ.2.1E	ASE_OBJ.2-1	ASE_COMP.1-6
	ASE_OBJ.2.1E	ASE_OBJ.2-3	ASE_COMP.1-6
ASE_REQ	ASE_REQ.1.1E	ASE_REQ.1-16	ASE_COMP.1-1
	ASE_REQ.2.1E	ASE_REQ.2-13	ASE_COMP.1-1
	ASE_REQ.1.1E	ASE_REQ.1-16	ASE_COMP.1-2
	ASE_REQ.2.1E	ASE_REQ.2-13	ASE_COMP.1-2
	ASE_REQ.2.1E	ASE_REQ.2-12	ASE_COMP.1-3
	ASE_REQ.2.1E	ASE_REQ.2-4	ASE_COMP.1-4

### 12.10.2 サブアクティビティの評価(ASE\_COMP.1)

#### 12.10.2.1 目的

このアクティビティの目的は、コンポジット製品のセキュリティターゲット<sup>4</sup>が、関連する基本コンポーネントのセキュリティターゲット<sup>5</sup>と矛盾しないかどうかを決定することである。

#### 12.10.2.2 適用上の注釈

コンポジット製品のセキュリティターゲットを作成し、評価しなければならない。

コンポジット製品の評価者は、コンポジット製品のセキュリティターゲットが、関連する基本コンポーネントのセキュリティターゲットと矛盾していないことを検査しなければならない。具体的には、コンポジット製品の評価者は、コンポジット製品のセキュリティターゲットと基本コンポーネントのセキュリティターゲットに矛盾する前提条件がないか、依存コンポーネントが必要とするセキュリティ対策方針、セキュリティ要件及びセキュリティ機能性の互換性を検査することである。

コンポジット製品の評価スポンサーは、基本コンポーネントのセキュリティターゲットが、依存コンポーネントの開発者、コンポジット製品の評価者及びコンポジット製品の評価監督機関にとって利用可能

<sup>4</sup> コンポジット専用ワークユニットでは、コンポジット製品セキュリティターゲット又はコンポジット ST と表記する。

<sup>5</sup> コンポジット専用ワークユニットでは、基本コンポーネントセキュリティターゲット又は基本 ST と表記する。

<sup>6</sup> 一般に、セキュリティターゲットは定義された TOE のセキュリティ方針を表現する。

## ASE クラス:セキュリティターゲット(ST)評価

であることを保証しなければならない。基本コンポーネントのセキュリティターゲットの公開版で得られる情報では、十分でない場合がある。

この適用上の注釈は、開発者がコンポジット製品のセキュリティターゲットを作成し、評価者がそれを分析することを支援し、そのための一般的な方法を記述する。詳細な情報/ガイダンスについては、以下の単一ワークユニットを参照。

コンポジット製品セキュリティターゲットを作成するために、開発者は以下のステップを実行するべきである。

ステップ 1: 開発者は、標準の実施規則を用いて、コンポジット製品の予備的なセキュリティターゲット(コンポジット ST)を策定する。少なくとも正式な PP 適合主張がない限り、コンポジット製品に関連する基本コンポーネントのセキュリティターゲット(基本 ST)とは無関係に、コンポジット ST を策定することができる。

ステップ 2: 開発者は、基本 ST とコンポジット ST のそれぞれの TOE セキュリティ機能性(TSF)を分析し比較することで、基本 ST とコンポジット ST の重複を決定する。<sup>78</sup>

ステップ 3: 開発者は、基本コンポーネントの TSF がコンポジット ST で使用されている場合、どのような条件であれば新たに検査することなく信頼できるかを決定する。

これらのステップを経て、開発者はコンポジット製品の暫定のセキュリティターゲットを完成させる。

コンポジット製品とそれに関連する基本コンポーネントが、CC(全パート)の同じ版に従って評価されることは必須ではない。これは、(i)基本コンポーネントの保証レベルがコンポジット製品の意図する保証レベルをカバーしており、(ii)基本コンポーネントの評価が有効で(すなわち、基本コンポーネント評価監督機関に受け入れられて)かつ最新であれば、コンポジット製品の依存コンポーネントが基本コンポーネントの一部のセキュリティサービスに依存できるという事実によるものである。異なる CC の版に属する単一保証コンポーネント(ひいては保証レベル)の同等性は、コンポジット製品評価監督機関により確立/承認されなければならない。

PP への適合が主張される場合、例えば、コンポジット製品 ST が PP への適合を主張する場合(さらなる PP への適合を主張する場合もある)、一貫性のチェックは、これらの PP によってまだカバーされていないセキュリティターゲットの要素にまで縮小することができる。しかし、一般に、PP に適合しているという事実は、矛盾を回避するのに十分ではない。次のような状況を想定する。ここで、→は「適合」を表す。

コンポジット ST → PP1 → PP2 ← 基本 ST

PP1 はどのような適合種別<sup>9</sup>を要求してもよいが、基本 ST が PP2 に加えて導入する可能性のある「追加要素」には影響を与えない。結論として、これらの追加は、PP1 に加えて選択されたコンポジット ST の追加と必ずしも一貫していない。それらの一貫性を「構造によって」保証するシナリオは存在しない。

---

<sup>7</sup>なぜならば、TSF は(TOE の運用環境のセキュリティ対策方針を実施する組織的な手段と共に)セキュリティターゲットを実施するからである。

<sup>8</sup>比較は、SFR の抽象度で行われなければならない。開発者がセキュリティターゲットの TSS 部分にセキュリティ機能性グループ(TSF グループ)を定義した場合、評価者は TOE が提供するセキュリティサービスの内容をよりよく理解するために、それらも考慮するべきである。

<sup>9</sup>例えば、CC による「正確」、「完全」又は「論証」。

一貫性は直接的なマッチングではない可能性があることに注意。例えば、基本コンポーネントの環境の対策方針が、コンポジット TOE の対策方針になる可能性がある。

### 12.10.2.3 アクション ASE\_COMP.1.1E

#### 12.10.2.3.1 一般

CC パート 3 ASE\_COMP.1.1C: 互換性のステートメントは、基本コンポーネントの TSF を、コンポジット製品セキュリティターゲットなどで使用されている関連する基本コンポーネントの TSF に分離することを記述しなければならない。

#### 12.10.2.3.2 ワークユニット: ASE\_COMP.1-1

評価者は、互換性のステートメントが、基本コンポーネント TSF の、コンポジット製品セキュリティターゲットで使用されている関連する基本コンポーネント TSF とそれ以外の分離を記述していることをチェックしなければならない。

TSF は「TOE セキュリティ機能性」を意味し、TSF の内容は SFR によって表現されることに注意されたい。それぞれの TOE 要約仕様(TSS)は、各 SFR について、各 SFR がどのように満たされているかについての記述を提供しなければならない。評価者は、SFR の文脈的な枠組みを理解するために、この記述を使用しなければならない。

開発者がセキュリティターゲットの TSS 部分に、SFR の文脈的な枠組みとしてセキュリティ機能性グループ(TSF グループ)を定義した場合、評価者は、TOE が提供するセキュリティサービスの内容をより良く理解するために、それらも考慮するべきである。

このワークユニットは、上記の適用上の注釈のステップ 2 に関連する。交差領域を決定するために、評価者は、基本コンポーネントのセキュリティターゲットで与えられた基本コンポーネントの SFR のリストを、基本コンポーネントのセキュリティサービスの単一の特性として考慮する。

これらの基本コンポーネントの SFR は、3 つのグループに分けられなければならない。

- **IP\_SFR** : コンポジット ST が使用しない、関連性のない基本コンポーネントの SFR。
- **RP\_SFR-SERV** : 関連する TSFI を持つセキュリティサービスを実装するために、コンポジット ST が使用する関連基本コンポーネントの SFR。
- **RP\_SFR-MECH** : TOE 全体への攻撃に対する保護を提供し、ADV\_ARC で取り上げられているセキュリティ特性であるために、コンポジット ST が使用する関連基本コンポーネントの SFR。これらの要求されるセキュリティ特性は、基本コンポーネントに実装されているセキュリティメカニズムやサービスの結果である。

一例を挙げると、以下の基本コンポーネントの SFR があるとする。暗号操作 FCS\_COP.1/RSA、FCS\_COP.1/AES、FCS\_COP.1/EC、改ざん防止 FPT\_PHP.3、制限された能力と可用性 FMT\_LIM.1、FMT\_LIM.2。

第 2 及び第 3 のグループ RP\_SFR-SERV 及び RP\_SFR-MECH は、当該の交差領域を正確に表現する。例えば、 $IP\_SFR = \{FCS\_COP.1/AES\}$ 、 $RP\_SFR-SERV = \{FCS\_COP.1/RSA, FCS\_COP.1/EC\}$  及び  $RP\_SFR-MECH = \{FPT\_PHP.3, FMT\_LIM.1, FMT\_LIM.2\}$ 、つまり AES は、コンポジット TOE では使用されないが、他の全ての基本コンポーネントの SFR では使用される。ただし、RP\_SFR-MECH は、コンポジット ST 内の SFR に直接接続することはできない。

重複領域の大きさ(すなわち、グループ RP\_SFR-SERV と RP\_SFR-MECH の内容)は、基本 ST とコンポジット ST の具体的な特性に起因する。コンポジット ST が基本コンポーネントの特性を使用せず、したがって、交差領域が空集合(すなわち、 $RP\_SFR-MECH \cup RP\_SFR-SERV = \{\emptyset\}$ )である場合、それ以上のコンジッ

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

ト評価アクティビティは全く必要ない。この場合、基本コンポーネントと依存コンポーネントの技術的な統合はあっても、セキュリティの統合はない。

このワークユニットの結果は、ASE\_REQ.1.1E / ASE\_REQ.1-16(又は高い保証レベルが選択された場合は、同等の上位コンポーネント)及びASE\_REQ.2.1E / ASE\_REQ.2-13 の結果に統合しなければならない。

### 12.10.2.3.3 ワークユニット: ASE\_COMP.1-2

評価者は、コンポジット製品セキュリティターゲットが使用している基本コンポーネント TSF が、現在のコンポジット製品に対して完全であり、一貫していることを決定するために、互換性のステートメントを**検査しなければならない**。

評価者は、コンポジット ST が使用する基本コンポーネントの TSF のリストの完全性を決定するために、以下のことを検証しなければならない。

- {基本コンポーネントの SFR} = IP\_SFR ∪ RP\_SFR-SERV ∪ RP\_SFR-MECH。
- RP\_SFR-SERV と RP\_SFR-MECH に属するエレメントは、コンポジット TOE の評価中に考慮される。IP-SFR は明らかに基本コンポーネントの一部であるが、コンポジット TOE の評価中には考慮されない。

評価者は、コンポジット ST で使用される基本コンポーネント TSF のリストの一貫性を決定するために、曖昧さや矛盾する記述がないことを検証しなければならない。

このワークユニットの結果は、ASE\_REQ.1.1E / ASE\_REQ.1-16(又は高い保証レベルを選択した場合は同等の上位コンポーネント)及びASE\_REQ.2.1E / ASE\_REQ.2-13 の結果に統合されなければならない。

CC パート 3 ASE\_COMP.1.2C: コンポジット製品セキュリティターゲットと基本コンポーネントセキュリティターゲットの間の互換性に関するステートメントは、コンポジット製品のセキュリティターゲットと関連する基本コンポーネントのセキュリティターゲットが一致すること、すなわち、コンポジット製品セキュリティターゲットと基本コンポーネントセキュリティターゲットのセキュリティ環境、セキュリティ対策方針及びセキュリティ要件の間に矛盾がないことを(例えば、マッピングの形で)示さなければならない。これは、コンポジット製品セキュリティターゲットに関連するエレメントを直接示し、必要に応じて説明文を添えることで提供することができる。

### 12.10.2.3.4 ワークユニット: ASE\_COMP.1-3

評価者は、コンポジット評価のセキュリティ保証要件が、基本コンポーネント及びその評価のセキュリティ保証要件のサブセットであることを**チェックしなければならない**。

このワークユニットは、上記の適用上の注釈のステップ 2 に関連するものである。基本コンポーネント TSF の十分な信頼度を保証するために、評価者はコンポジット評価の TOE のセキュリティ保証要件と基本コンポーネント及びその評価のセキュリティ保証要件を比較する。評価者は、次のようにコンポジット製品の SAR が基本コンポーネントの SAR のサブセットである場合、基本コンポーネント TSF の信頼度が十分であると判断する。

基本コンポーネントの SAR ⊇ コンポジット製品の SAR

例えば、コンポジット評価に選択された EAL は、基本コンポーネントの評価に適用された EAL を超えない。

このワークユニットの結果は、ASE\_REQ.2.1E / ASE\_REQ.2-12 の結果に統合されなければならない。

### 12.10.2.3.5 ワークユニット: ASE\_COMP.1-4

評価者は、基本コンポーネントの**関連 TOE** セキュリティ機能要件に対して実行された全ての操作が、コンポジット製品のセキュリティターゲットに対して適切であることを決定するために、互換性のステートメントを**検査しなければならない**。

このワークユニットは、上記の適用上の注釈のステップ 3 に関連するものである。基本コンポーネントの**関連 TOE** セキュリティ機能要件は、少なくともグループ RP\_SFR-SERV(ワークユニット ASE\_COMP.1-1 を参照)の元素からなるが、RP\_SFR-MECH も関連する TOE セキュリティ機能要件として提示してもよい。非関連 TOE セキュリティ機能要件は IP\_SFR に属する。

このワークユニットを実行するために、評価者は基本コンポーネントの**関連 SFR** の単一パラメータをコンポジット評価のパラメータと比較する。例えば、評価者はそれぞれの FCS\_COP.1/RSA コンポーネントの特性を比較し、コンポジット ST は 2048 ビットの鍵長を必要とし、基本 ST は 1024 及び 2048 ビットの鍵長で RSA 機能を実施する、すなわち基本コンポーネントのこのパラメータはコンポジット ST に適切であると決定する。コンポジット製品の SFR は必ずしも基本コンポーネントの SFR と同じである必要はない。例えば、コンポジット製品の高信頼チャンネル(FTP\_ITC.1)は、基本コンポーネントの RSA 実装(FCS\_COP.1/RSA)を使用して構築することができる。

このワークユニットの結果は、ASE\_REQ.2.1E / ASE\_REQ.2-4 の結果に統合されなければならない。

### 12.10.2.3.6 ワークユニット: ASE\_COMP.1-5

評価者は、基本コンポーネントの**関連 TOE** セキュリティ対策方針が、コンポジット製品のセキュリティターゲットの TOE セキュリティ対策方針と矛盾していないことを決定するために、互換性のステートメントを**検査しなければならない**。

このワークユニットは、上記の適用上の注釈のステップ 3 に関連するものである。基本 ST の**関連 TOE** セキュリティ対策方針は、基本 ST の**関連 SFR** にマッピングされる基本 ST の TOE セキュリティ対策方針である(ワークユニット ASE\_COMP.1-1 を参照)。

このワークユニットを実行するために、評価者は基本 ST の**関連 TOE** セキュリティ対策方針とコンポジット ST の TOE セキュリティ対策方針を比較し、それらが矛盾していないかどうかを決定する。

このワークユニットの結果は、ASE\_OBJ.2.1E / ASE\_OBJ.2-1 の結果に統合されなければならない。

### 12.10.2.3.7 ワークユニット: ASE\_COMP.1-6

評価者は、基本コンポーネントの運用環境の**重要な**セキュリティ対策方針が、コンポジット製品のセキュリティターゲットと矛盾していないことを決定するために、互換性のステートメントを**検査しなければならない**。

このワークユニットは、上記の適用上の注釈のステップ 3 に関連するものである。基本 ST の運用環境のどのセキュリティ対策方針がコンポジット ST にとって重要であるかを決定するために、評価者は基本 ST の運用環境のセキュリティ対策方針とそれらの以下のグループへの分離について分析する。

- **IrOE** : 例えば、基本コンポーネントの開発及び製造段階に関する運用環境のセキュリティ対策方針など、コンポジット ST に関連しない運用環境のセキュリティ対策方針。
- **CfPOE** : コンポジット ST が自動的に満たす運用環境のセキュリティ対策方針。このような基本 ST の運用環境のセキュリティ対策方針は、常にコンポジット ST の TOE セキュリティ対策方針に割付けることができる。この事実により、それらはコンポジット製品 SFR 又はコンポジット製品 SAR のいずれかによって自動的に達成されることになる。例を挙げると、基本 ST の運用環境のセキュリティ対策方針 OE.Resp-Appl に「全ての利用者データは、スマートカードの組込みソフトウェアが所有する。したがって、セキュリティに関連する利用者データ(特に暗号鍵)は、特定のアプリケーション

## ASE クラス: セキュリティターゲット(ST)評価

コンテキストで定義されるように、スマートカードの組み込みソフトウェアによって扱われることを想定しなければならない。」があるとする。さらに、コンポジット TOE の TOE セキュリティ対策方針 OT.Key\_Secrecy として、「署名生成に使用される署名秘密鍵の秘匿性は、高い攻撃能力を持つ攻撃に対して合理的に保証される」が与えられているとする。秘密鍵が唯一の機密データ要素である場合、運用環境のセキュリティ対策方針 OE.Resp-Appl は、自動的に TOE セキュリティ対策方針 OT.Key\_Secrecy でカバーされる。

- **SgOE** : グループ IrOE にも CfOE にも属さない基本 ST の残りの運用環境のセキュリティ対策方針。まさにこのグループは、コンポジット ST の重要な運用環境のセキュリティ対策方針を構成し、コンポジット ST で対処しなければならない。

このワークユニットを達成するために、評価者は、基本 ST の重要な運用環境のセキュリティ対策方針とコンポジット ST の運用環境のセキュリティ対策方針を比較し、矛盾がないかどうかを決定する。必要であれば、運用環境のセキュリティ対策方針の導出に使用された関連する前提条件も含めて、基本 ST の重要な運用環境のセキュリティ対策方針をコンポジット ST に含めなければならない。ただし、コンポジット ST に既に同等(又は類似)の(全ての関連する側面をカバーする)セキュリティ対策方針及び前提条件が含まれている場合は、その必要はない。

基本コンポーネントの開発及び製造環境の保証は基本コンポーネントの評価によって確認されるので、基本コンポーネントのそれぞれの対策方針は、もしあれば、それはグループ IrOE に属す。

開発及び製造環境の保証は、通常、保証クラス ALC で完全に対処されるため、明示的なセキュリティ対策方針は必要ない。

このワークユニットの結果は、ASE\_OBJ.2.1E / ASE\_OBJ.2-1 及び ASE\_OBJ.2.1E / ASE\_OBJ.2-3 の結果と統合しなければならない。

## 13 ADV クラス: 開発

### 13.1 一般

開発アクティビティの目的は、TSF がどのようにして SFR を満たすのか、及びどのようにしてそれらの SFR の実装が改ざんされたりバイパスされたりすることがないようにするための適切性の観点から設計証拠資料を評価することである。これは、TSF 設計証拠資料の次第に詳細になる記述を検査することによって理解することができる。設計証拠資料は、機能仕様(TSF のインタフェースを記述する)、TOE 設計記述(要求されている SFR に関連する機能を実行するためにどのように機能するかという観点から TSF のアーキテクチャを記述する)、及び実装記述(ソースコードレベルの記述)からなる。加えて、セキュリティアーキテクチャ記述(TSF のセキュリティの実装が弱体化されたりバイパスされたりしないしくみを説明するために TSF のアーキテクチャ上の特性を記述する)、内部構造の記述(TSF がどのように構成されているかを分かりやすく記述する)、及びセキュリティ方針モデル(TSF が実施するセキュリティ方針を形式的に記述する)も存在する。

### 13.2 適用上の注釈

設計証拠資料の CC 要件は、提供される情報の量及び詳細さと、情報の提示の形式性の程度によってレベル付けされている。低い方のレベルでは、TSF のセキュリティ上最も重要な部分が最も詳細に記述されており、セキュリティ上の重要性が比較的低い部分については要約のみが示される。さらなる保証は、TSF のセキュリティ上最も重要な部分に関する情報の量や、セキュリティ上の重要性が比較的低い部分についての詳細を増やすことによって得られる。最大の保証が達成されるのは、全ての部分の完全な詳細と情報が提供されたときである。

CC は、文書の形式性の程度(すなわち、非形式的かそれとも準形式的か)が階層的であるとみなす。非形式的文書は、自然言語で表された文書である。本方法は、使用すべき特定の言語を規定しない。その件は、制度に任されている。以降の段落は、各種の非形式的文書の内容を区別している。

機能仕様は、TSF に対するインタフェースの目的と使用方法を規定する。例えば、オペレーティングシステムが本人であることを示す方法、ファイルを作成する方法、ファイルを変更又は削除する方法、ファイルにアクセスできる他の利用者を定義する許可を設定する方法、遠隔マシンと通信する方法を利用者に提示する場合、その機能仕様には、これら各々の機能の記述と、TSF に対する外部から見えるインタフェースとの相互作用を通じてそれらの機能性が実現されるしくみの記述が含まれる。そのような事象の発生を検出し、記録する監査機能性も含まれている場合には、この監査機能性の記述も機能仕様に含まれることが期待される。この機能性は、技術的には利用者によって外部インタフェースで直接呼び出されることはないが、利用者の外部インタフェースで何が起きるかによって確実に影響される。

設計記述は、それぞれが理解可能なサービス又は機能を提供する論理的な区分(サブシステム又はモジュール)の観点から表現される。例えば、ファイアウォールは、パケットフィルタリング、遠隔管理、監査、接続レベルフィルタリングを取り扱うサブシステムで構成することができる。ファイアウォールの設計記述は、とられるアクションを、入力パケットがファイアウォールに到着したときに各サブシステムがとるアクションとして記述する。

## 13.3 セキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)

### 13.3.1 サブアクティビティの評価(ADV\_ARC.1)

#### 13.3.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TSF が改ざんされたりバイパスされたりしないように構成されているかどうか、及びセキュリティドメインを提供する TSF でそれらのドメインが互いに分離されているかどうかを決定することである。

### 13.3.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE設計
- d) セキュリティアーキテクチャ記述
- e) 実装表現(利用可能な場合)
- f) 利用者操作ガイダンス

### 13.3.1.3 適用上の注釈

自己保護、ドメイン分離、及び非バイパス性の概念は、CC パート 2 の SFR で表現されているセキュリティ機能性とは区別される。これは、多くの場合、自己保護や非バイパス性が、TSF に直接観察可能なインタフェースを持たないからである。これらはむしろ TOE の設計によって達成される TSF の特性であり、その設計の正しい実装によって実施される。また、これらの特性の評価は、メカニズムの評価ほど直接的ではない。機能性の不在のチェックは機能性の存在のチェックより困難なためである。しかし、これらの特性が満たされていることの決定は、メカニズムが正しく実装されていることの決定と同じように重要である。

全体的なアプローチとしては、まず開発者が、上述の特性を満たす TSF と、それらの特性が実際に満たされていることを分析によって確認できる証拠を(証拠資料の形で)提供する。評価者には、その証拠を調べ、TOE のために配付されるその他の証拠と組み合わせて、特性が達成されていることを決定する責任がある。ワークユニットは、提供されなければならない情報の詳細に関するものと、評価者が行う実際の分析に関するものとして捉えることができる。

セキュリティアーキテクチャ記述は、ドメインがどのように定義され、TSF がそれらのドメインをどのように分離するかについて記述する。信頼できないプロセスが TSF にアクセスして変更することをどのようなことによって回避するかについて記述する。TSF の制御下にある全ての資源が適切に保護され、SFR に関連する全てのアクションが TSF によって仲介されることをどのようなことによって保証するかについて記述する。環境が次のいずれかにおいて果たす役割(例えば、下層環境によって正しく呼び出されることを想定した場合、セキュリティ機能性がどのように呼び出されるか)を説明する。要するに、セキュリティアーキテクチャ記述は、どのように TOE が各種のセキュリティサービスを提供するように考慮されているかを説明する。

評価者が行う分析は、TOE のために提供される全ての開発証拠にわたって、提供されている証拠の詳細レベルで行われなければならない。保証レベルが低い場合は、上位レベルの設計表現しか利用できないため、例えば TSF の自己保護を完全に分析することなどは期待すべきでない。また評価者は、以降のワークユニットで検査される特性を評定する際には、必ず分析の他の部分(例えば、TOE 設計の分析)から収集された情報を使用する必要がある。

### 13.3.1.4 アクション ADV\_ARC.1.1E

#### 13.3.1.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_ARC.1.1C: セキュリティアーキテクチャ記述は、TOE 設計文書に記述されている SFR 実施抽象概念の記述に見合った詳細レベルでなければならない。

#### 13.3.1.4.2 ワークユニット: ADV\_ARC.1-1

評価者は、証拠で提供されている情報が、機能仕様と TOE 設計文書に含まれている SFR 実施抽象概念の記述に見合った詳細レベルで提示されていることを決定するために、セキュリティアーキテクチャ記述を**検査しなければならない**。

機能仕様に関しては、評価者は、記述されている自己保護機能性が、TSFI に明白に現れる影響をカバーしていることを保証すべきである。そうした記述には、TSF の実行可能イメージに対する保護や、オブジェクト(例えば、TSF によって使用されるファイル)に対する保護などが含まれる。評価者は、TSFI を通じて呼び出される可能性がある機能性が記述されていることを保証する。

サブアクティビティ(ADV\_TDS.1)の評価又はサブアクティビティ(ADV\_TDS.2)の評価が含まれる場合、評価者は、TSF ドメイン分離に寄与する全てのサブシステムがどのように動くかに関する情報がセキュリティアーキテクチャ記述に含まれていることを保証する。

サブアクティビティ(ADV\_TDS.3)の評価以上が利用できる場合は、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述が実装依存の情報も含むことを保証する。こうした記述には、例えば、TSF の弱体化(バッファオーバーフローなど)を防ぐようなパラメタチェックのためのコーディング規約に関連する情報や、コール操作やリターン操作のためのスタック管理に関する情報などが含まれる。評価者は、詳細レベルがセキュリティアーキテクチャ記述と実装表現との間に曖昧さがほとんどないレベルになっていることを保証するために、メカニズムの記述をチェックする。

セキュリティアーキテクチャ記述が機能仕様又は TOE 設計文書に記述されないモジュール、サブシステムあるいはインタフェースに言及する場合、このワークユニットに関係する評価者アクションは不合格判定になる。

CC パート 3 ADV\_ARC.1.2C: セキュリティアーキテクチャ記述は、TSF によって維持されるセキュリティドメインを、SFR と一貫する形で記述しなければならない。

#### 13.3.1.4.3 ワークユニット: ADV\_ARC.1-2

評価者は、TSF によって維持されるセキュリティドメインをセキュリティアーキテクチャ記述が記述していることを決定するために、その記述を**検査しなければならない**。

セキュリティドメインとは、TSF によって提供される、有害な可能性があるエンティティが使用するための環境を指す。例えば、一般的なセキュアなオペレーティングシステムでは、アクセス権やセキュリティ特性が制限されたプロセスにより使用される一連の資源(アドレス空間、プロセスごとの環境変数など)が提供される。評価者は、開発者によるセキュリティドメインの記述が、TOE によって要求される全ての SFR を考慮したものになっていることを決定する。

中にはこうしたドメインが存在しない TOE もあるが、これは、利用者が利用できる全ての対話が TSF によって厳しく制約されているためである。例えば、パケットフィルタリングファイアウォールはそうした TOE に該当する。パケットフィルタリングファイアウォールでは、LAN 上又は WAN 上の利用者が TOE と対話することはないため、セキュリティドメインは必要ない。TSF によって維持されるのは、利用者のパケットを分離するためのデータ構造だけである。ドメインがないことが主張されている場合、評価者は、その主張を支持する証拠があること、及びそのようなドメインが実際に不要であることを保証する。

CC パート 3 ADV\_ARC.1.3C: セキュリティアーキテクチャ記述は、TSF の初期化プロセスのセキュリティがどのようにして確保されるのかを記述しなければならない。

#### 13.3.1.4.4 ワークユニット: ADV\_ARC.1-3

評価者は、初期化プロセスのセキュリティが保持されていることを決定するために、セキュリティアーキテクチャ記述を**検査しなければならない**。

TSF の初期化に関連してセキュリティアーキテクチャ記述で提供される情報の対象は、電源をオンにしたリリセットを行った際に発生する TSF の初期セキュア状態(TSF の全ての部分が運用可能な状態)への移行に参与する TOE コンポーネントである。セキュリティアーキテクチャ記述におけるこの説明では、システム初期化コンポーネントと、「ダウン」状態から初期セキュア状態への移行において発生する処理が列挙されているべきである。

セキュアな状態が達成されると、この初期化機能を実行するコンポーネントにアクセスできなくなる場合もよくあるが、そのような場合は、セキュリティアーキテクチャ記述でそれらのコンポーネントを識別し、TSF が確立された後に信頼できないエンティティがそれらのコンポーネントにアクセスできなくなるしくみを説明する。この点に関しては、以下のいずれかの特性が保持されている必要がある。

- a) セキュアな状態が達成されると、信頼できないエンティティがこれらのコンポーネントにアクセスすることはできない、又は
- b) 信頼できないエンティティにこれらのコンポーネントへのインタフェースを提供する場合は、それらの TSFI を使用して TSF を改ざんすることはできない。

TSF の初期化に関連する TOE コンポーネントは、それ自体 TSF の一部として扱われ、その観点から分析される。ただし、TSF の一部として扱われるとしても、ADV\_INT の内部構造要件を満たす必要はないことが(TSF 内部 ADV\_INT によって許可されているように)正当化されることも多いので注意すべきである。

CC パート 3 ADV\_ARC.1.4C: セキュリティアーキテクチャ記述は、TSF が改ざんから自分自身を保護することを実証しなければならない。

### 13.3.1.4.5 ワークユニット: ADV\_ARC.1-4

評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述が、信頼できない能動的なエンティティによる改ざんから TSF が自分自身を保護できるという決定を支持するのに十分な情報を含んでいることを決定するために、その記述を **検査しなければならない**。

「自己保護」とは、結果として TSF が変更される場合もあるような外部のエンティティによる操作から自分自身を保護する TSF の能力を指す。他の IT エンティティに依存している TOE では、他の IT エンティティによって提供されるサービスを使用して機能を実行することも多い。そのような場合は、TSF 単体では自分自身を保護していない。なぜなら、その保護の一部は、他の IT エンティティに依存することによって提供されるからである。セキュリティアーキテクチャ記述の目的においては、自己保護の概念は、TSF が自身の TSFI を通じて提供するサービスのみにも適用され、TSF が使用する下層の IT エンティティによって提供されるサービスには適用されない。

一般に自己保護は、TOE に対するアクセスの物理的及び論理的な制限からハードウェアベースの手段(例えば、「実行リング」やメモリ管理機能性)やソフトウェアベースの手段(例えば、信頼できるサーバでの入力の境界チェック)に至るまで、様々な手段によって達成される。評価者は、そうしたメカニズムの全てが記述されていることを決定する。

評価者は、TSF が利用者入力によって自分自身を破壊しないように TSF は利用者入力をどのように処理するかが、設計記述でカバーされていることを決定する。例えば TSF は、特権の概念を実装し、特権モードのルーチンを使用して利用者入力を処理することによって、自分自身を保護することができる。それ以外にも、TSF は特権レベルやリングなどのプロセッサベースの分離メカニズムを利用する。TSF はソフトウェアドメインの分離の実装に寄与する(利用者のアドレス空間とシステムのアドレス空間を明確に区別するなど)ソフトウェア保護構造やコーディング規約を実装する。TSF は環境によって提供される支援を TSF の保護に利用する、などの方法もある。

ドメイン分離機能に寄与する全てのメカニズムが記述されている。評価者は、自己保護に寄与する機能性について、セキュリティアーキテクチャ記述に含まれていないものが記述されていないかどうかを決定するために、他の証拠(機能仕様、TOE 設計、TSF 内部構造の記述、セキュリティアーキテクチャ記述

のその他の部分、実装表現など、TOE の保証パッケージに含まれているもの)から得た知識を利用すべきである。

自己保護メカニズムの記述の正確さとは、実装される内容が忠実に記述されているという特性である。評価者は、自己保護メカニズムの記述に不一致がないかどうかを決定するために、他の証拠(機能仕様、TOE 設計、TSF 内部構造の証拠資料、セキュリティアーキテクチャ記述のその他の部分、実装表現など、TOE の ST に含まれているもの)を使用すべきである。TOE の保証パッケージに実装表現(ADV\_IMP)が含まれている場合は、評価者は実装表現のサンプルを選択する。評価者はその選択されたサンプルについて記述が正確であることも保証すべきである。特定の自己保護メカニズムがシステムのアーキテクチャでどのように機能するのか、又は機能し得るのかを評価者が理解できない場合は、その記述が不正確かもしれない。

CC パート 3 ADV\_ARC.1.5C: セキュリティアーキテクチャ記述は、TSF が SFR 実施機能性のバイパスを防ぐことを実証しなければならない。

#### 13.3.1.4.6 ワークユニット: ADV\_ARC.1-5

評価者は、SFR 実施メカニズムをバイパスできないようにするしくみを適切に説明する分析をセキュリティアーキテクチャ記述が提示していることを決定するために、その記述を**検査しなければならない**。

非バイパス性とは、TSF のセキュリティ機能性(SFR によって特定されている)が常に呼び出されるという特性である。例えば、ファイルのアクセス制御が TSF の機能として SFR で特定されている場合、TSF のアクセス制御メカニズムを呼び出さずにファイルにアクセスできるインタフェースがあってはならない(ローディスクアクセスが発生するインタフェースなど)。

TSF メカニズムをバイパスできないようにするしくみについての記述では、通常、TSF と TSFI に基づく系統的な論証が要求される。TSF がどのように機能するかの記述(機能仕様や TOE 設計証拠資料など、設計の分解の証拠に含まれる)は、TSS の情報とともに、保護される資源や提供されるセキュリティ機能の理解に必要な背景を評価者に提供する。機能仕様は、資源や機能へのアクセスに使用される TSFI の記述を提供する。

評価者は、TSF のバイパスに使うことのできるインタフェースがないことを保証するために、提供される記述(及び開発者によって提供される機能仕様などのその他の情報)を評定する。これは、利用可能なインタフェースは全て、ST で主張されている SFR とは無関係である(SFR を満たすために使用される要素との対話も行われない)か、そうでなければ、他の開発証拠に記述されたセキュリティ機能性を、記述された方法で使用しなければならないことを意味する。例えば、ゲームは SFR とは無関係であると考えられるが、その場合は、どうしてセキュリティに影響を与えないかの説明がなければならない。一方、利用者データへのアクセスはアクセス制御の SFR に関連すると考えられるので、データアクセスインタフェースを通じて呼び出された場合にセキュリティ機能性がどのように機能するかの説明が記述される。利用可能な全てのインタフェースについて、こうした説明が必要である。

以下は記述の例である。まず、TSF がファイルの保護を提供するとする。さらに、オープン、読み取り、及び書き込みのための「従来の」システムコールの TSFI では、TOE 設計に記述されているファイル保護メカニズムが呼び出されるが、それ以外に、バッチジョブ機能(バッチジョブの作成、ジョブの削除、未処理のジョブの改変)へのアクセスを提供する TSFI も存在するとする。評価者は、ベンダが提供する記述から、この TSFI が「従来の」インタフェースの場合と同じ保護メカニズムを呼び出すことを決定すべきである。これは、例えば、TOE 設計の適切な節(バッチジョブ機能の TSFI がそのセキュリティ対策方針をどのようにして達成するのかが論じられている)を参照することによって可能となる。

同じ例で、現在の時刻を表示することだけを目的とする TSFI があつたとする。この場合、評価者は、この TSFI では保護されている資源を一切操作できないこと、及びこの TSFI は一切のセキュリティ機能性を呼び出すべきでないことが、記述の中で適切に論証されていることを決定すべきである。

別のバイパス例として、暗号鍵の機密性を維持する TSF を仮定する(暗号鍵は暗号操作に使用できるが、暗号鍵の読み書きは許可されない)。ある攻撃者が装置に直接的かつ物理的にアクセスできる場合、この攻撃者は、装置の電力消費や装置の正確なタイミング、さらには装置の電磁波放射といった副次的チャネルを検査し、それによって暗号鍵を推測できる場合がある。

このような副次的チャネルが存在する場合、実証では、ランダムインターナルクロックやデュアルライン技術など、これらの副次的チャネルの発生を防止するためのメカニズムを取り扱うべきである。これらのメカニズムは、純粋な設計に基づく論証とテストの組み合わせによって検証される。

最後に、保護されている資源ではなくセキュリティ機能性を使用する例として、FCO\_NRO.2 発信の強制的証明(TSF が ST で特定されている情報種別の発信元の証拠を提供することを要求する)を含む ST について検討する。ここで、「情報種別」には、TOE によって電子メールで送信される全ての情報が含まれるとする。このような場合、評価者は、電子メールを送信するために呼び出される可能性がある全ての TSFI が「発信元の証拠の生成」機能を実行することが詳細に述べられていることを保証するために、記述を検査するべきである。この記述では、利用者ガイダンスを参照するなどして、電子メールが発信される可能性がある全ての場所(例えば、電子メールプログラムやスクリプト/バッチジョブからの通知)と、それらの場所でそれぞれどのようにして証拠生成機能が呼び出されるかが示される。

また評価者は、主張された SFR の全体のセットについて各インタフェースが分析されているという点において、記述が包括的であることを保証するべきである。そのためには、補足情報(TOE のために提供されている機能仕様、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述のその他の部分、利用者操作ガイダンス、及び場合によっては実装表現まで)を検査して、インタフェースの全ての側面が記述に正確に盛り込まれていることを決定しなければならない場合もある。評価者は、各 TSFI がどの SFR に影響するのかを(補足情報となる証拠資料の TSFI 及びその実装についての記述から)考慮し、それらの側面がカバーされているかどうかを決定するために記述を検査するべきである。

### 13.4 機能仕様(ADV\_FSP)

#### 13.4.1 サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.1)

##### 13.4.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、パラメタの記述の観点から、少なくとも SFR 実施及び SFR 支援の TSFI について、開発者によって上位レベルの記述が提供されているかどうかを決定することである。これらの記述の正確さを測定する際に利用が期待できる証拠はほかに要求されていないため、評価者が保証できるのは、記述が信頼できそうかどうかだけである。

##### 13.4.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) 利用者操作ガイダンス

##### 13.4.1.3 アクション ADV\_FSP.1.1E

###### 13.4.1.3.1 一般

CC パート 3 ADV\_FSP.1.1C: 機能仕様は、SFR 実施及び SFR 支援の各 TSFI の目的と使用方法を記述しなければならない。

### 13.4.1.3.2 ワークユニット: ADV\_FSP.1-1

評価者は、機能仕様が SFR 支援及び SFR 実施の各 TSFI の目的を記述していることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の目的とは、インタフェースによって提供される機能性を要約する一般的なステートメントである。そこで意図されているのは、インタフェースに関連するアクション及び結果の完全なステートメントではなく、そのインタフェースが何のために使用されるものなのかを読者が大まかに理解できるようにするためのステートメントである。評価者は、目的が存在することだけでなく、そこに TSFI が正確に反映されていることも、パラメタの記述など、インタフェースに関するその他の情報を考慮に入れて決定すべきである。この作業は、このコンポーネントの他のワークユニットと組み合わせて行うことができる。

インタフェースを通じて利用可能なアクションが、TOE のセキュリティ方針を実施するうえで何らかの役割を果たしている場合(TSF に課されている SFR のいずれかにたどれるアクションがインタフェースにある場合)、そのインタフェースは **SFR 実施**である。ここで言う方針とは、アクセス制御方針に限定されるものではなく、ST に含まれている SFR のいずれかで特定されるあらゆる機能性を指す。なお、インタフェースには様々なアクション及び結果が含まれている可能性があり、その中には、SFR 実施のものもそれ以外のものもあるので注意する必要がある。

SFR 実施機能性が依存しているが、TOE のセキュリティ方針を保持するために正しく機能することだけが要求されるアクションへのインタフェース(又はそのアクションに関連するインタフェースを通じて利用可能なアクション)は、**SFR 支援**と呼ばれる。SFR 実施機能性が一切依存していないアクションへのインタフェースは、**SFR 非干渉**と呼ばれる。

インタフェースを SFR 支援又は SFR 非干渉とする場合、そのインタフェースには SFR 実施のアクションや結果が含まれてはならないという点に注意すべきである。一方、SFR 実施インタフェースは、SFR 支援アクションを含むこともできる(例えば、システムの時刻を設定するアクションは SFR 実施アクションで、それと同じインタフェースを使用するシステムの日付を表示するアクションは SFR 支援という場合もある)。純粋な SFR 支援インタフェースの例としては、信頼できない利用者と、利用者モードで実行される TSF の一部の両方が使用するシステムコールインタフェースなどがある。

このレベルでは、開発者がわざわざインタフェースを SFR 実施や SFR 支援に分類するとは考えにくい。しかし、実際に分類されていた場合は、評価者が、証拠資料(例えば、利用者操作ガイダンス)から可能となる範囲で、その識別が正しいことを検証すべきである。この識別のアクティビティは、このコンポーネントの複数のワークユニットで必要となる。

より一般的なケース、すなわち開発者によってインタフェースが分類されていない場合は、評価者はまず自分でインタフェースの識別を行ってから、必要な情報(このワークユニットの情報や目的)が存在するかどうかを決定する必要がある。ここでもまた、裏付けとなる証拠がないためにこの識別は困難となり、該当するインタフェースが全て正しく識別されているという保証のレベルも低くなる。それでも評価者は、TOE について利用可能なその他の証拠を検査して、できる限り完全なカバレッジを保証する。

### 13.4.1.3.3 ワークユニット: ADV\_FSP.1-2

評価者は、SFR 支援及び SFR 実施の各 TSFI の使用方法が記述されていることを決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

SFR 支援及び SFR 実施の TSFI の識別については、ワークユニット ADV\_FSP.1-1 を参照のこと。

TSFI の使用方法とは、アクションを呼び出して TSFI に関連する結果を取得するためには、インタフェースをどのように操作するのかを要約したものである。評価者は、機能仕様の中のこの資料を読むことにより、各インタフェースの使用方法を決定できるべきである。これは必ずしも、各 TSFI にそれぞれ異なる使用方法が必要ということではない。例えば、カーネルコールを呼び出す一般的な方法を記述してか

## ADV クラス: 開発

ら、その一般的なスタイルを使用する各インタフェースを識別することも可能である。インタフェースの種類が変わると、別の使用方法の仕様が必要になる。API、ネットワークプロトコルインタフェース、システム設定パラメタ、及びハードウェアバスインタフェースには、それぞれにまったく異なる使用方法がある。機能仕様を評価する評価者と同様に、機能仕様を作成する開発者も、このことを考慮に入れて作業するべきである。

証拠資料によって、信頼できない利用者はその機能性にアクセスできないとされている管理インタフェースについては、その機能にアクセスできないようにする方法が機能仕様に記述されていることを評価者が保証する。このアクセス不可能性は、開発者のテストスイートでテストされる必要があるという点に注意するべきである。

**CC パート 3 ADV\_FSP.1.2C:** 機能仕様は、SFR 実施及び SFR 支援の各 TSFI に関連する全てのパラメタを識別しなければならない。

### 13.4.1.3.4 ワークユニット: ADV\_FSP.1-3

評価者は、TSFI の提示が SFR 実施及び SFR 支援の各 TSFI に関連する全てのパラメタを識別していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

SFR 支援及び SFR 実施の TSFI の識別については、ワークユニット ADV\_FSP.1-1 を参照のこと。

評価者は、識別された TSFI の全てのパラメタが記述されていることを保証するために、機能仕様を検査する。パラメタとは、インタフェースに対する明示的な入力又は出力であり、そのインタフェースのふるまいを制御する。例えば、API に渡される引数、特定のネットワークプロトコルのパケットの様々なフィールド、Windows レジストリの個々のキーの値、チップの一連のピンでやり取りされる信号、などがパラメタである。

該当する TSFI の全てのパラメタが識別されていることについて多くの保証を得るのは困難だが、評価者は、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、利用者操作ガイダンス)もチェックして、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメタが記述されていないかどうかを確認するべきである。

**CC パート 3 ADV\_FSP.1.3C:** 機能仕様は、暗黙的に SFR 非干渉として分類されているインタフェースについて、その分類の根拠を示さなければならない。

### 13.4.1.3.5 ワークユニット: ADV\_FSP.1-4

評価者は、暗黙的に SFR 非干渉として分類されているインタフェースについて、その分類が正しいことを決定するために、開発者によって提供される根拠を**検査しなければならない**。

このコンポーネントの残りのワークユニットで要求される分析を行うのに十分な証拠資料が開発者によって提供されていて、SFR 実施及び SFR 支援のインタフェースは明示的に識別されていない場合、このワークユニットは満たされているものとみなされるべきである。

このワークユニットの対象として想定されているのは、開発者が TSFI の一部を記述せずに、その部分について、SFR 非干渉であるためこのコンポーネントの他の要件の対象にはならないと主張している場合である。そのような場合、開発者は、この特性化に対する根拠を提供する。その根拠では、評価者がその根拠や、影響を受けるインタフェースの特性(例えば、「カラーパレットの操作」など、TOE に関する上位レベルの機能)を把握し、それらが SFR 非干渉であるという主張が支持されていると理解できるだけの詳細が必要とされる。保証のレベルからして、評価者は、SFR 実施もしくは SFR 支援のインタフェースについて提供されている以上の詳細を期待すべきではない。実際、詳細はそれよりはるかに少ないのが普通である。ほとんどの場合は、開発者が提供する根拠の節でインタフェースが個別に取り上げられている必要があるとすべきではない。

**CC パート 3 ADV\_FSP.1.4C:** 追跡は、機能仕様での TSFI に対する SFR の追跡を実証するものでなければならない。

#### 13.4.1.3.6 ワークユニット: ADV\_FSP.1-5

評価者は、追跡によって SFR が対応する TSFI にリンクされることを **チェックしなければならない**。

追跡は、どの SFR がどの TSFI に関連するかを示す指針として、開発者が提供する。この追跡は表のように単純化できる。評価者は、続くワークユニットで追跡を入力として使用して、その完全さと正確さを検証する。

#### 13.4.1.4 アクション ADV\_FSP.1.2E

##### 13.4.1.4.1 ワークユニット: ADV\_FSP.1-6

評価者は、機能仕様が SFR の完全な具体化であることを決定するために、その仕様を **検査しなければならない**。

全ての SFR が機能仕様、及びテストカバレッジ分析によってカバーされていることを保証するために、評価者は開発者の追跡を土台にすることができる(ADV\_FSP.1-5 の TOE セキュリティ機能要件と TSFI の間のマッピングを参照のこと)。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 3 つの異なる TSFI によってカバーされていた場合、評価者が FDP\_ACC.1 を TSFI A、B、及び C にマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。この場合、評価者は、FDP\_ACC.1 (規則 1)を TSFI A に、FDP\_ACC.1 (規則 2)を TSFI B にという形でマッピングを行うべきである。また、インタフェースがラッパーインタフェースである場合も考えられるが(例えば、IOCTL)、その場合には、特定のインタフェースの特定のパラメタセットに固有のマッピングが必要となる。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。また、TSFI に関連付けられているパラメタは完全に特定されていなければならないため、評価者は、SFR の全ての側面がインタフェースレベルで実装されているように見えるかどうかを決定できるべきであるという点も重要である。

##### 13.4.1.4.2 ワークユニット: ADV\_FSP.1-7

評価者は、機能仕様が SFR の正確な具体化であることを決定するために、その仕様を **検査しなければならない**。

TSF 境界で見ることのできる効果をもたらす ST の各機能要件について、要件によって記述されている必要な機能性が、その要件に関連付けられている TSFI の情報によって特定される。例えば、アクセス制御リストの要件が ST に含まれていて、その要件にマッピングされている唯一の TSFI で Unix スタイルの保護ビットの機能性が特定されていた場合、その機能仕様は、その要件に対しては正確ではない。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。

## 13.4.2 サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.2)

### 13.4.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TSFI の目的、使用方法、及びパラメタの観点から、開発者によって TSFI の記述が提供されているかどうかを決定することである。さらに、SFR 実施の各 TSFI の SFR 実施アクション、結果、及び誤りメッセージも記述されている必要がある。

### 13.4.2.2 入力

ワークユニットで必要とされるこのサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE設計

TOE の ST に含まれている場合に使用されるこのサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) セキュリティアーキテクチャ記述
- b) 利用者操作ガイダンス

### 13.4.2.3 アクション ADV\_FSP.2.1E

#### 13.4.2.3.1 一般

CC パート 3 ADV\_FSP.2.1C: 機能仕様は、完全に TSF を表現しなければならない。

#### 13.4.2.3.2 ワークユニット: ADV\_FSP.2-1

評価者は、TSF が完全に表現されていることを決定するために、機能仕様を **検査しなければならない**。

TSFI の識別は、このサブアクティビティの他の全てのアクティビティの必要条件となる。TSFI を識別するためには、TSF が識別されていなければならない(TOE 設計(ADV\_TDS)ワークユニットの一部として行われる)。このアクティビティは、インタフェースの大きなグループ(ネットワークプロトコル、ハードウェアインタフェース、設定ファイル)に欠けているものがないことを保証するために上位レベルで行うことも、機能仕様の評価と並行して下位レベルで行うこともできる。

このワークユニットの評定を行うとき、評価者は、機能仕様リストされているインタフェースの観点から TSF の全ての部分が扱われていることを決定する。TSF の全ての部分にそれぞれ対応するインタフェース記述があるべきである。対応するインタフェースがない部分がある場合は、それが受け入れられるかどうかを評価者が決定する。

CC パート 3 ADV\_FSP.2.2C: 機能仕様は、全ての TSFI の目的と使用方法を記述しなければならない。

#### 13.4.2.3.3 ワークユニット: ADV\_FSP.2-2

評価者は、機能仕様各 TSFI の目的を記述していることを決定するために、その仕様を **検査しなければならない**。

TSFI の目的とは、インタフェースによって提供される機能性を要約する一般的なステートメントである。そこで意図されているのは、インタフェースに関連するアクション及び結果の完全なステートメントではなく、そのインタフェースが何のために使用されるものなのかを読者が大まかに理解できるようにするためのステートメントである。評価者は、目的が存在することだけでなく、そこに TSFI が正確に反映

されていることも、アクションの記述や誤りメッセージなど、インタフェースに関するその他の情報を考慮に入れて決定するべきである。

#### 13.4.2.3.4 ワークユニット: ADV\_FSP.2-3

評価者は、各 TSFI の使用方法が記述されていることを決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の使用方法とは、アクションを呼び出して TSFI に関連する結果を取得するためには、インタフェースをどのように操作するのかを要約したものである。評価者は、機能仕様の中のこの資料を読むことにより、各インタフェースの使用方法を決定できるべきである。これは必ずしも、各 TSFI にそれぞれ異なる使用方法が必要ということではない。例えば、カーネルコールを呼び出す一般的な方法を記述してから、その一般的なスタイルを使用する各インタフェースを識別することも可能である。インタフェースの種別が変わると、別の使用方法の仕様が必要になる。API、ネットワークプロトコルインタフェース、システム設定パラメタ、及びハードウェアバスインタフェースには、それぞれにまったく異なる使用方法がある。機能仕様を評価する評価者と同様に、機能仕様を作成する開発者も、このことを考慮に入れて作業するべきである。

証拠資料によって、信頼できない利用者はその機能性にアクセスできないとされている管理インタフェースについては、その機能にアクセスできないようにする方法が機能仕様記述されていることを評価者が保証する。このアクセス不可能性は、開発者のテストスイートでテストされる必要があるという点に注意するべきである。

評価者は、使用方法の記述のセットが存在することだけでなく、それらが各 TSFI を正確にカバーしていることも決定するべきである。

CC パート 3 ADV\_FSP.2.3C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する全てのパラメタを識別及び記述しなければならない。

#### 13.4.2.3.5 ワークユニット: ADV\_FSP.2-4

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのパラメタを完全に識別していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

評価者は、各 TSFI に対して全てのパラメタが記述されていることを保証するために、機能仕様を検査する。パラメタとは、インタフェースに対する明示的な入力又は出力であり、そのインタフェースのふるまいを制御する。例えば、API に渡される引数、特定のネットワークプロトコルのパケットの様々なフィールド、Windows レジストリの個々のキーの値、チップの一連のピンでやり取りされる信号、などがパラメタである。

全てのパラメタが TSFI に含まれていることを決定するには、評価者は、パラメタの効果の説明が記述に含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(アクションや誤りメッセージなど)を検査するべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメタが記述されていないかどうかを確認するために、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックするべきである。

#### 13.4.2.3.6 ワークユニット: ADV\_FSP.2-5

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのパラメタを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

全てのパラメタが識別されたら、評価者は、それらが正確に記述されていること、及びパラメタの記述が完全であることを保証する必要がある。パラメタの記述は、そのパラメタが何であるかを意味のある形で伝える。例えば、インタフェース *foo(i)* について、「整数であるパラメタ *i*」を持つと記述されていた場合、この記述は、パラメタの記述としては受け入れられない。これが、「パラメタ *i* は、現在システ

ムにログインしている利用者の数を示す整数である」などになると、はるかに受け入れられる記述となる。

パラメタの記述が完全であることを決定するには、評価者は、パラメタの記述が含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(目的、使用方法、アクション、誤りメッセージなど)を検査すべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメタが記述されていないかどうかを確認するために、提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、アーキテクチャ設計、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックすべきである。

**CC パート 3 ADV\_FSP.2.4C: 各 SFR 実施 TSFI について、機能仕様は、その TSFI に関連する SFR 実施アクションを記述しなければならない。**

### 13.4.2.3.7 ワークユニット: ADV\_FSP.2-6

評価者は、TSFI の提示が SFR 実施 TSFI に関連する SFR 実施アクションを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を **検査しなければならない**。

インタフェースを通じて利用可能なアクションが、TSF に課されている SFR のいずれかにたどれる場合、そのインタフェースは **SFR 実施** である。ここで言う方針とは、アクセス制御方針に限定されるものではなく、ST に含まれている SFR のいずれかで特定されるあらゆる機能性を指す。なお、インタフェースには様々なアクション及び結果が含まれている可能性があり、その中には、SFR 実施のものもそれ以外のものもあるので注意する必要がある。

開発者には、インタフェースを SFR 実施として「分類」することは要求されない。同様に、インタフェースを通じて利用できるアクションを SFR 実施として識別することも要求されない。開発者によって提供される証拠を検査して、必要な情報が含まれていることを決定するのは、評価者の責任である。SFR 実施 TSFI と、それらの TSFI を通じて利用できる SFR 実施アクションが開発者によって識別されていた場合、評価者は、評価のために提供されているその他の情報(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス)と、インタフェースのために提示されているその他の情報(パラメタ、パラメタの記述、誤りメッセージなど)に基づいて、その完全さ及び正確さを判断しなければならない。

この場合(開発者が SFR 実施 TSFI の SFR 実施の情報のみを提供している場合)、評価者は、間違つて分類されているインタフェースがないことも保証する。これは、評価のために提供されているその他の情報(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス)や、SFR 実施と分類されていないインタフェースのために提示されているその他の情報(例えば、パラメタやパラメタの記述)を検査することによって行われる。

開発者が全てのインタフェースについて同じレベルの情報を提供している場合、評価者は、これまでの段落までで述べたのと同じ種別の分析を行う。評価者は、どのインタフェースが SFR 実施でどのインタフェースがそうでないかを決定し、その後、SFR 実施アクションについて SFR 実施の側面が適切に記述されていることを保証すべきである。

SFR 実施アクションとは、主張されている SFR の実施を提供する、任意の外部インタフェースで見ることのできるアクションである。例えば、ST に監査の要件が含まれていた場合、監査関連のアクションは SFR 実施になるため、記述されていなければならない。これは、そのアクションの結果が、通常は呼び出されたインタフェースでは見ることができない場合でも変わらない(監査では、あるインタフェースでの利用者のアクションの結果として、別のインタフェースで見ることができる監査記録が生成されるため、このような場合が一般的である)。

記述には、SFR に関して TSFI アクションがどのような役割を果たすのかを読者が理解できるレベルが要求される。評価者は、そのインタフェースに対するテストケースを生成(及び評価)できるだけの詳細さが記述に必要であるということをおぼろげに忘れないようにすべきである。記述が不明確であったり詳細さに欠けていたりして、TSFI に対して意味のあるテストを実施できない場合、その記述は不適切であると考えられる。

CC パート 3 ADV\_FSP.2.5C: 各 SFR 実施 TSFI について、機能仕様は、SFR 実施アクションに関連する処理によって発生する誤りメッセージを記述しなければならない。

#### 13.4.2.3.8 ワークユニット: ADV\_FSP.2-7

評価者は、TSFI の提示が各 SFR 実施 TSFI に関連する SFR 実施アクションによって発生する可能性がある誤りメッセージを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、SFR 実施 TSFI と SFR 実施アクションのセットが正しく識別されていることを保証するために、ワークユニット ADV\_FSP.2-6 とともに(又はその後)実行されるべきである。必要以上の情報(例えば、各インタフェースに関連する全ての誤りメッセージ)が開発者によって提供されることがある。その場合、評価者は、どの情報が SFR 実施 TSFI の SFR 実施アクションに関連するかを決定し、完全性及び正確さの評定の対象をそれらに制限するべきである。

誤りは、記述されているインタフェースによって様々な形をとる。API の場合、誤りコードを返す、グローバルな誤り状態を設定する、誤りコードで特定のパラメータを設定するなどの操作が、インタフェース自体によって行われる。設定ファイルの場合は、パラメータの設定に誤りがあると、ログファイルに誤りメッセージが書き込まれる。ハードウェア PCI カードの場合は、誤り状態によってバスで信号が発生したり、CPU に対する例外条件が発生したりする。

誤り(及び関連する誤りメッセージ)は、インタフェースの呼び出しを通じて発生する。インタフェースの呼び出しに応じて発生する処理で誤り状態が検出されると、誤りメッセージが(実装固有のメカニズムによって)生成される。これは、インタフェース自身から返される戻り値である場合もあれば、インタフェースの呼び出しの後にグローバルな値が設定されてチェックされる場合もある。一般に TOE には、「ディスクフル」や「資源のロック」など、資源の基本的な状態を原因とする下位レベルの誤りメッセージがいくつか用意されている。これらの誤りメッセージは、多数の TSFI にマッピングされている場合もあるが、インタフェース記述の詳細の漏れを見つけるために使用できる。例えば、「ディスクフル」メッセージを生成する TSFI があり、その TSFI のアクションの記述に、その TSFI でディスクへのアクセスが発生する理由についての明白な記述がない場合、評価者は、その記述が正確かどうかを決定するために、その TSFI に関連するその他の証拠(セキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)や TOE 設計(ADV\_TDS))を検査する必要がある。

TSFI の誤りメッセージの記述が正確かつ完全であることを決定するには、評価者は、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス)や、その TSFI について利用可能なその他の証拠(パラメータやワークユニット ADV\_FSP.2-6 の分析)に照らしてインタフェース記述を評価する。

CC パート 3 ADV\_FSP.2.6C: 追跡は、機能仕様での TSFI に対する SFR の追跡を実証するものでなければならない。

#### 13.4.2.3.9 ワークユニット: ADV\_FSP.2-8

評価者は、追跡によって SFR が対応する TSFI にリンクされることを**チェックしなければならない**。

追跡は、どの SFR がどの TSFI に関連するかを示す指針として、開発者が提供する。この追跡は表のように単純化できる。評価者は、続くワークユニットで追跡を入力として使用して、その完全さと正確さを検証する。

#### 13.4.2.4 アクション ADV\_FSP.2.2E

##### 13.4.2.4.1 ワークユニット: ADV\_FSP.2-9

評価者は、機能仕様が SFR の完全な具体化であることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

## ADV クラス: 開発

全ての SFR が機能仕様、及びテストカバレッジ分析によってカバーされていることを保証するために、評価者は開発者の追跡を土台にすることができる(ADV\_FSP.2-8 の TOE セキュリティ機能要件と TSFI の間のマッピングを参照のこと。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 3 つの異なる TSFI によってカバーされていた場合、評価者が FDP\_ACC.1 を TSFIA、B、及び C にマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。この場合、評価者は、FDP\_ACC.1 (規則 1)を TSFI A に、FDP\_ACC.1 (規則 2)を TSFI B にという形でマッピングを行うべきである。また、インタフェースがラッパーインタフェースである場合も考えられるが(例えば、IOCTL)、その場合には、特定のインタフェースの特定のパラメタセットに固有のマッピングが必要となる。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。また、TSFI に関連付けられているパラメタ、アクション、及び誤りメッセージは完全に特定されていなければならないため、評価者は、SFR の全ての側面がインタフェースレベルで実装されているように見えるかどうかを決定できるべきであるという点も重要である。

### 13.4.2.4.2 ワークユニット: ADV\_FSP.2-10

評価者は、機能仕様が SFR の正確な具体化であることを決定するために、その仕様を **検査しなければならない**。

TSF 境界で見ることのできる効果をもたらす ST の各機能要件について、要件によって記述されている必要な機能が、その要件に関連付けられている TSFI の情報によって特定される。例えば、アクセス制御リストの要件が ST に含まれていて、その要件にマッピングされている唯一の TSFI で Unix スタイルの保護ビットの機能が特定されていた場合、その機能仕様は、その要件に対しては正確ではない。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。

### 13.4.3 サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.3)

#### 13.4.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TSFI の目的、使用方法、及びパラメタの観点から、開発者によって TSFI の記述が提供されているかどうかを決定することである。さらに、各 TSFI のアクション、結果、及び誤りメッセージについても、それらが SFR 実施かどうかを決定できる程度に記述されていること、SFR 実施 TSFI については他の TSFI より詳しく記述されていることが必要とされる。

#### 13.4.3.2 入力

ワークユニットで必要とされるこのサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE設計

TOE の ST に含まれている場合に使用されるこのサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) セキュリティアーキテクチャ記述
- b) 実装表現
- c) TSF内部構造の記述
- d) 利用者操作ガイダンス

### 13.4.3.3 アクション ADV\_FSP.3.1E

#### 13.4.3.3.1 一般

CC パート 3 ADV\_FSP.3.1C: 機能仕様は、完全に TSF を表現しなければならない。

#### 13.4.3.3.2 ワークユニット: ADV\_FSP.3-1

評価者は、TSF が完全に表現されていることを決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の識別は、このサブアクティビティの他の全てのアクティビティの必要条件となる。TSFI を識別するためには、TSF が識別されていなければならない(TOE 設計(ADV\_TDS)ワークユニットの一部として行われる)。このアクティビティは、インタフェースの大きなグループ(ネットワークプロトコル、ハードウェアインタフェース、設定ファイル)に欠けているものがないことを保証するために上位レベルで行うことも、機能仕様の評価と並行して下位レベルで行うこともできる。

このワークユニットの評定を行うとき、評価者は、機能仕様にリストされているインタフェースの観点から TSF の全ての部分が扱われていることを決定する。TSF の全ての部分にそれぞれ対応するインタフェース記述があるべきである。対応するインタフェースがない部分がある場合は、それが受け入れられるかどうかを評価者が決定する。

CC パート 3 ADV\_FSP.3.2C: 機能仕様は、全ての TSFI の目的と使用方法を記述しなければならない。

#### 13.4.3.3.3 ワークユニット: ADV\_FSP.3-2

評価者は、機能仕様が各 TSFI の目的を記述していることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の目的とは、インタフェースによって提供される機能性を要約する一般的なステートメントである。そこで意図されているのは、インタフェースに関連するアクション及び結果の完全なステートメントではなく、そのインタフェースが何のために使用されるものなのかを読者が大まかに理解できるようにするためのステートメントである。評価者は、目的が存在することだけでなく、そこに TSFI が正確に反映されていることも、アクションの記述や誤りメッセージなど、インタフェースに関するその他の情報を考慮に入れて決定するべきである。

#### 13.4.3.3.4 ワークユニット: ADV\_FSP.3-3

評価者は、各 TSFI の使用方法が記述されていることを決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の使用方法とは、アクションを呼び出して TSFI に関連する結果を取得するためには、インタフェースをどのように操作するのかを要約したものである。評価者は、機能仕様の中のこの資料を読むことにより、各インタフェースの使用方法を決定できるべきである。これは必ずしも、各 TSFI にそれぞれ異なる使用方法が必要ということではない。例えば、カーネルコールを呼び出す一般的な方法を記述してから、その一般的なスタイルを使用する各インタフェースを識別することも可能である。インタフェースの種別が変わると、別の使用方法の仕様が必要になる。API、ネットワークプロトコルインタフェース、システム設定パラメタ、及びハードウェアバスインタフェースには、それぞれにまったく異なる使用方

法がある。機能仕様を評価する評価者と同様に、機能仕様を作成する開発者も、このことを考慮に入れて作業するべきである。

証拠資料によって、信頼できない利用者はその機能性にアクセスできないとされている管理インタフェースについては、その機能にアクセスできないようにする方法が機能仕様に記述されていることを評価者が保証する。このアクセス不可能性は、開発者のテストスイートでテストされる必要があるという点に注意するべきである。

評価者は、使用方法の記述のセットが存在することだけでなく、それらが各 TSFI を正確にカバーしていることも決定するべきである。

CC パート 3 ADV\_FSP.3.3C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する全てのパラメタを識別及び記述しなければならない。

### 13.4.3.3.5 ワークユニット: ADV\_FSP.3-4

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのパラメタを完全に識別していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

評価者は、各 TSFI に対して全てのパラメタが記述されていることを保証するために、機能仕様を検査する。パラメタとは、インタフェースに対する明示的な入力又は出力であり、そのインタフェースのふるまいを制御する。例えば、API に渡される引数、特定のネットワークプロトコルのパケットの様々なフィールド、Windows レジストリの個々のキーの値、チップの一連のピンでやり取りされる信号、などがパラメタである。

全てのパラメタが TSFI に含まれていることを決定するには、評価者は、パラメタの効果の説明が記述に含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(アクションや誤りメッセージなど)を検査するべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメタが記述されていないかどうかを確認するために、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックするべきである。

### 13.4.3.3.6 ワークユニット: ADV\_FSP.3-5

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのパラメタを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

全てのパラメタが識別されたら、評価者は、それらが正確に記述されていること、及びパラメタの記述が完全であることを保証する必要がある。パラメタの記述は、そのパラメタが何であることを意味のある形で伝える。例えば、インタフェース `foo(i)` について、「整数であるパラメタ `i`」を持つと記述されていた場合、この記述は、パラメタの記述としては受け入れられない。これが、「パラメタ `i` は、現在システムにログインしている利用者の数を示す整数である」などになると、はるかに受け入れられる記述となる。

パラメタの記述が完全であることを決定するには、評価者は、パラメタの記述が含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(目的、使用方法、アクション、誤りメッセージなど)を検査するべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメタが記述されていないかどうかを確認するために、提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、アーキテクチャ設計、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックするべきである。

CC パート 3 ADV\_FSP.3.4C: 各 SFR 実施 TSFI について、機能仕様は、その TSFI に関連する SFR 実施アクションを記述しなければならない。

### 13.4.3.3.7 ワークユニット: ADV\_FSP.3-6

評価者は、TSFI の提示が SFR 実施 TSFI に関連する SFR 実施アクションを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

インタフェースを通じて利用可能なアクションが、TOE のセキュリティ方針を実施するうえで何らかの役割を果たしている場合(TSF に課されている SFR のいずれかにたどれるアクションがインタフェースにある場合)、そのインタフェースは **SFR 実施**である。ここで言う方針とは、アクセス制御方針に限定されるものではなく、ST に含まれている SFR のいずれかで特定されるあらゆる機能性を指す。なお、インタフェースには様々なアクション及び結果が含まれている可能性があり、その中には、SFR 実施のものもそれ以外のものもあるので注意する必要がある。

開発者には、インタフェースを SFR 実施として「分類」することは要求されない。同様に、インタフェースを通じて利用できるアクションを SFR 実施として識別することも要求されない。開発者によって提供される証拠を検査して、必要な情報が含まれていることを決定するのは、評価者の責任である。SFR 実施 TSFI と、それらの TSFI を通じて利用できる SFR 実施アクションが開発者によって識別されていた場合、評価者は、評価のために提供されているその他の情報(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス)と、インタフェースのために提示されているその他の情報(パラメタ、パラメタの記述、誤りメッセージなど)に基づいて、その完全さ及び正確さを判断しなければならない。

この場合(開発者が SFR 実施 TSFI の SFR 実施の情報のみを提供している場合)、評価者は、間違っ分類されているインタフェースがないことも保証する。これは、評価のために提供されているその他の情報(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス)や、SFR 実施と分類されていないインタフェースのために提示されているその他の情報(例えば、パラメタやパラメタの記述)を検査することによって行われる。このほか、この決定を行うときには、ワークユニット ADV\_FSP.3-7 と ADV\_FSP.3-8 で行った分析も使用する。

開発者が全てのインタフェースについて同じレベルの情報を提供している場合、評価者は、これまでの段落までで述べたのと同じ種別の分析を行う。評価者は、どのインタフェースが SFR 実施でどのインタフェースがそうでないかを決定し、その後、SFR 実施アクションについて SFR 実施の側面が適切に記述されていることを保証するべきである。この場合、評価者は、この SFR 実施の分析を行う過程で、ワークユニット ADV\_FSP.3-8 に関連する作業の大半を行えるべきである。

SFR 実施アクションとは、主張されている SFR の実施を提供する、任意の外部インタフェースで見ることのできるアクションである。例えば、ST に監査の要件が含まれていた場合、監査関連のアクションは SFR 実施になるため、記述されていなければならない。これは、そのアクションの結果が、通常は呼び出されたインタフェースでは見ることができない場合でも変わらない(監査では、あるインタフェースでの利用者のアクションの結果として、別のインタフェースで見ることができると監査記録が生成されるため、このような場合が一般的である)。

記述には、SFR に関して TSFI アクションがどのような役割を果たすのかを読者が理解できるレベルが要求される。評価者は、そのインタフェースに対するテストケースを生成(及び評定)できるだけの詳細さが記述に必要であるということを忘れないようにするべきである。記述が不明確であったり詳細さに欠けていたりして、TSFI に対して意味のあるテストを実施できない場合、その記述は不適切であると考えられる。

CC パート 3 ADV\_FSP.3.5C: 各 SFR 実施 TSFI について、機能仕様は、その TSFI の呼び出しに関連する SFR 実施アクション及び例外によって発生する直接的誤りメッセージを記述しなければならない。

### 13.4.3.3.8 ワークユニット: ADV\_FSP.3-7

評価者は、TSFI の提示が各 SFR 実施 TSFI の呼び出しによって発生する可能性がある誤りメッセージを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、SFR 実施 TSFI のセットが正しく識別されていることを保証するために、ワークユニット ADV\_FSP.3-6 とともに(又はその後)実行されるべきである。評価者は、この要件及び関連するワークユニットでは、SFR 実施 TSFI に関連する全ての直接的誤りメッセージ(これらは SFR 実施アクションに関連する)が記述されている必要があるということに注意すべきである。これは、この保証レベルでは、インタフェースの SFR 実施の側面が全て適切に記述されているかどうかを決定するときに、誤りメッセージの記述によって提供される「追加の」情報を使用すべきだからである。例えば、TSFI に関連する誤りメッセージ(例えば、「アクセスは拒否されました」)によって、SFR 実施の決定又はアクションが発生したことが示されているのに、SFR 実施アクションの記述には、その特定の SFR 実施メカニズムについての言及がない場合、その記述は完全ではない可能性がある。

誤りは、記述されているインタフェースによって様々な形をとる。API の場合、誤りコードを返す、グローバルな誤り状態を設定する、誤りコードで特定のパラメタを設定するなどの操作が、インタフェース自体によって行われる。設定ファイルの場合は、パラメタの設定に誤りがあると、ログファイルに誤りメッセージが書き込まれる。ハードウェア PCI カードの場合は、誤り状態によってバスで信号が発生したり、CPU に対する例外条件が発生したりする。

誤り(及び関連する誤りメッセージ)は、インタフェースの呼び出しを通じて発生する。インタフェースの呼び出しに応じて発生する処理で誤り状態が検出されると、誤りメッセージが(実装固有のメカニズムによって)生成される。これは、インタフェース自身から返される戻り値である場合もあれば、インタフェースの呼び出しの後にグローバルな値が設定されてチェックされる場合もある。一般に TOE には、「ディスクフル」や「資源のロック」など、資源の基本的な状態を原因とする下位レベルの誤りメッセージがいくつか用意されている。これらの誤りメッセージは、多数の TSFI にマッピングされている場合もあるが、インタフェース記述の詳細の漏れを見つけるために使用できる。例えば、「ディスクフル」メッセージを生成する TSFI があり、その TSFI のアクションの記述に、その TSFI でディスクへのアクセスが発生する理由についての明白な記述がない場合、評価者は、その記述が正確かどうかを決定するために、その TSFI に関連するその他の証拠(セキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)や TOE 設計(ADV\_TDS))を検査する必要がある。

TSFI の誤りメッセージの記述が正確かつ完全であることを決定するには、評価者は、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス)や、その TSFI について提供されているその他の証拠(SFR 実施アクションの記述、SFR 支援及び SFR 非干渉アクションの要約、結果など)に照らしてインタフェース記述を評価する。

CC パート 3 ADV\_FSP.3.6C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する SFR 支援及び SFR 非干渉アクションを要約しなければならない。

### 13.4.3.3.9 ワークユニット: ADV\_FSP.3-8

評価者は、TSFI の提示が各 TSFI に関連する SFR 支援及び SFR 非干渉アクションを要約していることを決定するために、その提示を **検査しなければならない**。

このワークユニットの目的は、SFR 実施アクションに関する詳細(ワークユニット ADV\_FSP.3-6 で提供)を、残りのアクション(SFR 実施ではないアクション)の要約によって補足することである。ここでは、SFR 実施 TSFI を通じて呼び出されるものも、SFR 支援又は SFR 非干渉 TSFI を通じて呼び出されるものも含め、全ての SFR 支援及び SFR 非干渉アクションがカバーされる。全ての SFR 支援及び SFR 非干渉アクションに関するこのような要約により、TSF によって提供される機能をより全体的に捉えられるようになる。評価者はこれを、アクションや TSFI の分類に誤りがないかどうかを決定するために使用するべきである。

ここで提供される情報は、SFR 実施アクションに対して要求される情報より抽象的である。読者がアクションの内容を理解できる程度に詳細であるべきだが、例えば、そのアクションに対するテストを記述できるほど詳細である必要はない。評価者にとって重要なのは、そのアクションが SFR 支援、あるいは SFR 非干渉であると明確に決定できるだけの情報が必要だということである。そのレベルの情報がない場合、その要約は不十分であり、もっと多くの情報を入手する必要がある。

CC パート 3 ADV\_FSP.3.7C: 追跡は、機能仕様での TSFI に対する SFR の追跡を実証するものでなければならない。

#### 13.4.3.3.10 ワークユニット: ADV\_FSP.3-9

評価者は、追跡によって SFR が対応する TSFI にリンクされることをチェックしなければならない。

追跡は、どの SFR がどの TSFI に関連するかを示す指針として、開発者が提供する。この追跡は表のように単純化できる。評価者は、続くワークユニットで追跡を入力として使用して、その完全さと正確さを検証する。

#### 13.4.3.4 アクション ADV\_FSP.3.2E

##### 13.4.3.4.1 ワークユニット: ADV\_FSP.3-10

評価者は、機能仕様が SFR の完全な具体化であることを決定するために、その仕様を検査しなければならない。

全ての SFR が機能仕様、及びテストカバレッジ分析によってカバーされていることを保証するために、評価者は開発者の追跡を土台にすることができる(ADV\_FSP.3-9 の TOE セキュリティ機能要件と TSFI の間のマッピングを参照のこと。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 3 つの異なる TSFI によってカバーされていた場合、評価者が FDP\_ACC.1 を TSFI A、B、及び C にマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。この場合、評価者は、FDP\_ACC.1 (規則 1)を TSFI A に、FDP\_ACC.1 (規則 2)を TSFI B にという形でマッピングを行うべきである。また、インタフェースがラッパーインタフェースである場合も考えられるが(例えば、IOCTL)、その場合には、特定のインタフェースの特定のパラメタセットに固有のマッピングが必要となる。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。また、TSFI に関連付けられているパラメタ、アクション、及び誤りメッセージは完全に特定されていなければならないため、評価者は、SFR の全ての側面がインタフェースレベルで実装されているように見えるかどうかを決定できるべきであるという点も重要である。

##### 13.4.3.4.2 ワークユニット: ADV\_FSP.3-11

評価者は、機能仕様が SFR の正確な具体化であることを決定するために、その仕様を検査しなければならない。

TSF 境界で見ることのできる効果をもたらす ST の各機能要件について、要件によって記述されている必要な機能性が、その要件に関連付けられている TSFI の情報によって特定される。例えば、アクセス制御リストの要件が ST に含まれていて、その要件にマッピングされている唯一の TSFI で Unix スタイルの保護ビットの機能性が特定されていた場合、その機能仕様は、その要件に対しては正確ではない。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。

#### 13.4.4 サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.4)

##### 13.4.4.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TSFI が完全かつ正確に記述されているかどうか及び ST のセキュリティ機能要件が TSFI に実装されているように見えるかどうかを評価者が決定できるような形で、開発者が全ての TSFI を完全に記述しているかどうかを決定することである。

##### 13.4.4.2 入力

ワークユニットで必要とされるこのサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE設計

TOE の ST に含まれている場合に使用されるこのサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) セキュリティアーキテクチャ記述
- b) 実装表現
- c) TSF内部構造の記述
- d) 利用者操作ガイダンス

##### 13.4.4.3 適用上の注釈

機能仕様は、TSF へのインタフェース(TSFI)を構造的に記述する。サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.1)との依存関係があるため、評価者はこのサブアクティビティの作業を始める前に TSF の識別を完了していることが期待される。TSF の構成要素に関する確かな知識がないと、TSFI の完全性を評定することはできない。

このファミリーに含まれる様々なワークユニットを実行する際、評価者には、様々な要素(TSFI 自体や TSFI の個々のコンポーネント(パラメタ、アクション、誤りメッセージなど))の正確さ及び完全さの評定が求められる。この分析を行う際には、評価者は、評価のために提供されている証拠資料を使用することが期待される。これには、ST 及び TOE 設計のほか、利用者操作ガイダンス、セキュリティアーキテクチャ記述、実装表現などのその他の証拠資料も含まれる。証拠資料は、繰り返し方式で検査すべきである。例えば、評価者が TOE 設計で、ある特定の機能がどのように実装されるのかを読み取ることはできたが、その機能をインタフェースから呼び出す方法がわからなかったとする。この場合、評価者は、特定の TSFI の記述の完全さを疑うか、機能仕様からインタフェースが完全に抜け落ちていることを疑うことになる。この種の分析アクティビティを ETR に記述することは、ワークユニットが適切に実行された根拠を示すための主要な方法となる。

機能要件には、その機能性の全体又は一部が、特定のメカニズムによってではなく、アーキテクチャによって示されるものもあるということ認識しておくべきである。この例には、残存情報保護(FDP\_RIP)の要件を実装するメカニズムの実装がある。一般にこのようなメカニズムは、ふるまいが存在しないことを保証するために実装されるが、それをテストするのは困難であり、通常は分析によって検証される。このような機能要件が ST に含まれている場合、評価者は、インタフェースを持たないこの種の SFR が存在する可能性があり、それは機能仕様の欠陥とみなされるべきではないという認識を持つことが期待される。

#### 13.4.4.4 アクション ADV\_FSP.4.1E

##### 13.4.4.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_FSP.4.1C: 機能仕様は、完全に TSF を表現しなければならない。

##### 13.4.4.4.2 ワークユニット: ADV\_FSP.4-1

評価者は、TSF が完全に表現されていることを決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の識別は、このサブアクティビティの他の全てのアクティビティの必要条件となる。TSFI を識別するためには、TSF が識別されていなければならない(TOE 設計(ADV\_TDS)ワークユニットの一部として行われる)。このアクティビティは、インタフェースの大きなグループ(ネットワークプロトコル、ハードウェアインタフェース、設定ファイル)に欠けているものがないことを保証するために上位レベルで行うことも、機能仕様の評価と並行して下位レベルで行うこともできる。

このワークユニットの評定を行うとき、評価者は、機能仕様にリストされているインタフェースの観点から TSF の全ての部分が扱われていることを決定する。TSF の全ての部分にそれぞれ対応するインタフェース記述があるべきである。対応するインタフェースがない部分がある場合は、それが受け入れられるかどうかを評価者が決定する。

CC パート 3 ADV\_FSP.4.2C: 機能仕様は、全ての TSFI の目的と使用方法を記述しなければならない。

##### 13.4.4.4.3 ワークユニット: ADV\_FSP.4-2

評価者は、機能仕様が各 TSFI の目的を記述していることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の目的とは、インタフェースによって提供される機能性を要約する一般的なステートメントである。そこで意図されているのは、インタフェースに関連するアクション及び結果の完全なステートメントではなく、そのインタフェースが何のために使用されるものなのかを読者が大まかに理解できるようにするためのステートメントである。評価者は、目的が存在することだけでなく、そこに TSFI が正確に反映されていることも、アクションの記述や誤りメッセージなど、インタフェースに関するその他の情報を考慮に入れて決定するべきである。

##### 13.4.4.4.4 ワークユニット: ADV\_FSP.4-3

評価者は、各 TSFI の使用方法が記述されていることを決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の使用方法とは、アクションを呼び出して TSFI に関連する結果を取得するためには、インタフェースをどのように操作するのかを要約したものである。評価者は、機能仕様の中のこの資料を読むことにより、各インタフェースの使用方法を決定できるべきである。これは必ずしも、各 TSFI にそれぞれ異なる使用方法が必要ということではない。例えば、カーネルコールを呼び出す一般的な方法を記述してから、その一般的なスタイルを使用する各インタフェースを識別することも可能である。インタフェースの種別が変わると、別の使用方法の仕様が必要になる。API、ネットワークプロトコルインタフェース、システム設定パラメタ、及びハードウェアバスインタフェースには、それぞれにまったく異なる使用方法がある。機能仕様を評価する評価者と同様に、機能仕様を作成する開発者も、このことを考慮に入れて作業するべきである。

証拠資料によって、信頼できない利用者はその機能性にアクセスできないとされている管理インタフェースについては、その機能にアクセスできないようにする方法が機能仕様に記述されていることを評価者が保証する。このアクセス不可能性は、開発者のテストスイートでテストされる必要があるという点に注意するべきである。

## ADV クラス: 開発

評価者は、使用方法の記述のセットが存在することだけでなく、それらが各 TSFI を正確にカバーしていることも決定するべきである。

### 13.4.4.4.5 ワークユニット: ADV\_FSP.4-4

評価者は、TSFI の完全性を決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

評価者は、考えられるタイプのインタフェースを識別するために、設計証拠資料を使わなければならない。評価者は、開発者の証拠資料には記載のない潜在的な TSFI を探すために、設計証拠資料とガイダンス証拠資料を検索しなければならない。このようにして、開発者により定義された TSFI 一式が不完全であることが示される。評価者は、どのような追加 TSFI も存在しないことを最も下位レベルの設計まで、あるいは実装表現によりチェックし、開発者によって提示された TSFI が完全であるという主張を**検査しなければならない**。

CC パート 3 ADV\_FSP.4.3C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する全てのパラメータを識別及び記述しなければならない。

### 13.4.4.4.6 ワークユニット: ADV\_FSP.4-5

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのパラメータを完全に識別していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

評価者は、各 TSFI に対して全てのパラメータが記述されていることを保証するために、機能仕様を検査する。パラメータとは、インタフェースに対する明示的な入力又は出力であり、そのインタフェースのふるまいを制御する。例えば、API に渡される引数、特定のネットワークプロトコルのパケットの様々なフィールド、Windows レジストリの個々のキーの値、チップの一連のピンでやり取りされる信号、などがパラメータである。

全てのパラメータが TSFI に含まれていることを決定するには、評価者は、パラメータの効果の説明が記述に含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(アクションや誤りメッセージなど)を検査するべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメータが記述されていないかどうかを確認するために、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックするべきである。

### 13.4.4.4.7 ワークユニット: ADV\_FSP.4-6

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのパラメータを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

全てのパラメータが識別されたら、評価者は、それらが正確に記述されていること、及びパラメータの記述が完全であることを保証する必要がある。パラメータの記述は、そのパラメータが何であることを意味のある形で伝える。例えば、インタフェース `foo(i)` について、「整数であるパラメータ `i`」を持つと記述されていた場合、この記述は、パラメータの記述としては受け入れられない。これが、「パラメータ `i` は、現在システムにログインしている利用者の数を示す整数である」などになると、はるかに受け入れられる記述となる。

パラメータの記述が完全であることを決定するには、評価者は、パラメータの記述が含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(目的、使用方法、アクション、誤りメッセージなど)を検査するべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメータが記述されていないかどうかを確認するために、提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、アーキテクチャ設計、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックするべきである。

CC パート 3 ADV\_FSP.4.4C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する全てのアクションを記述しなければならない。

#### 13.4.4.4.8 ワークユニット: ADV\_FSP.4-7

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのアクションを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

評価者は、全てのアクションが記述されていることを保証するためにチェックする。インタフェースを通じて利用可能なアクションは、(TSF によってアクションがどのように提供されるのかを記述する TOE 設計とは対照的に)そのインタフェースが何を行うのかを記述する。

インタフェースのアクションは、インタフェースを通じて呼び出すことができる機能性を記述する。また、標準アクションと SFR 関連アクションとに分類できる。標準アクションとは、インタフェースが何を行うかの記述である。この記述に対して提供される情報の量は、インタフェースの複雑さによって決まる。SFR 関連アクションとは、任意の外部インタフェースで見ることができアクションである(例えば、インタフェースの呼び出しによって(ST に監査の要件が含まれている場合に)発生する監査アクティビティについて、通常は呼び出されたインタフェースではアクションの結果を見ることができないが、記述すべきである)。インタフェースのパラメタによっては、インタフェースを通じて呼び出すことができるアクションが数多くある場合もある(例えば API では、最初のパラメタで「サブコマンド」を指定して、その後に、そのサブコマンドに固有のパラメタを指定する場合がある。一部の Unix システムの IOCTL API などとはそうしたインタフェースの 1 つである)。

TSFI のアクションの記述が完全であることを決定するには、評価者は、アクションの説明が記述に含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(パラメタの記述や誤りメッセージなど)をレビューするべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないアクションの証拠が記述されていないかどうかを確認するために、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)も分析するべきである。

CC パート 3 ADV\_FSP.4.5C: 機能仕様は、各 TSFI の呼び出しによって発生する可能性のある全ての直接的誤りメッセージを記述しなければならない。

#### 13.4.4.4.9 ワークユニット: ADV\_FSP.4-8

評価者は、TSFI の提示が各 TSFI の呼び出しによって発生する全ての誤りメッセージを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

誤りは、記述されているインタフェースによって様々な形をとる。API の場合、誤りコードを返す、グローバルな誤り状態を設定する、誤りコードで特定のパラメタを設定するなどの操作が、インタフェース自体によって行われる。設定ファイルの場合は、パラメタの設定に誤りがあると、ログファイルに誤りメッセージが書き込まれる。ハードウェア PCI カードの場合は、誤り状態によってバスで信号が発生したり、CPU に対する例外条件が発生したりする。

誤り(及び関連する誤りメッセージ)は、インタフェースの呼び出しを通じて発生する。インタフェースの呼び出しに応じて発生する処理で誤り状態が検出されると、誤りメッセージが(実装固有のメカニズムによって)生成される。これは、インタフェース自身から返される戻り値である場合もあれば、インタフェースの呼び出しの後にグローバルな値が設定されてチェックされる場合もある。一般に TOE には、「ディスクフル」や「資源のロック」など、資源の基本的な状態を原因とする下位レベルの誤りメッセージがいくつか用意されている。これらの誤りメッセージは、多数の TSFI にマッピングされている場合もあるが、インタフェース記述の詳細の漏れを見つけるために使用できる。例えば、「ディスクフル」メッセージを生成する TSFI があり、その TSFI のアクションの記述に、その TSFI でディスクへのアクセスが発生する理由についての明白な記述がない場合、評価者は、その記述が完全かつ正確かどうかを決定するために、その TSFI に関連するその他の証拠(セキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)や TOE 設計(ADV\_TDS<sup>xxxii</sup>))を検査する必要がある。

評価者は、各 TSFI について、そのインタフェースが呼び出されたときに返すことができる誤りメッセージの正確なセットを決定できることを決定する。評価者は、誤りのセットが完全であるように見えるか

どうかを決定するために、インタフェースに提供されている証拠をレビューする。さらにこの情報を、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)に照らしてチェックして、言及されている処理によって発生する誤りの中に、機能仕様に含まれていないものがないことを保証する。

### 13.4.4.4.10 ワークユニット: ADV\_FSP.4-9

評価者は、TSFI の提示が各 TSFI の呼び出しによって発生する全ての誤りメッセージの意味を完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

正確かどうかを決定するには、評価者は誤りの意味を理解できなければならない。例えば、インタフェースで 0、1、又は 2 の数字コードが返される場合、「foo()インタフェースの呼び出しによって発生する可能性がある誤りは 0、1、又は 2 である」のように値が羅列されているだけの機能仕様では、評価者がその誤りを理解することはできないだろう。代わりに評価者は、誤りが「foo()インタフェースの呼び出しによって発生する可能性がある誤りは 0(成功)、1(ファイルが見つからない)、又は 2(指定したファイル名が間違っている)である」のような形で記述されていることを保証するためにチェックする。

TSFI の呼び出しによって発生する誤りの記述が完全であることを決定するには、評価者は、そのようなインタフェースを使用することによって発生する可能性がある誤り状態が説明されているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(パラメタの記述やアクションなど)を検査する。評価者は、TSFI に関連する誤り処理について、機能仕様に含まれていないものが記述されていないかどうかを確認するために、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックする。

CC パート 3 ADV\_FSP.4.6C: 追跡は、機能仕様での TSFI に対する SFR の追跡を実証するものでなければならない。

### 13.4.4.4.11 ワークユニット: ADV\_FSP.4-10

評価者は、追跡によって SFR が対応する TSFI にリンクされることを**チェックしなければならない**。

追跡は、どの SFR がどの TSFI に関連するかを示す指針として、開発者が提供する。この追跡は表のように単純化できる。評価者は、続くワークユニットで追跡を入力として使用して、その完全さと正確さを検証する。

## 13.4.4.5 アクション ADV\_FSP.4.2E

### 13.4.4.5.1 ワークユニット: ADV\_FSP.4-11

評価者は、機能仕様が SFR の完全な具体化であることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

全ての SFR が機能仕様、及びテストカバレッジ分析によってカバーされていることを保証するために、評価者は開発者の追跡を土台にすることができる(ADV\_FSP.4-10 の TOE セキュリティ機能要件と TSFI の間のマッピングを参照のこと。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 3 つの異なる TSFI によってカバーされていた場合、評価者が FDP\_ACC.1 を TSFIA、B、及び C にマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。この場合、評価者は、FDP\_ACC.1 (規則 1)を TSFI A に、FDP\_ACC.1 (規則 2)を TSFI B にという形でマッピングを行うべきである。また、インタフェースがラッパーインタフェースである場合も考えられるが(例えば、IOCTL)、その場合には、特定のインタフェースの特定のパラメタセットに固有のマッピングが必要となる。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。また、TSFI に関連付けられているパラメタ、アクション、及び誤りメッセージは完全に特定されていなければならないため、評価者は、SFR の全ての側面がインタフェースレベルで実装されているように見えるかどうかを決定できるべきであるという点も重要である。

#### 13.4.4.5.2 ワークユニット: ADV\_FSP.4-12

評価者は、機能仕様が SFR の正確な具体化であることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

TSF 境界で見ることのできる効果をもたらす ST の各機能要件について、要件によって記述されている必要な機能性が、その要件に関連付けられている TSFI の情報によって特定される。例えば、アクセス制御リストの要件が ST に含まれていて、その要件にマッピングされている唯一の TSFI で Unix スタイルの保護ビットの機能性が特定されていた場合、その機能仕様は、その要件に対しては正確ではない。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。

#### 13.4.5 サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.5)

##### 13.4.5.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TSFI が完全かつ正確に記述されているかどうか及び ST のセキュリティ機能要件が TSFI に実装されているように見えるかどうかを評価者が決定できるような形で、開発者が全ての TSFI を完全に記述しているかどうかを決定することである。インタフェースの完全さは、実装表現に基づいて判断される。

##### 13.4.5.2 入力

ワークユニットで必要とされるこのサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE設計
- d) 実装表現

TOE の ST に含まれている場合に使用されるこのサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) セキュリティアーキテクチャ記述
- b) TSF内部構造の記述
- c) 形式的セキュリティ方針モデル
- d) 利用者操作ガイダンス

### 13.4.5.3 アクション ADV\_FSP.5.1E

#### 13.4.5.3.1 一般

CC パート 3 ADV\_FSP.5.1C: 機能仕様は、完全に TSF を表現しなければならない。

#### 13.4.5.3.2 ワークユニット: ADV\_FSP.5-1

評価者は、TSF が完全に表現されていることを決定するために、機能仕様を **検査しなければならない**。

TSFI の識別は、このサブアクティビティの他の全てのアクティビティの必要条件となる。TSFI を識別するためには、TSF が識別されていなければならない(TOE 設計(ADV\_TDS<sup>xxxiii</sup>)ワークユニットの一部として行われる)。このアクティビティは、インタフェースの大きなグループ(ネットワークプロトコル、ハードウェアインタフェース、設定ファイル)に欠けているものがないことを保証するために上位レベルで行うことも、機能仕様の評価と並行して下位レベルで行うこともできる。

このワークユニットの評定を行うとき、評価者は、機能仕様にリストされているインタフェースの観点から TSF の全ての部分が扱われていることを決定する。TSF の全ての部分にそれぞれ対応するインタフェース記述があるべきである。対応するインタフェースがない部分がある場合は、それが受け入れられるかどうかを評価者が決定する。

CC パート 3 ADV\_FSP.5.2C: 機能仕様は、準形式的スタイルを使用して TSFI を記述しなければならない。

#### 13.4.5.3.3 ワークユニット: ADV\_FSP.5-2

評価者は、機能仕様が準形式的スタイルを使用して表現されていることを決定するために、その仕様を **検査しなければならない**。

準形式的表現は、明確に定義された構文を持つ標準化された形式を特徴とする。これにより、非形式的表現に見られるような曖昧さが軽減される。準形式的な形式の意図は、表現に対する読者の理解を高めることにあるため、何らかの構造的表現方法(擬似コード、フローチャート、ブロック図など)を使用することが適切である(必須ではない)。

評価者はこのアクティビティのために、インタフェース記述が構造的な一貫した形で記述されていること、及び共通の用語が使用されていることを保証するべきである。また、インタフェースの準形式的表現では、インタフェースの表現の詳細レベルが TSFI 全体でほぼ一貫していることも必要とされる。機能仕様では、インタフェースの一部について外部の仕様を参照することが認められるが、その場合も、それらの外部の仕様自体が準形式的でなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.5.3C: 機能仕様は、全ての TSFI の目的と使用方法を記述しなければならない。

#### 13.4.5.3.4 ワークユニット: ADV\_FSP.5-3

評価者は、機能仕様が各 TSFI の目的を記述していることを決定するために、その仕様を **検査しなければならない**。

TSFI の目的とは、インタフェースによって提供される機能性を要約する一般的なステートメントである。そこで意図されているのは、インタフェースに関連するアクション及び結果の完全なステートメントではなく、そのインタフェースが何のために使用されるものなのかを読者が大まかに理解できるようにするためのステートメントである。評価者は、目的が存在することだけでなく、そこに TSFI が正確に反映されていることも、アクションの記述や誤りメッセージなど、インタフェースに関するその他の情報を考慮に入れて決定するべきである。

#### 13.4.5.3.5 ワークユニット: ADV\_FSP.5-4

評価者は、各 TSFI の使用方法が記述されていることを決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

TSFI の使用方法とは、アクションを呼び出して TSFI に関連する結果を取得するためには、インタフェースをどのように操作するのかを要約したものである。評価者は、機能仕様の中のこの資料を読むことにより、各インタフェースの使用方法を決定できるべきである。これは必ずしも、各 TSFI にそれぞれ異なる使用方法が必要ということではない。例えば、カーネルコールを呼び出す一般的な方法を記述してから、その一般的なスタイルを使用する各インタフェースを識別することも可能である。インタフェースの種別が変わると、別の使用方法の仕様が必要になる。API、ネットワークプロトコルインタフェース、システム設定パラメタ、及びハードウェアバスインタフェースには、それぞれにまったく異なる使用方法がある。機能仕様を評価する評価者と同様に、機能仕様を作成する開発者も、このことを考慮に入れて作業するべきである。

証拠資料によって、信頼できない利用者はその機能性にアクセスできないとされている管理インタフェースについては、その機能にアクセスできないようにする方法が機能仕様記述されていることを評価者が保証する。このアクセス不可能性は、開発者のテストスイートでテストされる必要があるという点に注意するべきである。

評価者は、使用方法の記述のセットが存在することだけでなく、それらが各 TSFI を正確にカバーしていることも決定するべきである。

#### 13.4.5.3.6 ワークユニット: ADV\_FSP.5-5

評価者は、TSFI の完全性を決定するために、機能仕様を**検査しなければならない**。

評価者は、考えられるタイプのインタフェースを識別するために、設計証拠資料を使わなければならない。評価者は、開発者の証拠資料には記載のない潜在的な TSFI を探すために、設計証拠資料とガイダンス証拠資料を検索しなければならない。このようにして、開発者により定義された TSFI 一式が不完全であることが示される。評価者は、どのような追加 TSFI も存在しないことを最も下位レベルの設計まで、あるいは実装表現によりチェックし、開発者によって提示された TSFI が完全であるという主張を**検査しなければならない**。

CC パート 3 ADV\_FSP.5.4C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する全てのパラメタを識別及び記述しなければならない。

#### 13.4.5.3.7 ワークユニット: ADV\_FSP.5-6

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのパラメタを完全に識別していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

評価者は、各 TSFI に対して全てのパラメタが記述されていることを保証するために、機能仕様を検査する。パラメタとは、インタフェースに対する明示的な入力又は出力であり、そのインタフェースのふるまいを制御する。例えば、API に渡される引数、特定のネットワークプロトコルのパケットの様々なフィールド、Windows レジストリの個々のキーの値、チップの一連のピンでやり取りされる信号、などがパラメタである。

全てのパラメタが TSFI に含まれていることを決定するには、評価者は、パラメタの効果の説明が記述に含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(アクションや誤りメッセージなど)を検査するべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメタが記述されていないかどうかを確認するために、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックするべきである。

#### 13.4.5.3.8 ワークユニット: ADV\_FSP.5-7

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのパラメタを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

全てのパラメタが識別されたら、評価者は、それらが正確に記述されていること、及びパラメタの記述が完全であることを保証する必要がある。パラメタの記述は、そのパラメタが何であることを意味のある形で伝える。例えば、インタフェース *foo(i)* について、「整数であるパラメタ *i*」を持つと記述されていた場合、この記述は、パラメタの記述としては受け入れられない。これが、「パラメタ *i* は、現在システムにログインしている利用者の数を示す整数である」などになると、はるかに受け入れられる記述となる。

パラメタの記述が完全であることを決定するには、評価者は、パラメタの記述が含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(目的、使用方法、アクション、誤りメッセージなど)を検査するべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないふるまいや追加のパラメタが記述されていないかどうかを確認するために、提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、アーキテクチャ設計、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックするべきである。

CC パート 3 ADV\_FSP.5.5C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する全てのアクションを記述しなければならない。

#### 13.4.5.3.9 ワークユニット: ADV\_FSP.5-8

評価者は、TSFI の提示が全ての TSFI に関連する全てのアクションを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

評価者は、全てのアクションが記述されていることを保証するためにチェックする。インタフェースを通じて利用可能なアクションは、(TSF によってアクションがどのように提供されるのかを記述する TOE 設計とは対照的に)そのインタフェースが何を行うのかを記述する。

インタフェースのアクションは、インタフェースを通じて呼び出すことができる機能性を記述する。また、標準アクションと SFR 関連アクションとに分類できる。標準アクションとは、インタフェースが何を行うかの記述である。この記述に対して提供される情報の量は、インタフェースの複雑さによって決まる。SFR 関連アクションとは、任意の外部インタフェースで見ることができるアクションである(例えば、インタフェースの呼び出しによって(ST に監査の要件が含まれている場合に)発生する監査アクティビティについて、通常は呼び出されたインタフェースではアクションの結果を見ることができないが、記述するべきである)。インタフェースのパラメタによっては、インタフェースを通じて呼び出すことができるアクションが数多くある場合もある(例えば API では、最初のパラメタで「サブコマンド」を指定して、その後、そのサブコマンドに固有のパラメタを指定する場合がある。一部の Unix システムの IOCTL API などはそうしたインタフェースの 1 つである)。

TSFI のアクションの記述が完全であることを決定するには、評価者は、アクションの説明が記述に含まれているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(パラメタの記述や誤りメッセージなど)をレビューするべきである。評価者は、機能仕様に含まれていないアクションの証拠が記述されていないかどうかを確認するために、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)も分析するべきである。

CC パート 3 ADV\_FSP.5.6C: 機能仕様は、各 TSFI の呼び出しによって発生する可能性のある全ての直接的誤りメッセージを記述しなければならない。

#### 13.4.5.3.10 ワークユニット: ADV\_FSP.5-9

評価者は、TSFI の提示が各 TSFI の呼び出しによって発生する全ての誤りメッセージを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

誤りは、記述されているインタフェースによって様々な形をとる。API の場合、誤りコードを返す、グローバルな誤り状態を設定する、誤りコードで特定のパラメタを設定するなどの操作が、インタフェース自体によって行われる。設定ファイルの場合は、パラメタの設定に誤りがあると、ログファイルに誤りメッセージが書き込まれる。ハードウェア PCI カードの場合は、誤り状態によってバスで信号が発生したり、CPU に対する例外条件が発生したりする。

誤り(及び関連する誤りメッセージ)は、インタフェースの呼び出しを通じて発生する。インタフェースの呼び出しに応じて発生する処理で誤り状態が検出されると、誤りメッセージが(実装固有のメカニズムによって)生成される。これは、インタフェース自身から返される戻り値である場合もあれば、インタフェースの呼び出しの後にグローバルな値が設定されてチェックされる場合もある。一般に TOE には、「ディスクフル」や「資源のロック」など、資源の基本的な状態を原因とする下位レベルの誤りメッセージがいくつか用意されている。これらの誤りメッセージは、多数の TSFI にマッピングされている場合もあるが、インタフェース記述の詳細の漏れを見つけるために使用できる。例えば、「ディスクフル」メッセージを生成する TSFI があり、その TSFI のアクションの記述に、その TSFI でディスクへのアクセスが発生する理由についての明白な記述がない場合、評価者は、その記述が完全かつ正確かどうかを決定するために、その TSFI に関連するその他の証拠(ADV\_ARC や ADV\_TDS)を検査する必要がある。

評価者は、各 TSFI について、そのインタフェースが呼び出されたときに返すことができる誤りメッセージの正確なセットを決定できることを決定する。評価者は、誤りのセットが完全であるように見えるかどうかを決定するために、インタフェースに提供されている証拠をレビューする。さらにこの情報を、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)に照らしてチェックして、言及されている処理によって発生する誤りの中に、機能仕様に含まれていないものがないことを保証する。

#### 13.4.5.3.11 ワークユニット: ADV\_FSP.5-10

評価者は、TSFI の提示が各 TSFI の呼び出しによって発生する全ての誤りメッセージの意味を完全かつ正確に記述していることを決定するために、その提示を**検査しなければならない**。

正確かどうかを決定するには、評価者は誤りの意味を理解できなければならない。例えば、インタフェースで 0、1、又は 2 の数字コードが返される場合、「foo()インタフェースの呼び出しによって発生する可能性がある誤りは 0、1、又は 2 である」のように値が羅列されているだけの機能仕様では、評価者がその誤りを理解することはできないだろう。代わりに評価者は、誤りが「foo()インタフェースの呼び出しによって発生する可能性がある誤りは 0(成功)、1(ファイルが見つからない)、又は 2(指定したファイル名が間違っている)である」のような形で記述されていることを保証するためにチェックする。

TSFI の呼び出しによって発生する誤りの記述が完全であることを決定するには、評価者は、そのようなインタフェースを使用することによって発生する可能性がある誤り状態が説明されているかどうかを決定するために、残りのインタフェース記述(パラメタの記述やアクションなど)を検査する。評価者は、TSFI に関連する誤り処理について、機能仕様に含まれていないものが記述されていないかどうかを確認するために、評価のために提供されているその他の証拠(例えば、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、実装表現)もチェックする。

CC パート 3 ADV\_FSP.5.7C: 機能仕様は、TSFI の呼び出しによって発生しない全ての誤りメッセージを記述しなければならない。

#### 13.4.5.3.12 ワークユニット: ADV\_FSP.5-11

評価者は、機能仕様は TSFI の呼び出しによって発生しない全ての誤りメッセージを完全かつ正確に記述していることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、TSFI の呼び出しによって発生する誤りメッセージについて記述したワークユニット ADV\_FSP.5-9 を補足するものである。この 2 つのワークユニットの組み合わせにより、TSF によって生成される可能性がある全ての誤りメッセージがカバーされる。

## ADV クラス: 開発

評価者は、機能仕様の内容を、実装表現に含まれる誤りメッセージの生成の事例と比較することによって、機能仕様の完全さ及び正確さを評定する。こうした誤りメッセージのほとんどは、すでにワークユニット ADV\_FSP.5-9 によってカバーされているものである。

一般に、このワークユニットに関連する誤りメッセージは、生成されるとは想定されていないが、正しいプログラミングの実践のために作成されるものである。例えば、一連の **case** のそれぞれの結果となるアクションを定義する **case** ステートメントは、想定されていない全ての状況に適用される最後の **else** ステートメントで終了することができる。これにより、TSF が未定義の状態に陥らないことが保証される。しかし、実行パスがこの **else** ステートメントに到達することは想定されていないため、この **else** ステートメントの中で誤りメッセージが生成されることはない。この誤りメッセージは、生成されることはなくても、機能仕様には含まれていなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.5.8C: 機能仕様は、TSF の実装に含まれているが TSFI の呼び出しによって発生しない各誤りメッセージについて、その根拠を示さなければならない。

### 13.4.5.3.13 ワークユニット: ADV\_FSP.5-12

評価者は、機能仕様は、TSF の実装に含まれているが TSFI の呼び出しによって発生しない各誤りメッセージについて、その根拠を示していることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

評価者は、ワークユニット ADV\_FSP.5-11 で確認された全ての誤りメッセージについて、それらが TSFI から呼び出されない理由となる根拠が含まれていることを保証する。

この根拠では、前のワークユニットで説明したように、問題の誤りメッセージは実行ロジックを完全にするために提供されるものであり、生成されることは想定されていない、という事実を示すだけでかまわない。評価者は、そうした誤りメッセージのそれぞれについて、その根拠が論理的であることを保証する。

CC パート 3 ADV\_FSP.5.9C: 追跡は、機能仕様での TSFI に対する SFR の追跡を実証するものでなければならない。

### 13.4.5.3.14 ワークユニット: ADV\_FSP.5-13

評価者は、追跡によって SFR が対応する TSFI にリンクされることを**チェックしなければならない**。

追跡は、どの SFR がどの TSFI に関連するかを示す指針として、開発者が提供する。この追跡は表のように単純化できる。評価者は、続くワークユニットで追跡を入力として使用して、その完全さと正確さを検証する。

## 13.4.5.4 アクション ADV\_FSP.5.2E

### 13.4.5.4.1 ワークユニット: ADV\_FSP.5-14

評価者は、機能仕様は SFR の完全な具体化であることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

全ての SFR が機能仕様、及びテストカバレッジ分析によってカバーされていることを保証するために、評価者は開発者の追跡を土台にすることができる(ADV\_FSP.5-13 の TOE セキュリティ機能要件と TSFI の間のマッピングを参照のこと。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 3 つの異なる TSFI によってカバーされていた場合、評価者が FDP\_ACC.1 を TSFIA、B、及び C にマッピングして、ワークユニットが完了したと主張す

るのは適切でない。この場合、評価者は、FDP\_ACC.1 (規則 1)を TSFI A に、FDP\_ACC.1 (規則 2)を TSFI B にという形でマッピングを行うべきである。また、インタフェースがラッパーインタフェースである場合も考えられるが(例えば、IOCTL)、その場合には、特定のインタフェースの特定のパラメータセットに固有のマッピングが必要となる。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。また、TSFI に関連付けられているパラメータ、アクション、及び誤りメッセージは完全に特定されていなければならないため、評価者は、SFR の全ての側面がインタフェースレベルで実装されているように見えるかどうかを決定できるべきであるという点も重要である。

#### 13.4.5.4.2 ワークユニット: ADV\_FSP.5-15

評価者は、機能仕様が SFR の正確な具体化であることを決定するために、その仕様を**検査しなければならない**。

TSF 境界で見ることのできる効果をもたらす ST の各機能要件について、要件によって記述されている必要な機能性が、その要件に関連付けられている TSFI の情報によって特定される。例えば、アクセス制御リストの要件が ST に含まれていて、その要件にマッピングされている唯一の TSFI で Unix スタイルの保護ビットの機能性が特定されていた場合、その機能仕様は、その要件に対しては正確ではない。

評価者は、TSF 境界ではほとんどあるいはまったく見ることのできない要件(例えば、FDP\_RIP)については、TSFI への完全なマッピングは期待されないということを認識する必要がある。それらの要件の分析は、ST に含まれている場合に、TOE 設計(ADV\_TDS)の分析で行われる。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.1C: 機能仕様は、完全に TSF を表現しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.2C: 機能仕様は、**形式的**スタイルを使用して TSFI を記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.3C: 機能仕様は、全ての TSFI の目的と使用方法を記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.4C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する全てのパラメータを識別及び記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.5C: 機能仕様は、各 TSFI に関連する全てのアクションを記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.6C: 機能仕様は、各 TSFI の呼び出しによって発生する可能性のある全ての直接的誤りメッセージを記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.7C: 機能仕様は、TSF 実装表現に含まれている全ての誤りメッセージを記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.8C: 機能仕様は、TSF 実装に含まれているが機能仕様には記述されない、各誤りメッセージについて、TSFI に関連しない理由を正当化する根拠を提供しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.9C: TSF の機能仕様の形式的表現は、適切な個所に対して非形式的で説明的なテキストで補足される形式的スタイルを使用して、TSFI を記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_FSP.6.10C: 追跡は、機能仕様での TSFI に対する SFR の追跡を実証するものでなければならない。

#### 13.4.6 サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.6)

一般的なガイダンスはない。このサブアクティビティのガイダンスについては制度を調べるべきである。

## 13.5 実装表現(ADV\_IMP)

### 13.5.1 サブアクティビティの評価(ADV\_IMP.1)

#### 13.5.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者によって提供される実装表現が、他の分析アクティビティで使用するのに適しているかどうかを決定することである。この適切さは、このコンポーネントの要件に対する適合性によって判断される。

#### 13.5.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 実装表現
- b) 開発ツールの証拠資料(ALC\_TATの結果)
- c) TOE設計記述

#### 13.5.1.3 適用上の注釈

情報不足によって分析アクティビティが制限されることのないように、実装表現全体が提供される。とはいえ、分析アクティビティが行われる際に全ての表現が検査されるわけではない。そのようなことは、ほとんど全ての場合に現実的でないうえ、たいていは、実装表現のターゲットサンプリングに比べて TOE の保証が高くなるわけでもない。このサブアクティビティについては特にそう言える。長い時間をかけて実装表現の特定の部分の要件を検証し、その後、別の部分を使用して他のワークユニットの分析を行うというのは、評価者にとって生産的とは言えない。したがって、評価者には、他のファミリー (ATE\_IND、AVA\_VAN、ADV\_INT など)のワークユニットで行われる分析に最も関係のある TOE の部分から実装表現のサンプルを選択することが推奨される。

#### 13.5.1.4 アクション ADV\_IMP.1.1E

##### 13.5.1.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_IMP.1.1C: 実装表現は、それ以上の設計上の決定を必要とせずに、TSF を生成できるような詳細レベルまでTSF を定義しなければならない。

##### 13.5.1.4.2 ワークユニット: ADV\_IMP.1-1

評価者は、実装表現が、それ以上の設計上の決定を必要とせずに、TSF を生成できるような詳細レベルまでTSF を定義していることをチェックしなければならない。

ソースコードや、実際のハードウェアの製造に用いられるハードウェア図及び/又は IC ハードウェア設計言語コードやレイアウトデータは、実装表現の一部の例である。評価者は、実装表現が適切なレベル(さらなる設計上の決定を必要とする擬似コードなどのレベルではなく)に達しているという確信を得るために、実装表現をサンプリングする。評価者には、開発者が必要な情報を全て提供したことを確認するために、最初に実装表現を簡単にチェックすることが推奨される。その一方で、実装の検査を必要とする他のワークユニットの作業の間にも、このチェックの大半を行うことが推奨される。そうすることによって、このワークユニットで検査したサンプルが適切であるという保証が得られる。

CC パート 3 ADV\_IMP.1.2C: 実装表現の形式は、開発要員が使用する形式でなければならない。

##### 13.5.1.4.3 ワークユニット: ADV\_IMP.1-2

評価者は、実装表現の形式が、開発要員が使用する形式であることをチェックしなければならない。

実装表現は、開発者によって、実際の実装への変換に適した形式で操作される。例えば開発者は、最終的にコンパイルされて TSF の一部となるソースコードを含むファイルを使用することができる。開発者は、評価者が分析において自動化の技法を使用できるように、自分たちが使用する形式で実装表現を提供する。これにより、検査される実装表現が、実際に TSF の作成に使用されるものであるという信頼も高まる(ワードプロセッサ文書などの別の表現形式で提供される場合とは対照的)。ただし、開発者は他の形式の実装表現も使用できるという点に注意すべきである。それらの形式の実装表現も一緒に提供される。全体的な目標は、評価者の分析を最大限に高める情報を提供することである。

評価者は、開発者が使用できるバージョンであるという確信を得るために、実装表現をサンプリングする。このサンプルによって、評価者は実装表現の全ての部分が要件に適合している保証が得られるようにする。ただし、実装表現全体の完全な検査は必要ない。

ある種の実装表現には、コンパイルや実行時の解釈の実際の結果を、実装表現そのもののみから決定するのを困難にしたり不可能にしたりするような規約がある。例えば C 言語コンパイラでは、コンパイラ指示文によって、コードの特定の部分全体が除外されたり含まれたりする。

ある種の実装表現では、理解や分析に重大な障壁が持ち込まれるために、追加の情報が必要になることがある。例えば、隠蔽されているソースコードや、理解や分析を妨げるその他の形で難読化されているコードがこれに該当する。一般に、このような形式の実装表現は、TOE 開発者によって使用されているバージョンの実装表現に対して、コードを隠蔽したり分かりにくくしたりするプログラムが実行された結果である。隠蔽されている表現はコンパイルの対象であり、元の隠蔽されていない表現より(構造の観点からは)実装に近いと言えるが、そのように難読化されているコードを提供すると、その表現に関連する分析作業にかかる時間が大幅に増加する可能性がある。このような形式の表現が作成される場合は、隠蔽されていない表現を提供できるように、使用されている隠蔽ツール/アルゴリズムについての詳細がコンポーネントで必要とされる。この追加の情報は、隠蔽のプロセスによって弱体化しているセキュリティメカニズムがないという確信を得るために使用できる。

評価者は、実装表現の解釈に必要な全ての情報が提供されているという確信を得るために、実装表現をサンプリングする。ツールは、ツールと技法(ALC\_TAT)コンポーネントによって参照されているものである点に注意する必要がある。評価者には、開発者の方向性が正しいことを確認するために、最初に実装表現を簡単にチェックすることが推奨される。その一方で、実装の検査を必要とする他のワークユニットの作業の間にも、このチェックの大半を行うことが推奨される。そうすることによって、このワークユニットで検査したサンプルが適切であるという保証が得られる。

CC パート 3 ADV\_IMP.1.3C: TOE 設計記述と実装表現のサンプルの間のマッピングは、両者の対応を実証しなければならない。

#### 13.5.1.4.4 ワークユニット: ADV\_IMP.1-3

評価者は、TOE 設計記述と実装表現のサンプルの間のマッピングが正確であることを決定するために、そのマッピングを**検査しなければならない**。

評価者は、実装表現の一部と TOE 設計記述が正しいことを検証することによって、存在の決定(ワークユニット ADV\_IMP.1-1 で特定される)を補強する。関心の対象となる TOE 設計記述の部分について、TOE 設計記述で提供されている記述が実装表現に正確に反映されていることを検証する。

例えば、利用者の識別認証に使用されるログインモジュールが TOE 設計記述で識別されていたとする。この場合、評価者は、利用者認証が重要視されるなら、TOE 設計記述に記述されているサービスが、対応するコードで実際に実装されていることを検証する。このほか、機能仕様に記述されているとおりにコードがパラメタを受け取っているかどうか、検証する価値がある場合がある。

もう 1 つ注意すべきポイントとして、開発者は、選択されるサンプルが確実にカバーされるように実装表現全体のマッピングを行うか、サンプルが選択されてからマッピングを行うかを選択しなければならない

ない。1 つ目の方法では、作業量は増えるが、評価が始まる前に完了できる。2 つ目の方法では、作業量は減るが、必要な証拠が作成されるまで評価アクティビティが中断されることになる。

### 13.5.2 サブアクティビティの評価(ADV\_IMP.2)

#### 13.5.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者によって提供される実装表現が、他の分析アクティビティで使用するのに適しているかどうかを決定することである。この適切さは、このコンポーネントの要件に対する適合性によって判断される。

#### 13.5.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 実装表現
- b) 開発ツールの証拠資料(ALC\_TATの結果)
- c) TOE設計記述

#### 13.5.2.3 適用上の注釈

情報不足によって分析アクティビティが制限されることのないように、実装表現全体が提供される。とはいえ、分析アクティビティが行われる際に全ての表現が詳細に検査されるわけではない。そのようなことは、ほとんど全ての場合に現実的でないうえ、たいていは TOE の保証が高くなるわけでもない。

ADV\_IMP.1 と比較して、ADV\_IMP.2 の新しい側面は、完全な実装表現が TOE 設計記述にマッピングされていることを開発者が実証する必要があると、評価者が確認することである。しかし、これは他の全てのワークユニットが完全な実装表現の検査を必要とすることを意味するものではない。実装表現の適切な詳細度及び形式のような側面は、ADV\_IMP.1 のようにサンプリングでカバーすることができる。

#### 13.5.2.4 アクション ADV\_IMP.2.1E

##### 13.5.2.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_IMP.2.1C: 実装表現は、それ以上の設計上の決定を必要とせずに、TSF を生成できるような詳細レベルまで TSF を定義しなければならない。

##### 13.5.2.4.2 ワークユニット: ADV\_IMP.2-1

評価者は、実装表現が、それ以上の設計上の決定を必要とせずに、TSF を生成できるような詳細レベルまで TSF を定義していることを **チェックしなければならない**。

ソースコードや、実際のハードウェアの製造に用いられるハードウェア図及び/又は IC ハードウェア設計言語コードやレイアウトデータは、実装表現の一部の例である。評価者は、実装表現が適切なレベル(さらなる設計上の決定を必要とする擬似コードなどのレベルではなく)に達しているという確信を得るために、実装表現をサンプリングする。評価者には、開発者の方向性が正しいことを確認するために、最初に実装表現を簡単にチェックすることが推奨される。その一方で、実装の検査を必要とする他のワークユニットの作業の間にも、このチェックの大半を行うことが推奨される。そうすることによって、このワークユニットで検査したサンプルが適切であるという保証が得られる。

実装表現を実際の実装に変換するために使用される「ビルド」手順を評価者が実際に実行又は立ち会い、その結果を配付された TOE と比較することができれば、このワークユニット(そしておそらく次のワークユニットも)に対して、より簡単で同時に信頼できるチェックを提供することができるかもしれない。

CC パート 3 ADV\_IMP.2.2C: 実装表現の形式は、開発要員が使用する形式でなければならない。

#### 13.5.2.4.3 ワークユニット: ADV\_IMP.2-2

評価者は、実装表現の形式が、開発要員が使用する形式であることをチェックしなければならない。

実装表現は、開発者によって、実際の実装への変換に適した形式で操作される。例えば開発者は、最終的にコンパイルされて TSF の一部となるソースコードを含むファイルを使用することができる。開発者は、評価者が分析において自動化の技法を使用できるように、自分たちが使用する形式で実装表現を提供する。これにより、検査される実装表現が、実際に TSF の作成に使用されるものであるという信頼も高まる(ワードプロセッサ文書などの別の表現形式で提供される場合とは対照的)。ただし、開発者は他の形式の実装表現も使用できるという点に注意すべきである。それらの形式の実装表現も一緒に提供される。全体的な目標は、評価者の分析を最大限に高める情報を提供することである。

評価者は、開発者が使用できるバージョンであるという確信を得るために、実装表現をサンプリングする。このサンプルによって、評価者は実装表現の全ての部分が要件に適合している保証が得られるようにする。ただし、実装表現全体の完全な検査は必要ない。

ある種の実装表現には、コンパイルや実行時の解釈の実際の結果を、実装表現そのもののみから決定するのを困難にしたり不可能にしたりするような規約がある。例えば C 言語コンパイラでは、コンパイラ指示文によって、コードの特定の部分全体が除外されたり含まれたりする。

ある種の実装表現では、理解や分析に重大な障壁が持ち込まれるために、追加の情報が必要になることがある。例えば、隠蔽されているソースコードや、理解や分析を妨げるその他の形で難読化されているコードがこれに該当する。一般に、このような形式の実装表現は、TOE 開発者によって使用されているバージョンの実装表現に対して、コードを隠蔽したり分かりにくくしたりするプログラムが実行された結果である。隠蔽されている表現はコンパイルの対象であり、元の隠蔽されていない表現より(構造の観点からは)実装に近いと言えるが、そのように難読化されているコードを提供すると、その表現に関連する分析作業にかかる時間が大幅に増加する可能性がある。このような形式の表現が作成される場合は、隠蔽されていない表現を提供できるように、使用されている隠蔽ツール/アルゴリズムについての詳細がコンポーネントで必要とされる。この追加の情報は、隠蔽のプロセスによって弱体化しているセキュリティメカニズムがないという確信を得るために使用できる。

評価者は、実装表現の解釈に必要な全ての情報が提供されているという確信を得るために、実装表現をサンプリングする。ツールは、ツールと技法(ALC\_TAT)コンポーネントによって参照されているものである点に注意する必要がある。評価者には、開発者の方向性が正しいことを確認するために、最初に実装表現を簡単にチェックすることが推奨される。その一方で、実装の検査を必要とする他のワークユニットの作業の間にも、このチェックの大半を行うことが推奨される。そうすることによって、このワークユニットで検査したサンプルが適切であるという保証が得られる。

CC パート 3 ADV\_IMP.2.3C: TOE 設計記述と実装表現全体の間のマッピングは、両者の対応を実証しなければならない。

#### 13.5.2.4.4 ワークユニット: ADV\_IMP.2-3

評価者は、TOE 設計記述と実装表現全体の間のマッピングが正確であることを決定するために、そのマッピングを検査しなければならない。

評価者は、実装表現と TOE 設計記述が正しいことを検証することによって、存在の決定(ワークユニット ADV\_IMP.2-1 で特定される)を補強する。関心の対象となる TOE 設計記述の部分について、TOE 設計記述で提供されている記述が実装表現に正確に反映されていることを検証する。

例えば、利用者の識別認証に使用されるログインモジュールが TOE 設計記述で識別されていたとする。この場合、評価者は、利用者認証が重要視されるなら、TOE 設計記述に記述されているサービスが、対

## ADV クラス: 開発

応するコードで実際に実装されていることを検証する。このほか、機能仕様に記述されているとおりにコードがパラメタを受け取っているかどうか、検証する価値がある場合がある。

通常、評価者は少なくとも ST で選択された SFR が必要とする機能性と、セキュリティアーキテクチャ記述で記述された側面を、上述の意味において「関心の対象」として考慮することが期待される。しかし、セキュリティアーキテクチャの全ての側面が、必ずしも実装表現の特定の部分に追跡可能であるわけではないことには注意。

もう 1 つ注意すべきポイントとして、開発者は、選択されるサンプルが確実にカバーされるように実装表現全体のマッピングを行わなければならない。

### 13.5.2.4.5 ワークユニット: ADV\_IMP.2-4

評価者は、TOE 設計記述と実装表現全体の間のマッピングが完全であることを決定するために、そのマッピングを **検査しなければならない**。

ここでいう完全性とは、両方向に関連するものであることに注意。つまり完全な TOE 設計は実装表現でカバーされる必要があり、実装表現の全ての部分は TOE 設計の対応する部分にマップされる必要がある。

実装表現全体がマッピングによってカバーされていることを確認するために、評価者は実装表現の全ての部分の内容を検査する必要はない。(ソフトウェア TOE の場合)例えば、各ソースコードファイルを TOE の設計記述のモジュールに対応付けることでマッピングを記述する場合、ソースコードファイルの名前、サブディレクトリでのグループ化又は「ビルド」手順でのグループ化などの情報から評価者が結論付けることができるソースコードファイルの役割から、このマッピングが妥当であれば十分である。正確さについては、前述のワークユニットでカバーされていることに注意。

設計記述全体が実装表現でカバーされていることを確認するために、評価者はもう一方の議論と同様の議論、すなわち、TOE 設計記述に含まれる全てのモジュールが実装表現の一部に妥当と思われる方法でマッピングされていることを使用することができる。さらに、評価者が前のワークユニットで、全ての SFR とセキュリティアーキテクチャ記述の該当する全ての部分が実装表現に追跡可能であることを確立した場合、これはマッピングが完全であることの十分な証拠と見なすことができる。

## 13.6 TSF 内部構造(ADV\_INT)

### 13.6.1 サブアクティビティの評価(ADV\_INT.1)

#### 13.6.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、定義された TSF のサブセットが、欠陥の可能性を低減し、欠陥をもたらすことなくより簡単に保守を実行できるように設計及び構成されているかどうかを決定することである。

#### 13.6.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) TOE設計記述
- c) 実装表現(ADV\_IMPが主張されている保証の一部である場合)
- d) TSF内部記述と正当化
- e) コーディング標準の証拠資料(ALC\_TATの結果)

### 13.6.1.3 適用上の注釈

内部構造の記述の役割は、TSF の設計及び実装の構造の証拠を提供することである。

設計の構造には、TSF の構成部分、及び TSF の設計に使用される手続きという 2 つの側面がある。TSF が TOE 設計(ADV\_TDS を参照のこと)で表現された設計と一貫した方法で設計されている場合、TSF 設計の評定は明白である。設計手続き(ALC\_TAT を参照のこと)に従っている場合、TSF 設計手続きの評定も同様に明白である。

TSF が手続きベースのソフトウェアを用いて実装されている場合、この構造はそのモジュール性に基づいて評定される。つまり、内部構造の記述で識別されるモジュールは、TOE 設計(TOE 設計(ADV\_TDS<sup>xxxiv</sup>))で識別されるモジュールと同じである。モジュールは 1 つ又は複数のソースコードファイルで構成される。これらのソースコードファイルはコンパイル可能な最小単位であり、それ以上分解することはできない。

このコンポーネントでの割付の使用により、割付 ADV\_INT.1.1D で明示的に識別される TSF のサブセットにおいて、残りの TSF よりも厳しい制約が課せられる。TSF 全体は、適切なエンジニアリングの原則を使用して設計され、適切に構成された TSF となるべきであるが、この特性について具体的に分析されるのは、特定されたサブセットのみである。評価者は、開発者がコーディング標準を使用することで理解可能な TSF が作成されることを決定する。

このコンポーネントの主要目的は、TSF のサブセットの実装表現が(開発者と評価者の両方の)保守及び分析に役立つ理解可能なものになっていることを保証することである。

### 13.6.1.4 アクション ADV\_INT.1.1E

#### 13.6.1.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_INT.1.1C: 正当化は、「適切に構成された」の意味を判断するために使用される特性を説明しなければならない。

#### 13.6.1.4.2 ワークユニット: ADV\_INT.1-1

評価者は、TSF が適切に構成されているかどうかを決定するための基準が正当化で識別されていることを決定するために、正当化を **検査しなければならない**。

評価者は、適切に構成されているという特性を決定するための基準が、正当化で明確に定義されていることを検証する。一般に、容認される基準は、技術的分野の業界標準から作成される。例えば、直線的に実行される手続き型ソフトウェアは、IEEE 標準(*IEEE 標準 610.12-1990*)に定義されているようなソフトウェアエンジニアリングのプログラミング手法を遵守していれば、一般には適切に構成されているとみなされる。例えば、TSF のサブセットにおける手続き型ソフトウェアの部分に対する基準として、次のものが識別される。

- a) モジュール分解に使用されるプロセス
- b) 実装の開発に使用されるコーディング標準
- c) TSF のサブセットによって示される最大許容レベルのモジュール間結合の記述
- d) TSF のサブセットのモジュールによって示される最小許容レベルの凝集度の記述

TOE で使用されるその他の種別の技術(例えば、非手続き型ソフトウェア(オブジェクト指向プログラミングなど)、広く普及している汎用ハードウェア(PC マイクロプロセッサなど)、特殊目的のハードウェア(スマートカードプロセッサなど))については、「適切に構成」されていることの基準の適切性を決定するために、評価者は評価監督機関のガイダンスを求めるべきである。

CC パート 3 ADV\_INT.1.2C: TSF 内部構造の記述は、割り付けられた TSF のサブセットが適切に構成されていることを実証しなければならない。

#### 13.6.1.4.3 ワークユニット: ADV\_INT.1-2

評価者は、TSF 内部構造の記述で割り付けられた TSF のサブセットが識別されていることを決定するために、この記述を **チェックしなければならない**。

このサブセットは、抽象化のいずれかの層で TSF の内部構造という観点から識別される場合がある。例えば、TOE 設計で識別されるように、TSF の構造エレメントの観点から識別できる場合(監査サブシステムなど)や、実装の観点から識別できる場合(*encrypt.c* 及び *decrypt.c* ファイルや、6227 IC チップなど)がある。

このサブセットを、主張されている SFR(例えば FPR\_ANO.2 で定義されている匿名性を提供する TSF の一部分)の観点から識別することは、分析の焦点が定まらないため、不十分である。

#### 13.6.1.4.4 ワークユニット: ADV\_INT.1-3

評価者は、割り付けられた TSF のサブセットが適切に構成されていることを TSF 内部構造の記述が実証していることを決定するために、この記述を **チェックしなければならない**。

評価者は、TSF のサブセットが ADV\_INT.1-1 の基準をどのように満たしているかを内部構造の記述が適切に説明していることを保証するために、その記述を検査する。

例えば、TSF のサブセットにおける手続き型ソフトウェアの部分がどのように以下の基準を満たすかを説明する。

- a) TSF のサブセットで識別されるモジュールと TOE 設計(ADV\_TDS)で記述されているモジュールが 1 対 1 で対応していること
- b) モジュール分解プロセスが TSF 設計にどのように反映されているか
- c) コーディング標準が使用されていない又は満たされていない全ての場合に対する正当化
- d) 許容範囲外の結合又は凝集度に対する正当化

#### 13.6.1.5 アクション ADV\_INT.1.2E

##### 13.6.1.5.1 ワークユニット: ADV\_INT.1-4

評価者は、割り付けられた TSF のサブセットの TOE 設計が適切に構成されていることを実証しなければならない。

評価者は、正当化の正確さを検証するために、TOE 設計のサンプルを検査する。例えば、TOE 設計のサンプルを分析して、設計標準に準拠していることなどを決定する。サブセットに対してアクティビティを行う全ての領域と同様に、評価者はサンプルのサイズと範囲の正当化を提供する。

サブシステム及びモジュールへの TOE の分解の記述は、TSF のサブセットが適切に構成されていることが自明であることを立論する。TSF を構成する手続き(ALC\_TAT で検査)に従っていることを検証することで、TSF のサブセットが適切に構成されていることが自明となる。

##### 13.6.1.5.2 ワークユニット: ADV\_INT.1-5

評価者は、割り付けられた TSF のサブセットが適切に構成されていることを決定しなければならない。

ADV\_IMP が主張されている保証の一部でない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、内部構造の記述の正確さを検証するために、TSF のサブセットのサンプルを検査する。例えば、TSF のサブセットにおける手続き型ソフトウェアの部分のサンプルを分析して、その凝集度と結合、コーディング標準への準拠などを決定する。サブセットに対してアクティビティを行う全ての領域と同様に、評価者はサンプルのサイズと範囲の正当化を提供する。

### 13.6.2 サブアクティビティの評価(ADV\_INT.2)

#### 13.6.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TSF が欠陥の可能性を低減し、欠陥をもたらすことなくより簡単に保守を実行できるように設計及び構成されているかどうかを決定することである。

#### 13.6.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) モジュール設計の記述
- b) 実装表現(ADV\_IMPが主張されている保証の一部である場合)
- c) TSF内部構造の記述
- d) コーディング標準の証拠資料(ALC\_TATの結果)

#### 13.6.2.3 適用上の注釈

内部構造の記述の役割は、TSF の設計及び実装の構造の証拠を提供することである。

設計の構造には、TSF の構成部分、及び TSF の設計に使用される手続きという 2 つの側面がある。TSF が TOE 設計(ADV\_TDS を参照のこと)で表現された設計と一貫した方法で設計されている場合、TSF 設計の評定は明白である。設計手続き(ALC\_TAT を参照のこと)に従っている場合、TSF 設計手続きの評定も同様に明白である。

TSF が手続きベースのソフトウェアを用いて実装されている場合、この構造はそのモジュール性に基づいて評定される。つまり、内部構造の記述で識別されるモジュールは、TOE 設計(ADV\_TDS)で識別されるモジュールと同じである。モジュールは 1 つ又は複数のソースコードファイルで構成される。これらのソースコードファイルはコンパイル可能な最小単位であり、それ以上分解することはできない。

このコンポーネントの主要目的は、TSF の実装表現が(開発者と評価者の両方の)保守及び分析に役立つ理解可能なものになっていることを保証することである。

#### 13.6.2.4 アクション ADV\_INT.2.1E

##### 13.6.2.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_INT.2.1C: 正当化は、「適切に構成された」の意味を判断するために使用される特性を記述しなければならない。

##### 13.6.2.4.2 ワークユニット: ADV\_INT.2-1

評価者は、TSF が適切に構成されているかどうかを決定するための基準が正当化で識別されていることを決定するために、正当化を **検査しなければならない**。

評価者は、適切に構成されているという特性を決定するための基準が、正当化で明確に定義されていることを検証する。一般に、容認される基準は、技術的分野の業界標準から作成される。例えば、直線的に実行される手続き型ソフトウェアは、IEEE 標準(IEEE 標準 610.12-1990)に定義されているようなソフト

## ADV クラス: 開発

ウェアエンジニアリングのプログラミング手法を遵守していれば、一般には適切に構成されているとみなされる。例えば、TSF の手続き型ソフトウェアの部分に対する基準として、次のものが識別される。

- a) モジュール分解に使用されるプロセス
- b) 実装の開発に使用されるコーディング標準
- c) TSFによって示される最大許容レベルのモジュール間結合の記述
- d) TSFのモジュールによって示される最小許容レベルの凝集度の記述

TOE で使用されるその他の種別の技術(例えば、非手続き型ソフトウェア(オブジェクト指向プログラミングなど)、広く普及している汎用ハードウェア(PC マイクロプロセッサなど)、特殊目的のハードウェア(スマートカードプロセッサなど))については、「適切に構成」されていることの基準の適切性を決定するために、評価監督機関に相談するべきである。

CC パート 3 ADV\_INT.2.2C: TSF 内部構造の記述は、TSF 全体が適切に構成されていることを実証しなければならない。

### 13.6.2.4.3 ワークユニット: ADV\_INT.2-2

評価者は、TSF が適切に構成されていることを TSF 内部構造の記述が実証していることを決定するために、この記述を**検査しなければならない**。

評価者は、TSF が ADV\_INT.2-1 の基準をどのように満たしているかを内部構造の記述が適切に説明していることを保証するために、その記述を検査する。

例えば、TSF の手続き型ソフトウェアの部分がどのように以下の基準を満たすかを説明する。

- a) TSFで識別されるモジュールとTOE設計(ADV\_TDS)で記述されているモジュールが1対1で対応していること
- b) モジュール分解プロセスがTSF設計にどのように反映されているか
- c) コーディング標準が使用されていない又は満たされていない全ての場合に対する正当化
- d) 許容範囲外の結合又は凝集度に対する正当化

### 13.6.2.5 アクション ADV\_INT.2.2E

#### 13.6.2.5.1 ワークユニット: ADV\_INT.2-3

評価者は、TOE 設計が適切に構成されていることを決定しなければならない。

評価者は、正当化の正確さを検証するために、TSF のサンプルの TOE 設計を検査する。例えば、TOE 設計のサンプルを分析して、設計標準に準拠していることなどを決定する。サブセットに対してアクティビティを行う全ての領域と同様に、評価者はサンプルのサイズと範囲の正当化を提供する。

サブシステム及びモジュールへの TOE の分解の記述は、TSF のサブセットが適切に構成されていることが自明であることを立論する。TSF を構成する手続き(ALC\_TAT で検査)に従っていることを検証することで、TSF のサブセットが適切に構成されていることが自明となる。

#### 13.6.2.5.2 ワークユニット: ADV\_INT.2-4

評価者は、TSF が適切に構成されていることを決定しなければならない。

ADV\_IMP が主張されている保証の一部でない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、内部構造の記述の正確さを検証するために、TSF のサンプルを検査する。例えば、TSF の手続き型ソフトウェアの部分のサンプルを分析して、その凝集度と結合、コーディング標準への準拠などを決定する。サブセットに対してアクティビティを行う全ての領域と同様に、評価者はサンプルのサイズと範囲の正当化を提供する。

### 13.6.3 サブアクティビティの評価(ADV\_INT.3)

#### 13.6.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TSF が欠陥の可能性を低減し、欠陥をもたらすことなくより簡単に保守を実行できるように設計及び構成されているかどうかを決定することである。

#### 13.6.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) モジュール設計の記述
- b) 実装表現(ADV\_IMPが主張されている保証の一部である場合)
- c) TSF内部構造の記述
- d) コーディング標準の証拠資料(ALC\_TATの結果)

#### 13.6.3.3 適用上の注釈

内部構造の記述の役割は、TSF の設計及び実装の構造の証拠を提供することである。

設計の構造には、TSF の構成部分、及び TSF の設計に使用される手続きという 2 つの側面がある。TSF が TOE 設計(ADV\_TDS を参照のこと)で表現された設計と一貫した方法で設計されている場合、TSF 設計の評価は明白である。設計手続き(ALC\_TAT を参照のこと)に従っている場合、TSF 設計手続きの評価も同様に明白である。

TSF が手続きベースのソフトウェアを用いて実装されている場合、この構造はそのモジュール性に基づいて評価される。つまり、内部構造の記述で識別されるモジュールは、TOE 設計(TOE 設計(ADV\_TDS))で識別されるモジュールと同じである。モジュールは 1 つ又は複数のソースコードファイルで構成される。これらのソースコードファイルはコンパイル可能な最小単位であり、それ以上分解することはできない。

このコンポーネントの主要目的は、TSF の実装表現が(開発者と評価者の両方の)保守及び分析に役立つ理解可能なものになっていることを保証することである。

#### 13.6.3.4 アクション ADV\_INT.3.1E

##### 13.6.3.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_INT.3.1C: 正当化は、「適切に構成された」及び「複雑」の意味を判断するために使用される特性を記述しなければならない。

##### 13.6.3.4.2 ワークユニット: ADV\_INT.3-1

評価者は、TSF が「適切に構成された」及び「複雑すぎない」かどうかを決定するための基準が正当化で識別されていることを決定するために、正当化を **検査しなければならない**。

評価者は、「適切に構成された」及び「複雑」という特性を決定するための基準が、正当化で明確に定義されていることを検証する。一般に、容認される基準は、技術的分野の業界標準から作成される。例えば、直線的に実行される手続き型ソフトウェアは、IEEE 標準(IEEE 標準 610.12-1990)に定義されているようなソフトウェアエンジニアリングのプログラミング手法を遵守していれば、一般には適切に構成されているとみなされる。例えば、TSF の手続き型ソフトウェアの部分に対する基準として、次のものが識別される。

- a) モジュール分解に使用されるプロセス
- b) 実装の開発に使用されるコーディング標準
- c) TSFによって示される最大許容レベルのモジュール間結合の記述
- d) TSFのモジュールによって示される最小許容レベルの凝集度の記述

複雑さとは、例えば、コードが実行される際の判断ポイント及び論理パスの数で測定することができる。ソフトウェアエンジニアリングの文献では、複雑さは、コードのロジックと流れの理解を妨げるため、ソフトウェアの否定的な特性として挙げられる。コードの理解を妨げるもう 1 つのものとして、使用されない又は冗長という点で不要なコードの存在が挙げられる。

設計の複雑さの最小化は、リファレンス検証メカニズムの主要な特質であり、その目的は、TSF を完全に分析できるように、容易に理解できる TSF を実現することである。

TSF 内部に関する追加情報については、CC パート 3、A.3 も参照。

附属書や本ワークユニットの前段落での考慮事項は、主に手続き型ソフトウェアに関する一般的な知識から導き出されたものである。TOE で使用されるその他の種別の技術(例えば、非手続き型ソフトウェア(オブジェクト指向プログラミングなど)、広く普及している汎用ハードウェア(PC マイクロプロセッサなど)、特殊目的のハードウェア(スマートカードプロセッサなど))については、「適切に構成」され、「複雑すぎない」ことの基準の適切性を決定するために、評価監督機関に相談するべきである。

評価者は、開発者によって与えられたもっともらしい定義に対して寛容に対応することに留意されたい。例えば、スマートカードの開発者が、複雑性を測定するために使用される尺度がその分野の業界標準であることを正当化できる場合、通常、その尺度を受け入れるのに十分であるべきである。

CC パート 3 ADV\_INT.3.2C: *TSF 内部構造の記述は、TSF 全体が適切に構成され、複雑すぎないことを実証しなければならない。*

### 13.6.3.4.3 ワークユニット: ADV\_INT.3-2

評価者は、TSF が適切に構成され、複雑すぎないことを TSF 内部構造の記述が実証していることを決定するために、この記述を **検査しなければならない**。

評価者は、TSF が ADV\_INT.3-1 の基準をどのように満たしているかを内部構造の記述が適切に説明していることを保証するために、その記述を検査する。

例えば、TSF の手続き型ソフトウェアの部分がどのように以下の基準を満たすかを説明する。

- a) TSFで識別されるモジュールとTOE設計(ADV\_TDS)で記述されているモジュールが1対1で対応していること
- b) モジュール分解プロセスがTSF設計にどのように反映されているか
- c) コーディング標準が使用されていない又は満たされていない全ての場合に対する正当化

- d) 許容範囲外の結合又は凝集度に対する正当化
- e) モジュール分解プロセスにより、どのように複雑性を軽減したか。

### 13.6.3.5 アクション ADV\_INT.3.2E

#### 13.6.3.5.1 ワークユニット: ADV\_INT.3-3

評価者は、TOE 設計全体が適切に構成され、複雑すぎないことを決定しなければならない。

評価者は、正当化の正確さを検証するために、TSF の TOE 設計記述を検査する。例えば、TOE 設計のサンプルを分析して、設計標準に準拠していることなどを決定する。サブセットに対してアクティビティを行う全ての領域と同様に、評価者はサンプルのサイズと範囲の正当化を提供する。

サブシステム及びモジュールへの TOE の分解の記述は、TSF が適切に構成されていることが自明であることを立論する。TSF を構成する手続き(ALC\_TAT で検査)に従っていることを検証することで、TSF が適切に構成されていることが自明となる。

設計の複雑性を測定するために開発者が定義した尺度を使用することで、その尺度が満たされているかどうかを示すことができる。尺度が実装表現に対してのみ定義され、TOE 設計に対して定義されていない場合(尺度の適切性はワークユニット ADV\_INT.3-1 で既に検討されていることに注意)、このワークユニットで尺度を使用する必要はないかもしれず、複雑性の問題は次のワークユニットで扱われることになる。

#### 13.6.3.5.2 ワークユニット: ADV\_INT.3-4

評価者は、TSF 全体が適切に構成され、複雑すぎないことを決定しなければならない。

ADV\_IMP が主張されている保証の一部でない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

評価者は、内部構造の記述の正確さを検証するために、TSF のサンプルを検査する。例えば、TSF の手続き型ソフトウェアの部分のサンプルを分析して、その凝集度と結合、コーディング標準への準拠などを決定する。サブセットに対してアクティビティを行う全ての領域と同様に、評価者はサンプルのサイズと範囲の正当化を提供する。

同様に、評価者は、開発者が定義しワークユニット ADV\_INT.3-1 で検査した複雑性の尺度を、実装表現のサンプル又は実装表現全体(これは測定基準に依存する場合がある)のいずれかに適用し、その尺度が実際に満たされていることを検証する。評価者は、開発者が TSF 全体に対する尺度の適用結果を提供し、かつ、サンプリングが、開発者が行った適用が正しいことを評価者に納得させる手段となる場合にのみ、尺度の適用をサンプルに限定することができる(開発者がすでに行った機能テストの評価者によるサンプリングと同様)。

## 13.7 形式的 TSF モデル(ADV\_SPM)

### 13.7.1 サブアクティビティの評価(ADV\_SPM.1)

#### 13.7.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、形式的モデル及びその形式的特性が、ST の SFR 及び TOE のセキュリティ対策方針によって定義されているように、TSF 及び TOE を明確かつ一貫して表現しているかどうかを決定することである。

#### 13.7.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

## ADV クラス: 開発

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TSFの形式的モデル及びそれをサポートする説明文(CCパート3 ADV\_SPM.1.1D)
- d) TOEの形式的特性のセット及びそれをサポートする説明文(CCパート3 ADV\_SPM.1.2D)
- e) モデルが形式的特性を満たすことの形式的証明及びそれをサポートする説明文(CCパート3 ADV\_SPM.1.3D)
- f) 形式的モデルと機能仕様の対応の根拠(CCパート3 ADV\_SPM.1.4D)
- g) 形式的モデルと準形式的な機能仕様との対応の準形式的実証(CCパート3 ADV\_SPM.1.5D)
- h) 形式的モデルと形式的な機能仕様との対応の形式的な証明(CCパート3 ADV\_SPM.1.6D)
- i) 形式的モデル、形式的特性、証明及び実証に使用する全てのツール(CCパート3 ADV\_SPM.1.7D)

### 13.7.1.3 適用上の注釈

このアクティビティは、開発者が TSF の形式的セキュリティポリシーモデル(SPM)を提供した場合に適用される。

形式的セキュリティモデルとは、セキュリティの本質的な側面、すなわち TSF 及び TSF の TOE のふるまいとの関係を形式的に表現したものである。より具体的には、形式的モデルは、ST に記述された SFR の完全なセットによって定義される TSF の形式的表現である。形式的特性のセットは、TOE の全てのセキュリティ対策方針をカバーする。

TSF の形式的セキュリティポリシーモデル(SPM)の作成は、ST に関して完全でなければならない。このようなモデルは、曖昧な、一貫しない、矛盾した、又は実施できないエレメントを特定及び排除し、スコープに関するあらゆる誤解を回避するのに役立つ。このため、評価者は、形式的モデル及び形式的特性が ST を完全にカバーするかを決定し、スコープが一致する ST 及び SPM のみを受け入れなければならない。TOE が構築されると、形式的モデルは、実装されている TSF を開発者がどの程度十分に理解しているか、及び ST の TOE のセキュリティ対策方針で定義された形式的特性と TOE 自身の間に一貫しない点がないかどうかという評価者の判定に寄与することになり、評価成果に役立つ。モデルの特性を形式的に証明することで得られる確信は、形式的モデルと TSF 機能仕様(ADV\_FSP で定義されている)との間の対応の根拠を定義することで得られる確信を伴う。対応の根拠は、TSF 機能仕様の形式的側面にマッピングする場合は形式的証明、それ以外の場合は準形式的証明で構成される。ST の異なる部分(SFR とセキュリティ対策方針)及び対応の根拠のために、異なる形式システム(モデリング言語、ツール、証明システム)の組合せを使用することができる。

### 13.7.1.4 アクション ADV\_SPM.1.1E

#### 13.7.1.4.1 一般

CCパート3 ADV\_SPM.1.1C: 形式的モデル、特性及び証明は、十分に根拠のある数学的理論を使用して定義されなければならない。

#### 13.7.1.4.2 ワークユニット: ADV\_SPM.1-1

評価者は、形式的モデル、形式的特性及び形式的証明の表現が十分に根拠のある構文及び意味論に依拠していることを決定するために、それらを**検査しなければならない**。

このワークユニットは、形式的モデルを表現し、その形式的特性及び FSP との形式的対応(該当する場合)を証明するために使用される基礎となる数学的概念の十分な根拠を検証し保証することからなる。

評価者は、形式的モデル、特性及び証明の基礎となる数学的概念を識別し、例えば、提供された使用ツールの説明及び追加文献に基づき、評価のコンテキストに関連する科学文献を収集する。この文献調査により、パラドックスや誤謬の導入を許す「落とし穴」の識別を容易にするべきである。

評価者は、基礎となる数学的概念に十分な根拠があることを確認する。

このワークユニットは、形式的モデル、特性及び証明を提供するために使用される様々な数学的理論の全てに適用される。

**CC パート 3 ADV\_SPM.1.2C: 説明文は、形式的モデル、形式的特性及び証明の全体をカバーし、証明を再現するための指示及び対応の根拠を含み、モデル化及び検証の選択に対する根拠を提供しなければならない。**

#### 13.7.1.4.3 ワークユニット: ADV\_SPM.1-2

評価者は、説明文が証明されていない主張を含む形式的モデル、特性及び証明の全ての部分、選択された検証の方策と証明の再現に必要な指示、及び対応の根拠を説明していることを決定するために、その説明文を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、TSF の全ての部分に関する形式的モデルの全ての部分、TOE の全てのセキュリティ対策方針に関する形式的特性及び形式的証明が説明されているかどうか、そして採用したモデリング及び検証の方策を正当化しているかどうかを決定するために説明文を検査することからなる。

説明文は、例えば、形式的な表記とその使い方、概念の形式的/数学的な表現など、補助的な説明と明確化からなる。説明文は、形式的モデルや形式的証明の依拠する証明されていない主張を全てカバーし、TOE の運用環境に関するセキュリティ対策方針に対応する形式的モデルや形式的証明の要素を全て識別する。

説明文は、形式的モデルの全ての部分と全ての形式的特性を識別できるように十分な詳細を提供し、また、形式的モデル、特性、証明、及びモデリングと検証の選択の理由付けを正しく理解できるようにすることが期待される。

説明文は、ST 及び機能仕様に記載されているとおりに、形式的な概念や特性と自然言語の概念や特性の対応をサポートすることが期待される。

注：形式的モデルや証明のソースコードに直接含まれるコメントは助けにはなるが、説明文自体の提供を排除するものではなく、むしろ説明文を補完するものである。

**CC パート 3 ADV\_SPM.1.3C: 形式的モデルは、TSF を定義する SFR の完全なセットをカバーしなければならない。**

#### 13.7.1.4.4 ワークユニット: ADV\_SPM.1-3

評価者は、形式的モデルが ST に定義された SFR の完全なセットをカバーしていることを決定するために、形式的モデル、SFR の定義、及び説明文を**検査しなければならない**。

形式的モデルの完全性を決定する際、評価者は SFR のエレメントを形式的モデルのエレメントにマッピングする。形式的モデルから SFR が欠落している場合、このワークユニットの判定は不合格になる。

### 13.7.1.4.5 ワークユニット: ADV\_SPM.1-4

評価者は、形式的モデルが SFR の正確な表現を提供していることを決定するために、形式的モデル、SFR の定義及び説明文を **検査しなければならない**。

このワークユニットは、形式的モデルが SFR の正確な表現を提供するかどうかを決定することからなる。

評価者は、SFR、形式的モデル、及び説明文を検査し、形式的概念と SFR の定義との間の対応の正確さを確立する。

正確性を決定するにあたり、評価者は、SFR の定義が形式的モデル内に反映されていること、及びモデル内の各形式的エレメントを記述する説明文が、対応する SFR の概念及び意図に正確に対応していることを検証する。また、評価者は、形式的モデルが、証明すべき形式的特性の記述に適した TSF の表現を定義していることを保証する。

注：形式的モデルは、FDP\_ACC 及び FDP\_IFC コンポーネントによって記述されるアクセス制御方針及びフロー制御方針を超える、SFR の全セットをカバーすることを目的としている。例えば、否認防止、プライバシー又は認証などの SFR を含む、ST で定義された全ての SFR が対象となる。

形式的モデルと SFR の定義は、異なる抽象度を使用することができる。これは、形式的な特性に影響がなければ、形式的なモデルの正確性に影響を与えない。

例 1：状態遷移に基づいて形式的にモデル化された TSF は、状態の定義を含み、初期状態を識別し、ある状態から次の状態に移行するために必要な条件を記述し、セキュアな状態を特徴付ける。

例 2：認証に関連する形式的特性が存在する場合、もし SFR がアクセス制御は一個人の粒度で必要であると述べているのなら、利用者のグループを制御するという文脈で TSF の挙動を記述する形式的モデルは正確ではないであろう。

CC パート 3 ADV\_SPM.1.4C: *形式的特性は、TOE のセキュリティ対策方針の完全なセットをカバーしなければならない*。

### 13.7.1.4.6 ワークユニット: ADV\_SPM.1-5

評価者は、形式的特性が ST に定義された TOE のセキュリティ対策方針の完全なセットをカバーしていることを決定するために、形式的特性、TOE のセキュリティ対策方針及び説明文を **検査しなければならない**。

形式的特性の完全性を決定する際、評価者は TOE のセキュリティ対策方針のエレメントを形式的特性の記述のエレメントに対応付ける。TOE の形式的に証明された特性からセキュリティ対策方針が欠落している場合、このワークユニットの判定は常に不合格となる。

### 13.7.1.4.7 ワークユニット: ADV\_SPM.1-6

評価者は、形式的特性の定義が TOE のセキュリティ対策方針を ST で与えられたとおりに正確に表現していることを決定するために、その定義を **検査しなければならない**。

このワークユニットは、形式的特性が TOE のセキュリティ対策方針を正確に表現しているかどうかを決定することからなる。

評価者は、TOE のセキュリティ対策方針の定義、形式的モデル、形式的特性、及び説明文を検査し、形式的概念と非形式的概念の間の対応の正確さを確立する。

CC パート 3 ADV\_SPM.1.5C: *形式的証明は、形式的モデルが全ての形式的特性を満足すること、及び基礎となる数学的理論の一貫性が保たれることを示さなければならない*。

#### 13.7.1.4.8 ワークユニット: ADV\_SPM.1-7

評価者は、開発者が説明文の一部として提供した指示に従って形式的証明を再現し、得られた結果が同一であることを確認しなければならない。

このワークユニットは、形式的性質の数学的証明が存在し、再現可能であることを決定すること、つまり、開発者が提供する説明書やツールを用いて、形式的証明そのものを検証することにある。

評価者は、形式的証明の説明文に、開発者が提供したものと同一の結果をもたらす、適用可能なステップバイステップの指示が含まれているかどうかをチェックする。

評価者は、開発者から提供された形式的モデル、ツール、説明書を用いて形式証明を再現し、紙で提供された全ての形式的証明を手動でチェックする。

#### 13.7.1.4.9 ワークユニット: ADV\_SPM.1-8

評価者は、形式的モデルが全ての形式的特性を満たし、基礎となる数学理論の一貫性が保たれていることを決定するために、形式的証明を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、形式的モデルが形式的特性の全セットを満たすという数学的証明が存在し、形式的特性を保持しない状態には到達できないことを決定することからなる。

評価者は、形式的証明、説明文、及び基礎となる形式的理論とその実装の原則に依拠して、基礎となる数学的理論の一貫性が保たれていることを決定する。

評価者は、説明文に、形式的な証明と、その証明を行うために使用される全ての証明されていない主張を理解するための十分な詳細が含まれているかどうかをチェックする。

評価者は、証明に使用された証明されていない主張のいずれもが、基礎となる形式的理論の根拠の十分性を無効化しないことを決定する。これにより、評価者は、形式的モデルが形式的特性を実施していること、及び形式的証明に使用される論拠が有効であり矛盾を生じないことを決定する。

CC パート 3 ADV\_SPM.1.6C: 対応の根拠は、形式的モデルについて証明された形式的特性が、機能仕様についても成立することを示さなければならない。

#### 13.7.1.4.10 ワークユニット: ADV\_SPM.1-9

評価者は、形式的モデルで満たされることが証明された全ての形式的特性が機能仕様でも成立することを決定するために、対応の根拠を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、機能仕様が、形式的モデルでモデル化され、成立することが証明された全ての概念及び形式的特性を反映していることを検証することからなる。

開発者が提供する対応の根拠は、機能仕様全体と形式的モデルとの関係を説明するための表、図及び/又は説明文を提供することが期待される。

評価者は、形式的モデルが満たす形式的特性が機能仕様でも成立すると結論づけるのに十分な証拠があるかどうかを決定するために、対応の根拠を検査する。TSF のモデリングに使用される抽象度が適切かどうかを確立することは、機能仕様によってモデルの形式的特性が保持される根拠を評価する上で不可欠な要素である。したがって、評価者は、形式的モデル及び特性に使用される抽象度が適切であるかどうかを決定するために、対応の根拠を検査しなければならない。

これは特に ADV\_FSP.4 のコンテキストに当てはまり、この場合、評価者は形式的な証明のサポートなしに、形式的なモデルの抽象度に関して判断を下さなければならない。

CC パート 3 ADV\_SPM.1.7C: 対応の準形式的実証は、形式的モデルについて証明された形式的特性が、任意の準形式的機能仕様について成立することを示さなければならない。

#### 13.7.1.4.11 ワークユニット: ADV\_SPM.1-10

機能仕様に準形式的記述が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。そうでない場合、評価者は、対応の準形式的実証が、形式的モデルで実証された形式的特性が準形式的機能仕様でも成立することを示すことをチェックしなければならない。

対応の準形式的実証とは、(完全性及び正確性の点で)かなりの程度の厳密性を有する構造化されたアプローチから得られるものであるが、数学的証明ほどには厳密ではない。このような準形式的な対応関係は、その用語の主観的な解釈を制限するため、非形式的な対応関係に存在するような曖昧さを少なくすることができる。

評価者は、対応の準形式的証明を検査し、形式的モデルが満たす形式的特性が準形式的機能仕様でも成立すると結論付けるのに十分な証拠があるかどうかを決定する。この目的のために、評価者は開発者が提供するツールを使用する。

CC パート 3 ADV\_SPM.1.8C: 対応の形式的証明は、形式的モデルについて証明された特性が、任意の形式的機能仕様について成立することを示さなければならない。

#### 13.7.1.4.12 ワークユニット: ADV\_SPM.1-11

機能仕様に形式的記述が含まれていない場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

そうでない場合、評価者は、対応の形式的証明によって、形式的モデルについて証明された形式的特性が、形式的機能仕様においても成立することを検証しなければならない。

対応の形式的証明は、形式的表記の構文と意味論、及び論理的推論をサポートする証明規則を定義するための、確立された数学的概念を利用することによって、その用語の全ての主観的解釈を除去する。

評価者は、形式的モデルの満たす形式的特性が形式機能仕様でも成立すると結論づけるに足る証拠があるかどうかを決定するために、対応の形式的証明を検査する。このため、評価者は、開発者が提供するツールを用いて、対応の形式的証明を再現する。紙の証明の場合、評価者は手作業で検証する。

CC パート 3 ADV\_SPM.1.9C: 形式的特性又は形式的モデルと機能仕様の関係をモデル化又は証明するために使用されるツールは、明確に定義され、曖昧さなく識別されなければならない、ツールの適合性及び信頼性の証拠資料及び根拠を伴わなければならない。

#### 13.7.1.4.13 ワークユニット: ADV\_SPM.1-12

評価者は、形式的モデリングと証明、準形式的実証(該当する場合)に使用するツールの明確な識別が開発者から提供されているかどうかを検査し、提示された結果が識別されたツールで再現可能かどうかを決定しなければならない。

ツールの証拠資料は、評価者の検査に含まれる。

評価者は、開発者によりツールのバージョンと使用環境が明確に識別されていることを検証する。

評価者は、識別されたツールのバージョンが、既知の健全性の問題の対象になっていないことをチェックする。

評価者は、識別されたツールで得られた結果が、開発者が提供したものと同一であるかどうかをチェックする。

#### 13.7.1.4.14 ワークユニット: ADV\_SPM.1-13

評価者は、形式的モデリング、証明及び実証のツールの適合性と信頼性についての分析の一貫性を決定しなければならない。評価者は、ツールが健全な数学的基盤を有していることを保証しなければならない。

このワークユニットは、使用するツールの適合性と信頼性に関して提供された根拠の一貫性を検査することからなる。

評価者は、形式的な理論とツールでの実装が一貫しているかどうかを決定する。例えば、数学的定義とツールでの実装の間で、特定の構文要素の解釈にわずかなずれがある場合がある。

評価者は、使用した全てのモデリング及び検証ツールの一貫性を検査する。例えば、開発者はシステムの意味論を表現するために状態遷移図のモデリングツール A を使い、その形式的特性を検証するために対話型定理証明器 B を使うことができる。その間に、A の出力形式から B が使用する表現/入力形式への書き換えがある。この二要素のアプローチの正しさを検査するだけでなく、A の出力形式から B の使用する表現/入力形式へのマッピングと書き換えの健全性も検査する必要がある。

形式主義が実際に欠陥を検出する能力があることを示すために、手動でモデリングエラーを挿入することができる。しかし、そのような欠陥を検出する能力は必要であるが、十分ではない。

#### 13.7.1.4.15 ワークユニット: ADV\_SPM.1-14

評価者は、形式的モデリングと証明、及び準形式的実証(該当する場合)に使用するツールの証拠資料が、使用する全ての規約及び指示文と同様に、全てのステートメントの意味、全てのモデル及び証明依存オプションを明確に定義していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

ツールの証拠資料では、形式的モデル、証明及び実証で使用される全てのステートメントを扱い、それらの各ステートメントに対して、そのステートメントの目的と効果の明確で曖昧でない定義を提供すべきである。この作業は、評価者が準形式的モデル、形式的モデル及び仕様を検査するのと並行して行われるべきである。決定的に重要なテストは、評価者が準形式的又は形式的モデル、証明及び実証(該当する場合)のソースコードを理解できるかどうかである。

評価者は、識別されたツールについて、以下の点をチェックする。

- a) 通常の用法とは異なる文脈で使用される用語、省略語及び頭文語が定義されているかどうか。
- b) 用いられる表記が、構文上有効な構造の意味を決定するための規則を提供するかどうか。

形式的なモデリングや証明に使用される識別されたツールについて、評価者は以下の点を決定する。

- a) 意味論が十分に定義されているかどうか。
- b) 構造を曖昧さなく認識するための規則を提供する形式的構文を使用するかどうか。
- c) 確立された数学的な概念を使用する論理的な推論をサポートするかどうか。
- d) 警告やヒントを発したり、無効な構文を拒否したり、又は使用マニュアルで具体的な指示を与えることで、誤使用や矛盾の発生を防止するのに役立つかどうか。

## 13.8 TOE 設計(ADV\_TDS)

### 13.8.1 サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.1)

#### 13.8.1.1 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) セキュリティアーキテクチャ記述
- d) TOE設計

#### 13.8.1.2 アクション ADV\_TDS.1.1E

##### 13.8.1.2.1 一般

CC パート 3 ADV\_TDS.1.1C: 設計は、サブシステムの観点から TOE の構造を記述しなければならない。

##### 13.8.1.2.2 ワークユニット: ADV\_TDS.1-1

評価者は、TOE 全体の構造がサブシステムの観点から記述されていることを決定するために、TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE の全てのサブシステムが識別されていることを保証する。TOE のこの記述は、ワークユニット ADV\_TDS.1-2 への入力として使用され、そこで TSF を構成する TOE の部分が識別される。つまり、この要件は、TSF のみについてのものではなく、TOE 全体についてのものである。

TOE(及び TSF)は、抽象の複数の階層(つまり、サブシステム及びモジュール)で記述することができる。TOE の複雑さに応じて、設計は、CC パート 3 附属書の A、「ADV\_TDS: サブシステム及びモジュール」での記述に従い、サブシステム及びモジュールの観点から記述することができる。この保証レベルでは、分解は「サブシステム」レベルであることのみが必要である。

このアクティビティを実行する際に、評価者は、TOE に対して提示されるその他の証拠(例えば、ST、利用者操作ガイダンス)における TOE の記述が、TOE 設計に含まれる記述と一貫していることを決定するために、このような証拠を検査する。

CC パート 3 ADV\_TDS.1.2C: 設計は、TSF の全てのサブシステムを識別しなければならない。

##### 13.8.1.2.3 ワークユニット: ADV\_TDS.1-2

評価者は、TSF の全てのサブシステムが識別されることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

ワークユニット ADV\_TDS.1-1 では、TOE の全てのサブシステムが識別され、TSF 以外のサブシステムの特徴が正しく表されていたことが決定された。その作業に基づいて、TSF 以外のサブシステムとして特徴が表されなかったサブシステムは、正確に識別されるべきである。評価者は、準備手続き(AGD\_PRE)のガイダンスに従って設置し、構成されたハードウェア及びソフトウェアについて、各サブシステムが TSF の一部又はそれ以外のものとして考慮されていることを決定する。

TSF がマルチ保証のためのサブ TSF で定義される場合、評価者は、全てのサブ TSF の組み合わせが一貫しており、関連する分解レベルを考慮して各サブ TSF の関連情報が省略されていないことを**検査しなければならない**。

CC パート 3 ADV\_TDS.1.3C: 設計は、TSF の各 SFR 支援又は SFR 非干渉サブシステムのふるまいの要約を提供しなければならない。

#### 13.8.1.2.4 ワークユニット: ADV\_TDS.1-3

評価者は、サブシステムが SFR 支援もしくは、SFR 非干渉であることを評価者が決定できるように TSF の各 SFR 支援もしくは、SFR 非干渉サブシステムが記述されていることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

システム内でどのように機能するかについて、SFR 支援及び SFR 非干渉サブシステムを詳細に記述する必要はない。ただし、評価者は、開発者によって提供された証拠に基づいて、上位レベルの記述を持たないサブシステムが、SFR 支援又は SFR 非干渉であることを決定する。サブシステムの分類の要点は、開発者に、SFR 支援及び SFR 非干渉サブシステムに対して提供する情報は、SFR 実施サブシステムに対する情報よりも少なくてもよいとしているため、開発者が均一のレベルの詳細な証拠資料を提供する場合、このワークユニットの大部分が満たされることに留意すること。

SFR 支援サブシステムは、SFR を実装するために SFR 実施サブシステムが依存しているサブシステムであるが、SFR 実施サブシステムほど直接的な役割を果たさない。SFR 非干渉サブシステムは、支援の役割においても実施の役割においても、SFR を実装するために依存されないサブシステムである。

CC パート 3 ADV\_TDS.1.4C: 設計は、SFR 実施サブシステムの SFR 実施のふるまいを要約しなければならない。

#### 13.8.1.2.5 ワークユニット: ADV\_TDS.1-4

評価者は、TOE 設計が SFR 実施サブシステムの SFR 実施のふるまいの完全で正確な上位レベルの要約を提供することを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

開発者は、サブシステムを SFR 実施、SFR 支援及び SFR 非干渉として指示できるが、これらの「タグ」は、開発者が提供する必要がある情報の量と種別を記述するためだけに使用され、もし開発者の工学的プロセスが必要な証拠資料を提供しない場合に開発者が開発する必要がある情報の量を制限するために使用することができる。サブシステムが開発者によって分類されているかどうかに関係なく、TOE においてサブシステムがそれぞれの役割(SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉)に対する適切な情報を持つことを決定し、開発者が特定のサブシステムに必要な情報を提供するのに失敗した場合に開発者から適切な情報を取得するのは、評価者の責任である。

SFR 実施のふるまいは、サブシステムがどのように SFR を実装する機能性を提供するかを参照する。評価者の評定の目標は、各 SFR 実施サブシステムが機能する方法を評価者が理解できるようにすることである。ふるまいの要約に対して提供される情報は、ふるまいの記述によって提供される情報ほど詳細である必要はない。例えば、データ構造又はデータ項目は、詳細に記述する必要がない可能性がある。ただし、これは特定の TOE に対して「上位レベル」が何を意味するかに関する評価者の決定であり、このワークユニットに対する適切な判定を行うために、評価者は(たとえ、それがサブシステムのふるまいに対して提供されている情報と同等であることが判明しても)、開発者から十分な情報を取得する。

ただし、「完全な」保証は、このワークユニットの目標でも要件でもないため、評価者は、このワークユニットについての判定を行うために必要な証拠の量と構成を決定する際に、判断を行う必要があることに注意のこと。

評価者は、完全さ及び正確さを決定するために、その他の利用可能な情報(例えば、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述)を検査する。これらの文書の機能性の要約は、このワークユニットの証拠に対して提供されているものと一貫しているべきである。

CC パート 3 ADV\_TDS.1.5C: 設計は、TSF の SFR 実施サブシステム間、及び TSF の SFR 実施サブシステムと TSF のその他のサブシステム間の相互作用の記述を提供しなければならない。

### 13.8.1.2.6 ワークユニット: ADV\_TDS.1-5

評価者は、TSF のサブシステム間の相互作用が記述されることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

SFR 実施サブシステムとその他のサブシステムとの間の相互作用を記述する目標は、TSF がどのように機能を実行するかを読者がよりよく理解できるようにすることである。これらの相互作用は、実装レベル(例えば、1 つのサブシステム内のルーチンから別のサブシステム内のルーチンに渡されるパラメータ、グローバル変数、ハードウェアサブシステムから割り込み処理サブシステムへのハードウェア信号(例えば、割り込み))で特徴を表す必要はないが、別のサブシステムによって使用される特定のサブシステムに対して識別されるデータエレメントは、この説明に含まれる必要がある。サブシステム間(例えば、ファイアウォールシステムの規則のベースの構成に対する責任を持つサブシステムと実際にこれらの規則を実装するサブシステム)の制御関係も全て記述すべきである。

評価者は、記述の完全さを評定する際に、独自の判断を使用する必要がある。相互作用の理由が明確でない場合、又は記述されるように見えない(例えば、サブシステムのふるまいの記述の検査中に発見された)SFR 関連の相互作用がある場合、評価者は、この情報が開発者によって提供されることを保証する。ただし、特定のサブシステムのセットの間の相互作用が、開発者によって不完全に記述されていたとしても、完全な記述が TSF によって提供される機能性全体やセキュリティ機能性の理解の助けにならないことを評価者が決定できる場合は、評価者は、記述を十分なものと考えerることを選択することができ、そのための完全さを追求しないようにすることができる。

CC パート 3 ADV\_TDS.1.6C: マッピングは、全ての TSFI が、それらが呼び出す TOE 設計で記述されているふるまいを追跡することを実証しなければならない。

### 13.8.1.2.7 ワークユニット: ADV\_TDS.1-6

評価者は、TOE 設計が、機能仕様で記述されている TSFI から TOE 設計で記述されている TSF のサブシステムへの完全で正確なマッピングを含むことを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

TOE 設計で記述されているサブシステムは、TSF が TSF の SFR 実施部分に対して詳細レベルでどのように機能するか、及び TSF のその他の部分に対して、より上位のレベルでどのように機能するかについての記述を提供する。TSFI は、実装がどのように実行されるかの記述を提供する。開発者からの証拠は、操作が TSFI で要求される場合に最初に関わるサブシステムを識別し、主に機能性の実装に責任のある様々なサブシステムを識別する。各 TSFI に対する完全な「コールツリー」は、このワークユニットでは必要ではない。

評価者は、全ての TSFI が少なくとも 1 つのサブシステムにマッピングされることを保証することによって、マッピングの完全さを評定する。正確さの検証は、より複雑である。

正確さの最初の側面は、TSF 境界で各 TSFI がサブシステムにマッピングされることである。この決定は、サブシステム記述及び相互作用をレビューすることによって、及びアーキテクチャでのサブシステムの場所を決定するこの情報から、行うことができる。正確さの次の側面は、マッピングが意味を持つことである。例えば、アクセス制御を扱う TSFI を、パスワードをチェックするサブシステムにマッピングするのは、正確ではない。評価者は、この決定を行う際に再度判断を使用すべきである。目標は、この情報が、評価者の、SFR のシステム及び実装、及び TSF 境界にあるエンティティが TSF と対話できる方法の理解への助けになることである。SFR がサブシステムによって正確に記述されているかどうかについての評定の大半は、他のワークユニットで実行される。

### 13.8.1.3 アクション ADV\_TDS.1.2E

#### 13.8.1.3.1 ワークユニット: ADV\_TDS.1-7

評価者は、全ての ST セキュリティ機能要件が TOE 設計に含まれることを決定するために、TOE セキュリティ機能要件及び TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE セキュリティ機能要件と TOE 設計の間のマッピングを作成することができる。このマッピングは、機能要件からサブシステムのセットに対して作成される可能性が高い。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 15 モジュール内の特定の場所に実装された場合、評価者が FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御を 1 つのサブシステムにマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。代わりに、評価者は、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 1)をサブシステム A、ふるまい x、y、及び z にマッピングし、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 2)をサブシステム A、ふるまい x、p、及び q にマッピングするなどのように、マッピングする可能性がある。

#### 13.8.1.3.2 ワークユニット: ADV\_TDS.1-8

評価者は、TOE 設計が全てのセキュリティ機能要件の正確な具体化であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、ST の TOE セキュリティ機能要件の節にリストされている各セキュリティ要件に対応し、TSF がその要件をどのように満たしているかを正確に詳述している設計記述が TOE 設計内にあることを保証する。このため、評価者は、任意の機能要件の実装に責任のあるサブシステムの集合を識別し、それらのサブシステムを検査して要件がどのように実装されるかを理解する必要がある。最後に、評価者は、要件が正確に実装されたかどうかを評定する。

例えば、ST 要件が役割によるアクセス制御メカニズムを指定した場合、評価者は、このメカニズムの実装に寄与するサブシステムを最初に識別する。これは、TOE 設計についての深い知識又は理解に基づいて、又は前のワークユニットで行われた作業によって、行われることがある。この追跡は、サブシステムの識別のためだけに行われるもので、完全な分析ではないことに注意のこと。

次のステップは、サブシステムが実装するのほどのようなメカニズムであるかを理解することである。例えば、設計が UNIX スタイルの保護ビットに基づいてアクセス制御を記述した場合、その設計は、上記で使用された ST 例で示しているアクセス制御要件の正確な具体化にならない。評価者が、詳細がないためにメカニズムが正確に実装されたことを決定できなかった場合、評価者は、全ての SFR 実施サブシステムが識別されたかどうか、又は適切な詳細がそれらのサブシステムに提供されたかどうかを評定することが必要になる。

## 13.8.2 サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.2)

### 13.8.2.1 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) セキュリティアーキテクチャ記述

d) TOE設計

**13.8.2.2 アクション ADV\_TDS.2.1E**

**13.8.2.2.1 一般**

CC パート 3 ADV\_TDS.2.1C: 設計は、サブシステムの観点から TOE の構造を記述しなければならない。

**13.8.2.2.2 ワークユニット: ADV\_TDS.2-1**

評価者は、TOE 全体の構造がサブシステムの観点から記述されていることを決定するために、TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE の全てのサブシステムが識別されていることを保証する。TOE のこの記述は、ワークユニット ADV\_TDS.2-2 への入力として使用され、そこで TSF を構成する TOE の部分が識別される。つまり、この要件は、TSF のみについてのものではなく、TOE 全体についてのものである。

TOE(及び TSF)は、抽象の複数の階層(つまり、サブシステム及びモジュール)で記述することができる。TOE の複雑さに応じて、設計は、CC パート 3 附属書の A.4、「ADV\_TDS: サブシステム及びモジュール」での記述に従い、サブシステム及びモジュールの観点から記述することができる。この保証レベルでは、分解は「サブシステム」レベルであることのみが必要である。

このアクティビティを実行する際に、評価者は、TOE に対して提示されるその他の証拠(例えば、ST、利用者操作ガイダンス)における TOE の記述が、TOE 設計に含まれる記述と一貫していることを決定するために、このような証拠を検査する。

CC パート 3 ADV\_TDS.2.2C: 設計は、TSF の全てのサブシステムを識別しなければならない。

**13.8.2.2.3 ワークユニット: ADV\_TDS.2-2**

評価者は、TSF の全てのサブシステムが識別されることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

ワークユニット ADV\_TDS.2-1 では、TOE の全てのサブシステムが識別され、TSF 以外のサブシステムの特徴が正しく表されていたことが決定された。その作業に基づいて、TSF 以外のサブシステムとして特徴が表されなかったサブシステムは、正確に識別されるべきである。評価者は、準備手続き(AGD\_PRE)のガイダンスに従って設置し、構成されたハードウェア及びソフトウェアについて、各サブシステムがTSFの一部又はそれ以外のものとして考慮されていることを決定する。

CC パート 3 ADV\_TDS.2.3C: 設計は、TSF の各 SFR 非干渉サブシステムのふるまいの要約を提供しなければならない。

**13.8.2.2.4 ワークユニット: ADV\_TDS.2-3**

評価者は、サブシステムが SFR 非干渉であることを評価者が決定できるように TSF の各 SFR 非干渉サブシステムが記述されていることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

システム内でどのように機能するかについて、SFR 非干渉サブシステムを詳細に記述する必要はない。ただし、評価者は、開発者によって提供された証拠に基づいて、詳細な記述を持たないサブシステムが SFR 非干渉であることを決定する。サブシステムの分類の要点は開発者が SFR 非干渉サブシステムに対しては SFR 実施サブシステム及び SFR 支援サブシステムに対する情報よりも少ない情報を提供するようにすることであるため、開発者が均一のレベルの詳細な証拠資料を提供する場合、このワークユニットの大部分が満たされる。

SFR 非干渉サブシステムは、SFR 実施サブシステム及び SFR 支援サブシステムが依存しないサブシステムである。つまり、SFR 非干渉サブシステムは、SFR 機能性の実装において何の役割も果たさない。

CC パート 3 ADV\_TDS.2.4C: 設計は、SFR 実施サブシステムの SFR 実施のふるまいを記述しなければならない。

#### 13.8.2.2.5 ワークユニット: ADV\_TDS.2-4

評価者は、TOE 設計が SFR 実施サブシステムの SFR 実施のふるまいの完全で正確で詳細な記述を提供することを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

開発者は、サブシステムを SFR 実施、SFR 支援及び SFR 非干渉として指示できるが、これらの「タグ」は、開発者が提供する必要がある情報の量と種別を記述するためだけに使用され、もし開発者の工学的プロセスが必要な証拠資料を提供しない場合に開発者が開発する必要がある情報の量を制限するために使用することができる。サブシステムが開発者によって分類されているかどうかに関係なく、TOE においてサブシステムがそれぞれの役割(SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉)に対する適切な情報を持つことを決定し、開発者が特定のサブシステムに必要な情報を提供するのに失敗した場合に開発者から適切な情報を取得するのは、評価者の責任である。

SFR 実施のふるまいは、サブシステムがどのように SFR を実装する機能性を提供するかを参照する。ふるまいの詳細な記述は、アルゴリズム記述のレベルではないが、通常、どのような主要データとデータ構造であるか、どのような制御関係がサブシステム内に存在するか、及びこれらのエレメントがどのように一体となって機能し SFR 実施のふるまいを提供するかという観点から、機能性がどのように提供されているかということを説明する。こうした記述は、次に続くワークユニットを実行する際に評価者が考慮すべき SFR 支援のふるまいも参照する。

評価者は、完全さ及び正確さを決定するために、その他の利用可能な情報(例えば、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述)を検査する。これらの文書の機能性の記述は、このワークユニットの証拠に対して提供されている記述と一貫しているべきである。

CC パート 3 ADV\_TDS.2.5C: 設計は、SFR 実施サブシステムの SFR 支援及び SFR 非干渉のふるまいを要約しなければならない。

#### 13.8.2.2.6 ワークユニット: ADV\_TDS.2-5

評価者は、TOE 設計が SFR 実施サブシステムの SFR 支援及び SFR 非干渉のふるまいの完全で正確な上位レベルの要約を提供することを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

開発者は、サブシステムを SFR 実施、SFR 支援及び SFR 非干渉として指示できるが、これらの「タグ」は、開発者が提供する必要がある情報の量と種別を記述するためだけに使用され、もし開発者の工学的プロセスが必要な証拠資料を提供しない場合に開発者が開発する必要がある情報の量を制限するために使用することができる。サブシステムが開発者によって分類されているかどうかに関係なく、TOE においてサブシステムがそれぞれの役割(SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉)に対する適切な情報を持つことを決定し、開発者が特定のサブシステムに必要な情報を提供するのに失敗した場合に開発者から適切な情報を取得するのは、評価者の責任である。

前のワークユニットとは異なり、このワークユニットは、SFR 支援あるいは SFR 非干渉である SFR 実施サブシステムに対して提供されている情報を評定するために、評価者を必要とする。この評定の目標は、2 つに分かれる。第 1 に、これにより、各サブシステムがどのように機能するかについての評価者の理解が深まるようになるべきである。第 2 に、この評定で、SFR 実施のサブシステムによって示される全ての SFR 実施のふるまいが記述されていることを評価者が決定できるようにする。前のワークユニットとは異なり、SFR 支援あるいは SFR 非干渉のふるまいに対して提供されている情報は、SFR 実施のふるまいによって提供されている情報ほど詳細である必要はない。例えば、SFR 実施機能性に関係しないデータ構造又はデータ項目については、まったく関係ない場合であれば、詳細に記述する必要がない可能性がある。ただし、これは特定の TOE に対して「上位レベル」が何を意味するかに関する評価者の決定であり、このワークユニットに対する適切な判定を行うために、評価者は(たとえ、それが SFR 実施サブシステムの一部に対して提供されている情報と同等であることが判明しても)開発者から十分な情報を取得する。

ただし、「完全な」保証は、このワークユニットの目標でも要件でもないため、評価者は、このワークユニットについての判定を行うために必要な証拠の量と構成を決定する際に、判断を行う必要があることに注意のこと。

評価者は、完全さ及び正確さを決定するために、その他の利用可能な情報(例えば、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述)を検査する。これらの文書の機能性の要約は、このワークユニットの証拠に対して提供されているものと一貫しているべきである。特に、ふるまいは SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉のいずれかであるため、機能仕様は、機能仕様によって記述されている TSF インタフェースを実装するために必要なふるまいがサブシステムによって完全に記述されていることを決定するために使用されるべきである。

CC パート 3 ADV\_TDS.2.6C: 設計は、SFR 支援サブシステムのふるまいを要約しなければならない。

### 13.8.2.2.7 ワークユニット: ADV\_TDS.2-6

評価者は、TOE 設計が SFR 支援サブシステムのふるまいの完全で正確な上位レベルの要約を提供することを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

開発者は、サブシステムを SFR 実施、SFR 支援及び SFR 非干渉として指示できるが、これらの「タグ」は、開発者が提供する必要がある情報の量と種別を記述するためだけに使用され、もし開発者の工学的プロセスが必要な証拠資料を提供しない場合に開発者が開発する必要がある情報の量を制限するために使用することができる。サブシステムが開発者によって分類されているかどうかに関係なく、TOE においてサブシステムがそれぞれの役割(SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉)に対する適切な情報を持つことを決定し、開発者が特定のサブシステムに必要な情報を提供するのに失敗した場合に開発者から適切な情報を取得するのは、評価者の責任である。

前の 2 つのワークユニットとは異なり、このワークユニットは、SFR 支援サブシステムについての情報を提供するために開発者を(及び、評定するために評価者を)必要とする。こうしたサブシステムは、SFR 実施サブシステムの記述によって、また、ワークユニット ADV\_TDS.2-7 における相互作用の記述によって参照されるべきである。評価者の評定の目標は、前のワークユニットと同様に、2 つに分かれる。第 1 に、これにより、各 SFR 支援サブシステムがどのように機能するかについて、評価者が理解できるようになるべきである。第 2 に、評価者は、サブシステムが SFR 実施のふるまいを支援する方法が明確になるようにふるまいが十分に詳細に要約されること、また、ふるまい自体が SFR 実施ではないことを決定する。SFR 支援サブシステムのふるまいに対して提供されている情報は、SFR 実施のふるまいによって提供される情報ほど詳細である必要はない。例えば、SFR 実施機能性に関係しないデータ構造又はデータ項目については、まったく関係ない場合であれば、詳細に記述する必要がない可能性がある。ただし、これは特定の TOE に対して「上位レベル」が何を意味するかに関する評価者の決定であり、このワークユニットに対する適切な判定を行うために、評価者は(たとえ、それが SFR 実施サブシステムの一部に対して提供されている情報と同等であることが判明しても)開発者から十分な情報を取得する。

ただし、「完全な」保証は、このワークユニットの目標でも要件でもないため、評価者は、このワークユニットについての判定を行うために必要な証拠の量と構成を決定する際に、判断を行う必要があることに注意のこと。

評価者は、完全さ及び正確さを決定するために、その他の利用可能な情報(例えば、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述)を検査する。これらの文書の機能性の要約は、このワークユニットの証拠に対して提供されているものと一貫しているべきである。

CC パート 3 ADV\_TDS.2.7C: 設計は、TSF の全てのサブシステム間の相互作用の記述を提供しなければならない。

### 13.8.2.2.8 ワークユニット: ADV\_TDS.2-7

評価者は、TSF のサブシステム間の相互作用が記述されることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

サブシステム間の相互作用を記述する目標は、TSF がどのように機能を実行するかを読者がよりよく理解できるようにすることである。これらの相互作用は、実装レベル(例えば、1 つのサブシステム内のルーチンから別のサブシステム内のルーチンに渡されるパラメタ、グローバル変数、ハードウェアサブシステムから割り込み処理サブシステムへのハードウェア信号(例えば、割り込み))で特徴を表す必要はないが、別のサブシステムによって使用される特定のサブシステムに対して識別されるデータエレメントは、この説明に含まれる必要がある。サブシステム間(例えば、ファイアウォールシステムの規則のベースの構成に対する責任を持つサブシステムと実際にこれらの規則を実装するサブシステム)の制御関係も全て記述すべきである。

開発者はサブシステム間の全ての相互作用の特徴を表すべきであるが、評価者は記述の完全さを評定する際に独自の判断を使用する必要があることに注意すべきである。相互作用の理由が明確でない場合、又は記述されるように見えない(例えば、サブシステムのふるまいの記述の検査中に発見された)SFR 関連の相互作用がある場合、評価者は、この情報が開発者によって提供されることを保証する。ただし、特定のサブシステムのセットの間の相互作用が、開発者によって不完全に記述されていたとしても、完全な記述が TSF によって提供される機能性全体やセキュリティ機能性の理解の助けにならないことを評価者が決定できる場合は、評価者は、記述を十分なものと考ええることを選択することができ、そのための完全さを追求しないようにすることができる。

CC パート 3 ADV\_TDS.2.8C: マッピングは、全ての TSFI が、それらが呼び出す TOE 設計で記述されているふるまいを追跡することを実証しなければならない。

### 13.8.2.2.9 ワークユニット: ADV\_TDS.2-8

評価者は、TOE 設計が、機能仕様で記述されている TSFI から TOE 設計で記述されている TSF のサブシステムへの完全で正確なマッピングを含むことを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

TOE 設計で記述されているサブシステムは、TSF が TSF の SFR 実施部分に対して詳細レベルでどのように機能するか、及び TSF のその他の部分に対して、より上位のレベルでどのように機能するかについての記述を提供する。TSFI は、実装がどのように実行されるかの記述を提供する。開発者からの証拠は、操作が TSFI で要求される場合に最初に関わるサブシステムを識別し、主に機能性の実装に責任のある様々なサブシステムを識別する。各 TSFI に対する完全な「コールツリー」は、このワークユニットでは必要ではない。

評価者は、全ての TSFI が少なくとも 1 つのサブシステムにマッピングされることを保証することによって、マッピングの完全さを評定する。正確さの検証は、より複雑である。

正確さの最初の側面は、TSF 境界で各 TSFI がサブシステムにマッピングされることである。この決定は、サブシステム記述及び相互作用をレビューすることによって、及びアーキテクチャでのサブシステムの場所を決定するこの情報から、行うことができる。正確さの次の側面は、マッピングが意味を持つことである。例えば、アクセス制御を扱う TSFI を、パスワードをチェックするサブシステムにマッピングするのは、正確ではない。評価者は、この決定を行う際に再度判断を使用すべきである。目標は、この情報が、評価者の、SFR のシステム及び実装、及び TSF 境界にあるエンティティが TSF と対話できる方法の理解への助けになることである。SFR がサブシステムによって正確に記述されているかどうかについての評定の大半は、他のワークユニットで実行される。

### 13.8.2.3 アクション ADV\_TDS.2.2E

#### 13.8.2.3.1 ワークユニット: ADV\_TDS.2-9

評価者は、全ての ST セキュリティ機能要件が TOE 設計に含まれることを決定するために、TOE セキュリティ機能要件及び TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE セキュリティ機能要件と TOE 設計の間のマッピングを作成することができる。このマッピングは、機能要件からサブシステムのセットに対して作成される可能性が高い。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 15 モジュール内の特定の場所に実装された場合、評価者が FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御を 1 つのサブシステムにマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。代わりに、評価者は、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 1)をサブシステム A、ふるまい x、y、及び z にマッピングし、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 2)をサブシステム A、ふるまい x、p、及び q にマッピングするなどのように、マッピングする可能性がある。

#### 13.8.2.3.2 ワークユニット: ADV\_TDS.2-10

評価者は、TOE 設計が全てのセキュリティ機能要件の正確な具体化であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、ST の TOE セキュリティ機能要件の節にリストされている各セキュリティ要件に対応し、TSF がその要件をどのように満たしているかを正確に詳述している設計記述が TOE 設計内にあることを保証する。このため、評価者は、任意の機能要件の実装に責任のあるサブシステムの集合を識別し、それらのサブシステムを検査して要件がどのように実装されるかを理解する必要がある。最後に、評価者は、要件が正確に実装されたかどうかを評定する。

例えば、ST 要件が役割によるアクセス制御メカニズムを指定した場合、評価者は、このメカニズムの実装に寄与するサブシステムを最初に識別する。これは、TOE 設計についての深い知識又は理解に基づいて、又は前のワークユニットで行われた作業によって、行われることがある。この追跡は、サブシステムの識別のためだけに行われるもので、完全な分析ではないことに注意のこと。

次のステップは、サブシステムが実装するのはどのようなメカニズムであるかを理解することである。例えば、設計が UNIX スタイルの保護ビットに基づいてアクセス制御を記述した場合、その設計は、上記で使用された ST 例で示しているアクセス制御要件の正確な具体化にならない。評価者が、詳細がないためにメカニズムが正確に実装されたことを決定できなかった場合、評価者は、全ての SFR 実施サブシステムが識別されたかどうか、又は適切な詳細がそれらのサブシステムに提供されたかどうかを評定することが必要になる。

### 13.8.3 サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.3)

#### 13.8.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE 設計が TSF 境界を決定するために十分な TOE の記述をサブシステムの観点から提供するかどうか、及び TSF 内部構造の記述をモジュール(及び、オプションとして上位レベル抽象)の観点から提供するかどうかを決定することである。これは、SFR 実施モジュールの詳細な記述、及び SFR が完全に正確に実装されていることを評価者が決定するために十分な SFR 支援モジュール及び SFR 非干渉モジュールについての情報を提供する。このように、TOE 設計は、実装表現の説明を提供する。

### 13.8.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) セキュリティアーキテクチャ記述
- d) TOE設計

### 13.8.3.3 適用上の注釈

TOE 設計に関して評価者が保証しなければならない 3 つのタイプのアクティビティがある。第 1 に、評価者は、TSF 境界が適切に記述されていることを決定する。第 2 に、評価者は、開発者がこのサブシステムの内容及び提示の要件に適合しており、TOE に対して提供されるその他の証拠資料と一貫している証拠資料を提供したことを決定する。最後に、評価者は、システムがどのように実装されているかを理解し、また、その知識を使用して、機能仕様内の TSFI が適切に記述されること、及びテスト情報が適切に (「ATE クラス: テスト」ワークユニットで行われた)TSF をテストすることを保証するために、(詳細レベルで)SFR 実施モジュールに対して、及び(より低い詳細レベルで)SFR 支援及び SFR 非干渉モジュールに対して提供される設計情報を分析しなければならない。

開発者は TSF の完全な記述を提供する義務がある(SFR 実施モジュールは SFR 支援又は SFR 非干渉モジュールよりもより詳細であるが)が、評価者は分析を実行する際に判断を使用することが期待されるということが重要である。評価者は各モジュールを調べることを期待されるが、各モジュールを検査する際の詳細のレベルは、場合によって異なる。評価者は、システムのセキュリティ上のモジュールの機能性の効果を決定するための十分な理解を得るために各モジュールを分析する。モジュールを分析する必要がある際の分析の深さはシステム内のそのモジュールの役割によって異なる可能性がある。この分析の重要な側面は、評価者が、記述されている機能性が正しいこと、及び SFR 支援又は SFR 非干渉モジュールの暗黙の指示(下記を参照のこと)がシステムアーキテクチャ内の役割によってサポートされていることを決定するために、提供されているその他の証拠資料(TSS、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述、及び TSF 内部構造文書)を使用すべきであることである。

開発者はモジュールを SFR 実施、SFR 支援、及び SFR 非干渉として指示できるが、これらの「タグ」は、開発者が提供する必要がある情報の量と種別を記述するためだけに使用され、もし開発者の工学的プロセスが必要な証拠資料を提供しない場合に開発者が開発する必要がある情報の量を制限するために使用することができる。モジュールが開発者によって分類されているかどうかに関係なく、TOE においてモジュールがそれぞれの役割(SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉)に対する適切な情報を持つことを決定し、開発者が特定のモジュールに必要な情報を提供するのに失敗した場合に開発者から適切な情報を取得するのは、評価者の責任である。

### 13.8.3.4 アクション ADV\_TDS.3.1E

#### 13.8.3.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_TDS.3.1C: 設計は、サブシステムの観点から TOE の構造を記述しなければならない。

#### 13.8.3.4.2 ワークユニット: ADV\_TDS.3-1

評価者は、TOE 全体の構造がサブシステムの観点から記述されていることを決定するために、TOE 設計を**検査**しなければならない。

評価者は、TOE の全てのサブシステムが識別されていることを保証する。TOE のこの記述は、ワークユニット ADV\_TDS.3-2 への入力として使用され、そこで TSF を構成する TOE の部分が識別される。つまり、この要件は、TSF のみについてのものではなく、TOE 全体についてのものである。

TOE(及び TSF)は、抽象の複数の階層(つまり、サブシステム及びモジュール)で記述することができる。TOE の複雑さに応じて、設計は、CC パート 3 附属書の A.4、「ADV\_TDS: サブシステム及びモジュール」での記述に従い、サブシステム及びモジュールの観点から記述することができる。「モジュール」レベル(ADV\_TDS.3-2 を参照のこと)だけで記述できる非常に簡単な TOE の場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

このアクティビティを実行する際に、評価者は、TOE に対して提示されるその他の証拠(例えば、ST、利用者操作ガイダンス)における TOE の記述が、TOE 設計に含まれる記述と一貫していることを決定するために、このような証拠を検査する。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.2C: 設計は、モジュールの観点から TSF を記述しなければならない。

### 13.8.3.4.3 ワークユニット: ADV\_TDS.3-2

評価者は、TSF 全体がモジュールの観点から記述されていることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、その他のワークユニット内の特定の特性についてモジュールを検査する。このワークユニットでは、評価者は、モジュール記述が TSF の一部だけではなく、TSF 全体を含むことを決定する。評価者は、この決定を行う際に、評価に対して提供されるその他の証拠(例えば、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述)を使用する。例えば、機能仕様に TOE 設計記述に記述されるように見えない機能性に対するインタフェースが含まれている場合、TSF の一部が適切に含まれていない可能性がある。この決定は、繰返しプロセスになる可能性があり、その場合、他の証拠について行われる分析の回数が多いほど、証拠資料の完全さに関してより多くの信頼を得ることができる。

サブシステムとは異なり、モジュールは、実装表現のレビューに対するガイドとしての役割を果たすことができる詳細レベルで実装を記述する。モジュールの記述は、その記述からモジュールの実装を作成できるものであるべきであり、その結果の実装は 1)提示されるインタフェースの観点から実際の TSF 実装と同一であり、2)設計で記述されるインタフェースの使用において同一であり、3)TSF モジュールの目的の記述と機能的に同等である。例えば、RFC 793 は TCP プロトコルの上位レベル記述を提供する。これは、必ずしも実装には依存していない。これは、豊富な詳細を提供するが、実装の特定ではないため、適切な設計記述 **ではない**。実際の実装は RFC で指定されているプロトコルを追加でき、実装の選択(例えば、実装の様々な部分において、グローバルデータを使用するか又はローカルデータを使用するか)は実行される分析に対して影響を与える可能性がある。TCP モジュールの設計記述は、(RFC 793 で定義されたインタフェースだけではなく)実装によって提示されるインタフェース、及び TCP を(TSF の一部であったと想定して)実装しているモジュールに関連する処理のアルゴリズム記述をリストする。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.3C: 設計は、TSF の全てのサブシステムを識別しなければならない。

### 13.8.3.4.4 ワークユニット: ADV\_TDS.3-3

評価者は、TSF の全てのサブシステムが識別されることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、これらの要件のサブシステムはモジュールと同等であり、アクティビティはモジュールレベルで実行されるべきである。

ワークユニット ADV\_TDS.3-1 では、TOE の全てのサブシステムが識別され、TSF 以外のサブシステムの特徴が正しく表されていたことが決定された。その作業に基づいて、TSF 以外のサブシステムとして特徴が表されなかったサブシステムは、正確に識別されるべきである。評価者は、準備手続き(AGD\_PRE)のガ

イダンスに従って設置し、構成されたハードウェア及びソフトウェアについて、各サブシステムが TSF の一部又はそれ以外のものとして考慮されていることを決定する。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.4C: 設計は、TSF の各サブシステムの記述を提供しなければならない。

#### 13.8.3.4.5 ワークユニット: ADV\_TDS.3-4

評価者は、TSF の各サブシステムが ST で記述された SFR の実施におけるそれぞれの役割を記述することを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評価によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑なシステムでは、サブシステムレベルの記述の目標は、評価者に、次に続くモジュール記述の文脈を提供することである。このため、評価者は、サブシステムレベルの記述が、設計においてセキュリティ機能要件をどのように達成するかを記述を(ただし、モジュール記述の抽象レベルよりは高いレベルで)含んでいることを保証する。この記述は、モジュール記述に合わせて調整されたレベルで使用されるメカニズムを説明するべきである。これは、モジュール記述に含まれている情報を理性的に評価するために必要なロードマップを評価者に提供する。しっかりしたサブシステム記述のセットは、評価者が最も重要な検査対象となるモジュールを決定する、つまり SFR の実施に関して最も関連する TSF の一部に評価アクティビティの焦点を当てるガイドとして役立つ。

評価者は、TSF の全てのサブシステムが記述を持つことを保証する。記述は SFR の実装の実施又は支援においてサブシステムが果たす役割に重点を置くべきであるが、SFR 関連の機能性を理解するための文脈が提供されるように、十分な情報を提示しなければならない。

#### 13.8.3.4.6 ワークユニット: ADV\_TDS.3-5

評価者は、サブシステムが SFR 非干渉であることを評価者が決定できるように TSF の各 SFR 非干渉サブシステムが記述されていることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評価によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

SFR 非干渉サブシステムは、SFR 実施サブシステム及び SFR 支援サブシステムが依存しないサブシステムである。つまり、SFR 非干渉サブシステムは、SFR 機能性の実装において何の役割も果たさない。

評価者は、TSF の全てのサブシステムが記述を持つことを保証する。記述は SFR の実装の実施又は支援においてサブシステムが果たさない役割に重点を置くべきであるが、SFR 非干渉の機能性を理解するための文脈が提供されるように、十分な情報を提示しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.5C: 設計は、TSF の全てのサブシステム間の相互作用の記述を提供しなければならない。

#### 13.8.3.4.7 ワークユニット: ADV\_TDS.3-6

評価者は、TSF のサブシステム間の相互作用が記述されることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評価によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑なシステムでは、サブシステム間の相互作用の記述の目標は、TSF がどのようにその機能を実行するかを读者がよりよく理解できるようにすることである。これらの相互作用は、実装レベル(例えば、1 つのサブシステム内のルーチンから別のサブシステム内のルーチンに渡されるパラメタ、グローバル変数、ハードウェアサブシステムから割り込み処理サブシステムへのハードウェア信号(例えば、割り込み))で特徴を表す必要はないが、別のサブシステムによって使用される特定のサブシステムに対して識別されるデータエレメントは、この説明に含まれるべきである。サブシステム間(例えば、ファイアウォールシステムの規則のベースの構成に対する責任を持つサブシステムと実際にこれらの規則を実装するサブシステム)の制御関係も全て記述するべきである。

開発者はサブシステム間の全ての相互作用の特徴を表すべきであるが、評価者は記述の完全さを評定する際に独自の判断を使用する必要があることに注意するべきである。相互作用の理由が明確でない場合、又は記述されるように見えない(例えば、モジュールレベルの証拠資料の検査中に検出された)SFR 関連の相互作用がある場合、評価者は、この情報が開発者によって提供されることを保証する。ただし、特定のサブシステムのセットの間の相互作用が、開発者によって不完全に記述されていたとしても、完全な記述が TSF によって提供される機能性全体やセキュリティ機能性の理解の助けにならないことを評価者が決定できる場合は、評価者は、記述を十分なものと考ええることを選択することができ、そのための完全さを追求しないようにすることができる。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.6C: 設計は、TSF のサブシステムから TSF のモジュールへのマッピングを提供しなければならない。

### 13.8.3.4.8 ワークユニット: ADV\_TDS.3-7

評価者は、TSF のサブシステムと TSF のモジュールの間のマッピングが完全であることを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑な TOE では、開発者はどのように TSF のモジュールがサブシステムに割り当てられているかを示す簡単なマッピングを提供する。これによって、評価者にモジュールレベルの評定を実行する際のガイドが提供される。完全さを決定するには、評価者は、各マッピングを検査し、全てのサブシステムが少なくとも 1 つのモジュールにマッピングされること、及び全てのモジュールが正確に 1 つのサブシステムにマッピングされることを決定する。

### 13.8.3.4.9 ワークユニット: ADV\_TDS.3-8

評価者は、TSF サブシステムと TSF のモジュールの間のマッピングが正確であることを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑な TOE では、開発者はどのように TSF のモジュールがサブシステムに割り当てられているかを示す簡単なマッピングを提供する。これによって、評価者にモジュールレベルの評定を実行する際のガイドが提供される。評価者は、その他のワークユニットの実行とともにマッピングの正確さをチェックするように選択することができる。「不正確な」マッピングとは、機能がその内部で使用されていないサブシステムにモジュールが間違っって関連付けられているマッピングである。マッピングはより詳細な分析をサポートするガイドとなることを想定しているため、評価者は、このワークユニットに対して適切な労力を注ぐように注意すること。マッピングの正確さを検証するための広範な評価者資源を費やす必要はない。このワークユニッ

ト又はその他のワークユニットの一部としてカバーされない設計に関連する誤解を招く不正確さは、このワークユニットに関連付けられ、訂正されるべきである。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.7C: 設計は、目的と他のモジュールとの関係の観点から各 SFR 実施モジュールを記述しなければならない。

#### 13.8.3.4.10 ワークユニット: ADV\_TDS.3-9

評価者は、各 SFR 実施モジュールの目的と他のモジュールとの関係の記述が完全で正確であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

開発者はモジュールを SFR 実施、SFR 支援、及び SFR 非干渉として指示できるが、これらの「タグ」は、開発者が提供する必要がある情報の量と種別を記述するためだけに使用され、もし開発者の工学的プロセスが必要な証拠資料を提供しない場合に開発者が開発する必要がある情報の量を制限するために使用することができる。モジュールが開発者によって分類されているかどうかに関係なく、TOE においてモジュールがそれぞれの役割(SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉)に対する適切な情報を持つことを決定し、開発者が特定のモジュールに必要な情報を提供するのに失敗した場合に開発者から適切な情報を取得するのは、評価者の責任である。

モジュールの目的は、モジュールがどのような機能を満たしているかを示す記述を提供する。評価者はここで注意が必要である。このワークユニットの重点は、SFR の実装が信頼できることについて決定できるようにモジュールがどのように機能するかを評価者が理解できるようにすること、及び ADV\_ARC コンポーネントに対して実行されるアーキテクチャ分析をサポートすることであるべきである。評価者がモジュールの操作、及びその他のモジュールや全体としての TOE との関係について適切に理解している限り、評価者は、達成すべきこの作業の目的を考慮すべきであり、開発者が行う証拠資料の実際的な作業には(例えば、自明の実装表現のための完全なアルゴリズム記述を要求するなどして)関わるべきではない。

モジュールは下位レベルにあるため、利用者操作ガイダンス、機能仕様、TSF 内部構造、又はセキュリティアーキテクチャ記述などのその他の証拠資料からの完全さ及び正確さの影響を決定するのは困難である可能性がある。ただし、評価者は、目的が正確かつ完全に記述されていることを保証するために役立てることができる範囲で、これらの文書内に提示される情報を使用する。この分析は、機能仕様における TSFI を TSF のモジュールにマッピングする ADV\_TDS.3.10C エLEMENTのワークユニットに対して実行される分析によって、支援が可能である。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.8C: 設計は、各 SFR 実施モジュールの SFR 関連インタフェース、それらのインタフェースからの戻り値、及びその他のモジュールとの相互作用及び他の SFR 実施モジュールに対して呼び出される SFR 関連インタフェースの観点から各 SFR 実施モジュールを記述しなければならない。

#### 13.8.3.4.11 ワークユニット: ADV\_TDS.3-10

評価者は、各 SFR 実施モジュールによって提示されるインタフェースの記述に SFR 関連パラメタの正確かつ完全な記述、各インタフェースに対する呼び出し規約、及びインタフェースによって直接戻される全ての値が含まれることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

モジュールの SFR 関連インタフェースは、提供された SFR 関連操作を呼び出す手段として、及び入力を提供する手段として、又はモジュールからの出力を受け取る手段として、その他のモジュールによって使用されるインタフェースである。これらのインタフェースの特定における目的は、テスト中にこれらのインタフェースの実行を許可することである。SFR 関連でないモジュール間インタフェースは、テストにおける要因ではないため、特定又は記述する必要はない。同様に、SFR 関連の実行パス(固定された内部パスなど)の通過において要因とならないその他の内部インタフェースも、テストにおける要因ではないため、特定又は記述する必要はない。

SFR 関連インタフェースは、どのように呼び出されるかという観点から、及び戻される全ての値の観点から記述される。この記述には、SFR 関連パラメタのリスト、及びこれらのパラメタの記述が含まれる。グ

グローバルデータも、呼び出されたときにモジュールによって(入力又は出力として)使用される場合に、パラメータとみなされる。あるパラメータが値のセット(例えば「フラグ」パラメータ)であることを期待されていた場合、処理しているモジュールに影響を与えるパラメータがとり得る値の完全なセットが特定されるであろう。同様に、データ構造を表すパラメータは、データ構造の各フィールドが識別及び記述されるように記述される。プログラミング言語によっては、明白とはならない追加の「インタフェース」を持つ可能性がある。この例として挙げられるのは、C++における演算子/関数のオーバーロードがあるだろう。クラス記述におけるこの「暗黙のインタフェース」は、モジュール設計の一部としても記述されるであろう。モジュールは 1 つのインタフェースのみを提示する可能性があるが、関連するインタフェースの小規模なセットをモジュールが提示することのほうがより一般的である。

モジュールに対するパラメータ(入力及び出力)の評定の観点から、グローバルデータのあらゆる使用についても考慮しなければならない。モジュールはデータを読み取る又は書き込む場合に、グローバルデータを「使用する」。このようなパラメータの記述が(使用される場合に)完全であることを保証するには、評価者は、TOE 設計でモジュールについて提供されるその他の情報(インタフェース、アルゴリズム記述など)、及びワークユニット ADV\_TDS.3-9 で評定されるグローバルデータの特定のセットの記述を使用する。例えば、評価者は、最初に提示された機能及びインタフェース(特にインタフェースのパラメータ)を検査することによってモジュールが実行する処理を決定する。次に、評価者は、処理が TOE 設計で識別されている任意のグローバルデータ領域に「触れる」ように見えるかどうかを確認するためのチェックを行うことができる。その後、評価者は、「触れられた」ように見える各グローバルデータ領域について、グローバルデータ領域が、評価者が検査しているモジュールによって入力又は出力の手段としてリストされることを決定する。

呼び出し規約は、インタフェースを通じてモジュールの機能性を利用するプログラムを作成していた場合に、そのモジュールのインタフェースを正しく呼び出すために使用できるプログラミング参照型の記述である。これには、グローバル変数に関して実行する必要がある任意のセットアップを含む、必要な入力及び出力が含まれる。

インタフェースを通じて戻される値は、パラメータ又はメッセージを通じて渡される値、「C」プログラム関数コールの形式で関数コール自体が戻す値、又はグローバルな手段(\*ix 形式のオペレーティングシステムにおける特定のエラールーチンなど)を通じて渡される値を参照する。

記述が完全であることを保証するには、評価者は、TOE 設計でモジュールについて提供されるその他の情報(例えば、アルゴリズム記述、使用されているグローバルデータ)を使用して、モジュールの機能を実行するために必要な全てのデータがモジュールに対して提示されているように見えること、及びその他のモジュールによって検査中のモジュールが提供することを期待されている任意の値がそのモジュールによって戻されるものとして識別されることを保証する。評価者は、処理の記述がインタフェースに渡されるもの、又はインタフェースから渡されるものとしてリストされている情報に一致することを保証することによって、正確さを決定する。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.9C: 設計は、目的及びその他のモジュールとの相互作用の観点から各 SFR 支援モジュール及び SFR 非干渉モジュールを記述しなければならない。

### 13.8.3.4.12 ワークユニット: ADV\_TDS.3-11

評価者は、SFR 支援及び SFR 非干渉モジュールが正しく分類されていることを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

開発者が様々なモジュールに対して様々な量の情報を提供している場合、暗黙の分類が行われる。つまり、(例えば)SFR 関連インタフェース(ADV\_TDS.3.10C を参照のこと)に提示される詳細を持つモジュールは、SFR 実施モジュールとなりうるモジュールであるが、評価者による検査によってそれらの特定のセットが SFR 支援もしくは SFR 非干渉であるという決定が導かれる可能性がある。(例えば)目的及びその他のモジュールとの相互作用の記述のみを持つモジュールは、SFR 支援もしくは SFR 非干渉として「暗黙の分類」が行われる。

これらの場合、このワークユニットに対する評価者の主要な重点は、SFR 支援もしくは SFR 非干渉として暗黙の分類が行われた各モジュールに対して提供される証拠、及びその他のモジュールについての評価情報(TOE 設計、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述、及び利用者操作ガイダンス)からモジュールが本当に SFR 支援もしくは SFR 非干渉であるかどうかについての決定を試みることである。この保証のレベルでは、いくつかの誤りは許容されるべきであり、評価者は、指定されたモジュールが SFR 支援もしくは SFR 非干渉として分類されているとしても、そうであるかについての絶対的な確証を持つ必要はない。ただし、提供された証拠によって SFR 支援もしくは SFR 非干渉モジュールが SFR 実施であることが示される場合、評価者は、明確な不一致を解決するために開発者からの追加情報を要求する。例えば、モジュール A(SFR 実施モジュール)に対する証拠資料が、モジュール A がモジュール B をコールして特定の種別の構造についてアクセスチェックを実行することを示すものとする。評価者がモジュール B に関連する情報を検査する場合、評価者は、開発者が提供した情報の全ては、目的及び相互作用のセットである(このため、モジュール B については SFR 支援もしくは SFR 非干渉として暗黙の分類が行われる)ことを発見する。モジュール A からの目的及び相互作用の検査において、評価者はアクセスチェックを実行するモジュール B についての言及がないこと、及びモジュール A はモジュール B の相互作用の対象となるモジュールとしてリストされないことを発見する。この時点では、評価者は、モジュール A 及びモジュール B で提供される情報間の不一致を解決することを、開発者に提案するべきである。

別の例としては、評価者が ADV\_TDS.3.2D によって提供されたようにモジュールに対する TSFI のマッピングを検査する場合がある。この検査は、モジュール C が利用者の識別を必要とする SFR に関連していることを示す。また、評価者がモジュール C に関連する情報を検査する場合、評価者は、開発者が提供した情報の全ては、目的及び相互作用のセットである(このため、モジュール C については SFR 支援もしくは SFR 非干渉として暗黙の分類が行われる)ことを発見する。モジュール C に対して提示される目的及び相互作用の検査において、評価者は、利用者の識別に関連して TSFI に対するマッピングとしてリストされるモジュール C が SFR 実施として分類されない理由を決定することはできない。ここでもまた、評価者は、この不一致を解決することを開発者に提案するべきである。

最後の例は、逆の観点からのものである。前の例と同様に、開発者は、目的及び相互作用のセットで構成されているモジュール D(このため、モジュール D については SFR 支援もしくは SFR 非干渉として暗黙の分類が行われる)に関連する情報を提供している。評価者は、モジュール D に対する目的及び相互作用を含む、提供される全ての証拠を検査する。目的は、相互作用はその記述と一貫しており、モジュール D が SFR 実施であることを示すものは存在しないという、TOE におけるモジュール D の機能の意味のある記述を提供することのように見える。この場合、評価者は、モジュール D が正しく分類されていることを「単に確認するために」にモジュール D についてのより多くの情報を要求するべきではない。開発者は義務を果たし、モジュール D の暗黙の分類において評価者が持っている保証の結果は(定義によって)この保証レベルに対して適切である。

#### 13.8.3.4.13 ワークユニット: ADV\_TDS.3-12

評価者は、各 SFR 支援もしくは SFR 非干渉モジュールの目的の記述が完全で正確であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

モジュールの目的の記述は、モジュールがどのような機能を満たしているかを示す。この記述から、評価者は、モジュールの役割についての包括的な情報を得られるべきである。記述が完全であることを保証するには、評価者は、コールされているモジュールに対する理由がモジュールの目的と一貫しているかどうかを評定するために、その他のモジュールとモジュールとの相互作用について提供される情報を使用する。モジュールの目的からは明らかでない機能性又はモジュールの目的と矛盾する機能性が相互作用の記述に含まれる場合、評価者は、問題が正確さと完全さのどちらの問題であるかを決定する必要がある。評価者は、1 つの文で表現された目的に基づいた意味のある分析は不可能である可能性があるため、短すぎる目的については注意するべきである。

モジュールは下位レベルにあるため、利用者操作ガイダンス、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述、又は TSF 内部文書などのその他の証拠資料からの完全さ及び正確さの影響を決定するのは困難で

ある可能性がある。ただし、評価者は、機能が正確かつ完全に記述されていることを保証するために役立てることができる範囲で、これらの文書内に提示される情報を使用する。この分析は、機能仕様における TSFI を TSF のモジュールにマッピングする ADV\_TDS.3.10C エLEMENTのワークユニットに対して実行される分析によって、支援が可能である。

### 13.8.3.4.14 ワークユニット: ADV\_TDS.3-13

評価者は、その他のモジュールと SFR 支援モジュール、もしくは SFR 非干渉モジュールとの相互作用の記述が完全で正確であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

パート 3 要件及びこのワークユニットの観点から、用語「相互作用」はインタフェースより低い厳密さを伝えることを意図していることに注意することが重要である。相互作用は、実装レベル(例えば、1 つのモジュール内のルーチンから別のモジュール内のルーチンに渡されるパラメタ、グローバル変数、ハードウェアサブシステムから割り込み処理サブシステムへのハードウェア信号(例えば、割り込み))で特徴を表す必要はないが、別のモジュールによって使用される特定のモジュールに対して識別されるデータエレメントは、この説明に含まれるべきである。モジュール間(例えば、ファイアウォールシステムの規則のベースの構成に対する責任を持つモジュールと実際にこれらの規則を実装するモジュール)の制御関係も全て記述するべきである。

モジュールは下位レベルにあるため、利用者操作ガイダンス、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述、又は TSF 内部構造文書などのその他の証拠資料から完全さ及び正確さの影響を決定するのは困難である可能性がある。ただし、評価者は、機能が正確かつ完全に記述されていることを保証するために役立てることができる範囲で、これらの文書内に提示される情報を使用する。この分析は、機能仕様における TSFI を TSF のモジュールにマッピングする ADV\_TDS.3.10C エLEMENTのワークユニットに対して実行される分析によって、支援が可能である。

その他のモジュールとモジュールとの相互作用は、単なるコールツリータイプの文書を超えて行われる。相互作用は、モジュールが他のモジュールと対話する理由の機能的な観点から記述される。モジュールの目的は、モジュールが他のモジュールにどのような機能を提供するかを記述することであり、相互作用は、この機能を達成するために、その他のモジュールからモジュールが依存する対象を記述するべきである。

CC パート 3 ADV\_TDS.3.10C: マッピングは、全ての TSFI が、それらが呼び出す TOE 設計で記述されているふるまいを追跡することを実証しなければならない。

### 13.8.3.4.15 ワークユニット: ADV\_TDS.3-14

評価者は、TOE 設計が、機能仕様で記述されている TSFI から TOE 設計で記述されている TSF のモジュールへの完全で正確なマッピングを含むことを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

TOE 設計で記述されているモジュールは、TSF の実装の記述を提供する。TSFI は、実装がどのように実行されるかの記述を提供する。開発者からの証拠は、操作が TSFI で要求される場合に最初に呼び出されるモジュールを識別し、主に機能性の実装に責任のあるモジュールまで呼び出される一連のモジュールを識別する。ただし、各 TSFI に対する完全なコールツリーは、このワークユニットでは必要ではない。複数のモジュールを識別する必要があるのは、入力条件付け又は多重入力の分割以外の機能性を持たない「エントリポイント」モジュール又はラッパーモジュールが存在する場合である。これらのモジュールのいずれかに対するマッピングは、評価者に役立つ情報をまったく提供しない可能性がある。

評価者は、全ての TSFI が少なくとも 1 つのモジュールにマッピングされることを保証することによって、マッピングの完全さを評定する。正確さの検証は、より複雑である。

正確さの最初の側面は、TSF 境界で各 TSFI がモジュールにマッピングされることである。この決定は、モジュール記述及びそのインタフェース/相互作用をレビューすることによって行うことができる。正確さの次の側面は、識別された最初のモジュールと、主に TSF で提示される機能の実装に責任のあるモジ

ジュールとの間のモジュールの連鎖を各 TSFI が識別することである。これは、入力の前処理がどれだけ行われるかによって、最初のモジュールになったり、いくつかのモジュールになったりする可能性がある。TSFI が全ての類似の種類(例えば、システムコール)である場合、前処理のモジュールであることを示す 1 つの指標は、多数の TSFI に対して呼び出されることであることに注意するべきである。正確さの最後の側面は、マッピングが意味を持つことである。例えば、アクセス制御を扱う TSFI を、パスワードをチェックするモジュールにマッピングするのは、正確ではない。評価者は、この決定を行う際に再度判断を使用するべきである。目標は、この情報が、評価者の、SFR のシステム及び実装、及び TSF 境界にあるエンティティが TSF と対話できる方法の理解への助けになることである。SFR がモジュールによって正確に記述されているかどうかについての評定の大半は、他のワークユニットで実行される。

### 13.8.3.5 アクション ADV\_TDS.3.2E

#### 13.8.3.5.1 ワークユニット: ADV\_TDS.3-15

評価者は、全ての ST セキュリティ機能要件が TOE 設計に含まれることを決定するために、TOE セキュリティ機能要件及び TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE セキュリティ機能要件と TOE 設計の間のマッピングを作成することができる。このマッピングは、機能要件からサブシステムのセットに対して、及びのちに、モジュールに対して作成される可能性が高い。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 15 モジュール内の特定の場所に実装された場合、評価者が FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御を 1 つのサブシステムにマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。代わりに、評価者は、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 1)をサブシステム A のモジュール x、y、及び z にマッピングし、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 2)をサブシステム A のモジュール x、p、及び q にマッピングするなどのように、マッピングする可能性がある。

#### 13.8.3.5.2 ワークユニット: ADV\_TDS.3-16

評価者は、TOE 設計が全てのセキュリティ機能要件の正確な具体化であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE セキュリティ機能要件と TOE 設計の間のマッピングを作成することができる。このマッピングは、機能要件からサブシステムのセットに対して作成される可能性が高い。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、ST 要件が役割によるアクセス制御メカニズムを指定した場合、評価者は、このメカニズムの実装に寄与するサブシステム及びモジュールを最初に識別する。これは、TOE 設計についての深い知識又は理解に基づいて、又は前のワークユニットで行われた作業によって、行われることがある。この追跡は、サブシステム及びモジュールの識別のためだけに行われるもので、完全な分析ではないことに注意のこと。

次のステップは、サブシステム及びモジュールが実装するのはどのようなメカニズムであるかを理解することである。例えば、設計が UNIX スタイルの保護ビットに基づいてアクセス制御を記述した場合、その設計は、上記で使用された ST 例で示しているアクセス制御要件の正確な具体化にならない。評価者が、詳細がないためにメカニズムが正確に実装されたことを決定できなかった場合、評価者は、全ての SFR

## ADV クラス: 開発

実施サブシステム及びモジュールが識別されたかどうか、又は適切な詳細がそれらのサブシステム及びモジュールに提供されたかどうかを評価することが必要になる。

### 13.8.4 サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.4)

#### 13.8.4.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE 設計が TSF 境界を決定するために十分な TOE の記述をサブシステムの観点から提供するかどうか、及び TSF 内部構造の記述をモジュール(及び、オプションとして上位レベル抽象)の観点から提供するかどうかを決定することである。これは、SFR 実施モジュール及び SFR 支援モジュールの詳細な記述、及び SFR が完全に正確に実装されていることを評価者が決定するために十分な SFR 非干渉モジュールについての情報を提供する。このように、TOE 設計は、実装表現の説明を提供する。

#### 13.8.4.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) セキュリティアーキテクチャ記述
- d) TOE設計

#### 13.8.4.3 適用上の注釈

TOE 設計に関して評価者が保証しなければならない 3 つのタイプのアクティビティがある。第 1 に、評価者は、TSF 境界が適切に記述されていることを決定する。第 2 に、評価者は、開発者がこのサブシステムの内容及び提示の要件に適合しており、TOE に対して提供されるその他の証拠資料と一貫している証拠資料を提供したことを決定する。最後に、評価者は、システムがどのように実装されているかを理解し、また、その知識を使用して、機能仕様内の TSFI が適切に記述されること、及びテスト情報が適切に(「ATE クラス: テスト」ワークユニットで行われた)TSF をテストすることを保証するために、(詳細レベルで)SFR 実施モジュールに対して、及び(より低い詳細レベルで)SFR 支援及び SFR 非干渉モジュールに対して提供される設計情報を分析しなければならない。

#### 13.8.4.4 アクション ADV\_TDS.4.1E

##### 13.8.4.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_TDS.4.1C: 設計は、サブシステムの観点から TOE の構造を記述しなければならない。

##### 13.8.4.4.2 ワークユニット: ADV\_TDS.4-1

評価者は、TOE 全体の構造がサブシステムの観点から記述されていることを決定するために、TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE の全てのサブシステムが識別されていることを保証する。TOE のこの記述は、ワークユニット ADV\_TDS.4-4 への入力として使用され、そこで TSF を構成する TOE の部分が識別される。つまり、この要件は、TSF のみについてのものではなく、TOE 全体についてのものである。

TOE(及び TSF)は、抽象の複数の階層(つまり、サブシステム及びモジュール)で記述することができる。TOE の複雑さに応じて、設計は、CC パート 3 附属書の A.4、「ADV\_TDS: サブシステム及びモジュール」での記述に従い、サブシステム及びモジュールの観点から記述することができる。「モジュール」レベ

ル(ADV\_TDS.4-2 を参照のこと)だけで記述できる非常に簡単な TOE の場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

このアクティビティを実行する際に、評価者は、TOE に対して提示されるその他の証拠(例えば、ST、利用者操作ガイダンス)における TOE の記述が、TOE 設計に含まれる記述と一貫していることを決定するために、このような証拠を検査する。

CC パート 3 ADV\_TDS.4.2C: 設計は、各モジュールを *SFR 実施*、*SFR 支援*、又は *SFR 非干渉* として指示し、モジュールの観点から *TSF* を記述しなければならない。

#### 13.8.4.4.3 ワークユニット: ADV\_TDS.4-2

評価者は、TSF 全体がモジュールの観点から記述されていることを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

評価者は、その他のワークユニット内の特定の特性についてモジュールを検査する。このワークユニットでは、評価者は、モジュール記述が TSF の一部だけではなく、TSF 全体を含むことを決定する。評価者は、この決定を行う際に、評価に対して提供されるその他の証拠(例えば、機能仕様、アーキテクチャ記述)を使用する。例えば、機能仕様に TOE 設計記述に記述されるように見えない機能性に対するインタフェースが含まれている場合、TSF の一部が適切に含まれていない可能性がある。この決定は、繰返しプロセスになる可能性があり、その場合、他の証拠について行われる分析の回数が多いほど、証拠資料の完全さに関してより多くの信頼を得ることができる。

サブシステムとは異なり、モジュールは、実装表現のレビューに対するガイドとしての役割を果たすことができる詳細レベルで実装を記述する。モジュールの記述は、その記述からモジュールの実装を作成できるものであるべきであり、その結果の実装は 1)提示されるインタフェースの観点から実際の TSF 実装と同一であり、2)設計で記述されるインタフェースの使用において同一であり、3)TSF モジュールの目的の記述と機能的に同等である。例えば、RFC 793 は TCP プロトコルの上位レベル記述を提供する。これは、必ずしも実装には依存していない。これは、豊富な詳細を提供するが、実装の特定ではないため、適切な設計記述 **ではない**。実際の実装は RFC で指定されているプロトコルを追加でき、実装の選択(例えば、実装の様々な部分において、グローバルデータを使用するか又はローカルデータを使用するか)は実行される分析に対して影響を与える可能性がある。TCP モジュールの設計記述は、(RFC 793 で定義されたインタフェースだけではなく)実装によって提示されるインタフェース、及び TCP を(TSF の一部であったと想定して)実装しているモジュールに関連する処理のアルゴリズム記述をリストする。

#### 13.8.4.4.4 ワークユニット: ADV\_TDS.4-3

評価者は、TSF モジュールは *SFR 実施*、*SFR 支援*、又は *SFR 非干渉* として識別されることを決定するために、その TOE 設計を **チェックしなければならない**。

(SFR の実施において特定のモジュールが果たす役割に従って)各モジュールを指示することの目的は、開発者がセキュリティ上の役割をほとんど果たさない TSF の一部についての情報をより少なく提供することである。情報が評価の枠組みの範囲外から収集された場合に発生する可能性があることであるが、要件で要求されるよりも多くの情報又は詳細を開発者が提供することは、常に許される。そのような場合でも、開発者は、モジュールを *SFR 実施*、*SFR 支援*、又は *SFR 非干渉* として指示しなければならない。

これらの指示の正確さは、評価の進行に伴って継続的にレビューされる。実際の場合よりも重要性が低いとする(及び、そのために情報が少なくなること)モジュールの指示の誤りが懸念される。目立った指示の誤りは、すぐに明らかになる可能性がある(例えば、利用者識別(FIA\_UID)が、主張されている SFR の 1 つである場合、認証モジュールを *SFR 実施* 以外の任意のものとして指示するなど)が、その他の指示の誤りについては TSF に対する理解が深まるまで発見されない可能性がある。このため、評価者は、これらの指示は開発者の最初で最大の労力を費やす対象であるが、変更されることがあることを忘れないように

## ADV クラス: 開発

しなければならない。さらに詳しいガイダンスは、これらの指示の正確さを検査するワークユニット ADV\_TDS.4-17 で提供される。

CC パート 3 ADV\_TDS.4.3C: 設計は、TSF の全てのサブシステムを識別しなければならない。

### 13.8.4.4.5 ワークユニット: ADV\_TDS.4-4

評価者は、TSF の全てのサブシステムが識別されることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、これらの要件のサブシステムはモジュールと同等であり、アクティビティはモジュールレベルで実行されるべきである。

ワークユニット ADV\_TDS.4-1 では、TOE の全てのサブシステムが識別され、TSF 以外のサブシステムの特徴が正しく表されていたことが決定された。その作業に基づいて、TSF 以外のサブシステムとして特徴が表されなかったサブシステムは、正確に識別されるべきである。評価者は、準備手続き(AGD\_PRE)のガイダンスに従って設置し、構成されたハードウェア及びソフトウェアについて、各サブシステムがTSFの一部又はそれ以外のものとして考慮されていることを決定する。

CC パート 3 ADV\_TDS.4.4C: 設計は、適切な箇所に対して非形式的で説明的なテキストで補足される、TSF の各サブシステムの準形式的記述を提供しなければならない。

### 13.8.4.4.6 ワークユニット: ADV\_TDS.4-5

評価者は、サブシステム、モジュール、及びそれらのインタフェースを記述するのに用いられる準形式的な表記が定義されているのか、あるいは参照されているのかを決定するために、TDS 証拠資料を**検査しなければならない**。

準形式的な表記は、スポンサーもしくは参照される該当規格によって定義されうる。評価者は、証拠資料のどの部分において機能やインタフェースが準形式的に記述され、どの表記が使用されているのかを概略する、セキュリティ機能と、それらのインタフェースとのマッピングを提供すべきである。評価者は、全ての使用されている準形式的表記を検査し、それが準形式的なスタイルであることを確認し、TOE に対する準形式的表記の使用法の妥当性を正当化しなければならない。

準形式的表現とは、非形式的表現におこりうる曖昧さを軽減する、明確に定義された構文を持つ標準化された形式により特徴付けられることに評価者は留意する。機能仕様で使われる全ての準形式的表記の構文は、定義されるか、もしくは対応する標準を参照しなければならない。評価者は、機能仕様を表現するのに用いられる準形式的表記が、セキュリティに関連した機能を表現することができることを検証する。これを決定するために、評価者は、SFR を参照し、ST に記述される TSF セキュリティ機能と、それに対応する FSP の準形式的表記による記述を比較することができる。

### 13.8.4.4.7 ワークユニット: ADV\_TDS.4-6

評価者は、TSF の各サブシステムが ST で記述された SFR の実施におけるそれぞれの役割を記述することを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評価によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑なシステムでは、サブシステムレベルの記述の目標は、評価者に、次に続くモジュール記述の文脈を提供することである。このため、評価者は、サブシステムレベルの記述が、設計においてセキュリティ機能要件をどのように達成するかを記述を(ただし、モジュール記述の抽象レベルよりは高いレベルで)含んでいることを保証する。この記述は、モジュール記述に合わせて調整されたレベルで使用されるメカニズムを説明するべき

である。これは、モジュール記述に含まれている情報を理性的に評価するために必要なロードマップを評価者に提供する。しっかりしたサブシステム記述のセットは、評価者が最も重要な検査対象となるモジュールを決定する、つまり SFR の実施に関して最も関連する TSF の一部に評価アクティビティの焦点を当てるガイドとして役立つ。

評価者は、TSF の全てのサブシステムが記述を持つことを保証する。記述は SFR の実装の実施又は支援においてサブシステムが果たす役割に重点を置くべきであるが、SFR 関連の機能性を理解するための文脈が提供されるように、十分な情報を提示しなければならない。

#### 13.8.4.4.8 ワークユニット: ADV\_TDS.4-7

評価者は、サブシステムが SFR 非干渉であることを評価者が決定できるように TSF の各 SFR 非干渉サブシステムが記述されていることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評価によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

SFR 非干渉サブシステムは、SFR 実施サブシステム及び SFR 支援サブシステムが依存しないサブシステムである。つまり、SFR 非干渉サブシステムは、SFR 機能性の実装において何の役割も果たさない。

評価者は、TSF の全てのサブシステムが記述を持つことを保証する。記述は SFR の実装の実施又は支援においてサブシステムが果たさない役割に重点を置くべきであるが、SFR 非干渉の機能性を理解するための文脈が提供されるように、十分な情報を提示しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.4.5C: 設計は、TSF の全てのサブシステム間の相互作用の記述を提供しなければならない。

#### 13.8.4.4.9 ワークユニット: ADV\_TDS.4-8

評価者は、TSF のサブシステム間の相互作用が記述されることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評価によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑なシステムでは、サブシステム間の相互作用の記述の目標は、TSF がどのように機能を実行するかを読者がよりよく理解できるようにすることである。これらの相互作用は、実装レベル(例えば、1 つのサブシステム内のルーチンから別のサブシステム内のルーチンに渡されるパラメータ、グローバル変数、ハードウェアサブシステムから割り込み処理サブシステムへのハードウェア信号(例えば、割り込み))で特徴を表す必要はないが、別のサブシステムによって使用される特定のサブシステムに対して識別されるデータエレメントは、この説明に含まれる必要がある。サブシステム間(例えば、ファイアウォールシステムの規則のベースの構成に対する責任を持つサブシステムと実際にこれらの規則を実装するサブシステム)の制御関係も全て記述すべきである。

開発者はサブシステム間の全ての相互作用の特徴を表すべきであるが、評価者は記述の完全さを評価する際に独自の判断を使用する必要があることに注意すべきである。相互作用の理由が明確でない場合、又は記述されるように見えない(例えば、モジュールレベルの証拠資料の検査中に検出された)SFR 関連の相互作用がある場合、評価者は、この情報が開発者によって提供されることを保証する。ただし、特定のサブシステムのセットの間の相互作用が、開発者によって不完全に記述されていたとしても、完全な記述が TSF によって提供される機能性全体やセキュリティ機能性の理解の助けにならないことを評価者

## ADV クラス: 開発

が決定できる場合は、評価者は、記述を十分なものと考えられることを選択することができ、そのための完全さを追求しないようにすることができる。

CC パート 3 ADV\_TDS.4.6C: 設計は、TSF のサブシステムから TSF のモジュールへのマッピングを提供しなければならない。

### 13.8.4.4.10 ワークユニット: ADV\_TDS.4-9

評価者は、TSF のサブシステムと TSF のモジュールの間のマッピングが完全であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑な TOE では、開発者はどのように TSF のモジュールがサブシステムに割り当てられているかを示す簡単なマッピングを提供する。これによって、評価者にモジュールレベルの評定を実行する際のガイドが提供される。完全さを決定するには、評価者は、各マッピングを検査し、全てのサブシステムが少なくとも 1 つのモジュールにマッピングされること、及び全てのモジュールが正確に 1 つのサブシステムにマッピングされることを決定する。

### 13.8.4.4.11 ワークユニット: ADV\_TDS.4-10

評価者は、TSF のサブシステムと TSF のモジュールの間のマッピングが正確であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑な TOE では、開発者はどのように TSF のモジュールがサブシステムに割り当てられているかを示す簡単なマッピングを提供する。これによって、評価者にモジュールレベルの評定を実行する際のガイドが提供される。評価者は、その他のワークユニットの実行とともにマッピングの正確さをチェックするように選択することができる。「不正確な」マッピングとは、機能がその内部で使用されていないサブシステムにモジュールが間違っ関連付けられているマッピングである。マッピングはより詳細な分析をサポートするガイドとなることを想定しているため、評価者は、このワークユニットに対して適切な労力を注ぐように注意すること。マッピングの正確さを検証するための広範な評価者資源を費やす必要はない。このワークユニット又はその他のワークユニットの一部としてカバーされない設計に関連する誤解を招く不正確さは、このワークユニットに関連付けられ、訂正されるべきである。

CC パート 3 ADV\_TDS.4.7C: 設計は、目的とその他のモジュールとの関係の観点から各 SFR 実施及び SFR 支援モジュールを記述しなければならない。

### 13.8.4.4.12 ワークユニット: ADV\_TDS.4-11

評価者は、各 SFR 実施モジュール及び SFR 支援モジュールの目的、他のモジュールとの関係の記述が完全で正確であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

開発者はモジュールを SFR 実施、SFR 支援、及び SFR 非干渉として指示できるが、これらの「タグ」は、開発者が提供する必要がある情報の量と種別を記述するためだけに使用され、もし開発者の工学的プロセスが必要な証拠資料を提供しない場合に開発者が開発する必要がある情報の量を制限するために使用することができる。モジュールが開発者によって分類されているかどうかに関係なく、TOE においてモジュールがそれぞれの役割(SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉)に対する適切な情報を持つことを決定し、開発者が特定のモジュールに必要な情報を提供するのに失敗した場合に開発者から適切な情報を取得するのは、評価者の責任である。

モジュールの目的は、モジュールがどのような機能を満たしているかを示す記述を提供する。評価者はここで注意が必要である。このワークユニットの重点は、SFRの実装が信頼できることについて決定できるようにモジュールがどのように機能するかを評価者が理解できるようにすること、及びADV\_ARCサブシステムに対して実行されるアーキテクチャ分析をサポートすることであるべきである。評価者がモジュールの操作、及びその他のモジュールや全体としてのTOEとの関係について適切に理解している限り、評価者は、達成すべきこの作業の目的を考慮すべきであり、開発者が行う証拠資料の実際的な作業には(例えば、自明の実装表現のための完全なアルゴリズム記述を要求するなどして)関わるべきではない。

モジュールは下位レベルにあるため、利用者操作ガイダンス、機能仕様、TSF内部構造、又はセキュリティアーキテクチャ記述などのその他の証拠資料からの完全性及び正確さの影響を決定するのは困難である可能性がある。ただし、評価者は、目的が正確かつ完全に記述されていることを保証するために役立てることができる範囲で、これらの文書内に提示される情報を使用する。この分析は、機能仕様におけるTSFIをTSFのモジュールにマッピングするADV\_TDS.4.10Cエレメントのワークユニットに対して実行される分析によって、支援が可能である。

CCパート3 ADV\_TDS.4.8C: 設計は、各SFR実施モジュール及びSFR支援モジュールのSFR関連インタフェース、それらのインタフェースからの戻り値、その他のモジュールとの相互作用、及びその他のSFR実施又はSFR支援モジュールに対して呼び出されるSFR関連インタフェースの観点から各SFR実施モジュール及びSFR支援モジュールを記述しなければならない。

#### 13.8.4.4.13 ワークユニット: ADV\_TDS.4-12

評価者は、各SFR実施モジュール及びSFR支援モジュールによって提示されるインタフェースの記述にSFR関連パラメタの正確かつ完全な記述、各インタフェースに対する呼び出し規約、及びインタフェースによって直接戻される全ての値が含まれることを決定するために、そのTOE設計を**検査しなければならない**。

モジュールのSFR関連インタフェースは、提供されたSFR関連操作を呼び出す手段として、及び入力を提供する手段として、又はモジュールからの出力を受け取る手段として、その他のモジュールによって使用されるインタフェースである。これらのインタフェースの仕様における目的は、テスト中にこれらのインタフェースの実行を許可することである。SFR関連でないモジュール間インタフェースは、テストにおける要因ではないため、特定又は記述する必要はない。SFR関連の実行パス(固定された内部パスなど)の通過において要因とならないその他の内部インタフェースも同様である。

SFR支援モジュールのSFR関連インタフェースは、SFR実施モジュールから直接又は間接的に呼び出されるような、SFR支援モジュールの全てのインタフェースである。それらのインタフェースは、そのような呼び出しにおいて使用される全てのパラメタを伴い記述される必要がある。これにより、評価者はSFR実施モジュールの動作の文脈においてSFR支援モジュールを呼び出す目的を理解することができる。

SFR関連インタフェースは、どのように呼び出されるかという観点から、及び戻される全ての値の観点から記述される。この記述には、パラメタのリスト、及びこれらのパラメタの記述が含まれるであろう。グローバルデータも、呼び出されたときにモジュールによって(入力又は出力として)使用される場合に、パラメタとみなされる。あるパラメタが値のセット(例えば「フラグ」パラメタ)であることを期待されていた場合、処理しているモジュールに影響を与えるパラメタがとり得る値の完全なセットが特定されるであろう。同様に、データ構造を表すパラメタは、データ構造の各フィールドが識別及び記述されるように記述される。プログラミング言語によっては、明白とはならない追加の「インタフェース」を持つ可能性がある。この例として挙げられるのは、C++における演算子/関数のオーバーロードがあるだろう。クラス記述におけるこの「暗黙のインタフェース」は、下位レベルのTOE設計の一部としても記述されるであろう。モジュールは1つのインタフェースのみを提示する可能性があるが、関連するインタフェースの小規模なセットをモジュールが提示することのほうがより一般的である。

モジュールに対するパラメタ(入力及び出力)の評定の観点から、グローバルデータのあらゆる使用についても考慮しなければならない。モジュールはデータを読み取る又は書き込む場合に、グローバルデータ

を「使用する」。このようなパラメタの記述が(使用される場合に)完全であることを保証するには、評価者は、TOE 設計でモジュールについて提供されるその他の情報(インタフェース、アルゴリズム記述など)、及びワークユニット ADV\_TDS.4-12 で評定されるグローバルデータの特定のセットの記述を使用する。例えば、評価者は、最初に提示された機能及びインタフェース(特にインタフェースのパラメタ)を検査することによってモジュールが実行する処理を決定する。次に、評価者は、処理が TDS 設計で識別されている任意のグローバルデータ領域に「触れる」ように見えるかどうかを確認するためのチェックを行うことができる。その後、評価者は、「触れられた」ように見える各グローバルデータ領域について、グローバルデータ領域が、評価者が検査しているモジュールによって入力又は出力の手段としてリストされることを決定する。

呼び出し規約は、インタフェースを通じてモジュールの機能性を利用するプログラムを作成していた場合に、そのモジュールのインタフェースを正しく呼び出すために使用できるプログラミング参照型の記述である。これには、グローバル変数に関して実行する必要がある任意のセットアップを含む、必要な入力及び出力が含まれる。

インタフェースを通じて戻される値は、パラメタ又はメッセージを通じて渡される値、「C」プログラム関数コールの形式で関数コール自体が戻す値、又はグローバルな手段(\*ix 形式のオペレーティングシステムにおける特定のエラールーチンなど)を通じて渡される値を参照する。

記述が完全であることを保証するには、評価者は、TOE 設計でモジュールについて提供されるその他の情報(例えば、アルゴリズム記述、使用されているグローバルデータ)を使用して、モジュールの機能を実行するために必要な全てのデータがモジュールに対して提示されているように見えること、及びその他のモジュールによって検査中のモジュールが提供することを期待されている任意の値がそのモジュールによって戻されるものとして識別されることを保証する。評価者は、処理の記述がインタフェースに渡されるもの、又はインタフェースから渡されるものとしてリストされている情報に一致することを保証することによって、正確さを決定する。

CC パート 3 ADV\_TDS.4.9C: 設計は、目的及びその他のモジュールとの相互作用の観点から各 SFR 非干渉モジュールを記述しなければならない。

### 13.8.4.4.14 ワークユニット: ADV\_TDS.4-13

評価者は、SFR 非干渉モジュールが正しく分類されていることを決定するために、その TOE 設計を**検査**しなければならない。

ワークユニット ADV\_TDS.4-2 で述べたように、SFR 非干渉のモジュールについて要求される情報は、他のものより少ない。このワークユニットに対する評価者の主要な重点は、SFR 非干渉として暗黙の分類が行われた各モジュールに対して提供される証拠、及びモジュールが本当に SFR 非干渉であるかどうかについての評価(TOE 設計におけるその他のモジュールについての情報、TOE 設計、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述、利用者操作ガイダンス、TSF 内部構造文書、及び場合によっては実装表現までも)から決定を試みることである。この保証のレベルでは、いくつかの誤りは許容されるべきであり、評価者は、指定されたモジュールが SFR 非干渉として分類されているとしても、そうであるかについての絶対的な確証を持つ必要はない。ただし、提供された証拠によって SFR 非干渉モジュールが SFR 実施又は SFR 支援であることが示される場合、評価者は、明確な不一致を解決するために開発者からの追加情報を要求する。例えば、モジュール A(SFR 実施モジュール)に対する証拠資料が、モジュール A がモジュール B をコールして特定の種別の構造についてアクセスチェックを実行することを示すものとする。評価者がモジュール B に関連する情報を検査する場合、評価者は、開発者が情報として、目的及び相互作用のセットのみを提供した(このため、モジュール B については SFR 支援もしくは SFR 非干渉として暗黙の分類が行われる)ことを発見する。モジュール A からの目的及び相互作用の検査において、評価者はアクセスチェックを実行するモジュール B についての言及がないこと、及びモジュール A はモジュール B の相互作用の対象となるモジュールとしてリストされないことを発見する。この時点では、評価者は、モジュール A 及びモジュール B で提供される情報間の不一致を解決することを、開発者に提案するべきである。

別の例としては、評価者が ADV\_TDS.4.2D によって提供されたようにモジュールに対する TSFI のマッピングを検査する場合がある。この検査は、モジュール C が利用者の識別を必要とする SFR に関連していることを示す。また、評価者がモジュール C に関連する情報を検査する場合、評価者は、開発者が提供した情報の全ては、目的及び相互作用のセットである(このため、モジュール C については SFR 非干渉として暗黙の分類が行われる)ことを発見する。モジュール C に対して提示される目的及び相互作用の検査において、評価者は、利用者の識別に関連して TSFI に対するマッピングとしてリストされるモジュール C が SFR 実施又は SFR 支援として分類されない理由を決定することはできない。ここでもまた、評価者は、この不一致を解決することを開発者に提案するべきである。

最後の例は、逆の状況について示す。前の例と同様に、開発者は、目的と相互作用のセットで構成されているモジュール D(このため、モジュール D については SFR 非干渉として暗黙の分類が行われる)に関する情報を提供している。評価者は、モジュール D に対する目的及び相互作用を含む、提供される全ての証拠を検査する。目的は、相互作用はその記述と一貫しており、モジュール D が SFR 実施又は SFR 支援であることを示すものは存在しないという、TOE におけるモジュール D の機能の意味のある記述を提供することのように見える。この場合、評価者は、モジュール D が正しく分類されていることを「単に確認するために」にモジュール D についてのより多くの情報を要求するべきではない。開発者は義務を果たし、モジュール D の暗黙の分類において評価者が持っている保証の結果は(定義によって)この保証レベルに対して適切である。

#### 13.8.4.4.15 ワークユニット: ADV\_TDS.4-14

評価者は、各 SFR 非干渉モジュールの目的の記述が完全で正確であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

モジュールの目的の記述は、モジュールがどのような機能を満たしているかを示す。この記述から、評価者は、モジュールの役割についての包括的な情報を得られるべきである。記述が完全であることを保証するには、評価者は、コールされているモジュールに対する理由がモジュールの目的と一貫しているかどうかを評定するために、その他のモジュールとモジュールとの相互作用について提供される情報を使用する。モジュールの目的からは明らかでない機能性又はモジュールの目的と矛盾する機能性が相互作用の記述に含まれる場合、評価者は、問題が正確さと完全さのどちらの問題であるかを決定する必要がある。評価者は、1 つの文で表現された目的に基づいた意味のある分析は不可能である可能性があるため、短すぎる目的については注意するべきである。

モジュールは下位レベルにあるため、利用者操作ガイダンス、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述、又は TSF 内部構造文書などのその他の証拠資料から完全さ及び正確さの影響を決定するのは困難である可能性がある。ただし、評価者は、機能が正確かつ完全に記述されていることを保証するために役立つことができる範囲で、これらの文書内に提示される情報を使用する。この分析は、機能仕様における TSFI を TSF のモジュールにマッピングする ADV\_TDS.4.10C エレメントのワークユニットに対して実行される分析によって、支援が可能である。

#### 13.8.4.4.16 ワークユニット: ADV\_TDS.4-15

評価者は、その他のモジュールと SFR 非干渉モジュールとの相互作用の記述が完全で正確であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

パート 3 要件及びこのワークユニットの観点から、用語「相互作用」はインタフェースより低い厳密さを伝えることを意図していることに注意することが重要である。相互作用は、実装レベル(例えば、1 つのモジュール内のルーチンから別のモジュール内のルーチンに渡されるパラメタ、グローバル変数、ハードウェアサブシステムから割り込み処理サブシステムへのハードウェア信号(例えば、割り込み))で特徴を表す必要はないが、別のモジュールによって使用される特定のモジュールに対して識別されるデータエレメントは、この説明に含まれるべきである。モジュール間(例えば、ファイアウォールシステムの規則のベースの構成に対する責任を持つモジュールと実際にこれらの規則を実装するモジュール)の制御関係も全て記述するべきである。

その他のモジュールとモジュールとの相互作用は、様々な方法で保存できる。TOE 設計の意図は、評価者が TOE 設計の全体にわたって SFR 支援及び SFR 非干渉モジュールの役割を(部分的には、モジュール相互作用の分析を通じて)理解できるようにすることである。この役割を理解することは、評価者のワークユニット ADV\_TDS.4-8 の実行の助けとなる。

その他のモジュールとモジュールとの相互作用は、単なるコールツリータイプの文書を超えて行われる。相互作用は、モジュールが他のモジュールと対話する理由の機能的な観点から記述される。モジュールの目的は、モジュールが他のモジュールにどのような機能を提供するかを記述することであり、相互作用は、この機能を達成するために、その他のモジュールからモジュールが依存する対象を記述すべきである。

モジュールは下位レベルにあるため、利用者操作ガイダンス、機能仕様、セキュリティアーキテクチャ記述、又は TSF 内部構造文書などのその他の証拠資料から完全性及び正確さの影響を決定するのは困難である可能性がある。ただし、評価者は、相互作用が正確かつ完全に記述されていることを保証するために役立てることができる範囲で、これらの文書内に提示される情報を使用する。

CC パート 3 ADV\_TDS.4.10C: マッピングは、全ての TSFI が、それらが呼び出す TOE 設計で記述されているふるまいを追跡することを実証しなければならない。

### 13.8.4.4.17 ワークユニット: ADV\_TDS.4-16

評価者は、TOE 設計が、機能仕様で記述されている TSFI から TOE 設計で記述されている TSF のモジュールへの完全で正確なマッピングを含むことを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

TOE 設計で記述されているモジュールは、TSF の実装の記述を提供する。TSFI は、実装がどのように実行されるかの記述を提供する。開発者からの証拠は、操作が TSFI で要求される場合に最初に呼び出されるモジュールを識別し、主に機能性の実装に責任のあるモジュールまで呼び出される一連のモジュールを識別する。ただし、各 TSFI に対する完全なコールツリーは、このワークユニットでは必要ではない。複数のモジュールを識別する必要があるのは、入力条件付け又は多重入力の分割以外の機能性を持たない「エントリポイント」モジュール又はラッパーモジュールが存在する場合である。これらのモジュールのいずれかに対するマッピングは、評価者に役立つ情報をまったく提供しない可能性がある。

評価者は、全ての TSFI が少なくとも 1 つのモジュールにマッピングされることを保証することによって、マッピングの完全さを評定する。正確さの検証は、より複雑である。

正確さの最初の側面は、TSF 境界で各 TSFI がモジュールにマッピングされることである。この決定は、モジュール記述及びそのインタフェース/相互作用をレビューすることによって行うことができる。正確さの次の側面は、識別された最初のモジュールと、主に TSF で提示される機能の実装に責任のあるモジュールとの間のモジュールの連鎖を各 TSFI が識別することである。これは、入力の前処理がどれだけ行われるかによって、最初のモジュールになったり、いくつかのモジュールになったりする可能性がある。TSFI が全ての類似の種別(例えば、システムコール)である場合、前処理のモジュールであることを示す 1 つの指標は、多数の TSFI に対して呼び出されることであることに注意すべきである。正確さの最後の側面は、マッピングが意味を持つことである。例えば、アクセス制御を扱う TSFI を、パスワードをチェックするモジュールにマッピングするのは、正確ではない。評価者は、この決定を行う際に再度判断を使用すべきである。目標は、この情報が、評価者の、SFR のシステム及び実装、及び TSF 境界にあるエンティティが TSF と対話できる方法の理解への助けになることである。SFR がモジュールによって正確に記述されているかどうかについての評定の大半は、他のワークユニットで実行される。

### 13.8.4.5 アクション ADV\_TDS.4.2E

#### 13.8.4.5.1 ワークユニット: ADV\_TDS.4-17

評価者は、全ての ST セキュリティ機能要件が TOE 設計に含まれることを決定するために、TOE セキュリティ機能要件及び TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE セキュリティ機能要件と TOE 設計の間のマッピングを作成することができる。このマッピングは、機能要件からサブシステムのセットに対して、及びのちに、モジュールに対して作成される可能性が高い。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 15 モジュール内の特定の場所に実装された場合、評価者が FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御を 1 つのサブシステムにマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。代わりに、評価者は、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 1)をサブシステム A のモジュール x、y、及び z にマッピングし、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 2)をサブシステム A の x、p、及び q にマッピングするなどのように、マッピングする可能性がある。

#### 13.8.4.5.2 ワークユニット: ADV\_TDS.4-18

評価者は、TOE 設計が全てのセキュリティ機能要件の正確な具体化であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE セキュリティ機能要件と TOE 設計の間のマッピングを作成することができる。このマッピングは、機能要件からサブシステムのセットに対して作成される可能性が高い。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、ST 要件が役割によるアクセス制御メカニズムを指定した場合、評価者は、このメカニズムの実装に寄与するサブシステム及びモジュールを最初に識別する。これは、TOE 設計についての深い知識又は理解に基づいて、又は前のワークユニットで行われた作業によって、行われることがある。この追跡は、サブシステム及びモジュールの識別のためだけに行われるもので、完全な分析ではないことに注意のこと。

次のステップは、サブシステム及びモジュールが実装するのはどのようなメカニズムであるかを理解することである。例えば、設計が UNIX スタイルの保護ビットに基づいてアクセス制御を記述した場合、その設計は、上記で使用された ST 例で示しているアクセス制御要件の正確な具体化にならない。評価者が、詳細がないためにメカニズムが正確に実装されたことを決定できなかった場合、評価者は、全ての SFR 実施サブシステム及びモジュールが識別されたかどうか、又は適切な詳細がそれらのサブシステム及びモジュールに提供されたかどうかを評定することが必要になる。

### 13.8.5 サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.5)

#### 13.8.5.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE 設計が TSF 境界を決定するために十分な TOE の記述をサブシステムの観点から提供するかどうか、及び TSF 内部構造の記述をモジュール(及び、オプションとして上位レベル抽象)の観点から提供するかどうかを決定することである。これは、SFR が完全に正確に実装されていることを評価者が決定するために十分なモジュールについての情報を提供する。このように、TOE 設計は、実装表現の説明を提供する。

#### 13.8.5.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

##### a) ST

## ADV クラス: 開発

- b) 機能仕様
- c) セキュリティアーキテクチャ記述
- d) TOE設計

### 13.8.5.3 適用上の注釈

TOE 設計に関して評価者が保証しなければならない 3 つのタイプのアクティビティがある。第 1 に、評価者は、TSF 境界が適切に記述されていることを決定する。第 2 に、評価者は、開発者がこのサブシステムの内容及び提示の要件に適合しており、TOE に対して提供されるその他の証拠資料と一貫している証拠資料を提供したことを決定する。最後に、評価者は、システムがどのように実装されているかを理解し、また、その知識を使用して、機能仕様内の TSFI が適切に記述されること、及びテスト情報が適切に (「ATE クラス: テスト」ワークユニットで行われた)TSF をテストすることを保証するために、(詳細レベルで)モジュールに対して提供される設計情報を分析しなければならない。

### 13.8.5.4 アクション ADV\_TDS.5.1E

#### 13.8.5.4.1 一般

CC パート 3 ADV\_TDS.5.1C: 設計は、サブシステムの観点から TOE の構造を記述しなければならない。

#### 13.8.5.4.2 ワークユニット: ADV\_TDS.5-1

評価者は、TOE 全体の構造がサブシステムの観点から記述されていることを決定するために、TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE の全てのサブシステムが識別されていることを保証する。TOE のこの記述は、ワークユニット ADV\_TDS.5-4 への入力として使用され、そこで TSF を構成する TOE の部分が識別される。つまり、この要件は、TSF のみについてのものではなく、TOE 全体についてのものである。

TOE(及び TSF)は、抽象の複数の階層(つまり、サブシステム及びモジュール)で記述することができる。TOE の複雑さに応じて、設計は、CC パート 3 附属書の A.4、「ADV\_TDS: サブシステム及びモジュール」での記述に従い、サブシステム及びモジュールの観点から記述することができる。「モジュール」レベル(ADV\_TDS.5-2 を参照のこと)だけで記述できる非常に簡単な TOE の場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

このアクティビティを実行する際に、評価者は、TOE に対して提示されるその他の証拠(例えば、ST、利用者操作ガイダンス)における TOE の記述が、TOE 設計に含まれる記述と一貫していることを決定するために、このような証拠を検査する。

CC パート 3 ADV\_TDS.5.2C: 設計は、各モジュールを *SFR 実施*、*SFR 支援*、又は *SFR 非干渉*として指示し、モジュールの観点から TSF を記述しなければならない。

#### 13.8.5.4.3 ワークユニット: ADV\_TDS.5-2

評価者は、TSF 全体がモジュールの観点から記述されていることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、その他のワークユニット内の特定の特性についてモジュールを検査する。このワークユニットでは、評価者は、モジュール記述が TSF の一部だけではなく、TSF 全体を含むことを決定する。評価者は、この決定を行う際に、評価に対して提供されるその他の証拠(例えば、機能仕様、アーキテクチャ記述)を使用する。例えば、機能仕様に TOE 設計記述に記述されるように見えない機能性に対するインタフェースが含まれている場合、TSF の一部が適切に含まれていない可能性がある。この決定は、繰返しプロ

セスになる可能性があり、その場合、他の証拠について行われる分析の回数が多いほど、証拠資料の完全さに関してより多くの信頼を得ることができる。

サブシステムとは異なり、モジュールは、実装表現のレビューに対するガイドとしての役割を果たすことができる詳細レベルで実装を記述する。モジュールの記述は、その記述からモジュールの実装を作成できるものであるべきであり、その結果の実装は 1)提示されるインタフェースの観点から実際の TSF 実装と同一であり、2)設計で記述されるインタフェースの使用において同一であり、3)TSF モジュールの目的の記述と機能的に同等である。例えば、RFC 793 は TCP プロトコルの上位レベル記述を提供する。これは、必ずしも実装には依存していない。これは、豊富な詳細を提供するが、実装の特定ではないため、適切な設計記述ではない。実際の実装は RFC で指定されているプロトコルを追加でき、実装の選択(例えば、実装の様々な部分において、グローバルデータを使用するか又はローカルデータを使用するか)は実行される分析に対して影響を与える可能性がある。TCP モジュールの設計記述は、(RFC 793 で定義されたインタフェースだけではなく)実装によって提示されるインタフェース、及び TCP を(TSF の一部であったと想定して)実装しているモジュールに関連する処理のアルゴリズム記述をリストする。

#### 13.8.5.4.4 ワークユニット: ADV\_TDS.5-3

評価者は、TSF モジュールは SFR 実施、SFR 支援、又は SFR 非干渉として識別されることを決定するために、その TOE 設計を **チェックしなければならない**。

(SFR の実施において特定のモジュールが果たす役割に従って)各モジュールを指示することの目的は、開発者がセキュリティ上の役割をほとんど果たさない TSF の一部についての情報をより少なく提供することである。情報が評価の枠組みの範囲外から収集された場合に発生する可能性があることであるが、要件で要求されるよりも多くの情報又は詳細を開発者が提供することは、常に許される。そのような場合でも、開発者は、モジュールを SFR 実施、SFR 支援、又は SFR 非干渉として指示しなければならない。

これらの指示の正確さは、評価の進行に伴って継続的にレビューされる。実際の場合よりも重要性が低いとする(及び、そのために情報が少なくなること)モジュールの指示の誤りが懸念される。目立った指示の誤りは、すぐに明らかになる可能性がある(例えば、利用者識別(FIA\_UID)が、主張されている SFR の 1 つである場合、認証モジュールを SFR 実施以外の任意のものとして指示するなど)が、その他の指示の誤りについては TSF に対する理解が深まるまで発見されない可能性がある。このため、評価者は、これらの指示は開発者の最初で最大の労力を費やす対象であるが、変更されることがあることを忘れないようにしなければならない。さらに詳しいガイダンスは、これらの指示の正確さを検査するワークユニット ADV\_TDS.5-16 で提供される。

CC パート 3 ADV\_TDS.5.3C: 設計は、TSF の全てのサブシステムを識別しなければならない。

#### 13.8.5.4.5 ワークユニット: ADV\_TDS.5-4

評価者は、TSF の全てのサブシステムが識別されることを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、これらの要件のサブシステムはモジュールと同等であり、アクティビティはモジュールレベルで実行されるべきである。

ワークユニット ADV\_TDS.5-1 では、TOE の全てのサブシステムが識別され、TSF 以外のサブシステムの特徴が正しく表されていたことが決定された。その作業に基づいて、TSF 以外のサブシステムとして特徴が表されなかったサブシステムは、正確に識別されるべきである。評価者は、準備手続き(AGD\_PRE)のガイダンスに従って設置し、構成されたハードウェア及びソフトウェアについて、各サブシステムが TSF の一部又はそれ以外のものとして考慮されていることを決定する。

CC パート 3 ADV\_TDS.5.4C: 設計は、適切な箇所に対して非形式的で説明的なテキストで補足される、TSF の各サブシステムの準形式的記述を提供しなければならない。

#### 13.8.5.4.6 ワークユニット: ADV\_TDS.5-5

評価者は、サブシステム、モジュール、及びそれらのインタフェースを記述するのに用いられる準形式的な表記が定義されているのか、あるいは参照されているのかを決定するために、TDS 証拠資料を**検査しなければならぬ**。

準形式的な表記は、スポンサーもしくは参照される該当規格によって定義される。評価者は、証拠資料のどの部分において機能やインタフェースが準形式的に記述され、どの表記が使用されているのかを概略する、セキュリティ機能と、それらのインタフェースとのマッピングを提供すべきである。評価者は、全ての使用されている準形式的表記を検査し、それが準形式的なスタイルであることを確認し、TOE に対する準形式的表記の使用法の妥当性を正当化しなければならない。

準形式的表現とは、非形式的表現におこりうる曖昧さを軽減する、明確に定義された構文を持つ標準化された形式により特徴付けられることに評価者は留意する。機能仕様で使われる全ての準形式的表記の構文は、定義されるか、もしくは対応する標準を参照しなければならない。評価者は、機能仕様を表現するのに用いられる準形式的表記が、セキュリティに関連した機能を表現することができることを検証する。これを決定するために、評価者は、SFR を参照し、ST に記述される TSF セキュリティ機能と、それに対応する FSP の準形式的表記による記述を比較することができる。

ADV\_TDS.5.7C は、モジュール記述が準形式的であることを要求していることに注意。したがって、このワークユニットはその記述にも適用される。

#### 13.8.5.4.7 ワークユニット: ADV\_TDS.5-6

評価者は、TSF の各サブシステムが ST で記述された SFR の実施におけるそれぞれの役割を記述することを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならぬ**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評価によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑なシステムでは、サブシステムレベルの記述の目標は、評価者に、次に続くモジュール記述の文脈を提供することである。このため、評価者は、サブシステムレベルの記述が、設計においてセキュリティ機能要件をどのように達成するかの記述を(ただし、モジュール記述の抽象レベルよりは高いレベルで)含んでいることを保証する。この記述は、モジュール記述に合わせて調整されたレベルで使用されるメカニズムを説明すべきである。これは、モジュール記述に含まれている情報を理性的に評価するために必要なロードマップを評価者に提供する。しっかりしたサブシステム記述のセットは、評価者が最も重要な検査対象となるモジュールを決定する、つまり SFR の実施に関して最も関連する TSF の一部に評価アクティビティの焦点を当てるガイドとして役立つ。

評価者は、TSF の全てのサブシステムが記述を持つことを保証する。記述は SFR の実装の実施又は支援においてサブシステムが果たす役割に重点を置くべきであるが、SFR 関連の機能性を理解するための文脈が提供されるように、十分な情報を提示しなければならない。

#### 13.8.5.4.8 ワークユニット: ADV\_TDS.5-7

評価者は、サブシステムが SFR 非干渉であることを評価者が決定できるように TSF の各 SFR 非干渉サブシステムが記述されていることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならぬ**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評価によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

SFR 非干渉サブシステムは、SFR 実施サブシステム及び SFR 支援サブシステムが依存しないサブシステムである。つまり、SFR 非干渉サブシステムは、SFR 機能性の実装において何の役割も果たさない。

評価者は、TSF の全てのサブシステムが記述を持つことを保証する。記述は SFR の実装の実施又は支援においてサブシステムが果たさない役割に重点を置くべきであるが、SFR 非干渉の機能性を理解するための文脈が提供されるように、十分な情報を提示しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.5.5C: 設計は、TSF の全てのサブシステム間の相互作用の記述を提供しなければならない。

#### 13.8.5.4.9 ワークユニット: ADV\_TDS.5-8

評価者は、TSF のサブシステム間の相互作用が記述されることを決定するために、その TOE 設計を**検査**しなければならない。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは、次に続くワークユニットで行われる評定によって満たされているものとみなされる。この場合、評価者側での明示的なアクションは必要ない。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑なシステムでは、サブシステム間の相互作用の記述の目標は、TSF がどのように機能を実行するかを読者がよりよく理解できるようにすることである。これらの相互作用は、実装レベル(例えば、1 つのサブシステム内のルーチンから別のサブシステム内のルーチンに渡されるパラメタ、グローバル変数、ハードウェアサブシステムから割り込み処理サブシステムへのハードウェア信号(例えば、割り込み))で特徴を表す必要はないが、別のサブシステムによって使用される特定のサブシステムに対して識別されるデータエレメントは、この説明に含まれる必要がある。サブシステム間(例えば、ファイアウォールシステムの規則のベースの構成に対する責任を持つサブシステムと実際にこれらの規則を実装するサブシステム)の制御関係も全て記述すべきである。

開発者はサブシステム間の全ての相互作用の特徴を表すべきであるが、評価者は記述の完全さを評定する際に独自の判断を使用する必要があることに注意すべきである。相互作用の理由が明確でない場合、又は記述されるように見えない(例えば、モジュールレベルの証拠資料の検査中に検出された)SFR 関連の相互作用がある場合、評価者は、この情報が開発者によって提供されることを保証する。ただし、特定のサブシステムのセットの間の相互作用が、開発者によって不完全に記述されていたとしても、完全な記述が TSF によって提供される機能性全体やセキュリティ機能性の理解の助けにならないことを評価者が決定できる場合は、評価者は、記述を十分なものと考えerることを選択することができ、そのための完全さを追求しないようにすることができる。

CC パート 3 ADV\_TDS.5.6C: 設計は、TSF のサブシステムから TSF のモジュールへのマッピングを提供しなければならない。

#### 13.8.5.4.10 ワークユニット: ADV\_TDS.5-9

評価者は、TSF のサブシステムと TSF のモジュールの間のマッピングが完全であることを決定するために、その TOE 設計を**検査**しなければならない。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑な TOE では、開発者はどのように TSF のモジュールがサブシステムに割り当てられているかを示す簡単なマッピングを提供する。これによって、評価者にモジュールレベルの評定を実行する際のガイドが提供される。完全さを決定するには、評価者は、各マッピングを検査し、全てのサブシステムが少なくとも 1 つのモジュール

にマッピングされること、及び全てのモジュールが正確に 1 つのサブシステムにマッピングされることを決定する。

### 13.8.5.4.11 ワークユニット: ADV\_TDS.5-10

評価者は、TSF のサブシステムと TSF のモジュールの間のマッピングが正確であることを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

設計がモジュールの観点からだけ提示されている場合、このワークユニットは満たされているものとみなされる。

モジュール記述に加えて TSF のサブシステムレベルの記述を是認するのに十分複雑な TOE では、開発者はどのように TSF のモジュールがサブシステムに割り当てられているかを示す簡単なマッピングを提供する。これによって、評価者にモジュールレベルの評定を実行する際のガイドが提供される。評価者は、その他のワークユニットの実行とともにマッピングの正確さをチェックするように選択することができる。「不正確な」マッピングとは、機能がその内部で使用されていないサブシステムにモジュールが間違っただけで関連付けられているマッピングである。マッピングはより詳細な分析をサポートするガイドとなることを想定しているため、評価者は、このワークユニットに対して適切な労力を注ぐように注意すること。マッピングの正確さを検証するための広範な評価者資源を費やす必要はない。このワークユニット又はその他のワークユニットの一部としてカバーされない設計に関連する誤解を招く不正確さは、このワークユニットに関連付けられ、訂正されるべきである。

CC パート 3 ADV\_TDS.5.7C: 設計は、目的、相互作用、インタフェース、インタフェースからの戻り値、及び他のモジュールに対して呼び出されるインタフェースの観点から、適切な箇所に対して、非形式的で説明的なテキストで補足される、各モジュールの準形式的記述を提供しなければならない。

### 13.8.5.4.12 ワークユニット: ADV\_TDS.5-11

評価者は、各モジュールの目的と他のモジュールとの関係の準形式的記述が完全で正確であることを決定するために、その TOE 設計を **検査しなければならない**。

開発者はモジュールを SFR 実施、SFR 支援、及び SFR 非干渉として指示できるが、これらの「タグ」は、開発者が提供する必要がある情報の量と種別を記述するためだけに使用され、もし開発者の工学的プロセスが必要な証拠資料を提供しない場合に開発者が開発する必要がある情報の量を制限するために使用することができる。モジュールが開発者によって分類されているかどうかに関係なく、TOE においてモジュールがそれぞれの役割(SFR 実施、SFR 支援又は SFR 非干渉)に対する適切な情報を持つことを決定し、開発者が特定のモジュールに必要な情報を提供するのに失敗した場合に開発者から適切な情報を取得するのは、評価者の責任である。

モジュールの目的は、モジュールがどのような機能を満たしているかを示す記述を提供する。評価者はここで注意が必要である。このワークユニットの重点は、SFR の実装が信頼できることについて決定できるようにモジュールがどのように機能するかを評価者が理解できるようにすること、及び ADV\_ARC サブシステムに対して実行されるアーキテクチャ分析をサポートすることであるべきである。評価者がモジュールの操作、及びその他のモジュールや全体としての TOE との関係について適切に理解している限り、評価者は、達成すべきこの作業の目的を考慮すべきであり、開発者が行う証拠資料の実際的な作業には(例えば、自明の実装表現のための完全なアルゴリズム記述を要求するなど)関わるべきではない。

モジュールは下位レベルにあるため、利用者操作ガイダンス、機能仕様、TSF 内部構造、又はセキュリティアーキテクチャ記述などのその他の証拠資料からの完全性及び正確さの影響を決定するのは困難である可能性がある。ただし、評価者は、目的が正確かつ完全に記述されていることを保証するために役立つことができる範囲で、これらの文書内に提示される情報を使用する。この分析は、機能仕様における TSFI を TSF のモジュールにマッピングする ADV\_TDS.5.8C エレメントのワークユニットに対して実行される分析によって、支援が可能である。

### 13.8.5.4.13 ワークユニット: ADV\_TDS.5-12

評価者は、各モジュールによって提示されるインタフェースの準形式的記述に関連パラメタの正確かつ完全な記述、各インタフェースに対する呼び出し規約、及びインタフェースによって直接戻される全ての値が含まれることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

モジュールのインタフェースは、提供された操作を呼び出す手段として、及び入力を提供する手段として、又はモジュールからの出力を受け取る手段として、その他のモジュールによって使用されるインタフェースである。これらのインタフェースの仕様における目的は、テスト中にこれらのインタフェースの実行を許可することである。SFR 関連でないモジュール間インタフェースは、テストにおける要因ではないため、特定又は記述する必要はない。SFR 関連の実行パス(固定された内部パスなど)の通過において要因とならないその他の内部インタフェースも同様である。

SFR 関連インタフェースは、SFR 実施モジュールから直接又は間接的に呼び出されるような、全てのインタフェースである。それらのインタフェースは、そのような呼び出しにおいて使用される全てのパラメタを伴い記述される必要がある。これにより、評価者は SFR 実施モジュールの動作の文脈において呼び出す目的を理解することができる。

SFR 関連インタフェースは、どのように呼び出されるかという観点から、及び戻される全ての値の観点から記述される。この記述には、パラメタのリスト、及びこれらのパラメタの記述が含まれるであろう。グローバルデータも、呼び出されたときにモジュールによって(入力又は出力として)使用される場合に、パラメタとみなされる。あるパラメタが値のセット(例えば「フラグ」パラメタ)であることを期待されていた場合、処理しているモジュールに影響を与えるパラメタがとり得る値の完全なセットが特定されるであろう。同様に、データ構造を表すパラメタは、データ構造の各フィールドが識別及び記述されるように記述される。プログラミング言語によっては、明白とはならない追加の「インタフェース」を持つ可能性がある。この例として挙げられるのは、C++における演算子/関数のオーバーロードがあるだろう。クラス記述におけるこの「暗黙のインタフェース」は、下位レベルの TOE 設計の一部としても記述されるであろう。モジュールは 1 つのインタフェースのみを提示する可能性があるが、関連するインタフェースの小規模なセットをモジュールが提示することのほうがより一般的である。

モジュールに対するパラメタ(入力及び出力)の評定の観点から、グローバルデータのあらゆる使用についても考慮しなければならない。モジュールはデータを読み取る又は書き込む場合に、グローバルデータを「使用する」。このようなパラメタの記述が(使用される場合に)完全であることを保証するには、評価者は、TOE 設計でモジュールについて提供されるその他の情報(インタフェース、アルゴリズム記述など)、及びワークユニット ADV\_TDS.5-10 で評定されるグローバルデータの特定のセットの記述を使用する。例えば、評価者は、最初に提示された機能及びインタフェース(特にインタフェースのパラメタ)を検査することによってモジュールが実行する処理を決定する。次に、評価者は、処理が TDS 設計で識別されている任意のグローバルデータ領域に「触れる」ように見えるかどうかを確認するためのチェックを行うことができる。その後、評価者は、「触れられた」ように見える各グローバルデータ領域について、グローバルデータ領域が、評価者が検査しているモジュールによって入力又は出力の手段としてリストされることを決定する。

呼び出し規約は、インタフェースを通じてモジュールの機能性を利用するプログラムを作成していた場合に、そのモジュールのインタフェースを正しく呼び出すために使用できるプログラミング参照型の記述である。これには、グローバル変数に関して実行する必要がある任意のセットアップを含む、必要な入力及び出力が含まれる。

インタフェースを通じて戻される値は、パラメタ又はメッセージを通じて渡される値、「C」プログラム関数コールの形式で関数コール自体が戻す値、又はグローバルな手段(\*ix 形式のオペレーティングシステムにおける特定のエラールーチンなど)を通じて渡される値を参照する。

記述が完全であることを保証するには、評価者は、TOE 設計でモジュールについて提供されるその他の情報(例えば、アルゴリズム記述、使用されているグローバルデータ)を使用して、モジュールの機能を実

## ADV クラス: 開発

行するために必要な全てのデータがモジュールに対して提示されているように見えること、及びその他のモジュールによって検査中のモジュールが提供することを期待されている任意の値がそのモジュールによって戻されるものとして識別されることを保証する。評価者は、処理の記述がインタフェースに渡されるもの、又はインタフェースから渡されるものとしてリストされている情報に一致することを保証することによって、正確さを決定する。

CC パート 3 ADV\_TDS.5.8C: マッピングは、全ての TSFI が、それらが呼び出す TOE 設計で記述されているふるまいを追跡することを実証しなければならない。

### 13.8.5.4.14 ワークユニット: ADV\_TDS.5-13

評価者は、TOE 設計が、機能仕様で記述されている TSFI から TOE 設計で記述されている TSF のモジュールへの完全で正確なマッピングを含むことを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

TOE 設計で記述されているモジュールは、TSF の実装の記述を提供する。TSFI は、実装がどのように実行されるかの記述を提供する。開発者からの証拠は、操作が TSFI で要求される場合に最初に呼び出されるモジュールを識別し、主に機能性の実装に責任のあるモジュールまで呼び出される一連のモジュールを識別する。ただし、各 TSFI に対する完全なコールツリーは、このワークユニットでは必要ではない。複数のモジュールを識別する必要があるのは、入力条件付け又は多重入力の分割以外の機能性を持たない「エントリポイント」モジュール又はラッパーモジュールが存在する場合である。これらのモジュールのいずれかに対するマッピングは、評価者に役立つ情報をまったく提供しない可能性がある。

評価者は、全ての TSFI が少なくとも 1 つのモジュールにマッピングされることを保証することによって、マッピングの完全さを評定する。正確さの検証は、より複雑である。

正確さの最初の側面は、TSF 境界で各 TSFI がモジュールにマッピングされることである。この決定は、モジュール記述及びそのインタフェース/相互作用をレビューすることによって行うことができる。正確さの次の側面は、識別された最初のモジュールと、主に TSF で提示される機能の実装に責任のあるモジュールとの間のモジュールの連鎖を各 TSFI が識別することである。これは、入力の前処理がどれだけ行われるかによって、最初のモジュールになったり、いくつかのモジュールになったりする可能性がある。TSFI が全ての類似の種別(例えば、システムコール)である場合、前処理のモジュールであることを示す 1 つの指標は、多数の TSFI に対して呼び出されることであることに注意するべきである。正確さの最後の側面は、マッピングが意味を持つことである。例えば、アクセス制御を扱う TSFI を、パスワードをチェックするモジュールにマッピングするのは、正確ではない。評価者は、この決定を行う際に再度判断を使用するべきである。目標は、この情報が、評価者の、SFR のシステム及び実装、及び TSF 境界にあるエンティティが TSF と対話できる方法の理解への助けになることである。SFR がモジュールによって正確に記述されているかどうかについての評定の大半は、他のワークユニットで実行される。

### 13.8.5.4.15 ワークユニット: ADV\_TDS.5-14

評価者は、全ての ST セキュリティ機能要件が TOE 設計に含まれることを決定するために、TOE セキュリティ機能要件及び TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE セキュリティ機能要件と TOE 設計の間のマッピングを作成することができる。このマッピングは、機能要件からサブシステムのセットに対して、及びのちに、モジュールに対して作成される可能性が高い。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御コンポーネントには、割付を持つエレメントが含まれている。ST で、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御の割付に 10 の規則が含まれていたとして、その 10 の規則が 15 モジュール内の特定の場所に実装された場合、評価者が FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御を 1 つのサブシステムにマッピングして、ワークユニットが完了したと主張するのは適切でない。代わりに、評価者は、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 1)をサブシステム A のモジュール x、y、及び z にマッ

ピングし、FDP\_ACC.1 サブセットアクセス制御(規則 2)をサブシステム A の x、p、及び q にマッピングするなどのように、マッピングする可能性がある。

#### 13.8.5.4.16 ワークユニット: ADV\_TDS.5-15

評価者は、TOE 設計が全てのセキュリティ機能要件の正確な具体化であることを決定するために、その TOE 設計を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE セキュリティ機能要件と TOE 設計の間のマッピングを作成することができる。このマッピングは、機能要件からサブシステム及びモジュールのセットに対して作成される可能性が高い。このマッピングには、機能要件に対して ST 作成者によって実行される操作(割付、詳細化、選択)のために、詳細レベルが要件のコンポーネントレベルより下、さらにはエレメントレベルより下でなければならない場合もあるので注意する必要がある。

例えば、ST 要件が役割によるアクセス制御メカニズムを指定した場合、評価者は、このメカニズムの実装に寄与するサブシステム及びモジュールを最初に識別する。これは、TOE 設計についての深い知識又は理解に基づいて、又は前のワークユニットで行われた作業によって、行われることがある。この追跡は、サブシステム及びモジュールの識別のためだけに行われるもので、完全な分析ではないことに注意のこと。

次のステップは、サブシステム及びモジュールが実装するのはどのようなメカニズムであるかを理解することである。例えば、設計が UNIX スタイルの保護ビットに基づいてアクセス制御を記述した場合、その設計は、上記で使用された ST 例で示しているアクセス制御要件の正確な具体化にならない。評価者が、詳細がないためにメカニズムが正確に実装されたことを決定できなかった場合、評価者は、全ての SFR 実施サブシステム及びモジュールが識別されたかどうか、又は適切な詳細がそれらのサブシステム及びモジュールに提供されたかどうかを評定することが必要になる。

#### 13.8.6 サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.6)

CC パート 3 ADV\_TDS.6.1C: 設計は、サブシステムの観点から TOE の構造を記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.6.2C: 設計は、各モジュールを SFR 実施、SFR 支援、又は SFR 非干渉として指示し、モジュールの観点から TSF を記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.6.3C: 設計は、TSF の全てのサブシステムを識別しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.6.4C: 設計は、適切な箇所に対して非形式的で説明的なテキストで補足される、TSF の各サブシステムの準形式的記述を提供しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.6.5C: 設計は、TSF の全てのサブシステム間の相互作用の記述を提供しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.6.6C: 設計は、TSF のサブシステムから TSF のモジュールへのマッピングを提供しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.6.7C: 設計は、目的、相互作用、インタフェース、インタフェースからの戻り値、及び他のモジュールに対して呼び出されるインタフェースの観点から、適切な箇所に対して、非形式的で説明的なテキストで補足される、**準形式的なスタイル**で各モジュールを**記述**しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.6.8C: TSF サブシステムの形式的な仕様は、適切な箇所に対して非形式的で説明的なテキストで補足される形式的スタイルを使用して、TSF を記述しなければならない。

CC パート 3 ADV\_TDS.6.9C: マッピングは、全ての TSFI が、それらが呼び出す TOE 設計で記述されているふるまいを追跡することを実証しなければならない。

## ADV クラス: 開発

CC パート 3 ADV\_TDS.6.10C: TSF サブシステムの形式的仕様と機能仕様の形式的仕様間の対応の証明は、TOE 設計に記述されている全てのふるまいがそれを呼び出している TSFI の正確かつ完全な詳細化であることを実証しなければならない。

一般的なガイダンスはない。このサブアクティビティのガイダンスについては評価監督機関に相談するべきである。

### 13.9 コンポジット設計適合性(ADV\_COMP)

#### 13.9.1 一般

ここで定義するコンポジット専用のワークユニットは、以下の表に示す ADV クラスの評価アクティビティに詳細化として統合されることを意図している。ADV クラスの他のアクティビティは、コンポジット専用のワークユニットを必要としない。

表 2 — ADV\_COMP

CC 保証ファミリ	評価アクティビティ	評価ワークユニット	コンポジット専用ワークユニット
ADV_ARC	ADV_ARC.1.1E	ADV_ARC.1-1	ADV_COMP.1-1
ADV_IMP	ADV_IMP.1.1E	ADV_IMP.1-1	ADV_COMP.1-1
ADV_TDS	ADV_TDS.1.2E	ADV_TDS.1-7	ADV_COMP.1-1

注：選択された保証要件のレベルが、この表で特定されたものよりも高い場合も、コンポジット専用ワークユニットが適用される。

#### 13.9.2 サブアクティビティの評価(ADV\_COMP.1)

##### 13.9.2.1 目的

このアクティビティの目的は、関連する基本コンポーネントによって課された依存コンポーネントに対する要件が、コンポジット製品において満たされているかどうかを決定することである。

##### 13.9.2.2 適用上の注釈

関連する基本コンポーネントから課される依存コンポーネントの要件は、関連する基本コンポーネント関連の利用者ガイダンス、コンポジット評価のための ETR(例えば、所見及び勧告の形式)及び基本コンポーネント評価監督機関の対応する報告書に含まれる基本コンポーネント評価の修正(例えば、さらなる制約、条件及び勧告の形式)で記載される可能性がある。依存コンポーネントの開発者は、利用可能であればこれらの情報源のそれぞれを考慮し、適用される要件が適切に実装され、それに応じて満たされるように依存コンポーネントを実装しなければならない。コンポジット製品評価者は、基本コンポーネントによって課され、その評価関連証拠資料に提供されている依存コンポーネントに関する全ての関連要件が、依存コンポーネント開発者によって考慮され、コンポジット製品によって満たされることを検証しなければならない。

コンポジット製品評価スポンサーは、以下のものがコンポジット製品評価者のために利用できるように保証しなければならない。

- 基本コンポーネント関連の利用者ガイダンス、
- 基本コンポーネント評価者が準備した基本コンポーネントに関連するコンポジット評価用の ETR、
- 基本コンポーネント評価監督機関の基本コンポーネントの報告書、
- 依存コンポーネント開発者が作成した証拠を含む、セキュアなコンポジット製品の実装に関する根拠。

コンポジット製品の TSF は、ADV 開発クラスファミリーの中で様々な抽象度で表現される。経験上、基本コンポーネントの要件がコンポジット製品で満たされるかどうかを検査するために適切な設計表現のレベルは、TOE 設計(ADV\_TDS)、セキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)及び実装表現(ADV\_IMP)である。これらの設計表現レベルが利用できない場合(例えば、選択された保証パッケージが EAL1 であるため)、このファミリーは適用されない(理由については次の段落を参照)。

コンポジット製品の定義上、基本コンポーネントと依存コンポーネント間のインターフェースは内部インターフェースであるため、機能仕様書(ADV\_FSP)を表現レベルとして用いることは、設計の適合性を分析する上で適切ではない。

保証ファミリーとしてのセキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)は、ドメイン分離、自己保護、非バイパス性などの統合的なセキュリティサービスが適切に機能することを保証するためのものである。関連する基本コンポーネントのアーキテクチャ内部を把握することは不可能であり、コンポジット評価の意味するところではない(それは基本コンポーネントの評価の内容である)。ADV\_ARC のコンテキストにおいて、コンポジット製品評価者がしなければならないことは、以下のとおりである。

- a) 依存コンポーネントが、ドメイン分離、自己保護、非バイパス性、セキュアな初期化を提供するために、自身のコンポジット製品セキュリティターゲット内の関連する基本コンポーネントのサービスを使用しているかどうかを決定すること。使用していなければ、ADV\_ARC に対するそれ以上のコンポジット評価のアクティビティはない。使用している場合は、
- b) 評価者は、依存コンポーネントが基本コンポーネントのこれらのサービスを適切かつセキュアな方法で使用しているかどうかを判断しなければならない(基本コンポーネントの利用者ガイダンス及び要件についての追加の情報源を参照されたい)。

コンポジット製品のセキュリティ方針の一貫性は、保証ファミリー ASE\_COMP のセキュリティターゲットの文脈で既に考慮されているため、コンポジット製品のセキュリティ方針モデル(ADV\_SPM)とその関連基本コンポーネントのセキュリティ方針モデルの無矛盾性を考慮する必要はない。

### 13.9.2.3 アクション ADV\_COMP.1.1E

#### 13.9.2.3.1 一般

CC パート 3 ADV\_COMP.1.1C: 設計適合性の正当化は、関連する基本コンポーネントによって課される依存コンポーネントに対する要件が、コンポジット製品においてどのように満たされるかについて、適切な表現レベルで、設計適合性の根拠を提供しなければならない。

#### 13.9.2.3.2 ワークユニット: ADV\_COMP.1-1

評価者は、基本コンポーネントから課される依存コンポーネントに対する全ての適用要件がコンポジット製品によって満たされることを決定するために、設計適合性の根拠を **検査しなければならない**。

このワークユニットを実行するために、評価者は、一方では設計適合性の根拠、ADV\_TDS、ADV\_ARC 及び ADV\_IMP レベルの TSF 表現を使用し、他方では基本コンポーネント関連の利用者ガイダンス、コンポジット評価のための ETR、基本コンポーネント評価監督機関の報告書の形式による基本コンポーネントからの入力を使用しなければならない。評価者は、識別された RP\_SFR-MECH、RP\_SFR-SERV(ASE\_COMP を参照)に基づき、どの基本コンポーネント要件が現在のコンポジット製品に適用されるかを分析しなければならない。評価者は、適用される各要件をコンポジット製品の実際の仕様及び/又は実装と比較し、各要件について、それが満たされているかどうかを決定しなければならない。その結果、評価者は、設計適合性の根拠を確認又は反証する。

例えば、基本コンポーネントのガイダンスでは、依存コンポーネントに、基本コンポーネントの現在の状態をテストし、自己保護メカニズムを初期化する特別なスタートアップシーケンスを実行するよう求

## ADV クラス: 開発

めることができる。このような情報は、コンポジット製品のセキュリティアーキテクチャ ADV\_ARC の記述に記載されている。

第二の例として、基本コンポーネントのガイダンスでは、依存コンポーネントが電子パスポートの MRTD に BAC を実装している間に、DES 操作の DFA チェックを行うよう求めることができる。ADV\_ARC は、基本コンポーネントのガイダンスが守られているかどうかを説明し、基本コンポーネントのガイダンスの要件が守られていない場合には、それに対応する理由を提供することになる。開発者の主張は、非適合が脆弱性を導入しない理由を説明する。

解析が行われる適切な表現レベル(ADV\_TDS、ADV\_ARC 及び/又は ADV\_IMP)は、具体的なコンポジット製品や当該要件に応じて柔軟に選択し混合することができる。自己説明がない場合、評価者は選択した表現レベルが適切である理由を正当化しなければならない。

このワークユニットのコンテキストにおける評価者のアクティビティは、異なる単一の評価の側面(例えば、ADV\_TDS と ADV\_IMP)にまたがることができる。この場合、評価者は、対応する単一評価側面のコンテキストで部分的なアクティビティを実行する。その場合、このワークユニットの表記は、それぞれ ADV\_COMP.1-1-TDS、ADV\_COMP.1-1-ARC 及び ADV\_COMP.1-1-IMP としなければならない。

選択した保証パッケージに ADV\_TDS、ADV\_ARC 又は ADV\_IMP のファミリーが含まれない場合(例えば EAL1)、本ワークユニットは適用されない。

このワークユニットの結果は、ADV\_TDS.1.2E / ADV\_TDS.1-7、ADV\_ARC.1.1E / ADV\_ARC.1-1、及び ADV\_IMP.1.1E / ADV\_IMP.1-1(又は高い保証レベルを選択した場合は同等の上位コンポーネント)の結果に統合されなければならない。

## 14 AGD クラス: ガイダンス文書

### 14.1 一般

ガイダンス文書アクティビティの目的は、利用者がセキュアな方法で TOE をどのように扱うことができるかを記述している証拠資料の適切性を判断することである。そのような証拠資料は、正しくないアクションが TOE のセキュリティ又は自分のデータのセキュリティに悪影響を与える可能性がある様々なタイプの利用者(例えば、TOE の受入れ、設置、管理、又は運用を行う利用者)を考慮するべきである。

ガイダンス文書クラスは、第 1 に準備手続き(配付された TOE を、ST に記述された環境に評価構成を移行するために実行する必要がある全ての操作、つまり TOE の受入れと設置)に関するファミリ、第 2 に利用者操作ガイダンス(評価構成で TOE の運用中に実行する必要がある全ての操作、つまり運用と管理)に関するファミリの 2 つのファミリに分割される。

### 14.2 適用上の注釈

ガイダンス文書アクティビティは、TOE のセキュリティに関係する機能とインタフェースに適用される。TOE のセキュアな構成は、ST に記述されている。

### 14.3 利用者操作ガイダンス(AGD\_OPE)

#### 14.3.1 サブアクティビティの評価(AGD\_OPE.1)

##### 14.3.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、利用者ガイダンスが、TSF により提供されたセキュリティ機能性とインタフェースについて利用者の役割ごとに記述しているかどうか、TOE のセキュアな使用のための指示とガイドラインを提供しているかどうか、操作の全てのモードに対してセキュアな手続きを取り扱っているかどうか、TOE のセキュアでない状態を容易に阻止及び検出することができるかどうかを決定すること、又はガイダンスが誤解を招いたり、不合理であったりするかどうかを決定することである。

##### 14.3.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE設計(適用可能な場合)
- d) 利用者ガイダンス

#### 14.3.1.3 アクション AGD\_OPE.1.1E

##### 14.3.1.3.1 一般

CC パート 3 AGD\_OPE.1.1C: *利用者操作ガイダンスは、適切な警告を含め、セキュアな処理環境で管理すべき、利用者がアクセス可能な機能と権限について、利用者の役割ごとに記述しなければならない。*

##### 14.3.1.3.2 ワークユニット: AGD\_OPE.1-1

評価者は、利用者操作ガイダンスが、適切な警告を含め、セキュアな処理環境で管理すべき、利用者がアクセス可能な機能と権限について利用者の役割ごとに記述していることを決定するために、そのガイダンスを **検査**しなければならない。

TOE の構成は、TOE の異なる機能を使用するための異なる権限を持つことを異なる利用者の役割に許すことができる。これは、ある利用者にはある種の機能を実行することが許可されるが、他の利用者にはそれが許可されないことを意味する。これらの機能と権限は、利用者ガイダンスで、利用者の役割ごとに記述されるべきである。

利用者ガイダンスでは、管理する必要がある機能と権限、それらに必要となるコマンドのタイプ、及びそのようなコマンドの理由を利用者の役割ごとに識別する。利用者ガイダンスには、これらの機能と権限の使用に関する警告を含めるべきである。警告では、期待される効果、考えられる副次的な影響、他の機能と権限との考えられる相互作用を指摘するべきである。

CC パート 3 AGD\_OPE.1.2C: *利用者操作ガイダンスは、TOE により提供された利用可能なインタフェースをセキュアな方法でどのように使用するかを利用者の役割ごとに記述しなければならない。*

### 14.3.1.3.3 ワークユニット: AGD\_OPE.1-2

評価者は、利用者操作ガイダンスが TOE により提供された利用可能なインタフェースのセキュアな使用方法を利用者の役割ごとに記述していることを決定するために、そのガイダンスを **検査しなければならない**。

利用者ガイダンスでは、TSF の効果的な使用に関するアドバイス(例えば、パスワード構成方法のレビュー、利用者ファイルバックアップの望ましい頻度、利用者アクセス権限を変更したときの影響の説明)を提供するべきである。

CC パート 3 AGD\_OPE.1.3C: *利用者操作ガイダンスは、利用可能な機能とインタフェース、特に利用者の管理下にある全てのセキュリティパラメータを、必要に応じてセキュアな値を示し、利用者の役割ごとに記述しなければならない。*

### 14.3.1.3.4 ワークユニット: AGD\_OPE.1-3

評価者は、利用者操作ガイダンスが、利用可能なセキュリティ機能性とインタフェース、特に利用者の管理下にある全てのセキュリティパラメータを、適切にセキュアな値を示して、利用者の役割ごとに記述していることを決定するために、そのガイダンスを **検査しなければならない**。

利用者ガイダンスには、利用者インタフェースで認識できるセキュリティ機能性の概要を含めるべきである。

利用者ガイダンスは、セキュリティインタフェースと機能性の目的、ふるまい、及び相互関係を識別し、記述するべきである。

利用者がアクセスできる各インタフェースに対して、利用者ガイダンスでは、次のことを行うべきである。

- a) インタフェースを起動する方法を記述する(例えば、コマンド行、プログラミング言語システムコール、メニュー選択、コマンドボタン)。
- b) 利用者によって設定されるパラメータ、それらのパラメータの特定の目的、正当な値とデフォルトの値、そのようなパラメータのセキュア及びセキュアでない、個別又は組み合わせによる、使用設定を記述する。
- c) 即時 TSF 応答、メッセージ、又はリターンコードを記述する。

評価者は、機能仕様及び ST に記述されている TSF が利用者操作ガイダンスと一貫していることを決定するために、これらの文書を考慮するべきである。評価者は、人間の利用者の全てのタイプが利用可能な TSFI を通して、セキュアな使用を可能にするために、利用者操作ガイダンスが完全であることを保証す

必要がある。評価者は、補足的に、ガイダンスとこれらの文書間の非形式的マッピングを準備することができる。このマッピングからの欠落はいずれも、不完全性を示す。

CC パート 3 AGD\_OPE.1.4C: 利用者操作ガイダンスは、TSF の制御下にあるエンティティのセキュリティ特性の変更を含む、利用者がアクセス可能で実行が必要な機能に関連するセキュリティ関連事象の各タイプについて、利用者の役割ごとに明確に提示しなければならない。

#### 14.3.1.3.5 ワークユニット: AGD\_OPE.1-4

評価者は、利用者操作ガイダンスが、TSF の制御下にあるエンティティに関するセキュリティ特性の変更、及び障害や操作誤りの後の操作を含む、実行が必要な利用者機能に関連するセキュリティ関連事象の各タイプを利用者の役割ごとに記述していることを決定するために、そのガイダンスを**検査しなければならない**。

セキュリティ関連事象の全てのタイプは、発生する可能性がある事象とセキュリティを維持するために各利用者が取る必要があるアクション(存在する場合)を各利用者がわかるように、利用者の役割ごとに詳細に記述されている。TOE の運用中に発生するセキュリティ関連事象(例えば、監査証跡のオーバフロー、システム故障、利用者レコードの更新、利用者が組織を離れるときの利用者アカウントの削除)は、利用者がセキュアな運用を維持するために介入できるように適切に定義される。

CC パート 3 AGD\_OPE.1.5C: 利用者操作ガイダンスは、TOE の操作の全ての可能なモード(障害や操作誤りの後の操作を含む)、それらの結果、及びセキュアな運用を維持するために必要なことを識別しなければならない。

#### 14.3.1.3.6 ワークユニット: AGD\_OPE.1-5

評価者は、利用者操作ガイダンスが TOE の操作の全ての可能なモード(必要に応じて、障害又は操作誤りの後の操作を含む)、それらの結果及びセキュアな運用を維持するために必要なことを識別していることを決定するために、そのガイダンスとその他の評価証拠を**検査しなければならない**。

その他の評価証拠、特に機能仕様は、評価者がガイダンスに十分なガイダンス情報が含まれていることを決定するために使用するべき情報源を提供する。

テスト証拠資料が保証パッケージに含まれている場合、この証拠で提供された情報は、ガイダンスに十分なガイダンス証拠資料が含まれていることを決定するためにも使用できる。テストステップで提供された詳細は、提供されたガイダンスが TOE の使用と管理に十分であることを確認するために使用できる。

評価者は、人間に見える TSFI をセキュアに使用するためのガイダンスとその他の評価証拠を比較し、TSFI に関するガイダンスがその TSFI のセキュアな使用(すなわち、SFR と一貫している)に十分であることを決定するために、一度に 1 つずつ TSFI に焦点をあてるべきである。評価者は、考えられる不一致を探索してインタフェースの間関係も考慮するべきである。

CC パート 3 AGD\_OPE.1.6C: 利用者操作ガイダンスは、ST に記述された運用環境のセキュリティ対策方針を満たすために従うべきセキュリティ管理策を、利用者の役割ごとに記述しなければならない。

#### 14.3.1.3.7 ワークユニット: AGD\_OPE.1-6

評価者は、利用者操作ガイダンスが、ST に記述された運用環境のセキュリティ対策方針を満たすために従うべきセキュリティ手段を、利用者の役割ごとに記述していることを決定するために、そのガイダンスを**検査しなければならない**。

評価者は、ST の運用環境のセキュリティ対策方針を分析し、利用者ガイダンスに、関連するセキュリティ手段が利用者の役割ごとに適切に記述されていることを決定する。

利用者ガイダンスに記述されるセキュリティ手段には、手続き的、物理的、人的及び接続性の側面に関する全ての外部の手段を含めるべきである。

TOE のセキュアな設置に関連する手段は、準備手続き (AGD\_PRE) で検査されることに注意のこと。

CC パート 3 AGD\_OPE.1.7C: *利用者操作ガイダンスは、明確で、合理的なものでなければならない。*

### 14.3.1.3.8 ワークユニット: AGD\_OPE.1-7

評価者は、利用者操作ガイダンスが明確であることを決定するために、そのガイダンスを **検査しなければならない**。

ガイダンスは、管理者又は利用者により誤って解釈され、TOE 又は TOE が提供するセキュリティに有害な方法で使用される場合、不明確である。

### 14.3.1.3.9 ワークユニット: AGD\_OPE.1-8

評価者は、利用者操作ガイダンスが合理的であることを決定するために、そのガイダンスを **検査しなければならない**。

ガイダンスが ST と一貫していない、又はセキュリティの維持が過度に負担の大きい TOE の使用又は運用環境を要求する場合、ガイダンスは合理的でない。

## 14.4 準備手続き (AGD\_PRE)

### 14.4.1 サブアクティビティの評価 (AGD\_PRE.1)

#### 14.4.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE のセキュアな準備のための手続きとステップが証拠資料に記載され、その結果、セキュアな構成となるかどうかを決定することである。

#### 14.4.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 準備手続きを含む TOE
- c) 開発者の配付手続きの記述 (適用可能な場合)

#### 14.4.1.3 適用上の注釈

準備手続きは、ST の記述のように TOE をセキュアな構成にするために必要な、全ての受入れと設置の手続きについて言及する。

### 14.4.1.4 アクション AGD\_PRE.1.1E

#### 14.4.1.4.1 一般

CC パート 3 AGD\_PRE.1.1C: *準備手続きは、開発者の配付手続きに従って配付された TOE のセキュアな受入れに必要な全てのステップを記述しなければならない。*

#### 14.4.1.4.2 ワークユニット: AGD\_PRE.1-1

評価者は、提供された受入れ手続きに、開発者の配付手続きに従った TOE のセキュアな受入れに必要なステップが記述されていることを決定するために、その手続きを **検査しなければならない**。

開発者の配付手続きによって、受入れ手続きが適用されること、又は適用できることが予期されない場合は、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

受入れ手続きには、少なくとも、ST に示されるように TOE の全ての部分が正しいバージョンで配付されたことを利用者がチェックする必要があることを含めるべきである。

受入れ手続きには、開発者の配付手続きで暗示されている配付された TOE を受け入れるために利用者が実行する必要があるステップを反映するべきである。

受入れ手続きは、適用可能な場合は、以下についての詳細情報を提供するべきである。

- a) 配付された TOE が完全に評価されたものであることの確認
- b) 配付された TOE の改変/なりすましの検出

CC パート 3 AGD\_PRE.1.2C: 準備手続きには、TOE のセキュアな設置、及び ST に記述された運用環境のセキュリティ対策方針に従った運用環境のセキュアな準備に必要な全てのステップを記述しなければならない。

#### 14.4.1.4.3 ワークユニット: AGD\_PRE.1-2

評価者は、提供された設置手続きに、TOE のセキュアな設置、及び ST のセキュリティ対策方針に従った運用環境のセキュアな準備に必要なステップが記述されていることを決定するために、その手続きを**検査しなければならない**。

設置手続きが適用されること、又は適用できることが予期されない場合(例えば、TOE が運用状態ですでに配付されているため)、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

設置手続きは、適用可能な場合は、次の項目についての詳細情報を提供するべきである。

- a) セキュアな設置のための最小限のシステム要件。
- b) ST によって提供されたセキュリティ対策方針に従った運用環境の要件。
- c) 利用者が、評価済み構成相当の運用 TOE を得るために実行しなければならないステップ。このような記述は、各ステップに、現在のステップの成功、失敗、もしくは問題かにより、次のステップを決定する明確な方法を含まなければならない。
- d) TSF 制御下のエンティティに関する設置固有のセキュリティ特性(例えば、パラメタ、設定、パスワード)の変更。
- e) 例外及び問題の取り扱い。

#### 14.4.1.5 アクション AGD\_PRE.1.2E

##### 14.4.1.5.1 ワークユニット: AGD\_PRE.1-3

評価者は、提供された準備手続きだけを使用して TOE とその運用環境をセキュアに準備できることを決定するために、TOE の準備に必要な全ての利用者手続きを実行しなければならない。

準備では、評価者が、TOE を配付可能な状態から、TOE の受入れと設置を含め運用可能であり、ST で特定されている TOE のセキュリティ対策方針と一貫する SFR を実施する状態に進めることを要求する。

評価者は、開発者の手続きだけに従うべきであり、提供された準備手続きだけを使用して、顧客が TOE の受入れと設置のために通常実行することが予期されるアクティビティを実行することができる。それらのことを行うときに直面する困難はいずれも、ガイダンスが不完全である、明確でない、又は不合理であることを示す。

このワークユニットは、独立テスト(ATE\_IND)のもとで評価アクティビティとともに実行することができる。

統合 TOE 評価に対する依存コンポーネントとして TOE が使用されることが判明している場合、評価者は、統合 TOE で使用される基本コンポーネントによって運用環境が満たされていることを保証するべきである。

## 15 ALC クラス: ライフサイクルサポート

### 15.1 一般

ライフサイクルサポートアクティビティの目的は、開発者が TOE の開発から保守に使用する手続きの適切性を決定することである。これらの手続きには、開発者が使用するライフサイクルモデル、構成管理、TOE の開発の全期間で使用されるセキュリティ手段、TOE のライフサイクルを通して開発者が使用するツール、セキュリティ欠陥の扱い、及び配付アクティビティが含まれる。

TOE の不十分な制御の開発と保守の結果、実装に脆弱性がもたらされることがある。定義されたライフサイクルモデルに従うことは、この領域の制御を改善するのに役に立つ。TOE に対して使用される測定可能なライフサイクルモデルは、TOE の開発の進行を評定する際に曖昧さを除去できる。

構成管理アクティビティの目的は、消費者が評価済み TOE を識別するのを手助けすること、構成要素が一意に識別されていることを保証すること、及び TOE に対して行われる変更を管理し追跡するために、開発者によって使用される手続きの適切性を保証することである。これには、どんな変更が追跡されるか、どのように起こり得る変更が具体化されるか、そして誤りの範囲を減らすために使用される自動化の程度についての詳細を含む。

開発者セキュリティ手続きは、TOE 及びそれに関する設計情報を干渉又は暴露から保護することを意図している。開発プロセスへの干渉は、脆弱性の意図的な持ち込みをもたらすことがある。設計情報の暴露は、脆弱性のさらに容易な悪用を可能にする。手続きの適切性は、TOE の本質と開発プロセスに依存する。

開発者及び開発プロセスに関係した第三者による、明確に定義された開発ツールの使用及び実装標準の適用は、詳細化に脆弱性が意図せずには持ち込まれないようにするのに役に立つ。

欠陥修正アクティビティは、セキュリティ欠陥を追跡すること、訂正アクションを識別すること、及び TOE 利用者に対して訂正アクション情報を配布することを意図している。

配付アクティビティの目的は、TOE が消費者に対して改変されることなく配付されていることを保証するために使用される手続きの証拠資料の適切性を判断することである。

### 15.2 CM 能力(ALC\_CMC)

#### 15.2.1 サブアクティビティの評価(ALC\_CMC.1)

##### 15.2.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TOE を明確に識別しているかどうかを決定することである。

##### 15.2.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) テストに適したTOE。

##### 15.2.1.3 アクション ALC\_CMC.1.1E

###### 15.2.1.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMC.1.1C: TOE は、その一意の参照でラベル付けされなければならない。

### 15.2.1.3.2 ワークユニット: ALC\_CMC.1-1

評価者は、評価のために提供された TOE がその参照でラベル付けされていることを**チェックしなければならない**。

評価者は、ST で述べられている一意の参照が TOE に含まれていることを保証すべきである。これは、ラベルの付いたパッケージ又は媒体、又は運用可能 TOE が表示するラベルによって行うことができる。これは、消費者が(例えば、購入又は使用時に)TOE を識別できるようにするものである。

TOE は、TOE を簡単に識別する方法を提供することができる。例えば、ソフトウェア TOE は、立上げルーチンの間に、又はコマンド行の入力に対応して TOE の名前とバージョン番号を表示することができる。ハードウェア又はファームウェア TOE は、TOE に物理的に刻印されている部品番号により識別することができる。

また、TOE に対して提供された一意の参照は、TOE を構成する各コンポーネントの一意の参照の組み合わせである可能性がある(例えば、統合 TOE である場合)。

### 15.2.1.3.3 ワークユニット: ALC\_CMC.1-2

評価者は、使用されている TOE 参照が一貫していることを**チェックしなければならない**。

もし、TOE に 2 度以上ラベルが付けられているならば、ラベルは一貫している必要がある。例えば、TOE の一部として提供されるラベルの付いたガイダンス証拠資料を、評価される運用可能 TOE に関係付けることができるべきである。これにより消費者は、TOE の評価済みバージョンを購入したこと、このバージョンを設置したこと、ST に従って TOE を運用するためのガイダンスの正しいバージョンを所有していることを確信できる。

評価者は、TOE 参照が ST と一貫性があることも検証する。

このワークユニットが統合 TOE に適用される場合、以下のものが適用される。統合 IT の TOE は一意の(複合)参照でラベル付けされないが、個別のコンポーネントのみは適切な TOE 参照でラベル付けされる。立上げ及び/又は運用中など、その IT の TOE に対するさらなる開発では、複合参照でラベル付けされる必要がある場合がある。統合 TOE が構成コンポーネント TOE として配付される場合、配付された TOE 要素には複合参照が含まれない。ただし、統合 TOE の ST は、統合 TOE に対する一意の参照を含み、統合 TOE を構成するコンポーネントを識別する。消費者は、これにより、適切な要素が含まれているかどうかを決定することができる。

## 15.2.2 サブアクティビティの評価(ALC\_CMC.2)

### 15.2.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が全ての構成要素を一意に識別する CM システムを使用するかどうかを決定することである。

### 15.2.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) テストに適した TOE。
- c) 構成管理証拠資料。

### 15.2.2.3 適用上の注釈

このコンポーネントには、CM システムが使用されていることを決定するための暗黙の評価者アクションが含まれる。ここでの要件は、TOE の識別と構成リストの提供に限られるため、このアクションは、既存のワークユニットですでに扱われ、かつ既存のワークユニットの範囲に限られている。サブアクティビティの評価(ALC\_CMC.3)での要件は、これら 2 つの要素を超えて拡大され、運用のより明示的な証拠が必要となる。

### 15.2.2.4 アクション ALC\_CMC.2.1E

#### 15.2.2.4.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMC.2.1C: TOE は、その一意の参照でラベル付けされなければならない。

#### 15.2.2.4.2 ワークユニット: ALC\_CMC.2-1

評価者は、評価のために提供された TOE がその参照でラベル付けされていることを **チェックしなければならない**。

評価者は、ST で述べられている一意の参照が TOE に含まれていることを保証すべきである。これは、ラベルの付いたパッケージ又は媒体、又は運用可能 TOE が表示するラベルによって行うことができる。これは、消費者が(例えば、購入又は使用時に)TOE を識別できるようにするものである。

TOE は、TOE を簡単に識別する方法を提供することができる。例えば、ソフトウェア TOE は、立上げルーチンの間に、又はコマンド行の入力に対応して TOE の名前とバージョン番号を表示することができる。ハードウェア又はファームウェア TOE は、TOE に物理的に刻印されている部品番号により識別することができる。

また、TOE に対して提供された一意の参照は、TOE を構成する各コンポーネントの一意の参照の組み合わせである可能性がある(例えば、統合 TOE である場合)。

#### 15.2.2.4.3 ワークユニット: ALC\_CMC.2-2

評価者は、使用されている TOE 参照が一貫していることを **チェックしなければならない**。

もし、TOE に 2 度以上ラベルが付けられているならば、ラベルは一貫している必要がある。例えば、TOE の一部として提供されるラベルの付いたガイダンス証拠資料を、評価される運用可能 TOE に関係付けることができるべきである。これにより消費者は、TOE の評価済みバージョンを購入したこと、このバージョンを設置したこと、ST に従って TOE を運用するためのガイダンスの正しいバージョンを所有していることを確信できる。

評価者は、TOE 参照が ST と一貫性があることも検証する。

このワークユニットが統合 TOE に適用される場合、以下のものが適用される。統合 IT の TOE は一意の(複合)参照でラベル付けされないが、個別のコンポーネントのみは適切な TOE 参照でラベル付けされる。立上げ及び/又は運用中など、その IT の TOE に対するさらなる開発では、複合参照でラベル付けされる必要がある場合がある。統合 TOE が構成コンポーネント TOE として配付される場合、配付された TOE 要素には複合参照が含まれない。ただし、統合 TOE の ST は、統合 TOE に対する一意の参照を含み、統合 TOE を構成するコンポーネントを識別する。消費者は、これにより、適切な要素が含まれているかどうかを決定することができる。

CC パート 3 ALC\_CMC.2.2C: CM 証拠資料は、構成要素を一意に識別する方法を記述しなければならない。

#### 15.2.2.4.4 ワークユニット: ALC\_CMC.2-3

評価者は、構成要素の識別方式が、どのように構成要素が一意に識別されるかを記述していることを決定するために、その識別方式を**検査しなければならない**。

手続きは、TOE のライフサイクルを通して各構成要素のステータスをどのように追跡できるかを記述するべきである。手続きは、CM 計画で、又は CM 証拠資料の全体を通して、詳述することができる。含まれる情報では、次の内容を記述するべきである。

- a) 同じ構成要素のバージョンを追跡できるように、各構成要素を一意に識別する方法
- b) 構成要素に一意の識別情報が割り付けられる方法、及び CM システムにそれらの情報が入力される方法
- c) 構成要素の置き換えられたバージョンを識別するために使用される方法

CC パート 3 ALC\_CMC.2.3C: CM システムは、**全ての構成要素を一意に識別しなければならない**。

#### 15.2.2.4.5 ワークユニット: ALC\_CMC.2-4

評価者は、CM 証拠資料と一貫した方法で構成要素が識別されていることを決定するために構成要素を**検査しなければならない**。

CM システムが、全ての構成要素を一意に識別するという保証は、構成要素の識別情報を検査することによって得られる。TOE を構成する構成要素、及び開発者が評価証拠として提出する構成要素に関するドラフトの両方について、評価者は、各構成要素が CM 証拠資料に記述されている一意の識別方法と一貫したやり方で、一意の識別を持っていることを確認する。

### 15.2.3 サブアクティビティの評価(ALC\_CMC.3)

#### 15.2.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、全ての構成要素を一意に識別する CM システムを開発者が使用するかどうか、及びこれらの要素を改変する能力が適切に制御されているかどうかを決定することである。

#### 15.2.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) テストに適したTOE。
- c) 構成管理証拠資料。

#### 15.2.3.3 アクション ALC\_CMC.3.1E

##### 15.2.3.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMC.3.1C: TOE は、**その一意の参照でラベル付けされなければならない**。

##### 15.2.3.3.2 ワークユニット: ALC\_CMC.3-1

評価者は、評価のために提供された TOE がその参照でラベル付けされていることを**チェックしなければならない**。

評価者は、ST で述べられている一意の参照が TOE に含まれていることを保証するべきである。これは、ラベルの付いたパッケージ又は媒体、又は運用可能 TOE が表示するラベルによって行うことができる。これは、消費者が(例えば、購入又は使用時に)TOE を識別できるようにするものである。

TOE は、TOE を簡単に識別する方法を提供することができる。例えば、ソフトウェア TOE は、立上げルーチンの間に、又はコマンド行の入力に対応して TOE の名前とバージョン番号を表示することができる。ハードウェア又はファームウェア TOE は、TOE に物理的に刻印されている部品番号により識別することができる。

また、TOE に対して提供された一意の参照は、TOE を構成する各コンポーネントの一意の参照の組み合わせである可能性がある(例えば、統合 TOE である場合)。

#### 15.2.3.3.3 ワークユニット: ALC\_CMC.3-2

評価者は、使用されている TOE 参照が一貫していることを **チェックしなければならない**。

もし、TOE に 2 度以上ラベルが付けられているならば、ラベルは一貫している必要がある。例えば、TOE の一部として提供されるラベルの付いたガイダンス証拠資料を、評価される運用可能 TOE に関係付けることができるべきである。これにより消費者は、TOE の評価済みバージョンを購入したこと、このバージョンを設置したこと、ST に従って TOE を運用するためのガイダンスの正しいバージョンを所有していることを確信できる。

評価者は、TOE 参照が ST と一貫性があることも検証する。

このワークユニットが統合 TOE に適用される場合、以下のものが適用される。統合 IT の TOE は一意の(複合)参照でラベル付けされないが、個別のコンポーネントのみは適切な TOE 参照でラベル付けされる。立上げ及び/又は運用中など、その IT の TOE に対するさらなる開発では、複合参照でラベル付けされる必要がある場合がある。統合 TOE が構成コンポーネント TOE として配付される場合、配付された TOE 要素には複合参照が含まれない。ただし、統合 TOE の ST は、統合 TOE に対する一意の参照を含み、統合 TOE を構成するコンポーネントを識別する。消費者は、これにより、適切な要素が含まれているかどうかを決定することができる。

CC パート 3 ALC\_CMC.3.2C: CM 証拠資料は、構成要素を一意に識別する方法を記述しなければならない。

#### 15.2.3.3.4 ワークユニット: ALC\_CMC.3-3

評価者は、構成要素の識別方式が、どのように構成要素が一意に識別されるかを記述していることを決定するために、その識別方式を **検査しなければならない**。

手続きは、TOE のライフサイクルを通して各構成要素のステータスをどのように追跡できるかを記述するべきである。手続きは、CM 計画で、又は CM 証拠資料の全体を通して、詳述することができる。含まれる情報では、次の内容 <sup>xxxv</sup>を記述するべきである。

- a) 同じ構成要素のバージョンを追跡できるように、各構成要素を一意に識別する方法
- b) 構成要素に一意の識別情報が割り付けられる方法、及び CM システムにそれらの情報が入力される方法
- c) 構成要素の置き換えられたバージョンを識別するために使用される方法

CC パート 3 ALC\_CMC.3.3C: CM システムは、全ての構成要素を一意に識別しなければならない。

#### 15.2.3.3.5 ワークユニット: ALC\_CMC.3-4

評価者は、CM 証拠資料と一貫した方法で構成要素が識別されていることを決定するために構成要素を **検査しなければならない**。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

CM システムが、全ての構成要素を一意に識別するという保証は、構成要素の識別情報を検査することによって得られる。TOE を構成する構成要素、及び開発者が評価証拠として提出する構成要素に関するドラフトの両方について、評価者は、各構成要素が CM 証拠資料に記述されている一意の識別方法と一貫したやり方で、一意の識別を持っていることを確認する。

CC パート 3 ALC\_CMC.3.4C: CM システムは、許可された変更のみが構成要素に対して行われる手段を提供しなければならない。

### 15.2.3.3.6 ワークユニット: ALC\_CMC.3-5

評価者は、CM アクセス制御手段が、構成要素への許可されない不当なアクセスを阻止するのに有効であることを決定するために、CM 計画に記述されているそのアクセス制御手段を**検査しなければならない**。

評価者は、多数の方法を使用して CM アクセス制御手段が有効であることを決定することができる。例えば、評価者は、アクセス制御手段を実行して、手続きがバイパスされないことを保証することができる。評価者は、ALC\_CMC.3.8C が要求する CM システム手続きによって生成される出力を使用することができる。評価者は、採用されているアクセス制御手段が有効に機能していることを保証するために、CM システムの実証に立ち会うこともできる。

CC パート 3 ALC\_CMC.3.5C: CM 証拠資料は、CM 計画を含まなければならない。

### 15.2.3.3.7 ワークユニット: ALC\_CMC.3-6

評価者は、提供された CM 証拠資料が CM 計画を含んでいることを**チェックしなければならない**。

CM 計画は1つの文書にまとめられる必要はないが、しかしどこで CM 計画の様々な箇所を検出できるのかを記述する別個の文書が存在することが推奨される。もし CM 計画が複数の文書により提供されるならば、次のワークユニットのリストは、要求される内容に関するガイダンスを提供する。

CC パート 3 ALC\_CMC.3.6C: CM 計画は、TOE の開発に対して CM システムがどのように使用されるかを記述しなければならない。

### 15.2.3.3.8 ワークユニット: ALC\_CMC.3-7

評価者は、CM 計画が、TOE の開発のために CM システムがどのように使用されるかを記述していることを決定するために、その計画を**検査しなければならない**。

CM 計画には、適用できる場合、次の記述が含まれる。

- a) 構成管理手続きに従う TOE 開発で行われる全てのアクティビティ(例えば、構成要素の作成、改変又は削除、データバックアップ、アーカイブ)。
- b) 使用可能にする必要がある手段(例えば、CM ツール、用紙)。
- c) CM ツールの利用法: TOE の完全性を維持するために CM システムの利用者が CM ツールを正しく操作するために必要な詳細。
- d) CM 制御下にあるその他のオブジェクト(開発コンポーネント、ツール、検証環境)。
- e) 個々の構成要素を操作するために必要な個人の役割と責任(異なる役割を異なる種別の構成要素(例えば、設計証拠資料又はソースコード)に識別することができる)。
- f) CM の実体(例えば、変更管理組織、インタフェース管理作業グループ)がどのように導入され、担当者が配置されるか。

- g) 提案された変更が必要であり、その結果が許容できるものであることを検証するプロセスを含む、変更管理の記述。
- h) 許可された個人だけが構成要素を変更できるように保証するために使用される手続き。
- i) 構成要素への同時変更の結果として、同時性の問題が発生しないよう保証するために使用される手続き。
- j) 手続きを適用した結果として生成される証拠。例えば、構成要素の変更に対して、CMシステムは、変更の記述、変更の責任、影響を受ける全ての構成要素の識別、ステータス(例えば、保留又は完了)、及び変更の日付と時刻を記録する。これは、行われた変更の監査証拠又は変更管理記録に記録される。
- k) TOEバージョンのバージョン管理及び一意に参照するための手法(例えば、オペレーティングシステムでのパッチのリリースの扱い、及びその後のそれらの適用の検出)。

CC パート 3 ALC\_CMC.3.7C: 証拠は、全ての構成要素がCMシステム下で維持されていることを実証しなければならない。

#### 15.2.3.3.9 ワークユニット: ALC\_CMC.3-8

評価者は、構成リストに識別されている構成要素がCMシステムによって維持されていることをチェックしなければならない。

開発者が採用するCMシステムは、TOEの完全性を維持するべきである。評価者は、構成リストに含まれている各種別の構成要素(例えば、設計文書又はソースコードモジュール)に対して、CM計画に記述されている手続きによって生成された証拠の例が存在することをチェックするべきである。この場合、サンプリング手法は、CM要素を制御するためにCMシステムで使用される粒度レベルによって決まる。例えば、10,000 ソースコードモジュールが構成リストに識別されている場合、それが5つ又はただ1つ存在する場合とは異なるサンプリング方策が適用される必要がある。このアクティビティで重視することは、小さな誤りを検出することではなく、CMシステムが正しく運用されていることを保証するべきである。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

CC パート 3 ALC\_CMC.3.8C: CMシステムが、CM計画に従って機能していることを証拠により実証しなければならない。

#### 15.2.3.3.10 ワークユニット: ALC\_CMC.3-9

評価者は、CM証拠資料が、CM計画が識別しているCMシステムの記録を含んでいることを確かめるために、その証拠資料をチェックしなければならない。

CMシステムが作り出す出力は、CM計画が適用されていること、及び全ての構成要素がALC\_CMC.3.7Cが要求するように、CMシステムによって維持されていることを評価者が確信するために必要とする証拠を提供するべきである。出力例には、変更管理用紙、又は構成要素アクセス許可紙を含めることができる。

#### 15.2.3.3.11 ワークユニット: ALC\_CMC.3-10

評価者は、CMシステムがCM計画に従って運用されていることを決定するために、証拠を検査しなければならない。

評価者は、CMシステムの全ての操作が、証拠資料に記載された手続きに従って行われていることを確認するために、構成要素に対し実行された各種別のCM関連操作(例えば、作成、改変、削除、前のバージョンへの復帰)をカバーする証拠のサンプルを選択して検査するべきである。評価者は、証拠がCM計画のその操作に識別されている情報の全てを含んでいることを確認する。証拠を検査するためには、使用

されている CM ツールにアクセスする必要がある場合がある。評価者は、証拠をサンプリングすることを選択できる。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

CM システムが正しく運用されていることと構成要素が有効に維持されていることのさらなる信頼は、選ばれた開発スタッフとのインタビューの手段によって確認することができる。そのようなインタビューを行うとき、評価者は、CM 手続きが CM 証拠資料に記述されているとおりに適用されていることを確認するのに加え、CM システムが実際にどのように使用されているかを深く理解することを目的とする。そのようなインタビューは、記録による証拠の検査を補足するものであり、それらを置き換えるものではないことに注意するべきである。また、記録による証拠だけで要件が満たされる場合、それらは不要である。しかしながら、CM 計画の範囲が広い場合、いくつかの局面(例えば、役割と責任)が CM 計画と記録だけでは明確でない場合がある。これもインタビューによる明確化が必要となるひとつのケースである。

評価者がこのアクティビティを確認するために開発サイトを訪問することが予想される。

サイト訪問のガイダンスについては、A.4、「サイト訪問」を参照のこと。

### 15.2.4 サブアクティビティの評価(ALC\_CMC.4)

#### 15.2.4.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TOE 及びそれに関する構成要素を明確に識別しているかどうかを、及び CM システムが人為的誤り又は怠慢による影響を受けないように、自動化ツールによりこれらの要素を改変する能力が適切に制御されているかどうかを決定することである。

#### 15.2.4.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) テストに適したTOE。
- c) 構成管理証拠資料。

#### 15.2.4.3 アクション ALC\_CMC.4.1E

##### 15.2.4.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMC.4.1C: TOE は、その一意の参照でラベル付けされなければならない。

##### 15.2.4.3.2 ワークユニット: ALC\_CMC.4-1

評価者は、評価のために提供された TOE がその参照でラベル付けされていることを**チェックしなければならない**。

評価者は、ST で述べられている一意の参照が TOE に含まれていることを保証するべきである。これは、ラベルの付いたパッケージ又は媒体、又は運用可能 TOE が表示するラベルによって行うことができる。これは、消費者が(例えば、購入又は使用時に)TOE を識別できるようにするものである。

TOE は、TOE を簡単に識別する方法を提供することができる。例えば、ソフトウェア TOE は、立上げルーチンの間に、又はコマンド行の入力に対応して TOE の名前とバージョン番号を表示することができる。ハードウェア又はファームウェア TOE は、TOE に物理的に刻印されている部品番号により識別することができる。

また、TOE に対して提供された一意の参照は、TOE を構成する各コンポーネントの一意の参照の組み合わせである可能性がある(例えば、統合 TOE である場合)。

#### 15.2.4.3.3 ワークユニット: ALC\_CMC.4-2

評価者は、使用されている TOE 参照が一貫していることを **チェックしなければならない**。

もし、TOE に 2 度以上ラベルが付けられているならば、ラベルは一貫している必要がある。例えば、TOE の一部として提供されるラベルの付いたガイダンス証拠資料を、評価される運用可能 TOE に関係付けることができるべきである。これにより消費者は、TOE の評価済みバージョンを購入したこと、このバージョンを設置したこと、ST に従って TOE を運用するためのガイダンスの正しいバージョンを所有していることを確信できる。

評価者は、TOE 参照が ST と一貫性があることも検証する。

このワークユニットが統合 TOE に適用される場合、以下のものが適用される。統合 TOE は一意の(複合)参照でラベル付けされないが、個別のコンポーネントのみは適切な TOE 参照でラベル付けされる。立上げ及び/又は運用中など、その統合 TOE に対するさらなる開発では、複合参照でラベル付けされる必要がある場合がある。統合 TOE が構成コンポーネント TOE として配付される場合、配付された TOE 要素には複合参照が含まれない。ただし、統合 TOE の ST は、統合 TOE に対する一意の参照を含み、統合 TOE を構成するコンポーネントを識別する。消費者は、これにより、適切な要素が含まれているかどうかを決定することができる。

CC パート 3 ALC\_CMC.4.2C: CM 証拠資料は、構成要素を一意に識別する方法を記述しなければならない。

#### 15.2.4.3.4 ワークユニット: ALC\_CMC.4-3

評価者は、構成要素の識別方式が、どのように構成要素が一意に識別されるかを記述していることを決定するために、その識別方式を **検査しなければならない**。

手続きは、TOE のライフサイクルを通して各構成要素のステータスをどのように追跡できるかを記述するべきである。手続きは、CM 計画で、又は CM 証拠資料の全体を通して、詳述することができる。含まれる情報では、次の内容を記述するべきである。

- a) 同じ構成要素のバージョンを追跡できるように、各構成要素を一意に識別する方法
- b) 構成要素に一意の識別情報が割り付けられる方法、及び CM システムにそれらの情報が入力される方法
- c) 構成要素の置き換えられたバージョンを識別するために使用される方法

CC パート 3 ALC\_CMC.4.3C: CM システムは、全ての構成要素を一意に識別しなければならない。

#### 15.2.4.3.5 ワークユニット: ALC\_CMC.4-4

評価者は、CM 証拠資料と一貫した方法で構成要素が識別されていることを決定するために構成要素を **検査しなければならない**。

CM システムが、全ての構成要素を一意に識別するという保証は、構成要素の識別情報を検査することによって得られる。ALC\_CMS で識別される構成要素について、評価者は、各構成要素が CM 証拠資料に記述されている一意の識別方法と一貫したやり方で、一意の識別を持っていることを確認する。

CC パート 3 ALC\_CMC.4.4C: CM システムは、許可された変更のみが構成要素に対して行われる自動化された手段を提供しなければならない。

### 15.2.4.3.6 ワークユニット: ALC\_CMC.4-5

評価者は、CM アクセス制御手段について、構成要素への許可されないアクセスの阻止が自動化され有効であることを決定するために、CM 計画(ALC\_CMC.4.6C を参照のこと)に記述されているそのアクセス制御手段を**検査しなければならない**。

評価者は、多数の方法を使用して CM アクセス制御手段が有効であることを決定することができる。例えば、評価者は、アクセス制御手段を実行して、手続きがバイパスされないことを保証することができる。評価者は、ALC\_CMC.4.10C が要求する CM システム手続きによって生成される出力を使用することができる。評価者は、採用されているアクセス制御手段が有効に機能していることを保証するために、CM システムの実証に立ち会うこともできる。

CC パート 3 ALC\_CMC.4.5C: CM システムは、*自動化された手段によって TOE の製造をサポートしなければならない*。

### 15.2.4.3.7 ワークユニット: ALC\_CMC.4-6

評価者は、TOE の製造をサポートする自動化された手続きについて CM 計画(ALC\_CMC.4.6C を参照のこと)を**チェックしなければならない**。

用語「製造」は、TOE を実装表現から最終顧客に配付するために受入れ可能な状態に移すまで、開発者が採用するプロセスに適用される。

評価者は、CM 計画に自動化された製造サポート手続きが存在することを検証する。

以下は、TOE の製造をサポートする自動化された手段の例である。

- a) ソフトウェア TOE の場合、(多くのソフトウェア開発ツールとともに提供されるような)「作成」ツール。
- b) ハードウェア TOE の場合、実際に属する部分のみが組み合わされていることを(例えば、バーコードを使用することによって)自動的に確認するツール。

### 15.2.4.3.8 ワークユニット: ALC\_CMC.4-7

評価者は、TOE 製造サポート手続きが、TOE がその実装表現を反映するように生成されたことを保証するのに有効であることを決定するために、その TOE 製造サポート手続きを**検査しなければならない**。

製造サポート手続きは、明確に定義された方法で実装表現から最終的な TOE を製造するためにどのツールを使用する必要があるかを記述するべきである。規約、指示文、又はその他の必要な構造は、ALC\_TAT の下で記述される。

評価者は、製造サポート手続きに従うことによって、TOE を生成するために正しい構成要素が使用されることを決定する。例えば、ソフトウェア TOE では、自動化された製造手続きが全てのソースファイル及び関係するライブラリがコンパイルされたオブジェクトコードに含まれることを保証するチェックが含まれる。さらに、手続きは、コンパイラオプション及び同等のその他のオブジェクトが一意に定義されていることを保証するべきである。ハードウェア TOE の場合、このワークユニットには、自動的な製造手続きによって、互いに属し合う部分がともに組み立てられており、不足部分がないことについてのチェックが含まれる可能性がある。

これにより、顧客は、設置のために配付される TOE のバージョンが実装表現から曖昧ではない方法で得られており、ST で記述されたように SFR を実装することを確信できる。

評価者は、CM システムが TOE を製造する能力を必ずしも保有していないこと、しかし、人為的誤りの可能性を減らすことに役に立つプロセスのための支援を提供するべきであることを知っておくべきである。

CC パート 3 ALC\_CMC.4.6C: CM 証拠資料は、CM 計画を含まなければならない。

#### 15.2.4.3.9 ワークユニット: ALC\_CMC.4-8

評価者は、提供された CM 証拠資料が CM 計画を含んでいることをチェックしなければならない。

CM 計画は 1 つの文書にまとめられる必要はないが、しかしどこで CM 計画の様々な箇所を検出できるのかを記述する別個の文書が存在することが推奨される。もし CM 計画が複数の文書により提供されるならば、次のワークユニットのリストは、要求される内容に関するガイダンスを提供する。

CC パート 3 ALC\_CMC.4.7C: CM 計画は、TOE の開発に対して CM システムがどのように使用されるかを記述しなければならない。

#### 15.2.4.3.10 ワークユニット: ALC\_CMC.4-9

評価者は、CM 計画が、TOE の開発のために CM システムがどのように使用されるかを記述していることを決定するために、その計画を検査しなければならない。

CM 計画には、適用できる場合、次の記述が含まれる。

- a) 構成管理手続きに従う TOE 開発で行われる全てのアクティビティ(例えば、構成要素の作成、改変又は削除、データバックアップ、アーカイブ)。
- b) 使用可能にする必要がある手段(例えば、CM ツール、用紙)。
- c) CM ツールの利用法: TOE の完全性を維持するために CM システムの利用者が CM ツールを正しく操作するために必要な詳細。
- d) 製造サポート手続き。
- e) CM 制御下にあるその他のオブジェクト(開発コンポーネント、ツール、検証環境)。
- f) 個々の構成要素を操作するために必要な個人の役割と責任(異なる役割を異なる種別の構成要素(例えば、設計証拠資料又はソースコード)に識別することができる)。
- g) CM の実体(例えば、変更管理組織、インタフェース管理作業グループ)がどのように導入され、担当者が配置されるか。
- h) 変更管理の記述。
- i) 許可された個人だけが構成要素を変更できるよう保証するために使用される手続き。
- j) 構成要素への同時変更の結果として、同時性の問題が発生しないよう保証するために使用される手続き。
- k) 手続きを適用した結果として生成される証拠。例えば、構成要素の変更に対して、CM システムは、変更の記述、変更の責任、影響を受ける全ての構成要素の識別、ステータス(例えば、保留又は完了)、及び変更の日付と時刻を記録する。これは、行われた変更の監査証拠又は変更管理記録に記録される。
- l) TOE バージョンのバージョン管理及び一意に参照するための手法(例えば、オペレーティングシステムでのパッチのリリースの扱い、及びその後のそれらの適用の検出)。

CC パート 3 ALC\_CMC.4.8C: CM 計画は、改変もしくは新規に生成された構成要素を TOE の一部として受け入れるための手続きを記述しなければならない。

#### 15.2.4.3.11 ワークユニット: ALC\_CMC.4-10

評価者は、改変された構成要素又は新しく作成された構成要素を TOE の一部として受け入れるために使用する手続きが CM 計画に記述されていることを決定するために、その CM 計画を**検査しなければならない**。

CM 計画の受入れ手続きの記述には、受入れに対する開発者の役割又は個人の責任、及び受入れに対して使用される基準を含めるべきである。望ましい保証レベルを満たすために、受入れ基準には、要求されるセキュリティ要件及び/又は性能要件が満たされているかどうかを決定する一連のテストを含めることができる。受入れ基準は、発生する可能性がある全ての受入れ状況、特に次の状況を考慮するべきである。

- a) CM システムに最初に要素を受け入れる場合。特に、他の製造者のソフトウェア、ファームウェア、及びハードウェアコンポーネントを TOE に組み込む場合(「統合」)
- b) TOE の構成の各段階(例えば、モジュール、サブシステム、システム)で、構成要素を次のライフサイクルフェーズに移す場合
- c) 異なる開発サイト間での転送後

統合 TOE で統合される予定の依存コンポーネントにこのワークユニットが適用される場合、CM 計画は、依存 TOE 開発者が取得する基本コンポーネントの制御を考慮するべきである。

コンポーネントを取得する場合、評価者は次の点を検証する。

- 基本コンポーネント開発者からインテグレータ(依存 TOE 開発者)への各基本コンポーネントの転送は、基本コンポーネント TOE 認証報告で報告されたように、基本コンポーネント TOE のセキュアな配付手続きに従って実行された。
- 受け取られたコンポーネントは、コンポーネント TOE に対する ST 及び認証報告で述べられているものと同じ識別情報を持っている。
- 開発者が構成(統合)のために必要とする全ての追加資料が提供されている。これには、コンポーネント TOE の機能仕様の必要な抜粋が含まれる。

CC パート 3 ALC\_CMC.4.9C: 証拠は、全ての構成要素が CM システム下で維持されていることを実証しなければならない。

#### 15.2.4.3.12 ワークユニット: ALC\_CMC.4-11

評価者は、構成リストに識別されている構成要素が CM システムによって維持されていることを**チェックしなければならない**。

開発者が採用する CM システムは、TOE の完全性を維持するべきである。評価者は、構成リストに含まれている各種別の構成要素(例えば、設計文書又はソースコードモジュール)に対して、CM 計画に記述されている手続きによって生成された証拠の例が存在することをチェックするべきである。この場合、サンプリング手法は、CM 要素を制御するために CM システムで使用される粒度レベルによって決まる。例えば、10,000 ソースコードモジュールが構成リストに識別されている場合、それが 5 つ又はただ 1 つ存在する場合とは異なるサンプリング方策が適用される必要がある。このアクティビティで重視することは、小さな誤りを検出することではなく、CM システムが正しく運用されていることを保証するべきである。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

CC パート 3 ALC\_CMC.4.10C: CM システムが、CM 計画に従って機能していることを証拠により実証しなければならない。

### 15.2.4.3.13 ワークユニット: ALC\_CMC.4-12

評価者は、CM 証拠資料が、CM 計画が識別している CM システムの記録を含んでいることを確かめるために、その証拠資料を**チェックしなければならない**。

CM システムが作り出す出力は、CM 計画が適用されていること、及び全ての構成要素が ALC\_CMC.4.9C が要求するように、CM システムによって維持されていることを評価者が確信するために必要とする証拠を提供すべきである。出力例には、変更管理用紙、又は構成要素アクセス許可用紙を含めることができる。

### 15.2.4.3.14 ワークユニット: ALC\_CMC.4-13

評価者は、CM システムが CM 計画に従って運用されていることを決定するために、証拠を**検査しなければならない**。

評価者は、CM システムの全ての操作が、証拠資料に記載された手続きに従って行われていることを確認するために、構成要素に対し実行された各種別の CM 関連操作(例えば、作成、改変、削除、前のバージョンへの復帰)をカバーする証拠のサンプルを選択して検査すべきである。評価者は、証拠が CM 計画のその操作に識別されている情報の全てを含んでいることを確認する。証拠を検査するためには、使用されている CM ツールにアクセスする必要がある場合がある。評価者は、証拠をサンプリングすることを選択できる。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

CM システムが正しく運用されていることと構成要素が有効に維持されていることのさらなる信頼は、選ばれた開発スタッフとのインタビューの手段によって確認することができる。そのようなインタビューを行うとき、評価者は、CM 手続きが CM 証拠資料に記述されているとおりに適用されていることを確認するのに加え、CM システムが実際にどのように使用されているかを深く理解することを目的とする。そのようなインタビューは、記録による証拠の検査を補足するものであり、それらを置き換えるものではないことに注意すべきである。また、記録による証拠だけで要件が満たされる場合、それらは不要である。しかしながら、CM 計画の範囲が広い場合、いくつかの局面(例えば、役割と責任)が CM 計画と記録だけからは明確でない場合がある。これもインタビューによる明確化が必要となるひとつのケースである。

評価者がこのアクティビティを確認するために開発サイトを訪問することが予想される。

サイト訪問のガイダンスについては、A.4、「サイト訪問」を参照のこと。

## 15.2.5 サブアクティビティの評価(ALC\_CMC.5)

### 15.2.5.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TOE 及びそれに関係する構成要素を明確に識別しているかどうかを、及び CM システムが人為的誤り又は怠慢による影響を受けないように、自動化ツールによりこれらの要素を改変する能力が適切に制御されているかどうかを決定することである。

### 15.2.5.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) テストに適したTOE。
- c) 構成管理証拠資料。

### 15.2.5.3 アクション ALC\_CMC.5.1E

#### 15.2.5.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMC.5.1C: TOE は、その一意の参照でラベル付けされなければならない。

#### 15.2.5.3.2 ワークユニット: ALC\_CMC.5-1

評価者は、評価のために提供された TOE がその参照でラベル付けされていることを**チェックしなければならない**。

評価者は、ST で述べられている一意の参照が TOE に含まれていることを保証するべきである。これは、ラベルの付いたパッケージ又は媒体、又は運用可能 TOE が表示するラベルによって行うことができる。これは、消費者が(例えば、購入又は使用時に)TOE を識別できるようにするものである。

TOE は、TOE を簡単に識別する方法を提供することができる。例えば、ソフトウェア TOE は、立上げルーチンの間に、又はコマンド行の入力に対応して TOE の名前とバージョン番号を表示することができる。ハードウェア又はファームウェア TOE は、TOE に物理的に刻印されている部品番号により識別することができる。

また、TOE に対して提供された一意の参照は、TOE を構成する各コンポーネントの一意の参照の組み合わせである可能性がある(例えば、統合 TOE である場合)。

#### 15.2.5.3.3 ワークユニット: ALC\_CMC.5-2

評価者は、使用されている TOE 参照が一貫していることを**チェックしなければならない**。

もし、TOE に 2 度以上ラベルが付けられているならば、ラベルは一貫している必要がある。例えば、TOE の一部として提供されるラベルの付いたガイダンス証拠資料を、評価される運用可能 TOE に関係付けることができるべきである。これにより消費者は、TOE の評価済みバージョンを購入したこと、このバージョンを設置したこと、ST に従って TOE を運用するためのガイダンスの正しいバージョンを所有していることを確信できる。

評価者は、TOE 参照が ST と一貫性があることも検証する。

このワークユニットが統合 TOE に適用される場合、以下のものが適用される。統合 IT の TOE は一意の(複合)参照でラベル付けされないが、個別のコンポーネントのみは適切な TOE 参照でラベル付けされる。立上げ及び/又は運用中など、その IT の TOE に対するさらなる開発では、複合参照でラベル付けされる必要がある場合がある。統合 TOE が構成コンポーネント TOE として配付される場合、配付された TOE 要素には複合参照が含まれない。ただし、統合 TOE の ST は、統合 TOE に対する一意の参照を含み、統合 TOE を構成するコンポーネントを識別する。消費者は、これにより、適切な要素が含まれているかどうかを決定することができる。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.2C: CM 証拠資料は、構成要素を一意に識別する方法を記述しなければならない。

#### 15.2.5.3.4 ワークユニット: ALC\_CMC.5-3

評価者は、構成要素の識別方式が、どのように構成要素が一意に識別されるかを記述していることを決定するために、その識別方式を**検査しなければならない**。

手続きは、TOE のライフサイクルを通して各構成要素のステータスをどのように追跡できるかを記述するべきである。手続きは、CM 計画で、又は CM 証拠資料の全体を通して、詳述することができる。含まれる情報では、次の内容を記述するべきである。

a) 同じ構成要素のバージョンを追跡できるように、各構成要素を一意に識別する方法

- b) 構成要素に一意の識別情報が割り付けられる方法、及び CM システムにそれらの情報が入力される方法
- c) 構成要素の置き換えられたバージョンを識別するために使用される方法

CC パート 3 ALC\_CMC.5.3C: CM 証拠資料は、受入れ手続きが、全ての構成要素に対する十分に適切な変更のレビューを提供することを正当化しなければならない。

#### 15.2.5.3.5 ワークユニット: ALC\_CMC.5-4

評価者は、受入れ手続きが全ての構成要素に対する十分に適切な変更のレビューを提供することを CM 証拠資料が正当化することを決定するために、その CM 証拠資料を**検査しなければならない**。

CM 証拠資料は、受入れ手続きに従うことによって、適切な品質の部分のみが TOE に組み込まれることを十分に明確にするべきである。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.4C: CM システムは、全ての構成要素を一意に識別しなければならない。

#### 15.2.5.3.6 ワークユニット: ALC\_CMC.5-5

評価者は、CM 証拠資料と一貫した方法で構成要素が識別されていることを決定するために構成要素を**検査しなければならない**。

CM システムが、全ての構成要素を一意に識別するという保証は、構成要素の識別情報を検査することによって得られる。TOE を構成する構成要素、及び開発者が評価証拠として提出する構成要素に関するドラフトの両方について、評価者は、各構成要素が CM 証拠資料に記述されている一意の識別方法と一貫したやり方で、一意の識別を持っていることを確認する。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.5C: CM システムは、許可された変更のみが構成要素に対して行われる自動化された手段を提供しなければならない。

#### 15.2.5.3.7 ワークユニット: ALC\_CMC.5-6

評価者は、CM アクセス制御手段が、構成要素への許可されないアクセスの阻止が自動化され有効であることを決定するために、CM 計画(ALC\_CMC.5.12C を参照のこと)に記述されているそのアクセス制御手段を**検査しなければならない**。

評価者は、多数の方法を使用して CM アクセス制御手段が有効であることを決定することができる。例えば、評価者は、アクセス制御手段を実行して、手続きがバイパスされないことを保証することができる。評価者は、ALC\_CMC.5.16C が要求する CM システム手続きによって生成される出力を使用することができる。評価者は、採用されているアクセス制御手段が有効に機能していることを保証するために、CM システムの実証に立ち会うこともできる。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.6C: CM システムは、自動化された手段によって TOE の製造をサポートしなければならない。

#### 15.2.5.3.8 ワークユニット: ALC\_CMC.5-7

評価者は、TOE の製造をサポートする自動化された手続きについて CM 計画(ALC\_CMC.5.12C を参照のこと)を**チェックしなければならない**。

用語「製造」は、TOE を実装表現から最終顧客に配付するために受入れ可能な状態に移すまで、開発者が採用するプロセスに適用される。

評価者は、CM 計画に自動化された製造サポート手続きが存在することを検証する。

以下は、TOE の製造をサポートする自動化された手段の例である。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

- a) ソフトウェアTOEの場合、(多くのソフトウェア開発ツールとともに提供されるような)「作成」ツール
- b) ハードウェアTOEの場合、実際に属する部分のみが組み合わされていることを(例えば、バーコードを使用することによって)自動的に確認するツール

### 15.2.5.3.9 ワークユニット: ALC\_CMC.5-8

評価者は、TOE 製造サポート手続きが、TOE がその実装表現を反映するように生成されたことを保証するのに有効であることを決定するために、その TOE 製造サポート手続きを**検査しなければならない**。

製造サポート手続きは、明確に定義された方法で実装表現から最終的な TOE を製造するためにどのツールを使用する必要があるかを記述するべきである。規約、指示文、又はその他の必要な構造は、ALC\_TAT の下で記述される。

評価者は、製造サポート手続きに従うことによって、TOE を生成するために正しい構成要素が使用されることを決定する。例えば、ソフトウェア TOE では、自動化された製造手続きが全てのソースファイル及び関係するライブラリがコンパイルされたオブジェクトコードに含まれることを保証するチェックが含まれる。さらに、手続きは、コンパイラオプション及び同等のその他のオブジェクトが一意に定義されていることを保証するべきである。ハードウェア TOE の場合、このワークユニットには、自動的な製造手続きによって、互いに属し合う部分がともに組み立てられており、不足部分がないことについてのチェックが含まれる可能性がある。

これにより、顧客は、設置のために配付される TOE のバージョンが実装表現から曖昧ではない方法で得られており、ST で記述されたように SFR を実装することを確信できる。

評価者は、CM システムが TOE を製造する能力を必ずしも保有していないこと、しかし、人為的誤りの可能性を減らすことに役に立つプロセスのための支援を提供するべきであることを知っておくべきである。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.7C: CM システムは、構成要素を CM に受け入れる責任のある人はその開発者でないことを保証しなければならない。

### 15.2.5.3.10 ワークユニット: ALC\_CMC.5-9

評価者は、構成要素を受け入れる責任者がその構成要素の開発者ではないことを CM システムが保証することを決定するために、その CM システムを**検査しなければならない**。

受入れ手続きは、構成要素を受け入れる責任者を記述する。これらの記述から、評価者は、構成要素の開発者がどのような場合においても受入れに対しては責任を負わないことを決定できるべきである。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.8C: CM システムは、TSF を構成する構成要素を識別しなければならない。

### 15.2.5.3.11 ワークユニット: ALC\_CMC.5-10

評価者は、CM システムが TSF を構成する構成要素を明確に識別していることを決定するために、その CM システムを**検査しなければならない**。

CM 証拠資料は、CM システムが TSF を構成する構成要素をどのように識別するかを記述するべきである。評価者は、各種別の要素、特に TSF 及び TSF 以外の要素を含め、カバーする構成要素のサンプルを選択し、それらが CM システムによって正しく分類されていることをチェックするべきである。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.9C: CM システムは、監査証拠に発信者、日時を含んでいる自動化された手段により、TOE の全ての変更についての監査をサポートしなければならない。

**15.2.5.3.12 ワークユニット: ALC\_CMC.5-11**

評価者は、発信者、日時を含む監査証跡で、自動化された手段による TOE の全ての変更を CM システムがサポートすることを決定するために、その CM システムを**検査しなければならない**。

評価者は、監査証跡のサンプルを検査し、それらが最低限の情報を含んでいるかどうかをチェックするべきである。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.10C: CM システムは、ある構成要素の変更により影響を受ける全ての他の構成要素を特定するための、自動化された手段を提供しなければならない。

**15.2.5.3.13 ワークユニット: ALC\_CMC.5-12**

評価者は、ある構成要素の変更により影響を受ける全ての他の構成要素を識別するための自動化された手段を CM システムが提供することを決定するために、その CM システムを**検査しなければならない**。

CM 証拠資料は、ある構成要素の変更により影響を受ける全ての他の構成要素を CM システムがどのように識別するかを記述するべきである。評価者は、全ての要素の種別をカバーしている構成要素のサンプルを選択し、選択された要素の変更により影響を受ける全ての要素を識別することを決定するために、自動化された手段を実行するべきである。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.11C: CM システムは、TOE の生成元である実装表現のバージョンを識別できなければならない。

**15.2.5.3.14 ワークユニット: ALC\_CMC.5-13**

評価者は、TOE が生成される元となる実装表現のバージョンを CM システムが識別できることを決定するために、その CM システムを**検査しなければならない**。

CM 証拠資料は、TOE が生成される元となる実装表現のバージョンを CM システムがどのように識別するかを記述するべきである。評価者は、TOE を製造するために使用される部分のサンプルを選択するべきであり、CM システムが正しいバージョンで対応する実装表現を識別することを検証するために、その CM システムを適用するべきである。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.12C: CM 証拠資料は、CM 計画を含まなければならない。

**15.2.5.3.15 ワークユニット: ALC\_CMC.5-14**

評価者は、提供された CM 証拠資料が CM 計画を含んでいることを**チェックしなければならない**。

CM 計画は1つの文書にまとめられる必要はないが、しかしどこで CM 計画の様々な箇所を検出できるかを記述する別個の文書が存在することが推奨される。もし CM 計画が複数の文書により提供されるならば、次のワークユニットのリストは、要求される内容に関するガイダンスを提供する。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.13C: CM 計画は、TOE の開発に対して CM システムがどのように使用されるかを記述しなければならない。

**15.2.5.3.16 ワークユニット: ALC\_CMC.5-15**

評価者は、CM 計画が、TOE の開発のために CM システムがどのように使用されるかを記述していることを決定するために、その計画を**検査しなければならない**。

CM 計画には、適用できる場合、次の記述が含まれる。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

- a) 構成管理手続きに従う TOE 開発で行われる全てのアクティビティ(例えば、構成要素の作成、改変又は削除、データバックアップ、アーカイブ)。
- b) 使用可能にする必要がある手段(例えば、CM ツール、用紙)。
- c) CM ツールの利用法: TOE の完全性を維持するために CM システムの利用者が CM ツールを正しく操作するために必要な詳細。
- d) 製造サポート手続き。
- e) CM 制御下にあるその他のオブジェクト(開発コンポーネント、ツール、検証環境)。
- f) 個々の構成要素を操作するために必要な個人の役割と責任(異なる役割を異なる種別の構成要素(例えば、設計証拠資料又はソースコード)に識別することができる)。
- g) CM の実体(例えば、変更管理組織、インタフェース管理作業グループ)がどのように導入され、担当者が配置されるか。
- h) 変更管理の記述。
- i) 許可された個人だけが構成要素を変更できるよう保証するために使用される手続き。
- j) 構成要素への同時変更の結果として、同時性の問題が発生しないよう保証するために使用される手続き。
- k) 手続きを適用した結果として生成される証拠。例えば、構成要素の変更に対して、CM システムは、変更の記述、変更の責任、影響を受ける全ての構成要素の識別、ステータス(例えば、保留又は完了)、及び変更の日付と時刻を記録する。これは、行われた変更の監査証拠又は変更管理記録に記録される。
- l) TOE バージョンのバージョン管理及び一意に参照するための手法(例えば、オペレーティングシステムでのパッチのリリースの扱い、及びその後のそれらの適用の検出)。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.14C: CM 計画は、改変もしくは新規に生成された構成要素を TOE の一部として受け入れるための手続きを記述しなければならない。

### 15.2.5.3.17 ワークユニット: ALC\_CMC.5-16

評価者は、改変された構成要素又は新しく作成された構成要素を TOE の一部として受け入れるために使用する手続きが CM 計画に記述されていることを決定するために、その CM 計画を**検査しなければならない**。

CM 計画の受入れ手続きの記述には、受入れに対する開発者の役割又は個人の責任、及び受入れに対して使用される基準を含めるべきである。望ましい保証レベルを満たすために、受入れ基準には、要求されるセキュリティ要件及び/又は性能要件が満たされているかどうかを決定する一連のテストを含めることができる。受入れ基準は、発生する可能性がある全ての受入れ状況、特に次の状況を考慮するべきである。

- a) CM システムに最初に要素を受け入れる場合。特に、他の製造者のソフトウェア、ファームウェア、及びハードウェアコンポーネントを TOE に組み込む場合(「統合」)
- b) TOE の構成の各段階(例えば、モジュール、サブシステム、システム)で、構成要素を次のライフサイクルフェーズに移す場合
- c) 異なる開発サイト間での転送後

統合 TOE で統合される予定の依存コンポーネントにこのワークユニットが適用される場合、CM 計画は、依存 TOE 開発者が取得する基本コンポーネントの制御を考慮するべきである。

コンポーネントを取得する場合、評価者は次の点を検証する。

基本コンポーネント開発者からインテグレータ(依存 TOE 開発者)への各基本コンポーネントの転送は、基本コンポーネント TOE 認証報告で報告されたように、基本コンポーネント TOE のセキュアな配付手続きに従って実行された。

受け取られたコンポーネントは、コンポーネント TOE に対する ST 及び認証報告で述べられているものと同じ識別情報を持っている。

開発者が構成(統合)のために必要とする全ての追加資料が提供されている。これには、コンポーネント TOE の機能仕様の必要な抜粋が含まれる。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.15C: 証拠は、全ての構成要素が CM システム下で維持されていることを実証しなければならない。

#### 15.2.5.3.18 ワークユニット: ALC\_CMC.5-17

評価者は、構成リストに識別されている構成要素が CM システムによって維持されていることを **チェック** しなければならない。

開発者が採用する CM システムは、TOE の完全性を維持するべきである。評価者は、構成リストに含まれている各種別の構成要素(例えば、設計文書又はソースコードモジュール)に対して、CM 計画に記述されている手続きによって生成された証拠の例が存在することをチェックするべきである。この場合、サンプリング手法は、CM 要素を制御するために CM システムで使用される粒度レベルによって決まる。例えば、10,000 ソースコードモジュールが構成リストに識別されている場合、それが 5 つ又はただ 1 つ存在する場合とは異なるサンプリング方策が適用される必要がある。このアクティビティで重視することは、小さな誤りを検出することではなく、CM システムが正しく運用されていることを保証するべきである。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

CC パート 3 ALC\_CMC.5.16C: CM システムが、CM 計画に従って機能していることを証拠により実証しなければならない。

#### 15.2.5.3.19 ワークユニット: ALC\_CMC.5-18

評価者は、CM 証拠資料が、CM 計画が識別している CM システムの記録を含んでいることを確かめるために、その証拠資料を **チェック** しなければならない。

CM システムが作り出す出力は、CM 計画が適用されていること、及び全ての構成要素が ALC\_CMC.5.15C が要求するように、CM システムによって維持されていることを評価者が確信するために必要とする証拠を提供するべきである。出力例には、変更管理用紙、又は構成要素アクセス許可用紙を含めることができる。

#### 15.2.5.3.20 ワークユニット: ALC\_CMC.5-19

評価者は、CM システムが CM 計画に従って運用されていることを決定するために、証拠を **検査** しなければならない。

評価者は、CM システムの全ての操作が、証拠資料に記載された手続きに従って行われていることを確認するために、構成要素に対し実行された各種別の CM 関連操作(例えば、作成、改変、削除、前のバージョンへの復帰)をカバーする証拠のサンプルを選択して検査するべきである。評価者は、証拠が CM 計画のその操作に識別されている情報の全てを含んでいることを確認する。証拠を検査するためには、使用されている CM ツールにアクセスする必要がある場合がある。評価者は、証拠をサンプリングすることを選択できる。

サンプリングのガイダンスについては、A.2、「サンプリング」を参照のこと。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

CM システムが正しく運用されていることと構成要素が有効に維持されていることのさらなる信頼は、選ばれた開発スタッフとのインタビューの手段によって確認することができる。そのようなインタビューを行うとき、評価者は、CM 手続きが CM 証拠資料に記述されているとおりに適用されていることを確認するのに加え、CM システムが実際にどのように使用されているかを深く理解することを目的とする。そのようなインタビューは、記録による証拠の検査を補足するものであり、それらを置き換えるものではないことに注意すべきである。また、記録による証拠だけで要件が満たされる場合、それらは不要である。しかしながら、CM 計画の範囲が広い場合、いくつかの局面(例えば、役割と責任)が CM 計画と記録だけでは明確でない場合がある。これもインタビューによる明確化が必要となるひとつのケースである。

評価者がこのアクティビティを確認するために開発サイトを訪問することが予想される。

サイト訪問のガイダンスについては、A.4、「サイト訪問」を参照のこと。

### 15.2.5.4 アクション ALC\_CMC.5.2E

#### 15.2.5.4.1 ワークユニット: ALC\_CMC.5-20

評価者は、製造サポート手続きに従うことによって、テストアクティビティに対して開発者が提供したものと同様に TOE が製造されることを決定するために、これらの手続きを**検査しなければならない**。

TOE が小規模なソフトウェア TOE であり、製造がコンパイルとリンクで構成されている場合、評価者は、それらを再適用することにより製造サポート手続きの適切性を確認することができることがある。

TOE の製造プロセスが(例えば、スマートカードの場合のように)より複雑であり、しかしすでに開始されている場合、評価者は、開発サイトの訪問中に製造サポート手続きの適用を検査すべきである。開発者は、テストアクティビティに対して使用されるサンプルと、開発者が存在している状態で製造された TOE のコピーを比較することができる場合がある。

サイト訪問のガイダンスについては、A.4、「サイト訪問」を参照のこと。

それ以外の場合、評価者の決定は、開発者が提供する記録による証拠に基づいているべきである。

このワークユニットは、実装表現(ADV\_IMP)の下で評価アクティビティとともに実行することができる。

## 15.3 CM 範囲(ALC\_CMS)

### 15.3.1 サブアクティビティの評価(ALC\_CMS.1)

#### 15.3.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TOE 及び評価証拠に対して構成管理を実行するかどうかを決定することである。これらの構成要素は、CM 能力(ALC\_CMC)に従って制御される。

#### 15.3.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 構成リスト

### 15.3.1.3 アクション ALC\_CMS.1.1E

#### 15.3.1.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMS.1.1C: 構成リストは、TOE 自体、及び SAR が要求する評価証拠を含まなければならない。

#### 15.3.1.3.2 ワークユニット: ALC\_CMS.1-1

評価者は、構成リストに次の要素のセットが含まれていることをチェックしなければならない。

- a) TOE 自体
- b) ST で SAR が要求する評価証拠

CC パート 3 ALC\_CMS.1.2C: 構成リストは、構成要素を一意に識別しなければならない。

#### 15.3.1.3.3 ワークユニット: ALC\_CMS.1-2

評価者は、構成リストが各構成要素を一意に識別することを決定するために、その構成リストを**検査**しなければならない。

構成リストには、各要素の使用されているバージョンを一意に識別するための十分な情報(一般的にはバージョン番号)が含まれている。このリストを使用することにより、評価者は、正しい構成要素、各要素の正しいバージョンが評価中に使用されたことをチェックすることができる。

### 15.3.2 サブアクティビティの評価(ALC\_CMS.2)

#### 15.3.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、構成リストに TOE、TOE を構成する部分、及び評価証拠が含まれているかどうかを決定することである。これらの構成要素は、CM 能力(ALC\_CMC)に従って制御される。

#### 15.3.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 構成リスト。

### 15.3.2.3 アクション ALC\_CMS.2.1E

#### 15.3.2.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMS.2.1C: 構成リストは、TOE 自体、SAR が要求する評価証拠、及び TOE を構成する部分を含まなければならない。

#### 15.3.2.3.2 ワークユニット: ALC\_CMS.2-1

評価者は、構成リストに次の要素のセットが含まれていることをチェックしなければならない。

- a) TOE 自体
- b) TOE を構成する部分
- c) SAR が要求する評価証拠

CC パート 3 ALC\_CMS.2.2C: 構成リストは、構成要素を一意に識別しなければならない。

### 15.3.2.3.3 ワークユニット: ALC\_CMS.2-2

評価者は、構成リストが各構成要素を一意に識別することを決定するために、その構成リストを**検査しなければならない**。

構成リストには、各要素の使用されているバージョンを一意に識別するための十分な情報(一般的にはバージョン番号)が含まれている。このリストを使用することにより、評価者は、正しい構成要素、各要素の正しいバージョンが評価中に使用されたことをチェックすることができる。

CC パート 3 ALC\_CMS.2.3C: 各 TSF 関連の構成要素に対して、構成リストはその要素の開発者を示さなければならない。

### 15.3.2.3.4 ワークユニット: ALC\_CMS.2-3

評価者は、構成リストが各 TSF 関連構成要素の開発者を示すことを**チェックしなければならない**。

TOE の開発に単一の開発者のみに関わる場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

## 15.3.3 サブアクティビティの評価(ALC\_CMS.3)

### 15.3.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、構成リストに TOE、TOE を構成する部分、TOE 実装表現、及び評価証拠が含まれているかどうかを決定することである。これらの構成要素は、CM 能力(ALC\_CMC)に従って制御される。

### 15.3.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 構成リスト。

### 15.3.3.3 アクション ALC\_CMS.3.1E

#### 15.3.3.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMS.3.1C: 構成リストは、TOE 自体、SAR が要求する評価証拠、TOE を構成する部分、及び実装表現を含まなければならない。

#### 15.3.3.3.2 ワークユニット: ALC\_CMS.3-1

評価者は、構成リストに次の要素のセットが含まれていることを**チェックしなければならない**。

- a) TOE 自体
- b) TOE を構成する部分
- c) TOE 実装表現
- d) ST で SAR が要求する評価証拠

CC パート 3 ALC\_CMS.3.2C: 構成リストは、構成要素を一意に識別しなければならない。

### 15.3.3.3.3 ワークユニット: ALC\_CMS.3-2

評価者は、構成リストが各構成要素を一意に識別することを決定するために、その構成リストを**検査しなければならない**。

構成リストには、各要素の使用されているバージョンを一意に識別するための十分な情報(一般的にはバージョン番号)が含まれている。このリストを使用することにより、評価者は、正しい構成要素、各要素の正しいバージョンが評価中に使用されたことをチェックすることができる。

CC パート 3 ALC\_CMS.3.3C: 各 TSF 関連の構成要素に対して、構成リストはその要素の開発者を示さなければならない。

### 15.3.3.3.4 ワークユニット: ALC\_CMS.3-3

評価者は、構成リストが各 TSF 関連構成要素の開発者を示すことを**チェックしなければならない**。

TOE の開発に単一の開発者のみに関わる場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

## 15.3.4 サブアクティビティの評価(ALC\_CMS.4)

### 15.3.4.1 目的

このサブアクティビティの目的は、構成リストに TOE、TOE を構成する部分、TOE 実装表現、セキュリティ欠陥、及び評価証拠が含まれているかどうかを決定することである。これらの構成要素は、CM 能力(ALC\_CMC)に従って制御される。

### 15.3.4.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 構成リスト。

### 15.3.4.3 アクション ALC\_CMS.4.1E

#### 15.3.4.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMS.4.1C: 構成リストは、TOE 自体、SAR が要求する評価証拠、TOE を構成する部分、実装表現、及びセキュリティ欠陥報告及び解決ステータスを含まなければならない。

#### 15.3.4.3.2 ワークユニット: ALC\_CMS.4-1

評価者は、構成リストに次の要素のセットが含まれていることを**チェックしなければならない**。

- a) TOE 自体
- b) TOE を構成する部分
- c) TOE 実装表現
- d) ST で SAR が要求する評価証拠
- e) 実装に関連する報告されたセキュリティ欠陥の詳細を記録するのに用いられる証拠資料(例えば、開発者の問題データベースから得られる問題状況報告)

CC パート 3 ALC\_CMS.4.2C: 構成リストは、構成要素を一意に識別しなければならない。

#### 15.3.4.3.3 ワークユニット: ALC\_CMS.4-2

評価者は、構成リストが各構成要素を一意に識別することを決定するために、その構成リストを**検査しなければならない**。

構成リストには、各要素の使用されているバージョンを一意に識別するための十分な情報(一般的にはバージョン番号)が含まれている。このリストを使用することにより、評価者は、正しい構成要素、各要素の正しいバージョンが評価中に使用されたことをチェックすることができる。

CC パート 3 ALC\_CMS.4.3C: 各 TSF 関連の構成要素に対して、構成リストはその要素の開発者を示さなければならない。

#### 15.3.4.3.4 ワークユニット: ALC\_CMS.4-3

評価者は、構成リストが各 TSF 関連構成要素の開発者を示すことを**チェックしなければならない**。

TOE の開発に単一の開発者のみに関わる場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

### 15.3.5 サブアクティビティの評価(ALC\_CMS.5)

#### 15.3.5.1 目的

このサブアクティビティの目的は、構成リストに TOE、TOE を構成する部分、TOE 実装表現、セキュリティ欠陥、開発ツール及び関連情報、及び評価証拠が含まれているかどうかを決定することである。これらの構成要素は、CM 能力(ALC\_CMC)に従って制御される。

#### 15.3.5.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 構成リスト。

#### 15.3.5.3 アクション ALC\_CMS.5.1E

##### 15.3.5.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_CMS.5.1C: 構成リストは、TOE 自体、SAR が要求する評価証拠、TOE を構成する部分、実装表現、セキュリティ欠陥報告及び解決ステータス、及び開発ツール及び関連情報を含まなければならない。

##### 15.3.5.3.2 ワークユニット: ALC\_CMS.5-1

評価者は、構成リストに次の要素のセットが含まれていることを**チェックしなければならない**。

- a) TOE自体
- b) TOEを構成する部分
- c) TOE実装表現
- d) STでSARが要求する評価証拠
- e) 実装に関連する報告されたセキュリティ欠陥の詳細を記録するのに用いられる証拠資料(例えば、開発者の問題データベースから得られる問題状況報告)

- f) 各開発ツールの名前、バージョン、構成及び役割を含むTOEの開発及び製造に関わる全てのツール(該当する場合はテストソフトウェアを含む)、及び関連証拠資料

ソフトウェア TOE に対しては次のようになる。「開発ツール」は通常プログラミング言語及びコンパイラになり、「関連証拠資料」はコンパイラオプションとリンカオプションで構成される。ハードウェア TOE の場合、「開発ツール」はハードウェア設計言語、シミュレーションツール及び統合ツール、コンパイラである可能性があり、「関連証拠資料」はこの場合もまたコンパイラオプションを構成する可能性がある。

CC パート 3 ALC\_CMS.5.2C: 構成リストは、構成要素を一意に識別しなければならない。

#### 15.3.5.3.3 ワークユニット: ALC\_CMS.5-2

評価者は、構成リストが各構成要素を一意に識別することを決定するために、その構成リストを**検査しなければならない**。

構成リストには、各要素の使用されているバージョンを一意に識別するための十分な情報(一般的にはバージョン番号)が含まれている。このリストを使用することにより、評価者は、正しい構成要素、各要素の正しいバージョンが評価中に使用されたことをチェックすることができる。

CC パート 3 ALC\_CMS.5.3C: 各 TSF 関連の構成要素に対して、構成リストはその要素の開発者を示さなければならない。

#### 15.3.5.3.4 ワークユニット: ALC\_CMS.5-3

評価者は、構成リストが各 TSF 関連構成要素の開発者を示すことを**チェックしなければならない**。

TOE の開発に単一の開発者のみに関わる場合、このワークユニットは該当しないため、満たされているものとみなされる。

### 15.4 配付(ALC\_DEL)

#### 15.4.1 サブアクティビティの評価(ALC\_DEL.1)

##### 15.4.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、配付証拠資料が、TOE を利用者に配付するときに TOE のセキュリティを維持するのに用いられる全ての手続きを記述しているかどうかを決定することである。

##### 15.4.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 配付証拠資料。

##### 15.4.1.3 アクション ALC\_DEL.1.1E

###### 15.4.1.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_DEL.1.1C: 配付証拠資料は、TOE のバージョンを消費者に配送するときにセキュリティを維持するために必要な全ての手続きを記述しなければならない。

### 15.4.1.3.2 ワークユニット: ALC\_DEL.1-1

評価者は、配付証拠資料が、TOE のバージョン又はその一部を消費者に配付するときのセキュリティを維持するために必要な全ての手続きを記述していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

配付証拠資料は、TOE 又はそのコンポーネント部分の転送中の TOE のセキュリティを維持し、TOE の識別を決定するための適切な手続きを記述する。

配付証拠資料は、TOE 全体に渡るべきであるが、TOE の異なる部分に対する異なる手続きを含んでもよい。評価は、手続きの全体を考慮するべきである。

配付手続きは、製造環境から設置環境(例えば、パッケージング、保管、及び配送)までの配付の全てのフェーズに適用されるべきである。パッケージングと配付のための標準的な商習慣を受け入れることができる。これには、シュリンクラップパッケージング、セキュリティテープ、又は封印された封筒などが含まれる。配付には、物理的(例えば、公共郵便又は民間の配付サービス)又は電子的(例えば、電子メール又はインターネットからのダウンロード)手続きを使用できる。

開発者は、改ざん又はなりすましを検出できることを保証するために、暗号チェックサム又はソフトウェア署名を使用することができる。また、改ざん防止シールは、機密性が侵害されたかどうかを示す。ソフトウェア TOE に対しては、機密性は暗号化を使用することによって保証できる可能性がある。可用性が関心事項となっている場合、セキュアな転送が要求される可能性がある。

用語「セキュリティを維持するために必要」の解釈は、次の点を考慮する必要がある。

- TOE の本質(例えば、ソフトウェア又はハードウェアである)。
- 選択された脆弱性評価によって TOE に対して記述されている全体的なセキュリティレベル。意図した環境において特定の能力を持つ攻撃者に対する耐性が TOE に要求されている場合、これは TOE の配付に対しても適用するべきである。評価者は、均衡の取れた手法が取られ、配付が、その他の点でセキュアな開発プロセスでの弱点を表さないことを決定するべきである。
- ST によって提供されるセキュリティ対策方針。TOE の完全性は常に重要であるため、配付証拠資料では完全性に関連する手段に強調が置かれる可能性が高い。しかしながら、ある種の TOE の配付においては、機密性及び可用性が関心事項となるだろう。したがって、セキュアな配付のこれらの側面に関係する手続きもまた、手続きの中で議論されるべきである。

### 15.4.1.4 暗黙の評価者アクション

CC パート 3 ALC\_DEL.1.2D: 開発者は、配付手続きを使用しなければならない。

#### 15.4.1.4.1 ワークユニット: ALC\_DEL.1-2

評価者は、配付手続きが使用されることを決定するために、配付プロセスの側面を**検査しなければならない**。

配付手続きの適用をチェックするために評価者が取る手法は、TOE の本質、配付プロセスそれ自体によって決まる。手続きそれ自体の検査に加えて、評価者は、それらが実際に適用されることのいくつかの保証を探す。いくつかの可能な手法は、次のとおりである。

- a) 手続きが実際に適用されていることを観察できる配付場所の訪問
- b) 配付のいくつかの段階、又は利用者が受け取った後の TOE の検査(例えば、改ざん防止シールのチェック)
- c) 評価者が正規のチャンネルを通して TOE を入手するときにプロセスが実際に適用されていることの観察

d) TOE が配付された方法についてのエンド利用者への質問

サイト訪問のガイダンスについては、A.4、「サイト訪問」を参照のこと。

TOE が新たに開発され、配付手続きをこれから調べなければならない場合がある。これらの場合、適切な手続きとファシリティが将来の配付のために用意できていること、及び全ての関係者が責任を理解していることに、評価者は満足する必要がある。評価者は、実際に可能な場合、配付の「試行」を要求することができる。開発者が他の同様な製品を作成している場合、それらが使用されている手続きを検査することは、保証を提供するうえで役に立つことがある。

## 15.5 開発セキュリティ(ALC\_DVS)

### 15.5.1 サブアクティビティの評価(ALC\_DVS.1)

#### 15.5.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者による開発環境でのセキュリティ管理策が、TOE のセキュアな運用が損なわれることがないことを保証するために必要な TOE 設計と実装の機密性と完全性を提供するのに適しているかどうかを決定することである。

#### 15.5.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

a) ST

b) 開発セキュリティ証拠資料。

さらに、評価者は、セキュリティ管理策が明確に定義され、守られていることを決定するために、その他の提供物件を検査する必要がある可能性がある。特に評価者は、開発者の構成管理証拠資料(サブアクティビティの評価(ALC\_CMC.4)「製造サポート及び受入れ手続き」及びサブアクティビティの評価(ALC\_CMS.4)「課題追跡の CM カバレッジ」に対する入力)を検査する必要がある可能性がある。手続きが適用されていることを示す証拠も必要となる。

#### 15.5.1.3 アクション ALC\_DVS.1.1E

##### 15.5.1.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_DVS.1.1C: 開発セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、論理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。

##### 15.5.1.3.2 ワークユニット: ALC\_DVS.1-1

評価者は、開発セキュリティ証拠資料が、TOE 設計と実装の機密性と完全性を保護するために必要な開発環境で使用される全てのセキュリティ手段を詳細に記述していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

評価者は、必要な保護を決定するのに役立つ可能性がある情報を求めて、最初に ST を参照することにより、必要な情報を決定する。

明示的な情報が ST から提供されない場合、評価者は、必要な手段を決定する必要がある。開発者の手段が必要に対して不十分であるとみなされる場合、潜在的に悪用可能な脆弱性に基づいて、明確な正当化が評定のために提供されるべきである。

次の種別のセキュリティ手段が、証拠資料を検査するときに、評価者によって考慮される。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

- 物理的。例えば、TOE 開発環境(通常の作業時間とその他の時間)への許可されない不当なアクセスを防止するために使用される物理的アクセス制御。
- 手続き的。例えば、次のものを扱う。
  - 開発環境又は開発マシンなどの環境の特定の部分へのアクセスの許可
  - 開発者が開発チームを離れるときのアクセス権の取消し
  - 定義された受入れ手続きに従った、開発環境の内部及び外部への、及び異なる開発サイト間での保護された対象物の転送
  - 開発環境への訪問者の許可と付き添い
  - セキュリティ手段の継続的適用を確実にする役割と責任、及びセキュリティ違反の検出
- 人的。例えば、新たな開発スタッフの信頼を確認するために行われる管理又はチェック。
- その他のセキュリティ手段。例えば、開発マシンの論理的保護。

開発セキュリティ証拠資料は、開発が行われる場所を識別し、実行される開発の局面を、各場所及び異なる場所の間の転送に対して適用されるセキュリティ手段とともに記述するべきである。例えば、開発は、1つの建物内の複数のファシリティ、同じサイトの複数の建物、又は複数のサイトで行うことができる。様々な開発サイト間での TOE の一部又は未完成の TOE の転送は、開発セキュリティ(ALC\_DVS)によって扱われ、完成した TOE の消費者に対する転送は配付(ALC\_DEL)で扱われる。

開発には、TOE の製造が含まれる。

### 15.5.1.3.3 ワークユニット: ALC\_DVS.1-2

評価者は、採用されたセキュリティ手段が十分であることを決定するために、開発の機密性と完全性の方針を**検査しなければならない**。

評価者は、方針の中に以下のことが記述されていることを検査すべきである。

- a) 機密を維持する必要があるTOE開発に関係する情報及びそのような対象物にアクセスできる開発スタッフのメンバ
- b) TOEの完全性を維持するために許可されない不当な改変から保護する必要がある対象物及びそのような対象物を改変することができる開発スタッフのメンバ

評価者は、これらの方針が開発セキュリティ証拠資料に記述されていること、採用されているセキュリティ手段が方針と一貫していること、及びそれらが完全であることを決定するべきである。

構成管理手続きは、TOE の完全性を保護するのに役に立つこと、及び評価者は、CM 能力(ALC\_CMC)に対して行われるワークユニットとの重複を避けるべきであることに注意するべきである。例えば、CM 証拠資料は、開発環境にアクセスすべき役割又は個人、及び TOE を改変することができる役割又は個人を管理するために必要なセキュリティ手続きを記述することができる。

CM 能力(ALC\_CMC)要件は固定されているが、開発セキュリティ(ALC\_DVS)に対する要件は必要な手段のみを要求し、TOE の本質、及び ST に提供される情報に依存する。評価者は、そのような方針がこのサブアクティビティのもとで適用されていることを決定する。

#### 15.5.1.4 アクション ALC\_DVS.1.2E

##### 15.5.1.4.1 ワークユニット: ALC\_DVS.1-3

評価者は、セキュリティ手段が適用されていることを決定するために、開発セキュリティ証拠資料及び関連する証拠を**検査しなければならない**。

このワークユニットでは、評価者は、TOE の完全性及び関係する証拠資料の機密性が適切に保護されるために、開発セキュリティ証拠資料に記述されたセキュリティ手段が守られていることを決定する必要がある。例えば、これは、提供された記録による証拠を検査することによって決定することができる。記録による証拠は、開発環境を訪問することによって補足されるべきである。開発環境を訪問することにより、評価者は、次のことを行うことができる。

- a) セキュリティ手段(例えば、物理的手段)の適用を観察する。
- b) 手続きの適用の記録による証拠を検査する。
- c) 開発スタッフにインタビューし、開発セキュリティ方針と手続き、それらの責任についての認識をチェックする。

開発サイトの訪問は、使用されている手段に対する確信を得るのに役に立つ手段である。そのような訪問を行わないという決定は、評価監督機関と相談して決定されるべきである。

サイト訪問のガイダンスについては、A.4、「サイト訪問」を参照のこと。

#### 15.5.2 サブアクティビティの評価(ALC\_DVS.2)

##### 15.5.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者による開発環境でのセキュリティ管理策が、TOE のセキュアな運用が損なわれることがないことを保証するために必要な TOE 設計と実装の機密性と完全性を提供するのに適しているかどうかを決定することである。また、適用された手段が十分であるかどうかを正当化することが意図されている。

##### 15.5.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 開発セキュリティ証拠資料。

さらに、評価者は、セキュリティ管理策が明確に定義され、守られていることを決定するために、その他の提供物件を検査する必要がある可能性がある。特に評価者は、開発者の構成管理証拠資料(サブアクティビティの評価(ALC\_CMC.4)「製造サポート及び受入れ手続き」及びサブアクティビティの評価(ALC\_CMS.4)「課題追跡の CM カバレッジ」に対する入力)を検査する必要がある可能性がある。手続きが適用されていることを示す証拠も必要となる。

##### 15.5.2.3 アクション ALC\_DVS.2.1E

###### 15.5.2.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_DVS.2.1C: 開発セキュリティ証拠資料は、開発環境での TOE の設計及び実装の機密性と完全性を保護するために必要となる、物理的、手続き的、人的、及びその他のセキュリティ管理策を全て記述しなければならない。

### 15.5.2.3.2 ワークユニット: ALC\_DVS.2-1

評価者は、開発セキュリティ証拠資料が、TOE 設計と実装の機密性と完全性を保護するために必要な開発環境で使用される全てのセキュリティ手段を詳細に記述していることを決定するために、その証拠資料を **検査しなければならない**。

評価者は、必要な保護を決定するのに役立つ可能性がある情報を求めて、最初に ST を参照することにより、必要な情報を決定する。

明示的な情報が ST から提供されない場合、評価者は、必要な手段を決定する必要がある。開発者の手段が必要に対して不十分であるとみなされる場合、潜在的に悪用可能な脆弱性に基づいて、明確な正当化が評定のために提供されるべきである。

次の種別のセキュリティ手段が、証拠資料を検査するときに、評価者によって考慮される。

- a) 物理的。例えば、TOE開発環境(通常の作業時間とその他の時間)への許可されない不当なアクセスを防止するために使用される物理的アクセス制御。
- b) 手続き的。例えば、次のものを扱う。
  - i) 開発環境又は開発マシンなどの環境の特定の部分へのアクセスの許可
  - ii) 開発者が開発チームを離れるときのアクセス権の取消し
  - iii) 定義された受入れ手続きに従った、開発環境の外部への、及び異なる開発サイト間での保護された対象物の転送
  - iv) 開発環境への訪問者の許可と付き添い
- c) セキュリティ手段の継続的適用を確実にする役割と責任、及びセキュリティ違反の検出。
- d) 人的。例えば、新たな開発スタッフの信頼を確認するために行われる管理又はチェック。
- e) その他のセキュリティ手段。例えば、開発マシンの論理的保護。

開発セキュリティ証拠資料は、開発が行われる場所を識別し、実行される開発の局面を、各場所及び異なる場所の間での転送に対して適用されるセキュリティ手段とともに記述するべきである。例えば、開発は、1つの建物内の複数のファシリティ、同じサイトの複数の建物、又は複数のサイトで行うことができる。様々な開発サイト間での TOE の一部又は未完成の TOE の転送は、開発セキュリティ(ALC\_DVS)によって扱われ、完成した TOE の利用者に対する転送は配付(ALC\_DEL)で扱われる。

開発には、TOE の製造が含まれる。

CC パート 3 ALC\_DVS.2.2C: *開発セキュリティ証拠資料は、セキュリティ管理策が、TOE の機密性と完全性を維持するうえで、必要な保護レベルを提供することを正当化しなければならない。*

### 15.5.2.3.3 ワークユニット: ALC\_DVS.2-2

評価者は、TOE の機密性と完全性を維持するためにセキュリティ手段が必要な保護のレベルを提供する理由に対して適切な正当化が行われることを決定するために、開発セキュリティ証拠資料を **検査しなければならない**。

TOE 又は関連情報に対する攻撃は様々な設計及び製造における段階で想定されるため、手段と手続きは、攻撃を防いだり、攻撃をより困難にしたりするために必要とされる適切なレベルにする必要がある。

このレベルは TOE に対して主張される攻撃能力全体に依存するため(選択された脆弱性分析(AVA\_VAN)コンポーネントを参照のこと)、開発セキュリティ証拠資料は、TOE の機密性と完全性を維持するために、必要な保護のレベルの正当性を示すべきである。このレベルは、適用されるセキュリティ手段によって達成される必要がある。

保護手段の概念は一貫しているべきであり、正当化には手段がどのように相互をサポートするかについての分析が含まれているべきである。TOE の配付まで関与する全ての役割を持つ全ての様々なサイトの開発及び製造の全ての側面は、分析されるべきである。

正当化には、適用されるセキュリティ手段を考慮して、潜在的な脆弱性の分析を含めることができる。

例えば、次のような説得力のある論証が存在する可能性がある。

- 開発者のインフラストラクチャの技術的手段及びメカニズムが、適切なセキュリティレベルを維持するために十分である(例えば、暗号メカニズム、物理的保護メカニズム、CM システムの特性(ALC\_CMC.4-5 を参照のこと)。
- TOE の実装表現(関連するガイダンス文書を含む)を含んでいるシステムは、「トロイの木馬」コード又はウイルスによる攻撃など、論理的な攻撃に対する効果的な保護を提供する。分離されたシステムを維持するために必要なソフトウェアのみが設置されている、及び追加ソフトウェアがその後設置されない分離されたシステムで、実装表現が保たれている場合、これは適切である可能性がある。
- このシステムに持ち込まれるデータは、隠れた機能性がシステムに設置されることを防ぐため、慎重に考慮される必要がある。例えば、マシンへのアクセスの取得、いくつかの追加実行可能コードのインストール、又は論理的な攻撃を使用してマシンからの情報の取得を行うための独立した試行を行い、これらの手段をテストする必要がある。
- 適切な組織的な(手続的及び人的な)手段が無条件に実施されている。

#### 15.5.2.3.4 ワークユニット: ALC\_DVS.2-3

評価者は、採用されたセキュリティ手段が十分であることを決定するために、開発の機密性と完全性の方針を**検査しなければならない**。

評価者は、方針の中に以下のことが記述されていることを検査すべきである。

- a) 機密を維持する必要がある TOE 開発に関係する情報及びそのような対象物にアクセスできる開発スタッフのメンバ
- b) TOE の完全性を維持するために許可されない不当な改変から保護する必要がある対象物及びそのような対象物を改変することができる開発スタッフのメンバ

評価者は、これらの方針が開発セキュリティ証拠資料に記述されていること、採用されているセキュリティ手段が方針と一貫していること、及びそれらが完全であることを決定すべきである。

構成管理手続きは、TOE の完全性を保護するのに役に立つこと、及び評価者は、CM 能力(ALC\_CMC)に対して行われるワークユニットとの重複を避けるべきであることに注意すべきである。例えば、CM 証拠資料は、開発環境にアクセスすべき役割又は個人、及び TOE を改変することができる役割又は個人を管理するために必要なセキュリティ手続きを記述することができる。

CM 能力(ALC\_CMC)要件は固定されているが、開発セキュリティ(ALC\_DVS)に対する要件は必要な手段のみを要求し、TOE の本質、及び ST に提供される情報に依存する。例えば、ST は、セキュリティ資格を持つスタッフによって開発される TOE を要求する開発環境のセキュリティ対策方針を識別することができる。評価者は、そのような方針がこのサブアクティビティのもとで適用されていることを決定する。

### 15.5.2.4 アクション ALC\_DVS.2.2E

#### 15.5.2.4.1 ワークユニット: ALC\_DVS.2-4

評価者は、セキュリティ手段が適用されていることを決定するために、開発セキュリティ証拠資料及び関連する証拠を**検査しなければならない**。

このワークユニットでは、評価者は、TOE の完全性及び関係する証拠資料の機密性が適切に保護されるために、開発セキュリティ証拠資料に記述されたセキュリティ手段が守られていることを決定する必要がある。例えば、これは、提供された記録による証拠を検査することによって決定することができる。記録による証拠は、開発環境を訪問することによって補足されるべきである。開発環境を訪問することにより、評価者は、次のことを行うことができる。

- a) セキュリティ手段(例えば、物理的手段)の適用を観察する。
- b) 手続きの適用の記録による証拠を検査する。
- c) 開発スタッフにインタビューし、開発セキュリティ方針と手続き、それらの責任についての認識をチェックする。

開発サイトの訪問は、使用されている手段に対する確信を得るのに役に立つ手段である。そのような訪問を行わないという決定は、評価監督機関と相談して決定されるべきである。

サイト訪問のガイダンスについては、A.4、「サイト訪問」を参照のこと。

## 15.6 欠陥修正(ALC\_FLR)

### 15.6.1 サブアクティビティの評価(ALC\_FLR.1)

#### 15.6.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者がセキュリティ欠陥の追跡、訂正アクションの識別、及び TOE 利用者に対する訂正アクション情報の配布を記述する欠陥修正手続きを確立したかどうかを決定することである。

#### 15.6.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 欠陥修正手続き証拠資料。

#### 15.6.1.3 アクション ALC\_FLR.1.1E

##### 15.6.1.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_FLR.1.1C: 欠陥修正手続き証拠資料は、TOE のリリースごとに報告された全てのセキュリティ欠陥を追跡するのに使用する手続きを記述しなければならない。

##### 15.6.1.3.2 ワークユニット: ALC\_FLR.1-1

評価者は、欠陥修正手続き証拠資料が TOE のリリースごとに報告された全てのセキュリティ欠陥を追跡するために使用する手続きを記述していることを決定するために、その欠陥修正手続き証拠資料を**検査しなければならない**。

手続きは、疑わしいセキュリティ欠陥のそれぞれが報告される時間から、その欠陥が解決される時間まで、開発者が実行するアクションを記述する。これには、欠陥がセキュリティ欠陥であることの確認による最初の検出から、セキュリティ欠陥の解決までの欠陥の全体の時間枠が含まれる。

欠陥がセキュリティ関連ではないことが検出される場合、(欠陥修正(ALC\_FLR)要件の目的に対して)欠陥修正手続きはその欠陥をさらに追跡する必要はない。欠陥がセキュリティ関連ではないことの理由の説明のみが必要である。

これらの要件では、TOE 利用者がセキュリティ欠陥を報告する公表された手段が存在することは要求されないが、報告される全てのセキュリティ欠陥を追跡することが要求される。つまり、報告されるセキュリティ欠陥は、開発者の組織の外部から発生するからといって、単純に無視できない。

CC パート 3 ALC\_FLR.1.2C: 欠陥修正手続きは、欠陥の訂正の調査状況の記述とともに、各々のセキュリティ欠陥の性質と影響の記述が提供されることを要求しなければならない。

#### 15.6.1.3.3 ワークユニット: ALC\_FLR.1-2

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥の性質及び影響の観点から各セキュリティ欠陥の記述が作成されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

手続きは、各セキュリティ欠陥を再現できるように各セキュリティ欠陥の性質及び影響を十分に詳細に記述するために、開発者が実行するアクションを識別する。セキュリティ欠陥の性質の記述は、それが証拠資料における誤り、TSF の設計における欠陥、TSF の実装における欠陥などであるかどうかを扱う。セキュリティ欠陥の影響の記述は、影響を受ける TSF の部分、及びそれらの部分がどのように影響を受けるかを識別する。例えば、パスワード「BACK DOOR」を使用して認証を許可することによって TSF が実施する識別と認証に影響を与える、実装におけるセキュリティ欠陥が見つかる可能性がある。

#### 15.6.1.3.4 ワークユニット: ALC\_FLR.1-3

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥に対する訂正の調査状況が識別されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

欠陥修正手続きは、セキュリティ欠陥の様々な段階を識別する。この区別には、少なくとも、報告されている疑わしいセキュリティ欠陥、セキュリティ欠陥であることが確認されている疑わしいセキュリティ欠陥、及び解決方法が実装されているセキュリティ欠陥が含まれる。追加段階(例えば、報告されているが、まだ調査されていない欠陥、調査中の欠陥、解決方法が見つかったが、まだ実装されていないセキュリティ欠陥)を含めることは許されている。

CC パート 3 ALC\_FLR.1.3C: 欠陥修正手続きは、各々のセキュリティ欠陥の訂正アクションが識別されることを要求しなければならない。

#### 15.6.1.3.5 ワークユニット: ALC\_FLR.1-4

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥に対する訂正アクションが識別されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**チェックしなければならない**。

訂正アクションは、TOE のハードウェア、ファームウェア、又はソフトウェアの一部に対する修復、TOE ガイダンスの変更、又はその両方で構成することができる。TOE ガイダンスに対する変更(例えば、セキュリティ欠陥を未然に防ぐために実行する手続き的な手段の詳細)を構成する訂正アクションには、(修復が発行されるまで)暫定的な解決方法としてのみ役割を果たす手段、及び(手続き的な手段が最良の解決方法であることが決定される場合に)永続的な解決方法として役割を果たす手段の両方が含まれる。

セキュリティ欠陥の発生源が証拠資料の誤りである場合、訂正アクションは影響を受ける TOE ガイダンスの更新で構成される。訂正アクションが手続き的な手段である場合、この手段には、これらの訂正手続きを反映するために、影響を受ける TOE ガイダンスに対して行われる更新が含まれる。

CC パート 3 ALC\_FLR.1.4C: 欠陥修正手続き証拠資料は、TOE 利用者に、欠陥情報、訂正、及び訂正アクションについてのガイダンスを提供するために使用する方法を記述しなければならない。

### 15.6.1.3.6 ワークユニット: ALC\_FLR.1-5

評価者は、欠陥修正手続き証拠資料が TOE 利用者に対して各セキュリティ欠陥についての必要な情報を提供する手段を記述していることを決定するために、その欠陥修正手続き証拠資料を **検査しなければならない**。

各セキュリティ欠陥に関する必要な情報は、記述(ワークユニット ALC\_FLR.1-2 の一部として提供されているものと同じ詳細レベルである必要はない)、規定される訂正アクション、及び訂正の実装についての任意の関連するガイダンスで構成されている。

TOE 利用者には、web サイトへの掲示、TOE 利用者への送信、又は訂正を適用するために開発者に対して行われる調整などのいくつかの方法で、このような情報、訂正、及び証拠資料の更新を提供することができる。この情報を提供する手段で TOE 利用者がアクションを開始する必要がある場合、任意の TOE ガイダンスに情報を取得するための指示が含まれていることを保証するために、評価者はその TOE ガイダンスを検査する。

情報、訂正、及びガイダンスを提供するために使用される方法の適切性を評定するための唯一の尺度は、TOE 利用者がそれを取得するか受け取ることができるという合理的予測が存在するということである。例えば、1 ヶ月の間必要な情報が web サイトに掲示され、TOE 利用者がこれが発生すること、及びいつ発生する予定であるかを知っている場合の散布の方法について考慮する。これは、特に(例えば、web サイトへの永続的な掲示ほどは)合理的又は効果的ではない可能性があるが、TOE 利用者が必要な情報を取得できる可能性があるという点で実現可能である。他方、情報が1時間だけ web サイトに掲示され、TOE 利用者がこれについて又はこれがいつ掲示されるかを知る手段を持たなかった場合、利用者が必要な情報を取得するという事は不可能である。

### 15.6.2 サブアクティビティの評価(ALC\_FLR.2)

#### 15.6.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者がセキュリティ欠陥の追跡、訂正アクションの識別、及び TOE 利用者に対する訂正アクション情報の配布を記述する欠陥修正手続きを確立したかどうかを決定することである。また、このサブアクティビティは、開発者の手続きが、セキュリティ欠陥の訂正に対して、TOE 利用者からの欠陥報告の受信に対して、及び訂正によって新しいセキュリティ欠陥が持ち込まれていないことの保証に対して、規定するかどうかを決定する。

開発者が TOE 利用者からのセキュリティ欠陥報告に基づいて適切に行動することができるようにするために、TOE 利用者は開発者にセキュリティ欠陥報告を提出する方法を理解する必要があり、開発者はこれらの報告を受け取る方法を知る必要がある。TOE 利用者を対象とした欠陥修正ガイダンスは、TOE 利用者が開発者と通信するための方法を理解していることを保証する。欠陥修正手続きはこのような通信における開発者の役割を記述する。

#### 15.6.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 欠陥修正手続き証拠資料。
- b) 欠陥修正ガイダンス証拠資料。

#### 15.6.2.3 アクション ALC\_FLR.2.1E

##### 15.6.2.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_FLR.2.1C: 欠陥修正手続き証拠資料は、TOE のリリースごとに報告された全てのセキュリティ欠陥を追跡するのに使用する手続きを記述しなければならない。

#### 15.6.2.3.2 ワークユニット: ALC\_FLR.2-1

評価者は、欠陥修正手続き証拠資料が TOE のリリースごとに報告された全てのセキュリティ欠陥を追跡するために使用する手続きを記述していることを決定するために、その欠陥修正手続き証拠資料を**検査しなければならない**。

手続きは、疑わしいセキュリティ欠陥のそれぞれが報告される時間から、その欠陥が解決される時間まで、開発者が実行するアクションを記述する。これには、欠陥がセキュリティ欠陥であることの確認による最初の検出から、セキュリティ欠陥の解決までの欠陥の全体の時間枠が含まれる。

欠陥がセキュリティ関連ではないことが検出される場合、(欠陥修正(ALC\_FLR)要件の目的に対して)欠陥修正手続きはその欠陥をさらに追跡する必要はない。欠陥がセキュリティ関連ではないことの理由の説明のみが必要である。

CC パート 3 ALC\_FLR.2.2C: 欠陥修正手続きは、欠陥の訂正の調査状況の記述とともに、各々のセキュリティ欠陥の性質と影響の記述が提供されることを要求しなければならない。

#### 15.6.2.3.3 ワークユニット: ALC\_FLR.2-2

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥の性質及び影響の観点から各セキュリティ欠陥の記述が作成されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

手続きは、各セキュリティ欠陥を再現できるように各セキュリティ欠陥の性質及び影響を十分に詳細に記述するために、開発者が実行するアクションを識別する。セキュリティ欠陥の性質の記述は、それが証拠資料における誤り、TSF の設計における欠陥、TSF の実装における欠陥などであるかどうかを扱う。セキュリティ欠陥の影響の記述は、影響を受ける TSF の部分、及びそれらの部分がどのように影響を受けるかを識別する。例えば、パスワード「BACKDOOR」を使用して認証を許可することによって TSF が実施する識別と認証に影響を与える、実装におけるセキュリティ欠陥が見つかる可能性がある。

#### 15.6.2.3.4 ワークユニット: ALC\_FLR.2-3

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥に対する訂正の調査状況が識別されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

欠陥修正手続きは、セキュリティ欠陥の様々な段階を識別する。この区別には、少なくとも、報告されている疑わしいセキュリティ欠陥、セキュリティ欠陥であることが確認されている疑わしいセキュリティ欠陥、及び解決方法が実装されているセキュリティ欠陥が含まれる。追加段階(例えば、報告されているが、まだ調査されていない欠陥、調査中の欠陥、解決方法が見つかったが、まだ実装されていないセキュリティ欠陥)を含めることは許されている。

CC パート 3 ALC\_FLR.2.3C: 欠陥修正手続きは、各々のセキュリティ欠陥の訂正アクションが識別されることを要求しなければならない。

#### 15.6.2.3.5 ワークユニット: ALC\_FLR.2-4

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥に対する訂正アクションが識別されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**チェックしなければならない**。

訂正アクションは、TOE のハードウェア、ファームウェア、又はソフトウェアの一部に対する修復、TOE ガイダンスの変更、又はその両方で構成することができる。TOE ガイダンスに対する変更(例えば、セキュリティ欠陥を未然に防ぐために実行する手続き的な手段の詳細)を構成する訂正アクションには、(修復が発行されるまで)暫定的な解決方法としてのみ役割を果たす手段、及び(手続き的な手段が最良の解決方法であることが決定される場合に)永続的な解決方法として役割を果たす手段の両方が含まれる。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

セキュリティ欠陥の発生源が証拠資料の誤りである場合、訂正アクションは影響を受ける TOE ガイダンスの更新で構成される。訂正アクションが手続き的な手段である場合、この手段には、これらの訂正手続きを反映するために、影響を受ける TOE ガイダンスに対して行われる更新が含まれる。

CC パート 3 ALC\_FLR.2.4C: 欠陥修正手続き証拠資料は、TOE 利用者には、欠陥情報、訂正、及び訂正アクションについてのガイダンスを提供するために使用する方法を記述しなければならない。

### 15.6.2.3.6 ワークユニット: ALC\_FLR.2-5

評価者は、欠陥修正手続き証拠資料が TOE 利用者に対して各セキュリティ欠陥についての必要な情報を提供する手段を記述していることを決定するために、その欠陥修正手続き証拠資料を**検査しなければならない**。

各セキュリティ欠陥に関する必要な情報は、記述(ワークユニット ALC\_FLR.2-2 の一部として提供されているものと同じ詳細レベルである必要はない)、規定される訂正アクション、及び訂正の実装についての任意の関連するガイダンスで構成されている。

TOE 利用者には、web サイトへの掲示、TOE 利用者への送信、又は訂正を適用するために開発者に対して行われる調整などのいくつかの方法で、このような情報、訂正、及び証拠資料の更新を提供することができる。この情報を提供する手段で TOE 利用者がアクションを開始する必要がある場合、任意の TOE ガイダンスに情報を取得するための指示が含まれていることを保証するために、評価者はその TOE ガイダンスを検査する。

情報、訂正、及びガイダンスを提供するために使用される方法の適切性を評定するための唯一の尺度は、TOE 利用者がそれを取得するか受け取ることができるという合理的予測が存在するということである。例えば、1 ヶ月の間必要な情報が web サイトに掲示され、TOE 利用者がこれが発生すること、及びいつ発生する予定であるかを知っている場合の散布の方法について考慮する。これは、特に(例えば、web サイトへの永続的な掲示ほどは)合理的又は効果的ではない可能性があるが、TOE 利用者が必要な情報を取得できる可能性があるという点で実現可能である。他方、情報が1時間だけ web サイトに掲示され、TOE 利用者がこれについて又はこれがいつ掲示されるかを知る手段を持たなかった場合、利用者が必要な情報を取得するという事は不可能である。

CC パート 3 ALC\_FLR.2.5C: 欠陥修正手続きは、開発者が TOE 利用者からの報告及び TOE の疑わしいセキュリティ欠陥に関する問合せを受け取る手段を記述しなければならない。

### 15.6.2.3.7 ワークユニット: ALC\_FLR.2-6

評価者は、開発者がセキュリティ欠陥の報告又はそのような欠陥に対する訂正についての要求を受け入れるための手続きを欠陥修正手続きが記述することを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

手続きは、TOE 利用者が TOE 開発者と通信するための手段を持っていることを保証する。開発者に連絡するための手段を持つことにより、利用者は、セキュリティ欠陥の報告、セキュリティ欠陥の状況に関する問い合わせ、及び欠陥に対する訂正の要求を行うことができる。この連絡の手段は、セキュリティ関連ではない問題の報告に使用されるより一般的な連絡ファシリティの一部とすることができる。

これらの手続きの利用は TOE 利用者には制限されないが、TOE 利用者のみがこれらの手続きの詳細を積極的に供給される。TOE に対してアクセスできる可能性がある、又は TOE について理解している可能性があるその他の人は、同じ手続きを使用して開発者に報告を提出でき、その開発者はその後それら进行处理すると予測されている。開発者が識別した手段以外の開発者への報告の提出の手段は、このワークユニットの範囲外である。他の手段によって生成される報告を扱う必要はない。

CC パート 3 ALC\_FLR.2.6C: 報告されたセキュリティ欠陥を処理する手続きは、報告された全ての欠陥が修正され、TOE 利用者には修正手続きが発行されることを保証しなければならない。

#### 15.6.2.3.8 ワークユニット: ALC\_FLR.2-7

評価者は、欠陥修正手続きの適用が、全ての報告された欠陥が訂正されることを保証するのに役立つことを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

欠陥修正手続きは、開発者が検出及び報告するセキュリティ欠陥だけではなく、TOE 利用者が報告するセキュリティ欠陥も扱う。手続きは、報告された各セキュリティ欠陥が訂正されることがどのように保証されるかを記述するために、十分に詳細なものである。手続きには、最終的かつ必然的な解決方法に到達するまでの進み方を示す合理的な手順が含まれる。

手続きは、疑わしいセキュリティ欠陥がセキュリティ欠陥であることが決定された時点から、それが解決される時点までに行われたプロセスを記述する。

#### 15.6.2.3.9 ワークユニット: ALC\_FLR.2-8

評価者は、欠陥修正手続きの適用が、各セキュリティ欠陥に対する修正手続きが TOE 利用者に対して発行されていることを保証するのに役立つことを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

手続きは、セキュリティ欠陥が解決された時点から、修正手続きが提供される時点までに実行されるプロセスを記述する。訂正アクションの配付の手続きは、セキュリティ対策方針と一貫しているべきである。これらの手続きは、保証要件に含まれている場合は、ALC\_DEL を満たすために証拠資料に記載されているように、TOE の配付に使用される手続きと同一である必要はない。例えば、TOE のハードウェア部分が元は保税品配送業者によって配付されていた場合、欠陥修正の結果のハードウェアに対する更新は同様に保税品配送業者によって配付されるものと予測される。欠陥修正に関連しない更新は、配付 (ALC\_DEL)要件を満たす証拠資料に示されている手続きに従う。

CC パート 3 ALC\_FLR.2.7C: 報告されたセキュリティ欠陥を処理する手続きは、これらのセキュリティ欠陥のいかなる訂正も、新規の欠陥を引き起こすことのないよう、保護手段を提供しなければならない。

#### 15.6.2.3.10 ワークユニット: ALC\_FLR.2-9

評価者は、欠陥修正手続きの適用の結果、潜在的な訂正に有害な影響を含まないための保護手段が提供されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

分析、テスト、又はこれらの 2 つの組み合わせを使用して、開発者はセキュリティ欠陥が訂正されたときに有害な影響が持ち込まれる可能性を減らすことができる。評価者は、分析とテストのアクションの必要な組み合わせが特定の訂正に対してどのように決定されるかについて、手続きが詳細を提供するかどうかを評定する。

評価者は、セキュリティ欠陥の発生源が証拠資料の問題である場合に、手続きにその他の証拠資料に対する矛盾が持ち込まれないようにする保護手段が含まれることも決定する。

CC パート 3 ALC\_FLR.2.8C: 欠陥修正ガイダンスは、TOE 利用者が開発者へ TOE の疑わしいセキュリティ欠陥を報告する手段を記述しなければならない。

#### 15.6.2.3.11 ワークユニット: ALC\_FLR.2-10

評価者は、これらの手続きの適用の結果、TOE 利用者が疑わしいセキュリティ欠陥の報告又はこのようなセキュリティ欠陥に対する訂正の要求を提供するための手段が提供されることを決定するために、欠陥修正ガイダンスを**検査しなければならない**。

ガイダンスは、TOE 利用者が TOE 開発者と通信するための手段を持っていることを保証する。開発者に連絡するための手段を持つことにより、利用者は、セキュリティ欠陥の報告、セキュリティ欠陥の状況に関する問い合わせ、及び欠陥に対する訂正の要求を行うことができる。

### 15.6.3 サブアクティビティの評価(ALC\_FLR.3)

#### 15.6.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者がセキュリティ欠陥の追跡、訂正アクションの識別、及び TOE 利用者に対する訂正アクション情報の配布を記述する欠陥修正手続きを確立したかどうかを決定することである。また、このサブアクティビティは、開発者の手続きが、セキュリティ欠陥の訂正に対して、TOE 利用者からの欠陥報告の受信に対して、訂正によって新しいセキュリティ欠陥が持ち込まれていないことの保証に対して、各 TOE 利用者に対する連絡先の確立に対して、及び TOE 利用者に対する訂正アクションのタイムリーな発行に対して、規定するかどうかを決定する。

開発者が TOE 利用者からのセキュリティ欠陥報告に基づいて適切に行動することができるようするために、TOE 利用者は開発者にセキュリティ欠陥報告を提出する方法を理解する必要がある。開発者はこれらの報告を受け取る方法を知る必要がある。TOE 利用者を対象とした欠陥修正ガイダンスは、TOE 利用者が開発者と通信するための方法を理解していることを保証する。欠陥修正手続きはこのような通信における開発者の役割を記述する。

#### 15.6.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 欠陥修正手続き証拠資料。
- b) 欠陥修正ガイダンス証拠資料。

#### 15.6.3.3 アクション ALC\_FLR.3.1E

##### 15.6.3.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_FLR.3.1C: 欠陥修正手続き証拠資料は、TOE のリリースごとに報告された全てのセキュリティ欠陥を追跡するのに使用する手続きを記述しなければならない。

##### 15.6.3.3.2 ワークユニット: ALC\_FLR.3-1

評価者は、欠陥修正手続き証拠資料が TOE のリリースごとに報告された全てのセキュリティ欠陥を追跡するために使用する手続きを記述していることを決定するために、その欠陥修正手続き証拠資料を**検査**しなければならない。

手続きは、疑わしいセキュリティ欠陥のそれぞれが報告される時間から、その欠陥が解決される時間まで、開発者が実行するアクションを記述する。これには、欠陥がセキュリティ欠陥であることの確認による最初の検出から、セキュリティ欠陥の解決までの欠陥の全体の時間枠が含まれる。

欠陥がセキュリティ関連ではないことが検出される場合、(欠陥修正(ALC\_FLR)要件の目的に対して)欠陥修正手続きはその欠陥をさらに追跡する必要はない。欠陥がセキュリティ関連ではないことの理由の説明のみが必要である。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.2C: 欠陥修正手続きは、欠陥の訂正の調査状況の記述とともに、各々のセキュリティ欠陥の性質と影響の記述が提供されることを要求しなければならない。

##### 15.6.3.3.3 ワークユニット: ALC\_FLR.3-2

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥の性質及び影響の観点から各セキュリティ欠陥の記述が作成されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査**しなければならない。

手続きは、各セキュリティ欠陥を再現できるように各セキュリティ欠陥の性質及び影響を十分に詳細に記述するために、開発者が実行するアクションを識別する。セキュリティ欠陥の性質の記述は、それが

証拠資料における誤り、TSF の設計における欠陥、TSF の実装における欠陥などであるかどうかを扱う。セキュリティ欠陥の影響の記述は、影響を受ける TSF の部分、及びそれらの部分がどのように影響を受けるかを識別する。例えば、パスワード「BACKDOOR」を使用して認証を許可することによって TSF が実施する識別と認証に影響を与える、実装におけるセキュリティ欠陥が見つかる可能性がある。

#### 15.6.3.3.4 ワークユニット: ALC\_FLR.3-3

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥に対する訂正の調査状況が識別されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

欠陥修正手続きは、セキュリティ欠陥の様々な段階を識別する。この区別には、少なくとも、報告されている疑わしいセキュリティ欠陥、セキュリティ欠陥であることが確認されている疑わしいセキュリティ欠陥、及び解決方法が実装されているセキュリティ欠陥が含まれる。追加段階(例えば、報告されているが、まだ調査されていない欠陥、調査中の欠陥、解決方法が見つかったが、まだ実装されていないセキュリティ欠陥)を含めることは許されている。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.3C: 欠陥修正手続きは、各々のセキュリティ欠陥の訂正アクションが識別されることを要求しなければならない。

#### 15.6.3.3.5 ワークユニット: ALC\_FLR.3-4

評価者は、欠陥修正手続きの適用によって、各セキュリティ欠陥に対する訂正アクションが識別されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**チェックしなければならない**。

訂正アクションは、TOE のハードウェア、ファームウェア、又はソフトウェアの一部に対する修復、TOE ガイダンスの変更、又はその両方で構成することができる。TOE ガイダンスに対する変更(例えば、セキュリティ欠陥を未然に防ぐために実行する手続き的な手段の詳細)を構成する訂正アクションには、(修復が発行されるまで)暫定的な解決方法としてのみ役割を果たす手段、及び(手続き的な手段が最良の解決方法であることが決定される場合に)永続的な解決方法として役割を果たす手段の両方が含まれる。

セキュリティ欠陥の発生源が証拠資料の誤りである場合、訂正アクションは影響を受ける TOE ガイダンスの更新で構成される。訂正アクションが手続き的な手段である場合、この手段には、これらの訂正手続きを反映するために、影響を受ける TOE ガイダンスに対して行われる更新が含まれる。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.4C: 欠陥修正手続き証拠資料は、TOE 利用者、欠陥情報、訂正、及び訂正アクションについてのガイダンスを提供するために使用する方法を記述しなければならない。

#### 15.6.3.3.6 ワークユニット: ALC\_FLR.3-5

評価者は、欠陥修正手続き証拠資料が TOE 利用者に対して各セキュリティ欠陥についての必要な情報を提供する手段を記述していることを決定するために、その欠陥修正手続き証拠資料を**検査しなければならない**。

各セキュリティ欠陥に関する必要な情報は、記述(ワークユニット ALC\_FLR.3-2 の一部として提供されているものと同じ詳細レベルである必要はない)、規定される訂正アクション、及び訂正の実装についての任意の関連するガイダンスで構成されている。

TOE 利用者には、web サイトへの掲示、TOE 利用者への送信、又は訂正を適用するために開発者に対して行われる調整などのいくつかの方法で、このような情報、訂正、及び証拠資料の更新を提供することができる。この情報を提供する手段で TOE 利用者がアクションを開始する必要がある場合、任意の TOE ガイダンスに情報を取得するための指示が含まれていることを保証するために、評価者はその TOE ガイダンスを検査する。

情報、訂正、及びガイダンスを提供するために使用される方法の適切性を評定するための唯一の尺度は、TOE 利用者がそれを取得するか受け取ることができるという合理的予測が存在するということである。

例えば、1 ヶ月の間必要な情報が web サイトに掲示され、TOE 利用者がこれが発生すること、及びいつ発生する予定であるかを知っている場合の散布の方法について考慮する。これは、特に(例えば、web サイトへの永続的な掲示ほどは)合理的又は効果的ではない可能性があるが、TOE 利用者が必要な情報を取得できる可能性があるという点で実現可能である。他方、情報が1時間だけwebサイトに掲示され、TOE 利用者がこれについて又はこれがいつ掲示されるかを知る手段を持たなかった場合、利用者が必要な情報を取得するという事は不可能である。

開発者に登録する(ワークユニット ALC\_FLR.3-12 を参照のこと)TOE 利用者に対しては、この情報の受動的可用性は十分ではない。開発者は、登録された TOE 利用者に情報(又はその可用性の通知)を積極的に送信する必要がある。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.5C: 欠陥修正手続きは、開発者が TOE 利用者からの報告及び TOE の疑わしいセキュリティ欠陥に関する問合せを受け取る手段を記述しなければならない。

### 15.6.3.3.7 ワークユニット: ALC\_FLR.3-6

評価者は、欠陥修正手続きの適用の結果、開発者が TOE 利用者から疑わしいセキュリティ欠陥の報告又はこのような欠陥に対する訂正の要求を受信する手段が提供されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

手続きは、TOE 利用者が TOE 開発者と通信するための手段を持っていることを保証する。開発者に連絡するための手段を持つことにより、利用者は、セキュリティ欠陥の報告、セキュリティ欠陥の状況に関する問い合わせ、及び欠陥に対する訂正の要求を行うことができる。この連絡の手段は、セキュリティ関連ではない問題の報告に使用されるより一般的な連絡ファシリティの一部とすることができる。

これらの手続きの利用は TOE 利用者に制限されないが、TOE 利用者のみがこれらの手続きの詳細を積極的に供給される。TOE に対してアクセスできる可能性がある、又は TOE について理解している可能性があるその他の人は、同じ手続きを使用して開発者に報告を提出でき、その開発者はその後それら进行处理すると予測されている。開発者が識別した手段以外の開発者への報告の提出の手段は、このワークユニットの範囲外である。他の手段によって生成される報告を扱う必要はない。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.6C: 欠陥修正手続きは、セキュリティ欠陥により影響を受ける可能性がある登録された利用者に対する、タイムリな応答、セキュリティ欠陥報告及び関連する訂正の自動配布を要求する手続きを含まなければならない。

### 15.6.3.3.8 ワークユニット: ALC\_FLR.3-7

評価者は、欠陥修正手続きの適用の結果、各セキュリティ欠陥に関する報告、及び各セキュリティ欠陥に対する関連の訂正によって、影響を受ける可能性がある登録された TOE 利用者のタイムリな提供手段が提供されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

タイムリであるかどうかの問題は、セキュリティ欠陥報告と関連する訂正の両方の発行に適用される。ただし、これらは、同じタイミングで発行する必要はない。欠陥報告は、暫定的解決方法が見つかり次第、その解決方法が TOE をオフにするなどの極端な方法であるとしても、生成及び発行されるべきであることが認識されている。同様に、より永続的な(及びより極端ではない)解決方法が見つかった場合、過度の遅延がないように発行するべきである。

報告及び関連する訂正の受信者を、セキュリティ欠陥が影響を与える可能性がある TOE 利用者だけに制限する必要はない。タイムリな方法で行われる場合、全てのセキュリティ欠陥に対するこのような報告及び訂正を全ての TOE 利用者に提供することが許される。

**15.6.3.3.9 ワークユニット: ALC\_FLR.3-8**

評価者は、欠陥修正手続きの適用の結果、影響を受ける可能性がある登録された TOE 利用者に対して、報告及び関連する訂正が自動配布されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

*自動配布*とは、配布方法に対する人間の関与が許されていないという意味ではない。実際には、配布方法は、場合によっては、報告又は訂正の発行が行われないことについて規定された段階的拡大を伴う密接に監視されている手続きを通して、完全に手動の手続きで構成される可能性がある。

報告及び関連する訂正の受信者を、セキュリティ欠陥が影響を与える可能性がある TOE 利用者だけに制限する必要はない。自動的に行われる場合、全てのセキュリティ欠陥に対するこのような報告及び訂正を全ての TOE 利用者に提供することが許される。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.7C: 報告されたセキュリティ欠陥を処理する手続きは、報告された全ての欠陥が修正され、TOE 利用者に修正手続きが発行されることを保証しなければならない。

**15.6.3.3.10 ワークユニット: ALC\_FLR.3-9**

評価者は、欠陥修正手続きの適用が、全ての報告された欠陥が修正されることを保証するのに役立つことを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

欠陥修正手続きは、開発者が検出及び報告するセキュリティ欠陥だけではなく、TOE 利用者が報告するセキュリティ欠陥も扱う。手続きは、報告された各セキュリティ欠陥が修正されることがどのように保証されるかを記述するために、十分に詳細なものである。手続きには、最終的かつ必然的な解決方法に到達するまでの進み方を示す合理的な手順が含まれる。

手続きは、疑わしいセキュリティ欠陥がセキュリティ欠陥であることが決定された時点から、それが解決される時点までに行われたプロセスを記述する。

**15.6.3.3.11 ワークユニット: ALC\_FLR.3-10**

評価者は、欠陥修正手続きの適用が、各セキュリティ欠陥に対する修正手続きが TOE 利用者に対して発行されていることを保証するのに役立つことを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

手続きは、セキュリティ欠陥が解決された時点から、修正手続きが提供される時点までに実行されるプロセスを記述する。修正手続きの配付の手続きは、セキュリティ対策方針と一貫しているべきである。これらの手続きは、保証要件に含まれている場合は、配付(ALC\_DEL)を満たすために証拠資料に記載されているように、TOE の配付に使用される手続きと同一である必要はない。例えば、TOE のハードウェア部分が元は保税品配送業者によって配付されていた場合、欠陥修正の結果のハードウェアに対する更新は同様に保税品配送業者によって配付されるものと予測される。欠陥修正に関連しない更新は、配付(ALC\_DEL)要件を満たす証拠資料に示されている手続きに従う。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.8C: 報告されたセキュリティ欠陥を処理する手続きは、これらのセキュリティ欠陥のいかなる訂正も、新規の欠陥を引き起こすことのないよう、保護手段を提供しなければならない。

**15.6.3.3.12 ワークユニット: ALC\_FLR.3-11**

評価者は、欠陥修正手続きの適用の結果、潜在的な訂正に有害な影響を含まないための保護手段が提供されることを決定するために、その欠陥修正手続きを**検査しなければならない**。

分析、テスト、又はこれらの 2 つの組み合わせを使用して、開発者はセキュリティ欠陥が訂正されたときに有害な影響が持ち込まれる可能性を減らすことができる。評価者は、分析とテストのアクションの

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

必要な組み合わせが特定の訂正に対してどのように決定されるかについて、手続きが詳細を提供するかどうかを評価する。

評価者は、セキュリティ欠陥の発生源が証拠資料の問題である場合に、手続きにその他の証拠資料に対する矛盾が持ち込まれないようにする保護手段が含まれることも決定する。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.9C: 欠陥修正ガイダンスは、TOE 利用者が開発者へ TOE の疑わしいセキュリティ欠陥を報告する手段を記述しなければならない。

### 15.6.3.3.13 ワークユニット: ALC\_FLR.3-12

評価者は、これらの手続きの適用の結果、TOE 利用者が疑わしいセキュリティ欠陥の報告又はこのようなセキュリティ欠陥に対する訂正の要求を提供するための手段が提供されることを決定するために、欠陥修正ガイダンスを**検査**しなければならない。

ガイダンスは、TOE 利用者が TOE 開発者と通信するための手段を持っていることを保証する。開発者に連絡するための手段を持つことにより、利用者は、セキュリティ欠陥の報告、セキュリティ欠陥の状況に関する問い合わせ、及び欠陥に対する訂正の要求を行うことができる。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.10C: 欠陥修正ガイダンスは、TOE 利用者がセキュリティ欠陥報告及び訂正を受け取る資格を得るために開発者へ登録する手段を記述しなければならない。

### 15.6.3.3.14 ワークユニット: ALC\_FLR.3-13

評価者は、TOE 利用者が開発者に登録できるようにする手段を欠陥修正ガイダンスが記述することを決定するために、その欠陥修正ガイダンスを**検査**しなければならない。

TOE 利用者が開発者に登録できるようにするとは、単純に各 TOE 利用者が開発者に連絡先を提供する方法があることを意味している。この連絡先は、TOE 利用者に影響を与える可能性があるセキュリティ欠陥に関連する情報をセキュリティ欠陥に対する訂正とともに TOE 利用者に提供するために使用される。TOE 利用者の登録は、ソフトウェアライセンスの登録の目的のために、又は更新とその他の役立つ情報の取得のために、TOE 利用者が開発者に対して利用者自身を識別するために実行する標準の手続きの一部として達成することができる。

TOE の設置ごとに 1 人の登録された TOE 利用者が存在する必要はない。1 つの組織に対して 1 人の登録された TOE 利用者が存在すれば十分である。例えば、企業の TOE 利用者は、全ての企業のサイトに対応する中央化された購入オフィスを持つ可能性がある。この場合、購入オフィスは全ての TOE 利用者のサイトに対応する十分な連絡先になるため、TOE の TOE 利用者の設置の全てが登録された連絡先を持つ。

どの場合でも、各 TOE に対して登録された利用者が存在することを保証するには、配付される各 TOE を組織に関連付けることができる必要がある。多数の異なる住所を持つ組織では、これによって、登録された TOE 利用者によって扱われるものと誤って推定される利用者が存在しないことが保証される。

TOE 利用者を登録する必要がないことを注意するべきである。TOE 利用者は登録する手段を提供される必要があるだけである。ただし、登録するように選択する利用者には、情報(又は情報の可用性の通知)が直接送信される必要がある。

CC パート 3 ALC\_FLR.3.11C: 欠陥修正ガイダンスは、TOE に関係するセキュリティ問題に関する全ての報告及び問合せのための特定の連絡先を識別しなければならない。

### 15.6.3.3.15 ワークユニット: ALC\_FLR.3-14

評価者は、欠陥修正ガイダンスが TOE に関連するセキュリティ問題に関する利用者の報告及び問い合わせのための特定の連絡先を識別することを決定するために、その欠陥修正ガイダンスを**検査**しなければならない。

ガイダンスには、TOE において検出されたセキュリティ欠陥を報告するために、又は TOE において検出されたセキュリティ欠陥に関する問い合わせを行うために、登録された TOE 利用者が開発者と連絡を取り合うために使用する手段が含まれる。

## 15.7 ライフサイクル定義(ALC\_LCD)

### 15.7.1 サブアクティビティの評価(ALC\_LCD.1)

#### 15.7.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TOE ライフサイクルの証拠資料に記載されたモデルを使用しているかどうかを決定することである。

#### 15.7.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) ライフサイクル定義証拠資料。

#### 15.7.1.3 アクション ALC\_LCD.1.1E

##### 15.7.1.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_LCD.1.1C: ライフサイクル定義証拠資料は、TOE の開発及び保守で使用されるプロセスを記述しなければならない。

##### 15.7.1.3.2 ワークユニット: ALC\_LCD.1-1

評価者は、使用されたライフサイクルモデルの証拠資料に記載された記述が、開発と保守のプロセスをカバーしていることを決定するために、その記述を **検査しなければならない**。

ライフサイクルの記述には、次の内容を含めるべきである。

- a) TOE のライフサイクルフェーズ及び後続のフェーズとの間の境界についての情報
- b) 開発者が使用する手続き、ツール及び技法(例えば、設計、コーディング、テスト、バグ修正)についての情報
- c) 手続きの適用を決める全体的な管理構造(例えば、ライフサイクルモデルによって扱われる開発や保守のプロセスが必要とする、各手続きに対する個人の責任の識別と記述)
- d) 下請け業者が関係する場合、TOE のどの部分が下請け業者によって配付されるかについての情報

注：サブアクティビティの評価は、使用されるモデルが標準のライフサイクルモデルに従うことを必要としない。

CC パート 3 ALC\_LCD.1.2C: ライフサイクルモデルは、TOE の開発及び保守に必要な管理方法を提供しなければならない。

##### 15.7.1.3.3 ワークユニット: ALC\_LCD.1-2

評価者は、ライフサイクルモデルによって記述された手続き、ツール、及び技法の使用が、TOE の開発や保守に必要な明白な貢献を行うことを決定するために、ライフサイクルモデルを **検査しなければならない**。

ライフサイクルモデルに提供される情報は、採用された開発と保守の手続きがセキュリティの欠陥の可能性を最小にするという保証を評価者に与える。例えば、ライフサイクルモデルがレビュープロセスを

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

記述していても、コンポーネントに対する変更を記録する規定がない場合、誤りが TOE にもたらされないという評価者の確信は小さくなる。評価者は、モデルの記述と、TOE の開発に関する他の評価者のアクション(例えば、CM 能力(ALC\_CMC)で扱われるアクション)を行うことから収集される開発プロセスの理解を比較することにより、さらに確信を得ることができる。ライフサイクルモデルの識別された欠陥は、それらが、当然予想されていたこととして、偶然又は故意のいずれかにより TOE に欠陥をもたらすと予想される場合は問題となる。

CC は、特別な開発手法を指定していない。それはメリットにより判断されるべきである。例えば、設計に対するスパイラル、ラピッドプロトタイプ、及びウォータフォールの手法が管理された環境で適用される場合、品質の優れた TOE を作成するために全て使用することができる。

### 15.7.2 サブアクティビティの評価(ALC\_LCD.2)

#### 15.7.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TOE ライフサイクルの証拠資料に記載された、測定可能なモデルを使用しているかどうかを決定することである。

#### 15.7.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) ライフサイクル定義証拠資料
- c) 使用する基準についての情報
- d) ライフサイクル出力証拠資料

#### 15.7.2.3 アクション ALC\_LCD.2.1E

##### 15.7.2.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_LCD.2.1C: ライフサイクル定義証拠資料は、TOE 及び/又は TOE の開発の品質を測定するために使用された数値パラメタ及び/又は数値的尺度の詳細を含む、TOE の開発及び保守で使用されるモデルを記述しなければならない。

##### 15.7.2.3.2 ワークユニット: ALC\_LCD.2-1

評価者は、使用されたライフサイクルモデルの証拠資料に記載された記述が、TOE の開発を測定するのに使用された数値パラメタ及び/又は数値的尺度の詳細を含め、開発と保守プロセスを扱っていることを決定するために、その記述を**検査しなければならない**。

ライフサイクルモデルの記述には、次の内容を含める。

- a) TOE のライフサイクルフェーズ及び後続のフェーズとの間の境界についての情報
- b) 開発者が使用する手続き、ツール及び技法(例えば、設計、コーディング、テスト、バグ修正)についての情報
- c) 手続きの適用を決める全体的な管理構造(例えば、ライフサイクルモデルによって扱われる開発や保守のプロセスが必要とする、各手続きに対する個人の責任の識別と記述)
- d) 下請け業者が関係する場合、TOE のどの部分が下請け業者によって配付されるかについての情報

e) TOE の開発を測定するために使用されるパラメタ/尺度についての情報。尺度の基準は、通常、信頼できる製品の測定と製造のためのガイドを含み、信頼性、品質、性能、複雑性、及びコストの側面を扱う。評価には、これらの全ての尺度が関連し、これらの尺度は、障害の確率を削減することによって品質を向上し、それによって TOE のセキュリティにおける保証を増加するために使用される。

CC パート 3 ALC\_LCD.2.2C: ライフサイクルモデルは、TOE の開発及び保守に必要な管理方法を提供しなければならない。

#### 15.7.2.3.3 ワークユニット: ALC\_LCD.2-2

評価者は、ライフサイクルモデルによって記述された手続き、ツール、及び技法の使用が、TOE の開発や保守に必要な明白な貢献を行うことを決定するために、ライフサイクルモデルを**検査しなければならない**。

ライフサイクルモデルに提供される情報は、採用された開発と保守の手続きがセキュリティの欠陥の可能性を最小にするという保証を評価者に与える。例えば、ライフサイクルモデルがレビュープロセスを記述していても、コンポーネントに対する変更を記録する規定がない場合、誤りが TOE にもたらされないという評価者の確信は小さくなる。評価者は、モデルの記述と、TOE の開発に関する他の評価者のアクション(例えば、CM 能力(ALC\_CMC)で扱われるアクション)を行うことから収集される開発プロセスの理解を比較することにより、さらに確信を得ることができる。ライフサイクルモデルの識別された欠陥は、それらが、当然予想されていたこととして、偶然又は故意のいずれかにより TOE に欠陥をもたらすと予想される場合は問題となる。

CC は、特別な開発手法を指定していない。それはメリットにより判断されるべきである。例えば、設計に対するスパイラル、ラピッドプロトタイプ、及びウォータフォール手法が管理された環境で適用される場合、品質の優れた TOE を作成するために全て使用することができる。

ライフサイクルモデルで使用される尺度/測定については、これらの尺度/測定が欠陥の可能性を最小にすることにどのように有用に貢献するかを示す証拠を提供する必要がある。これは、ALC の枠組みにおける測定の全体的目標とみなすことができる。結果として、尺度/測定は、その全体的目標を達成する能力又はその全体的目標に貢献する能力に基づいて選択する必要がある。まず、尺度/測定の間相互関係及び欠陥の数を一定の信頼性を伴って示すことができる場合は、尺度/測定は ALC に関して適している。ただし、管理が不適切なプロジェクトは品質の劣化を招き、欠陥を引き起こす危険があるため、TOE 開発の計画及び監視に関する管理目的に役立つ尺度/測定も役立つ。

品質の向上用の尺度を使用することができる可能性がある。この尺度の用途は明確ではない。例えば、予測される製品開発の費用を見積もる尺度が開発プロジェクトに対して適切な予算を規定するために使用されること、及びこの尺度によって資源の不足により引き起こされる品質の問題を防ぐのに役立つことを開発者が示すことができる場合は、この尺度は品質の向上に役立つ可能性がある。

TOE のライフサイクルにおける全てのステップが測定可能である必要はない。ただし、評価者は、尺度が TOE の全体的な品質を制御し、発生する可能性があるセキュリティ欠陥をこれによって最小にすることに適していることを手段と手続きの記述から確認するべきである。

CC パート 3 ALC\_LCD.2.3C: ライフサイクル出力証拠資料は、測定可能なライフサイクルモデルを使用して TOE の開発の測定結果を提供しなければならない。

#### 15.7.2.3.4 ワークユニット: ALC\_LCD.2-3

評価者は、ライフサイクル出力証拠資料が、測定可能なライフサイクルモデルを使用して、TOE の開発の測定結果を提供することを決定するために、そのライフサイクル出力証拠資料を**検査しなければならない**。

測定結果と TOE のライフサイクルの進み方は、ライフサイクルモデルに従うべきである。

出力証拠資料には、尺度の数値を含めるだけでなく、測定結果とモデルに基づきとられるアクションも記載すべきである。例えば、テスト中に測定されたいくつかのエラーの割合が、定義された閾値の範囲を超えた場合に、特定の設計フェーズを繰り返す必要があるという要件があることがある。この場合、証拠資料は、閾値が実際に満たされなかった場合に、このようなアクションがとられたことを示すべきである。

評価が TOE の開発と並行して行われる場合は、過去に品質の測定が使用されていない可能性がある。この場合、評価者は、品質測定の結果が一定の閾値から逸脱している場合に訂正アクションが定義されているという確信を得るために、計画された手続きの証拠資料を使用すべきである。

### 15.8 TOE 開発成果物(ALC\_TDA)

#### 15.8.1 サブアクティビティの評価(ALC\_TDA.1)

##### 15.8.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TOE の生成に使用された実装表現の一意の識別子を記録しているかどうかを決定することである。

##### 15.8.1.1.1 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) CC パート 3 の ALC\_TDA.1.1D の開発者アクションから出力された TOE 実装表現識別子のリスト
- c) TOE 実装表現要素名のリスト
- d) CC パート 3 ALC\_TDA.1.2D の開発者アクションから出力された TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプ
- e) TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報
- f) CC パート 3 ALC\_TDA.1.6D で要求される、以下の内容を記述した開発者証拠資料
- g) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストの開発者による作成
- h) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストに適用された開発者のタイムスタンプ
- i) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報の維持
- j) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストと、それに関連するタイムスタンプと(作成者の)発信元情報の整合性の維持
- k) TOE から TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する開発者のメカニズム
- l) TOE 実装表現を使用する開発者の開発ツールの利用者マニュアル

### 15.8.1.2 アクション ALC\_TDA.1.1E

#### 15.8.1.2.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.1.1C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストは、TOE 実装表現要素識別子と TOE 実装表現要素名の対応関係を実証しなければならない。

#### 15.8.1.2.2 ワークユニット: ALC\_TDA.1-1

評価者は、TOE 実装表現識別子と TOE 実装表現要素名の間に対応関係があることを決定するために、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストを開発者が作成したことを記述する開発者証拠資料を**検査**しなければならない。

開発者が一意の TOE 実装表現識別子を TOE 実装表現要素名として単純に使用する場合、その対応は些細なものである。そうでない場合、この対応関係は次のような効果を持つべきである。TOE 実装表現内の 2 つの要素が同じ名前を共有する場合、それらは同じであるか、又は 2 つの異なる識別子によって個別に識別されるかのいずれかである。

例

TOE 実装表現の要素がハードディスクやクラウドなどのリポジトリに存在するデータファイルである場合、TOE 実装表現の要素名は単なるファイル名である。その場合、ハードディスクやクラウドにある 2 つのファイルは、同じ名前であっても内容が異なる可能性がある。結果として、両者を区別するために、2 つの識別子が必要となる。そのため、TOE 実装表現要素識別子と TOE 実装表現要素名の対応関係は、2 つの異なる識別子を同じファイル名にマッピング又はリンクする。

### 15.8.1.3 アクション ALC\_TDA.1.2E

#### 15.8.1.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.1.2C: TOE 実装表現要素名は、開発ツールが TOE を生成するときに使用した、又は参照したものと**同じ形式**でなければならない。

#### 15.8.1.3.2 ワークユニット: ALC\_TDA.1-2

評価者は、開発ツールが TOE 実装表現要素名を入力パラメータとして受け入れることを決定するため、TOE を生成するための開発者の開発ツールの利用者マニュアルを**検査**しなければならない。

例

TOE 実装表現の要素がハードディスクやクラウドなどのリポジトリに存在するデータファイルである場合、評価者は開発ツールの利用者マニュアルから、開発ツールが入力パラメータとしてローカル又はリモートファイル名を受け入れることを発見すればよい。

### 15.8.1.4 アクション ALC\_TDA.1.3E

#### 15.8.1.4.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.1.3C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプは、TOE の生成時刻と**一貫**していなければならない。

#### 15.8.1.4.2 ワークユニット: ALC\_TDA.1-3

評価者は、CC パート 3 ALC\_TDA.1.2D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻と**一貫**していることを**チェック**しなければならない。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

一貫性は、TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻よりも早く、開発者の構築プロセス(例えば、ALC\_LCD の成果物に記述されている)から予想される時間間隔と一貫していることを決定することで確認する。

### 15.8.1.5 アクション ALC\_TDA.1.4E

#### 15.8.1.5.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.1.4C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報は、TOE の(作成者)発信元情報と一貫していなければならない。作成者発信元情報は、組織の関連会社名であってもよい。

#### 15.8.1.5.2 ワークユニット: ALC\_TDA.1-4

評価者は、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報が、ST で参照される TOE の(作成者)発信元情報と一貫していることをチェックしなければならない。

この一貫性は、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元が、合理的な方法で TOE の(作成者)発信元と関連していることを意味する。

例

合理的な関係とは、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元が、TOE の(作成者)発信元の従業員、請負業者、供給業者、子会社、又は組織部門であるか、あるいは同一であることである。

### 15.8.1.6 アクション ALC\_TDA.1.5E

#### 15.8.1.6.1 ワークユニット: ALC\_TDA.1-5

評価者は、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストとそれに関連するタイムスタンプ及び(作成者)発信元情報の完全性を、この完全性特性の維持について記述した開発者証拠資料を検査してチェックしなければならない。

開発者証拠資料は、以下の項目のいずれもが、最初に存在した後、適切な権限なしに自由に変更されないという適用可能なシナリオを説明することが必要である。

- a) 一意の TOE 実装表現識別子のリスト
- b) その関連するタイムスタンプ
- c) その関連する(作成者)発信元情報

例

適用可能なシナリオは、以下のとおりである。

- a) これらの項目がアクセス制御された場所に存在し、関連するアクセスログ/記録は、これらの項目が最初の作成以降変更されていないことを示す。
- b) これらの項目は、読み取り専用の媒体に書き込まれている。
- c) これらの項目は、デジタル署名されており、有効な公開鍵で検証することが可能である。

### 15.8.1.7 アクション ALC\_TDA.1.6E

#### 15.8.1.7.1 ワークユニット: ALC\_TDA.1-6

評価者は、開発者が TOE から TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する能力を持つことを確認するために、TOE 生成時に記録された TOE から一意の TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する開発者のメカニズムを記述した開発者証拠資料を**検査しなければならない**。

評価者は、開発者の証拠資料に従って、TOE を入力とする識別子のリストを見つけ、この識別子のリストが CC パート 3 ALC\_TDA.1.1D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストと一致することをチェックする必要がある。

例

開発者が、TOE 実装表現識別子のリスト又はその表現を直接又は間接的に TOE に書き込む追跡メカニズムを使用することは、許容される。あるいは、開発者が部品表データベースを追跡メカニズムとして使用し、TOE と TOE 実装表現リストの対応関係を維持することも許容される。

### 15.8.2 サブアクティビティの評価(ALC\_TDA.2)

#### 15.8.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、ALC\_CMS.3 の構成範囲で維持される実装表現の要素が、TOE 生成時に記録された実装表現の開発者の一意の識別子を用いて識別可能であるかどうかを決定することである。

#### 15.8.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) CC パート 3 ALC\_TDA.1.1D 又は ALC\_TDA.2.1D の開発者のアクションから出力された TOE 実装表現識別子のリスト
- c) TOE 実装表現要素名のリスト
- d) CC パート 3 ALC\_TDA.1.2D 又は ALC\_TDA.2.2D の開発者アクションから出力された TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプ
- e) TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報
- f) CC パート 3 ALC\_TDA.1.6D 又は ALC\_TDA.2.6D で要求される、以下の内容を記述した開発者証拠資料
- g) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストの開発者による作成
- h) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストに適用された開発者のタイムスタンプ
- i) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報の維持
- j) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストと、それに関連するタイムスタンプと(作成者の)発信元情報の整合性の維持
- k) TOE から TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する開発者のメカニズム

l) TOE 実装表現を使用する開発者の開発ツールの利用者マニュアル

m) CC パート 3 ALC\_CMS.3 の構成範囲における実装表現の要素名(構成リストの一部として)

### 15.8.2.3 アクション ALC\_TDA.2.1E

#### 15.8.2.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.2.1C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストは、TOE 実装表現要素識別子と TOE 実装表現要素名の対応関係を実証しなければならない。

#### 15.8.2.3.2 ワークユニット: ALC\_TDA.2-1

評価者は、TOE 実装表現識別子と TOE 実装表現要素名の間に対応関係があることを決定するために、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストを開発者が作成したことを記述する開発者証拠資料を **検査しなければならない**。

開発者が一意の TOE 実装表現識別子を TOE 実装表現要素名として単純に使用する場合、その対応は些細なものである。そうでない場合、この対応関係は次のような効果を持つべきである。TOE 実装表現内の 2 つの要素が同じ名前を共有する場合、それらは同じであるか、又は 2 つの異なる識別子によって個別に識別されるかのいずれかである。

例

TOE 実装表現の要素がハードディスクやクラウドなどのリポジトリに存在するデータファイルである場合、TOE 実装表現の要素名は単なるファイル名である。その場合、ハードディスクやクラウドにある 2 つのファイルは、同じ名前であっても内容が異なる可能性がある。結果として、両者を区別するために、2 つの識別子が必要となる。そのため、TOE 実装表現要素識別子と TOE 実装表現要素名の対応関係は、2 つの異なる識別子を同じファイル名にマッピング又はリンクする。

### 15.8.2.4 アクション ALC\_TDA.2.2E

#### 15.8.2.4.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.2.2C: TOE 実装表現要素名は、開発ツールが TOE を生成するときに使用した、又は参照したものと **同じ形式でなければならない**。

#### 15.8.2.4.2 ワークユニット: ALC\_TDA.2-2

評価者は、開発ツールが TOE 実装表現要素名を入力パラメータとして受け入れることを決定するため、TOE を生成するための開発者の開発ツールの利用者マニュアルを **検査しなければならない**。

例

TOE 実装表現の要素がハードディスクやクラウドなどのリポジトリに存在するデータファイルである場合、評価者は開発ツールの利用者マニュアルから、開発ツールが入力パラメータとしてローカル又はリモートファイル名を受け入れることを発見すればよい。

### 15.8.2.5 アクション ALC\_TDA.2.3E

#### 15.8.2.5.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.2.3C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプは、TOE の生成時刻と一貫していなければならない。

### 15.8.2.5.2 ワークユニット: ALC\_TDA.2-3

評価者は、CC パート 3 ALC\_TDA.1.2D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻と一貫していることをチェックしなければならない。

一貫性は、TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻よりも早く、開発者の構築プロセス(例えば、ALC\_LCD の成果物に記述されている)から予想される時間間隔と一貫していると決定することで確認する。

### 15.8.2.6 アクション ALC\_TDA.2.4E

#### 15.8.2.6.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.2.4C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報は、TOE の(作成者)発信元情報と一貫していなければならない。作成者発信元情報は、組織の関連会社名であってもよい。

#### 15.8.2.6.2 ワークユニット: ALC\_TDA.2-4

評価者は、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報が、ST で参照される TOE の(作成者)発信元情報と一貫していることをチェックしなければならない。

この一貫性は、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元が、正当な方法で TOE の(作成者)発信元と関連していることを意味する。

例

合理的な関係とは、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元が、TOE の(作成者)発信元の従業員、請負業者、供給業者、子会社、又は組織部門であるか、あるいは同一であることである。

### 15.8.2.7 アクション ALC\_TDA.2.5E

#### 15.8.2.7.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.2.5C: ALC\_CMS.3 の構成範囲にある実装表現要素の識別子のリストは、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現の識別子のリストと一貫していなければならない。

#### 15.8.2.7.2 ワークユニット: ALC\_TDA.2-5

評価者は、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストとそれに関連するタイムスタンプ及び(作成者)発信元情報の完全性を、この完全性特性の維持について記述した開発者証拠資料を検査してチェックしなければならない。

開発者証拠資料は、以下の項目の不正な改変を防止する方法を説明することが必要である。

- a) 一意の TOE 実装表現識別子のリスト
- b) その関連するタイムスタンプ
- c) その関連する(作成者)発信元情報

考えられるアプローチとしては、以下のものがある。

- a) これらの項目がアクセス制御された場所に存在し、関連するアクセスログ/記録は、これらの項目が最初の作成以降変更されていないことを示す。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

- b) これらの項目は、読み取り専用の媒体に書き込まれている。
- c) これらの項目は、デジタル署名されており、有効な公開鍵で検証することが可能である。

### 15.8.2.8 アクション ALC\_TDA.2.6E

#### 15.8.2.8.1 ワークユニット: ALC\_TDA.2-6

評価者は、開発者が TOE から TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する能力を持つことを確認するために、TOE 生成時に記録された TOE から一意の TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する開発者のメカニズムを記述した開発者証拠資料を**検査しなければならない**。

評価者は、開発者の証拠資料に従って、TOE を入力とする識別子のリストを見つけ、この識別子のリストが CC パート 3 ALC\_TDA.1.1D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストと一致することをチェックする必要がある。

例

開発者が、TOE 実装表現識別子のリスト又はその表現を直接又は間接的に TOE に書き込む追跡メカニズムを使用することは、許容される。あるいは、開発者が部品表データベースを追跡メカニズムとして使用し、TOE と TOE 実装表現リストの対応関係を維持することも許容される。

### 15.8.2.9 アクション ALC\_TDA.2.7E

#### 15.8.2.9.1 ワークユニット: ALC\_TDA.2-7

評価者は、ワークユニット ALC\_TDA.1-1 で決定された対応関係の TOE 実装表現識別子が、ALC\_CMS.3 の構成範囲において、実装表現の要素名を(構成リストの一部として)識別できることを**チェックしなければならない**。

## 15.8.3 サブアクティビティの評価(ALC\_TDA.3)

### 15.8.3.1 目的

再生成された TOE のコピーは、TOE 生成時に記録された実装表現の開発者の一意の識別子に従って、TOE 実装表現の別のコピーから TOE を再生成することである。このサブアクティビティの目的は、再生成された TOE のコピーとオリジナルの TOE の間に機能的な差異(もしあれば)の開発者の説明が、再生成された TOE のコピーとオリジナルの TOE の間に目に見える差異(もしあれば)の全て考慮していることを決定することである。

### 15.8.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) CC パート 3 ALC\_TDA.1.1D、ALC\_TDA.2.1D 又は ALC\_TDA.3.1D の開発者アクションから出力された TOE 実装表現識別子のリスト
- c) TOE 実装表現要素名のリスト
- d) CC パート 3 ALC\_TDA.1.2D、ALC\_TDA.2.2D 又は ALC\_TDA.3.2D の開発者アクションから出力された TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプ
- e) TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報

- f) CC パート 3 ALC\_TDA.1.6D、ALC\_TDA.2.6D 又は ALC\_TDA.3.6D で要求される、以下の内容を記述した開発者証拠資料
- g) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストの開発者による作成
- h) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストに適用された開発者のタイムスタンプ
- i) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報の維持
- j) TOE 生成時に記録された、一意の TOE 実装表現識別子のリストと、それに関連するタイムスタンプと(作成者の)発信元情報の整合性の維持
- k) TOE から TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する開発者のメカニズム
- l) TOE 実装表現を使用する開発者の開発ツールの利用者マニュアル
- m) CC パート 3 ALC\_CMS.3 の構成範囲における実装表現の要素名(構成リストの一部として)
- n) ADV\_IMP.1 サブアクティビティの評価のための入力:
  - i) 実装表現
  - ii) 開発ツールの証拠資料(ALC\_TAT の結果)
  - iii) TOE 設計記述
- o) CC パート 3 ALC\_TDA.3.9D の開発者アクションから出力された再生成された TOE コピーとオリジナルの TOE の間に機能的な違いがある場合は、開発者の説明

### 15.8.3.3 アクション ALC\_TDA.3.1E

#### 15.8.3.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.3.1C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストは、TOE 実装表現要素識別子と TOE 実装表現要素名の対応関係を実証しなければならない。

#### 15.8.3.3.2 ワークユニット: ALC\_TDA.3-1

評価者は、TOE 実装表現識別子と TOE 実装表現要素名の間に対応関係があることを決定するために、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストを開発者が作成したことを記述する開発者証拠資料を **検査しなければならない**。

開発者が一意の TOE 実装表現識別子を TOE 実装表現要素名として単純に使用する場合、その対応は些細なものである。そうでない場合、この対応関係は次のような効果を持つべきである。TOE 実装表現内の 2 つの要素が同じ名前を共有する場合、それらは同じであるか、又は 2 つの異なる識別子によって個別に識別されるかのいずれかである。

例

TOE 実装表現の要素がハードディスクやクラウドなどのリポジトリに存在するデータファイルである場合、TOE 実装表現の要素名は単なるファイル名である。その場合、ハードディスクやクラウドにある 2 つのファイルは、同じ名前であっても内容が異なる可能性がある。結果として、両者を区別するために、2 つの識別子が必要となる。そ

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

のため、TOE 実装表現要素識別子と TOE 実装表現要素名の対応関係は、2 つの異なる識別子を同じファイル名にマッピング又はリンクする。

CC パート 3 ALC\_TDA.3.2C: TOE 実装表現要素名は、開発ツールが TOE を生成するときに使用した、又は参照したものと同一形式でなければならない。

### 15.8.3.3.3 ワークユニット: ALC\_TDA.3-2

評価者は、開発ツールが TOE 実装表現要素名を入力パラメータとして受け入れることを決定するため、TOE を生成するための開発者の開発ツールの利用者マニュアルを**検査しなければならない**。

例

TOE 実装表現の要素がハードディスクやクラウドなどのリポジトリに存在するデータファイルである場合、評価者は開発ツールの利用者マニュアルから、開発ツールが入力パラメータとしてローカル又はリモートファイル名を受け入れることを発見すればよい。

CC パート 3 ALC\_TDA.3.3C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプは、TOE の生成時刻と一貫していなければならない。

### 15.8.3.3.4 ワークユニット: ALC\_TDA.3-3

評価者は、CC パート 3 ALC\_TDA.1.2D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻と一貫していることを**チェックしなければならない**。

一貫性は、TOE 実装表現識別子のリストのタイムスタンプが、ST で参照される TOE の作成時刻よりも早く、開発者の構築プロセス(例えば、ALC\_LCD の成果物に記述されている)から予想される時間間隔と一貫していると決定することで確認する。

### 15.8.3.4 アクション ALC\_TDA.3.4E

#### 15.8.3.4.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.3.4C: TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報は、TOE の(作成者)発信元情報と一貫していなければならない。作成者発信元情報は、組織の関連会社名であってもよい。

#### 15.8.3.4.2 ワークユニット: ALC\_TDA.3-4

評価者は、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元情報が、ST で参照される TOE の(作成者)発信元情報と一貫していることを**チェックしなければならない**。

この一貫性は、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元が、専門的に TOE の(作成者)発信元と関連していることを意味する。

例

合理的な関係とは、一意の TOE 実装表現識別子のリストの(作成者)発信元が、TOE の(作成者)発信元の従業員、請負業者、供給業者、子会社、又は組織部門であるか、あるいは同一であることである。

### 15.8.3.5 アクション ALC\_TDA.3.5E

#### 15.8.3.5.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.3.5C: ALC\_CMS.3 の構成範囲にある実装表現要素の識別子のリストは、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現の識別子のリストと一貫していなければならない。

### 15.8.3.5.2 ワークユニット: ALC\_TDA.3-5

評価者は、TOE 生成時に記録された一意の TOE 実装表現識別子のリストとそれに関連するタイムスタンプ及び(作成者)発信元情報の完全性を、この完全性特性の維持について記述した開発者証拠資料を検査してチェックしなければならない。

開発者証拠資料は、以下の項目のいずれもが、最初に存在した後、適切な権限なしに自由に変更されないという適用可能なシナリオを説明することが必要である。

- a) 一意の TOE 実装表現識別子のリスト
- b) その関連するタイムスタンプ
- c) その関連する(作成者)発信元情報

例

適用可能なシナリオは、以下のとおりである。

- a) これらの項目がアクセス制御された場所に存在し、関連するアクセスログ/記録は、これらの項目が最初の作成以降変更されていないことを示す。
- b) これらの項目は、読み取り専用の媒体に書き込まれている。
- c) これらの項目は、デジタル署名されており、有効な公開鍵で検証することが可能である。

### 15.8.3.6 アクション ALC\_TDA.3.6E

#### 15.8.3.6.1 一般

CC パート 3 ALC\_TDA.3.6C: 再生成された TOE のコピーと元の TOE との間に機能的差異がある場合、開発者による説明は、再生成された TOE のコピーと元の TOE との間に目に見える差異がある場合、その差異は全て考慮されなければならない。

#### 15.8.3.6.2 ワークユニット: ALC\_TDA.3-6

評価者は、TOE 生成時に記録された TOE から一意の TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する開発者のメカニズムを記述した開発者証拠資料を検査し、開発者が TOE から TOE 実装表現識別子のリストまで追跡する能力を持つことを確認しなければならない。

評価者は、開発者の証拠資料に従って、TOE を入力とする識別子のリストを見つけ、この識別子のリストが CC パート 3 ALC\_TDA.1.1D の開発者アクションから出力される TOE 実装表現識別子のリストと一致することをチェックする必要がある。

例

開発者が、TOE 実装表現識別子のリスト又はその表現を直接又は間接的に TOE に書き込む追跡メカニズムを使用することは、許容される。あるいは、開発者が部品表データベースを追跡メカニズムとして使用し、TOE と TOE 実装表現リストの対応関係を維持することも許容される。

### 15.8.3.7 アクション ALC\_TDA.3.7E

#### 15.8.3.7.1 ワークユニット: ALC\_TDA.3-7

評価者は、ワークユニット ALC\_TDA.1-1 で決定された対応関係の TOE 実装表現識別子が、ALC\_CMS.3 の構成範囲において、実装表現の要素名を(構成リストの一部として)識別できることをチェックしなければならない。

### 15.8.3.8 アクション ALC\_TDA.3.8E

#### 15.8.3.8.1 ワークユニット: ALC\_TDA.3-8

評価者は、再生成された TOE コピーとオリジナル TOE の間に機能的な差異(もしあれば)の開発者の説明が、再生成された TOE コピーとオリジナルの TOE の間の目に見える差異(もしあれば)の全て考慮していることをチェックしなければならない。

TOE の一部がバイナリ実行ファイルの集合体のようなソフトウェアで構成されている場合、バイナリファイルエディタ/ビューア又は他の適用可能なソフトウェア診断又はテストツールを使用して、再生成された TOE コピーとオリジナルの TOE の間の対応する差異を観察することが可能である。

TOE の一部が集積回路のようなハードウェアで構成されている場合、顕微鏡又は他の適用可能なハードウェア診断又はテストツールを使用して、再生成された TOE コピーとオリジナルの TOE の間の対応する差異を観察することが可能である。

いずれの場合も、再生成された TOE コピーとオリジナルの TOE との間に目に見える差異がない場合、開発者が説明すべき機能的な違いはない。

## 15.9 ツールと技法(ALC\_TAT)

### 15.9.1 サブアクティビティの評価(ALC\_TAT.1)

#### 15.9.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が、一貫性があり予測可能な結果をもたらす明確に定義された開発ツール(例えば、プログラミング言語又はコンピュータ支援設計(CAD)システム)を使用しているかどうかを決定することである。

#### 15.9.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 開発ツール証拠資料
- b) 実装表現のサブセット

#### 15.9.1.3 適用上の注釈

この作業は、オブジェクトコードに影響を与えるツールにおける特徴の使用法(例えば、コンパイルオプション)を決定することに関して特に、実装表現(ADV\_IMP)の下の評価アクティビティと並行して行うことができる。

### 15.9.1.4 アクション ALC\_TAT.1.1E

#### 15.9.1.4.1 一般

CC パート 3 ALC\_TAT.1.1C: 実装に使用される各開発ツールは、明確に定義されていなければならない。

#### 15.9.1.4.2 ワークユニット: ALC\_TAT.1-1

評価者は、各開発ツールが明確に定義されていることを決定するために、提供された開発ツール証拠資料を**検査**しなければならない。

例えば、明確に定義された言語、コンパイラ又は CAD システムは、ISO 標準など、認知された標準に従ったものであるとみなされる。明確に定義された言語は、その構文が明確かつ完全に記述され、各構成要素の意味論が詳細に記述されている言語である。

CC パート 3 ALC\_TAT.1.2C: 各開発ツールの証拠資料は、実装に使用される全てのステートメントの意味、及び規約と指示文を曖昧さなく定義しなければならない。

#### 15.9.1.4.3 ワークユニット: ALC\_TAT.1-2

評価者は、各開発ツールの証拠資料が、実装で使用される全てのステートメントの意味、及び規約と指示文を曖昧さなく定義していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

開発ツール証拠資料(例えば、プログラミング言語仕様書及び利用者マニュアル)では、TOE の実装表現で使用される全てのステートメントを扱い、それらの各ステートメントに対して、そのステートメントの目的と効果の明確で曖昧でない定義を提供するべきである。この作業は、ADV\_IMP サブアクティビティで行われる評価者の実装表現の検査と並行して行うことができる。評価者が適用すべき重要なテストは、証拠資料が十分に明確であり、評価者が実装表現を理解することができるかどうかである。証拠資料は、(例えば)読者が使用されるプログラミング言語の専門家であることを想定するべきではない。

証拠資料に記載された標準の使用法を参照することは、その標準を評価者が使用できる場合、この要件を満たす受入れ可能な手法である。標準との相違はいずれも証拠資料に記載されるべきである。

決定的に重要なテストは、評価者が ADV\_IMP サブアクティビティで扱われるソースコード分析を行うときに、TOE ソースコードを理解できるかどうかである。ただし、次のチェックリストを、問題領域を探すために追加して使用することができる。

- 言語定義において、「この構文の結果が未定義である」などの表現及び「実装に依存」又は「誤り」などの用語は、定義が明確でない領域を示すことがある。
- 別名の使用(同じメモリ部分を異なる方法で参照できるようにする)は、よくある曖昧さの問題の発生源である。
- 例外処理(例えば、メモリが不足したりスタックがオーバーフローしたときに発生する)は、多くの場合、定義が不完全である。

しかしながら、普通に使用されているほとんどの言語は、十分に定義されているが、いくつかの問題となる構文を持っている。実装言語がほとんど十分に定義されているが、いくつかの問題となる構文が存在する場合、ソースコードの検査を終えるまで、未決定判定を割り付けられるべきである。

実装標準の記述には、少なくとも以下の内容を含めるべきである。

- 使用するプログラミング言語及び/又は開発ツールに内在する問題のある構文を回避するための、TOE の実装方法。
- 開発ツールによってもたらされるセキュリティの観点からの望ましくないふるまい(又は脆弱性)を回避するための、TOE の実装方法。開発者が使用する開発ツールによって生成されたコードが、期待するセキュリティ特性を満たさないという状況に直面することがあることに注意。
- サードパーティの開発者が課す規則を満たすための、TOE の実装方法。

ADV\_COMP.1.1C で要求される情報は、コンポジット評価手法を選択した場合の規則の一部であることに注意。

最新のコンパイラに照らし合わせて、セキュリティに害のない命名規則だけを記述するのでは十分ではない。

評価者は、ソースコードを検査する間、問題のある構文の使用が脆弱性を持ち込んでいないことを検証するべきである。評価者は、証拠資料に記載された標準によって排除されている構文が使用されていないことも保証するべきである。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

開発ツール証拠資料は、実装で使用される全ての規約と指示文を定義するべきである。

CC パート 3 ALC\_TAT.1.3C: 各開発ツールの証拠資料は、実装に依存する全てのオプションの意味を、曖昧さなく定義しなければならない。

### 15.9.1.4.4 ワークユニット: ALC\_TAT.1-3

評価者は、開発ツール証拠資料が全ての実装に依存するオプションの意味を曖昧さなく定義していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

ソフトウェア開発ツールの証拠資料には、実行可能コードの意味に影響を与える実装依存オプションの定義と、証拠資料に記載された標準言語と異なるオプションの定義を含めるべきである。ソースコードが評価者に提供される場合、使用されたコンパイルとリンクのオプションの情報も提供されるべきである。

ハードウェア設計及び開発ツールの証拠資料は、ツール(例えば、詳細なハードウェア仕様又は実際のハードウェア)からの出力に影響を与える全てのオプションの使用法を記述するべきである。

## 15.9.2 サブアクティビティの評価(ALC\_TAT.2)

### 15.9.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が、一貫性があり予測可能な結果をもたらす明確に定義された開発ツール(例えば、プログラミング言語又はコンピュータ支援設計(CAD)システム)を使用しているかどうか、及び実装標準が適用されているかどうかを決定することである。

### 15.9.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 開発ツール証拠資料
- b) 実装標準記述
- c) TSF の提供された実装表現

### 15.9.2.3 適用上の注釈

この作業は、オブジェクトコードに影響を与えるツールにおける特徴の使用法(例えば、コンパイルオプション)を決定することに関して特に、ADV\_IMP の下の評価アクティビティと並行して行うことができる。

### 15.9.2.4 アクション ALC\_TAT.2.1E

#### 15.9.2.4.1 一般

CC パート 3 ALC\_TAT.2.1C: 実装に使用される各開発ツールは、明確に定義されていなければならない。

#### 15.9.2.4.2 ワークユニット: ALC\_TAT.2-1

評価者は、各開発ツールが明確に定義されていることを決定するために、提供された開発ツール証拠資料を**検査しなければならない**。

例えば、明確に定義された言語、コンパイラ又は CAD システムは、ISO 標準など、認知された標準に従ったものであるとみなされる。明確に定義された言語は、その構文が明確かつ完全に記述され、各構成要素の意味論が詳細に記述されている言語である。

CC パート 3 ALC\_TAT.2.2C: 各開発ツールの証拠資料は、実装に使用される全てのステートメントの意味、及び規約と指示文を曖昧さなく定義しなければならない。

#### 15.9.2.4.3 ワークユニット: ALC\_TAT.2-2

評価者は、各開発ツールの証拠資料が、実装で使用される全てのステートメントの意味、及び規約と指示文を曖昧さなく定義していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

開発ツール証拠資料(例えば、プログラミング言語仕様書及び利用者マニュアル)では、TOE の実装表現で使用される全てのステートメントを扱い、それらの各ステートメントに対して、そのステートメントの目的と効果の明確で曖昧でない定義を提供するべきである。この作業は、ADV\_IMP サブアクティビティで行われる評価者の実装表現の検査と並行して行うことができる。評価者が適用すべき重要なテストは、証拠資料が十分に明確であり、評価者が実装表現を理解することができるかどうかである。証拠資料は、(例えば)読者が使用されるプログラミング言語の専門家であることを想定するべきではない。

証拠資料に記載された標準の使用法を参照することは、その標準を評価者が使用できる場合、この要件を満たす受入れ可能な手法である。標準との相違はいずれも証拠資料に記載されるべきである。

決定的に重要なテストは、評価者が ADV\_IMP サブアクティビティで扱われるソースコード分析を行うときに、TOE ソースコードを理解できるかどうかである。ただし、次のチェックリストを、問題領域を探すために追加して使用することができる。

- a) 言語定義において、「この構文の結果が未定義である」などの表現及び「実装に依存」又は「誤り」などの用語は、定義が明確でない領域を示すことがある。
- b) 別名の使用(同じメモリ部分を異なる方法で参照できるようにする)は、よくある曖昧さの問題の発生源である。
- c) 例外処理(例えば、メモリが不足したりスタックがオーバーフローしたときに発生する)は、多くの場合、定義が不完全である。

しかしながら、普通に使用されているほとんどの言語は、十分に定義されているが、いくつかの問題となる構文を持っている。実装言語がほとんど十分に定義されているが、いくつかの問題となる構文が存在する場合、ソースコードの検査を終えるまで、未決定判定を割り付けられるべきである。

実装標準の記述には、少なくとも以下の内容を含めるべきである。

- a) 使用するプログラミング言語及び/又は開発ツールに内在する問題のある構文を回避するための、TOE の実装方法。
- b) 開発ツールによってもたらされるセキュリティの観点からの望ましくないふるまい(又は脆弱性)を回避するための、TOE の実装方法。開発者が使用する開発ツールによって生成されたコードが、期待するセキュリティ特性を満たさないという状況に直面することがあることに注意。
- c) サードパーティの開発者が課す規則を満たすための、TOE の実装方法。

ADV\_COMP.1.1C で要求される情報は、コンポジット評価手法を選択した場合の規則の一部であることに注意。

最新のコンパイラに照らし合わせて、セキュリティに害のない命名規則だけを記述するのでは十分ではない。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

評価者は、ソースコードを検査する間、問題のある構文の使用が脆弱性を持ち込んでいないことを検証するべきである。評価者は、証拠資料に記載された標準によって排除されている構文が使用されていないことも保証するべきである。

開発ツール証拠資料は、実装で使用される全ての規約と指示文を定義するべきである。

**CC パート 3 ALC\_TAT.2.3C:** 各開発ツールの証拠資料は、実装に依存する全てのオプションの意味を、曖昧さなく定義しなければならない。

### 15.9.2.4.4 ワークユニット: ALC\_TAT.2-3

評価者は、開発ツール証拠資料が全ての実装に依存するオプションの意味を曖昧さなく定義していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

ソフトウェア開発ツールの証拠資料には、実行可能コードの意味に影響を与える実装依存オプションの定義と、証拠資料に記載された標準言語と異なるオプションの定義を含めるべきである。ソースコードが評価者に提供される場合、使用されたコンパイルとリンクのオプションの情報も提供されるべきである。

ハードウェア設計及び開発ツールの証拠資料は、ツール(例えば、詳細なハードウェア仕様又は実際のハードウェア)からの出力に影響を与える全てのオプションの使用法を記述するべきである。

### 15.9.2.5 アクション ALC\_TAT.2.2E

#### 15.9.2.5.1 ワークユニット: ALC\_TAT.2-4

評価者は、証拠資料に記載された実装標準が適用されていることを決定するために、実装プロセスの側面を**検査しなければならない**。

このワークユニットでは、証拠資料に記載された実装標準が適用されているかどうかを決定するために、評価者は TOE の提供された実装表現を分析する必要がある。

評価者は、証拠資料に記載された標準によって排除されている構文が使用されていないことを検証するべきである。

また、評価者は、TOE の設計及び実装プロセス内の定義された標準の適用を保証する開発者の手続きを検証するべきである。このため、記録による証拠は、開発環境を訪問することによって補足されるべきである。開発環境を訪問することにより、評価者は、次のことを行うことができる。

- a) 定義された標準の適用の観察
- b) 定義された標準の使用を記述している手続きの適用の記録による証拠の検査
- c) 開発スタッフへのインタビューによる、定義された標準と手続きの適用についての認識のチェック

開発サイトの訪問は、使用されている手続きに対する確信を得るのに役に立つ手段である。そのような訪問を行わないという決定は、評価監督機関と相談して決定されるべきである。

評価者は、提供された実装表現と適用された実装標準の記述を比較し、それらの使用を検証する。

このレベルでは、TSF の完全な提供された実装表現は実装標準に基づいている必要はないが、TOE 開発者が開発した部分のみはこの必要がある。評価者は、TOE 開発者が開発するのはどの部分か、及びサードパーティの開発者が開発するのはどの部分かについての情報を取得するために、CM 範囲(ALC\_CMS)で要求される構成リストを調べることができる。

参照される実装標準が提供された実装表現の少なくともいずれかの部分に対して適用されていない場合、このワークユニットに関する評価者アクションは不合格判定になる。

TSF 関連ではない TOE の部分を検査する必要はないことに注意のこと。

このワークユニットは、ADV\_IMP の下で評価アクティビティとともに実行することができる。

### 15.9.3 サブアクティビティの評価(ALC\_TAT.3)

#### 15.9.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者及びその下請け業者が、一貫性があり予測可能な結果をもたらす明確に定義された開発ツール(例えば、プログラミング言語やコンピュータ支援設計(CAD)システム)を使用しているかどうか、及び実装標準が適用されているかどうかを決定することである。

#### 15.9.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 開発ツール証拠資料
- b) 実装標準記述
- c) TSF の提供された実装表現

#### 15.9.3.3 適用上の注釈

この作業は、オブジェクトコードに影響を与えるツールにおける特徴の使用法(例えば、コンパイルオプション)を決定することに関して特に、ADV\_IMP の下の評価アクティビティと並行して行うことができる。

### 15.9.3.4 アクション ALC\_TAT.3.1E

#### 15.9.3.4.1 一般

CC パート 3 ALC\_TAT.3.1C: 実装に使用される各開発ツールは、明確に定義されていなければならない。

#### 15.9.3.4.2 ワークユニット: ALC\_TAT.3-1

評価者は、各開発ツールが明確に定義されていることを決定するために、提供された開発ツール証拠資料を**検査しなければならない**。

例えば、明確に定義された言語、コンパイラ又は CAD システムは、ISO 標準など、認知された標準に従ったものであるとみなされる。明確に定義された言語は、その構文が明確かつ完全に記述され、各構成要素の意味論が詳細に記述されている言語である。

このレベルでは、TOE に対するサードパーティの貢献者が使用する開発ツールの証拠資料は、評価者の検査に含まれる必要がある。

CC パート 3 ALC\_TAT.3.2C: 各開発ツールの証拠資料は、実装に使用される全てのステートメントの意味、及び規約と指示文を曖昧さなく定義しなければならない。

#### 15.9.3.4.3 ワークユニット: ALC\_TAT.3-2

評価者は、各開発ツールの証拠資料が、実装で使用される全てのステートメントの意味、及び規約と指示文を曖昧さなく定義していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

開発ツール証拠資料(例えば、プログラミング言語仕様書及び利用者マニュアル)では、TOE の実装表現で使用される全てのステートメントを扱い、それらの各ステートメントに対して、そのステートメントの

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

目的と効果の明確で曖昧でない定義を提供するべきである。この作業は、ADV\_IMP サブアクティビティで行われる評価者の実装表現の検査と並行して行うことができる。評価者が適用すべき重要なテストは、証拠資料が十分に明確であり、評価者が実装表現を理解することができるかどうかである。証拠資料は、(例えば)読者が使用されるプログラミング言語の専門家であることを想定するべきではない。

証拠資料に記載された標準の使用法を参照することは、その標準を評価者が使用できる場合、この要件を満たす受入れ可能な手法である。標準との相違はいずれも証拠資料に記載されるべきである。

決定的に重要なテストは、評価者が ADV\_IMP サブアクティビティで扱われるソースコード分析を行うときに、TOE ソースコードを理解できるかどうかである。ただし、次のチェックリストを、問題領域を探すために追加して使用することができる。

- a) 言語定義において、「この構文の結果が未定義である」などの表現及び「実装に依存」又は「誤り」などの用語は、定義が明確でない領域を示すことがある。
- b) 別名の使用(同じメモリ部分を異なる方法で参照できるようにする)は、よくある曖昧さの問題の発生源である。
- c) 例外処理(例えば、メモリが不足したりスタックがオーバーフローしたときに発生する)は、多くの場合、定義が不完全である。

しかしながら、普通に使用されているほとんどの言語は、十分に定義されているが、いくつかの問題となる構文を持っている。実装言語がほとんど十分に定義されているが、いくつかの問題となる構文が存在する場合、ソースコードの検査を終えるまで、未決定判定を割り付けられるべきである。

実装標準の記述には、少なくとも以下の内容を含めるべきである。

- a) 使用するプログラミング言語及び/又は開発ツールに内在する問題のある構文を回避するための、TOE の実装方法。
- b) 開発ツールによってもたらされるセキュリティの観点からの望ましくないふるまい(又は脆弱性)を回避するための、TOE の実装方法。開発者が使用する開発ツールによって生成されたコードが、期待するセキュリティ特性を満たさないという状況に直面することがあることに注意。
- c) サードパーティの開発者が課す規則を満たすための、TOE の実装方法。

ADV\_COMP.1.1C で要求される情報は、コンポジット評価手法を選択した場合の規則の一部であることに注意。

最新のコンパイラに照らし合わせて、セキュリティに害のない命名規則だけを記述するのでは十分ではない。

評価者は、ソースコードを検査する間、問題のある構文の使用が脆弱性を持ち込んでいないことを検証するべきである。評価者は、証拠資料に記載された標準によって排除されている構文が使用されていないことも保証するべきである。

開発ツール証拠資料は、実装で使用される全ての規約と指示文を定義するべきである。

このレベルでは、TOE に対するサードパーティの貢献者が使用する開発ツールの証拠資料は、評価者の検査に含まれる必要がある。

CC パート 3 ALC\_TAT.3.3C: 各開発ツールの証拠資料は、実装に依存する全てのオプションの意味を、曖昧さなく定義しなければならない。

#### 15.9.3.4.4 ワークユニット: ALC\_TAT.3-3

評価者は、開発ツール証拠資料が全ての実装に依存するオプションの意味を曖昧さなく定義していることを決定するために、その証拠資料を**検査しなければならない**。

ソフトウェア開発ツールの証拠資料には、実行可能コードの意味に影響を与える実装依存オプションの定義と、証拠資料に記載された標準言語と異なるオプションの定義を含めるべきである。ソースコードが評価者に提供される場合、使用されたコンパイルとリンクのオプションの情報も提供されるべきである。

ハードウェア設計及び開発ツールの証拠資料は、ツール(例えば、詳細なハードウェア仕様又は実際のハードウェア)からの出力に影響を与える全てのオプションの使用法を記述するべきである。

このレベルでは、TOE に対するサードパーティの貢献者が使用する開発ツールの証拠資料は、評価者の検査に含まれる必要がある。

#### 15.9.3.5 アクション ALC\_TAT.3.2E

##### 15.9.3.5.1 ワークユニット: ALC\_TAT.3-4

評価者は、証拠資料に記載された実装標準が適用されていることを決定するために、実装プロセスの側面を**検査しなければならない**。

このワークユニットでは、証拠資料に記載された実装標準が適用されているかどうかを決定するために、評価者は TOE の提供された実装表現を分析する必要がある。

評価者は、証拠資料に記載された標準によって排除されている構文が使用されていないことを検証するべきである。

また、評価者は、TOE の設計及び実装プロセス内の定義された標準の適用を保証する開発者の手続きを検証するべきである。このため、記録による証拠は、開発環境を訪問することによって補足されるべきである。開発環境を訪問することにより、評価者は、次のことを行うことができる。

- a) 定義された標準の適用の観察
- b) 定義された標準の使用を記述している手続きの適用の記録による証拠の検査
- c) 開発スタッフへのインタビューによる、定義された標準と手続きの適用についての認識のチェック

開発サイトの訪問は、使用されている手続きに対する確信を得るのに役に立つ手段である。そのような訪問を行わないという決定は、評価監督機関と相談して決定されるべきである。

評価者は、提供された実装表現と適用された実装標準の記述を比較し、それらの使用を検証する。

このレベルでは、TSF の完全な提供された実装表現は、サードパーティの貢献者を含め、実装標準に基づいている必要がある。このため、評価者が貢献者のサイトを訪問する必要がある可能性がある。評価者は、TOE のどの部分をだれが開発したかを確認するために、CM 範囲(ALC\_CMS)で要求される構成リストを調べることができる。

TSF 関連ではない TOE の部分を検査する必要はないことに注意のこと。

このワークユニットは、ADV\_IMP の下で評価アクティビティとともに実行することができる。

## 15.10 構成部分の統合と配付手続きの一貫性チェック (ALC\_COMP)

### 15.10.1 一般

ここで定義するコンポジット専用のワークユニットは、以下の表に示す ALC クラスの評価アクティビティに詳細化として統合されることを意図している。ALC クラスの他のアクティビティは、コンポジット専用のワークユニットを必要としない。

表 3 — ALC\_COMP

CC 保証ファミリ	評価アクティビティ	評価ワークユニット	コンポジット専用ワークユニット
ALC_CMS	ALC_CMS.1.1E	ALC_CMS.1-2	ALC_COMP.1-1
AGD_PRE	AGD_PRE.1.1E	AGD_PRE.1-2	ALC_COMP.1-2
ALC_CMC	ALC_CMC.4.1E	ALC_CMC.4-10	ALC_COMP.1-2

注：選択された保証要件のレベルが、この表で特定されたものよりも高い場合も、コンポジット専用ワークユニットが適用される。

### 15.10.2 サブアクティビティの評価(ALC\_COMP.1)

#### 15.10.2.1 目的

このアクティビティの目的は、次のことを確認することである。

- 依存性コンポーネントの正しいバージョンが、関連する基本コンポーネントの正しいバージョンに設置され/組み込まれているか。
- 基本コンポーネント開発者及び依存コンポーネント開発者の準備ガイダンスの手続きが、コンポジット製品インテグレータの受入れ手続きと互換性があるかどうか。

#### 15.10.2.2 適用上の注釈

コンポジット製品評価者は、評価されている依存コンポーネントの正しいバージョンが、コンポジット製品の関連基本コンポーネントの評価バージョンに設置/組み込みされていることを検証しなければならない。

コンポジット製品評価スポンサーは、コンポジット製品インテグレータが生成しなければならない適切な証拠が、コンポジット製品評価者が利用できるようにすることを保証しなければならない。この証拠には、特に基本コンポーネント開発者の構成リスト(例えば、開発者の承認ステートメントの中で提供されたもの)などが含まれる場合がある。

コンポジット製品評価者は、基本コンポーネント開発者及び依存コンポーネント開発者の配付手続きが、コンポジット製品インテグレータが使用する受入れ手続きと互換性があることを検証しなければならない。

コンポジット製品評価者は、基本コンポーネント開発者及び依存コンポーネント開発者が規定する全ての構成パラメタ(例：プリパーソナライゼーションデータ、プリパーソナライゼーションスクリプト)が、コンポジット製品インテグレータによって使用されていることを検証しなければならない。

コンポジット製品評価スポンサーは、コンポジット製品インテグレータが生成しなければならない適切な証拠が、コンポジット製品評価者が利用できるようにすることを保証しなければならない。この証拠には、特に、基本コンポーネント開発者による依存コンポーネントの受け取り、受入れ、パラメタリゼーションの証拠の要素(例えば、開発者の承認ステートメントの形式)を含めることができる。

### 15.10.2.3 アクション ALC\_COMP.1.1E

#### 15.10.2.3.1 一般

CC パート 3 ALC\_COMP.1.1C: コンポーネント構成の証拠資料は、依存コンポーネントの評価版が、関連する基本コンポーネントの評価版に設置/組み込みされたことを示されなければならない。

#### 15.10.2.3.2 ワークユニット: ALC\_COMP.1-1

評価者は、依存コンポーネントの評価版が、関連する基本コンポーネントの正しい評価版に設置/組み込みされたことを示す証拠を **検査しなければならない**。

注: コンポジット評価の観点からは、依存コンポーネントと基本コンポーネントの正しい評価版が使用されることが重要である。

基本コンポーネント開発者が提供する基本コンポーネントの AGD\_PRE 証拠資料には、依存コンポーネント開発者又はコンポジット製品インテグレータが遵守しなければならない、基本コンポーネントのセキュアな受入れ手続き及びセキュリティ対策に関する要件が含まれている。依存コンポーネント開発者は、(該当する場合)これらの要件がフォローアップされ、要求されたセキュリティ要件が実施されている証拠を提供しなければならない。

特別なコンポジット製品の評価者のアクティビティは、コンポジット製品の両部分のバージョンの正しさの証拠と、基本コンポーネントのセキュアな受け入れと設置が実施されたことをチェックすることである。

基本コンポーネントについては、評価者は、基本コンポーネントの AGD\_PRE に規定された手続きのフォローアップの一環として、基本コンポーネントの実際の識別情報が、基本コンポーネント評価の予想評価データに見合うものであることを決定しなければならない。

依存コンポーネントについては、コンポジット製品評価者が保証ファミリ ALC\_CMS のコンテキストでこのタスクを実行しなければならないという事実により、関連するタスクは些細なものとなる。

コンポーネント識別情報の証拠は、技術的及び組織的という2つの異なる方法で提供することができる。

バージョンの正しさの技術的な証拠としては、コンポジット製品自体によって生成されるものがある。つまり、基本コンポーネントと依存コンポーネントは、それぞれの場合において、曖昧さのないバージョン番号を含む文字列を、それぞれのコマンドに対する回答として返す。例えば、コマンドの戻り文字列や Windows の情報('About'など)のスクリーンショット、スマートカードの場合は適切な ATR などである。

ハードウェアのバージョンが正しいという技術的な証拠は、該当する場合、その表面に刻まれた曖昧さのない文字を読み上げることによっても提供することができる。ほとんどのスマートカードのマイクロコントローラーには、物理的な表示が存在しないことに注意。

技術的な証拠は提供されることが推奨される。

バージョンの正しさの組織的な証拠は、コンポジット製品のインテグレーターによって、最終的なコンポジット製品を構成する基本コンポーネントと依存性コンポーネントの明確なバージョン情報を含む構成リストに基づいて生成される。

例えば、スマートカードの場合、下層のプラットフォーム(基本コンポーネント)製造者がアプリケーションソフトウェア(依存コンポーネント)製造者に提出する、プラットフォーム、組み込みソフトウェア、及びプリパーソナライゼーションパラメータのバージョンの証拠を含む確認書(構成リストなど)を組織的な証拠とすることができる。

組織的な証拠は常に提供可能であり、それゆえ提供しなければならない。

## ALC クラス: ライフサイクルサポート

このワークユニットの結果は、ALC\_CMS.1.1E / ALC\_CMS.1-2(又は高い保証レベルを選択した場合は同等の上位コンポーネント)の結果に統合されなければならない。

### 15.10.2.4 アクション ALC\_COMP.1.2E

#### 15.10.2.4.1 一般

CC パート 3 ALC\_COMP.1.2C: コンポーネント構成の証拠資料は、以下のことを示さなければならない。

- a) 基本コンポーネント開発者及び依存コンポーネント開発者の配付手続きが、コンポジット製品インテグレータの受入れ手続きと互換性があることを、配付及び受入れの互換性の証拠資料によって示さなければならない。
- b) 証拠資料は、基本コンポーネント開発者及び依存コンポーネント開発者が規定する準備ガイダンスの手続きが、コンポジット製品インテグレータによって実際に使用されている、又は、コンポジット製品インテグレータのガイダンスと互換性があり、互いに矛盾していないことを示さなければならない。

#### 15.10.2.4.2 ワークユニット: ALC\_COMP.1-2

評価者は、コンポジット製品インテグレータの受入れ手続き、基本コンポーネント開発者及び依存コンポーネント開発者の配付手続きが、互換性があり、必要な場合にはコンポジット製品インテグレータが適用するか、準備ガイダンスに規定されているかどうかを確認するために、それらの手続きを**検査しなければならない**。

特に構成パラメータを含む準備ガイダンス要件の一般的な情報が示されており、保証ファミリー AGD\_PRE[1.2C]の文脈で検査しなければならない。特別な評価者のアクティビティは、開発者の証拠を検査し、コンポジット製品インテグレータが準備ガイダンス要件のこの特別なサブセットを適切に扱っているかどうかを決定することである。

評価者は、基本コンポーネント開発者及び依存コンポーネント開発者の配付手続きが、コンポジット製品インテグレータの受入れ手続きと互換性があるかどうかのチェックを含め、この提供された証拠を検査しなければならない。

コンポジット製品インテグレータが基本コンポーネント開発者及び依存コンポーネント開発者が規定する準備ガイダンス要件を利用者に残している場合、コンポジット製品評価者は、その要件がコンポジット評価の準備ガイダンスに示されているかどうかを検証する。

例えば、コンポジット製品である Java Card の場合、カード発行者は、Java Card プラットフォーム(基本コンポーネント)開発者及びアプレット(依存コンポーネント)開発者が規定する全てのパラメータを設定し、アプレットを Java Card プラットフォームにインストールする。また、カード発行者は、パッケージがバイトコード検証され、有効なデジタル署名を持つことを検証しなければならない。

このワークユニットの結果は、AGD\_PRE.1.1E / AGD\_PRE.1-2 及び ALC\_CMC.4.1E / ALC\_CMC.4-10 の結果に統合されなければならない。

## 16 ATE クラス: テスト

### 16.1 一般

このアクティビティの目的は、TOE が ST での記述に従って、及び(ADV クラスで記述された)評価証拠での仕様に従ってふるまうかどうかを決定することである。この決定は、TSF の開発者自身の機能テスト(機能テスト(ATE\_FUN))と評価者による TSF の独立テスト(独立テスト(ATE\_IND))をいくつか組み合わせることによって達成される。保証の最小レベルでは、開発者の関与についての要件はないため、テストは評価者によってのみ TOE に関する限られた利用可能な情報を使用して行われる。TOE に関する追加情報のテストと提供の両方に対する開発者の関与が深まるにつれて、また評価者による独立テストアクティビティが増加するにつれて、追加の保証が得られる。

### 16.2 適用上の注釈

TSF のテストは、評価者によって、またほとんどの場合は開発者によって行われる。評価者のテスト成果は、独自のテストの作成及び実行だけでなく、開発者テストの適切性の評定とそれらのサブセットの再実行を含むものとする。

評価者は、TSFI(機能仕様(ADV\_FSP)を参照のこと)が仕様のとおり動作することを実証するために、及び開発者のテスト手法を理解するために、開発者のテストが十分であることを決定するためそれらテストの分析をする。同様に、評価者は、TSF の内部的なふるまいと特性を実証するために開発者のテストが十分であることを決定するために、それらのテストを分析する。

評価者は、開発者のテスト結果に対し確信を得るために、証拠資料の記載に従って開発者のテストのサブセットも実行する。評価者は、この分析結果を TSF サブセットの独立テストへの入力として使用する。このサブセットに関して評価者は、特に開発者のテストに不足がある場合に、開発者のものとは異なるテスト手法をとる。

開発者のテスト証拠資料の適切性を決定するため、又は新しいテストを作成するために、評価者は、満たす必要がある SFR において、TSF の望ましい期待されるふるまいを内部的及び TSFI の観点から理解する必要がある。評価者は、まだ ST で分割されていなければ TSF 及び TSFI を ST の機能領域(監査サブシステム、監査関連 TSFI、認証モジュール、認証関連 TSFI など)に従い複数のサブセットに分割し、1 度に 1 つのサブセットに焦点を当て、ST 要件と開発及びガイダンス証拠資料の関連する部分を検査し TOE の期待されるふるまい方を理解することができる。開発証拠資料に対するこの依存は、カバレッジ(ATE\_COV)及び深さ(ATE\_DPT)は ADV への依存性が必要になることにより強調される。

CC は、カバレッジと深さを機能テストから分離し、ファミリのコンポーネントの適用に関する柔軟性を高めている。ただし、それらファミリの要件は、TSF がその仕様に従って動くことを確認するために、一体となって適用されることを意図している。ファミリのこの密接なつながりは、サブアクティビティ間の評価者ワークユニットの一部重複をもたらした。これらの適用上の注釈は、サブアクティビティ間の文の重複をできる限り少なくするために使用される。

#### 16.2.1 TOE の期待されるふるまいの理解

テスト証拠資料の適切性を正確に評価する前に、又は新しいテストを作成する前に、評価者は、満たす必要がある要件の観点よりセキュリティ機能の望ましい期待されるふるまいを理解する必要がある。

前述のとおり、評価者は、ST における SFR(監査、認証など)に従って TSF 及び TSFI をサブセットに分割し、1 度に 1 つのサブセットに焦点を当てるように選択することができる。評価者は、関連する TSFI の期待されるふるまい方を理解するために、各 ST 要件と、機能仕様及びガイダンス証拠資料の関連部分を検査する。同様に、評価者は、TSF の関連するモジュール又はサブシステムの期待されるふるまい方を理解するために、TOE 設計及びセキュリティアーキテクチャ証拠資料の関連する部分を検査する。

期待されるふるまいの理解とともに、評価者はテスト計画を検査し、テスト手法を理解する。ほとんどの場合、テスト手法は、刺激される TSFI とその観察される応答を伴う。外部から見える機能性は、原則としては直接テストすることが可能だが、機能性が TOE の外部から見えない場合(例えば、残存情報保護機能性のテスト)は、別の手段を採用する必要がある。

### 16.2.2 機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法

(外部から見える TSFI が提供されない場合に)特定の機能性をテストするのが実際的でないか又は適切でない場合、テスト計画では、期待されるふるまいを検証するための代替手法を識別すべきである。代替手法の適切さを決定するのは、評価者の責任である。ただし、代替手法の適切さを評定するとき、次のことが考慮されるべきである。

- a) 必要なふるまいが TOE によって示されるべきであることを決定するための実装表現の分析は、容認される代替手法である。これは、ソフトウェア TOE のコード検査又はハードウェア TOE のチップマスク検査に相当する。
- b) たとえ主張された保証要件に TOE モジュール(例えば、サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.3))又は実装(実装表現(ADV\_IMP))の下位レベルの記述が含まれない場合でも、開発者の統合又はモジュールテストの証拠を使用することは容認される。開発者の統合又はモジュールテストの証拠がセキュリティ機能性の期待されるふるまいを検証するために使用される場合、テストの証拠は TOE の現在の実装を反映していることを注意深く確認すべきである。テストが行われた後にサブシステム又はモジュールが変更された場合には、通常、その変更が追跡され、分析又はその後のテストにより対処された証拠が必要となる。

代替手法でテスト成果を補足するのは、開発者と評価者の両者が期待されるふるまいをテストする実際的な手段が他に存在しないと決定したときにのみ行うべきであることが強調されるべきである。

### 16.2.3 テストの適切性の検証

テストの必要条件は、テストのために必要な初期条件を確立するために必要である。それらは、セットする必要があるパラメタとして、又は 1 つのテストの完了が他のテストの必要条件を確立する場合にはテストの順序として表すことができる。評価者は、必要条件が観察されたテスト結果を期待されたテスト結果へ偏らせることがないという点で、完全かつ適切であることを決定する必要がある。

テストステップと期待される結果は、検証されるべき方法と期待される結果のみならず、TSFI に適用されるアクションとパラメタを特定する。評価者は、テストステップと期待される結果が機能仕様における TSFI の記述と一貫していることを決定しなければならない。このことは、機能仕様に明示的に記述されている TSFI ふるまいの各特性が、そのふるまいを検証するためのテスト結果と期待される結果を持つべきであることを意味する。

このテストアクティビティの全体的な目的は、各サブシステム、モジュール、及び TSFI が、機能仕様、TOE 設計、及びアーキテクチャ記述でのふるまいの主張に対して十分にテストされていることを決定することである。より上位の保証レベルでは、テストに境界テスト及び否定テストも含まれる。テスト手順は、テスト中に開発者によってどのように TSFI、モジュール、及びサブシステムが実行されたかに関する洞察を提供する。評価者は、TSF を独立にテストするための追加のテストを開発するときに、この情報を使用する。

## 16.3 カバレッジ(ATE\_COV)

### 16.3.1 サブアクティビティの評価(ATE\_COV.1)

#### 16.3.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TSFI をテストしたかどうか、及び開発者のテストカバレッジ証拠がテスト証拠資料に識別されているテストと機能仕様に記述されている TSFI の間の対応を示していることを決定することである。

#### 16.3.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) テスト証拠資料
- d) テストカバレッジ証拠

#### 16.3.1.3 適用上の注釈

開発者が提供するカバレッジ分析は、評価証拠として提供されるテストと機能仕様の間に対応を示す必要がある。ただし、カバレッジ分析は、全ての TSFI がテストされていること、又は TOE への全ての外部から見えるインタフェースがテストされていることを実証する必要はない。そのような不足は、独立テスト(サブアクティビティの評価(ATE\_IND.2))サブアクティビティ中に評価者が考慮する。

#### 16.3.1.4 アクション ATE\_COV.1.1E

##### 16.3.1.4.1 一般

CC パート 3 ATE\_COV.1.1C: テストカバレッジの証拠は、テスト証拠資料におけるテストと機能仕様における TSFI との間の対応を提示しなければならない。

##### 16.3.1.4.2 ワークユニット: ATE\_COV.1-1

評価者は、テスト証拠資料に識別されているテストと機能仕様に記述されている TSFI の間の対応が正確であることを決定するために、テストカバレッジ証拠を **検査しなければならない**。

対応は、表又はマトリックスの形を取ることができる。このコンポーネントに必要となるカバレッジ証拠は、完全なカバレッジを示すことよりむしろ、カバレッジの範囲を明らかにする。カバレッジが十分でない場合、評価者は、補うために独立テストの水準を増すべきである。

### 16.3.2 サブアクティビティの評価(ATE\_COV.2)

#### 16.3.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が全ての TSFI をテストしたかどうか、及び開発者のテストカバレッジ証拠がテスト証拠資料に識別されているテストと機能仕様に記述されている TSFI の間の対応を示していることを決定することである。

#### 16.3.2.2 入力

- a) ST

## ATE クラス: テスト

- b) 機能仕様
- c) テスト証拠資料
- d) テストカバレッジ分析

### 16.3.2.3 アクション ATE\_COV.2.1E

#### 16.3.2.3.1 一般

CC パート 3 ATE\_COV.2.1C: テストカバレッジの分析は、テスト証拠資料におけるテストと機能仕様における TSFI との間の対応を実証しなければならない。

#### 16.3.2.3.2 ワークユニット: ATE\_COV.2-1

評価者は、テスト証拠資料におけるテストと機能仕様におけるインタフェースの間の対応が正確であることを決定するために、テストカバレッジ分析を**検査しなければならない**。

単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。テストカバレッジ分析に示されるテストとインタフェースの識別は、曖昧さをなくす必要がある。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが機能仕様におけるインタフェースにマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

#### 16.3.2.3.3 ワークユニット: ATE\_COV.2-2

評価者は、各インタフェースに対するテスト手法が、そのインタフェースの期待されるふるまいを実証することを決定するために、テスト計画を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 xxxvi
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 xxxvii

#### 16.3.2.3.4 ワークユニット: ATE\_COV.2-3

評価者は、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果が各インタフェースを適切にテストしていることを決定するために、テスト手順を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、機能仕様に関係しており、次の中に見つけることができる。

- 16.2.3、テストの適切性の検証 xxxviii

CC パート 3 ATE\_COV.2.2C: テストカバレッジの分析は、機能仕様における全ての TSFI がテストされていることを実証しなければならない。

#### 16.3.2.3.5 ワークユニット: ATE\_COV.2-4

評価者は、機能仕様におけるインタフェースとテスト証拠資料におけるテストの間の対応が完全であることを決定するために、テストカバレッジ分析を**検査しなければならない**。

完全性を主張するために、機能仕様に記述されている全ての TSFI をテストカバレッジ分析に示し、テストにマッピングする必要がある。ただし、インタフェースの徹底的な仕様テストは必要ない。インタフェースが機能仕様に識別されており、それに対してテストがマッピングされていなかった場合、カバレッジが不完全であることは明らかである。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが機能仕様におけるインタフェースにマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

### 16.3.3 サブアクティビティの評価(ATE\_COV.3)

#### 16.3.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が全ての TSFI を網羅的にテストしたかどうか、及び開発者のテストカバレッジ証拠がテスト証拠資料に識別されているテストと機能仕様に記述されている TSFI の間の対応を示していることを決定することである。

このコンポーネントの特別な目的は、全ての TSFI の全てのパラメータがテストされていることを確認することである。

#### 16.3.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) テスト証拠資料
- d) テストカバレッジ分析

#### 16.3.3.3 アクション ATE\_COV.3.1E

##### 16.3.3.3.1 一般

CC パート 3 ATE\_COV.3.1C: テストカバレッジの分析は、テスト証拠資料におけるテストと機能仕様における TSFI との間の対応を実証しなければならない。

##### 16.3.3.3.2 ワークユニット: ATE\_COV.3-1

評価者は、テスト証拠資料におけるテストと機能仕様におけるインタフェースの間の対応が正確であることを決定するために、テストカバレッジ分析を**検査しなければならない**。

単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。テストカバレッジ分析に示されるテストとインタフェースの識別は、曖昧さをなくす必要がある。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが機能仕様におけるインタフェースにマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

##### 16.3.3.3.3 ワークユニット: ATE\_COV.3-2

評価者は、各インタフェースに対するテスト手法が、そのインタフェースの期待されるふるまいを実証することを決定するために、テスト計画を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 <sup>xxxvi</sup>
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <sup>xxxvii</sup>

#### 16.3.3.3.4 ワークユニット: ATE\_COV.3-3

評価者は、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果が各インタフェースを適切にテストしていることを決定するために、テスト手順を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、機能仕様に関係しており、次の中に見つけることができる。

- 16.2.3、テストの適切性の検証 xxxviii

CC パート 3 ATE\_COV.3.2C: テストカバレッジの分析は、機能仕様における全ての TSFI が完全にテストされていることを実証しなければならない。

#### 16.3.3.3.5 ワークユニット: ATE\_COV.3-4

評価者は、機能仕様におけるインタフェースとテスト証拠資料におけるテストの間の対応が完全であることを決定するために、テストカバレッジ分析を**検査しなければならない**。

完全性を主張するために、機能仕様に記述されている全ての TSFI をテストカバレッジ分析に示し、テストにマッピングする必要がある。このマッピングには、インタフェースの徹底的な仕様テストが必要である。インタフェースが機能仕様に識別されており、それに対してテストがマッピングされていなかった場合、カバレッジが不完全であることは明らかである。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが機能仕様におけるインタフェースにマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

#### 16.3.3.3.6 ワークユニット: ATE\_COV.3-5

評価者は、機能仕様におけるインタフェースとテスト証拠資料におけるテストの間の対応が全ての TSFI が完全にテストされたことを示していることを決定するために、テストカバレッジ分析を**検査しなければならない**。

これは、機能仕様に存在する全ての TSFI の目的、使用方法、パラメタ、パラメタの記述、アクション、エラーメッセージの全ての側面がテストによってカバーされているかどうかを評価者が検査することを意味する。機能仕様に存在する詳細度は、TOE の ST で選択された ADV\_FSP のコンポーネントに依存することに注意。

評価者は、パラメタ、パラメタの記述、アクション、エラーメッセージのような低レベルの記述がカバーされていれば、目的や使用方法のような機能仕様の上位の記述は暗黙のうちにカバーされていると結論付けることができる。したがって、一般的にはこれらの低レベルの記述の網羅性を確認すればよいことになる。

評価者は、(例えば)全てのパラメタを網羅することが、必ずしもパラメタが許容し得る全ての値を網羅することを意味しないことに留意されたい。しかし、TOE の明確な定性的なふるまいが期待される値については、全て網羅する必要がある。

例：関数呼び出しのパラメータの1つが2バイトの値で、それ以降のパラメータの長さを指定する場合、いくつかの典型的な値のみをテストする必要がある。しかし、評価者は、いくつかの特定のケース(値ゼロや最大値など)がカバーされていることを確認する。

もし評価者が、潜在的な攻撃者が矛盾したパラメータ値で TSFI を起動できる可能性があり(例えば、あるパラメータが第二のパラメータの長さを指定し、第二のパラメータを第一のパラメータの選択した値よりも実際に長くすることが可能な場合)、このケースが開発者のテストによってカバーされていないと判断したら、評価者は AVA\_VAN の活動の中でこれをテストするか、開発者がこのケースについてもカバレッジを提供するように要求するかを決定することができる。

機能仕様で指定されたエラーメッセージについても、パラメタと同様の考慮事項がある。質的に異なるエラーケースに属する各エラーメッセージは、テストによってカバーされる必要がある。例外として、例えば、テスト中に発生させることができないエラーに対するエラーメッセージがあることに注意すること。そのようなエラーメッセージについては、16.2.2<sup>xxxvii</sup>「機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法」で議論するように、他のカバー方法を見つける必要がある。

開発者は、このような代替的なテスト手法(例えば、ソースコード内の何かをチェックする)をカバレッジテーブルで使用することも許されていることに注意。この場合、評価者は代替手法の使用が許容されるかどうかを**検査しなければならない**(通常は、テストが事実上不可能な場合に限る)。

## 16.4 深さ(ATE\_DPT)

### 16.4.1 サブアクティビティの評価(ATE\_DPT.1)

#### 16.4.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が TSF サブシステムを TOE 設計及びセキュリティアーキテクチャ記述と比較してテストしたかどうかを決定することである。

#### 16.4.1.2 入力

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE 設計
- d) セキュリティアーキテクチャ記述
- e) テスト証拠資料
- f) テストの深さ分析

#### 16.4.1.3 アクション ATE\_DPT.1.1E

##### 16.4.1.3.1 一般

CC パート 3 ATE\_DPT.1.1C: テストの深さの分析は、**テスト証拠資料におけるテストと TOE 設計における TSF サブシステムの間に対応を実証しなければならない**。

##### 16.4.1.3.2 ワークユニット: ATE\_DPT.1-1

評価者は、TSF サブシステムのふるまいの記述及びそれらの相互作用の記述がテスト証拠資料に含まれていることを決定するために、テストの深さ分析を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、テストと TOE 設計の記述との間に対応の内容を検証する。TSF のアーキテクチャの健全性の記述(セキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)での)で、特定のメカニズムが挙げられている場合、このワークユニットはテストとそれらメカニズムのふるまいの記述との間に対応も検証する。

単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。カバレッジの深さ分析に示されるテストとふるまい/相互作用の識別は、曖昧さをなくす必要がある。

サブアクティビティ(ATE\_DPT.1)の評価が、モジュールレベル(例えばサブアクティビティ(ADV\_TDS.3)の評価)の記述を含む TOE 設計(ADV\_TDS)のコンポーネントと組み合わせて行われる場合、テストケースとサブシステムのふるまいをマップするために必要とされる詳細のレベルは、使用されるモジュール記述からの情報を要求するかもしれない。これは、サブアクティビティ(ADV\_TDS.3)の評価は、サブシステム

## ATE クラス: テスト

レベルをモジュールレベルにする、つまり、サブシステムを完全に省略してしまうような詳細の記述も許可するためである。

どの場合でも、テストされたふるまいに関して提供された詳細に求められるレベルは、サブアクティビティ(ADV\_TDS.2)の評価により定義されるサブシステムのふるまいの記述に対し要求される詳細のレベルと定義することが出来る(特にワークユニット ADV\_TDS.2-4)。ふるまいの詳細記述は、通常どのように機能が提供されるのか、つまりどんな主要なデータ及びデータ構造が表現されているのか、どんな制御関係がサブシステムの中に存在しているか、そして、これらの要素は、SFR 実施のふるまいを提供するためにどう一緒に働いているかを説明すると述べている。

評価者は、テスト証拠資料における全てのテストがサブシステムのふるまい又は相互作用の記述にマッピングされる必要があるわけではないことに留意する。

### 16.4.1.3.3 ワークユニット: ATE\_DPT.1-2

評価者は、ふるまいの記述に対するテスト手法が、TOE 設計に記述されているそのサブシステムのふるまいを実証することを決定するために、テスト計画、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 xxxvi
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 xxxvii

サブアクティビティ(ATE\_DPT.1)の評価が、モジュールレベル(例えばサブアクティビティ(ADV\_TDS.3)の評価)の記述を含む TOE 設計(ADV\_TDS)のコンポーネントと組み合わせて行われる場合、テストケースとサブシステムのふるまいをマップするために必要とされる詳細のレベルは、使用されるモジュール記述からの情報を要求するかもしれない。これは、サブアクティビティ(ADV\_TDS.3)の評価は、サブシステムレベルをモジュールレベルにする、つまり、サブシステムを完全に省略してしまうような詳細の記述も許可するためである。

どの場合でも、テストされたふるまいに関して提供された詳細に求められるレベルは、サブアクティビティ(ADV\_TDS.2)の評価により定義されるサブシステムのふるまいの記述に対し要求される詳細のレベルと定義することが出来る(特にワークユニット ADV\_TDS.2-4)。ふるまいの詳細記述は、通常どのように機能が提供されるのか、つまりどんな主要なデータ及びデータ構造が表現されているのか、どんな制御関係がサブシステムの中に存在しているか、そして、これらの要素は、SFR 実施のふるまいを提供するためにどう一緒に働いているかを説明すると述べている。

TSF サブシステムのインタフェースが記述されている場合、それらのサブシステムのふるまいをそれらのインタフェースから直接テストすることができる。それ以外の場合、それらのサブシステムのふるまいは TSFI インタフェースからテストされる。あるいは、この 2 つのテストの組み合わせを採用することができる。どのような方策が使用される場合でも、評価者は、TOE 設計に記述されているふるまいを適切にテストするための妥当性を考慮する。

### 16.4.1.3.4 ワークユニット: ATE\_DPT.1-3

評価者は、ふるまいの記述に対するテスト手法が、TOE 設計に記述されているサブシステム間の相互作用を実証することを決定するために、テスト計画、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果を**検査しなければならない**。

前のワークユニットではサブシステムのふるまいを扱っているが、このワークユニットではサブシステム間の相互作用を扱う。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 xxxvi
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 xxxvii

TSF サブシステムのインタフェースが記述されている場合、他のサブシステムとの相互作用をそれらのインタフェースから直接テストすることができる。それ以外の場合、サブシステム間の相互作用は TSFI インタフェースから推測されなければならない。どのような方策が使用される場合でも、評価者は、TOE 設計に記述されているサブシステム間の相互作用を適切にテストするための妥当性を考慮する。

CC パート 3 ATE\_DPT.1.2C: テストの深さの分析は、TOE 設計内の全ての TSF サブシステムがテストされていることを実証しなければならない。

#### 16.4.1.3.5 ワークユニット: ATE\_DPT.1-4

評価者は、TSF サブシステムのふるまい及び相互作用の全ての記述がテストされることを決定するために、テスト手順を **検査しなければならない**。

このワークユニットは、ワークユニット ATE\_DPT.1-1 の完全性を検証する。TOE 設計で提供されている、TSF サブシステムのふるまいの記述及び TSF サブシステム間の相互作用の全ての記述がテストされなければならない。TSF サブシステムのふるまいの記述又は TSF サブシステム間の相互作用の記述が TOE 設計で識別されているが、それに対するテストが示されない場合、テストの深さが不完全であることは明らかである。

サブアクティビティ (ATE\_DPT.1) の評価が、モジュールレベル (例えばサブアクティビティ (ADV\_TDS.3) の評価) の記述を含む TOE 設計 (ADV\_TDS) のコンポーネントと組み合わせで行われる場合、テストケースとサブシステムのふるまいをマップするために必要とされる詳細のレベルは、使用されるモジュール記述からの情報を要求するかもしれない。これは、サブアクティビティ (ADV\_TDS.3) の評価は、サブシステムレベルをモジュールレベルにする、つまり、サブシステムを完全に省略してしまうような詳細の記述も許可するためである。

どの場合でも、テストされたふるまいに関して提供された詳細に求められるレベルは、サブアクティビティ (ADV\_TDS.2) の評価により定義されるサブシステムのふるまいの記述に対し要求される詳細のレベルと定義することが出来る (特にワークユニット ADV\_TDS.2-4)。ふるまいの詳細記述は、通常どのように機能が提供されるのか、つまりどんな主要なデータ及びデータ構造が表現されているのか、どんな制御関係がサブシステムの中に存在しているか、そして、これらの要素は、SFR 実施のふるまいを提供するためにどう一緒に働いているかを説明すると述べている。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが TOE 設計におけるサブシステムのふるまい、又は相互作用の記述にマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

### 16.4.2 サブアクティビティの評価 (ATE\_DPT.2)

#### 16.4.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が全 TSF サブシステムと SFR 実施モジュールを TOE 設計及びセキュリティアーキテクチャの記述と比較してテストしたかどうかを決定することである。

#### 16.4.2.2 入力

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE 設計
- d) セキュリティアーキテクチャ記述

## ATE クラス: テスト

- e) テスト証拠資料
- f) テストの深さ分析

### 16.4.2.3 アクション ATE\_DPT.2.1E

#### 16.4.2.3.1 一般

CC パート 3 ATE\_DPT.2.1C: テストの深さの分析は、テスト証拠資料におけるテストと TOE 設計における TSF サブシステム及び SFR 実施モジュールの間の対応を実証しなければならない。

#### 16.4.2.3.2 ワークユニット: ATE\_DPT.2-1

評価者は、TSF サブシステムのふるまいの記述とそれらの相互作用の記述がテスト証拠資料に含まれていることを決定するために、テストの深さ分析を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、テストと TOE 設計の記述との間の対応の内容を検証する。TSF のアーキテクチャの健全性の記述(セキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)での)で、特定のメカニズムが挙げられている場合、このワークユニットはテストとそれらメカニズムのふるまいの記述との間の対応も検証する。

単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。カバレッジの深さ分析に示されるテストとふるまい/相互作用の識別は、曖昧さをなくす必要がある。

評価者は、テスト証拠資料における全てのテストがサブシステムのふるまい又は相互作用の記述にマッピングされる必要があるわけではないことに留意する。

#### 16.4.2.3.3 ワークユニット: ATE\_DPT.2-2

評価者は、ふるまいの記述に対するテスト手法が、TOE 設計に記述されているそのサブシステムのふるまいを実証することを決定するために、テスト計画、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 xxxvi
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 xxxvii

TSF サブシステムのインタフェースが記述されている場合、それらのサブシステムのふるまいをそれらのインタフェースから直接テストすることができる。それ以外の場合、それらのサブシステムのふるまいは TSFI インタフェースからテストされる。あるいは、この 2 つのテストの組み合わせを採用することができる。どのような方策が使用される場合でも、評価者は、TOE 設計に記述されているふるまいを適切にテストするための妥当性を考慮する。

#### 16.4.2.3.4 ワークユニット: ATE\_DPT.2-3

評価者は、ふるまいの記述に対するテスト手法が、TOE 設計に記述されているサブシステム間の相互作用を実証することを決定するために、テスト計画、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果を**検査しなければならない**。

前のワークユニットではサブシステムのふるまいを扱っているが、このワークユニットではサブシステム間の相互作用を扱う。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 xxxvi

- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 xxxvii

TSF サブシステムのインタフェースが記述されている場合、他のサブシステムとの相互作用をそれらのインタフェースから直接テストすることができる。それ以外の場合、サブシステム間の相互作用は TSFI インタフェースから推測されなければならない。どのような方策が使用される場合でも、評価者は、TOE 設計に記述されているサブシステム間の相互作用を適切にテストするための妥当性を考慮する。

#### 16.4.2.3.5 ワークユニット: ATE\_DPT.2-4

評価者は、SFR 実施モジュールのインタフェースがテスト証拠資料に含まれていることを決定するために、テストの深さ分析を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、テストと TOE 設計の記述との間の対応の内容を検証する。TSF のアーキテクチャの健全性の記述(セキュリティアーキテクチャ(ADV\_ARC)での)で、モジュールレベルでの特定のメカニズムが挙げられている場合、このワークユニットはテストとそれらメカニズムのふるまいの記述との間の対応も検証する。

単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。カバレッジの深さ分析に示されるテストと SFR 実施モジュールの識別は、曖昧さをなくす必要がある。

評価者は、テスト証拠資料における全てのテストが SFR 実施モジュールのインタフェースにマッピングされる必要があるわけではないことに留意する。

#### 16.4.2.3.6 ワークユニット: ATE\_DPT.2-5

評価者は、各 SFR 実施モジュールインタフェースに対するテスト手法が、そのインタフェースの期待されるふるまいを実証することを決定するために、テスト計画、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果を**検査しなければならない**。

ワークユニット ATE\_DPT.2-2 ではサブシステムの期待されるふるまいを扱っているが、このワークユニットでは ATE\_DPT.2-4 でカバーされている SFR 実施モジュールインタフェースの期待されるふるまいを扱う。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 xxxvi
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 xxxvii

インタフェースのテストは、そのインタフェース、外部インタフェース、又はそれら両方の組み合わせに対して直接行うことができる。どのような方策が使用される場合でも、評価者は、インタフェースを適切にテストするための妥当性を考慮する。特に評価者は、内部インタフェースでのテストが必要であるかどうか、又は外部インタフェースを使用してこれらの内部インタフェースを適切にテストする(暗黙にはあるが)ことができるかどうかを決定する。この決定とそれを正当とする理由は、評価者に任される。

CC パート 3 ATE\_DPT.2.2C: テストの深さの分析は、TOE 設計内の全ての TSF サブシステムがテストされていることを実証しなければならない。

#### 16.4.2.3.7 ワークユニット: ATE\_DPT.2-6

評価者は、TSF サブシステムのふるまい及び相互作用の全ての記述がテストされることを決定するために、テスト手順を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、ワークユニット ATE\_DPT.2-1 の完全性を検証する。TOE 設計で提供されている、TSF サブシステムのふるまいの記述及び TSF サブシステム間の相互作用の全ての記述がテストされなけれ

## ATE クラス: テスト

ばならない。TSF サブシステムのふるまいの記述又は TSF サブシステム間の相互作用の記述が TOE 設計で識別されているが、それに対するテストが示されない場合、テストの深さが不完全であることは明らかである。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが TOE 設計におけるサブシステムのふるまい、又は相互作用の記述にマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

CC パート 3 ATE\_DPT.2.3C: テストの深さの分析は、TOE 設計内の SFR 実施モジュールがテストされていることを実証しなければならない。

### 16.4.2.3.8 ワークユニット: ATE\_DPT.2-7

評価者は、SFR 実施モジュールの全てのインタフェースがテストされていることを決定するために、テスト手順を **検査しなければならない**。

このワークユニットは、ワークユニット ATE\_DPT.2-4 の完全性を検証する。TOE 設計で提供されている SFR 実施モジュールの全てのインタフェースがテストされなければならない。SFR 実施モジュールのいずれかのインタフェースが TOE 設計で識別されているが、それに対するテストが示されない場合、テストの深さが不完全であることは明らかである。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが TOE 設計における SFR 実施モジュールのインタフェースにマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

### 16.4.3 サブアクティビティの評価(ATE\_DPT.3)

#### 16.4.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者が全 TSF サブシステムとモジュールを TOE 設計及びセキュリティアーキテクチャの記述と比較してテストしたかどうかを決定することである。

#### 16.4.3.2 入力

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE 設計
- d) セキュリティアーキテクチャ記述
- e) テスト証拠資料
- f) テストの深さ分析

#### 16.4.3.3 アクション ATE\_DPT.3.1E

##### 16.4.3.3.1 一般

CC パート 3 ATE\_DPT.3.1C: テストの深さの分析は、テスト証拠資料におけるテストと TOE 設計における TSF サブシステム及びモジュールの間の対応を実証しなければならない。

##### 16.4.3.3.2 ワークユニット: ATE\_DPT.3-1

評価者は、TSF サブシステムのふるまいの記述とそれらの相互作用の記述がテスト証拠資料に含まれていることを決定するために、テストの深さ分析を **検査しなければならない**。

このワークユニットは、テストと TOE 設計の記述との間の対応の内容を検証する。単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。カバレッジの深さ分析に示されるテストとふるまい/相互作用の識別は、曖昧さをなくす必要がある。

評価者は、テスト証拠資料における全てのテストがサブシステムのふるまい又は相互作用の記述にマッピングされる必要があるわけではないことに留意する。

#### 16.4.3.3.3 ワークユニット: ATE\_DPT.3-2

評価者は、ふるまいの記述に対するテスト手法が、TOE 設計に記述されているそのサブシステムのふるまいを実証することを決定するために、テスト計画、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 xxxvi
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 xxxvii

TSF サブシステムのインタフェースが提供されている場合、それらのサブシステムのふるまいをそれらのインタフェースから直接実行することができる。それ以外の場合、それらのサブシステムのふるまいは TSFI インタフェースからテストされる。あるいは、この 2 つのテストの組み合わせを採用することができる。どのような方策が使用される場合でも、評価者は、TOE 設計に記述されているふるまいを適切にテストするための妥当性を考慮する。

#### 16.4.3.3.4 ワークユニット: ATE\_DPT.3-3

評価者は、ふるまいの記述に対するテスト手法が、TOE 設計に記述されているサブシステム間の相互作用を実証することを決定するために、テスト計画、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 xxxvi
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 xxxvii

前のワークユニットではサブシステムのふるまいを扱っているが、このワークユニットではサブシステム間の相互作用を扱う。

TSF サブシステムのインタフェースが提供されている場合、他のサブシステムとの相互作用をそれらのインタフェースから直接実行することができる。それ以外の場合、サブシステム間の相互作用は TSFI インタフェースから推測されなければならない。どのような方策が使用される場合でも、評価者は、TOE 設計に記述されているサブシステム間の相互作用を適切にテストするための妥当性を考慮する。

#### 16.4.3.3.5 ワークユニット: ATE\_DPT.3-4

評価者は、TSF モジュールのインタフェースがテスト証拠資料に含まれていることを決定するために、テストの深さ分析を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、テストと TOE 設計の記述との間の対応の内容を検証する。単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。カバレッジの深さ分析に示されるテストとふるまい/相互作用の識別は、曖昧さをなくす必要がある。

評価者は、テスト証拠資料における全てのテストがサブシステムのふるまい又は相互作用の記述にマッピングされる必要があるわけではないことに留意する。

#### 16.4.3.3.6 ワークユニット: ATE\_DPT.3-5

評価者は、各 TSF モジュールインタフェースに対するテスト手法が、そのインタフェースの期待されるふるまいを実証することを決定するために、テスト計画、テストの必要条件、テストステップ、及び期待される結果を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1、TOE の期待されるふるまいの理解 <sup>xxxvi</sup>
- 16.2.2、機能性の期待されるふるまいを検証するための、テストとその代替手法 <sup>xxxvii</sup>

インタフェースのテストは、そのインタフェース、外部インタフェース、又はそれら両方の組み合わせに対して直接行うことができる。どのような方策が使用される場合でも、評価者は、インタフェースを適切にテストするための妥当性を考慮する。特に評価者は、内部インタフェースでのテストが必要であるかどうか、又は外部インタフェースを使用してこれらの内部インタフェースを適切にテストする(暗黙にはあるが)ことができるかどうかを決定する。この決定とそれを正当とする理由は、評価者に任される。

CC パート 3 ATE\_DPT.3.2C: テストの深さの分析は、TOE 設計内の全ての TSF サブシステムがテストされていることを実証しなければならない。

#### 16.4.3.3.7 ワークユニット: ATE\_DPT.3-6

評価者は、TSF サブシステムのふるまい及び相互作用の全ての記述がテストされることを決定するために、テスト手順を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、ワークユニット ATE\_DPT.3-1 の完全性を検証する。TOE 設計で提供されている、TSF サブシステムのふるまいの記述及び TSF サブシステム間の相互作用の全ての記述がテストされなければならない。TSF サブシステムのふるまいの記述又は TSF サブシステム間の相互作用の記述が TOE 設計で識別されているが、それに対するテストが示されない場合、テストの深さが不完全であることは明らかである。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが TOE 設計におけるサブシステムのふるまい、又は相互作用の記述にマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

CC パート 3 ATE\_DPT.3.3C: テストの深さの分析は、TOE 設計内の全ての TSF モジュールがテストされていることを実証しなければならない。

#### 16.4.3.3.8 ワークユニット: ATE\_DPT.3-7

評価者は、全ての TSF モジュールの全てのインタフェースがテストされることを決定するために、テスト手順を**検査しなければならない**。

このワークユニットは、ワークユニット ATE\_DPT.3-4 の完全性を検証する。TOE 設計で提供されている TSF モジュールの全てのインタフェースがテストされなければならない。TSF モジュールのいずれかのインタフェースが TOE 設計で識別されているが、それに対するテストが示されない場合、テストの深さが不完全であることは明らかである。

評価者は、これが、テスト証拠資料における全てのテストが TOE 設計における TSF モジュールのインタフェースにマッピングされる必要があることを暗示していないことに留意する。

#### 16.4.4 サブアクティビティの評価(ATE\_DPT.4)

CC パート 3 ATE\_DPT.4.1C: テストの深さの分析は、テスト証拠資料におけるテストと TOE 設計における TSF サブシステム及びモジュールの間の対応を実証しなければならない。

CC パート 3 ATE\_DPT.4.2C: テストの深さの分析は、TOE 設計内の全ての TSF サブシステムがテストされていることを実証しなければならない。

CC パート 3 ATE\_DPT.4.3C: テストの深さの分析は、TOE 設計内の全ての TSF モジュールがテストされていることを実証しなければならない。

CC パート 3 ATE\_DPT.4.4C: テストの深さの分析は、TSF がその実装表現に従って動作することを実証しなければならない。

一般的なガイダンスはない。このサブアクティビティのガイダンスについては制度を調べるべきである。

## 16.5 機能テスト(ATE\_FUN)

### 16.5.1 サブアクティビティの評価(ATE\_FUN.1)

#### 16.5.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者がテストを正しく実行し、テスト証拠資料にテストを正しく記載したかどうかを決定することである。

#### 16.5.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) テスト証拠資料

#### 16.5.1.3 適用上の注釈

テスト証拠資料が TSF をカバーするために必要とされる範囲は、カバレッジ保証コンポーネントに依存する。

提供された開発者テストに対して、評価者は、テストが反復可能であるかどうか、及び評価者の独立テストの成果に開発者テストを使用できる範囲を決定する。開発者のテスト結果より、仕様のとおり機能しない可能性のある TSFI はいずれも、それが機能するかしないかを決定するために評価者によって独立にテストされるべきである。

#### 16.5.1.4 アクション ATE\_FUN.1.1E

##### 16.5.1.4.1 一般

CC パート 3 ATE\_FUN.1.1C: テスト証拠資料は、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果から構成されなければならない。

##### 16.5.1.4.2 ワークユニット: ATE\_FUN.1-1

評価者は、テスト証拠資料にテスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果が含まれていることをチェックしなければならない。

評価者は、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果がテスト証拠資料に含まれていることをチェックする。

## ATE クラス: テスト

CC パート 3 ATE\_FUN.1.2C: テスト計画は、実行されるべきテストを識別し、各テストを実行するシナリオを記述しなければならない。これらのシナリオは、他のテストの結果への全ての順序依存性を含んでいなければならない。

### 16.5.1.4.3 ワークユニット: ATE\_FUN.1-2

評価者は、テスト計画が各テストを実行するシナリオを記述していることを決定するために、その計画を**検査しなければならない**。

評価者は、使用されているテスト構成に関する情報が、TOE の構成についても、また使用されている任意のテスト装置についても、テスト計画によって提供されることを決定する。この情報は、テストが再現可能であることを保証するために、十分詳細に記述すべきである。

評価者は、テストを実行する方法に関する情報がテスト計画によって提供されることも決定する。その情報とは、全ての必要な自動セットアップ手順(及びこれらが実行権限を必要とするかどうか)、適用される入力、これらの入力がどのように適用されるか、出力がどのように取得されるか、全ての自動クリーンアップ手順(及びこれらが実行権限を必要とするかどうか)などである。この情報は、テスト構成が再現可能であることを保証するために、十分詳細に記述すべきである。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

### 16.5.1.4.4 ワークユニット: ATE\_FUN.1-3

評価者は、TOE テスト構成が ST と一貫していることを決定するために、テスト計画を**検査しなければならない**。

開発者のテスト計画で参照されている TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。評価者は、開発者テスト証拠資料で識別された全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。例えば、ST は、設定しなければならない構成オプションを定義する場合があるが、その際に追加の部分を含めることによって、又は除外することによって TOE の構成内容に影響を与える可能性がある。評価者は、このような TOE の変動が全て考慮されていることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮すべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

このワークユニットが、統合 TOE で使用/統合される可能性のあるコンポーネント TOE に適用される場合(「ACO クラス: 統合」を参照のこと)、次のものが適用される。評価されているコンポーネント TOE が運用環境における他のコンポーネントに依存して運用をサポートする場合、開発者は、テスト構成の 1 つとして運用環境の要件を満たすために、統合 TOE で使用される他のコンポーネントの使用を考慮することができる。これによって、統合 TOE 評価に必要とされる追加テストの量が削減される。

### 16.5.1.4.5 ワークユニット: ATE\_FUN.1-4

評価者は、十分な指示が全ての順序依存性に対して提供されることを決定するために、テスト計画を**検査しなければならない**。

初期条件を確立するために、いくつかのステップを実行する必要があることがある。例えば、利用者アカウントは、それらを削除できるようになる前に、追加される必要がある。他のテスト結果の順序依存

性の一例としては、監査記録の探索及び分類を考慮するためのテストを実行する前に、監査記録を生成するテストでアクションを実行する必要がある場合がある。順序依存性の他の例としては、あるテストケースが他のテストケースへの入力として使用されるデータファイルを生成する場合がある。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

CC パート 3 ATE\_FUN.1.3C: 期待されるテスト結果は、テストの実行が成功したときの予期される出力を示さなければならない。

#### 16.5.1.4.6 ワークユニット: ATE\_FUN.1-5

評価者は、全ての期待されるテスト結果が含まれていることを決定するために、テスト証拠資料を**検査**しなければならない。

期待されるテスト結果は、テストが成功裏に実行されたかどうか決定するために必要となる。期待されるテスト結果は、それらが、テスト手法により与えられた期待されるふるまいと曖昧さなく一貫している場合、十分である。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

CC パート 3 ATE\_FUN.1.4C: 実際のテスト結果は、期待されたテスト結果と一貫していなければならない。

#### 16.5.1.4.7 ワークユニット: ATE\_FUN.1-6

評価者は、テスト証拠資料の実際のテスト結果がテスト証拠資料における期待されるテスト結果と一貫していることを**チェック**しなければならない。

開発者が提供する実際のテスト結果と期待されるテスト結果の比較は、それらの結果の間の不一致を明らかにする。最初にいくらかのデータの削減又は統合を行わない限り、実際の結果を直接比較できない場合がある。そのような場合、開発者のテスト証拠資料は、実際のデータを削減又は統合するプロセスを記述すべきである。

例えば、開発者は、ネットワーク接続が行われた後でバッファの内容を決定するためにメッセージバッファの内容をテストする必要があるとする。メッセージバッファには、2進数が含まれている。この2進数は、テストをさらに意味のあるものにするためには、他の形式のデータ表現に変換する必要がある。データのこの2進数表現の上位レベル表現への変換は、評価者が変換プロセスを実行できるように、開発者が詳細に記述する必要がある。

実際のデータを削減又は統合するために使用されるプロセスの記述は、評価者が実際に必要な変更を行うためでなく、このプロセスが正しいかどうかを評定するために使用されることに注意されるべきである。期待されるテスト結果を、実際のテスト結果と簡単に比較できる形式に変換するかは、開発者に委ねられる。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

#### 16.5.1.4.8 ワークユニット: ATE\_FUN.1-7

評価者は、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して開発者のテストの成果を**報告**しなければならない。

ETR に記録される開発者のテスト情報は、全体的なテスト手法及び開発者によって TOE のテストで費やされた成果を評価者に伝えることを可能にする。この情報を提供する意図は、開発者のテスト成果の意味ある概要を伝えることである。ETR 中の開発者テストに関する情報が、特定のテストステップの正確な再現であること、又は個々のテストの結果であることを意図していない。意図することは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者や評価監督機関が、開発者のテスト手法、実行されたテストの量、TOE テスト構成、開発者テストの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

## ATE クラス: テスト

開発者のテスト成果に関する ETR セクションに一般に見られる情報は、次のとおりである。

- a) TOE テスト構成。テストをセットアップするため、又は後でクリーンアップするために、権限を持つコードが要求されたかどうかを含む、テストされた TOE の特定の構成。
- b) テスト手法。採用された全体的な開発者テストの方策の説明。
- c) テスト結果。開発者テストの全体的な結果の記述。

このリストは、決して完全なものではなく、開発者テスト成果に関して ETR に示すべき情報のタイプを提供することだけを意図している。

### 16.5.2 サブアクティビティの評価(ATE\_FUN.2)

#### 16.5.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、開発者がテストを正しく実行し、テスト証拠資料にテストを正しく記載したかどうかを決定すること、及びテスト対象のインタフェースの正しさに関する議論の堂々巡りを回避するようにテストが構成されることを保証することである。

#### 16.5.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) テスト証拠資料

#### 16.5.2.3 適用上の注釈

テスト手順は、テストの順序に関して必須の初期テスト条件を記述するかもしれないが、順序の根拠が提供されていない場合がある。この根拠を提供するテスト順序の分析は、テスト順序によって欠陥が隠されている可能性があることから、テストの適切性を決定する重要な要因である。

#### 16.5.2.4 アクション ATE\_FUN.2.1E

##### 16.5.2.4.1 一般

CC パート 3 ATE\_FUN.2.1C: テスト証拠資料は、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果から構成されなければならない。

##### 16.5.2.4.2 ワークユニット: ATE\_FUN.2-1

評価者は、テスト証拠資料にテスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果が含まれていることをチェックしなければならない。

評価者は、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果がテスト証拠資料に含まれていることをチェックする。

CC パート 3 ATE\_FUN.2.2C: テスト計画は、実行されるべきテストを識別し、各テストを実行するシナリオを記述しなければならない。これらのシナリオは、他のテストの結果への全ての順序依存性を含んでいなければならない。

#### 16.5.2.4.3 ワークユニット: ATE\_FUN.2-2

評価者は、テスト計画が各テストを実行するシナリオを記述していることを決定するために、その計画を**検査しなければならない**。

評価者は、使用されているテスト構成に関する情報が、TOE の構成についても、また使用されている任意のテスト装置についても、テスト計画によって提供されることを決定する。この情報は、テストが再現可能であることを保証するために、十分詳細に記述するべきである。

評価者は、テストを実行する方法に関する情報がテスト計画によって提供されることも決定する。その情報とは、全ての必要な自動セットアップ手順(及びこれらが実行権限を必要とするかどうか)、適用される入力、これらの入力がどのように適用されるか、出力がどのように取得されるか、全ての自動クリーンアップ手順(及びこれらが実行権限を必要とするかどうか)などである。この情報は、テスト構成が再現可能であることを保証するために、十分詳細に記述するべきである。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

#### 16.5.2.4.4 ワークユニット: ATE\_FUN.2-3

評価者は、TOE テスト構成が ST と一貫していることを決定するために、テスト計画を**検査しなければならない**。

開発者のテスト計画で参照されている TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。評価者は、開発者テスト証拠資料で識別された全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。例えば、ST は、設定しなければならない構成オプションを定義する場合があるが、その際に追加の部分を含めることによって、又は除外することによって TOE の構成内容に影響を与える可能性がある。評価者は、このような TOE の変動が全て考慮されていることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮するべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

このワークユニットが、統合 TOE で使用/統合される可能性のあるコンポーネント TOE に適用される場合(「ACO クラス: 統合」を参照のこと)、次のものが適用される。評価されているコンポーネント TOE が運用環境における他のコンポーネントに依存して運用をサポートする場合、開発者は、テスト構成の1つとして運用環境の要件を満たすために、統合 TOE で使用される他のコンポーネントの使用を考慮することができる。これによって、統合 TOE 評価に必要とされる追加テストの量が削減される。

#### 16.5.2.4.5 ワークユニット: ATE\_FUN.2-4

評価者は、十分な指示が全ての順序依存性に対して提供されることを決定するために、テスト計画を**検査しなければならない**。

初期条件を確立するために、いくつかのステップを実行する必要があることがある。例えば、利用者アカウントは、それらを削除できるようになる前に、追加される必要がある。他のテスト結果の順序依存性の一例としては、監査記録の探索及び分類を考慮するためのテストを実行する前に、監査記録を生成するテストでアクションを実行する必要がある場合がある。順序依存性の他の例としては、あるテストケースが他のテストケースへの入力として使用されるデータファイルを生成する場合がある。

## ATE クラス: テスト

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

CC パート 3 ATE\_FUN.2.3C: 期待されるテスト結果は、テストの実行が成功したときの予期される出力を示さなければならない。

### 16.5.2.4.6 ワークユニット: ATE\_FUN.2-5

評価者は、全ての期待されるテスト結果が含まれていることを決定するために、テスト証拠資料を**検査**しなければならない。

期待されるテスト結果は、テストが成功裏に実行されたかどうか決定するために必要となる。期待されるテスト結果は、それらが、テスト手法により与えられた期待されるふるまいと曖昧さなく一貫している場合、十分である。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

CC パート 3 ATE\_FUN.2.4C: 実際のテスト結果は、期待されたテスト結果と一貫していなければならない。

### 16.5.2.4.7 ワークユニット: ATE\_FUN.2-6

評価者は、テスト証拠資料の実際のテスト結果がテスト証拠資料における期待されるテスト結果と一貫していることを**チェック**しなければならない。

開発者が提供する実際のテスト結果と期待されるテスト結果の比較は、それらの結果の間の不一致を明らかにする。最初にいくらかのデータの削減又は統合を行わない限り、実際の結果を直接比較できない場合がある。そのような場合、開発者のテスト証拠資料は、実際のデータを削減又は統合するプロセスを記述するべきである。

例えば、開発者は、ネットワーク接続が行われた後でバッファの内容を決定するためにメッセージバッファの内容をテストする必要があるとする。メッセージバッファには、2進数が含まれている。この2進数は、テストをさらに意味のあるものにするためには、他の形式のデータ表現に変換する必要がある。データのこの2進数表現の上位レベル表現への変換は、評価者が変換プロセスを実行できるように、開発者が詳細に記述する必要がある。

実際のデータを削減又は統合するために使用されるプロセスの記述は、評価者が実際に必要な改変を行うためでなく、このプロセスが正しいかどうかを評定するために使用されることに注意されるべきである。期待されるテスト結果を、実際のテスト結果と簡単に比較できる形式に変換するかは、開発者に委ねられる。

評価者は、このワークユニットを実行するとき、サンプリング方策を採用することができる。

### 16.5.2.4.8 ワークユニット: ATE\_FUN.2-7

評価者は、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して開発者のテストの成果を**報告**しなければならない。

ETR に記録される開発者のテスト情報は、全体的なテスト手法及び開発者によって TOE のテストで費やされた成果を評価者に伝えることを可能にする。この情報を提供する意図は、開発者のテスト成果の意味ある概要を伝えることである。ETR 中の開発者テストに関する情報が、特定のテストステップの正確な再現であること、又は個々のテストの結果であることを意図していない。意図することは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者や評価監督機関が、開発者のテスト手法、実行されたテストの量、TOE テスト構成、開発者テストの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

開発者のテスト成果に関する ETR セクションに一般に見られる情報は、次のとおりである。

- a) TOE テスト構成：テストをセットアップするため、又は後でクリーンアップするために、権限を持つコードが要求されたかどうかを含む、テストされた TOE の特定の構成
- b) テスト手法：採用された全体的な開発者テストの方策の説明
- c) テスト結果：開発者テストの全体的な結果の記述

このリストは、決して完全なものではなく、開発者テスト成果に関して ETR に示すべき情報のタイプを提供することだけを意図している。

CC パート 3 ATE\_FUN.2.5C: テスト証拠資料は、テスト手順の順序依存性の分析を含まなければならない。

#### 16.5.2.4.9 ワークユニット: ATE\_FUN.2-8

評価者は、テストケースの順序を選択する十分な正当化が与えられていることを決定するために、テスト手順の順序依存性の分析を**検査しなければならない**。

通常、評価者は、テスト証拠資料がテストの特定の順序を要求している全てのケースの表を作成し、次に、この順序でのテストが適切かつ十分である理由を、いかなる場合でも十分な正当化がなされているかどうかを検査する。

例として、TSF が乱数生成器を提供し、指定された品質の乱数を発生させる前に(例えば適切なシードで)初期化する必要があると仮定する。この場合、評価者は以下の質問を検討する。

テスト証拠資料は、乱数を生成する関数を呼び出す前に初期化が行われるようなテストの順序のみを記述しているか。

この場合、正当化は、TOE の意図された環境において、乱数生成器の初期化なしに乱数関数が呼び出されないと開発者が予期している理由を示す必要があります。

例えば、利用者ガイダンス証拠資料に乱数生成器を呼び出す前に適切に初期化する必要があるという明確な指示が含まれている場合、これは正当化として適切であると考えられるかもしれない。利用者がそのような指示に従うと仮定できるかどうかという問題は、ASE 及び AGD クラスの評価アクティビティでカバーされており、ここで再検討する必要はないことに注意。

一方、TOE が認証プロトコルを提供し、それが乱数生成器から提供される乱数を暗黙的に使用し、攻撃者が単純に認証を試みることによって乱数発生器を暗黙的に「呼び出す」ことができ、TOE も環境も、乱数生成器が初期化される前でさえ攻撃者がこれを行うことを防止しない場合、テストケースは、この状況で何が起るかを示す必要がある。

例えば、乱数関数が適切な初期化なしに呼ばれた場合、「悪い」乱数を返す代わりに、エラーを返すとしたら、関数が通常の順番でのみテストされる理由を正当化しようとするのではなく、このセキュアなふるまいを示すテストを含めることがより良いだろう。

注：ATE\_FUN.2 がなくても、評価者は上記のような潜在的な脆弱性を探ることが期待される。しかし、ATE\_FUN.2.5C は、開発者が選んだテストケースの順序が、なぜそのようなセキュリティ機能の潜在的な不具合を隠さないのか、系統的な正当化を行うことを要求することによって、保証を追加する。

## 16.6 独立テスト(ATE\_IND)

### 16.6.1 サブアクティビティの評価(ATE\_IND.1)

#### 16.6.1.1 目的

このアクティビティの目的は、TSFI のサブセットを独立にテストすることにより、TOE が機能仕様及びガイダンス証拠資料に特定されているとおりにふるまうかどうかを決定することである。

### 16.6.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) 利用者操作ガイダンス
- d) 利用者準備ガイダンス
- e) テストに適した TOE

### 16.6.1.3 アクション ATE\_IND.1.1E

#### 16.6.1.3.1 一般

CC パート 3 ATE\_IND.1.1C: TOE は、テストに適していなければならない。

#### 16.6.1.3.2 ワークユニット: ATE\_IND.1-1

評価者は、テスト構成が ST に特定された評価における構成と一貫していることを決定するために、TOE を**検査しなければならない**。

開発者によって提供される TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。TOE は、ST に従ってテストする必要がある多数の異なるハードウェアエンティティ及びソフトウェアエンティティで構成される可能性がある。評価者は、全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮し、それらがテスト環境で満たされていることを保証するべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

いずれかのテスト資源(例えば、メーター、アナライザ)が使用される場合、これらの資源が正しく調整されるようにするのは、評価者の責任である。

#### 16.6.1.3.3 ワークユニット: ATE\_IND.1-2

評価者は、TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査しなければならない**。

評価者は、各種の方法で TOE の状態を決定することができる。例えば、サブアクティビティの評価 (AGD\_PRE.1)が既に成功裏に完了しており、評価者がテストに使用されている TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを今もなお信頼できる場合、このワークユニットを満たすことになる。そうでない場合には、評価者は、提供されたガイダンスだけを使用し、開発者の手続きに従って、TOE を設置し、立ち上げるべきである。

もし TOE が未定義の状態であるために評価者が設置手続きを実行しなければならず、このワークユニットが成功裏に完了した場合、ワークユニット AGD\_PRE.1-3 を満たすことができる。

#### 16.6.1.4 アクション ATE\_IND.1.2E

##### 16.6.1.4.1 ワークユニット: ATE\_IND.1-3

評価者は、テストサブセットを**考え出さなければならない**。

評価者は、TOE に適したテストサブセットとテスト方策を選択する。1 つの極端なテスト方策は、テストサブセットに可能な限り多くのインタフェースを含め、簡易にテストすることである。別のテスト方策は、テストサブセットに気が付いた問題と関連性のある少数のインタフェースを含め、これらのインタフェースを厳密にテストすることである。

一般的に、評価者のテスト手法は、これら両極端な方法の間に収まるべきである。評価者は 1 つ以上のテストを使用して、ほとんどのインタフェースを実行するべきであるが、テストは、徹底的な仕様テストを実証する必要はない。

評価者は、テストするインタフェースのサブセットを選択するとき、次の要因を考慮するべきである。

- テストサブセットに加えるインタフェースの数。TSF が少数の比較的単純なインタフェースのみを含む場合、インタフェースの全てを厳密にテストすることが現実的にできる。別の場合では、これは費用効果が悪く、サンプリングが必要になる可能性がある。
- 評価アクティビティのバランスの維持。テストアクティビティに費やした評価者の労力は、他の評価アクティビティに費やした労力と釣り合いを保つべきである。

評価者は、サブセットを構成するインタフェースを選択する。この選択は、数多くの要因に依存し、以下の要因の考慮は、テストサブセットサイズを選択にも影響を与える。

- インタフェースの重要性。他のインタフェースよりも重要なインタフェースは、テストサブセットに含めるべきである。「重要性」の 1 つの主要な要因は、セキュリティ関連性(SFR 実施インタフェースは SFR 支援インタフェースよりも重要であり、SFR 支援インタフェースは SFR 非干渉インタフェースよりも重要である。CC パート 3 の機能仕様(ADV\_FSP)を参照のこと)である。「重要性」のもう 1 つの主要な要因は、(ADV における抽象のレベル間の対応を識別するときの決定に従って)このインタフェースにマッピングされる SFR の数である。
- インタフェースの複雑性。複雑なインタフェースは、開発者又は評価者にめんどろな要求を課す複雑なテストを必要とするかもしれず、費用対効果の高い評価を行えない可能性がある。逆に、これらは誤りが見つかりがちな領域であり、サブセットの有力な候補である。評価者は、これらの考慮事項の間でバランスを計る必要がある。
- 暗黙のテスト。いくつかのインタフェースのテストは、しばしば暗黙に他のインタフェースをテストすることがある。それらをサブセットに含めると、(暗黙にはあるが)テストされるインタフェースの数を最大限に増やすことができる。ある種のインタフェースは、一般的に各種のセキュリティ機能性を提供するために使用され、従って効率的なテスト手法の標的となる。
- インタフェースタイプ(例えば、プログラムに基づく、コマンド行、プロトコル)。評価者は、TOE がサポートする全ての異なるタイプのインタフェースのテストを含めることを考慮するべきである。
- 革新的又は一般的でない特徴をもたらすインタフェース。販売広告用の印刷物及びガイダンス文書で強調しているような革新的又は一般的ではない特徴が TOE に含まれている場合、対応するインタフェースは、テストの有力な候補となるべきである。

このガイダンスは、適切なテストサブセットの選択プロセスで考慮する要因を明記するが、これらは決して全てではない。

#### 16.6.1.4.2 ワークユニット: ATE\_IND.1-4

評価者は、テストを再現可能にできるように十分詳細に記述されたテストサブセットに対するテスト証拠資料を**作成しなければならない**。

評価者は、ST 及び機能仕様から TSF の期待されるふるまいを理解して、インタフェースをテストする最も適切な方法を決定する必要がある。特に、評価者は、次のことを考慮する。

- a) 使用する手法、例えば、外部インタフェースをテストするか、テストハーネスを使用して内部インタフェースをテストするか、又は別のテスト手法(例えば例外的な状況で実装表現を利用できる場合、コード検査)を採用するか
- b) テスト及び反応を観察するために使用されるインタフェース
- c) テストに存在する必要がある初期条件(つまり、存在する必要がある特定のオブジェクト又はサブジェクト及びそれらが持つ必要があるセキュリティ属性)
- d) インタフェースを刺激する(例えば、パケットジェネレータ)又はインタフェースを観察する(例えば、ネットワークアナライザ)ために必要となる特別のテスト装置

評価者は、各テストケースが期待されるふるまいの非常に特定の側面をテストするような一連のテストケースを用いて、各インタフェースをテストすることが、実用的と感ずるかもしれない。

評価者のテスト証拠資料は、関連する 1 つ以上のインタフェースにまでさかのぼって各テストの起源を特定するべきである。

#### 16.6.1.4.3 ワークユニット: ATE\_IND.1-5

評価者はテストを**実施しなければならない**。

評価者は、TOE のテストを実行するための基礎として開発されたテスト証拠資料を使用する。テスト証拠資料は、テストの基礎として使用されるが、これは、評価者が追加の特別のテストを実行することを排除しない。評価者は、テスト中に発見された TOE のふるまいに基づいて新しいテストを考え出すことができる。これらの新しいテストは、テスト証拠資料に記録される。

#### 16.6.1.4.4 ワークユニット: ATE\_IND.1-6

評価者は、テストサブセットを構成するテストについての次の情報を**記録しなければならない**。

- a) テストするインタフェースのふるまいの識別
- b) テストを実施するために必要となる全ての必要なテスト装置を接続し、セットアップするための指示
- c) 全ての必要なテスト条件を確立するための指示
- d) インタフェースを刺激するための指示
- e) インタフェースのふるまいを観察するための指示
- f) 全ての期待される結果と、期待される結果と比較するために観察されたふるまいに実施する必要がある分析の記述
- g) TOE のテストを終了し、終了後の必要な状態を確立するための指示
- h) 実際のテスト結果

詳細のレベルは、他の評価者がテストを繰返し、同等の結果を得ることができるものとするべきである。テスト結果のいくつかの特定の詳細(例えば、監査レコードの時刻と日付フィールド)は異なってもよいが、全体的な結果は同一であるべきである。

このワークユニットに表されている情報を全て提供する必要がない場合がある(例えば、テストの実際の結果と期待される結果を比較する前に、分析を必要としない場合)。この情報を省略する決定は、それを正当とする理由とともに、評価者に任される。

#### 16.6.1.4.5 ワークユニット: ATE\_IND.1-7

評価者は、全ての実際のテスト結果が、期待されたテスト結果と一貫していることを**チェックしなければならない**。

実際のテスト結果と期待されたテスト結果の相違はいずれも、TOE が特定されたとおりに実行しなかったこと、又は評価者のテスト証拠資料が正しくないことを示す。期待しない実際の結果は、TOE 又はテスト証拠資料の修正保守を必要とし、おそらく影響を受けるテストの再実行とテストのサンプルサイズ、構成の改変を必要とする。この決定とそれを正当とする理由は、評価者に任される。

#### 16.6.1.4.6 ワークユニット: ATE\_IND.1-8

評価者は、ETR に、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して評価者のテストの成果を**報告しなければならない**。

ETR に報告される評価者のテスト情報によって、評価者は、全体的なテスト手法及び評価中のテストアクティビティで費やされた成果を伝えることができる。この情報を提供する意図は、テスト成果の意味ある概要を示すことである。ETR 中のテストに関する情報が、特定のテストの指示又は個別のテスト結果の正確な再現となることを意図していない。意図することは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者や評価監督機関が、選択されたテスト手法、実行されたテストの量、TOE テスト構成、及びテストアクティビティの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

評価者のテスト成果に関する ETR セクションに通常示される情報は、次のとおりである。

- a) TOE テスト構成。テストされた TOE の特定の構成。
- b) 選択されたサブセットサイズ。評価中にテストされたインタフェースの量及びそのサイズを正当とする理由。
- c) サブセットを構成するインタフェースの選択基準。サブセットに含めるインタフェースを選択したときに考慮した要因についての簡単な説明。
- d) テストされるインタフェース。サブセットに含めることに値したインタフェースの簡単なリスト。
- e) アクティビティの判定。評価中のテストの結果の全体的な判断。

このリストは、必ずしも完全なものではなく、評価中に評価者が行ったテストに関する ETR に示すべき情報のタイプを提供することだけを意図している。

### 16.6.2 サブアクティビティの評価(ATE\_IND.2)

#### 16.6.2.1 目的

このアクティビティの目標は、TSF のサブセットを独立してテストすることにより TOE が設計証拠資料で特定されているとおりにふるまうかどうかを決定すること、及び開発者のテストのサンプルを実行することにより開発者のテスト結果において確信を得ることである。

### 16.6.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE 設計記述
- d) 利用者操作ガイダンス
- e) 利用者準備ガイダンス
- f) 構成管理証拠資料
- g) テスト証拠資料
- h) テストに適した TOE

### 16.6.2.3 アクション ATE\_IND.2.1E

#### 16.6.2.3.1 一般

CC パート 3 ATE\_IND.2.1C: TOE は、テストに適していなければならない。

#### 16.6.2.3.2 ワークユニット: ATE\_IND.2-1

評価者は、テスト構成が ST に特定された評価における構成と一貫していることを決定するために、TOE を **検査しなければならない**。

開発者によって提供され、テスト計画で識別される TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。TOE は、ST に従ってテストする必要がある多数の異なるハードウェアエンティティ及びソフトウェアエンティティで構成される可能性がある。評価者は、全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮し、それらがテスト環境で満たされていることを保証するべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

いずれかのテスト資源(例えば、メーター、アナライザ)が使用される場合、これらの資源が正しく調整されるようにするのは、評価者の責任である。

#### 16.6.2.3.3 ワークユニット: ATE\_IND.2-2

評価者は、TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を **検査しなければならない**。

評価者は、各種の方法で TOE の状態を決定することができる。例えば、サブアクティビティの評価 (AGD\_PRE.1)が既に成功裏に完了しており、評価者がテストに使用されている TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを今もなお信頼できる場合、このワークユニットを満たすことになる。そうで

ない場合には、評価者は、提供されたガイダンスだけを使用し、開発者の手続きに従って、TOE を設置し、立ち上げるべきである。

もし TOE が未定義の状態であるために評価者が設置手続きを実行しなければならず、このワークユニットが成功裏に完了した場合、ワークユニット AGD\_PRE.1-3 を満たすことができる。

CC パート 3 ATE\_IND.2.2C: 開発者は、TSF の開発者機能テストで使用されたものと同等の一連の資源を提供しなければならない。

#### 16.6.2.3.4 ワークユニット: ATE\_IND.2-3

評価者は、開発者によって提供された一連の資源が、TSF を機能的にテストするために開発者によって使用された一連の資源と同等であることを決定するために、その一連の資源を**検査しなければならない**。

開発者によって使用された一連の資源は、機能テスト(ATE\_FUN)ファミリで考慮され、開発者のテスト計画に記載されている。この資源の組み合わせには、関連する開発者テスト環境へのアクセス及び特別のテスト装置などを含めることができる。開発者が使用したのと同じではない資源は、それらがテスト結果に与える影響の観点から同等である必要がある。

#### 16.6.2.4 アクション ATE\_IND.2.2E

##### 16.6.2.4.1 ワークユニット: ATE\_IND.2-4

評価者は、開発者テスト計画及び手順の中で見出したテストのサンプルを使用してテストを**実施しなければならない**。

このワークユニットの全体的な目的は、十分な数の開発者テストを実行して、開発者のテスト結果が正当であることを確認することである。評価者は、サンプルのサイズ、及びサンプルを構成する開発者テストを決定する必要がある(A.2 を参照のこと)。

開発者のテストは全て、特定のインタフェースにまでさかのぼることができる。そこで、サンプルを構成するためのテストを選択するときに考慮する要因は、ワークユニット ATE\_IND.2-6 のサブセットの選択に示されているものと同様である。さらに、評価者は、サンプルに含める開発者テストを選択するためにランダムサンプリング方式を採用することができる。

##### 16.6.2.4.2 ワークユニット: ATE\_IND.2-5

評価者は、実際のテスト結果が全て、期待されたテスト結果と一貫していることを**チェックしなければならない**。

開発者の期待されるテスト結果と実際のテスト結果の間の不一致は、評価者に相違の解決を強く要求する。評価者が発見した不一致は、開発者による正当な説明と開発者が不一致を解決することにより解決することができる。

十分な説明又は説明が得られなければ、開発者のテスト結果に対する評価者の信頼が低下する可能性があり、ワークユニット ATE\_IND.2-4 に識別されているサブセットが適切にテストされるまで評価者がサンプルサイズを増やすことが必要となる場合がある。開発者によるテストの欠陥は、開発者による TOE(例えば不一致が間違っただけに起因する場合)又は開発者のテスト(例えば不一致が間違っただけに起因する場合)に対する修正アクション又は評価者による新しいテストの作成に帰着する必要がある。

#### 16.6.2.5 アクション ATE\_IND.2.3E

##### 16.6.2.5.1 ワークユニット: ATE\_IND.2-6

評価者は、テストサブセットを**考え出さなければならない**。

評価者は、TOE に適したテストサブセットとテスト方策を選択する。1 つの極端なテスト方策は、テストサブセットに可能な限り多くのインタフェースを含め、簡易にテストすることである。別のテスト方策は、テストサブセットに気が付いた問題と関連性のある少数のインタフェースを含め、これらのインタフェースを厳密にテストすることである。

一般的に、評価者のテスト手法は、これら両極端な方法の間に収まるべきである。評価者は 1 つ以上のテストを使用して、ほとんどのインタフェースを実行するべきであるが、テストは、徹底的な仕様テストを実証する必要はない。

評価者は、テストするインタフェースのサブセットを選択するとき、次の要因を考慮するべきである。

開発者テスト証拠。開発者テスト証拠は、テスト証拠資料、利用できるテストカバレッジ分析、及び利用できるテストの深さ分析からなる。開発者テスト証拠は、テスト中に開発者がどのように TSF を実行したかについての洞察を提供する。評価者は、TOE を独立にテストするための新しいテストを開発するとき、この情報を適用する。特に評価者は、次のことを考慮するべきである。

- a) インタフェースに対する開発者テストの要件追加。評価者は、インタフェースをさらに厳密にテストするためにパラメータを変えて、さらに多くの同じタイプのテストを行うことができる。
- b) インタフェースに対する開発者テスト方策の補足。評価者は、別のテスト方策を使用してテストすることにより、特定のインタフェースのテスト手法を変えることができる。
- c) テストサブセットに加えるインタフェースの数。TSF が少数の比較的単純なインタフェースのみを含む場合、インタフェースの全てを厳密にテストすることが現実的にできる。別の場合では、これは費用効果が悪く、サンプリングが必要になる可能性がある。
- d) 評価アクティビティのバランスの維持。テストアクティビティに費やした評価者の労力は、他の評価アクティビティに費やした労力と釣り合いを保つべきである。
- e) 評価者は、サブセットを構成するインタフェースを選択する。この選択は、数多くの要因に依存し、以下の要因の考慮は、テストサブセットサイズを選択にも影響を与える。
- f) インタフェースの開発者テストの厳密さ。追加のテストが必要であると評価者が決定したインタフェースは、テストサブセットに含まれるべきである。
- g) 開発者テスト結果。開発者のテスト結果からインタフェースが適切に実装されていることに評価者が疑いを持つ場合には、評価者は、テストサブセットにそのようなインタフェースを含めるべきである。
- h) インタフェースの重要性。他のインタフェースよりも重要なインタフェースは、テストサブセットに含まれるべきである。「重要性」の 1 つの主要な要因は、セキュリティ関連性(SFR 実施インタフェースは SFR 支援インタフェースよりも重要であり、SFR 支援インタフェースは SFR 非干渉インタフェースよりも重要である。CC パート 3 の ADV\_FSP を参照のこと)である。「重要性」のもう 1 つの主要な要因は、(ADV における抽象のレベル間の対応を識別するときの決定に従って)このインタフェースにマッピングされる SFR の数である。
- i) インタフェースの複雑性。複雑な実装を必要とするインタフェースは、開発者又は評価者に、費用効果の高い評価とはならない面倒な要求を課す複雑なテストを必要とするかもしれない。逆に、これらは誤りが見つかりがちな領域であり、サブセットの有力な候補である。評価者は、これらの考慮事項の間でバランスを計る必要がある。
- j) 暗黙のテスト。いくつかのインタフェースのテストは、しばしば暗黙に他のインタフェースをテストすることがある。それらをサブセットに含めると、(暗黙にはあるが)テストされるインタフェースの数を最大限に増やすことができる。ある種のインタフェースは、一般的に各種のセキュリティ機能性を提供するために使用され、従って効率的なテスト手法の標的となる。

- k) インタフェースタイプ(例えば、プログラムに基づく、コマンド行、プロトコル)。評価者は、TOE がサポートする全ての異なるタイプのインタフェースのテストを含めることを考慮するべきである。
- l) 革新的又は一般的でない特徴をもたらすインタフェース。販売広告用の印刷物及びガイダンス文書で強調しているような革新的又は一般的ではない特徴が TOE に含まれている場合、対応するインタフェースは、テストの有力な候補となるべきである。

このガイダンスは、適切なテストサブセットの選択プロセスで考慮する要因を明記するが、これらは決して全てではない。

#### 16.6.2.5.2 ワークユニット: ATE\_IND.2-7

評価者は、テストを再現可能にできるように十分詳細に記述されたテストサブセットに対するテスト証拠資料を**作成しなければならない**。

評価者は、ST、機能仕様、及び TOE 設計記述から TSF の期待されるふるまいを理解して、インタフェースをテストする最も適切な方法を決定する必要がある。特に、評価者は、次のことを考慮する。

- a) 使用する手法、例えば、外部インタフェースをテストするか、テストハーネスを使用して内部インタフェースをテストするか、又は別のテスト手法(例えば例外状況での、コード検査)を採用するか
- b) テスト及び反応を観察するために使用されるインタフェース
- c) テストに存在する必要がある初期条件(つまり、存在する必要がある特定のオブジェクト又はサブジェクト及びそれらが持つ必要があるセキュリティ属性)
- d) インタフェースを刺激する(例えば、パケットジェネレータ)又はインタフェースを観察する(例えば、ネットワークアナライザ)ために必要となる特別のテスト装置

評価者は、各テストケースが期待されるふるまいの非常に特定の側面をテストするような一連のテストケースを用いて、各インタフェースをテストすることが、実用的と感ずるかもしれない。

評価者のテスト証拠資料は、関連する 1 つ以上のインタフェースにまでさかのぼって各テストの起源を特定するべきである。

#### 16.6.2.5.3 ワークユニット: ATE\_IND.2-8

評価者はテストを**実施しなければならない**。

評価者は、TOE のテストを実行するための基礎として開発されたテスト証拠資料を使用する。テスト証拠資料は、テストの基礎として使用されるが、これは、評価者が追加の特別のテストを実行することを排除しない。評価者は、テスト中に発見された TOE のふるまいに基づいて新しいテストを考え出すことができる。これらの新しいテストは、テスト証拠資料に記録される。

#### 16.6.2.5.4 ワークユニット: ATE\_IND.2-9

評価者は、テストサブセットを構成するテストについての次の情報を**記録しなければならない**。

- a) テストするインタフェースのふるまいの識別
- b) テストを実施するために必要となる全ての必要なテスト装置を接続し、セットアップするための指示
- c) 全ての必要なテスト条件を確立するための指示
- d) インタフェースを刺激するための指示

## ATE クラス: テスト

- e) インタフェースを観察するための指示
- f) 全ての期待される結果と、期待される結果と比較するために観察されたふるまいに実施する必要がある分析の記述
- g) TOE のテストを終了し、終了後の必要な状態を確立するための指示
- h) 実際のテスト結果

詳細のレベルは、他の評価者がテストを繰り返す、同等の結果を得ることができるものとするべきである。テスト結果のいくつかの特定の詳細(例えば、監査レコードの時刻と日付フィールド)は異なってもよいが、全体的な結果は同一であるべきである。

このワークユニットに表されている情報を全て提供する必要がない場合がある(例えば、テストの実際の結果と期待される結果を比較する前に、分析を必要としない場合)。この情報を省略する決定は、それを正当とする理由とともに、評価者に任される。

### 16.6.2.5.5 ワークユニット: ATE\_IND.2-10

評価者は、全ての実際のテスト結果が、期待されたテスト結果と一貫していることを**チェックしなければならない**。

実際のテスト結果と期待されたテスト結果の相違はいずれも、TOE が特定されたとおりに実行しなかったこと、又は評価者のテスト証拠資料が正しくないことを示す。期待しない実際の結果は、TOE 又はテスト証拠資料の修正保守を必要とし、おそらく影響を受けるテストの再実行とテストのサンプルサイズ、構成の変更を必要とする。この決定とそれを正当とする理由は、評価者に任される。

### 16.6.2.5.6 ワークユニット: ATE\_IND.2-11

評価者は、ETR に、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して評価者のテストの成果を**報告しなければならない**。

ETR に報告される評価者のテスト情報によって、評価者は、全体的なテスト手法及び評価中のテストアクティビティで費やされた成果を伝えることができる。この情報を提供する意図は、テスト成果の意味ある概要を示すことである。ETR 中のテストに関する情報が、特定のテストの指示又は個別のテスト結果の正確な再現となることを意図していない。意図することは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者や評価監督機関が、選択されたテスト手法、実行された評価者のテスト量、実行された開発者のテスト量、TOE テスト構成、及びテストアクティビティの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

評価者のテスト成果に関する ETR セクションに通常示される情報は、次のとおりである。

- a) TOE テスト構成。テストされた TOE の特定の構成。
- b) 選択されたサブセットサイズ。評価中にテストされたインタフェースの量及びそのサイズを正当とする理由。
- c) サブセットを構成するインタフェースの選択基準。サブセットに含めるインタフェースを選択したときに考慮した要因についての簡単な説明。
- d) テストされるインタフェース。サブセットに含めることに値したインタフェースの簡単なリスト。
- e) 実行された開発者テスト。実行された開発者テストの量とテストを選択するために使用された基準の簡単な記述。
- f) アクティビティの判定。評価中のテストの結果の全体的な判断。

このリストは、必ずしも完全なものではなく、評価中に評価者が行ったテストに関する ETR に示すべき情報のタイプを提供することだけを意図している。

### 16.6.3 サブアクティビティの評価(ATE\_IND.3)

CC パート 3 ATE\_IND.3.1C: TOE は、テストに適していなければならない。

CC パート 3 ATE\_IND.3.2C: 開発者は、TSF の開発者機能テストで使用されたものと同等の一連の資源を提供しなければならない。

一般的なガイダンスはない。このサブアクティビティのガイダンスについては制度を調べるべきである。

## 16.7 コンポジット機能テスト(ATE\_COMP)

### 16.7.1 一般

ここで定義するコンポジット専用のワークユニットは、以下の表に示す ATE クラスの評価アクティビティに詳細化として統合されることを意図している。ATE クラスの他のアクティビティは、コンポジット専用のワークユニットを必要としない。

表 4 — ATE\_COMP

CC 保証ファミリ	評価アクティビティ	評価ワークユニット	コンポジット専用ワークユニット
ATE_COV	ATE_COV.1.1E	ATE_COV.1-1	ATE_COMP.1-1
ATE_FUN	ATE_FUN.1.1E	ATE_FUN.1-3	ATE_COMP.1-1

注：選択された保証要件のレベルが、この表で特定されたものよりも高い場合も、コンポジット専用ワークユニットが適用される。

### 16.7.2 サブアクティビティの評価(ATE\_COMP.1)

#### 16.7.2.1 目的

このアクティビティの目的は、コンポジット製品が全体として、そのコンポジット製品のセキュリティターゲットの機能要件を満たすために必要な特性を示しているかどうかを決定することである。

#### 16.7.2.2 適用上の注釈

コンポジット製品のテストは、コンポーネントを個別にテストする方法と、統合された製品をテストする方法で行うことができる。個別テストとは、基本コンポーネントと依存コンポーネントが互いに独立してテストされることを意味する。基本コンポーネントの多くのテストは、その達成された評価の範囲内で実施されている可能性がある。依存コンポーネントは、仮想マシンを表すシミュレータやエミュレータ上でテストされることがある。

統合テストとは、コンポジット製品をそのままテストすることであり、依存コンポーネントは関連する基本コンポーネントと一緒に実行される。

テストの有効性は、コンポジット製品のインターフェースを使用して確認できない場合があるため、依存コンポーネントの機能テストの中には、基本コンポーネントへの組み込み/統合の前に、エミュレータ上でしか実施できないものがある。それでも、コンポジット製品の機能テストは、コンポジット製品のセキュリティ機能の説明に従い、関連する ATE 保証クラスが要求する標準的な手法を使用して、コンポジット製品のサンプルでも実行しなければならない。ここでは、追加の開発者のアクションは必要ない。

## ATE クラス: テスト

基本コンポーネントの機能テストの量、カバレッジ、深さは基本コンポーネント評価で既に検証されているため、コンポジット評価でこれらのタスクを再評価する必要はない。なお、基本コンポーネントの機能テストについては、*コンポジット評価用 ETR* には記載されないので注意。

一部の SFR の実装のふるまいは、依存コンポーネントだけでなく基本コンポーネントの特性にも依存しうる(例えば、サイドチャネル攻撃に耐えるコンポジット製品の対策の正しさ、物理的攻撃に対する耐タンパ性の実装の正しさなど)。この場合、SFR の実装は、シミュレータやエミュレータではなく、最終的なコンポジット製品でテストしなければならない。

このアクティビティは、コンポジット製品全体のテストにのみ焦点を当て、ATE 保証クラスでカバーされている一般的なテスト手法内の部分的な取り組みを示すにすぎない。これらの統合テストは、ATE クラスの標準保証ファミリの手法を適用することにより、特定し実行しなければならない。

コンポジット製品セキュリティターゲットに関連する基本コンポーネント TSF(ワークユニット ADV\_COMP.1-1 の RP\_SFR-SERV 及び RP\_SFR-MECH のグループに対応)の正しいふるまい、及び基本コンポーネントセキュリティターゲットのコンテキストにおける悪用可能な脆弱性がない(十分に有効である)ことは、基本コンポーネント評価の有効性(すなわち、基本コンポーネント評価報告書による基本コンポーネント評価の受け入れ)によって確認する。

コンポジット製品評価スポンサーは、コンポジット製品評価者が以下のものを入手できるように保証しなければならない。

- テストに適したコンポジット製品のサンプル

### 16.7.2.3 アクション ATE\_COMP.1.1E

#### 16.7.2.3.1 一般

CC パート 3 ATE\_COMP.1.1C: 統合テストの仕様と証拠資料の内容及び提示は、保証ファミリー ATE\_FUN 及び ATE\_COV の標準<sup>10</sup>要件に対応するものでなければならない。

CC パート 3 ATE\_COMP.1.2C: 提供されるコンポジット製品は、テストに適していなければならない。

#### 16.7.2.3.2 ワークユニット: ATE\_COMP.1-1

評価者は、開発者が、コンポジット製品全体としてテストしなければならない全ての SFR について、統合テストを実行したことを **検査**しなければならない。

このワークユニットを実行するために、評価者は、各 SFR について、基本コンポーネントと依存コンポーネントのセキュリティ特性に直接依存するかどうかを分析しなければならない。そして、評価者は、開発者が実行しなければならない統合テストが、少なくともそのような SFR の全てをカバーしていることを検証しなければならない。

選択された保証パッケージが ATE\_FUN 及び ATE\_COV ファミリを含んでいない場合(例えば、EAL1)、このワークユニットは適用されない。

このワークユニットの結果は、ATE\_COV.1.1E / ATE\_COV.1-1 及び ATE\_FUN.1.1E / ATE\_FUN.1-3(又は高い保証レベルを選択した場合は同等の上位コンポーネント)の結果に統合されなければならない。

---

<sup>10</sup> 例えば、CEM(本文書)で定義される。

## 17 AVA クラス: 脆弱性評価

### 17.1 一般

脆弱性評価アクティビティの目的は、運用環境での TOE の欠陥又は弱点の悪用される可能性を決定することである。この決定は、評価者による評価証拠の分析と公開の場で利用できる資料の探索に基づいて行われ、評価者の侵入テストによりサポートされる。

### 17.2 脆弱性分析(AVA\_VAN)

#### 17.2.1 サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.1)

##### 17.2.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE が、その運用環境において、簡単に識別でき、悪用される可能性のある脆弱性を持つかどうかを決定することである。

##### 17.2.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) ガイダンス証拠資料
- c) テストに適した TOE
- d) 潜在的な脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報

このサブアクティビティのその他の入力は、次のとおりである。

- a) 潜在的な脆弱性に関する現在の情報(例えば、評価監督機関からの情報)。

##### 17.2.1.3 適用上の注釈

評価者は、評価の別の部分の実施中に検出された潜在的な脆弱性の結果として、追加テストの実施を考慮すべきである。

このサブアクティビティでの用語「ガイダンス」の使用は、操作ガイダンス及び準備ガイダンスを意味する。

潜在的な脆弱性は、公開の場で利用できる情報になっていることもあればなっていないこともあり、悪用するためのスキルが必要となることもあれば必要とならないこともある。これら 2 つの観点は、関係しているが、別のものである。潜在的な脆弱性が公開の場で利用できる情報から識別できるという理由だけで、それが簡単に悪用できると想定されるべきでない。

##### 17.2.1.4 アクション AVA\_VAN.1.1E

###### 17.2.1.4.1 一般

CC パート 3 AVA\_VAN.1.1C: TOE は、テストに適していなければならない。

###### 17.2.1.4.2 ワークユニット: AVA\_VAN.1-1

評価者は、テスト構成が ST に特定された評価における構成と一貫していることを決定するために、TOE を検査しなければならない。

## AVA クラス: 脆弱性評定

開発者によって提供され、テスト計画で識別される TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。TOE は、ST に従ってテストする必要がある多数の異なるハードウェアエンティティ及びソフトウェアエンティティで構成される可能性がある。評価者は、全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮し、それらがテスト環境で満たされていることを保証するべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

いずれかのテスト資源(例えば、メーター、アナライザ)が使用される場合、これらの資源が正しく調整されるようにするのは、評価者の責任である。

### 17.2.1.4.3 ワークユニット: AVA\_VAN.1-2

評価者は、TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査しなければならない**。

評価者は、各種の方法で TOE の状態を決定することができる。例えば、サブアクティビティの評価 (AGD\_PRE.1)が既に成功裏に完了しており、評価者がテストに使用されている TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを今もなお信頼できる場合、このワークユニットを満たすことになる。そうでない場合には、評価者は、提供されたガイダンスだけを使用し、開発者の手続きに従って、TOE を設置し、立ち上げるべきである。

もし TOE が未定義の状態であるために評価者が設置手続きを実行しなければならず、このワークユニットが成功裏に完了した場合、ワークユニット AGD\_PRE.1-3 を満たすことができる。

### 17.2.1.5 アクション AVA\_VAN.1.2E

#### 17.2.1.5.1 ワークユニット: AVA\_VAN.1-3

評価者は、TOE の潜在的脆弱性を識別するために、公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE で発生する可能性がある潜在的脆弱性の識別をサポートするために、公開の場で利用できる情報源を検査する。公開の場で利用できる考慮すべき情報源は多数存在する。例えば、特定の技術における既知の脆弱性が報告されるようなメーリングリストや world wide web 上のセキュリティ関連フォーラム。

評価者は、公開の場で利用可能な情報の考慮を上記のものに制約するべきではなく、その他の利用できる全ての関連情報を考慮するべきである。

提供された証拠を検査する間に、評価者は、公知の情報を使用して、潜在的脆弱性の探索をさらに進める。評価者が関心の分野を識別した場合、評価者は、それらの関心の分野に関連する公開の場で利用できる情報を考慮するべきである。

攻撃者が容易に入手できて、攻撃を識別し、容易にするのを支援する情報の入手の可能性は、想定される攻撃者の攻撃能力を大幅に向上させるのに効果的である。インターネットにおける脆弱性情報と高機能の攻撃ツールのアクセスのしやすさは、この情報が TOE の潜在的脆弱性を識別し、それらを悪用するために使用されるということの可能性を増大させる。現代の探索ツールによって、評価者がこのような情報を簡単に利用できるようになり、公開されている潜在的脆弱性及びよく知られている一般的な攻撃に対する耐性の決定は、費用効果の高い方法で達成できる。

公開の場で利用できる情報の探索は、特に TOE の派生元である製品を参照する情報源に焦点を置くべきである。この探索の範囲の拡張については、次の要因を考慮すべきである。TOE 種別、この TOE 種別の評価者の経験、予想される攻撃能力、及び利用できる ADV 証拠のレベル。

識別プロセスは繰返して行われ、その場合、1 つの潜在的な脆弱性の識別が、それ以上の調査が必要となる別の関心の分野の識別へとつながることがある。

評価者は、公開の場で利用できる情報内で潜在的な脆弱性を識別するために、どのようなアクションがとられたかを報告する。ただし、このタイプの探索では、探索中の検出の結果によって手法が発展する可能性があるため、評価者は、検査の開始前に潜在的な脆弱性の識別における手順を記述できない可能性がある。

評価者は、潜在的な脆弱性の探索を完了する際に、検査された証拠を報告する。

#### 17.2.1.5.2 ワークユニット: AVA\_VAN.1-4

評価者は、ETR 内で、テストの候補となり、運用環境の TOE に適用できる識別された潜在的な脆弱性を**記録しなければならない**。

例えば、評価者が IT 又は非 IT の運用環境の手段によってその運用環境では潜在的な脆弱性の悪用が防止されることを識別する場合、潜在的な脆弱性についてそれ以上の考慮は不要であることが識別される可能性がある。例えば、TOE への物理的アクセスを許可利用者だけに制限することにより、効果的に潜在的な脆弱性が改ざんに悪用されないようにすることができる。

評価者が運用環境で潜在的な脆弱性が該当しないことを決定する場合、評価者は、それ以上の考慮から潜在的な脆弱性を除外する理由を記録する。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的な脆弱性を記録する。

運用環境の TOE に適用できる潜在的な脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティに対する入力として使用でき、評価者が ETR で**報告しなければならない**。

#### 17.2.1.6 アクション AVA\_VAN.1.3E

##### 17.2.1.6.1 ワークユニット: AVA\_VAN.1-5

評価者は、潜在的な脆弱性に対する独立探索に基づいて、侵入テストを**考え出さなければならない**。

評価者は、必要に応じて、公開の場で利用できる情報源の探索の間に識別される潜在的な脆弱性が、運用環境における TOE にどの程度あてはまるかを決定するために、侵入テストを準備する。既知の潜在的な脆弱性に関して、第三者(例えば、評価監督機関)によって評価者に提供されたどんな現在の情報も、他の評価アクティビティを実行した結果として生じる潜在的な脆弱性ととも、評価者によって考慮される。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的な脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

評価者は、基本的な攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的な脆弱性(公知になっている潜在的な脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が基本的な攻撃能力を超える潜在的な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

##### 17.2.1.6.2 ワークユニット: AVA\_VAN.1-6

評価者は、潜在的な脆弱性のリストに基づき、テストを再現可能にするために十分に詳細に侵入テスト証拠資料を**作成しなければならない**。テスト証拠資料には、次のものを含めなければならない。

## AVA クラス: 脆弱性評価

- a) TOE はどの潜在的な脆弱性の調査のためにテストされるか、その脆弱性の識別
- b) 侵入テストを実施するために必要となる全ての必要なテスト装置を接続し、セットアップするための指示
- c) 全ての侵入テスト前提初期条件を確立するための指示
- d) TSF を刺激するための指示
- e) TSF のふるまいを観察するための指示
- f) 全ての期待される結果と、期待される結果と比較するために観察されたふるまいに実施する必要がある分析の記述
- g) TOE のテストを終了し、終了後の必要な状態を確立するための指示

評価者は、公知になっているものの探索中に識別された潜在的な脆弱性のリストに基づいて、侵入テストを準備する。

評価者は、攻撃が功を奏するために基本的な攻撃能力を必要とする脆弱性を超える潜在的な脆弱性の悪用される可能性を決定することを期待されない。ただし、評価の専門知識の結果として、評価者は、基本的な攻撃能力を超える攻撃者のみが悪用できる潜在的な脆弱性を発見することがある。そのような脆弱性は、残存脆弱性として ETR に報告される。

潜在的な脆弱性を理解し、評価者は、TOE にどの程度あてはまるかをテストするための最も適切な方法を決定する。特に、評価者は、次のことを考慮する。

- TSF を刺激し、応答を観察するために使用される TSFI 又はその他の TOE インタフェース。
- テストに存在する必要がある初期条件(つまり、存在する必要がある特定のオブジェクト又はサブジェクト及びそれらが持つ必要があるセキュリティ属性)。
- TSFI を刺激するため、又は TSFI を観察するために必要となる特別のテスト装置(おそらく、基本的な攻撃能力を想定している潜在的な脆弱性を悪用するために特別の装置が必要になることはない)。
- 物理的なテストを論理的分析に置き換えるべきであるかどうか。初期テストの結果から、繰り返し試みられた攻撃が、指定した試行回数後に成功する可能性が高いことが実証されると推定できる場合は、特に関連する。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的な脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

テスト証拠資料にこのレベルの詳細を特定する意図は、他の評価者がテストを再現し、同等の結果を得ることができるようにすることである。

### 17.2.1.6.3 ワークユニット: AVA\_VAN.1-7

評価者は、侵入テストを**実施しなければならない**。

評価者は、TOE の侵入テストの実行のための基礎として、ワークユニット AVA\_VAN.1-5 の結果の侵入テスト証拠資料を使用するが、これは、評価者がその場で追加の侵入テストを実行することを排除しない。必要に応じて、評価者は、侵入テスト中に得られた情報の結果としてその場でテストを考え出すことができ、評価者により行われたならば、そのテストは侵入テスト証拠資料に記録される。そのようなテストは、期待されない結果又は観察を追求するか、又は事前に計画されたテスト中に評価者に示された潜在的な脆弱性を調査するために必要となる可能性がある。

評価者は、基本的な攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的な脆弱性(公知になっている潜在的な脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が基本的な攻撃能力を超える潜在的な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

#### 17.2.1.6.4 ワークユニット: AVA\_VAN.1-8

評価者は、侵入テストの実際の結果を**記録しなければならない**。

実際のテスト結果の特定の詳細のいくつか(例えば、監査レコードの時刻と日付フィールド)が期待されたものと異なるかもしれないが、全体的な結果は、同一であるべきである。期待されないテスト結果は、調査するべきである。評価への影響は、述べられ、正当化されるべきである。

#### 17.2.1.6.5 ワークユニット: AVA\_VAN.1-9

評価者は、ETR に、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して評価者の侵入テストの成果を**報告しなければならない**。

ETR に報告される侵入テスト情報によって、評価者は全体的な侵入テスト手法及びこのサブアクティビティで費やした成果を伝えることができる。この情報を提供する意図は、評価者の侵入テスト成果の意味ある概要を示すことである。ETR の侵入テストに関する情報が、特定のテストステップの正確な再現であること、又は個々の侵入テストの結果であることを意図しない。意図するのは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者と評価監督機関が選択された侵入テスト手法、実行された侵入テストの量、TOE テスト構成、侵入テストアクティビティの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

評価者の侵入テスト成果に関する ETR セクションに通常示される情報は、次のとおりである。

- a) TOE テスト構成。侵入テストが行われた TOE の特定の構成。
- b) 侵入テストされた TSFI。侵入テストの焦点となった TSFI 及びその他の TOE インタフェースの簡単なリスト。
- c) サブアクティビティの判定。侵入テスト結果の総合判断。

このリストは、必ずしも徹底したものではなく、評価中に評価者が行った侵入テストに関する、ETR に示すべき情報の種別を提供することだけを意図している。

#### 17.2.1.6.6 ワークユニット: AVA\_VAN.1-10

評価者は、TOE が、運用環境において、基本的な攻撃能力を持つ攻撃者に耐えられることを決定するために、全ての侵入テストの結果を**検査しなければならない**。

TOE が、運用環境において、「強化基本」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用可能な脆弱性があることを結果が示す場合、この評価者アクションは不合格となる。

特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6<sup>xxxix</sup>のガイダンスを使用するべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「強化基本」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。

#### 17.2.1.6.7 ワークユニット: AVA\_VAN.1-11

評価者は、ETR に、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて**報告しなければならない**。

## AVA クラス: 脆弱性評定

- a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた評価方法アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで知った、など)。
- b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)。
- c) 記述。
- d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)。
- e) 識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値。

### 17.2.2 サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.2)

#### 17.2.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE が、その運用環境において、基本的な攻撃能力を持つ攻撃者が悪用できる脆弱性を持つかどうかを決定することである。

#### 17.2.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE 設計
- d) セキュリティアーキテクチャ記述
- e) ガイダンス証拠資料
- f) テストに適した TOE
- g) 考えられる潜在的な脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報

このサブアクティビティの暗黙の評価証拠の残りの部分は、保証パッケージに含まれているコンポーネントによって異なる。各コンポーネントに対して提供された証拠は、このサブアクティビティで入力として使用される。

このサブアクティビティのその他の入力は、次のとおりである。

- a) 公知になっている潜在的な脆弱性及び攻撃に関する現在の情報(例えば、評価監督機関からの情報)。

#### 17.2.2.3 適用上の注釈

評価者は、評価の別の部分の実施中に検出された潜在的な脆弱性の結果として、追加テストの実施を考慮すべきである。

#### 17.2.2.4 アクション AVA\_VAN.2.1E

##### 17.2.2.4.1 一般

CC パート 3 AVA\_VAN.2.1C: TOE は、テストに適していなければならない。

CC パート 3 AVA\_VAN.2.2C: サードパーティコンポーネントのリストには、サードパーティから提供されたコンポーネントで、TOE の一部又は TOE の配付物の一部であるものを含まなければならない。

#### 17.2.2.4.2 ワークユニット: AVA\_VAN.2-1

評価者は、テスト構成が ST に特定された評価における構成と一貫していることを決定するために、TOE を**検査しなければならない**。

開発者によって提供され、テスト計画で識別される TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。TOE は、ST に従ってテストする必要がある多数の異なるハードウェアエンティティ及びソフトウェアエンティティで構成される可能性がある。評価者は、全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮し、それらがテスト環境で満たされていることを保証するべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

いずれかのテスト資源(例えば、メーター、アナライザ)が使用される場合、これらの資源が正しく調整されるようにするのは、評価者の責任である。

#### 17.2.2.4.3 ワークユニット: AVA\_VAN.2-2

評価者は、TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査しなければならない**。

評価者は、各種の方法で TOE の状態を決定することができる。例えば、サブアクティビティの評価 (AGD\_PRE.1)が既に成功裏に完了しており、評価者がテストに使用されている TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを今もなお信頼できる場合、このワークユニットを満たすことになる。そうでない場合には、評価者は、提供されたガイダンスだけを使用し、開発者の手続きに従って、TOE を設置し、立ち上げるべきである。

もし TOE が未定義の状態であるために評価者が設置手続きを実行しなければならず、このワークユニットが成功裏に完了した場合、ワークユニット AGD\_PRE.1-3 を満たすことができる。

#### 17.2.2.5 アクション AVA\_VAN.2.2E

##### 17.2.2.5.1 ワークユニット: AVA\_VAN.2-3

評価者は、TOE の潜在的脆弱性を識別するために、公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE で発生する可能性がある潜在的な脆弱性の識別をサポートするために、公開の場で利用できる情報源を検査する。公開の場で利用できる、評価者が使用を考慮すべき多くの情報源がある。これらは world wide web で利用可能な要素などで、次のものが含まれる。

- a) 専門家向け発行物(雑誌、書籍)
- b) 調査報告書

評価者は、公開の場で利用可能な情報の考慮を上記のものに制約するべきではなく、その他の利用できる全ての関連情報を考慮するべきである。

## AVA クラス: 脆弱性評定

提供された証拠を検査する間に、評価者は、公知の情報を使用して、潜在的な脆弱性の探索をさらに進める。評価者が関心の分野を識別した場合、評価者は、それらの関心の分野に関連する公開の場で利用できる情報を考慮すべきである。

攻撃者が容易に入手できて、攻撃を識別し、容易にするのを支援する情報の入手の可能性は、想定される攻撃者の攻撃能力を大幅に向上させるのに効果的である。インターネットにおける脆弱性情報と高機能の攻撃ツールのアクセスのしやすさは、この情報が TOE の潜在的な脆弱性を識別し、それらを悪用するために使用されるということの可能性を増大させる。現代の探索ツールによって、評価者がこのような情報を簡単に利用できるようになり、公開されている潜在的な脆弱性及びよく知られている一般的な攻撃に対する耐性の決定は、費用効果の高い方法で達成できる。

公開の場で利用できる情報の探索は、特に TOE の派生元である製品を参照する情報源に焦点を置くべきである。この探索の範囲の拡張については、次の要因を考慮すべきである。TOE 種別、この TOE 種別の評価者の経験、予想される攻撃能力、及び利用できる ADV 証拠のレベル。

識別プロセスは繰返して行われ、その場合、1 つの潜在的な脆弱性の識別が、それ以上の調査が必要となる別の関心の分野の識別へとつながることがある。

評価者は、証拠内の潜在的な脆弱性を識別するために、どのようなアクションがとられたかを報告する。ただし、このタイプの探索では、探索中の検出の結果によって手法が発展する可能性があるため、評価者は、検査の開始前に潜在的な脆弱性の識別における手順を記述できない可能性がある。

評価者は、潜在的な脆弱性の探索を完了する際に、検査された証拠を報告する。この証拠の選択は、攻撃者が取得できるものと想定されている証拠に関連する、評価者によって識別された関心の分野から得られるか、評価者によって提供された別の根拠に従って行うことができる。

### 17.2.2.6 アクション AVA\_VAN.2.3E

#### 17.2.2.6.1 ワークユニット: AVA\_VAN.2-4

評価者は、TOE に存在する可能性がある潜在的な脆弱性を識別するために、ST、ガイダンス証拠資料、機能仕様、TOE 設計、及びセキュリティアーキテクチャ記述の証拠の探索を**実施しなければならない**。

TOE の仕様及び証拠資料が分析され、TOE の潜在的な脆弱性が仮定されるか又は推測されることにより、証拠の探索が完了されるべきである。次に、仮定された潜在的な脆弱性のリストには、潜在的な脆弱性が存在することの予測される確率、及び悪用される可能性がある脆弱性が存在することを想定して、それを悪用するために必要な攻撃能力、それがもたらす制御又は弱体化の範囲に基づいて優先順位が付けられる。潜在的な脆弱性の優先順位が付けられたリストは、TOE に対する侵入テストを指示するために使用される。

セキュリティアーキテクチャ記述は、TSF が信頼できないサブジェクトによる干渉からどのように自己を保護し、セキュリティ実施機能性のバイパスを阻止するかを記載していることから、開発者脆弱性分析を提供する。したがって評価者は、TSF を侵害する手段を探索するための基礎として、TSF の保護に関するこの記述を使用すべきである。

運用環境で TOE が満たすべき SFR に従って、評価者の独立脆弱性分析は、次の各見出しの一般的な潜在的脆弱性を考慮すべきである。

- a) 評価監督機関から提供されることもある、評価されている TOE の種別に関する一般的な潜在的脆弱性
- b) バイパス
- c) 改ざん

- d) 直接攻撃
- e) 監視
- f) 誤使用

項目 b)から f)については、附属書 B でさらに詳しく説明する。

セキュリティアーキテクチャ記述は、上記の一般的な各潜在的脆弱性を踏まえて考慮されるべきである。TSF の保護を破り、TSF を侵害する手段を探索するために、各潜在的脆弱性が考慮されるべきである。

#### 17.2.2.6.2 ワークユニット: AVA\_VAN.2-5

評価者は、ETR 内で、テストの候補となり、運用環境の TOE に適用できる識別された潜在的脆弱性を記録しなければならない。

例えば、評価者が IT 又は非 IT の運用環境の手段によってその運用環境では潜在的脆弱性の悪用が防止されることを識別する場合、潜在的脆弱性についてそれ以上の考慮は不要であることが識別される可能性がある。例えば、TOE への物理的アクセスを許可利用者だけに制限することにより、効果的に潜在的脆弱性が改ざんに悪用されないようにすることができる。

評価者が運用環境で潜在的脆弱性が該当しないことを決定する場合、評価者は、それ以上の考慮から潜在的脆弱性を除外する理由を記録する。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的脆弱性を記録する。

運用環境の TOE に適用できる潜在的脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティに対する入力として使用でき、評価者が ETR で報告しなければならない。

#### 17.2.2.7 アクション AVA\_VAN.2.4E

##### 17.2.2.7.1 ワークユニット: AVA\_VAN.2-6

評価者は、潜在的脆弱性に対する独立探索に基づいて、侵入テストを**考え出さなければならない**。

評価者は、必要に応じて、公開の場で利用できる情報源の探索の間に識別される潜在的脆弱性が、運用環境における TOE にどの程度あてはまるかを決定するために、侵入テストを準備する。既知の潜在的脆弱性に関して、第三者(例えば、評価監督機関)によって評価者に提供されたどんな現在の情報も、他の評価アクティビティを実行した結果として生じる潜在的脆弱性ととともに、評価者によって考慮される。

評価者は、脆弱性の探索におけるセキュリティアーキテクチャ記述の考慮(AVA\_VAN.2-4 で詳述)に関連して、アーキテクチャ特性を確認するためにテストを実行すべきであることに留意する。この場合、セキュリティアーキテクチャ特性の反証を試みる否定テストが必要となる可能性がある。侵入テストの方策を開発する際に、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述の主要な各特性が、機能テスト(14 で考慮)又は評価者侵入テストでテストされることを保証する。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

評価者は、基本的な攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的脆弱性(公知になっている潜在的脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が基本的な攻撃能力を超える悪用可能な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

## AVA クラス: 脆弱性評価

潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.6<sup>ii</sup>に記載されている。

強化基本、中、又は高の攻撃能力を持つ攻撃者によってのみ悪用可能と仮定された潜在的な脆弱性のために、この評価者アクションが不合格になることはない。分析がこの仮定を裏付ける場合、これらを侵入テストの入力としてこれ以上考慮する必要はない。ただし、そのような脆弱性は、残存脆弱性として ETR に報告される。

基本的な攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用される可能性があるとして仮定され、セキュリティ対策方針の違反となる潜在的な脆弱性は、TOE に対する侵入テストを指示するために使用されるリストを構成する優先順位の最も高い潜在的な脆弱性とするべきである。

### 17.2.2.7.2 ワークユニット: AVA\_VAN.2-7

評価者は、潜在的な脆弱性のリストに基づき、テストを再現可能にするために十分に詳細に侵入テスト証拠資料を**作成しなければならない**。テスト証拠資料には、次のものを含めなければならない。

- TOE はどの潜在的な脆弱性の調査のためにテストされるか、その脆弱性の識別
- 侵入テストを実施するために必要となる全ての必要なテスト装置を接続し、セットアップするための指示
- 全ての侵入テスト前提初期条件を確立するための指示
- TSF を刺激するための指示
- TSF のふるまいを観察するための指示
- 全ての期待される結果と、期待される結果と比較するために観察されたふるまいに実施する必要がある分析の記述
- TOE のテストを終了し、終了後の必要な状態を確立するための指示

評価者は、公知になっているものの探索及び評価証拠の分析の間に識別された潜在的な脆弱性のリストに基づいて、侵入テストを準備する。

評価者は、攻撃が功を奏するために基本的な攻撃能力を必要とする脆弱性を超える潜在的な脆弱性の悪用される可能性を決定することを期待されない。ただし、評価の専門知識の結果として、評価者は、基本的な攻撃能力を超える攻撃者のみが悪用できる潜在的な脆弱性を発見することがある。そのような脆弱性は、残存脆弱性として ETR に報告される。

潜在的な脆弱性を理解し、評価者は、TOE にどの程度あてはまるかをテストするための最も適切な方法を決定する。特に、評価者は、次のことを考慮する。

- TSF を刺激し、反応を観察するために使用される TSFI 又はその他の TOE インタフェース(評価者は、(ADV\_ARC による要求に従い)セキュリティアーキテクチャの記述で記述されているものなど、TSF の特性を実証するために、TSFI 以外の TOE へのインタフェースを使用する必要がある可能性がある。これらの TOE インタフェースは TSF の特性をテストする手段を提供するが、これらはテストの対象ではないことに注意すべきである)。
- テストに存在する必要がある初期条件(つまり、存在する必要がある特定のオブジェクト又はサブジェクト及びそれらが持つ必要があるセキュリティ属性)。
- TSFI を刺激するため、又は TSFI を観察するために必要となる特別のテスト装置(おそらく、基本的な攻撃能力を想定している潜在的な脆弱性を悪用するために特別の装置が必要になることはない)。

- 物理的なテストを論理的分析に置き換えるべきであるかどうか。初期テストの結果から、繰り返し試みられた攻撃が、指定した試行回数後に成功する可能性が高いことが実証されると推定できる場合は、特に関連する。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的な脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

テスト証拠資料にこのレベルの詳細を特定する意図は、他の評価者がテストを再現し、同等の結果を得ることができるようにすることである。

#### 17.2.2.7.3 ワークユニット:AVA\_VAN.2-8

評価者は、侵入テストを**実施しなければならない**。

評価者は、TOE の侵入テストの実行のための基礎として、ワークユニット AVA\_VAN.2-6 の結果の侵入テスト証拠資料を使用するが、これは、評価者がその場で追加の侵入テストを実行することを排除しない。必要に応じて、評価者は、侵入テスト中に得られた情報の結果としてその場でテストを考え出すことができ、評価者により行われたならば、そのテストは侵入テスト証拠資料に記録される。そのようなテストは、期待されない結果又は観察を追求するか、又は事前に計画されたテスト中に評価者に示された潜在的な脆弱性を調査するために必要となる可能性がある。

侵入テストが仮定される潜在的な脆弱性が存在することを示さない場合には、評価者は、評価者自身の分析が正しくないかどうか、又は評価用提供物件が正しくないか不完全であるかどうかを決定すべきである。

評価者は、基本的な攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的な脆弱性(公知になっている潜在的な脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が基本的な攻撃能力を超える悪用可能な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

#### 17.2.2.7.4 ワークユニット:AVA\_VAN.2-9

評価者は、侵入テストの実際の結果を**記録しなければならない**。

実際のテスト結果の特定の詳細のいくつか(例えば、監査レコードの時刻と日付フィールド)が期待されたものと異なるかもしれないが、全体的な結果は、同一であるべきである。期待されないテスト結果は、調査するべきである。評価への影響は、述べられ、正当化されるべきである。

#### 17.2.2.7.5 ワークユニット:AVA\_VAN.2-10

評価者は、ETR に、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して評価者の侵入テストの成果を**報告しなければならない**。

ETR に報告される侵入テスト情報によって、評価者は全体的な侵入テスト手法及びこのサブアクティビティで費やした成果を伝えることができる。この情報を提供する意図は、評価者の侵入テスト成果の意味ある概要を示すことである。ETR の侵入テストに関する情報が、特定のテストステップの正確な再現であること、又は個々の侵入テストの結果であることを意図しない。意図するのは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者と評価監督機関が選択された侵入テスト手法、実行された侵入テストの量、TOE テスト構成、侵入テストアクティビティの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

評価者の侵入テスト成果に関する ETR セクションに通常示される情報は、次のとおりである。

- TOE テスト構成。侵入テストが行われた TOE の特定の構成
- 侵入テストされた TSFI。侵入テストの焦点となった TSFI 及びその他の TOE インタフェースの簡単なリスト

## AVA クラス: 脆弱性評定

- サブアクティビティの判定。侵入テスト結果の総合判断

このリストは、必ずしも徹底したものではなく、評価中に評価者が行った侵入テストに関する、ETR に示すべき情報の種別を提供することだけを意図している。

### 17.2.2.7.6 ワークユニット: AVA\_VAN.2-11

評価者は、TOE が、運用環境において、基本的な攻撃能力を持つ攻撃者に耐えられることを決定するために、全ての侵入テストの結果を**検査しなければならない**。

TOE が、運用環境において、「強化基本」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用可能な脆弱性があることを結果が示す場合、この評価者アクションは不合格となる。

特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6<sup>xxxix</sup> のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要となるわけではなく、「強化基本」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。

### 17.2.2.7.7 ワークユニット: AVA\_VAN.2-12

評価者は、ETR に、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて**報告しなければならない**。

- a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた評価方法アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで知った、など)
- b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)
- c) 記述
- d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)
- e) 識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.6<sup>xi</sup>の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値

## 17.2.3 サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.3)

### 17.2.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE が、その運用環境において、強化基本的な攻撃能力を持つ攻撃者が悪用できる脆弱性を持つかどうかを決定することである。

### 17.2.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE 設計
- d) セキュリティアーキテクチャ記述
- e) 選択された実装サブセット
- f) ガイダンス証拠資料

- g) テストに適した TOE
- h) 考えられる潜在的な脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報
- i) 基本設計のテスト結果

このサブアクティビティの暗黙の評価証拠の残りの部分は、保証パッケージに含まれているコンポーネントによって異なる。各コンポーネントに対して提供された証拠は、このサブアクティビティで入力として使用される。

このサブアクティビティのその他の入力は、次のとおりである。

- a) 公知になっている潜在的な脆弱性及び攻撃に関する現在の情報(例えば、評価監督機関からの情報)。

### 17.2.3.3 適用上の注釈

評価アクティビティの実施中に、評価者は関心の分野を識別することもある。これらは、証拠が関連付けられているアクティビティの要件を証拠は満たすが、評価者が不安を抱いている TOE 証拠の特定の部分である。例えば、特定のインタフェース仕様が特に複雑に見えるため、TOE の開発又は TOE の運用において誤りが発生しやすくなる可能性がある。この段階では、明白な潜在的な脆弱性は存在しないが、さらに調査が必要である。これは、さらに調査が必要なため、遭遇により識別される範囲を越えている。

潜在的な脆弱性の識別に焦点を置いた手法は、含まれている情報から明らかになるような潜在的な脆弱性の識別を目的とした、証拠の分析である。この手法は事前に決定されていないため、これは、構造化されていない分析になる。焦点を置いた脆弱性分析のさらに詳しいガイダンスは、附属書 B.4.2.3<sup>iii</sup>に記載されている。

### 17.2.3.4 アクション AVA\_VAN.3.1E

#### 17.2.3.4.1 一般

CC パート 3 AVA\_VAN.3.1C: TOE は、テストに適していなければならない。

CC パート 3 AVA\_VAN.3.2C: サードパーティコンポーネントのリストには、サードパーティから提供されたコンポーネントで、TOE の一部又は TOE の配付物の一部であるものを含まなければならない。

#### 17.2.3.4.2 ワークユニット: AVA\_VAN.3-1

評価者は、テスト構成が ST に特定された評価における構成と一貫していることを決定するために、TOE を検査しなければならない。

開発者によって提供され、テスト計画で識別される TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。TOE は、ST に従ってテストする必要がある多数の異なるハードウェアエンティティ及びソフトウェアエンティティで構成される可能性がある。評価者は、全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮し、それらがテスト環境で満たされていることを保証するべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

いずれかのテスト資源(例えば、メーター、アナライザ)が使用される場合、これらの資源が正しく調整されるようにするのは、評価者の責任である。

### 17.2.3.4.3 ワークユニット: AVA\_VAN.3-2

評価者は、TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を **検査しなければならない**。

評価者は、各種の方法で TOE の状態を決定することができる。例えば、サブアクティビティの評価 (AGD\_PRE.1) が既に成功裏に完了しており、評価者がテストに使用されている TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを今もなお信頼できる場合、このワークユニットを満たすことになる。そうでない場合には、評価者は、提供されたガイダンスだけを使用し、開発者の手続きに従って、TOE を設置し、立ち上げるべきである。

もし TOE が未定義の状態であるために評価者が設置手続きを実行しなければならず、このワークユニットが成功裏に完了した場合、ワークユニット AGD\_PRE.1-3 を満たすことができる。

### 17.2.3.5 アクション AVA\_VAN.3.2E

#### 17.2.3.5.1 ワークユニット: AVA\_VAN.3-3

評価者は、TOE の潜在的脆弱性を識別するために、公開の場で利用できる情報源を **検査しなければならない**。

評価者は、TOE で発生する可能性がある潜在的脆弱性の識別をサポートするために、公開の場で利用できる情報源を検査する。公開の場で利用できる、評価者が使用を考慮すべき多くの情報源がある。これらは world wide web で利用可能な要素などで、次のものが含まれる。

- a) 専門家向け発行物(雑誌、書籍)
- b) 調査報告書
- c) カンファレンスの記録

評価者は、公開の場で利用可能な情報の考慮を上記のものに制約するべきではなく、その他の利用できる全ての関連情報を考慮するべきである。

提供された証拠を検査する間に、評価者は、公知の情報を使用して、潜在的脆弱性の探索をさらに進める。評価者が関心の分野を識別した場合、評価者は、それらの関心の分野に関連する公開の場で利用できる情報を考慮するべきである。

攻撃者が容易に入手できて、攻撃を識別し、容易にするのを支援する情報の入手の可能性は、想定される攻撃者の攻撃能力を大幅に向上させるのに効果的である。インターネットにおける脆弱性情報と高機能の攻撃ツールのアクセスのしやすさは、この情報が TOE の潜在的脆弱性を識別し、それらを悪用するために使用されるということの可能性を増大させる。現代の探索ツールによって、評価者がこのような情報を簡単に利用できるようになり、公開されている潜在的脆弱性及びよく知られている一般的な攻撃に対する耐性の決定は、費用効果の高い方法で達成できる。

公開の場で利用できる情報の探索は、TOE の派生元である製品の開発で使用される技術を参照する情報源に焦点を置くべきである。この探索の範囲の拡張については、次の要因を考慮するべきである。TOE 種別、この TOE 種別の評価者の経験、予想される攻撃能力、及び利用できる ADV 証拠のレベル。

識別プロセスは繰返して行われ、その場合、1 つの潜在的脆弱性の識別が、それ以上の調査が必要となる別の関心の分野の識別へとつながることがある。

評価者は、証拠内の潜在的脆弱性を識別するために、どのようなアクションがとられたかを報告する。ただし、このタイプの探索では、探索中の検出の結果によって手法が発展する可能性があるため、評価者は、検査の開始前に潜在的脆弱性の識別における手順を記述できない可能性がある。

評価者は、潜在的な脆弱性の探索を完了する際に、検査された証拠を報告する。この証拠の選択は、攻撃者が取得できるものと想定されている証拠に関連する、評価者によって識別された関心の分野から得られるか、評価者によって提供された別の根拠に従って行うことができる。

### 17.2.3.6 アクション AVA\_VAN.3.3E

#### 17.2.3.6.1 ワークユニット:AVA\_VAN.3-4

評価者は、TOE に存在する可能性がある潜在的な脆弱性を識別するために、ST、ガイダンス証拠資料、機能仕様、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、及び実装表現に焦点を置いた探索を**実施しなければならない**。

欠陥仮説法が使用される必要があり、これにより、仕様及び開発証拠とガイダンス証拠が分析され、TOE の潜在的な脆弱性が仮定されるか又は推測される。

評価者は、TOE の開発における潜在的な欠陥及び TOE の特定された運用方法における潜在的な誤りを識別するために、TOE 提供物から取得した TOE 設計及び運用の知識を使用して、欠陥仮説法を実施する。

セキュリティアーキテクチャ記述は、TSF が信頼できないサブジェクトによる干渉からどのように自己を保護し、セキュリティ実施機能性のバイパスを阻止するかを記載していることから、開発者脆弱性分析を提供する。したがって評価者は、この証拠の分析から TSF 保護についての理解を確立し、他の開発 ADV の証拠から得られた知識でこれを発展させるべきである。

採用される手法は評価アクティビティの実施中に行われた証拠の検査中に識別された関心の分野に従い、評価のために提供された開発及びガイダンス証拠の代表的なサンプルが探索されたことを保証する。

サンプリングのガイダンスについては、附属書 A を参照のこと。このガイダンスは、サブセットの選択時に、次のものに対する理由を示しながら考慮されるべきである。

- a) 選択で使用された手法
- b) 検査される証拠がその手法をサポートするのに適切か

関心の分野は、セキュリティアーキテクチャ記述で詳述されている特定の保護機能の特徴の充分性に関係している場合がある。

脆弱性分析の間に考慮される証拠は、攻撃者が取得できるものと想定されている証拠に関連する可能性がある。例えば、開発者は TOE 設計及び実装表現を保護することができ、その場合、攻撃者が利用できると想定される情報は、機能仕様とガイダンス(公開の場で利用できる)のみである。このため、TOE における保証の目的が TOE 設計と実装表現の要件が満たされることを保証することである場合でも、これらの設計表現は、関心の分野をさらに調査するためだけに探索される可能性がある。

他方、情報源が公開の場で利用できる場合は、攻撃者がその情報源に対するアクセスを持ち、TOE への攻撃を試行する際にこれを使用できると想定することが合理的である。このため、情報源は、焦点を置いた検査手法で考慮されるべきである。

考慮される証拠のサブセットの選択の例を次に示す。

- 機能仕様から実装表現まで、設計抽象の全てのレベルが提供される場合の評価については、攻撃者が利用できるインタフェースの詳細を機能仕様が提供し、実装表現が全てのその他の設計抽象で行われた設計上の決定を組み込むため、機能仕様及び実装表現の情報の検査が選択される可能性がある。このため、TOE 設計情報は、実装表現の一部として考慮される。
- 評価に対して提供された各設計表現における情報の特定のサブセットの検査。
- 評価に対して提供される各設計表現を通じた特定の SFR のカバレッジ。

## AVA クラス: 脆弱性評定

- 各設計表現内の様々な SFR を考慮し、評価に対して提供された各設計表現の検査。
- (例えば、制度から) 評価者が受け取った現在の潜在的な脆弱性情報に関連する評価に対して提供された証拠の様々な側面の検査。

潜在的な脆弱性の識別に対するこの手法は、順序付けられ計画された手法をとること、つまり、体系的な方法を検査に適用することである。評価者は、どのような証拠が考慮されるか、検査される証拠内の情報、この情報が考慮される方法、及び立てられる仮定の観点から使用される方法を記述する。

仮定に含まれる可能性があるいくつかの例を次に示す。

- a) 外部インタフェースで攻撃者に対して利用可能な状態になっているインタフェースに対する誤った形式の入力の考慮
- b) セキュリティアーキテクチャ記述で引用されているプロセス分離などの主要なセキュリティメカニズムを検査し、分離の劣化をもたらす可能性がある内部バッファオーバーフローを仮定
- c) TOE 実装表現においては作成されることになっており、その時点では完全には TSF によって制御されておらず、SFR を損なうために攻撃者によって使用される可能性がある任意のオブジェクトを識別するための探索

例えば、評価者は、インタフェースが TOE の潜在的な弱点の分野であることを識別し、「機能仕様及び TOE 設計で提供された全てのインタフェース仕様が潜在的な脆弱性を仮定するために探索される」という探索に対する手法を特定し、続けてこの仮定で使用される方法を説明することができる。

識別プロセスは繰返して行われ、その場合、1 つの潜在的な脆弱性の識別が、それ以上の調査が必要となる別の関心の分野の識別へとつながることがある。

評価者は、証拠内の潜在的な脆弱性を識別するために、どのようなアクションがとられたかを報告する。ただし、このタイプの探索では、探索中の検出の結果によって手法が発展する可能性があるため、評価者は、検査の開始前に潜在的な脆弱性の識別における手順を記述できない可能性がある。

評価者は、潜在的な脆弱性の探索を完了する際に、検査された証拠を報告する。この証拠の選択は、攻撃者が取得できるものと想定されている証拠に関連する、評価者によって識別された関心の分野から得られるか、評価者によって提供された別の根拠に従って行うことができる。

運用環境で TOE が満たすべき SFR に従って、評価者の独立脆弱性分析は、次の各見出しの一般的な潜在的脆弱性を考慮するべきである。

- a) 評価監督機関から提供されることもある、評価されている TOE の種別に関する一般的な潜在的脆弱性
- b) バイパス
- c) 改ざん
- d) 直接攻撃
- e) 監視
- f) 誤使用

項目 b) から f) については、附属書 B でさらに詳しく説明する。

セキュリティアーキテクチャ記述は、上記の一般的な各潜在的脆弱性を踏まえて考慮されるべきである。TSF の保護を破り、TSF を侵害する手段を探索するために、各潜在的脆弱性が考慮されるべきである。

#### 17.2.3.6.2 ワークユニット: AVA\_VAN.3-5

評価者は、ETR 内で、テストの候補となり、運用環境の TOE に適用できる識別された潜在的脆弱性を記録しなければならない。

例えば、評価者が IT 又は非 IT の運用環境の手段によってその運用環境では潜在的脆弱性の悪用が防止されることを識別する場合、潜在的脆弱性についてそれ以上の考慮は不要であることが識別される可能性がある。例えば、TOE への物理的アクセスを許可利用者だけに制限することにより、効果的に潜在的脆弱性が改ざんに悪用されないようにすることができる。

評価者が運用環境で潜在的脆弱性が該当しないことを決定する場合、評価者は、それ以上の考慮から潜在的脆弱性を除外する理由を記録する。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的脆弱性を記録する。

運用環境の TOE に適用できる潜在的脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティに対する入力として使用でき、評価者が ETR で報告しなければならない。

#### 17.2.3.7 アクション AVA\_VAN.3.4E

##### 17.2.3.7.1 ワークユニット: AVA\_VAN.3-6

評価者は、潜在的脆弱性に対する独立探索に基づいて、侵入テストを**考え出さなければならない**。

評価者は、必要に応じて、公開の場で利用できる情報源の探索の間に識別される潜在的脆弱性が、運用環境における TOE にどの程度あてはまるかを決定するために、侵入テストを準備する。既知の潜在的脆弱性に関して、第三者(例えば、評価監督機関)によって評価者に提供されたどんな現在の情報も、他の評価アクティビティを実行した結果として生じる潜在的脆弱性ととともに、評価者によって考慮される。

評価者は、脆弱性の探索におけるセキュリティアーキテクチャ記述の考慮(AVA\_VAN.3-4 で詳述)に関連して、アーキテクチャ特性を確認するためにテストを実行するべきであることに留意する。ATE\_DPT からの要件が SAR に含まれている場合、開発者テスト証拠には、セキュリティアーキテクチャ記述で詳述されている特定のメカニズムの正しい実装を確認するために実行されたテストが組み込まれる。ただし、開発者テストには TSF を保護するアーキテクチャ特性の全ての側面のテストが必ずしも含まれない。これは、このテストの大部分が、本質的に特性の反証を試みる否定テストであるためである。侵入テストの方策を開発する際に、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述の全ての側面が、機能テスト(14 で考慮)又は評価者侵入テストでテストされることを保証する。

各テストが特定の潜在的脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することは、おそらく実用的だろう。

評価者は、強化基本的な攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的脆弱性(公知になっている潜在的脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が強化基本的な攻撃能力を超える悪用可能な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

潜在的脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.6<sup>xi</sup> に記載されている。

中程度から高い攻撃能力を持つ攻撃者によってのみ悪用可能と仮定された潜在的脆弱性のために、この評価者のアクションは不合格にはならない。分析がこの仮定を裏付ける場合、これらを侵入テストの

## AVA クラス: 脆弱性評価

入力としてこれ以上考慮する必要はない。ただし、そのような脆弱性は、残存脆弱性として ETR に報告される。

基本的な攻撃能力又は強化基本的な攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用される可能性があるとは仮定され、セキュリティ対策方針の違反となる潜在的な脆弱性は、TOE に対する侵入テストを指示するために使用されるリストを構成する優先順位の最も高い潜在的な脆弱性とするべきである。

### 17.2.3.7.2 ワークユニット: AVA\_VAN.3-7

評価者は、潜在的な脆弱性のリストに基づき、テストを再現可能にするために十分に詳細に侵入テスト証拠資料を**作成しなければならない**。テスト証拠資料には、次のものを含めなければならない。

- a) TOE はどの潜在的な脆弱性の調査のためにテストされるか、その脆弱性の識別
- b) 侵入テストを実施するために必要となる全ての必要なテスト装置を接続し、セットアップするための指示
- c) 全ての侵入テスト前提初期条件を確立するための指示
- d) TSF を刺激するための指示
- e) TSF のふるまいを観察するための指示
- f) 全ての期待される結果と、期待される結果と比較するために観察されたふるまいに実施する必要がある分析の記述
- g) TOE のテストを終了し、終了後の必要な状態を確立するための指示

評価者は、公知になっているものの探索及び評価証拠の分析の間に識別された潜在的な脆弱性のリストに基づいて、侵入テストを準備する。

評価者は、攻撃が功を奏するために強化基本的な攻撃能力を必要とする脆弱性を超える潜在的な脆弱性の悪用される可能性を決定することを期待されない。ただし、評価の専門知識の結果として、評価者は、基本的な攻撃能力を超える攻撃者のみが悪用できる潜在的な脆弱性を発見することがある。そのような脆弱性は、残存脆弱性として ETR に報告される。

潜在的な脆弱性を理解し、評価者は、TOE にどの程度あてはまるかをテストするための最も適切な方法を決定する。特に、評価者は、次のことを考慮する。

- TSF を刺激し、反応を観察するために使用される TSFI 又はその他の TOE インタフェース(評価者は、(ADV\_ARC による要求に従い)セキュリティアーキテクチャの記述で記述されているものなど、TSF の特性を実証するために、TSFI 以外の TOE へのインタフェースを使用する必要がある可能性がある。これらの TOE インタフェースは TSF の特性をテストする手段を提供するが、これらはテストの対象ではないことに注意すべきである)。
- テストに存在する必要がある初期条件(つまり、存在する必要がある特定のオブジェクト又はサブジェクト及びそれらが持つ必要があるセキュリティ属性)。
- TSFI を刺激するため、又は TSFI を観察するために必要となる特別のテスト装置(おそらく、強化基本的な攻撃能力を想定している潜在的な脆弱性を悪用するために特別の装置が必要になることはない)。
- 物理的なテストを論理的分析に置き換えるべきであるかどうか。初期テストの結果から、繰り返し試みられた攻撃が、指定した試行回数後に成功する可能性が高いことが実証されると推定できる場合は、特に関連する。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的な脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

テスト証拠資料にこのレベルの詳細を特定する意図は、他の評価者がテストを再現し、同等の結果を得ることができるようにすることである。

#### 17.2.3.7.3 ワークユニット:AVA\_VAN.3-8

評価者は、侵入テストを**実施しなければならない**。

評価者は、TOE の侵入テストの実行のための基礎として、ワークユニット AVA\_VAN.3-6 の結果の侵入テスト証拠資料を使用するが、これは、評価者がその場で追加の侵入テストを実行することを排除しない。必要に応じて、評価者は、侵入テスト中に得られた情報の結果としてその場でテストを考え出すことができ、評価者により行われたならば、そのテストは侵入テスト証拠資料に記録される。そのようなテストは、期待されない結果又は観察を追求するか、又は事前に計画されたテスト中に評価者に示された潜在的な脆弱性を調査するために必要となる可能性がある。

侵入テストが仮定される潜在的な脆弱性が存在することを示さない場合には、評価者は、評価者自身の分析が正しくないかどうか、又は評価用提供物件が正しくないか不完全であるかどうかを決定すべきである。

評価者は、強化基本的な攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的な脆弱性(公知になっている潜在的な脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が強化基本的な攻撃能力を超える悪用可能な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

#### 17.2.3.7.4 ワークユニット:AVA\_VAN.3-9

評価者は、侵入テストの実際の結果を**記録しなければならない**。

実際のテスト結果の特定の詳細のいくつか(例えば、監査レコードの時刻と日付フィールド)が期待されたものと異なるかもしれないが、全体的な結果は、同一であるべきである。期待されないテスト結果は、調査すべきである。評価への影響は、述べられ、正当化されるべきである。

#### 17.2.3.7.5 ワークユニット:AVA\_VAN.3-10

評価者は、ETR に、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して評価者の侵入テストの成果を**報告しなければならない**。

ETR に報告される侵入テスト情報によって、評価者は全体的な侵入テスト手法及びこのサブアクティビティで費やした成果を伝えることができる。この情報を提供する意図は、評価者の侵入テスト成果の意味ある概要を示すことである。ETR の侵入テストに関する情報が、特定のテストステップの正確な再現であること、又は個々の侵入テストの結果であることを意図しない。意図するのは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者と評価監督機関が選択された侵入テスト手法、実行された侵入テストの量、TOE テスト構成、侵入テストアクティビティの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

評価者の侵入テスト成果に関する ETR セクションに通常示される情報は、次のとおりである。

- a) TOE テスト構成。侵入テストが行われた TOE の特定の構成。
- b) 侵入テストされた TSFI。侵入テストの焦点となった TSFI 及びその他の TOE インタフェースの簡単なリスト。
- c) サブアクティビティの判定。侵入テスト結果の総合判断。

## AVA クラス: 脆弱性評定

このリストは、必ずしも徹底したものではなく、評価中に評価者が行った侵入テストに関する、ETR に示すべき情報の種別を提供することだけを意図している。

### 17.2.3.7.6 ワークユニット: AVA\_VAN.3-11

評価者は、TOE が、運用環境において、強化基本的な攻撃能力を持つ攻撃者に耐えられることを決定するために、全ての侵入テストの結果を**検査しなければならない**。

TOE が、運用環境において、「中」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用可能な脆弱性を持っていることを結果が示す場合、この評価者のアクションは不合格となる。

特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6<sup>xxxix</sup> のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「中」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。

### 17.2.3.7.7 ワークユニット: AVA\_VAN.3-12

評価者は、ETR に、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて**報告しなければならない**。

- a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた評価方法アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで知った、など)
- b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)
- c) 記述
- d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)

識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.6<sup>xli</sup> の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値。

## 17.2.4 サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.4)

### 17.2.4.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE が、その運用環境において、中程度の攻撃能力を持つ攻撃者が悪用できる脆弱性を持つかどうかを決定することである。

### 17.2.4.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE 設計
- d) セキュリティアーキテクチャ記述
- e) 実装表現
- f) ガイダンス証拠資料

- g) テストに適した TOE
- h) 考えられる潜在的な脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報
- i) 基本設計のテスト結果

このサブアクティビティの暗黙の評価証拠の残りの部分は、保証パッケージに含まれているコンポーネントによって異なる。各コンポーネントに対して提供された証拠は、このサブアクティビティで入力として使用される。

このサブアクティビティのその他の入力は、次のとおりである。

- a) 公知になっている潜在的な脆弱性及び攻撃に関する現在の情報(例えば、評価監督機関からの情報)。

#### 17.2.4.3 適用上の注釈

系統的分析手法は、証拠の構造化された検査の形式をとる。この方法では、分析が採用する構造と形式を評価者が特定する必要がある(つまり、焦点が置かれた分析とは異なり、分析が実行される方法が事前に決定されている)。この方法は、考慮される情報及び考慮される方法/理由の観点で特定される。系統的な脆弱性分析についてのさらに詳しいガイダンスは、附属書 B.4.2.4 に記載されている。

#### 17.2.4.4 アクション AVA\_VAN.4.1E

##### 17.2.4.4.1 一般

CC パート 3 AVA\_VAN.4.1C: TOE は、テストに適していなければならない。

CC パート 3 AVA\_VAN.4.2C: サードパーティコンポーネントのリストには、サードパーティから提供されたコンポーネントで、TOE の一部又は TOE の配付物の一部であるものを含まなければならない。

##### 17.2.4.4.2 ワークユニット: AVA\_VAN.4-1

評価者は、テスト構成が ST に特定された評価における構成と一貫していることを決定するために、TOE を **検査しなければならない**。

開発者によって提供され、テスト計画で識別される TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。TOE は、ST に従ってテストする必要がある多数の異なるハードウェアエンティティ及びソフトウェアエンティティで構成される可能性がある。評価者は、全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮し、それらがテスト環境で満たされていることを保証するべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

いずれかのテスト資源(例えば、メーター、アナライザ)が使用される場合、これらの資源が正しく調整されるようにするのは、評価者の責任である。

##### 17.2.4.4.3 ワークユニット: AVA\_VAN.4-2

評価者は、TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を **検査しなければならない**。

## AVA クラス: 脆弱性評価

評価者は、各種の方法で TOE の状態を決定することができる。例えば、サブアクティビティの評価 (AGD\_PRE.1) が既に成功裏に完了しており、評価者がテストに使用されている TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを今もなお信頼できる場合、このワークユニットを満たすことになる。そうでない場合には、評価者は、提供されたガイダンスだけを使用し、開発者の手続きに従って、TOE を設置し、立ち上げるべきである。

もし TOE が未定義の状態であるために評価者が設置手続きを実行しなければならず、このワークユニットが成功裏に完了した場合、ワークユニット AGD\_PRE.1-3 を満たすことができる。

### 17.2.4.5 アクション AVA\_VAN.4.2E

#### 17.2.4.5.1 ワークユニット: AVA\_VAN.4-3

評価者は、TOE の潜在的脆弱性を識別するために、公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE で発生する可能性がある潜在的脆弱性の識別をサポートするために、公開の場で利用できる情報源を検査する。公開の場で利用できる、評価者が使用を考慮すべき多くの情報源がある。これらは world wide web で利用可能な要素などで、次のものが含まれる。

- a) 専門家向け発行物(雑誌、書籍)
- b) 調査報告書
- c) カンファレンスの記録

評価者は、公開の場で利用可能な情報の考慮を上記のものに制約するべきではなく、その他の利用できる全ての関連情報を考慮するべきである。

提供された証拠を検査する間に、評価者は、公知の情報を使用して、潜在的脆弱性の探索をさらに進める。評価者が関心の分野を識別した場合、評価者は、それらの関心の分野に関連する公開の場で利用できる情報を考慮するべきである。

攻撃者が容易に入手できて、攻撃を識別し、容易にするのを支援する情報の入手の可能性は、想定される攻撃者の攻撃能力を大幅に向上させるのに効果的である。インターネットにおける脆弱性情報と高機能の攻撃ツールのアクセスのしやすさは、この情報が TOE の潜在的脆弱性を識別し、それらを悪用するために使用されるということの可能性を増大させる。現代の探索ツールによって、評価者がこのような情報を簡単に利用できるようになり、公開されている潜在的脆弱性及びよく知られている一般的な攻撃に対する耐性の決定は、費用効果の高い方法で達成できる。

公開の場で利用できる情報の探索は、TOE の派生元である製品の開発で使用される技術を参照する情報源に焦点を置くべきである。この探索の範囲の拡張については、次の要因を考慮するべきである。TOE 種別、この TOE 種別の評価者の経験、予想される攻撃能力、及び利用できる ADV 証拠のレベル。

識別プロセスは繰返して行われ、その場合、1 つの潜在的脆弱性の識別が、それ以上の調査が必要となる別の関心の分野の識別へとつながることがある。

評価者は、実行される探索については詳細を示し、公開の場で利用できる資料における潜在的脆弱性を識別するために使用される手法を記述する。これは、攻撃者が取得できるものと想定されている証拠に関連する、評価者によって識別された関心の分野などの要因によって引き起こされる可能性がある。ただし、この種別の探索では、探索中の検出の結果によって手法がさらに発展することは認められる。したがって、評価者は、手法として記述したアクションに加えて、潜在的脆弱性をもたらすものと考えられる問題をさらに調査するために使用される任意のアクションも報告し、潜在的脆弱性の探索を完了する際に検査された証拠を報告する。

#### 17.2.4.6 アクション AVA\_VAN.4.3E

##### 17.2.4.6.1 ワークユニット:AVA\_VAN.4-4

評価者は、TOE に存在する可能性がある潜在的な脆弱性を識別するために、ST、ガイダンス証拠資料、機能仕様、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、及び実装表現の系統的分析を**実施しなければならない**。

系統的分析の脆弱性分析についてのガイダンスは、附属書 B.4.2.4 で規定される。

潜在的な脆弱性の識別に対するこの手法は、順序付けられ計画された手法をとるものである。検査では、体系的な方法が適用される。評価者は、この情報が考慮される方法、及び立てられる仮定の観点から使用される方法を記述する。

欠陥仮説法が使用される必要があり、これにより、ST、開発(機能仕様、TOE 設計、及び実装表現)及びガイダンス証拠が分析され、TOE の脆弱性が仮定されるか又は推測される。

評価者は、TOE の開発における潜在的な欠陥及び TOE の特定された運用方法における潜在的な誤りを識別するために、TOE 提供物件から取得した TOE 設計及び運用の知識を使用して、欠陥仮説法を実施する。

セキュリティアーキテクチャ記述は、TSF が信頼できないサブジェクトによる干渉からどのように自己を保護し、セキュリティ実施機能性のバイパスを阻止するかを記載していることから、開発者脆弱性分析を提供する。したがって評価者は、この証拠の分析から TSF 保護についての理解を確立し、他の開発 ADV の証拠から得られた知識でこれを発展させるべきである。

脆弱性の系統的分析に使用される手法は、評価者による開発及びガイダンス証拠の評価の結果で識別された関心の分野を考慮することである。ただし、評価者は、TSF の保護を侵害することのできる手段を探索するために、セキュリティアーキテクチャ分析の各側面も考慮すべきである。セキュリティアーキテクチャ記述に示されている資料に基づき、他の ADV の証拠から関係する問題を必要に応じて取り入れながら系統的分析を構築すると役に立つ場合がある。そうすれば、ADV の証拠のその他全ての資料が考慮されることを保証するように、この分析をさらに発展させることができる。

証拠を検査しているときに立てられる可能性があるいくつかの仮説の例を次に示す。

- a) 外部インタフェースで攻撃者に対して利用可能な状態になっているインタフェースに対する誤った形式の入力の考慮
- b) セキュリティアーキテクチャ記述で引用されているプロセス分離などの主要なセキュリティメカニズムを検査し、分離の劣化をもたらす可能性がある内部バッファオーバーフローを仮定
- c) TOE 実装表現においては作成されることになっており、その時点では完全には TSF によって制御されておらず、SFR を損なうために攻撃者によって使用される可能性がある任意のオブジェクトを識別するための探索

例えば、評価者は、インタフェースが TOE の潜在的な弱点の分野であることを識別し、「提供された証拠内の全てのインタフェース仕様は潜在的な脆弱性を仮定するために探索される」という探索に対して手法を特定し、続けてこの仮定で使用された方法を説明することができる。

また、評価アクティビティの実施中に行われた証拠の検査中に評価者が識別した関心の分野。関心の分野は、このコンポーネントに関連付けられたその他のワークユニット(特に AVA\_VAN.4-7、AVA\_VAN.4-5、及び AVA\_VAN.4-6 といった、侵入テストの開発及び実施によって、調査対象となる関心の分野、又は潜在的な脆弱性がさらに識別されるようなもの)の実施中に、識別される可能性もある。

ただし、開発及びガイダンス証拠のサブセット又はそれらの内容のサブセットのみの検査は、この厳密さのレベルでは許可されない。手法の記述は、提供物件を探索するために使用される手法がそれらの提

## AVA クラス: 脆弱性評価

供物件が提供する全ての情報を考慮しているという確信を提供することで、使用される系統的手法が完全であるということの実証を提供するべきである。

潜在的な脆弱性の識別に対するこの手法は、順序付けられ計画された手法をとること、つまり、体系的な方法を検査に適用することである。評価者は、証拠がどのように考慮されるか、つまり、この情報が考慮される方法、及び立てられる仮定の観点から、使用される方法を記述する。この手法は評価監督機関によって同意されるべきであり、評価監督機関は、評価者が脆弱性分析に対して使用するべきである追加手法の詳細を提供し、評価者によって考慮されるべきである追加情報を識別することができる。

潜在的な脆弱性を識別する体系的な方法は事前に定義されるが、識別プロセスは繰返して行われる可能性があり、その場合、1つの潜在的な脆弱性の識別によって、それ以上の調査が必要な別の関心の分野の識別が導かれることがある。

運用環境で TOE が満たすべき SFR に従って、評価者の独立脆弱性分析は、次の各見出しの一般的な潜在的脆弱性を考慮するべきである。

- a) 評価監督機関から提供されることもある、評価されている TOE の種別に関する一般的な潜在的脆弱性
- b) バイパス
- c) 改ざん
- d) 直接攻撃
- e) 監視
- f) 誤使用

項目 b)から f)については、附属書 B でさらに詳しく説明する。

セキュリティアーキテクチャ記述は、上記の一般的な各潜在的脆弱性を踏まえて考慮されるべきである。TSF の保護を破り、TSF を侵害する手段を探索するために、各潜在的脆弱性が考慮されるべきである。

### 17.2.4.6.2 ワークユニット: AVA\_VAN.4-5

評価者は、ETR 内で、テストの候補となり、運用環境の TOE に適用できる識別された潜在的な脆弱性を記録しなければならない。

例えば、評価者が IT 又は非 IT の運用環境の手段によってその運用環境では潜在的な脆弱性の悪用が防止されることを識別する場合、潜在的な脆弱性についてそれ以上の考慮は不要であることが識別される可能性がある。例えば、TOE への物理的アクセスを許可利用者だけに制限することにより、効果的に潜在的な脆弱性が改ざんに悪用されないようにすることができる。

評価者が運用環境で潜在的な脆弱性が該当しないことを決定する場合、評価者は、それ以上の考慮から潜在的な脆弱性を除外する理由を記録する。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的な脆弱性を記録する。

運用環境の TOE に適用できる潜在的な脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティに対する入力として使用でき、評価者が ETR で報告しなければならない。

### 17.2.4.7 アクション AVA\_VAN.4.4E

#### 17.2.4.7.1 ワークユニット: AVA\_VAN.4-6

評価者は、潜在的な脆弱性に対する独立探索に基づいて、侵入テストを**考え出さなければならない**。

評価者は、必要に応じて、公開の場で利用できる情報源の探索の間に識別される潜在的な脆弱性が、運用環境における TOE にどの程度あてはまるかを決定するために、侵入テストを準備する。既知の潜在的な脆弱性に関して、第三者(例えば、評価監督機関)によって評価者に提供されたどんな現在の情報も、他の評価アクティビティを実行した結果として生じる潜在的な脆弱性ととともに、評価者によって考慮される。

評価者は、脆弱性の探索におけるセキュリティアーキテクチャ記述の考慮(AVA\_VAN.4-3 で詳述)に関連して、アーキテクチャの特性を確認するためにテストを実行するべきであることに留意する。ATE\_DPT からの要件が SAR に含まれている場合、開発者テスト証拠には、セキュリティアーキテクチャ記述で詳述されている特定のメカニズムの正しい実装を確認するために実行されたテストが組み込まれる。ただし、開発者テストには TSF を保護するアーキテクチャ特性の全ての側面のテストが必ずしも含まれない。これは、このテストの大部分が、本質的に特性の反証を試みる否定テストであるためである。侵入テストの方策を開発する際に、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述の全ての側面が、機能テスト又は評価者侵入テストでテストされることを保証する。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的な脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

評価者は、中程度の攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的な脆弱性(公知になっている潜在的な脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が中程度の攻撃能力を超える悪用可能な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.6<sup>xi</sup> に記載されている。

中程度(もしくはそれ以下)の攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用される可能性があるとして仮定され、セキュリティ対策方針の違反となる潜在的な脆弱性は、TOE に対する侵入テストを指示するために使用されるリストを構成する優先順位の最も高い潜在的な脆弱性とするべきである。

#### 17.2.4.7.2 ワークユニット:AVA\_VAN.4-7

評価者は、潜在的な脆弱性のリストに基づき、テストを再現可能にするために十分に詳細に侵入テスト証拠資料を**作成しなければならない**。テスト証拠資料には、次のものを含めなければならない。

- TOE はどの潜在的な脆弱性の調査のためにテストされるか、その脆弱性の識別
- 侵入テストを実施するために必要となる全ての必要なテスト装置を接続し、セットアップするための指示
- 全ての侵入テスト前提初期条件を確立するための指示
- TSF を刺激するための指示
- TSF のふるまいを観察するための指示
- 全ての期待される結果と、期待される結果と比較するために観察されたふるまいに実施する必要がある分析の記述
- TOE のテストを終了し、終了後の必要な状態を確立するための指示

評価者は、公知になっているものの探索及び評価証拠の分析の間に識別された潜在的な脆弱性のリストに基づいて、侵入テストを準備する。

評価者は、攻撃が功を奏するために中程度の攻撃能力を必要とする脆弱性を超える潜在的な脆弱性の悪用される可能性を決定することを期待されない。ただし、評価の専門知識の結果として、評価者は、中

## AVA クラス: 脆弱性評定

程度の攻撃能力を超える攻撃能力を持つ攻撃者のみが悪用できる潜在的な脆弱性を発見することがある。そのような脆弱性は、残存脆弱性として ETR に報告される。

潜在的な脆弱性を理解し、評価者は、TOE にどの程度あてはまるかをテストするための最も適切な方法を決定する。特に、評価者は、次のことを考慮する。

- a) TSF を刺激し、反応を観察するために使用される TSFI 又はその他の TOE インタフェース(評価者は、(ADV\_ARC による要求に従い)セキュリティアーキテクチャの記述で記述されているものなど、TSF の特性を実証するために、TSFI 以外の TOE へのインタフェースを使用する必要がある可能性がある。これらの TOE インタフェースは TSF の特性をテストする手段を提供するが、これらはテストの対象ではないことに注意すべきである)。
- b) テストに存在する必要がある初期条件(つまり、存在する必要がある特定のオブジェクト又はサブジェクト及びそれらが持つ必要があるセキュリティ属性)。
- c) TSFI を刺激するため、又は TSFI を観察するために必要となる特別なテスト装置。
- d) 物理的なテストを論理的分析に置き換えるべきであるかどうか。初期テストの結果から、繰り返し試みられた攻撃が、指定した試行回数後に成功する可能性が高いことが実証されると推定できる場合は、特に関連する。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的な脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

テスト証拠資料にこのレベルの詳細を特定する意図は、他の評価者がテストを再現し、同等の結果を得ることができるようにすることである。

### 17.2.4.7.3 ワークユニット: AVA\_VAN.4-8

評価者は、侵入テストを**実施しなければならない**。

評価者は、TOE の侵入テストの実行のための基礎として、ワークユニット AVA\_VAN.4-6 の結果の侵入テスト証拠資料を使用するが、これは、評価者がその場で追加の侵入テストを実行することを排除しない。必要に応じて、評価者は、侵入テスト中に得られた情報の結果としてその場でテストを考え出すことができ、評価者により行われたならば、そのテストは侵入テスト証拠資料に記録される。そのようなテストは、期待されない結果又は観察を追求するか、又は事前に計画されたテスト中に評価者に示された潜在的な脆弱性を調査するために必要となる可能性がある。

侵入テストが仮定される潜在的な脆弱性が存在することを示さない場合には、評価者は、評価者自身の分析が正しくないかどうか、又は評価用提供物件が正しくないか不完全であるかどうかを決定すべきである。

評価者は、中程度の攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的な脆弱性(公知になっている潜在的な脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が中程度の攻撃能力を超える悪用可能な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

### 17.2.4.7.4 ワークユニット: AVA\_VAN.4-9

評価者は、侵入テストの実際の結果を**記録しなければならない**。

実際のテスト結果の特定の詳細のいくつか(例えば、監査レコードの時刻と日付フィールド)が期待されたものと異なるかもしれないが、全体的な結果は、同一であるべきである。期待されないテスト結果は、調査すべきである。評価への影響は、述べられ、正当化されるべきである。

#### 17.2.4.7.5 ワークユニット:AVA\_VAN.4-10

評価者は、ETR に、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して評価者の侵入テストの成果を**報告しなければならない**。

ETR に報告される侵入テスト情報によって、評価者は全体的な侵入テスト手法及びこのサブアクティビティで費やした成果を伝えることができる。この情報を提供する意図は、評価者の侵入テスト成果の意味ある概要を示すことである。ETR の侵入テストに関する情報が、特定のテストステップの正確な再現であること、又は個々の侵入テストの結果であることを意図しない。意図するのは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者と評価監督機関が選択された侵入テスト手法、実行された侵入テストの量、TOE テスト構成、侵入テストアクティビティの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

評価者の侵入テスト成果に関する ETR セクションに通常示される情報は、次のとおりである。

- a) TOE テスト構成。侵入テストが行われた TOE の特定の構成。
- b) 侵入テストされた TSFI。侵入テストの焦点となった TSFI 及びその他の TOE インタフェースの簡単なリスト。
- c) サブアクティビティの判定。侵入テスト結果の総合判断。

このリストは、必ずしも徹底したものではなく、評価中に評価者が行った侵入テストに関する、ETR に示すべき情報の種別を提供することだけを意図している。

#### 17.2.4.7.6 ワークユニット:AVA\_VAN.4-11

評価者は、TOE が、運用環境において、中程度の攻撃能力を持つ攻撃者に耐えられることを決定するために、全ての侵入テストの結果を**検査しなければならない**。

TOE が、運用環境において、「高」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用可能な脆弱性を持っていることを結果が示す場合、この評価者のアクションは不合格となる。

特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6<sup>xxxix</sup> のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「高」未満の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。

#### 17.2.4.7.7 ワークユニット:AVA\_VAN.4-12

評価者は、ETR に、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて**報告しなければならない**。

- a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた評価方法アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで知った、など)
- b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)
- c) 記述
- d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)

識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B.6<sup>xi</sup> の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値。

### 17.2.5 サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.5)

サブアクティビティ AVA\_VAN.5 の評価のためのワークユニットは、TOE が高い攻撃能力を持つ攻撃者から攻撃されることを除き、AVA\_VAN.4 のワークユニットを可能な限りコピーする。

#### 17.2.5.1 目的

このサブアクティビティの目的は、TOE が、その運用環境において、**高い**攻撃能力を持つ攻撃者が悪用できる脆弱性を持つかどうかを決定することである。

#### 17.2.5.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) ST
- b) 機能仕様
- c) TOE 設計
- d) セキュリティアーキテクチャ記述
- e) 実装表現
- f) ガイダンス証拠資料
- g) テストに適した TOE
- h) 考えられる潜在的な脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報
- i) 基本設計のテスト結果

このサブアクティビティの暗黙の評価証拠の残りの部分は、保証パッケージに含まれているコンポーネントによって異なる。各コンポーネントに対して提供された証拠は、このサブアクティビティで入力として使用される。

このサブアクティビティのその他の入力は、次のとおりである。

- a) 公知になっている潜在的な脆弱性及び攻撃に関する現在の情報(例えば、評価監督機関からの情報)。

#### 17.2.5.3 適用上の注釈

系統的分析手法は、証拠の構造化された検査の形式をとる。この方法では、分析が採用する構造と形式を評価者が特定する必要がある(つまり、焦点が置かれた分析とは異なり、分析が実行される方法が事前に決定されている)。この方法は、考慮される情報及び考慮される方法/理由の観点で特定される。系統的な脆弱性分析についてのさらに詳しいガイダンスは、附属書 B.4.2.4 に記載されている。

#### 17.2.5.4 アクション AVA\_VAN.5.1E

##### 17.2.5.4.1 一般

CC パート 3 AVA\_VAN.5.1C: TOE は、テストに適していなければならない。

CC パート 3 AVA\_VAN.5.2C: サードパーティコンポーネントのリストには、サードパーティから提供されたコンポーネントで、TOE の一部又は TOE の配付物の一部であるものを含まなければならない。

#### 17.2.5.4.2 ワークユニット:AVA\_VAN.5-1

評価者は、テスト構成が ST に特定された評価における構成と一貫していることを決定するために、TOE を**検査しなければならない**。

開発者によって提供され、テスト計画で識別される TOE は、CM 能力(ALC\_CMC)サブアクティビティによって確立され ST 概説で識別されているのと同じ、一意の参照を持つべきである。

ST は、評価に対して複数の構成を特定することができる。TOE は、ST に従ってテストする必要がある多数の異なるハードウェアエンティティ及びソフトウェアエンティティで構成される可能性がある。評価者は、全てのテスト構成が ST と一貫していることを検証する。

評価者は、テスト環境に適用できる ST に記述されている運用環境のセキュリティ対策方針を考慮し、それらがテスト環境で満たされていることを保証するべきである。テスト環境に適用されないいくつかの運用環境の対策方針が存在することがある。例えば、利用者の利用許可についての対策方針は適用しないことがあるかもしれないが、ネットワークへの単一ポイントでの接続についての対策方針は適用するかもしれない。

いずれかのテスト資源(例えば、メーター、アナライザ)が使用される場合、これらの資源が正しく調整されるようにするのは、評価者の責任である。

#### 17.2.5.4.3 ワークユニット:AVA\_VAN.5-2

評価者は、TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査しなければならない**。

評価者は、各種の方法で TOE の状態を決定することができる。例えば、サブアクティビティの評価 (AGD\_PRE.1)が既に成功裏に完了しており、評価者がテストに使用されている TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを今もなお信頼できる場合、このワークユニットを満たすことになる。そうでない場合には、評価者は、提供されたガイダンスだけを使用し、開発者の手続きに従って、TOE を設置し、立ち上げるべきである。

もし TOE が未定義の状態であるために評価者が設置手続きを実行しなければならず、このワークユニットが成功裏に完了した場合、ワークユニット AGD\_PRE.1-3 を満たすことができる。

#### 17.2.5.5 アクション AVA\_VAN.5.2E

##### 17.2.5.5.1 ワークユニット:AVA\_VAN.5-3

評価者は、TOE の潜在的脆弱性を識別するために、公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、TOE で発生する可能性がある潜在的な脆弱性の識別をサポートするために、公開の場で利用できる情報源を検査する。公開の場で利用できる、評価者が使用を考慮すべき多くの情報源がある。これらは world wide web で利用可能な要素などで、次のものが含まれる。

- a) 専門家向け発行物(雑誌、書籍)
- b) 調査報告書
- c) カンファレンスの記録

評価者は、公開の場で利用可能な情報の考慮を上記のものに制約するべきではなく、その他の利用できる全ての関連情報を考慮するべきである。

## AVA クラス: 脆弱性評定

提供された証拠を検査する間に、評価者は、公知の情報を使用して、潜在的な脆弱性の探索をさらに進める。評価者が関心の分野を識別した場合、評価者は、それらの関心の分野に関連する公開の場で利用できる情報を考慮すべきである。

攻撃者が容易に入手できて、攻撃を識別し、容易にするのを支援する情報の入手の可能性は、想定される攻撃者の攻撃能力を大幅に向上させるのに効果的である。インターネットにおける脆弱性情報と高機能の攻撃ツールのアクセスのしやすさは、この情報が TOE の潜在的な脆弱性を識別し、それらを悪用するために使用されるということの可能性を増大させる。現代の探索ツールによって、評価者がこのような情報を簡単に利用できるようになり、公開されている潜在的な脆弱性及びよく知られている一般的な攻撃に対する耐性の決定は、費用効果の高い方法で達成できる。

公開の場で利用できる情報の探索は、TOE の派生元である製品の開発で使用される技術を参照する情報源に焦点を置くべきである。この探索の範囲の拡張については、次の要因を考慮すべきである。TOE 種別、この TOE 種別の評価者の経験、予想される攻撃能力、及び利用できる ADV 証拠のレベル。

識別プロセスは繰返して行われ、その場合、1 つの潜在的な脆弱性の識別が、それ以上の調査が必要となる別の関心の分野の識別へとつながることがある。

評価者は、実行される探索については詳細を示し、公開の場で利用できる資料における潜在的な脆弱性を識別するために使用される手法を記述する。これは、攻撃者が取得できるものと想定されている証拠に関連する、評価者によって識別された関心の分野などの要因によって引き起こされる可能性がある。ただし、この種別の探索では、探索中の検出の結果によって手法がさらに発展することは認められる。したがって、評価者は、手法として記述したアクションに加えて、潜在的な脆弱性をもたらすものと考えられる問題をさらに調査するために使用される任意のアクションも報告し、潜在的な脆弱性の探索を完了する際に検査された証拠を報告する。

### 17.2.5.6 アクション AVA\_VAN.5.3E

#### 17.2.5.6.1 ワークユニット: AVA\_VAN.5-4

評価者は、TOE に存在する可能性がある潜在的な脆弱性を識別するために、ST、ガイダンス証拠資料、機能仕様、TOE 設計、セキュリティアーキテクチャ記述、及び実装表現の系統的分析を**実施しなければならない**。

系統的な脆弱性分析についてのガイダンスは、附属書 B.4.2.4 で規定される。

潜在的な脆弱性の識別に対するこの手法は、順序付けられ計画された手法をとるものである。検査では、体系的な方法が適用される。評価者は、この情報が考慮される方法、及び立てられる仮定の観点から使用される方法を記述する。

欠陥仮説法が使用されるべきであり、これにより、ST、開発(機能仕様、TOE 設計、及び実装表現)及びガイダンス証拠が分析され、TOE の脆弱性が仮定されるか又は推測される。

評価者は、TOE の開発における潜在的な欠陥及び TOE の特定された運用方法における潜在的な誤りを識別するために、TOE 提供物件から取得した TOE 設計及び運用の知識を使用して、欠陥仮説法を実施すべきである。

セキュリティアーキテクチャ記述は、TSF が信頼できないサブジェクトによる干渉からどのように自己を保護し、セキュリティ実施機能性のバイパスを阻止するかを記載していることから、開発者脆弱性分析を提供する。したがって評価者は、この証拠の分析から TSF 保護についての理解を確立し、他の開発(例えば ADV)の証拠から得られた知識でこれを発展させるべきである。

脆弱性の系統的探索に使用される手法は、評価者による開発及びガイダンス証拠の評定の結果で識別された関心の分野を考慮することである。ただし、評価者は、TSF の保護を侵害することのできる手段を探索するために、セキュリティアーキテクチャ分析の各側面も考慮すべきである。セキュリティアーキ

テクチャ記述に示されている資料に基づき、他の ADV の証拠から関係する問題を必要に応じて取り入れながら系統的分析を構築すると役に立つ場合がある。そうすれば、ADV の証拠のその他全ての資料が考慮されることを保証するように、この分析をさらに発展させることができる。

証拠を検査しているときに立てられる可能性があるいくつかの仮説の例を次に示す。

- a) 外部インタフェースで攻撃者に対して利用可能な状態になっているインタフェースに対する誤った形式の入力の考慮。
- b) セキュリティアーキテクチャ記述で引用されているプロセス分離などの主要なセキュリティメカニズムを検査し、分離の劣化をもたらす可能性がある内部バッファオーバーフローを仮定。
- c) TOE 実装表現においては作成されることになっており、その時点では完全には TSF によって制御されておらず、SFR を損なうために攻撃者によって使用される可能性がある任意のオブジェクトを識別するための探索。

例えば、評価者は、インタフェースが TOE の潜在的な弱点の分野であることを識別し、「提供された証拠内の全てのインタフェース仕様が潜在的な脆弱性を仮定するために探索される」という探索に対して手法を特定し、続けてこの仮定で使用された方法を説明することができる。

また、評価アクティビティの実施中に行われた証拠の検査中に評価者が識別した関心の分野。関心の分野は、このコンポーネントに関連付けられたその他のワークユニット(特に AVA\_VAN.5-7、AVA\_VAN.5-5、及び AVA\_VAN.5-6 といった、侵入テストの開発及び実施によって、調査対象となる関心の分野、又は潜在的な脆弱性がさらに識別されるようなもの)の実施中に、識別される可能性もある。

ただし、開発及びガイダンス証拠のサブセット又はそれらの内容のサブセットのみの検査は、この厳密さのレベルでは許可されない。手法の記述は、提供物件を探索するために使用される手法がそれらの提供物件が提供する全ての情報を考慮しているという確信を提供することで、使用される系統的手法が完全であるということの実証を提供すべきである。

潜在的な脆弱性の識別に対するこの手法は、順序付けられ計画された手法をとること、つまり、体系的な方法を検査に適用することである。評価者は、証拠がどのように考慮されるか、つまり、この情報が考慮される方法、及び立てられる仮定の観点から、使用される方法を記述する。この手法は評価監督機関によって同意されるべきであり、評価監督機関は、評価者が脆弱性分析に対して使用すべきである追加手法の詳細を提供し、評価者によって考慮されるべきである追加情報を識別するべきである。

潜在的な脆弱性を識別する体系的な方法は事前に定義されるが、識別プロセスは繰返して行われる可能性があり、その場合、1つの潜在的な脆弱性の識別によって、それ以上の調査が必要な別の関心の分野の識別が導かれることがある。

運用環境で TOE が満たすべき SFR に従って、評価者の独立脆弱性分析は、次の各見出しの一般的な潜在的脆弱性を考慮するべきである。

- a) 評価監督機関から提供されることもある、評価されている TOE の種別に関する一般的な潜在的脆弱性
- b) バイパス
- c) 改ざん
- d) 直接攻撃
- e) 監視

## AVA クラス: 脆弱性評定

### f) 誤使用

項目 b)から f)については、B.3.1 以降でさらに詳しく説明する。それらは、評価者が運用環境で潜在的な脆弱性が該当しないことを決定する場合に考慮される。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的な脆弱性を記録する。

運用環境の TOE に適用できる潜在的な脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティに対する入力として使用でき、評価者が ETR で報告しなければならない。

#### 17.2.5.7 アクション AVA\_VAN.5.4E

##### 17.2.5.7.1 ワークユニット: AVA\_VAN.5-6

評価者は、潜在的な脆弱性に対する独立探索に基づいて、侵入テストを**考え出さなければならない**。

評価者は、必要に応じて、公開の場で利用できる情報源の探索中、及び TOE のガイダンスや設計証拠の分析中に識別される潜在的な脆弱性が、運用環境における TOE にどの程度あてはまるかを決定するために、侵入テストを準備する。評価者は、評価者が考慮しなかったかもしれない既知の潜在的な脆弱性に関する最新の情報(例えば、評価監督機関からの情報)にアクセスできるようにするべきである。

評価者は、脆弱性の探索におけるセキュリティアーキテクチャ記述の考慮(AVA\_VAN.5-3 で詳述)に関連して、アーキテクチャ特性を確認するためにテストを実行するべきであることに留意する。ATE\_DPT からの要件が SAR に含まれている場合、開発者テスト証拠には、セキュリティアーキテクチャ記述で詳述されている特定のメカニズムの正しい実装を確認するために実行されたテストが含まれる。ただし、開発者テストにはTSFを保護するアーキテクチャ特性の全ての側面のテストが必ずしも含まれない。これは、このテストの大部分が、本質的に特性の反証を試みる否定テストであるためである。侵入テストの方策を開発する際に、評価者は、セキュリティアーキテクチャ記述の全ての側面が、機能テスト又は評価者侵入テストでテストされることを保証する。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的な脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

評価者は、**高い**攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的な脆弱性(公知になっている潜在的な脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が**高い**攻撃能力を超える悪用可能な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

潜在的な脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力の決定に関するガイダンスは、附属書 B.6<sup>xl</sup> に記載されている。

**高い**(もしくはそれ以下の)攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用される可能性があると仮定され、セキュリティア対策方針の違反となる潜在的な脆弱性は、TOE に対する侵入テストを指示するために使用されるリストを構成する優先順位の最も高い潜在的な脆弱性とするべきである。

##### 17.2.5.7.2 ワークユニット: AVA\_VAN.5-7

評価者は、潜在的な脆弱性のリストに基づき、テストを再現可能にするために十分に詳細に侵入テスト証拠資料を**作成しなければならない**。テスト証拠資料には、次のものを含めなければならない。

- a) TOE はどの潜在的な脆弱性の調査のためにテストされるか、その脆弱性の識別
- b) 侵入テストを実施するために必要となる全ての必要なテスト装置を接続し、セットアップするための指示
- c) 全ての侵入テスト前提初期条件を確立するための指示

- d) TSF を刺激するための指示
- e) TSF のふるまいを観察するための指示
- f) 全ての期待される結果と、期待される結果と比較するために観察されたふるまいに実施する必要がある分析の記述
- g) TOE のテストを終了し、終了後の必要な状態を確立するための指示

評価者は、公知になっているものの探索及び評価証拠の分析の間に識別された潜在的な脆弱性のリストに基づいて、侵入テストを準備する。

評価者は、攻撃が功を奏するために**高い**攻撃能力を必要とする脆弱性を超える潜在的な脆弱性の悪用される可能性を決定することを期待されない。ただし、評価の専門知識の結果として、評価者は、**高い**攻撃能力を超える攻撃者のみが悪用できる潜在的な脆弱性を発見することがある。そのような脆弱性は、残存脆弱性として ETR に報告される。

潜在的な脆弱性を理解し、評価者は、TOE にどの程度あてはまるかをテストするための最も適切な方法を決定する。特に、評価者は、次のことを考慮する。

- TSF を刺激し、反応を観察するために使用される TSFI 又はその他の TOE インタフェース(評価者は、(ADV\_ARC による要求に従い)セキュリティアーキテクチャの記述で記述されているものなど、TSF の特性を実証するために、TSFI 以外の TOE へのインタフェースを使用する必要がある可能性がある。これらの TOE インタフェースは TSF の特性をテストする手段を提供するが、これらはテストの対象ではないことに注意すべきである)。
- テストに存在する必要がある初期条件(つまり、存在する必要がある特定のオブジェクト又はサブジェクト及びそれらが持つ必要があるセキュリティ属性)。
- TSFI を刺激するため、又は TSFI を観察するために必要となる特別なテスト装置。
- 物理的なテストを論理的分析に置き換えるべきであるかどうか。初期テストの結果から、繰り返し試みられた攻撃が、指定した試行回数の後に成功する可能性が高いことが実証されると推定できる場合は、特に関連する。

評価者は恐らく、各テストが特定の潜在的な脆弱性をテストする、一連のテストケースを用いて侵入テストを実行することを、実用的だと感じるだろう。

テスト証拠資料にこのレベルの詳細を特定する意図は、他の評価者がテストを再現し、同等の結果を得ることができるようにすることである。

#### 17.2.5.7.3 ワークユニット:AVA\_VAN.5-8

評価者は、侵入テストを**実施しなければならない**。

評価者は、TOE の侵入テストの実行のための基礎として、ワークユニット AVA\_VAN.5-6 の結果の侵入テスト証拠資料を使用するが、これは、評価者がその場で追加の侵入テストを実行することを排除しない。必要に応じて、評価者は、侵入テスト中に得られた情報の結果としてその場でテストを考え出すことができ、評価者により行われたならば、そのテストは侵入テスト証拠資料に記録される。そのようなテストは、期待されない結果又は観察を追求するか、又は事前に計画されたテスト中に評価者に示された潜在的な脆弱性を調査するために必要となる可能性がある。

侵入テストが仮定される潜在的な脆弱性が存在することを示さない場合には、評価者は、評価者自身の分析が正しくないかどうか、又は評価用提供物件が正しくないか不完全であるかどうかを決定すべきである。

## AVA クラス: 脆弱性評定

評価者は、**高い**攻撃能力を必要とした脆弱性を超える潜在的な脆弱性(公知になっている潜在的な脆弱性を含む)をテストすることは期待されない。ただし、場合によっては、悪用される可能性を決定する前に、テストを行う必要がある。評価の専門知識の結果として、評価者が**高い**攻撃能力を超える悪用可能な脆弱性を発見したとき、これは、残存脆弱性として ETR に報告される。

### 17.2.5.7.4 ワークユニット: AVA\_VAN.5-9

評価者は、侵入テストの実際の結果を**記録しなければならない**。

実際のテスト結果の特定の詳細のいくつか(例えば、監査レコードの時刻と日付フィールド)が期待されたものと異なるかもしれないが、全体的な結果は、同一であるべきである。期待されないテスト結果は、調査するべきである。評価への影響は、述べられ、正当化されるべきである。

### 17.2.5.7.5 ワークユニット: AVA\_VAN.5-10

評価者は、ETR に、テスト手法、構成、深さ、及び結果を概説して評価者の侵入テストの成果を**報告しなければならない**。

ETR に報告される侵入テスト情報によって、評価者は全体的な侵入テスト手法及びこのサブアクティビティで費やした成果を伝えることができる。この情報を提供する意図は、評価者の侵入テスト成果の意味ある概要を示すことである。ETR の侵入テストに関する情報が、特定のテストステップの正確な再現であること、又は個々の侵入テストの結果であることを意図しない。意図するのは、十分詳細な情報を提供し、他の評価者と評価監督機関が選択された侵入テスト手法、実行された侵入テストの量、TOE テスト構成、侵入テストアクティビティの全体的な結果を洞察できるようにすることである。

評価者の侵入テスト成果に関する ETR セクションに通常示される情報は、次のとおりである。

- a) TOE テスト構成。侵入テストが行われた TOE の特定の構成。
- b) 侵入テストされた TSFI。侵入テストの焦点となった TSFI 及びその他の TOE インタフェースの簡単なリスト。
- c) サブアクティビティの判定。侵入テスト結果の総合判断。

このリストは、必ずしも徹底したものではなく、評価中に評価者が行った侵入テストに関する、ETR に示すべき情報の種別を提供することだけを意図している。

### 17.2.5.7.6 ワークユニット: AVA\_VAN.5-11

評価者は、TOE が、運用環境において、**高い**攻撃能力を持つ攻撃者に耐えられることを決定するために、全ての侵入テストの結果を**検査しなければならない**。

TOE が、運用環境において、「高」以下の攻撃能力を持つ攻撃者によって悪用可能な脆弱性があることを結果が示す場合、この評価者アクションは不合格となる。

特定の脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力、及び意図された環境でその悪用が可能かどうかを決定するために、附属書 B.6<sup>xxxix</sup> のガイダンス及び国家の制度に関連する特殊な技術分野のガイダンスを使用すべきである。攻撃能力の計算は必ずしも全ての場合に必要なわけではなく、「高」以下の攻撃能力を持つ攻撃者によって脆弱性が悪用可能かどうかについて疑問がある場合に限られる。

### 17.2.5.7.7 ワークユニット: AVA\_VAN.5-12

評価者は、対応する ETR のパートに、全ての悪用され得る脆弱性と残存脆弱性を、次のそれぞれを詳細に述べて**報告しなければならない**。

- a) 出所(例えば、脆弱性が予想されたとき実行していた CEM アクティビティ、評価者に既知である、公表されたものを読んで知った、など)。
- b) 満たされていない SFR(1 つ又は複数)。
- c) 記述。
- d) 運用環境で悪用されるか否か(つまり、悪用される可能性があるか残存か)。
- e) 識別された脆弱性を実行するために必要な時間量、専門知識のレベル、TOE に関する知識のレベル、機会のレベル、及び装置。及び附属書 B の表 B.2 及び表 B.3 を使用した対応する値。

## 17.3 コンポジット脆弱性評価(AVA\_COMP)

### 17.3.1 一般

ここで定義するコンポジット専用のワークユニットは、以下の表に示す AVA クラスの評価アクティビティに詳細化として統合されることを意図している。AVA クラスの他のアクティビティは、コンポジット専用のワークユニットを必要としない。

表 5 — AVA\_COMP

CC 保証ファミリ	評価アクティビティ	評価ワークユニット	コンポジット専用ワークユニット
AVA_VAN	AVA_VAN.1.3E	AVA_VAN.1-5	AVA_COMP.1-1
	AVA_VAN.1.3E	AVA_VAN.1-6	AVA_COMP.1-2
	AVA_VAN.1.3E	AVA_VAN.1-7	AVA_COMP.1-2
	AVA_VAN.1.3E	AVA_VAN.1-8	AVA_COMP.1-2

注：選択された保証要件のレベルが、この表で特定されたものよりも高い場合も、コンポジット専用ワークユニットが適用される。

### 17.3.2 サブアクティビティの評価(AVA\_COMP.1)

#### 17.3.2.1 目的

このアクティビティの目的は、意図した環境において、コンポジット製品全体の欠陥や弱点の悪用可能性を決定することである。

#### 17.3.2.2 適用上の注釈

このアクティビティは、コンポジット製品全体の脆弱性評価にのみ焦点を当て、AVA クラスの標準の保証ファミリである AVA\_VAN でカバーされている一般的な手法内の部分的な取り組みを示すにすぎない。

コンポジット製品評価者は、特に基本コンポーネントの評価結果を用いて、コンポジット製品の脆弱性分析を実施しなければならない。この脆弱性分析は、侵入テストにより確認しなければならない。

コンポジット製品評価者は、基本コンポーネントに組み込み/インストールされた依存コンポーネントの機密保護が、依存コンポーネント開発者が ALC\_DVS に対して主張する機密性レベルと一貫していることをチェックしなければならない。

特殊なケースでは、証拠資料のみが利用可能な場合、脆弱性分析と攻撃の定義が困難で、かなりの時間を要し、広範囲の事前テストを必要とすることがある。また、基本コンポーネントは、基本コンポーネント開発者や基本コンポーネント評価者が予見していなかった方法で使用されたり、依存コンポーネント開発者が基本コンポーネント及びその評価に関連する証拠資料で提供される(セキュリティ)要件に従っ

## AVA クラス: 脆弱性評定

ていなかたりする可能性がある。以下のような場合、コンポジット製品の脆弱性分析を短縮できる、様々な可能性が存在する。例えば、コンポジット製品の評価者は基本コンポーネントの評価者に相談し、基本コンポーネントの評価で得た経験を活用することができる。あるいは、コンポジット製品評価者が、自らの裁量で、テスト用の依存コンポーネントをロードした基本コンポーネントの特定のテストサンプルを使用することで、依存コンポーネントと基本コンポーネントの脆弱性を分離するアプローチもある。ここでは、基本コンポーネント固有の対抗策を解除することなく、対抗策を施さないテスト用の依存コンポーネントを使用することを意図している。

コンポジット評価の技法では、いわゆる *コンポジット評価用 ETR* と評価監督機関報告書が重要な役割を果たす。特に、これらの文書の目的、内容、及びコンポジット評価手法の枠組みでの取り扱いや使用に関する対応規則の詳細については、CC パート 1 の 14.3.3.6 及び 14.3.3.7 を参照されたい。

*コンポジット評価用 ETR* に記載されたコンポジット製品の基本コンポーネントの脆弱性評定結果は、次の条件下で再利用することができる。最新のものであり、コンポジット製品の正確性に関する評価アクティビティ(ASE\_COMP.1、ALC\_COMP.1、ADV\_COMP.1 及び ATE\_COMP.1)が全て合格(PASS)という評決で確定していること。基本コンポーネント評価監督機関の基本コンポーネント報告書及び *コンポジット評価用 ETR* の有効性及び時事性は、これらの文書をコンポジット評価手法で使用するための前提条件であるため、コンポジット製品評価者が検証しなければならない。

基本コンポーネントと依存コンポーネントの統合により、*コンポジット評価用 ETR* に記載されていない、又は対処されていない可能性のある基本コンポーネントの脆弱性が追加で発生することがある。このような場合、コンポジット製品評価監督機関は、基本コンポーネントの再評定又は再評価を、新たな脆弱性の問題に焦点を当てて要求することができる。

コンポジット製品評価スポンサーは、以下のものがコンポジット製品評価者のために利用できるように保証しなければならない。

- 基本コンポーネント関連の利用者ガイダンス
- 基本コンポーネント評価者が準備した、基本コンポーネントに関連する *コンポジット評価用の ETR*
- 基本コンポーネント評価監督機関の基本コンポーネントの報告書

### 17.3.2.3 アクション AVA\_COMP.1.1E

#### 17.3.2.3.1 一般

CC パート 3 AVA\_COMP.1.1C: 提供されたコンポジット製品は、全体としてテストに適していなければならない。

#### 17.3.2.3.2 ワークユニット: AVA\_COMP.1-1

評価者は、コンポジット製品の基本コンポーネントの脆弱性評定の結果を、コンポジット評価に再利用できるかどうか **検査しなければならない**。

コンポジット製品の基本コンポーネントの脆弱性評定の結果は、通常、*コンポジット評価用の ETR* に記載されている。これらの結果は、次の条件を満たす場合、再利用することができる。最新であり、全てのコンポジット評価アクティビティ(ASE\_COMP.1、ALC\_COMP.1、ADV\_COMP.1、ATE\_COMP.1)の結果、合格(PASS)の判定を受け、正確性が認められている。

基本コンポーネント評価監督機関の基本コンポーネント報告書及び *コンポジット評価用 ETR* の有効性及び時事性は、コンポジット製品のコンポジット評価で再利用するための前提条件であり、コンポジット製品評価者が検証しなければならない。

基本コンポーネント自体がコンポジット製品になり得ることに注意。このことは、基本コンポーネントを構成する全ての製品/TOE の各評価機監督関報告書及びコンポジット評価用 ETR の有効性及び時事性をチェックしなければならないことも意味する。

コンポジット評価用 ETR のコンポジット製品への関連性をチェックする場合、その内容をチェックする必要性は、コンポジット製品の依存コンポーネントと利用者の利用可能な TSFI に依存する。基本コンポーネントの TSFI がコンポジット製品の利用者に利用可能であるか、依存コンポーネントで使用されている場合、コンポジット評価用 ETR の内容を確認しなければならない。そうでない場合は、内容の関連性チェックは必要ない場合もある。

また、評価者は、基本コンポーネント評価監督機関の基本コンポーネントに関連する報告書に記載されている関連要件を考慮しなければならない。

このワークユニットの結果は、AVA\_VAN.1.3E / AVA\_VAN.1-5(又は高い保証レベルを選択した場合は同等の上位コンポーネント)の結果に統合されなければならない。

### 17.3.2.3.3 ワークユニット:AVA\_COMP.1-2

評価者は、保証ファミリ AVA\_VAN の標準的な手法を用い、コンポジット製品全体に対する侵入テストを**特定、実施及び文書化**しなければならない。

全ての正確性に関連するアクティビティ(ASE\_COMP.1、ALC\_COMP.1、ADV\_COMP.1、ATE\_COMP.1)の結果が合格(PASS)であり、コンポジット製品の基本コンポーネントとその基本コンポーネント評価がコンポジット製品に必要な全てのセキュリティ特性をカバーしている場合、この基本コンポーネントと依存コンポーネントの統合によっても基本コンポーネントに追加の脆弱性は発生しない可能性がある。

評価者が、基本コンポーネントと依存コンポーネントを統合した結果、基本コンポーネントに新たな脆弱性が発生すると決定した場合、正確性に関する合格(PASS)判定に矛盾が生じるか、又は基本コンポーネントの評価監督機関の報告書が、現在のコンポジット製品及びその評価に必要な基本コンポーネントのセキュリティ特性及び評価関連情報を全て網羅していないことになる。

このワークユニットの結果は、AVA\_VAN.1.3E / AVA\_VAN.1-6, AVA\_VAN.1-7, AVA\_VAN.1-8(又は高い保証レベルを選択した場合は同等の上位コンポーネント)の結果に統合されなければならない。

## 18 ACO クラス: 統合

### 18.1 一般

このアクティビティの目的は、統合 TOE に対する ST での定義に従ってコンポーネントをセキュアに統合できるかどうかを決定することである。これは、コンポーネントの設計の検査及び脆弱性分析の実施によってサポートされている、コンポーネント間のインタフェースの検査及びテストによって達成される。

### 18.2 適用上の注釈

依存コンポーネントの依存(ACO\_REL)ファミリーは、依存コンポーネントが自身のセキュリティサービスを提供するためにその運用環境における IT に依存している(統合 TOE 評価における基本コンポーネントによって満たされた)部分を識別する。この依存は、依存コンポーネントにより基本コンポーネントによって提供されると期待されるインタフェースの観点から識別される。その後、開発証拠(ACO\_DEV)は、基本コンポーネントのコンポーネント評価中に基本コンポーネントのどのインタフェースが(TSFI として)考慮されたかを決定する。

依存コンポーネントの依存(ACO\_REL)では、コンポーネントの統合に関する技術的な統合の問題(例えば、オペレーティングシステムの非 TSF インタフェースの記述、統合の規則など)に対処するために必要となる可能性がある他の証拠が扱われないことに注意するべきである。これは、統合のセキュリティ評価の範囲外であり、機能の統合の問題である。

統合 TOE のテスト(ACO\_CTT)の一部として、評価者は、特定されたとおりに機能することを確認するために、統合 TOE インタフェースでの統合 TOE SFR のテスト、及び依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントのインタフェースのテストを実行する。選択されたサブセットでは、統合 TOE で使用される基本コンポーネントの構成/使用に対して行われた変更の考えられる影響が考慮される。これらの変更は、基本コンポーネントの評価中に決定された基本コンポーネントの構成から識別される。開発者は、基本コンポーネントの各インタフェースに対してテスト証拠を提供する(カバレッジに対する要件は基本コンポーネントの評価に適用される要件と一貫している)。

統合の根拠(ACO\_COR)では、評価者は、適切な保証手段が基本コンポーネントに適用されているかどうか、及び評価構成で基本コンポーネントが使用されているかどうかを決定する必要がある。これには、依存コンポーネントが必要とする全てのセキュリティ機能性が基本コンポーネントの TSF 内にあったかどうかについての決定が含まれる。統合の根拠(ACO\_COR)の要件は、それぞれが充足されることが実証されていることの証拠を作成することによって満たすことができる。この証拠は、セキュリティターゲット及びコンポーネント評価の公開報告書(例えば、認証報告書)の形にすることができる。

他方、上記のいずれかが充足されていない場合、元の評価中に得られた保証が影響を受けない理由について論証を作成できる可能性がある。これが不可能な場合、扱われていない基本コンポーネントの側面に対する追加評価証拠が提供されなければならない可能性がある。その後、この資料は、開発証拠(ACO\_DEV)で評定される。

例えば、エンティティ間の相互作用(CC パート 3 の附属書 B.4<sup>xiii</sup>「統合 IT エンティティ間の相互作用」を参照のこと)で記述されているように、依存コンポーネントは、基本コンポーネント評価に含まれたものより多くのセキュリティ機能性を統合 TOE で提供することを基本コンポーネントに要求する可能性がある。これは、依存コンポーネントの依存(ACO\_REL)及び開発証拠(ACO\_DEV)のファミリーの適用中に決定される。この場合、統合の根拠(ACO\_COR)に対して提供されている統合の根拠の証拠は、基本コンポーネントの評価から得られた保証が影響を受けないことを実証する。これは、次のような手段によって達成することができる。

a) TSF の拡張部分に関連する証拠に焦点を当てた基本コンポーネントの再評価の実行

- b) TSF の拡張部分が TSF の他の部分に影響を与えることができないことの実証、及び TSF の拡張部分が必要なセキュリティ機能性を提供することの証拠の提供

### 18.3 統合の根拠(ACO\_COR)

#### 18.3.1 サブアクティビティの評価(ACO\_COR.1)

##### 18.3.1.1 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 統合 ST
- b) 統合の根拠
- c) 依存情報
- d) 開発情報
- e) 一意の識別情報

##### 18.3.1.2 アクション ACO\_COR.1.1E

###### 18.3.1.2.1 一般

CC パート 3 ACO\_COR.1.1C: 統合の根拠は、基本コンポーネントが、依存コンポーネントの TSF を支援する要求に従い構成された場合、依存コンポーネントのもので少なくとも同じ保証のレベルが、基本コンポーネントの支援機能性に対して得られることを実証しなければならない。

###### 18.3.1.2.2 ワークユニット: ACO\_COR.1-1

評価者は、開発情報で詳述されていない依存コンポーネントが依存しているインタフェースを識別するために、開発情報と依存情報による対応分析を**検査しなければならない**。

このワークユニットにおける評価者の目標は次の 2 つに分かれる。

- 依存コンポーネントが依存しているインタフェースのうちどれに適切な保証手段が適用されているかを決定すること。
- 基本コンポーネントの評価中に基本コンポーネントに適用された保証パッケージに、依存コンポーネントの評価中に依存コンポーネントに適用されたパッケージと同じ保証要件又はより高い階層の保証要件が含まれていることを決定すること。

評価者は、開発情報で考慮されていない依存情報で識別されているインタフェースの識別を助けるために、開発証拠(ACO\_DEV)アクティビティ(例えば、ACO\_DEV.1-2、ACO\_DEV.2-4、ACO\_DEV.3-6)の間に作成される開発情報において対応の追跡を使用することができる。

評価者は、開発情報に含まれていない依存情報において記述されている SFR 実施インタフェースを記録する。これらは、ACO\_COR.1-3 ワークユニットに入力を提供し、さらに保証が要求される基本コンポーネントの部分の識別を助ける。

基本コンポーネントと依存コンポーネントの両方が同じ保証パッケージに対して評価されていれば、基本コンポーネント評価の部分的な保証のレベルが少なくとも依存コンポーネントの保証のレベルと同じであるかどうかを決定するのは簡単である。一方、コンポーネントの評価中にコンポーネントに適用された保証パッケージが異なる場合、評価者は、基本コンポーネントに適用された保証要件が、いずれも依存コンポーネントに適用された保証要件よりも高い階層にあることを決定する必要がある。

### 18.3.1.2.3 ワークユニット: ACO\_COR.1-2

評価者は、依存 TSF によって依存されており、含まれている基本コンポーネントインタフェースについて、基本コンポーネントの評価中にインタフェースが考慮されたかどうかを決定するために、統合の根拠を**検査しなければならない**。

ST、コンポーネント公開評価報告書(認証報告書など)、及び基本コンポーネントのガイダンス証拠資料はいずれも、基本コンポーネントの範囲と境界についての情報を提供する。ST は、統合 TOE の論理的範囲及び境界の詳細を提供して、評価の範囲内に存在した製品の一部にインタフェースが関連するかどうかを評価者が決定できるようにする。ガイダンス証拠資料は、統合 TOE に対する全てのインタフェースの使用についての詳細を提供する。ガイダンス証拠資料には評価の範囲に含まれない製品のインタフェースの詳細を含めることができるが、ST における範囲を決定する情報から、又は評価構成を扱うガイダンスの一部を通して、このようなインタフェースは識別可能であるべきである。公開評価報告書は、統合 TOE の使用に対する必要な追加制約を提供してもよい。

このため、これらの入力のリ組み合わせによって、統合の根拠で記述されているインタフェースに必要な保証が関連付けられているかどうか、又はさらなる保証が必要かどうかを評価者は決定できる。評価者は、ACO\_COR.1-3 の間に考慮される、追加保証が要求される基本コンポーネントのインタフェースを記録する。

### 18.3.1.2.4 ワークユニット: ACO\_COR.1-3

評価者は、必要な保証手段が基本コンポーネントに対して適用されていることを決定するために、統合の根拠を**検査しなければならない**。

統合 TOE で基本コンポーネントの同じ部分を使用され、それらが一貫した方法で使用される場合は、基本コンポーネントに対する評価判定、及び結果として生じる保証を再使用できる。

必要な保証手段がすでにコンポーネントに適用されているかどうか、及び保証手段を適用する必要があるコンポーネントの部分を決定するために、評価者は ACO\_DEV.\*.2E アクションの出力及びワークユニット ACO\_COR.1-1 及び ACO\_COR.1-2 を使用するべきである。

依存情報(依存コンポーネントの依存(ACO\_REL))で識別されているが、開発情報(開発証拠(ACO\_DEV))では説明されていないインタフェースについては、追加情報が必要である(ACO\_COR.1-1 で識別される)。

基本コンポーネントから統合 TOE で一貫しない状態で使用されているインタフェース(開発証拠(ACO\_DEV)及び依存コンポーネントの依存(ACO\_REL)で提供される情報に相違がある)の場合、使用中の相違の影響を考慮する必要がある(ACO\_DEV.\*.2E で識別される)。

保証が事前に得られていない統合の根拠で識別されているインタフェースには、追加情報が必要である(ACO\_COR.1-2 で識別される)。

依存情報、統合の根拠、及び開発情報で一貫して記述されているインタフェースについては、基本コンポーネント評価の結果を再利用できるため、追加アクションは必要とされない。

依存情報によって要求されると報告されているが、開発情報に含まれていない基本コンポーネントのインタフェースは、さらに保証が要求される基本コンポーネントの部分を示す。このインタフェースは、基本コンポーネントへの入口点を識別する。

開発情報及び依存情報の両方に含まれているインタフェースについては、統合 TOE において、基本コンポーネント評価と一貫した方法でインタフェースが使用されているかどうかを評価者は決定する必要がある。インタフェースの使用方法は、基本コンポーネントと統合 TOE の両方においてインタフェースの使用が一貫していることを決定するために、開発証拠(ACO\_DEV)アクティビティ中に考慮される。考慮対象として残っているのは、基本コンポーネント及び統合 TOE の構成が一貫しているかどうかの決定である。これを決定するには、構成が一貫していることを保証するために、評価者が各々のガイダンス証拠

資料を考慮する(一貫したガイダンス証拠資料に関しては、以下のさらに詳しいガイダンスを参照のこと)。証拠資料からの逸脱は、考えられる影響を決定するために評価によってさらに詳しく分析される。

依存情報及び開発情報で一貫して記述されており、ガイダンスが基本コンポーネント及び統合 TOE に対して一貫しているインタフェースについては、要求される保証のレベルが提供されている。

表 5 に、基本コンポーネントで得られる保証、統合 TOE に対して提供される証拠、及び矛盾が識別されている場合に評価者によって実行される分析の間の一貫性を決定する方法についてのガイダンスを示す。

表 5 - 一貫性を決定する方法についてのガイダンス

a)	開発	<p>依存情報は、基本コンポーネントと対応することになる依存コンポーネント内のインタフェースを識別する。依存情報で識別されているインタフェースが開発情報で識別されていない場合は、基本コンポーネントがどのように要求されたインタフェースを提供するかの正当な理由が統合の根拠によって提供される。</p> <p>依存情報において識別されているインタフェースが開発情報で識別されているが、記述間で矛盾がある場合、さらに分析が必要になる。評価者は、基本コンポーネントの評価及び統合 TOE の評価で考慮されている基本コンポーネントの使用の相違を識別する。評価者は、インタフェースをテストするために、(統合 TOE のテスト(ACO_CTT)の実施中に)実行されるテストを考え出す。</p> <p>統合 TOE で使用されるときの基本コンポーネント及び依存コンポーネントのパッチステータスを、コンポーネント評価中のコンポーネントのパッチステータスと比較するべきである。コンポーネントにパッチが適用されている場合は、評価されたコンポーネントの SFR に対する潜在的な影響を含めたパッチの詳細が統合の根拠に含められる。評価者は、提供された変更の詳細を考慮し、コンポーネント SFR に対する変更の潜在的な影響の正確さを検証するべきである。その上で評価者は、パッチによって行われる変更をテストによって検証するべきかどうかを考慮するべきであり、必要なテスト手法を識別する。テストは、コンポーネントのコンポーネント評価のために実行された適切な評価者/開発者テストを繰り返す形をとることができる。あるいは、改変されたコンポーネントを確認するための新しいテストを評価者が考え出すことが必要になる場合がある。</p> <p>個々のコンポーネントのいずれかがコンポーネント評価完了後に保証継続性アクティビティの対象であった場合、評価者は、統合 TOE に対する独立脆弱性分析アクティビティ(統合の脆弱性分析(ACO_VUL))の間に保証継続アクティビティで評定された変更を考慮する。</p>
b)	ガイダンス	<p>統合 TOE に対するガイダンスは、個別のコンポーネントに対するガイダンスを多く参照する可能性がある。必要になると予測されている最小のガイダンスは、特に統合 TOE の準備(設置)中における、依存コンポーネント及び基本コンポーネントに対するガイダンスの適用における順序依存性の識別である。</p> <p>準備手続き(AGD_PRE)及び利用者操作ガイダンス(AGD_OPE)ファミリを統合 TOE についてのガイダンスに適用することに加え、逸脱を識別するために、</p>

		<p>コンポーネントと統合 TOE に対するガイダンス間の一貫性を分析する必要がある。</p> <p>統合 TOE ガイダンスが基本コンポーネント及び依存コンポーネントのガイダンスを参照する場合、一貫性についての考慮は各コンポーネントに対して提供されているガイダンス証拠資料間の一貫性(つまり、基本コンポーネントガイダンスと依存コンポーネントガイダンスの間の一貫性)に制限される。ただし、統合 TOE に対して追加ガイダンスが提供される場合、コンポーネントに対して提供されるガイダンスについては、コンポーネントに対するガイダンス証拠資料と統合 TOE に対するガイダンス証拠資料の間の一貫性も要求されるため、さらに多くの分析が要求される。</p> <p>この場合の一貫した状態とは、ガイダンスが同じである、又は組み合わせられた場合に個別のコンポーネントの運用についての追加制約が、機能/保証コンポーネントの詳細化と同じ方法で課せられる、という意味であると理解される。</p> <p>(開発証拠(ACO_DEV)に対する入力として使用した、又は上記で説明されている開発の側面など)利用可能な情報を使用して、評価者は、コンポーネント評価で特定された基本コンポーネントの構成からの逸脱の考えられる影響を全て決定できる可能性がある。ただし、(基本コンポーネント評価が要件を含んでいた場合)上位の EAL については、基本コンポーネントに対する詳細な設計抽象が統合 TOE に対する開発情報の一部として配付される場合を除き、ガイダンスに対する改変の考えられる影響は、内部構造が不明であるため、完全には決定できない可能性がある。この場合、評価者は分析の残存リスクを報告する。</p> <p>これらの残存リスクは、統合 TOE に対する公開評価報告書に含まれる。</p> <p>評価者は、ガイダンスにおけるこれらの相違は評価者の独立テストアクティビティ(統合 TOE のテスト(ACO_CTT))への入力になる点に注意する。</p> <p>統合 TOE に対するガイダンスは、特に設置、及び依存コンポーネントの設置手順に関連した基本コンポーネントの設置手順の順序の観点から、コンポーネントに対するガイダンスに追加することができる。個別のコンポーネントの設置の手順の順序付けは変更するべきではないが、交互に行う必要がある場合がある。評価者は、コンポーネントの評価中に行なわれる AGD_PRE アクティビティの要件をガイダンスがまだ満たすことを保証するために、このガイダンスを検査する。</p> <p>基本コンポーネントのインタフェースが、基本コンポーネントの TSFI として識別されているものに加えて、依存コンポーネントによって依存されていることが依存情報で識別される可能性がある。基本コンポーネントにおけるこのような追加インタフェースの使用に対するガイダンスの提供が必要になる可能性がある。統合 TOE の消費者が基本コンポーネントに対するガイダンス証拠資料を受け取る場合、基本コンポーネントに対する AGD_PRE 及び AGD_OPE の判定の結果は、基本コンポーネントの評価で考慮されるインタフェースに対して再利用できる。ただし、依存コンポーネントが依存する追加インタフェースについては、基本コンポーネントに対するガイダンス証拠資料が、基本コンポーネント評価における適用に従って、AGD_PRE 及び AGD_OPE の要件を満たすことを評価者が決定する必要がある。</p>
--	--	---

基本コンポーネントの評価中に考慮されており、そのため、保証がすでに得られているインタフェースについては、統合 TOE に対する各インタフェースの利用についてのガイダンスが基本コンポーネントに対して提供されているものと一貫していることを、評価者は保証する。統合 TOE に対するガイダンスが基本コンポーネントに対するガイダンスと一貫していることを決定するために、評価者は、統合 TOE 及び基本コンポーネントの両方に対して提供されているガイダンスへの各インタフェースのマッピングを実行するべきである。その後、評価者はガイダンスを比較して、一貫性を決定する。

コンポーネントのガイダンスと一貫しているものとみなされる統合 TOE ガイダンスで提供される追加制約の例は、次のとおりである(コンポーネントについてのガイダンスが示され、その後、追加制約を提供するものとみなされる統合 TOE に対するガイダンスの例が続く):

- コンポーネント:パスワードの長さは、英数字を含めて、最短でも 8 文字に設定する必要がある。
- 統合 TOE:パスワードの長さは、英数字及び次の特殊文字のうち少なくとも 1 文字を含めて、最短でも 10 文字に設定する必要がある:( ) { } ^ < > - \_
- 注:(パスワードが推測される可能性を考慮して)強さのレート付けに同等又はより高い数値尺度が達成された場合にのみ、統合 TOE に英字と数字の両方を含めるという指定を削除するとともに、パスワードの長さを [整数>8]文字を増やすことが容認される。
- コンポーネント:WWW Publishing Service 及び ICDBReporter サービスは、レジストリの設定において無効にされる。
- 統合 TOE:Publishing Service、ICDBReporter サービス、リモートプロシージャコール(RPC)ロケータ及びリモートプロシージャコール(RPC)サービスは、レジストリの設定において無効にされる。
- コンポーネント:アカウントログファイルに含まれる属性として、日付、時刻、事象の種別、サブジェクト識別情報、及び成功/失敗を選択する。
- 統合 TOE:アカウントログファイルに含まれる属性として、日付、時刻、事象の種別、サブジェクト識別情報、成功/失敗、事象メッセージ、及びプロセススレッドを選択する。

統合 TOE に対するガイダンスが基本コンポーネントに対して提供されるガイダンスから逸脱する(詳細化ではない)場合、評価者は、ガイダンスに対する変更の潜在的なリスクを評定する。評価者は、(公知として提供されている情報、公開評価報告書(例えば、認証報告書)における基本コンポーネントのアーキテクチャの記述、ガイダンス証拠資料の残りの部分からのガイダンスの文脈を含めた)利用可能な情報を使用して、統合 TOE の SFR に対するガイダンスへの変更の影響の可能性を識別する。

依存コンポーネント評価中に、設置の試行が基本コンポーネントを使用して依存コンポーネントの環境要件を満たした場合、統合 TOE に対するこのワークユニットは満たされているものとみなされる。依存コンポーネントの評価中に、ワークユニット AGD\_PRE.1-3 を満たすように基本コンポーネントが使用されなかった場合、評価者は、AGD\_PRE.1-3 で特定されたガイダンスに従

		<p>って、統合 TOE を準備するために、統合 TOE に対して提供される利用者手続きを適用する。これによって、評価者は、統合 TOE に対して提供される準備ガイダンスが、統合 TOE とその運用環境をセキュアに準備するために十分であることを決定できるようになる。</p>
c)	配付	<p>統合 TOE の配付に対して使用される異なる配付メカニズムが存在する(つまり、コンポーネントの評価中に定義され、評定されるセキュアな配付手続きに従ってコンポーネントが消費者に配付されない)場合、統合 TOE に対する配付手続きには、コンポーネントの評価中に適用される配付(ALC_DEL)の要件に対する評価が必要になる。</p> <p>統合 TOE は、統合された製品として配付されたり、コンポーネントを個別に配付することを必要としたりする可能性がある。</p> <p>コンポーネントが個別に配付される場合、基本コンポーネント及び依存コンポーネントの配付の結果は再利用される。基本コンポーネントに対するガイダンス証拠資料での記述に従って、特定されたガイダンスを使用し、利用者の責任である配付の側面をチェックすることによって、評価者による依存コンポーネントの試行設置中に、基本コンポーネントの配付がチェックされる。</p> <p>統合 TOE が新しいエンティティとして配付される場合、そのエンティティの配付の方法は、統合 TOE 評価アクティビティで考慮する必要がある。</p> <p>統合 TOE 要素に対する配付手続きの評定は、任意の追加要素(例えば、統合 TOE に対する追加ガイダンス文書)が配付手続きで考慮されることを保証しながら、任意のその他の「コンポーネント」TOE に対してのように、配付(ALC_DEL)についての方法に従って実行される。</p>
d)	CM 能力	<p>統合 TOE の一意の識別はサブアクティビティの評価(ALC_CMC.1)の適用中に考慮され、その統合 TOE を構成する要素はサブアクティビティの評価(ALC_CMS.2)の適用中に考慮される。</p> <p>統合 TOE に対して追加ガイダンスを作成できるが、(サブアクティビティの評価(ALC_CMC.1)中に統合 TOE の一意の識別の一部として考慮されている)このガイダンスの一意の識別は、ガイダンスの十分な制御とみなされる。</p> <p>残りの(上記で考慮されていない)「ALC クラス: ライフサイクルサポート」のアクティビティの判定は、統合 TOE の統合中にそれ以上の開発が実行されないため、基本コンポーネント評価から再利用できる。</p> <p>統合は、消費者サイトで、又は統合 TOE が統合された製品として配付される場合には依存コンポーネント開発者のサイトで実行されるものと想定されるため、開発セキュリティに対してさらに考慮されることはない。消費者サイトでの制御は、CC(全パート)の考慮の範囲外である。統合が依存コンポーネントのサイトと同じサイトである場合、全てのコンポーネントは、統合 TOE に対する構成要素とみなされ、そのため、どのような場合でも依存コンポーネント開発者のセキュリティ手続きの下で考慮されるべきであるため、追加要件又はガイダンスは不要である。</p> <p>統合中に採用されるツールと技法は、依存コンポーネント開発者によって提供される証拠において考慮される。基本コンポーネントに関連する任意のツ</p>

		<p>ール/技法は、基本コンポーネントの評価中に考慮されている。例えば、基本コンポーネントがソースコードとして配付され、消費者(例えば、統合を実行している依存コンポーネント開発者)によるコンパイルが必要な場合、基本コンポーネントの評価中に、コンパイラは適切な引数とともに特定及び評価されている。</p> <p>さらに詳細な要素の開発は行われなため、統合 TOE に対して適用可能なライフサイクル定義は存在しない。</p> <p>コンポーネントに対する欠陥修正の結果は、統合 TOE には適用可能ではない。統合 TOE に対する保証パッケージに欠陥修正が含まれている場合、欠陥修正(ALC_FLR)の要件は、(任意の要件追加に対してのように)統合 TOE 評価中に適用される。</p>
e)	テスト	<p>依存コンポーネントのテストに対して使用される構成には、運用環境における IT に対する要件を満たすために基本コンポーネントが含まれているべきであるため、統合 TOE は、依存コンポーネントの評価の「ATE クラス: テスト」アクティビティの実施中にテストされている。依存コンポーネント評価のための依存コンポーネントのテストで基本コンポーネントが使用されなかった場合、又はいずれかのコンポーネントの構成がその評価構成から変化した場合、「ATE クラス: テスト」の要件を満たすために依存コンポーネント評価で実行される開発者テストは、統合 TOE において繰返される。</p>

## 18.4 開発証拠(ACO\_DEV)

### 18.4.1 サブアクティビティの評価(ACO\_DEV.1)

#### 18.4.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、依存コンポーネントをサポートするために基本コンポーネントによって適切なセキュリティ機能が提供されることを決定することである。これは、基本コンポーネントのインタフェースが、依存コンポーネントによって要求される、依存情報で特定されているインタフェースと一貫していることを決定するための、基本コンポーネントのインタフェースの検査によって達成される。

インタフェースがいったん識別され、目的が記述されると、インタフェース仕様の残りの詳細は基本コンポーネントの評価から再利用できるため、サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.2)を満たすために必要な全ての側面がサブアクティビティの評価(ACO\_DEV.1)に要求されるわけではないが、基本コンポーネントのインタフェースの記述は、サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.2)と一貫した詳細のレベルで提供される。

#### 18.4.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 統合 ST
- b) 開発情報
- c) 依存情報

## ACO クラス: 統合

### 18.4.1.3 アクション ACO\_DEV.1.1E

#### 18.4.1.3.1 一般

CC パート 3 ACO\_DEV.1.1C: 開発情報は、統合 TOE で使用される基本コンポーネントの各インタフェースの目的を記述しなければならない。

#### 18.4.1.3.2 ワークユニット: ACO\_DEV.1-1

評価者は、開発情報が各インタフェースの目的を記述していることを決定するために、その開発情報を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントは、依存 TSF を提供する際に、依存コンポーネントとの相互作用をサポートするインタフェースを提供する。各インタフェースの目的は、TOE 設計(サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.1))のサブシステム間で提供される、依存コンポーネント TSF 機能性に対するインタフェースの記述と同じレベルで記述される。この記述は、依存コンポーネント TSF が要求するサービスを基本コンポーネントがどのように提供するかについての知識を読者に提供する。

このワークユニットは、基本コンポーネントの TSFI であるインタフェースに対する基本コンポーネントの機能仕様の提供によって満たすことができる。

CC パート 3 ACO\_DEV.1.2C: 開発情報は、依存コンポーネントの TSF を支援するために、基本コンポーネントと依存コンポーネントの、統合 TOE で使用されるインタフェース間の対応を示さなければならない。

#### 18.4.1.3.3 ワークユニット: ACO\_DEV.1-2

評価者は、基本コンポーネントのインタフェースと依存コンポーネントが依存するインタフェースの間の対応が正しいことを決定するために、開発情報を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントのインタフェースと依存コンポーネントが依存するインタフェースとの間の対応は、マトリックス又は表の形を取ることができる。依存コンポーネントが依存するインタフェースは、(依存コンポーネントの依存(ACO\_REL)アクティビティの間の検査に従って)依存情報で識別される。

このアクティビティの間には、対応が正しく、基本コンポーネントのインタフェースが可能な限りどのような場合でも依存コンポーネントによって要求されるインタフェースにマッピングされることを保証していること以外には、依存コンポーネントが依存しているインタフェースのカバレッジの完全性を決定するための要件は存在しない。カバレッジの完全性は、統合の根拠(ACO\_COR)のアクティビティで考慮される。

### 18.4.1.4 アクション ACO\_DEV.1.2E

#### 18.4.1.4.1 ワークユニット: ACO\_DEV.1-3

評価者は、インタフェースが一貫して記述されていることを決定するために、開発情報及び依存情報を**検査しなければならない**。

評価者のこのワークユニットの目標は、基本コンポーネントに対する開発情報及び依存コンポーネントに対する依存情報に記述されているインタフェースが一貫して表現されていることを決定することである。

## 18.4.2 サブアクティビティの評価(ACO\_DEV.2)

### 18.4.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、依存コンポーネントをサポートするために基本コンポーネントによって適切なセキュリティ機能が提供されることを決定することである。これは、基本コンポーネントのインタフェース及び関連するセキュリティのふるまいが、依存コンポーネントによって要求される、

依存情報で特定されているインタフェースと一貫していることを決定するための、基本コンポーネントのインタフェースとセキュリティのふるまいの検査によって達成される。

#### 18.4.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 統合 ST
- b) 開発情報
- c) 依存情報

#### 18.4.2.3 アクション ACO\_DEV.2.1E

##### 18.4.2.3.1 一般

CC パート 3 ACO\_DEV.2.1C: 開発情報は、統合 TOE で使用される基本コンポーネントの各インタフェースの目的及び使用方法を記述しなければならない。

##### 18.4.2.3.2 ワークユニット: ACO\_DEV.2-1

評価者は、開発情報が各インタフェースの目的を記述していることを決定するために、その開発情報を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントは、依存 TSF を提供する際に、依存コンポーネントとの相互作用をサポートするインタフェースを提供する。各インタフェースの目的は、TOE 設計(サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.1))のサブシステム間で提供される、依存コンポーネント TSF 機能性に対するインタフェースの記述と同じレベルで記述される。この記述は、依存コンポーネント TSF が要求するサービスを基本コンポーネントがどのように提供するかについての知識を読者に提供する。

このワークユニットは、基本コンポーネントの TSFI であるインタフェースに対する基本コンポーネントの機能仕様の提供によって満たすことができる。

##### 18.4.2.3.3 ワークユニット: ACO\_DEV.2-2

評価者は、開発情報が各インタフェースの使用方法を記述していることを決定するために、その開発情報を**検査しなければならない**。

インタフェースの使用手法とは、操作を呼び出してインタフェースに関連する結果を取得するためにインタフェースがどのように操作されるかを要約したものである。評価者は、開発情報におけるこの資料を読むことにより、各インタフェースの使用手法を決定できるべきである。これは必ずしも、インタフェースごとに個別の使用手法が必要ということではない。例えば、API を呼び出す一般的な方法を記述してから、その一般的なスタイルを使用する各インタフェースを識別することも可能である。

このワークユニットは、基本コンポーネントの TSFI であるインタフェースに対する基本コンポーネントの機能仕様の提供によって満たすことができる。

CC パート 3 ACO\_DEV.2.2C: 開発情報は、依存コンポーネントの SFR の実施を支援する、基本コンポーネントのふるまいの上位レベルの記述を提供しなければならない。

##### 18.4.2.3.4 ワークユニット: ACO\_DEV.2-3

評価者は、依存コンポーネント SFR の実施をサポートする基本コンポーネントのふるまいを開発情報が記述していることを決定するために、その開発情報を**検査しなければならない**。

## ACO クラス: 統合

依存コンポーネントは、基本コンポーネントによるサービスの提供を受けるために基本コンポーネントのインタフェースを呼び出す。呼び出される基本コンポーネントのインタフェースについて、開発情報は、基本コンポーネントの関連するセキュリティのふるまいの上位レベルの記述を提供しなければならない。基本コンポーネントのセキュリティのふるまいの記述は、インタフェースが呼び出されたときに基本コンポーネントが必要なサービスをどのように提供するかを概説する。この記述は、ADV\_TDS.1.4Cで提供される記述と同様のレベルで行われる。このため、依存コンポーネントによって呼び出されるインタフェースが基本コンポーネントの TSFI である場合は、基本コンポーネント評価からの TOE 設計証拠の提供によってこのワークユニットが満たされる。依存コンポーネントによって呼び出されるインタフェースが基本コンポーネントの TSFI でない場合、関連するセキュリティのふるまいは、基本コンポーネントの TOE 設計証拠で必ずしも記述されない。

CC パート 3 ACO\_DEV.2.3C: 開発情報は、依存コンポーネントの TSF を支援するために、基本コンポーネントと依存コンポーネントの、統合 TOE で使用されるインタフェース間の対応を示さなければならない。

### 18.4.2.3.5 ワークユニット: ACO\_DEV.2-4

評価者は、基本コンポーネントのインタフェースと依存コンポーネントが依存するインタフェースの間の対応が正しいことを決定するために、開発情報を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントのインタフェースと依存コンポーネントが依存するインタフェースとの間の対応は、マトリックス又は表の形を取ることができる。依存コンポーネントが依存するインタフェースは、(依存コンポーネントの依存(ACO\_REL)の間の検査に従って)依存情報で識別される。

このアクティビティの間には、対応が正しく、基本コンポーネントのインタフェースが可能な限りどのような場合でも依存コンポーネントによって要求されるインタフェースにマッピングされることを保証していること以外には、依存コンポーネントが依存しているインタフェースのカバレッジの完全性を決定するための要件は存在しない。カバレッジの完全性は、統合の根拠(ACO\_COR)のアクティビティで考慮される。

### 18.4.2.4 アクション ACO\_DEV.2.2E

#### 18.4.2.4.1 ワークユニット: ACO\_DEV.2-5

評価者は、インタフェースが一貫して記述されていることを決定するために、開発情報及び依存情報を**検査しなければならない**。

評価者のこのワークユニットの目標は、基本コンポーネントに対する開発情報及び依存コンポーネントに対する依存情報に記述されているインタフェースが一貫して表現されていることを決定することである。

### 18.4.3 サブアクティビティの評価(ACO\_DEV.3)

#### 18.4.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、依存コンポーネントをサポートするために基本コンポーネントによって適切なセキュリティ機能が提供されることを決定することである。これは、基本コンポーネントのインタフェース及び関連するセキュリティのふるまいが、依存コンポーネントによって要求される、依存情報で特定されているインタフェースと一貫していることを決定するための、基本コンポーネントのインタフェースとセキュリティのふるまいの検査によって達成される。

インタフェース記述に加え、そのインタフェースが基本コンポーネントの TSF の一部を形成したかどうかを評価者が決定できるようにするために、依存コンポーネントによって要求されるセキュリティ機能性を提供する基本コンポーネントのサブシステムが記述される。

### 18.4.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 統合 ST
- b) 開発情報
- c) 依存情報

### 18.4.3.3 アクション ACO\_DEV.3.1E

#### 18.4.3.3.1 一般

CC パート 3 ACO\_DEV.3.1C: 開発情報は、統合 TOE で使用される基本コンポーネントの各インタフェースの目的及び使用方法を記述しなければならない。

#### 18.4.3.3.2 ワークユニット: ACO\_DEV.3-1

評価者は、開発情報が各インタフェースの目的を記述していることを決定するために、その開発情報を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントは、依存 TSF を提供する際に、依存コンポーネントとの相互作用をサポートするインタフェースを提供する。各インタフェースの目的は、TOE 設計(サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.1))のサブシステム間で提供される、依存コンポーネント TSF 機能性に対するインタフェースの記述と同じレベルで記述される。この記述は、依存コンポーネント TSF が要求するサービスを基本コンポーネントがどのように提供するかについての知識を読者に提供する。

このワークユニットは、基本コンポーネントの TSFI であるインタフェースに対する基本コンポーネントの機能仕様の提供によって満たすことができる。

#### 18.4.3.3.3 ワークユニット: ACO\_DEV.3-2

評価者は、開発情報が各インタフェースの使用方法を記述していることを決定するために、その開発情報を**検査しなければならない**。

インタフェースの使用手法とは、操作を呼び出してインタフェースに関連する結果を取得するためにインタフェースがどのように操作されるかを要約したものである。評価者は、開発情報におけるこの資料を読むことにより、各インタフェースの使用手法を決定できるべきである。これは必ずしも、インタフェースごとに個別の使用手法が必要ということではない。例えば、API を呼び出す一般的な方法を記述してから、その一般的なスタイルを使用する各インタフェースを識別することも可能である。

このワークユニットは、基本コンポーネントの TSFI であるインタフェースに対する基本コンポーネントの機能仕様の提供によって満たすことができる。

CC パート 3 ACO\_DEV.3.2C: 開発情報は、統合 TOE で使用される基本コンポーネントのインタフェースを提供する基本コンポーネントのサブシステムを識別しなければならない。

#### 18.4.3.3.4 ワークユニット: ACO\_DEV.3-3

評価者は、依存コンポーネントに対するインタフェースを提供する基本コンポーネントの全てのサブシステムが識別されていることを決定するために、開発情報を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントの TSFI の一部を形成するとみなされているインタフェースについては、そのインタフェースに関連するサブシステムが基本コンポーネント評価中に TOE 設計(ADV\_TDS)アクティビティで

## ACO クラス: 統合

考慮されるサブシステムとなる。基本コンポーネントの TSFI の一部を形成しなかった依存コンポーネントが依存するインタフェースは、基本コンポーネント TSF の外部のサブシステムにマッピングされる。

CC パート 3 ACO\_DEV.3.3C: 開発情報は、依存コンポーネントの SFR の実施を支援する、基本コンポーネントのサブシステムのふるまいの上位レベルの記述を提供しなければならない。

### 18.4.3.3.5 ワークユニット: ACO\_DEV.3-4

評価者は、依存コンポーネント SFR の実施をサポートする基本コンポーネントサブシステムのふるまいを開発情報が記述していることを決定するために、その開発情報を**検査しなければならない**。

依存コンポーネントは、基本コンポーネントによるサービスの提供を受けるために基本コンポーネントのインタフェースを呼び出す。呼び出される基本コンポーネントのインタフェースについて、開発情報は、基本コンポーネントの関連するセキュリティのふるまいの上位レベルの記述を提供しなければならない。基本コンポーネントのセキュリティのふるまいの記述は、インタフェースが呼び出されたときに基本コンポーネントが必要なサービスをどのように提供するかを概説する。この記述は、ADV\_TDS.1.4C で提供される記述と同様のレベルで行われる。このため、依存コンポーネントによって呼び出されるインタフェースが基本コンポーネントの TSFI である場合は、基本コンポーネント評価からの TOE 設計証拠の提供によってこのワークユニットが満たされる。依存コンポーネントによって呼び出されるインタフェースが基本コンポーネントの TSFI でない場合、関連するセキュリティのふるまいは、基本コンポーネントの TOE 設計証拠で必ずしも記述されない。

CC パート 3 ACO\_DEV.3.4C: 開発情報は、インタフェースから基本コンポーネントのサブシステムへのマッピングを提供しなければならない。

### 18.4.3.3.6 ワークユニット: ACO\_DEV.3-5

評価者は、基本コンポーネントのインタフェースとサブシステムとの間の対応が正しいことを決定するために、開発情報を**検査しなければならない**。

基本コンポーネント評価からの TOE 設計及び機能仕様の証拠を利用できる場合は、この証拠を使用して、統合 TOE で使用されている基本コンポーネントのインタフェースとサブシステムとの間の対応の正確さを検証することができる。基本コンポーネント TSFI の一部を形成した基本コンポーネントのインタフェースは、基本コンポーネントの機能仕様で記述され、関連するサブシステムは基本コンポーネントの TOE 設計証拠で記述される。この 2 つの間の追跡は、基本コンポーネントの TOE 設計証拠で提供される。

ただし、基本コンポーネントインタフェースが基本コンポーネントの TSFI の一部を形成しなかった場合は、開発情報で提供されるサブシステムのふるまいの記述を使用して対応の正確さが検証される。

CC パート 3 ACO\_DEV.3.5C: 開発情報は、依存コンポーネントの TSF を支援するために、基本コンポーネントと依存コンポーネントの、統合 TOE で使用されるインタフェース間の対応を示さなければならない。

### 18.4.3.3.7 ワークユニット: ACO\_DEV.3-6

評価者は、基本コンポーネントのインタフェースと依存コンポーネントが依存するインタフェースの間の対応が正しいことを決定するために、開発情報を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントのインタフェースと依存コンポーネントが依存するインタフェースとの間の対応は、マトリックス又は表の形を取ることができる。依存コンポーネントが依存するインタフェースは、(依存コンポーネントの依存(ACO\_REL)の間の検査に従って)依存情報で識別される。

このアクティビティの間には、対応が正しく、基本コンポーネントのインタフェースが可能な限りどのような場合でも依存コンポーネントによって要求されるインタフェースにマッピングされることを保証していること以外には、依存コンポーネントが依存しているインタフェースのカバレッジの完全性を決

定するための要件は存在しない。カバレッジの完全性は、統合の根拠(ACO\_COR)のアクティビティで考慮される。

#### 18.4.3.4 アクション ACO\_DEV.3.2E

##### 18.4.3.4.1 ワークユニット: ACO\_DEV.3-7

評価者は、インタフェースが一貫して記述されていることを決定するために、開発情報及び依存情報を**検査しなければならない**。

評価者のこのワークユニットの目標は、基本コンポーネントに対する開発情報及び依存コンポーネントに対する依存情報に記述されているインタフェースが一貫して表現されていることを決定することである。

### 18.5 依存コンポーネントの依存(ACO\_REL)

#### 18.5.1 サブアクティビティの評価(ACO\_REL.1)

##### 18.5.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、必要な機能性が基本コンポーネントで使用できること、及びその機能性が呼び出される手段を決定するために十分な情報を開発者の依存証拠が提供しているかどうかを決定することである。これらは、上位レベル記述の観点から提供される。

##### 18.5.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 統合 ST
- b) 依存コンポーネント機能仕様
- c) 依存コンポーネント設計
- d) 依存コンポーネントアーキテクチャ設計
- e) 依存情報

##### 18.5.1.3 適用上の注釈

基本コンポーネントと相互に作用する TSF を持つ依存コンポーネントには、その基本コンポーネントによって提供される機能性(例えば、リモート認証、リモート監査データ格納)が必要である。このような場合、エンド利用者のための統合 TOE の構成の担当者に対して、呼び出されたサービスを記述する必要がある。この証拠資料を必要とする根拠は、統合 TOE のインテグレータが、依存コンポーネントに有害な影響を与える可能性があるのは基本コンポーネントにおけるどのようなサービスであるかを決定し、開発証拠(ACO\_DEV)ファミリの適用時にコンポーネントの互換性を決定するために照合する情報を提供することを支援することである。

#### 18.5.1.4 アクション ACO\_REL.1.1E

##### 18.5.1.4.1 一般

CC パート 3 ACO\_REL.1.1C: 依存情報は、依存コンポーネント TSF が依存する基本コンポーネントハードウェア、ファームウェア及び/又はソフトウェアの機能性を記述しなければならない。

### 18.5.1.4.2 ワークユニット: ACO\_REL.1-1

評価者は、依存コンポーネント TSF が依存する基本依存ハードウェア、ファームウェア、及び/又はソフトウェアの機能性を依存情報が記述していることを決定するために、その依存情報を **チェックしなければならない**。

評価者は、依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントのハードウェア、ファームウェア、及びソフトウェアによって提供されることを要求するセキュリティ機能性の記述を評定する。このワークユニットで重視するのは、情報の正確さの評定ではなく、この記述の詳細のレベルである(情報の正確さの評定は、次のワークユニットの焦点である)。

この基本コンポーネントの機能性の記述は、TOE 設計(TOE 設計(ADV\_TDS))で提供される、TSF のコンポーネントの記述のレベル以上に詳細にする必要はない。

### 18.5.1.4.3 ワークユニット: ACO\_REL.1-2

評価者は、依存情報が依存コンポーネントの運用環境に対して特定されている対策方針を正確に反映することを決定するために、その依存情報を **検査しなければならない**。

依存情報には、依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントのセキュリティ機能性の記述が含まれる。依存情報が依存コンポーネントの運用環境の期待に一貫していることを保証するために、評価者は、依存情報を依存コンポーネントに対する ST における環境の対策方針のステートメントと比較する。

例えば、依存情報は依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントに依存して監査データを格納及び保護することを主張するが、その他の評価証拠(例えば、依存コンポーネント設計)が依存コンポーネント TSF 自身が監査データの格納及び保護を行っていることを明確に表している場合、これは不正確性を示す。

運用環境の対策方針には IT 以外の手段によって満たすことができる対策方針が含まれる可能性があることに注意するべきである。基本コンポーネント環境によって提供されることが期待されているサービスは、依存コンポーネント ST における IT による運用環境のセキュリティ対策方針の記述において記述される可能性があるが、環境に対するこのような期待全てを依存情報に記述する必要はない。

CC パート 3 ACO\_REL.1.2C: 依存情報は、依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントからサービスを要求するために使用する全ての相互作用を記述しなければならない。

### 18.5.1.4.4 ワークユニット: ACO\_REL.1-3

評価者は、依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントからサービスを要求するために使用する、依存コンポーネントと基本コンポーネントの間の全ての相互作用を依存情報が記述していることを決定するために、その依存情報を **検査しなければならない**。

依存コンポーネント TSF は、基本コンポーネントの TSF 内に存在しなかった基本コンポーネントのサービスを要求する可能性がある(CC パート 3、B.3、「統合 IT エンティティ間の相互作用」を参照のこと)。

基本コンポーネントの機能性に対するインタフェースは、TOE 設計(サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.1))のサブシステム間で提供される、依存コンポーネント TSF 機能性に対するインタフェースの記述と同じレベルで記述される。

依存コンポーネントと基本コンポーネントの間の相互作用を記述する目的は、依存コンポーネント TSF が依存コンポーネントのセキュリティ機能性の動作をサポートするサービスの提供のためにどのように基本コンポーネントに依存しているかについて知識を提供することである。これらの相互作用は、実装レベル(例えば、あるコンポーネント内のルーチンから別のコンポーネント内のルーチンに渡されるパラメータ)で特徴を表す必要はないが、別のコンポーネントによって使用される特定のコンポーネントに対して識別されるデータエレメントは、この記述に含まれるべきである。このステートメントは、相互作用が必要である理由を読者が大まかに理解するのに役立つべきである。

インタフェースの正確性及び完全性は、ワークユニット ACO\_REL.1-1 及び ACO\_REL.1-2 で評価された、TSF が基本コンポーネントによって提供されることを要求するセキュリティ機能性に基づいている。以前のワークユニットで記述されている全ての機能性をこのワークユニットで識別されているインタフェースにマッピングすること、及び逆方向のマッピングを行うことは可能であるべきである。記述された機能性に対応しないインタフェースも、不十分性を示す。

CC パート 3 ACO\_REL.1.3C: 依存情報は、依存 TSF が、基本コンポーネントによる干渉及び改ざんから自分自身をどのように保護するかを記述しなければならない。

#### 18.5.1.4.5 ワークユニット: ACO\_REL.1-4

評価者は、依存 TSF が基本コンポーネントによる干渉及び改ざんからどのように自分自身を保護しているかを決定するために、その依存情報を **検査しなければならない**。

依存コンポーネントが基本コンポーネントによる干渉及び改ざんからどのように自分自身を保護するかの記述は、ADV\_ARC.1-4 に必要な詳細レベルと同じレベルで提供される。

### 18.5.2 サブアクティビティの評価(ACO\_REL.2)

#### 18.5.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、必要な機能性が基本コンポーネントで使用できること、及びその機能性が呼び出される手段を決定するために十分な情報を開発者の依存証拠が提供しているかどうかを決定することである。これは、依存コンポーネントと基本コンポーネントの間のインタフェース、及び依存コンポーネントによって呼び出されるインタフェースからの戻り値の観点から提供される。

#### 18.5.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) 統合 ST
- b) 依存コンポーネント機能仕様
- c) 依存コンポーネント設計
- d) 依存コンポーネント実装表現
- e) 依存コンポーネントアーキテクチャ設計
- f) 依存情報

#### 18.5.2.3 適用上の注釈

基本コンポーネントと相互に作用する TSF を持つ依存コンポーネントには、その基本コンポーネントによって提供される機能性(例えば、リモート認証、リモート監査データ格納)が必要である。このような場合、エンド利用者のための統合 TOE の構成の担当者に対して、呼び出されたサービスを記述する必要がある。この証拠資料を必要とする根拠は、統合 TOE のインテグレータが、依存コンポーネントに有害な影響を与える可能性があるのは基本コンポーネントにおけるどのようなサービスであるかを決定し、開発証拠(ACO\_DEV)ファミリの適用時にコンポーネントの互換性を決定するために照合する情報を提供することを支援することである。

#### 18.5.2.4 アクション ACO\_REL.2.1E

##### 18.5.2.4.1 一般

CC パート 3 ACO\_REL.2.1C: 依存情報は、依存コンポーネント TSF が依存する基本コンポーネントハードウェア、ファームウェア及び/又はソフトウェアの機能性を記述しなければならない。

##### 18.5.2.4.2 ワークユニット: ACO\_REL.2-1

評価者は、依存コンポーネント TSF が依存する基本依存ハードウェア、ファームウェア、及び/又はソフトウェアの機能性を依存情報が記述していることを決定するために、その依存情報を **チェックしなければならない**。

評価者は、依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントのハードウェア、ファームウェア、及びソフトウェアによって提供されることを要求するセキュリティ機能性の記述を評定する。このワークユニットで重視するのは、情報の正確さの評定ではなく、この記述の詳細のレベルである(情報の正確さの評定は、次のワークユニットの焦点である)。

この基本コンポーネントの機能性の記述は、TOE 設計(TOE 設計(ADV\_TDS))で提供される、TSF のコンポーネントの記述のレベル以上に詳細にする必要はない。

##### 18.5.2.4.3 ワークユニット: ACO\_REL.2-2

評価者は、依存情報が依存コンポーネントの運用環境に対して特定されている対策方針を正確に反映することを決定するために、その依存情報を **検査しなければならない**。

依存情報には、依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントのセキュリティ機能性の記述が含まれる。依存情報が依存コンポーネントの運用環境の期待に一貫していることを保証するために、評価者は、依存情報を依存コンポーネントに対する ST における環境の対策方針のステートメントと比較する。

例えば、依存情報は依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントに依存して監査データを格納及び保護することを主張するが、その他の評価証拠(例えば、依存コンポーネント設計)が依存コンポーネント TSF 自身が監査データの格納及び保護を行っていることを明確に表している場合、これは不正確性を示す。

運用環境の対策方針には IT 以外の手段によって満たすことができる対策方針が含まれる可能性があることに注意するべきである。基本コンポーネント環境によって提供されることが期待されているサービスは、依存コンポーネント ST における IT による運用環境のセキュリティ対策方針の記述において記述される可能性があるが、環境に対するこのような期待全てを依存情報に記述する必要はない。

CC パート 3 ACO\_REL.2.2C: 依存情報は、依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントからサービスを要求するために使用する全ての相互作用を記述しなければならない。

##### 18.5.2.4.4 ワークユニット: ACO\_REL.2-3

評価者は、依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントからサービスを要求するために使用する、依存コンポーネントと基本コンポーネントの間の全ての相互作用を依存情報が記述していることを決定するために、その依存情報を **検査しなければならない**。

依存コンポーネント TSF は、基本コンポーネントの TSF 内に存在しなかった基本コンポーネントのサービスを要求する可能性がある(CC パート 3、B.3、「統合 IT エンティティ間の相互作用」を参照のこと)。

基本コンポーネントの機能性に対するインタフェースは、TOE 設計(サブアクティビティの評価(ADV\_TDS.1))のサブシステム間で提供される、依存コンポーネント TSF 機能性に対するインタフェースの記述と同じレベルで記述される。

依存コンポーネントと基本コンポーネントの間の相互作用を記述する目的は、依存コンポーネント TSF が依存コンポーネントのセキュリティ機能性の動作をサポートするサービスの提供のためにどのように基本コンポーネントに依存しているかについて知識を提供することである。これらの相互作用は、実装レベル(例えば、あるコンポーネント内のルーチンから別のコンポーネント内のルーチンに渡されるパラメータ)で特徴を表す必要はないが、別のコンポーネントによって使用される特定のコンポーネントに対して識別されるデータエレメントは、この記述に含まれるべきである。このステートメントは、相互作用が必要である理由を読者が大まかに理解するのに役立つべきである。

インタフェースの正確性及び完全性は、ワークユニット ACO\_REL.2-1 及び ACO\_REL.2-2 で評定された、TSF が基本コンポーネントによって提供されることを要求するセキュリティ機能性に基づいている。以前のワークユニットで記述されている全ての機能性をこのワークユニットで識別されているインタフェースにマッピングすること、及び逆方向のマッピングを行うことは可能であるべきである。記述された機能性に対応しないインタフェースも、不十分性を示す。

CC パート 3 ACO\_REL.2.3C: 依存情報は、使用されるインタフェース及びそれらのインタフェースからの戻り値の観点から各相互作用を記述しなければならない。

#### 18.5.2.4.5 ワークユニット: ACO\_REL.2-4

依存情報は、使用されるインタフェース及びそれらのインタフェースからの戻り値の観点から各相互作用を記述しなければならない。

依存コンポーネント TSF が基本コンポーネントへのサービス要求を行う際に使用するインタフェースの識別情報によって、インテグレータは、基本コンポーネントが必要な対応するインタフェースを全て提供するかどうかを決定することができる。これは、依存コンポーネントが期待する戻り値の仕様を通じてさらに詳しく理解される。評価者は、(ACO\_REL.2-3 での分析に従って)特定された各相互作用についてインタフェースが記述されることを保証する。

CC パート 3 ACO\_REL.2.4C: 依存情報は、依存 TSF が、基本コンポーネントによる干渉及び改ざんから自分自身をどのように保護するかを記述しなければならない。

#### 18.5.2.4.6 ワークユニット: ACO\_REL.2-5

評価者は、依存 TSF が基本コンポーネントによる干渉及び改ざんからどのように自分自身を保護しているかを決定するために、その依存情報を **検査しなければならない**。

依存コンポーネントが基本コンポーネントによる干渉及び改ざんからどのように自分自身を保護するかの記述は、ADV\_ARC.1-4 に必要な詳細レベルと同じレベルで提供される。

### 18.6 統合 TOE のテスト(ACO\_CTT)

#### 18.6.1 サブアクティビティの評価(ACO\_CTT.1)

##### 18.6.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、依存コンポーネントが依存する各基本コンポーネントインタフェースについて、開発者がテストを正しく実行し、証拠資料に記載したかどうかを決定することである。この決定の一環として、評価者は、開発者が実行したテストのサンプルを繰返すとともに、全ての統合 TOE SFR 及び依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントのインタフェースの期待されるふるまいが実証されることを保証するために必要な追加のテストを実行する。

##### 18.6.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) テストに適した統合 TOE

## ACO クラス: 統合

- b) 統合 TOE のテストの証拠
- c) 依存情報
- d) 開発情報

### 18.6.1.3 アクション ACO\_CTT.1.1E

#### 18.6.1.3.1 一般

CC パート 3 ACO\_CTT.1.1C: 統合 TOE 及び基本コンポーネントインタフェーステスト証拠資料は、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果から構成されなければならない。

#### 18.6.1.3.2 ワークユニット: ACO\_CTT.1-1

評価者は、統合 TOE のテスト証拠資料がテスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果で構成されていることを決定するために、この証拠資料を**検査しなければならない**。

依存コンポーネントの運用環境における IT の要件を満たすために基本コンポーネントが使用された場合は、依存コンポーネントの評価からテスト証拠を提供することで、このワークユニットを満たすことができる。

以下を決定するために、ATE\_FUN.1.1E を満たすために必要な全てのワークユニットが適用される。

- テスト証拠資料が、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果から構成されること
- テスト証拠資料に、テストが繰り返し可能であることを保証するために必要な情報が含まれていること
- 基本コンポーネントのテストに適用された開発者の労力のレベル

#### 18.6.1.3.3 ワークユニット: ACO\_CTT.1-2

評価者は、基本コンポーネントインタフェースのテスト証拠資料がテスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果で構成されていることを決定するために、この証拠資料を**検査しなければならない**。

統合 TOE で依存コンポーネントが依存するこれらのインタフェースは、評価に成功した基本コンポーネントの TSFI であるため、基本コンポーネントの評価からテスト証拠を提供することで、このワークユニットを満たすことができる。依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントのインタフェースが、実際に評価済み基本コンポーネントの TSFI であったかどうかの決定は、ACO\_COR アクティビティで行われる。

以下を決定するために、ATE\_FUN.1.1E を満たすために必要な全てのワークユニットが適用される。

- a) テスト証拠資料が、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果から構成されること
- b) テスト証拠資料に、テストが繰り返し可能であることを保証するために必要な情報が含まれていること
- c) 基本コンポーネントのテストに適用された開発者の労力のレベル

CC パート 3 ACO\_CTT.1.2C: 開発者が実行した統合 TOE テストのテスト証拠資料は、TSF が仕様どおりにふるまうことを実証しなければならない。

#### 18.6.1.3.4 ワークユニット: ACO\_CTT.1-3

評価者は、開発者が実行した統合 TOE テストによって TSF が仕様どおりにふるまうことが実証されなければならないことを決定するために、テスト証拠資料を**検査しなければならない**。

評価者は、開発者によってテストされた SFR を識別するために、テスト計画に記述されたテストと統合 TOE に対して特定された SFR の間のマッピングを作成するべきである。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1<sup>xxxvi</sup>
- 16.2.2<sup>xxxvii</sup>

開発者によってテストされた統合 TOE の SFR が期待したとおりにふるまうことを決定するために、テストの実行が成功したときの出力(ATE\_FUN.1.3C で評価)をマッピングと比較することができる。

CC パート 3 ACO\_CTT.1.3C: 開発者が実行した基本コンポーネントインタフェーステストのテスト証拠資料は、依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントインタフェースが仕様どおりにふるまうことを実証しなければならない。

#### 18.6.1.3.5 ワークユニット: ACO\_CTT.1-4

評価者は、開発者が実行した基本コンポーネントインタフェーステストによって、依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントインタフェースが仕様どおりにふるまうことが実証されなければならないことを決定するために、テスト証拠資料を**検査しなければならない**。

評価者は、開発者によってテストされた基本コンポーネントインタフェースを識別するために、テスト計画に記述されたテストと(依存情報で特定され、ACO\_REL で検査された)依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントのインタフェースの間のマッピングを作成するべきである。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1<sup>xxxvi</sup>
- 16.2.2<sup>xxxvii</sup>

開発者によってテストされた基本コンポーネントのインタフェースが期待したとおりにふるまうことを決定するために、テストの実行が成功したときの出力(ATE\_FUN.1.3C で評価)をマッピングと比較することができる。

CC パート 3 ACO\_CTT.1.4C: 基本コンポーネントは、テストに適していなければならない。

#### 18.6.1.3.6 ワークユニット: ACO\_CTT.1-5

評価者は、統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査しなければならない**。

統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、開発者からテスト用に提供された TOE に ATE\_IND.2-1 及び ATE\_IND.2-2 ワークユニットが適用される。

#### 18.6.1.3.7 ワークユニット: ACO\_CTT.1-6

評価者は、開発者によって提供された一連の資源が、基本コンポーネントを機能的にテストするために基本コンポーネントの開発者が使用した一連の資源と同等であることを決定するために、その一連の資源を**検査しなければならない**。

## ACO クラス: 統合

提供された一連の資源が、統合 TOE で使用される基本コンポーネントを機能的にテストするために使用された資源と同等であることを決定するために、ATE\_IND.2-3 ワークユニットが適用される。

### 18.6.1.4 アクション ACO\_CTT.1.2E

#### 18.6.1.4.1 ワークユニット: ACO\_CTT.1-7

評価者は、統合 TOE セキュリティターゲットで特定されている SFR のサブセットに対して、開発者テスト結果を検証するために ATE\_IND.2.2E に従ってテストを実行しなければならない。

評価者は、ATE\_IND.2.2E を満たすために必要な全てのワークユニットを適用して、関連するワークユニットで指示されているように、統合 TOE の全ての分析、結果、及び判定について ETR に報告する。

### 18.6.1.5 アクション ACO\_CTT.1.3E

#### 18.6.1.5.1 ワークユニット: ACO\_CTT.1-8

評価者は、統合 TOE セキュリティターゲットで特定されている SFR のサブセットに対して、TSF が特定されたとおりに機能することを確認するために、ATE\_IND.2.3E に従ってテストを実行しなければならない。

評価者は、ATE\_IND.2.3E を満たすために必要な全てのワークユニットを適用して、それらのワークユニットで指示されているように、統合 TOE の全ての分析、結果、及び判定について ETR に報告する。

評価者は、テストする統合 TOE の TSF のインタフェースを選択するときに、評価済みバージョン又は構成のコンポーネントに対する改変を考慮に入れるべきである。評価済みのコンポーネントに対する改変には、導入されたパッチ、ガイダンス証拠資料が改変されたことによる構成の変更、コンポーネントの TSF に含まれていなかったコンポーネントの追加部分への依存などが含まれる。これらの改変は、統合の根拠(ACO\_COR)アクティビティ中に識別される。

## 18.6.2 サブアクティビティの評価(ACO\_CTT.2)

### 18.6.2.1 目的

このサブアクティビティの目的は、依存コンポーネントが依存する各基本コンポーネントインタフェースについて、開発者がテストを正しく実行し、証拠資料に記載したかどうかを決定することである。この決定の一環として、評価者は、開発者が実行したテストのサンプルを繰返すとともに、統合 TOE 及び依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントのインタフェースの期待されるふるまいを完全に実証するために必要な追加のテストを実行する。

### 18.6.2.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) テストに適した統合 TOE
- b) 統合 TOE のテストの証拠
- c) 依存情報
- d) 開発情報

### 18.6.2.3 アクション ACO\_CTT.2.1E

#### 18.6.2.3.1 一般

CC パート 3 ACO\_CTT.2.1C: 統合 TOE 及び基本コンポーネントインタフェーステスト証拠資料は、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果から構成されなければならない。

#### 18.6.2.3.2 ワークユニット: ACO\_CTT.2-1

評価者は、統合 TOE のテスト証拠資料がテスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果で構成されていることを決定するために、この証拠資料を **検査しなければならない**。

依存コンポーネントの運用環境における IT の要件を満たすために基本コンポーネントが使用された場合は、依存コンポーネントの評価からテスト証拠を提供することで、このワークユニットを満たすことができる。

以下を決定するために、ATE\_FUN.1.1E を満たすために必要な全てのワークユニットが適用される。

- a) テスト証拠資料が、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果から構成されること
- b) テスト証拠資料に、テストが繰り返し可能であることを保証するために必要な情報が含まれていること
- c) 基本コンポーネントのテストに適用された開発者の労力のレベル

#### 18.6.2.3.3 ワークユニット: ACO\_CTT.2-2

評価者は、基本コンポーネントインタフェースのテスト証拠資料がテスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果で構成されていることを決定するために、この証拠資料を **検査しなければならない**。

統合 TOE で依存コンポーネントが依存するこれらのインタフェースは、評価に成功した基本コンポーネントの TSFI であるため、基本コンポーネントの評価からテスト証拠を提供することで、このワークユニットを満たすことができる。依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントのインタフェースが、実際に評価済み基本コンポーネントの TSFI であったかどうかの決定は、ACO\_COR アクティビティで行われる。

以下を決定するために、ATE\_FUN.1.1E を満たすために必要な全てのワークユニットが適用される。

- a) テスト証拠資料が、テスト計画、期待されるテスト結果、及び実際のテスト結果から構成されること
- b) テスト証拠資料に、テストが繰り返し可能であることを保証するために必要な情報が含まれていること
- c) 基本コンポーネントのテストに適用された開発者の労力のレベル

CC パート 3 ACO\_CTT.2.2C: 開発者が実行した統合 TOE のテストによるテスト証拠資料は、TSF が仕様どおりに動作し、完全であることを実証しなければならない。

#### 18.6.2.3.4 ワークユニット: ACO\_CTT.2-3

評価者は、統合 TOE のテストに関連するテスト証拠資料内のテストと、統合 TOE セキュリティターゲットの統合 TOE の SFR との間における、正確な対応をテスト証拠資料が提供していることを決定するために、この証拠資料を **検査しなければならない**。

単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。テスト証拠資料に示されているテストと SFR の間の対応は、曖昧にならないように識別される必要がある。

#### 18.6.2.3.5 ワークユニット: ACO\_CTT.2-4

評価者は、開発者が実行した統合 TOE テストによって TSF が仕様どおりにふるまうことが実証されなければならないことを決定するために、テスト証拠資料を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1<sup>xxxvi</sup>
- 16.2.2<sup>xxxvii</sup>

開発者によってテストされた統合 TOE の SFR が期待したとおりにふるまうことを決定するために、テストの実行が成功したときの出力(ATE\_FUN.1.3C で評定)をマッピングと比較することができる。

CC パート 3 ACO\_CTT.2.3C: 開発者が実行した基本コンポーネントインタフェーステストのテスト証拠資料は、依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントインタフェースが仕様どおりに動作し、完全であることを実証しなければならない。

#### 18.6.2.3.6 ワークユニット: ACO\_CTT.2-5

評価者は、依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントインタフェースのテストに関連するテスト証拠資料内のテストと、依存情報で特定されたインタフェースとの間における、正確な対応をテスト証拠資料が提供していることを決定するために、この証拠資料を**検査しなければならない**。

単純な相互表によりテストの対応を十分に示すことができる。テスト証拠資料に示されているテストとインタフェースの間の対応は、曖昧にならないように識別される必要がある。

#### 18.6.2.3.7 ワークユニット: ACO\_CTT.2-6

評価者は、開発者が実行した基本コンポーネントインタフェーステストによって、依存コンポーネントが依存する基本コンポーネントインタフェースが仕様どおりにふるまうことが実証されなければならないことを決定するために、テスト証拠資料を**検査しなければならない**。

このワークユニットのガイダンスは、次のものの中に見つけることができる。

- 16.2.1<sup>xxxvi</sup>
- 16.2.2<sup>xxxvii</sup>

開発者によってテストされた基本コンポーネントのインタフェースが期待したとおりに動作することを決定するために、テストの実行が成功したときの出力(ATE\_FUN.1.3C で評定)をマッピングと比較することができる。

CC パート 3 ACO\_CTT.2.4C: 基本コンポーネントは、テストに適していなければならない。

#### 18.6.2.3.8 ワークユニット: ACO\_CTT.2-7

評価者は、統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査しなければならない**。

統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、開発者からテスト用に提供された TOE に ATE\_IND.2-1 及び ATE\_IND.2-2 ワークユニットが適用される。

#### 18.6.2.3.9 ワークユニット: ACO\_CTT.2-8

評価者は、開発者によって提供された一連の資源が、基本コンポーネントを機能的にテストするために基本コンポーネントの開発者が使用した一連の資源と同等であることを決定するために、その一連の資源を**検査しなければならない**。

提供された一連の資源が、統合 TOE で使用される基本コンポーネントを機能的にテストするために使用された資源と同等であることを決定するために、ATE\_IND.2-3 ワークユニットが適用される。

#### 18.6.2.4 アクション ACO\_CTT.2.2E

##### 18.6.2.4.1 ワークユニット: ACO\_CTT.2-9

統合 TOE セキュリティターゲットで特定された SFR の正しいふるまいを実証するために、ATE\_IND.2.2E に従ってテストが選択され、実行される。

評価者は、ATE\_IND.2.2E を満たすために必要な全てのワークユニットを適用して、関連するワークユニットで指示されているように、統合 TOE の全ての分析、結果、及び判定について ETR に報告する。

#### 18.6.2.5 アクション ACO\_CTT.2.3E

##### 18.6.2.5.1 ワークユニット: ACO\_CTT.2-10

評価者は、統合 TOE セキュリティターゲットで特定されている SFR のサブセットに対して、TSF が特定されたとおりに機能することを確認するために、ATE\_IND.2.3E に従ってテストを実行しなければならない。

評価者は、ATE\_IND.2.3E を満たすために必要な全てのワークユニットを適用して、それらのワークユニットで指示されているように、統合 TOE の全ての分析、結果、及び判定について ETR に報告する。

評価者は、テストする統合 TOE の TSF のインタフェースを選択するときに、評価済みバージョン又は構成のコンポーネントに対する改変を考慮に入れるべきである。評価済みのコンポーネントに対する改変には、導入されたパッチ、ガイダンス証拠資料が改変されたことによる構成の変更、コンポーネントの TSF に含まれていなかったコンポーネントの追加部分への依存などが含まれる。これらの改変は、統合の根拠(ACO\_COR)アクティビティ中に識別される。

##### 18.6.2.5.2 ワークユニット: ACO\_CTT.2-11

評価者は、基本コンポーネントへのインタフェースのサブセットが特定されたとおりに機能することを確認するために、サブアクティビティの評価(ATE\_IND.2)に従って、そのサブセットのテストを実行しなければならない。

評価者は、ATE\_IND.2.3E を満たすために必要な全てのワークユニットを適用して、それらのワークユニットで指示されているように、統合 TOE の全ての分析、結果、及び判定について ETR に報告する。

評価者は、テストする基本コンポーネントのインタフェースを選択するときに、評価済みバージョン又は設定の基本コンポーネントに対する改変を考慮に入れるべきである。特に、評価者は、基本コンポーネントの評価中には考慮されなかった基本コンポーネントのインタフェースの正しいふるまいを実証するテストの開発を考慮するべきである。基本コンポーネントに対するこれらの追加インタフェースやその他の改変は、統合の根拠(ACO\_COR)アクティビティ中に識別される。

## 18.7 統合の脆弱性分析(ACO\_VUL)

### 18.7.1 サブアクティビティの評価(ACO\_VUL.1)

#### 18.7.1.1 目的

このサブアクティビティの目的は、統合 TOE が、その運用環境において、簡単に悪用される可能性のある脆弱性を持つかどうかを決定することである。

開発者は、コンポーネントの評価から報告された残存脆弱性の詳細を提供する。評価者は、報告された残存脆弱性の処置の分析を実行し、また、コンポーネントの新たな潜在的脆弱性(つまり、基本コンポーネントの評価以降に公知として報告された問題)を識別するために、公知になっているものの探索を実行する。その後、評価者は、侵入テストを実行して、基本的な攻撃能力を持つ攻撃者が運用環境の TOE で潜在的脆弱性を悪用できないことを実証する。

#### 18.7.1.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) テストに適した統合 TOE
- b) 統合 ST
- c) 統合の根拠
- d) ガイダンス証拠資料
- e) 発生する可能性があるセキュリティの脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報
- f) 各コンポーネントの評価中に報告された残存脆弱性

#### 18.7.2 適用上の注釈

サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.1)の適用上の注釈を参照のこと。

##### 18.7.2.1 アクション ACO\_VUL.1.1E

###### 18.7.2.1.1 一般

CC パート 3 ACO\_VUL.1.1C: 統合 TOE は、テストに適していなければならない。

###### 18.7.2.1.2 ワークユニット: ACO\_VUL.1-1

評価者は、統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査**しなければならない。

統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その統合 TOE に ATE\_IND.2-1 及び ATE\_IND.2-2 ワークユニットが適用される。

保証パッケージに ACO\_CTT ファミリからのコンポーネントが含まれる場合、評価者はこれが満たされていることを実証するために、ワークユニット ACO\_CTT\*-1 の結果を参照することができる。

###### 18.7.2.1.3 ワークユニット: ACO\_VUL.1-2

評価者は、IT エンティティに関連するコンポーネントの ST における前提条件と対策方針が、他のコンポーネントによって満たされることを決定するために、統合 TOE の構成を**検査**しなければならない。

コンポーネントの ST には、ST により関連付けられる、そのコンポーネントを使用する可能性がある他のコンポーネントについての前提条件が含まれている場合がある。例えば、基本コンポーネントとして使用されるオペレーティングシステムの ST には、オペレーティングシステムにロードされるアプリケーションが特権モードで実行されないという前提条件が含まれる可能性がある。これらの前提条件及び対策方針は、統合 TOE の他のコンポーネントによって満たされる。

### 18.7.2.2 アクション ACO\_VUL.1.2E

#### 18.7.2.2.1 ワークユニット: ACO\_VUL.1-3

評価者は、基本コンポーネント評価からの残存脆弱性が運用環境の統合 TOE で悪用される可能性がないことを決定するために、それらの残存脆弱性を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントの評価中に製品で識別され、基本コンポーネントで悪用不能であることを実証された脆弱性のリストは、このアクティビティへの入力として使用される。評価者は、脆弱性が悪用不能であるとみなされたときの前提が統合 TOE で維持されていること、あるいは組み合わせによって潜在的脆弱性が再びもたらされたかどうかを決定する。例えば、基本コンポーネントの評価中に特定のオペレーティングシステムサービスが無効にされていることが想定される場合に、そのサービスが統合 TOE 評価で有効にされているときは、以前に調べたそのサービスに関連する潜在的脆弱性をここで考慮すべきである。

また、基本コンポーネントの評価で判明した既知の悪用不能脆弱性のこのリストを、統合 TOE 内の他のコンポーネント(例えば、依存コンポーネント)の既知の悪用不能脆弱性に照らして考慮すべきである。これは、単独では悪用不能な潜在的脆弱性が、別の潜在的脆弱性を含んでいる IT エンティティと統合されたときに悪用可能となる場合を考慮するためである。

#### 18.7.2.2.2 ワークユニット: ACO\_VUL.1-4

評価者は、依存コンポーネント評価からの残存脆弱性が運用環境の統合 TOE で悪用される可能性がないことを決定するために、それらの残存脆弱性を**検査しなければならない**。

依存コンポーネントの評価中に製品で識別され、依存コンポーネントで悪用不能であることを実証された脆弱性のリストは、このアクティビティへの入力として使用される。評価者は、脆弱性が悪用不能であるとみなされたときの前提が統合 TOE で維持されていること、あるいは組み合わせによって潜在的脆弱性が再びもたらされたかどうかを決定する。例えば、依存コンポーネントの評価中に運用環境の要件を満たしている IT からサービス要求への応答として特定の値が返されないことが想定される場合に、統合 TOE の評価で基本コンポーネントからその値が提供されるときは、以前に調べたその戻り値に関連する潜在的脆弱性をここで考慮すべきである。

また、依存コンポーネントの評価で判明した既知の悪用不能脆弱性のこのリストを、統合 TOE 内の他のコンポーネント(例えば、基本コンポーネント)の既知の悪用不能脆弱性に照らして考慮すべきである。これは、単独では悪用不能な潜在的脆弱性が、別の潜在的脆弱性を含んでいる IT エンティティと統合されたときに悪用可能となる場合を考慮するためである。

### 18.7.2.3 アクション ACO\_VUL.1.3E

#### 18.7.2.3.1 ワークユニット: ACO\_VUL.1-5

評価者は、基本コンポーネントの評価の完了以降に知られることになった、基本コンポーネントで発生する可能性があるセキュリティ脆弱性の識別をサポートするために、公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、基本コンポーネントの脆弱性を探索するために、AVA\_VAN.1-2 の記述に従って、公知の情報を使用する。

## ACO クラス: 統合

攻撃者が潜在的脆弱性を悪用するために必要とする攻撃能力が大幅に低減されたことを評価者が把握した場合を除いて、基本コンポーネントの評価より前に公開の場で利用可能であった潜在的脆弱性の調査をそれ以上進める必要はない。これは、基本コンポーネント評価以降に何らかの新しい技術が導入され、潜在的脆弱性の悪用が単純になっている可能性がある。

### 18.7.2.3.2 ワークユニット: ACO\_VUL.1-6

評価者は、依存コンポーネントの評価の完了以降に知られることになった、依存コンポーネントで発生する可能性があるセキュリティ脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、AVA\_VAN.1-2 の記述に従って、公知の情報を使用して依存コンポーネントでの脆弱性を探索する。

攻撃者が潜在的脆弱性を悪用するために必要とする攻撃能力が大幅に引き下げられたことを評価者が把握した場合を除いて、依存コンポーネントの評価より前に公開の場で利用可能であった潜在的脆弱性の調査をそれ以上進める必要はない。これは、依存コンポーネント評価以降に何らかの新しい技術が導入され、潜在的脆弱性の悪用が単純になっている可能性がある。

### 18.7.2.3.3 ワークユニット: ACO\_VUL.1-7

評価者は、ETR 内で、テストの候補となり、運用環境の統合 TOE に適用できる識別された潜在的なセキュリティ脆弱性を**記録しなければならない**。

脆弱性が運用環境の統合 TOE に関連しているかどうかを決定するために、ST、ガイダンス証拠資料、及び機能仕様が使用される。

評価者が運用環境で脆弱性が該当しないことを決定する場合、評価者は、それ以上の考慮から脆弱性を除外する理由を記録する。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的な脆弱性を記録する。

運用環境の統合 TOE に適用できる潜在的な脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティ(つまり、ACO\_VUL.1.4E)に対する入力として使用でき、評価者が ETR で**報告しなければならない**。

## 18.7.2.4 アクション ACO\_VUL.1.4E

### 18.7.2.4.1 ワークユニット: ACO\_VUL.1-8

評価者は、AVA\_VAN.1.3E で詳述されているように、侵入テストを**実施しなければならない**。

評価者は、評価者アクション AVA\_VAN.1.3E を満たすために必要な全てのワークユニットを適用して、それらのワークユニットで指示されている統合 TOE の全ての分析及び判定について ETR に報告する。

また評価者は、開発者から提供された統合 TOE がテストに適していることを決定するために、評価者アクション AVA\_VAN.1.1E のワークユニットを適用する。

## 18.7.3 サブアクティビティの評価(ACO\_VUL.2)

### 18.7.3.1 目的

このサブアクティビティの目的は、統合 TOE が、その運用環境において、基本的な攻撃能力を持つ攻撃者が悪用できる脆弱性を持つかどうかを決定することである。

開発者は、コンポーネントについて報告された残存脆弱性、及び基本コンポーネントと依存コンポーネントの組み合わせを通じてもたらされた脆弱性について、処置の分析を提供する。評価者は、コンポーネントの新たな潜在的脆弱性(つまり、コンポーネントの評価の完了以降に公知として報告された問題)を

識別するために、公知になっているものの探索を実行する。評価者は、統合 TOE の独立脆弱性分析及び侵入テストも実行する。

### 18.7.3.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) テストに適した統合 TOE
- b) 統合 ST
- c) 統合の根拠
- d) 依存情報
- e) ガイダンス証拠資料
- f) 発生する可能性があるセキュリティの脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報
- g) 各コンポーネントの評価中に報告された残存脆弱性

### 18.7.3.3 適用上の注釈

サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.2)の適用上の注釈を参照のこと。

### 18.7.3.4 アクション ACO\_VUL.2.1E

#### 18.7.3.4.1 一般

CC パート 3 ACO\_VUL.2.1C: 統合 TOE は、テストに適していなければならない。

#### 18.7.3.4.2 ワークユニット: ACO\_VUL.2-1

評価者は、統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査**しなければならない。

統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その統合 TOE に ATE\_IND.2-1 及び ATE\_IND.2-2 ワークユニットが適用される。

保証パッケージに ACO\_CTT ファミリが含まれる場合、評価者はこれが満たされていることを実証するために、ワークユニット統合 TOE テスト(ACO\_CTT)\*-1 の結果を参照することができる。

#### 18.7.3.4.3 ワークユニット: ACO\_VUL.2-2

評価者は、IT エンティティに関連するコンポーネントの ST における前提条件と対策方針が、他のコンポーネントによって満たされることを決定するために、統合 TOE の構成を**検査**しなければならない。

コンポーネントの ST には、ST により関連付けられる、そのコンポーネントを使用する可能性がある他のコンポーネントについての前提条件が含まれている場合がある。例えば、基本コンポーネントとして使用されるオペレーティングシステムの ST には、オペレーティングシステムにロードされるアプリケーションが特権モードで実行されないという前提条件が含まれる可能性がある。これらの前提条件及び対策方針は、統合 TOE の他のコンポーネントによって満たされる。

### 18.7.3.5 アクション ACO\_VUL.2.2E

#### 18.7.3.5.1 ワークユニット: ACO\_VUL.2-3

評価者は、基本コンポーネント評価からの残存脆弱性が運用環境の統合 TOE で悪用される可能性がないことを決定するために、それらの残存脆弱性を**検査しなければならない**。

基本コンポーネントの評価中に製品で識別され、基本コンポーネントで悪用不能であることを実証された脆弱性のリストは、このアクティビティへの入力として使用される。評価者は、脆弱性が悪用不能であるとみなされたときの前提が統合 TOE で維持されていること、あるいは組み合わせによって潜在的脆弱性が再びもたらされたかどうかを決定する。例えば、基本コンポーネントの評価中に特定のオペレーティングシステムサービスが無効にされていることが想定される場合に、そのサービスが統合 TOE 評価で有効にされているときは、以前に調べたそのサービスに関連する潜在的脆弱性をここで考慮すべきである。

また、基本コンポーネントの評価で判明した既知の悪用不能脆弱性のこのリストを、統合 TOE 内の他のコンポーネント(例えば、依存コンポーネント)の既知の悪用不能脆弱性に照らして考慮すべきである。これは、単独では悪用不能な潜在的脆弱性が、別の潜在的脆弱性を含んでいる IT エンティティと統合されたときに悪用可能となる場合を考慮するためである。

#### 18.7.3.5.2 ワークユニット: ACO\_VUL.2-4

評価者は、依存コンポーネント評価からの残存脆弱性が運用環境の統合 TOE で悪用される可能性がないことを決定するために、それらの残存脆弱性を**検査しなければならない**。

依存コンポーネントの評価中に製品で識別され、依存コンポーネントで悪用不能であることを実証された脆弱性のリストは、このアクティビティへの入力として使用される。評価者は、脆弱性が悪用不能であるとみなされたときの前提が統合 TOE で維持されていること、あるいは組み合わせによって潜在的脆弱性が再びもたらされたかどうかを決定する。例えば、依存コンポーネントの評価中に運用環境の要件を満たしている IT からサービス要求への応答として特定の値が返されないことが想定される場合に、統合 TOE の評価で基本コンポーネントからその値が提供されるときは、以前に調べたその戻り値に関連する潜在的脆弱性をここで考慮すべきである。

また、依存コンポーネントの評価で判明した既知の悪用不能脆弱性のこのリストを、統合 TOE 内の他のコンポーネント(例えば、基本コンポーネント)の既知の悪用不能脆弱性に照らして考慮すべきである。これは、単独では悪用不能な潜在的脆弱性が、別の潜在的脆弱性を含んでいる IT エンティティと統合されたときに悪用可能となる場合を考慮するためである。

### 18.7.3.6 アクション ACO\_VUL.2.3E

#### 18.7.3.6.1 ワークユニット: ACO\_VUL.2-5

評価者は、基本コンポーネントの評価の完了以降に知られることになった、基本コンポーネントで発生する可能性があるセキュリティ脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、基本コンポーネントの脆弱性を探索するために、AVA\_VAN.2-2 の記述に従って、公知の情報を使用する。

攻撃者が潜在的脆弱性を悪用するために必要とする攻撃能力が大幅に低減されたことを評価者が把握した場合を除いて、基本コンポーネントの評価より前に公開の場で利用可能であった潜在的脆弱性の調査をそれ以上進める必要はない。これは、基本コンポーネント評価以降に何らかの新しい技術が導入され、潜在的脆弱性の悪用が単純になっている可能性がある。

### 18.7.3.6.2 ワークユニット: ACO\_VUL.2-6

評価者は、依存コンポーネントの評価の完了以降に知られることになった、依存コンポーネントで発生する可能性があるセキュリティ脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、依存コンポーネントの脆弱性を探索するために、AVA\_VAN.2-2 の記述に従って、公知の情報を使用する。

攻撃者が潜在的脆弱性を悪用するために必要とする攻撃能力が大幅に引き下げられたことを評価者が把握した場合を除いて、依存コンポーネントの評価より前に公開の場で利用可能であった潜在的脆弱性の調査をそれ以上進める必要はない。これは、依存コンポーネント評価以降何らかの新しい技術が導入され、潜在的脆弱性の悪用が単純になっている可能性がある。

### 18.7.3.6.3 ワークユニット: ACO\_VUL.2-7

評価者は、ETR 内で、テストの候補となり、運用環境の統合 TOE に適用できる識別された潜在的なセキュリティ脆弱性を**記録しなければならない**。

脆弱性が運用環境の統合 TOE に関連しているかどうかを決定するために、ST、ガイダンス証拠資料、及び機能仕様が使用される。

評価者が運用環境で脆弱性が該当しないことを決定する場合、評価者は、それ以上の考慮から脆弱性を除外する理由を記録する。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的な脆弱性を記録する。

運用環境の統合 TOE に該当する潜在的脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティ(つまり、ACO\_VUL.2.5E)に対する入力として使用でき、評価者が ETR で**報告しなければならない**。

## 18.7.3.7 アクション ACO\_VUL.2.4E

### 18.7.3.7.1 ワークユニット: ACO\_VUL.2-8

評価者は、統合 TOE で発生する可能性があるセキュリティ脆弱性を識別するために、統合 TOE の ST、ガイダンス証拠資料、依存情報、及び統合の根拠の探索を**実施しなければならない**。

独立評価者脆弱性分析で統合 TOE のコンポーネントを考慮する形態は、コンポーネント評価について AVA\_VAN.2.3E で証拠資料に記載されている考慮の形態と若干異なる。これは、保証パッケージに関連する設計の抽象の階層が必ずしも全て考慮されないからである。これらの階層はコンポーネントの評価中にすでに考慮されているが、その証拠を統合 TOE 評価で利用できない可能性がある。ただし、AVA\_VAN.2.3E に関連するワークユニットに記述されている一般的な手法は適用可能で、評価者による統合 TOE の潜在的脆弱性の探索はこの手法に基づくべきである。

統合 TOE で使用される個々のコンポーネントの脆弱性分析は、個々のコンポーネントの評価中にすでに実行されている。統合 TOE の評価中における脆弱性分析の焦点は、コンポーネントの統合の結果として生じた脆弱性や、評価コンポーネント構成と統合 TOE 構成の間でコンポーネントの使用方法が変更されたために生じた脆弱性を識別することである。

評価者は、依存コンポーネントの依存情報で詳述されているコンポーネントの構造、基本コンポーネントの開発情報と統合の根拠、及び依存コンポーネントの設計情報に関する知識を使用する。評価者は、この情報から基本コンポーネントと依存コンポーネントがどのように相互作用するかを理解し、この相互作用の結果生じる可能性がある潜在的脆弱性を識別する。

評価者は、統合 TOE の設置、立上げ、及び運用のために提供されている新しいガイダンスを考慮して、この改訂後のガイダンスを通じてもたらされる潜在的脆弱性を識別する。

## ACO クラス: 統合

個々のコンポーネントのいずれかに対し、コンポーネントの評価の完了以降に保証継続アクティビティが実行されている場合、評価者は独立脆弱性分析でパッチを考慮する。保証継続アクティビティの公開報告書(例えば、保守報告書)に示されている変更関連情報は、変更の入力資料の主な情報源となる。この情報は、変更によって発生するガイダンス証拠資料の更新、及びベンダの web サイトなどで公知となっている変更関連情報によって補足される。

パッチ、又はコンポーネントの構成における評価構成からの逸脱について、その全ての影響を確立する証拠を欠くことに起因して識別されるリスクは、評価者の脆弱性分析に記載される。

### 18.7.3.8 アクション ACO\_VUL.2.5E

#### 18.7.3.8.1 ワークユニット: ACO\_VUL.2-9

評価者は、AVA\_VAN.2.4E で詳述されているように、侵入テストを**実施しなければならない**。

評価者は、評価者アクション AVA\_VAN.2.4E を満たすために必要な全てのワークユニットを適用して、それらのワークユニットで指示されている統合 TOE の全ての分析及び判定について ETR に報告する。

また評価者は、開発者から提供された統合 TOE がテストに適していることを決定するために、評価者アクション AVA\_VAN.2.1E のワークユニットを適用する。

### 18.7.4 サブアクティビティの評価(ACO\_VUL.3)

#### 18.7.4.1 目的

このサブアクティビティの目的は、統合 TOE が、その運用環境において、強化基本的な攻撃能力を持つ攻撃者が悪用できる脆弱性を持つかどうかを決定することである。

開発者は、コンポーネントについて報告された残存脆弱性、及び基本コンポーネントと依存コンポーネントの組み合わせを通じてもたらされた脆弱性について、処置の分析を提供する。評価者は、コンポーネントの新たな潜在的脆弱性(つまり、コンポーネント評価の完了以降に公知として報告された問題)を識別するために、公知になっているものの探索を実行する。評価者は、統合 TOE の独立脆弱性分析及び侵入テストも実行する。

#### 18.7.4.2 入力

このサブアクティビティ用の評価証拠は、次のとおりである。

- a) テストに適した統合 TOE
- b) 統合 ST
- c) 統合の根拠
- d) 依存情報
- e) ガイダンス証拠資料
- f) 発生する可能性があるセキュリティの脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報
- g) 各コンポーネントの評価中に報告された残存脆弱性

#### 18.7.4.3 適用上の注釈

サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.3)の適用上の注釈を参照のこと。

#### 18.7.4.4 アクション ACO\_VUL.3.1E

##### 18.7.4.4.1 一般

CC パート 3 ACO\_VUL.3.1C: 統合 TOE は、テストに適していなければならない。

##### 18.7.4.4.2 ワークユニット: ACO\_VUL.3-1

評価者は、統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その TOE を**検査**しなければならない。

統合 TOE が適切に設置され、定義された状態にあることを決定するために、その統合 TOE に ATE\_IND.2-1 及び ATE\_IND.2-2 ワークユニットが適用される。

保証パッケージに ACO\_CTT ファミリが含まれる場合、評価者はこれが満たされていることを実証するために、ワークユニット統合 TOE テスト(ACO\_CTT)\*-1 の結果を参照することができる。

##### 18.7.4.4.3 ワークユニット: ACO\_VUL.3-2

評価者は、IT エンティティに関連するコンポーネントの ST における前提条件と対策方針が、他のコンポーネントによって満たされることを決定するために、統合 TOE の構成を**検査**しなければならない。

コンポーネントの ST には、ST により関連付けられる、そのコンポーネントを使用する可能性がある他のコンポーネントについての前提条件が含まれている場合がある。例えば、基本コンポーネントとして使用されるオペレーティングシステムの ST には、オペレーティングシステムにロードされるアプリケーションが特権モードで実行されないという前提条件が含まれる可能性がある。これらの前提条件及び対策方針は、統合 TOE の他のコンポーネントによって満たされる。

#### 18.7.4.5 アクション ACO\_VUL.3.2E

##### 18.7.4.5.1 ワークユニット: ACO\_VUL.3-3

評価者は、基本コンポーネント評価からの残存脆弱性が運用環境の統合 TOE で悪用される可能性がないことを決定するために、それらの残存脆弱性を**検査**しなければならない。

基本コンポーネントの評価中に製品で識別され、基本コンポーネントで悪用不能であることを実証された脆弱性のリストは、このアクティビティへの入力として使用される。評価者は、脆弱性が悪用不能であるとみなされたときの前提が統合 TOE で維持されていること、あるいは組み合わせによって潜在的脆弱性が再びもたらされたかどうかを決定する。例えば、基本コンポーネントの評価中に特定のオペレーティングシステムサービスが無効にされていることが想定される場合に、そのサービスが統合 TOE 評価で有効にされているときは、以前に調べたそのサービスに関連する潜在的脆弱性をここで考慮すべきである。

また、基本コンポーネントの評価で判明した既知の悪用不能脆弱性のこのリストを、統合 TOE 内の他のコンポーネント(例えば、依存コンポーネント)の既知の悪用不能脆弱性に照らして考慮すべきである。これは、単独では悪用不能な潜在的脆弱性が、別の潜在的脆弱性を含んでいる IT エンティティと統合されたときに悪用可能となる場合を考慮するためである。

##### 18.7.4.5.2 ワークユニット: ACO\_VUL.3-4

評価者は、依存コンポーネント評価からの残存脆弱性が運用環境の統合 TOE で悪用される可能性がないことを決定するために、それらの残存脆弱性を**検査**しなければならない。

依存コンポーネントの評価中に製品で識別され、依存コンポーネントで悪用不能であることを実証された脆弱性のリストは、このアクティビティへの入力として使用される。評価者は、脆弱性が悪用不能であるとみなされたときの前提が統合 TOE で維持されていること、あるいは組み合わせによって潜在的脆弱性が悪用可能となる場合を考慮するためである。

## ACO クラス: 統合

弱性が再びもたらされたかどうかを決定する。例えば、依存コンポーネントの評価中に運用環境の要件を満たしている IT からサービス要求への応答として特定の値が返されないことが想定される場合に、統合 TOE の評価で基本コンポーネントからその値が提供されるときは、以前に調べたその戻り値に関連する潜在的脆弱性をここで考慮するべきである。

また、依存コンポーネントの評価で判明した既知の悪用不能脆弱性のこのリストを、統合 TOE 内の他のコンポーネント(例えば、基本コンポーネント)の既知の悪用不能脆弱性に照らして考慮するべきである。これは、単独では悪用不能な潜在的脆弱性が、別の潜在的脆弱性を含んでいる IT エンティティと統合されたときに悪用可能となる場合を考慮するためである。

### 18.7.4.6 アクション ACO\_VUL.3.3E

#### 18.7.4.6.1 ワークユニット: ACO\_VUL.3-5

評価者は、基本コンポーネントの評価の完了以降に知られることになった、基本コンポーネントで発生する可能性があるセキュリティ脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、基本コンポーネントの脆弱性を探索するために、AVA\_VAN.3-2 の記述に従って、公知の情報を使用する。

攻撃者が潜在的脆弱性を悪用するために必要とする攻撃能力が大幅に低減されたことを評価者が把握した場合を除いて、基本コンポーネントの評価より前に公開の場で利用可能であった潜在的脆弱性の調査をそれ以上進める必要はない。これは、基本コンポーネント評価以降に何らかの新しい技術が導入され、潜在的脆弱性の悪用が単純になっている可能性がある。

#### 18.7.4.6.2 ワークユニット: ACO\_VUL.3-6

評価者は、依存コンポーネントの評価の完了以降に知られることになった、依存コンポーネントで発生する可能性があるセキュリティ脆弱性の識別をサポートするために公開の場で利用できる情報源を**検査しなければならない**。

評価者は、依存コンポーネントの脆弱性を探索するために、AVA\_VAN.3-2 の記述に従って、公知の情報を使用する。

攻撃者が潜在的脆弱性を悪用するために必要とする攻撃能力が大幅に引き下げられたことを評価者が把握した場合を除いて、依存コンポーネントの評価より前に公開の場で利用可能であった潜在的脆弱性の調査をそれ以上進める必要はない。これは、依存コンポーネント評価以降何らかの新しい技術が導入され、潜在的脆弱性の悪用が単純になっている可能性がある。

#### 18.7.4.6.3 ワークユニット: ACO\_VUL.3-7

評価者は、ETR 内で、テストの候補となり、運用環境の統合 TOE に適用できる識別された潜在的なセキュリティ脆弱性を**記録しなければならない**。

脆弱性が運用環境の統合 TOE に関連しているかどうかを決定するために、ST、ガイダンス証拠資料、及び機能仕様が使用される。

評価者が運用環境で脆弱性が該当しないことを決定する場合、評価者は、それ以上の考慮から脆弱性を除外する理由を記録する。それ以外の場合は、評価者は、さらに考慮する対象となる潜在的な脆弱性を記録する。

運用環境の統合 TOE に該当する潜在的脆弱性のリストは、侵入テストアクティビティ(つまり、ACO\_VUL.3.5E)に対する入力として使用することができ、評価者が ETR で**報告しなければならない**。

#### 18.7.4.7 アクション ACO\_VUL.3.4E

##### 18.7.4.7.1 ワークユニット: ACO\_VUL.3-8

評価者は、統合 TOE で発生する可能性があるセキュリティ脆弱性を識別するために、統合 TOE の ST、ガイダンス証拠資料、依存情報、及び統合の根拠の探索を**実施しなければならない**。

独立評価者脆弱性分析でコンポーネントを考慮する形態は、コンポーネント評価について AVA\_VAN.3.3E で証拠資料に記載されている考慮の形態と若干異なる。これは、保証パッケージに関連する設計の抽象の階層が必ずしも全て考慮されないからである。これらの階層は基本コンポーネントの評価中にすでに考慮されているが、その証拠を統合 TOE 評価で利用できない可能性がある。ただし、AVA\_VAN.3.3E に関連するワークユニットに記載されている一般的な手法は適用可能で、評価者による統合 TOE の潜在的脆弱性の探索はこの手法に基づくべきである。

統合 TOE で使用される個々のコンポーネントの脆弱性分析は、そのコンポーネントの評価中にすでに実行されている。統合 TOE の評価中における脆弱性分析の焦点は、コンポーネントの統合の結果として生じた脆弱性や、コンポーネントの評価中に決定されたコンポーネントの構成と統合 TOE 構成の間でコンポーネントの使用方法が変更されたために生じた脆弱性を識別することである。

評価者は、依存コンポーネントの依存情報で詳述されているコンポーネントの構造、基本コンポーネントの統合の根拠と開発情報、及び依存コンポーネントの設計情報に関する知識を使用する。評価者は、この情報から基本コンポーネントと依存コンポーネントがどのように相互作用するかを理解する。

評価者は、統合 TOE の設置、立上げ、及び運用のために提供されている新しいガイダンスを考慮して、この改訂後のガイダンスを通じてもたらされる潜在的脆弱性を識別する。

個々のコンポーネントのいずれかに対し、コンポーネント評価の完了以降に保証継続アクティビティが実行されている場合、評価者は独立脆弱性分析でパッチを考慮する。保証継続アクティビティの公開報告書(例えば、保守報告書)に示されている変更関連情報。この情報は、変更によって発生するガイダンス証拠資料の更新、及びベンダの web サイトなどで公知となっている変更関連情報によって補足される。

パッチ、又はコンポーネントの構成における評価構成からの逸脱について、その全ての影響を確立する証拠を欠くことに起因して識別されるリスクは、評価者の脆弱性分析に記載される。

#### 18.7.4.8 アクション ACO\_VUL.3.5E

##### 18.7.4.8.1 ワークユニット: ACO\_VUL.3-9

評価者は、AVA\_VAN.3.4E で詳述されているように、侵入テストを**実施しなければならない**。

評価者は、評価者アクション AVA\_VAN.3.4E を満たすために必要な全てのワークユニットを適用して、それらのワークユニットで指示されている統合 TOE の全ての分析及び判定について ETR に報告する。

また評価者は、開発者から提供された統合 TOE がテストに適していることを決定するために、評価者アクション AVA\_VAN.3.1E のワークユニットを適用する。

## 附属書A (参考)

### 一般的評価ガイドンス

#### A.1 目的

この章の目的は、評価結果の技術的証拠を提供するために使用される一般的なガイドンスを扱うことである。そのような一般的ガイドンスの使用は、評価者が行う作業の目的、反復性及び再現性を達成するのに役に立つ。

#### A.2 サンプルング

この節は、サンプルングの一般的なガイドンスを提供する。サンプルングを行う必要がある特定の評価者アクションエレメントのそれらのワークユニットに特定の詳細な情報が示されている。

サンプルングは、評価証拠の必要なセットのいくつかのサブセットを検査し、それらが全体のセットを表していると仮定する、評価者の定義された手続きである。評価者は、全体の証拠を分析せずに特定の評価証拠が正しいことを十分に確信することができる。サンプルングの理由は、保証の適切なレベルを維持しながら資源を節約することである。証拠のサンプルングは、次の 2 つの可能な結果を提供することができる。

サブセットが誤りを示さない場合、評価者は、セット全体が正しいことを確信できる。

サブセットが誤りを示す場合、セット全体の正当性が疑問視される。発見された全ての誤りを解決するだけでは、評価者に必要な確信を与えるのに十分ではなく、その結果、評価者は、サブセットのサイズを増やすか、この特定の証拠のサンプルングの使用を停止する必要がある。

サンプルングは、証拠のセットが、本質的に比較的同質である、例えば、証拠が明確に定義されたプロセスで作成されている場合、信頼できる結論に達するために使用できる技法である。

CC に識別されている場合のサンプルング、評価方法ワーク要素で明確に扱われている場合のサンプルングは、評価者アクションを実行するための費用効果の高い手法として認識される。その他の領域でのサンプルングは、特定のアクティビティを全部通して実行することが、他の評価アクティビティと不釣り合いな労力を要求し、そして、これがそれ相応の保証を追加しないような、例外的な場合にのみ許される。このような場合、その領域でのサンプルングの使用の根拠を示す必要がある。大きく複雑な TOE 評価には、さらに多くの労力を必要とすることが当然であるために、TOE が大きく複雑であること、またそれが多くのセキュリティ機能要件を持つことは、十分な根拠とならない。むしろ、この例外は、TOE 開発手法が、特定の CC 要件に対して多量の資料をもたらし、通常はそれを全てチェック又は検査する必要があるが、そのようなアクションがそれ相応に保証を高めることが期待されないような場合に制限されることを意図している。

サンプルングは、TOE のセキュリティ対策方針と脅威への考えられる影響を考慮して、正当化する必要がある。その影響は、サンプルングの結果として除かれるものに依存する。サンプルングされる証拠の性質、及びセキュリティ機能を縮小又は無視しないとの要件も考慮する必要がある。

TOE の実装に直接関係する証拠(例えば、開発者のテスト結果)のサンプルングは、プロセスが守られているかどうかを決定することに関係するサンプルングと異なる手法を必要とすることが認識されるべきである。多くの場合、評価者は、プロセスが守られていること、サンプルング方策が推奨されていることを決定する必要がある。開発者のテスト結果をサンプルングするための手法は異なる。その理由は、前者のケースは、プロセスが適切であることを保証することに関係し、後者は、TOE が正しく実装されて

いることを決定することに関係するためである。一般的に、プロセスが適切であることを保証するために必要となるものより大きなサンプルサイズが、TOE の正しい実装に関係する場合に分析されるべきである。

評価者が、開発者テストの繰返しに、より大きな重点を置くことが適切な場合がある。例えば、評価者に実行が任されている独立テストと、広範な開発者テストセットに含まれるテストの間に、表面的な違いしか見られない場合(開発者がカバレッジ(ATE\_COV)と深さ(ATE\_DPT)の基準を満たすために必要以上のテストを実行したことが原因と考えられる)は、評価者が開発者テストの繰返しに、より焦点を絞ることが適切となる。これは、必ずしも開発テストを繰返すために比率の高いサンプルが必要となることを意味しないので注意のこと。事実、広範な開発者テストセットが提供されることで、評価者は比率の低いサンプルを正当化することができる。

開発者が自動化されたテストスイートを使用して機能テストを実行した場合は、一般に、開発者テストのサンプルのみを繰返すよりも、テストスイート全体を再実行する方が評価者にとって簡単である。ただし、評価者には、自動テストの結果が誤っていないことをチェックする義務が生じる。この場合、一部のテストを他のテストより優先して選び、十分なサンプルサイズを保証するための原則を等しく適用して、このチェックを自動テストスイートのサンプルに対して実行する必要があることを意味している。

サンプリングが実行されるときは、常に次のリストの原則が守られるべきである。

- a) サンプリングはランダムに行うのではなく、全ての証拠の代表となるように選択されるべきである。サンプルのサイズと構成は、常に正当化されなければならない。
- b) サンプリングが TOE の正しい実装に関係している場合、サンプルは、サンプリングされる領域に関係する全ての局面の代表であるべきである。特に、選択は、各種のコンポーネント、インタフェース、開発者及び運用サイト(複数ある場合)、及びハードウェアプラットフォームのタイプ(複数ある場合)をカバーするべきである。サンプルサイズは、評価の費用効果と釣り合うべきであり、TOE に依存する要因(例えば、TOE のサイズと複雑性、証拠資料の量)の総数に依存する。
- c) 開発者テストが繰返し可能であり、再現可能であるという証拠を具体的に得ることにサンプリングが関係している場合、使用されるサンプルは、開発者テストの全ての異なる側面(さまざまなテスト形態など)を表すために十分でなければならない。使用されるサンプルは、開発者の機能テストプロセスにおける系統的な問題を検出するために十分でなければならない。開発者テストの繰返しと独立テストの実行を組み合わせることによる評価者の貢献は、TOE の主要な留意事項に対処するために十分でなければならない。
- d) サンプリングが、プロセス(例えば、訪問者の管理又は設計レビュー)が守られている証拠を得ることに関係する場合、評価者は、手続きが守られているという納得のいく確信を得るために十分な情報をサンプリングするべきである。
- e) スポンサーと開発者にはサンプルの正確な構成が事前に知らされるべきでないが、これはサンプル及びサポート用提供物件、例えば、テストハーネス(test harness)と機器の、評価スケジュールに従った評価者へのタイムリな配付が保証されることを条件とする。
- f) サンプルの選択には、可能な範囲で偏りをもつべきでない(常に最初又は最後の要素を選択するべきでない)。理想的には、サンプルの選択は、評価者以外の者が行うべきである。

サンプルに見つかる誤りは、系統的又は散発的のいずれかに分類することができる。誤りが系統的である場合、問題を修正し、完全に新しいサンプルが使用されるべきである。適切に説明される場合、散発的誤りは、説明が確認されるべきであるが、新しいサンプルを必要とせずに解決することができる。評価者は、サンプルサイズを増やすか又は別のサンプルを使用するか決定において判定を使用すべきである。

## A.3 依存性

### A.3.1 一般

一般的に、必要となる評価アクティビティ、サブアクティビティ、及びアクションは、任意の順序で又は並行して行うことができる。ただし、評価者が考慮する必要がある異なる種類の依存性が存在する。この節は、異なるアクティビティ、サブアクティビティ、及びアクションの間の依存性の一般的ガイドンスを提供する。

### A.3.2 アクティビティの間の依存性

場合によっては、異なる保証クラスが関係するアクティビティのシーケンスを推奨するか又はそれを必要とすることもある。特定の具体例は、ST アクティビティである。ST は TOE 評価アクティビティを実行するための基礎と状況を提供するので、ST 評価アクティビティは、これらのアクティビティの前に開始される。ただし、ST 評価の最終的判定は、TOE 評価中のアクティビティによる検出によって ST に変更が加えられる可能性があるため、TOE 評価が完了するまで可能ではない。

### A.3.3 サブアクティビティの間の依存性

CC パート 3 のコンポーネント間で識別された依存性を、評価者は考慮する必要がある。ほとんどの依存性は、サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.1)がサブアクティビティの評価(ADV\_FSP.1)及びサブアクティビティの評価(AGD\_OPE.1)に対する依存性を主張するなど、一方向のものである。相互の依存性の例も存在し、その場合、両方のコンポーネントが互いに依存する。この一例が、サブアクティビティの評価(ATE\_FUN.1)及びサブアクティビティの評価(ATE\_COV.1)である。

サブアクティビティには、それが一方向に依存するサブアクティビティが全て成功裏に完了した場合にのみ、通常、合格判定を割り付けることができる。例えば、サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.1)に対する合格判定は、通常、サブアクティビティの評価(ADV\_FSP.1)及びサブアクティビティの評価(AGD\_OPE.1)に関連するサブアクティビティにも合格判定が割り付けられている場合にのみ割り付けることができる。相互依存の場合、これらのコンポーネントの順序は、どのサブアクティビティを最初に実行するかを決定する評価者によって決められる。これは、合格判定は、通常、両方のサブアクティビティが成功した場合にのみ割り付けることができることを示すことに注意のこと。

サブアクティビティが他のサブアクティビティに影響するかどうかを決定するとき、評価者は、このアクティビティが、いずれかの従属サブアクティビティからの考えられる評価結果に依存するかどうかを考慮すべきである。実際、従属サブアクティビティがこのサブアクティビティに影響し、すでに完了している評価者アクションを再度行わなければならないことがある。

重要な依存性の影響は、評価者が欠陥を検出した場合に起きる。1 つのサブアクティビティを実行した結果、欠陥が識別される場合、従属サブアクティビティへ合格判定を割り付けることは、それが依存するサブアクティビティに関係する全ての欠陥が解決されるまで、可能ではない。

### A.3.4 アクションの間の依存性

あるアクション中に評価者によって生成された結果が他のアクションを行うために使用される場合がある。例えば、完全性と一貫性に対するアクションは、内容・提示のチェックが完了するまで、完了することができない。これは、例えば、PP/ST の構成部分を評価した後で、評価者が PP/ST の根拠を評価することを推奨されることを意味する。

## A.4 サイト訪問

### A.4.1 一般

保証クラス ALC には以下に対する要件が含まれる。

- a) TOE の完全性が保護されるようにするための構成管理の適用
- b) TOE が提供するセキュリティ保護が利用者への転送中に損なわれないようにするための、TOE のセキュアな配付にかかわる手段、手続き、及び標準
- c) 開発環境を保護するために使用されるセキュリティ手段

開発サイトを訪問することは、手続きが証拠資料に記述されているのと一貫した方法で守られていることを、評価者が決定するときに役に立つ手段である。

サイトを訪問する理由には次のものがある。

- a) CM システムが CM 計画に記述されているとおりに使用されていることを観察するため
- b) 配付手続きが配付証拠資料に記述されているとおりに実際に適用されていることを観察するため
- c) TOE の開発及び保守中に、開発セキュリティ証拠資料の記述どおりにセキュリティ手段が適用されていることを観察するため

特定及び詳細な情報が、次のサイト訪問が行われるアクティビティのワークユニットに示されている。

- a) CM 能力(ALC\_CMC).n( $n \geq 3$  とする)(特にワークユニット ALC\_CMC.3-10 = ALC\_CMC.4-13 = ALC\_CMC.5-19)
- b) 配付(ALC\_DEL)(特にワークユニット ALC\_DEL.1-2)
- c) 開発セキュリティ (ALC\_DVS)(特にワークユニット ALC\_DVS.1-3 = ALC\_DVS.2-4)

#### A.4.2 一般的な手法

評価の途中で、多くの場合、評価者が開発者に何度か会うことが必要となる。費用を削減するために、サイト訪問を他の打合せと組み合わせることは優れた計画を行う上での提案である。例えば、構成管理のため、開発者のセキュリティのため、及び配付のためのサイト訪問を組み合わせることができる。全ての開発フェーズをチェックするために、同じサイトを何度も訪問することが必要となることもある。開発は、1 つの建物内の複数の施設、同じサイトの複数の建物、又は複数のサイトで行われる可能性があることが考慮されるべきである。

最初の訪問は、評価の早い段階でスケジュールされるべきである。評価が TOE の開発フェーズ中に開始される場合、必要に応じて、修正アクションを取ることができる。評価が TOE の開発後に開始される場合、早い段階でサイト訪問を行うと、適用される手続きに重大な欠陥が現れた場合に修正処置を講じることが可能となる。これにより、不要な評価労力を避けることができる。

インタビューも、記述されている手続きが、行われている事を反映しているかどうかを決定するための有効な手段である。そのようなインタビューを行うとき、評価者は、分析される開発サイトでの手続き、それらが実際にどのように使用されるか、及びそれらが提供された評価証拠に記述されているとおりに適用されているかどうかを深く理解することを目的とする。そのようなインタビューは、補足であり、評価証拠の検査に置き換えるものではない。

サイト訪問を準備する最初のステップとして、評価者は保証クラス ALC に関する評価者ワークユニットを、サイト訪問の結果について記述している側面を除いて実行すべきである。関連する開発者証拠資料によって提供される情報、及びこの証拠資料で回答が得られなかった未解決の質問に基づいて、評価者は、サイト訪問で解決する必要がある質問のチェックリストをまとめる。

## 一般的評価ガイドンス

ALC クラスとチェックリストに関する評価レポートの最初のバージョンは、サイト訪問に関して評価監督機関に相談するための入力となる。

チェックリストは、サイト訪問の際に、関連する手段、その適用、及び結果の検査によって、また、インタビューによって回答が得られる質問がどれであるかの指針となる。該当する場合は、必要なレベルの信頼を得るためにサンプリングが使用される(A.2 を参照のこと)。

サイト訪問の結果は記録され、保証クラス ALC に関する評価レポートの最終バージョンの入力となる。

信頼を得るための他の手法が、同等レベルの保証を提供するよう考慮されるべきである(例えば、評価証拠を分析するなど)。訪問を行わないという決定はいずれも、評価監督機関と相談して行われるべきである。適切なセキュリティ基準と方法は、情報セキュリティ管理システム領域の他の標準に基づくべきである。

### A.5 チェックリストの準備のためのオリエンテーションガイド

以下では、監査の際にチェックされるべきトピックについて、いくつかのキーワードが示されている。

#### A.5.1 構成管理の側面

基本

- 構成リストの項目。TOE、ソースコード、実行時ライブラリ、設計証拠資料、開発ツールを含む (ALC\_CMC.3-8)。
- TOE のさまざまなバージョンに対する設計証拠資料、ソースコード、利用者ガイドンスの追跡。
- 設計及び開発プロセス、テスト計画、テスト分析、品質管理の各手続きにおける構成システムの統合。

テスト分析

- TOE の特定の構成とバージョンに対するテスト計画と結果の追跡。
- 開発システムに対するアクセス制御
- アクセス制御とログに関する方針。
- プロジェクト固有のアクセス権の割付と変更に関する方針。

取扱許可

- 顧客に対する TOE 及び利用者ガイドンスの取扱許可に関する方針。
- 展開前のコンポーネント及び TOE のテストと承認に関する方針。

#### A.5.2 開発セキュリティの側面

- インフラストラクチャ

開発サイトへの物理的なアクセス制御のためのセキュリティ手段、及びそれらの手段の有効性に関する根拠。

組織的手段

- 開発環境のセキュリティに関する会社の組織構造。

- 開発、製造、テスト、及び品質保証の組織的な分離。

#### 人的な手段

- 開発セキュリティに関する人員の教育手段。
- 内部情報の非公開の手段と法的合意。

#### アクセス制御

- セキュアなオブジェクト(例えば、TOE、ソースコード、実行時ライブラリ、設計証拠資料、開発ツール、利用者ガイドンス)及びセキュリティ方針の割付。
- アクセス制御及び認証情報の取り扱いに関する方針と責任。
- 開発サイトへのあらゆる種類のアクセスのログ及びログデータの保護に関する方針。

#### データの入力、処理、及び出力

- 出力及び出力装置(プリンタ、プロッタ、及びディスプレイ)に対するセキュリティ手段。
- ローカルネットワーク及び通信接続のセキュリティ保護。

#### 文書及びデータ媒体の保管、移送、及び破棄

- 文書及びデータ媒体の取り扱いに関する方針。
- 選別された文書の破棄及びそれらの事象のログに関する方針と責任。

#### データ保護

- データ及び情報の保護に関する方針と責任(例えば、バックアップの実行など)。

#### 危機管理計画

- 緊急時の対応と責任。
- アクセス制御に関する危機管理手段の証拠資料。
- 極端なケースでの保護における適切な対応に関する人員の情報(例えば、バックアップの実行など)。

### A.5.3 チェックリストの例

サイト訪問用チェックリストの例は、監査を準備するための表及び監査の結果を提示するための表で構成される。

以下に示すチェックリスト構造は、準備段階のものである。新たな指針の具体的な内容に応じて、変更が必要になる場合がある。

チェックリストは、序説(A.4.1)で示されたサブジェクトに従って3つのセクションに分割される。

- a) 構成管理システム。
- b) 配付手続き。
- c) 開発中のセキュリティ手段。

一般的評価ガイドンス

これらのセクションは、実際の CC パート 3 クラス ALC、特に CM 能力(ALC\_CMC).n(n>=3 とする)、配付 (ALC\_DEL)、開発セキュリティ(ALS\_DVS)の各ファミリに対応する。

これらのセクションは、さらにこの文書の関連するワークユニットに対応する行に分割される。

チェックリストの列には次のものが含まれる。

- a) 連続する番号、
- b) 参照されるワークユニット、
- c) 対応する開発者証拠資料への参照、
- d) 開発者手段の明示的な再現、
- e) 訪問時に明確にされる特別な注釈と質問(示された手段の適用を検証する標準評価者タスクの範囲を超える)、
- f) 訪問中の検査の結果。

監査の準備及び報告用に個別のチェックリストを作成する場合は、準備用リストで結果の列が省略され、報告用リストで注釈と質問の列が省略される。それ以外の列は、両方のリストで同一であるべきである。

表A.1 — EAL 4でのチェックリストの例(抜粋)

A. CM システムの検査(ALC_CMC.4 及び ALC_CMS.4)					
番号	ワークユニット	開発者証拠資料	手段	質問と注釈	結果
A.1	ALC_CMC.4-11 ALC_CMC.4-12	「構成管理システム」、第 x 章...	ソースコードファイルを自動管理するシステムで、利用者プロファイル及び段階的なアクセス権を管理し、利用者の識別認証をチェックすることができる。	ソースコードファイルの読み取り又は更新に、利用者認証が必要か。	利用者に機密文書へのアクセス権がない場合、ファイルリストにさえ表示されない。
...	...	...	...	...	...
B.配付手続きの検査(ALC_DEL.1)					
番号	ワークユニット	開発者証拠資料	手段	質問と注釈	結果

B.1	ALC_DEL.1-1, ALC_DEL.1-2	「TOE の配 付」 第 x 章...	ソフトウェア は、PGP で署 名され、暗号 化されて顧客 に送信され る。	---	評価者は、プ ロセスをチェ ックし、記述 どおりであ り、さらにチ ェックサムも 送信されるこ とを確認し た。
...	...	...	...	...	...
C.組織及びインフラストラクチャの開発者セキュリティの検査(ALC_DVS.1、ALC_LCD.1、 ALC_TAT.1)					
番号	ワークユニッ ト	開発者証拠資 料	手段	質問と注釈	結果
C.1	ALC_DVS.1-1, ALC_DVS.1-2	「開発環境の セキュリティ」 第 x 章… (構内)	構内はセキュ リティフェン スで保護され ている。	フェンスは構 内への簡単な 侵入を阻止で きるだけの十 分な強度と高 さを備えてい るか。	評価者は、フ ェンスの強度 と高さが十分 であるとみな した。
C.2	ALC_DVS.1-1, ALC_DVS.1-2	「開発環境の セキュリティ」 第 x 章… (建物)	建物にアクセ スする可能性 には次のもの がある。受付 から見渡すこ とが可能で、 受付に人がい ないときには 閉鎖されるメ インエントラ ンス。及び2 枚のローラー シャッターで 保護されてい る商品受付へ のアクセス。	アクセスの可 能性はそれで 全てか。	示されている アクセスの可 能性以外に、 外部から開け ることのでき ない非常用出 口がある。前 述のローラー シャッター は、内部から しか操作でき ない。
...	...	...	...	...	...

## A.6 制度の責任

## 一般的評価ガイダンス

この文書は、監督(制度)機関のもとで行われる評価が、監督判定を出す前に行わなければならない最小限の技術的作業を記述している。ただし、評価結果の相互認識が依存しないアクティビティ又は方式が存在することも(明示的及び暗黙の両方で)認識している。完全であり明確であるため、及びこの文書の適用が終わり、個別の制度の方法の適用すべき箇所の始まりをより詳細に示すために、次のことが制度の自由裁量に任されている。制度は、次のものを提供することを選択することができるが、特定しないでおくことを選択することもできる(このリストが完全なものになるようにあらゆる努力がなされてきた。ここに示されていなければこの文書で取り扱われてもいない問題に出合った評価者は、その問題を誰が対処するかを決定するために、評価制度に相談すべきである)。

制度が特定することを選択できるものには、次のものがある。

- a) 評価が十分に行われたことを保証するために必要になるもの – 各制度は、明らかになったことを監督機関に提出することを評価者に要求するか、監督機関が評価者の作業を再度実行することを要求するか、又は全ての評価機関が適切であり、同等であることを制度に保証するその他の手段により、技術的有効性、作業の理解、及び評価者の作業を検証する手段を持っている。
- b) 評価が完了したときに評価証拠を処分するためのプロセス。
- c) 機密に対するあらゆる要件(評価者の責任、及び評価中に得られた情報の非暴露に対する)。
- d) 評価中に問題が検出されたときに取るべき一連のアクション(問題が解決された後、評価を続けるか、又は評価を直ちに終了し、直された製品が評価のために再提出されなければならないかどうか)。
- e) 提供しなければならない証拠資料を記述する特定の(自然)言語。
- f) ETR に提出しなければならない記録された証拠 – この文書は、ETR に最低限報告する必要があるものを特定している。ただし、個々の制度は、追加の情報を含めることを要求することができる。
- g) 評価者に要求される追加の報告(ETR 以外の) – 例えば、テスト報告。
- h) 制度が要求する特定の OR、例えば、そのような OR の構造、受取人など。
- i) ST 評価からの結果として記述される報告書の特定の内容の構造 – 制度には、評価の対象が TOE であっても ST であっても、評価結果を詳述する全ての報告用に特定の形式が存在する場合がある。
- j) 必要な追加の PP/ST 識別情報。
- k) ST に明示的に記述されている要件の適切さを決定するためのあらゆるアクティビティ。
- l) 再評価及び再使用を支援する評価者証拠の提供のための要件。
- m) 制度識別情報、ロゴ、商標などの特定の取り扱い。
- n) 暗号を取り扱うための特定のガイダンス。
- o) 制度の取り扱いと適用、国内と国際的な解釈。
- p) テストが可能でないときのテストに代わる適切な代替手法のリスト又は特性。
- q) テスト中に評価者が行ったステップを、評価監督機関が決定することができるメカニズム。
- r) 望ましいテスト手法(存在する場合): 内部インタフェース又は外部インタフェースにおける。
- s) 評価者の脆弱性分析を行う受入れ可能な手段のリスト又は特性(例えば、欠陥仮説法)。

t) 考慮する必要がある脆弱性と弱点に関する情報。

### 附属書B (参考)

## 脆弱性評定 (AVA)

本附属書では、AVA\_VAN 基準の説明及びその適用の例を提供する。本附属書では、AVA 基準の定義は行わない。定義は、CC パート 3 の「AVA クラス: 脆弱性評定」の節にある。

本附属書は、次の 2 つの主要なパートから構成されている:

- a) 独立脆弱性分析を完了するためのガイダンス。これについては、B.11 節で概要を示し、B.12 節でより詳細に説明する。これらの節では、評価者が独立脆弱性分析の構成にどのように取り組むべきであるかを説明する。
- b) 攻撃者の想定される攻撃能力の特性を表す方法、及びその攻撃能力の使用方法。これは B.1.5 から B.3 に記述されている。これらの節では、攻撃能力の特性をどのように表すことができるか、及びその能力をどのように使用するべきであるかを説明し、例を示す。

### B.1 脆弱性分析とは

脆弱性評定アクティビティの目的は、運用環境での TOE の欠陥又は弱点の存在と悪用される可能性を決定することである。この決定は、評価者が実行する分析に基づいており、評価者テストによりサポートされる。

最も低いレベルの脆弱性分析(AVA\_VAN)では、評価者が、公開の場で利用できる情報の検索を行って TOE の既知の弱点を識別する。一方、高いレベルでは、評価者が TOE 評価証拠の構造化された分析を実行する。

脆弱性分析の実行には、次の 3 つの主要な要素がある。

- a) 潜在的脆弱性の識別
- b) 識別された潜在的脆弱性が、関連する攻撃能力の攻撃者に、SFR を侵害する攻撃を許すかを決定する評価
- c) 識別された潜在的脆弱性が、TOE の運用環境で悪用される可能性があるかどうかを決定する侵入テスト

脆弱性の識別は、さらに、探索される証拠、及びその証拠を探索して潜在的脆弱性を識別する処理の困難性に分けることができる。同様に、侵入テストは、攻撃方法を識別するための潜在的脆弱性の分析、及びその攻撃方法の実証に分けることができる。

これらの主要な要素には反復性がある。つまり、潜在的脆弱性の侵入テストが、さらなる潜在的脆弱性の識別につながることもある。このため、これらは単独の脆弱性分析アクティビティとして実行される。

### B.2 脆弱性分析の評価者による構成

評価者脆弱性分析の意図は、基本(AVA\_VAN.1 及び AVA\_VAN.2)、強化基本(AVA\_VAN.3)、中(AVA\_VAN.4)、又は高(AVA\_VAN.5)のレベルの攻撃能力を持つ攻撃者の侵入攻撃に、TOE が耐え得るかどうかを決定することである。まず評価者は、識別された全ての潜在的脆弱性について悪用の可能性を評定する。その手段として、侵入テストが用いられる。評価者は、TOE への侵入を試みる際に、基本(AVA\_VAN.1 及び

AVA\_VAN.2)、強化基本(AVA\_VAN.3))、中(AVA\_VAN.4)、又は高(AVA\_VAN.5)のレベルの攻撃能力を持つ攻撃者の役割を想定するべきである。

評価者は、他の評価アクティビティの実施中に発見した潜在的脆弱性を考慮する。これらの潜在的脆弱性に TOE が耐え得るかどうかを決定する評価者侵入テストは、基本(AVA\_VAN.1 及び AVA\_VAN.2)、強化基本(AVA\_VAN.3)、中(AVA\_VAN.4)、又は高(AVA\_VAN.5)のレベルの攻撃能力を持つ攻撃者の役割を想定しながら行うべきである。

ただし、脆弱性分析は分離されたアクティビティとして実行されるべきではない。この分析は、ADV 及び AGD と密接に関連する。評価者は、潜在的脆弱性又は「関心の分野」の識別に重点をおいて、これらのその他の評価アクティビティを実行する。したがって、評価者は一般的な脆弱性に関するガイダンス (B.1.3 節で提供)を熟知している必要がある。

### B.3 一般的な脆弱性に関するガイダンス

次の 5 つのカテゴリで、一般的な脆弱性について解説する。

#### B.3.1 バイパス

バイパスには、攻撃者が下記の方法でセキュリティの実施を回避できるあらゆる手段が含まれる。

- a) TOE へのインタフェースの能力の悪用、又は TOE と相互作用することができるユーティリティの能力の悪用
- b) 他の場合には拒否されるべき、権限又はその他の能力の継承
- c) (機密性が問題となる場合)保護が不十分な領域に格納又はコピーされた機密に関わるデータの読み取り

次の各事項が評価者の独立脆弱性分析で考慮されるべきである(該当する場合)。

- a) インタフェース又はユーティリティの機能を悪用する攻撃は、一般に、それらのインタフェースに必要なセキュリティが実施されていない点を利用する。例えば、アクセス制御の実施レベルよりも低いレベルで実施されている機能性にアクセスするケースが挙げられる。関連する要素には、次のものが含まれる。
  - 1) 事前に定義された TSFI の呼び出し順序を変更する
  - 2) 追加の TSFI を呼び出す
  - 3) 期待しない状況又は期待しない目的でコンポーネントを使用する
  - 4) あまり抽象的でない表現に導入されている実装詳細を使用する
  - 5) アクセスチェック時から使用時までの遅延を使用する
- b) 事前に定義されたコンポーネント呼び出し順序の変更は、TSFI を呼び出す(例えば、アクセスするためにファイルを開き、次にそこからデータを読み取る)ために TOE へのインタフェース(例えば、利用者コマンド)が呼び出される順序が予定されている場合に考慮されるべきである。TSFI が TOE のインタフェースの 1 つ(例えば、アクセス制御チェック)で呼び出される場合、評価者は、シーケンスの後の時点でコールを行うか又はそれを一切省略することにより、制御をバイパスできるかどうかを考慮するべきである。

## 脆弱性評定 (AVA)

- c) 追加コンポーネントの(事前に決められた順序の中での)実行は、前述と同様の攻撃形式であるが、その決められた順序のある時点で他の TOE インタフェースの呼び出しが行われる。また、ネットワークトラフィックアナライザを使用してネットワーク上で受け渡しされる機密に関わるデータの傍受による攻撃を含めることもできる(ここでの追加コンポーネントとはネットワークトラフィックアナライザ)。
- d) 期待しない状況又は期待しない目的でのコンポーネントの使用には、TSF をバイパスするために関係のない TOE インタフェースを使用して、達成が設計も意図もされていない目的を達成することが含まれる。隠れチャネルは、このタイプの攻撃の例である(隠れチャネルの詳細については、B.1.3.4を参照のこと)。証拠資料に記述されていないインタフェース(安全でないかもしれない)の使用も、このカテゴリに含まれる。このようなインタフェースには、証拠資料に記述されていないサポートとヘルプ機能を含むことができる。
- e) 下位表現に含められる実装詳細を使用する場合、攻撃者は、詳細化プロセスの結果、TOE にもたらされる追加の機能、資源又は属性を悪用する可能性がある。追加の機能性は、ソフトウェアモジュールに含まれるテストハーネスコードと実装プロセス中に導入されるバックドアを含むこともできる。
- f) チェック時から使用時までの遅延の使用には、次のシナリオが含まれる。アクセス制御チェックが行われてアクセスが許可されると、その後、攻撃者は、アクセスチェックが行われた時点では適用されたチェックが働かない状況を作ることができる例としては、利用者が、機密性の高いデータを読み取って利用者端末に送信するバックグラウンドプロセスを作成し、その後ログアウトして再び低い機密レベルでログインする場合が挙げられる。利用者がログオフした時にバックグラウンドプロセスが終了しない場合は、MAC のチェックのバイパスが有効になるであろう。
- g) 権限を継承することによる攻撃は、通常、制御されない又は期待されない方法で特権を持つあるコンポーネントから抜けることにより、そのコンポーネントの権限又は能力を不正に獲得することによって行われる。関連する要素には、次のものが含まれる。
  - 1) 実行可能であることが意図されていないデータを実行する、又はデータを実行可能にする
  - 2) コンポーネントに期待しない入力を生成する
  - 3) 下位レベルコンポーネントがある前提条件及び特性に依存する場合、それらを無効にする
- h) 実行可能であることが意図されていないデータを実行するか、又はデータを実行可能にすることは、ウイルスが関係する攻撃が含まれる(例えば、ファイルが編集又はアクセスされるときに自動的に実行される実行可能コード又はコマンドをファイルに入れ、ファイルの所有者が持つ権限を継承する)。
- i) コンポーネントに期待されない入力を生成することは、攻撃者が悪用できる予期しない影響を与えることができる。例えば、利用者が下層のオペレーティングシステムにアクセスする場合に TSF のバイパスが可能であると、パスワードが認証されている間に各種の制御又はエスケープシーケンスを押すことによる効果を検査することにより、ログインシーケンスの後にそのようなアクセスが可能となる場合がある。
- j) 下位レベルのコンポーネントが依存する前提条件及び特性を無効にすることには、アプリケーションの TSF をバイパスするために、アプリケーションの制約から抜け出て下層のオペレーティングシステムへのアクセスを得ることによる攻撃が含まれる。この場合、アプリケーションの利用者がそのようなアクセスを得ることはできないという前提条件は無効となる。下層のデータベース管理システム上のアプリケーションに対する同様の攻撃を想像することができる。この場合も、攻撃者がアプリケーションの制約を抜け出ることができる場合に、TSF がバイパスされる可能性がある。

- k) (機密性が問題となる場合)保護が不十分な領域に格納されている機密に関わるデータを読むことによる攻撃には、機密に関わるデータへのアクセスを得る手段として考慮されるべき次の問題が含まれる。
- 1) ディスクを漁る。
  - 2) 保護されていないメモリへのアクセス。
  - 3) 共有書き込み可能ファイル又はその他の共有資源(例えば、スワップファイル)へのアクセスの悪用。
  - 4) アクセス利用者が入手できるものを決定するための誤り回復の実施。例えば、クラッシュ後、自動ファイル回復システムは、指し示されていないファイル(ディスク上に存在するが指し示すための名前がない)に対して遺失物取り扱いディレクトリ(**lost and found directory**)を採用する場合がある。TOE が強制アクセス制御を実装している場合、このディレクトリが保持されているセキュリティレベル(例えば、システムにおいて高い)、及びこのディレクトリにアクセスできる利用者は誰かを検査するのは重要である。

評価者は様々な方法でバックドアを識別することができる。主な技法として次の2つが挙げられる。第1の技法は、誤使用の可能性のあるインタフェースをテストすることである。このテスト中に、評価者によって何かのはずみにバックドアが識別されることがある。第2の技法は、TSFの各外部インタフェースのデバッグモードでのテストを通して、証拠資料に記述されているインタフェースのテストの一部として呼び出されないモジュールを全て識別し、その呼び出されないコードがバックドアかどうか判断するために検査することである。

サブアクティビティの評価(ADV\_IMP.2)及び ALC\_TAT.2、又は上位コンポーネントが保証パッケージに含まれるソフトウェア TOE の場合、評価者は、コンパイル段階でバックドアが導入されないことを決定するために、そのツールを分析する際に、コンパイラによってコンパイル段階でリンクされるライブラリ及びパッケージについて考慮することができる。

### B.3.2 改ざん

改ざんには、例えば次の操作によって、攻撃者がTSFのふるまいに影響を与える攻撃(破壊又は非活性化)が含まれる。

- a) TSFがあるデータの機密性又は完全性に依存するような場合、そのデータへアクセスする。
- b) 一般的でない又は期待されない状況にTOEを強制的に対応させる。
- c) セキュリティの実施を無効にするか、又は遅らせる。
- d) TOEの物理的改変。

次の各事項が評価者の独立脆弱性分析で考慮されるべきである(該当する場合)。

- a) 機密性又は完全性が保護されているデータにアクセスすることによる攻撃には次のものが含まれる。
  - 1) 直接又は間接に内部データを読み取る、書き込む、又は改変する。
  - 2) 期待しない状況又は期待しない目的でコンポーネントを使用する。
  - 3) 抽象の上位レベルでは見えないコンポーネント間のインタフェースを使用する。

## 脆弱性評定 (AVA)

- b) 内部データの直接的又は間接的な読み取り、書き込み、又は改変には、考慮されるべき次のタイプの攻撃が含まれる。
  - 1) 利用者パスワードなど、内部に格納されている「秘密」を読み取る。
  - 2) セキュリティ実施メカニズムがある内部データに依存する場合、その内部データを偽造する。
  - 3) 環境変数(例えば、論理名)、又は構成ファイル又は一時ファイル内のデータを改変する。
- c) 高信頼プロセスを欺いて、通常はアクセスしない保護ファイルを改変させることが可能な場合がある。
- d) 評価者は、次の「危険な特性」も考慮するべきである。
  - 1) コンパイラによって TOE に組み込まれるソースコード(例えば、ログインソースコードを改変することが可能な場合がある)。
  - 2) 対話式デバッガ及びパッチ機能(例えば、実行可能イメージを改変することが可能な場合がある)。
  - 3) ファイルが保護されていない場合、デバイスコントローラレベルで変更を行う可能性。
  - 4) ソースコードに存在し、オプションとして含めることができる診断コード。
  - 5) TOE に残された開発者ツール。
- e) 期待しない状況又は期待しない目的でコンポーネントを使用することには、(例えば)TOE がオペレーティングシステムの上に作られたアプリケーションである場合、(例えば、より高い権限を獲得する目的で)自己のコマンドファイルを改変するためにワードプロセッサパッケージ又はその他のエディタの知識を利用者が悪用することが含まれる。
- f) 抽象の上位レベルでは見えないコンポーネント間のインタフェースを使用することには、資源への共用アクセスを悪用する攻撃(あるコンポーネントによる資源の改変が、他の(高信頼)コンポーネントのふるまいに影響を与えられる)が含まれる。例えば、ソースコードレベルでグローバルデータ又は共有メモリ又はセマフォなどの間接メカニズムの使用を通して影響を与えられる。
- g) TOE を一般的でない又は期待しない状況に対応させる攻撃が、常に考慮されるべきである。関連する要素には、次のものが含まれる。
  - 1) コンポーネントに期待しない入力を生成する。
  - 2) 下位レベルコンポーネントがある前提条件及び特性に依存する場合、それらを無効にする。
- h) コンポーネントへの期待しない入力の生成には、次の場合の TOE のふるまいを調査することが含まれる。
  - 1) コマンド入力バッファオーバーフロー(おそらく、「スタックをクラッシュさせる」又はその他の格納領域の上書き(攻撃者が悪用できるかもしれない)、又は、暗号化されていないパスワードなど、機密に関する情報が含まれているクラッシュダンプの強制が起こる)。
  - 2) 正当でないコマンド又はパラメタの入力(パラメタを介してデータが戻ることを期待するインタフェースに読み取り専用パラメタを提供したり、SQL インジェクションや書式文字列など解析に失敗する不正な形式の入力を提供したりすることが含まれる)。

- 3) 監査証跡に挿入されるファイルの終わりマーカー(例えば、CTRL-Z 又は CTRL-D)又は null 文字。
- i) 下位レベルがある前提条件及び特性に依存する場合、それらが無効にすることには、セキュリティ関連データが特定の形式であること又は特定の範囲の値であることをソースコードが(明示的又は暗黙に)想定するという、ソースコードでの誤りを悪用する攻撃が含まれる。これらの場合、評価者は、データを異なる形式にするか又は別の値にすることにより、そのような前提条件が無効にすることができるかどうか、及びそのような場合、攻撃者に利益をもたらすかどうかを決定すべきである。
  - j) TSF の正しいふるまいは、資源が限界に達するか又はパラメタが最大値に達する極端な状況で無効になる前提条件に依存する場合がある。評価者は、(実際的な場合)限度に達したときの TOE のふるまいを考慮すべきである。例えば:
    - 1) 日付の変更(例えば、クリティカルな日付の閾値を過ぎたときの TOE のふるまいを検査する)。
    - 2) ディスクが一杯になる。
    - 3) 利用者の最大数を越える。
    - 4) 監査ログが一杯になる。
    - 5) コンソールのセキュリティアラームキューが飽和状態になる。
    - 6) 通信コンポーネントに大きく依存する複数利用者 TOE の様々な部分がオーバーロードしている。
    - 7) トラフィックの負荷でネットワーク又は個々のホストが利用不能になる。
    - 8) バッファ又はフィールドが一杯になる。
  - k) セキュリティの実施を無効にするか、又は遅らせることによる攻撃には次の要素が含まれる。
    - 1) 順序を混乱させるために割り込み又はスケジューリング機能を使用する。
    - 2) 同時性を混乱させる。
    - 3) 抽象の上位レベルでは見えないコンポーネント間のインタフェースを使用する。
  - l) 順序を混乱させるための割り込み又はスケジューリング機能の使用には、次の場合の TOE のふるまいの調査が含まれる。
    - 1) コマンドが割り込まれる(CTRL-C、CTRL-Y などによる)。
    - 2) 最初の割り込みに応答が出されるまえに、次の割り込みが出される。
  - m) セキュリティ上クリティカルなプロセス(例えば、監査デーモン)を停止することによる影響が検査されるべきである。同様に、監査記録のログ、又はアラームの発行や受信を遅らせて、管理者の役に立たないようにする(攻撃がすでに成功しているため)ことが可能な場合がある。
  - n) 同時性の混乱には、複数のサブジェクトが同時にアクセスを試みるときの TOE のふるまいの調査が含まれる。TOE は、2 つのサブジェクトが同時にアクセスしようとするときに必要となるインターロックに対処できるが、さらにサブジェクトが存在する場合は、ふるまいの定義が明確でなくなることがある。例えば、クリティカルなセキュリティプロセスが必要とする資源に別の 2 つのプロセスがアクセスしていると、クリティカルなセキュリティプロセスが資源待機状態になることがある。

## 脆弱性評定 (AVA)

- o) 抽象の上位レベルでは見えないコンポーネント間のインタフェースの使用は、時間的な要求が厳しい(time-critical)高信頼プロセスを遅らせる手段を提供することがある。
- p) 物理的攻撃は、物理的プロービング、物理的操作、物理的改変、物理的置き換えに分類することができる。
  - 1) TOE の内部構造を狙った TOE への侵入(例えば、内部の通信インタフェース、配線、又はメモリの読み取り)による物理的プロービング。
  - 2) 物理的操作には、TOE の内部構造に対して TOE の内部改変を目的に実行されるもの(例えば、光学的障害誘発を相互作用プロセスとして使用する)、TOE の外部インタフェースに対して実行されるもの(例えば、電源又は時計の異常)、及び TOE 環境に対して実行されるもの(例えば、温度の変更)がある。
  - 3) 通常の操作では拒否されるべきである権限又はその他の能力を継承するための、TOE の内部のセキュリティ実施の性質に対する物理的改変。こうした改変は、光学的障害誘発などによって引き起こされる可能性がある。物理的改変による攻撃は、実行前に TSF 内部プログラムのデータ転送に障害を発生させるなどして、TSF 自体の改変をもたらす可能性もある。攻撃者による TOE への物理的アクセスを防止するためのその他の手段(おそらくは環境的手段)がない場合、TSF 自体を改変するこの種のバイパスにより、全ての TSF が危険にさらされる可能性があることに注意のこと。
  - 4) 物理的置き換えは、TOE の配付中又は運用中に TOE を別の IT エンティティに置き換える。開発環境から利用者への TOE の配付中に行われる置き換えは、セキュアな配付手続き(開発セキュリティ(ALC\_DVS)の下で考慮された手続きなど)の適用によって防止されるべきである。運用中に行われる TOE の置き換えは、利用者ガイダンスと運用環境の組み合わせを通じて考慮することができる。これにより利用者は、TOE と対話していることに確信を持てるようになる。

### B.3.3 直接攻撃

直接攻撃には、順列的メカニズム、確率的メカニズム、又はその他のメカニズムが直接攻撃に耐え得ることを確認するための強度テストに必要なあらゆる侵入テストの識別が含まれる。

例えば、擬似乱数ジェネレータの特定の実装が、セキュリティメカニズムを実現するために必要なエントロピーを持つというのは間違った想定である場合がある。

確率的又は順列的メカニズムが、セキュリティ属性値の選択(例えば、パスワード長の選択)、あるいは人間の利用者によるデータエントリ(例えば、パスワードの選択)に依存する場合は、最悪のケースを反映した想定が行われるべきである。

確率的又は順列的メカニズムは、このサブアクティビティへの入力として必要な評価証拠(セキュリティターゲット、機能仕様、TOE 設計、及び実装表現サブセット)の調査中に識別されるべきである。また、その他の TOE(例えば、ガイダンス)証拠資料が、その他の確率的又は順列的メカニズムを識別する場合もある。

設計証拠又はガイダンスに主張又は想定(例えば、毎分可能な認証の試行回数)が含まれている場合、評価者は、これらが正しいことを独立して確認するべきである。これは、テスト又は独立分析によって達成することができる。

暗号アルゴリズムの弱点に依存する直接攻撃は、CC パート 3 の範囲外であるため、脆弱性分析(AVA\_VAN)で考慮されるべきでない。暗号アルゴリズムの実装の正確性は、ADV 及び ATE アクティビティで考慮される。

### B.3.4 監視

情報はエンティティの特性間の関係に関する抽象的な概念であり、信号がシステムに関する情報を含む (TOE がこの信号に反応できる場合)。TOE 資源は、利用者データによって表される情報を処理及び格納する。したがって情報は以下のような特徴を持つ。

- a) 情報は、TOE 内転送又は TOE からのエクスポートにより、利用者データとともにサブジェクト間を流れることができる。
- b) 情報は、生成され、他の利用者データに対して渡すことができる。
- c) 情報は、情報を表すデータに対する操作を監視することから得られる。

利用者データによって表される情報は、データに対する操作を制御するために、「秘密ではない」、「機密」、「秘密」、「最高秘密」などの値を持つ「秘密区分レベル」のようなセキュリティ属性によって特徴付けることができる。操作により、この情報、ひいてはセキュリティ属性を変更することができる。例えば、FDP\_ACC.2 は、「無害化(sanitarisation)」によってレベルの低下を表現したり、データの組み合わせによってレベルの上昇を表現したりできる。これは、制御されたオブジェクトに対する制御されたサブジェクトの制御された操作に焦点を当てた情報フロー分析の 1 つの側面である。

別の側面は不正情報フローの分析である。この側面は、FDP\_ACC ファミリによって扱われる利用者データを含むオブジェクトへの直接アクセスよりも一般的である。情報フロー制御方針の制御下で情報を伝達する意図しない信号チャネルもまた、この情報を含むオブジェクト又はこの情報に関連するオブジェクトの処理を監視することによって引き起こされる場合がある(例えば、副次的チャネル)。意図した信号チャネルは、資源を操作するサブジェクト、及びこうした操作を観察するサブジェクト又は利用者の観点から識別される場合がある。従来、隠れチャネルは、改変又は調節される資源に従って、タイミングチャネル又は格納チャネルとして識別されてきた。その他の監視攻撃に関しては、TOE の使用は SFR により変動する。

隠れチャネルは、通常、観察不能性及びマルチレベル分離方針の要件が TOE に含まれる場合に適用される。隠れチャネルは、脆弱性分析及び設計アクティビティの実行中に決まって発見されるため、テストを実施するべきである。ただし、こうした監視攻撃は、通常、「隠れチャネル分析」と一般に呼ばれる専門的な分析技法を通じてのみ識別される。これらの技法をテーマにした研究が数多く行われており、このテーマに関する報告書が多数公開されている。隠れチャネル分析の実施に関するガイダンスは、評価監督機関に求めるべきである。

意図しない情報フローの監視攻撃には、ガイダンス文書に対応した方法で TOE を操作することにより、TOE の機密内部データの開示を目的とする受動的な分析技法が含まれる。

副次的チャネル分析には、TOE の物理的漏洩に基づく暗号解読技法が含まれる。物理的漏洩は、タイミング情報、及び TSF の計算時における電力消費又は電力放射によって発生する可能性がある。タイミング情報は、(TOE へのネットワークアクセスができる)遠隔地の攻撃者も収集することができる。電力ベースの情報チャネルを収集する場合、攻撃者は TOE 環境の近くにいる必要がある。

盗聴技法には、コンピュータディスプレイの電磁波放射や光学的放射など、TOE の近くで発生するとは限らないあらゆる形式のエネルギーの傍受が含まれる。

監視には、SSL 実装に対する攻撃など、プロトコルの欠陥の悪用も含まれる。

### B.3.5 誤使用

誤使用が発生する要因には次のものが挙げられる。

- a) 不完全なガイダンス文書

## 脆弱性評価 (AVA)

- b) 不合理なガイダンス
- c) 意図されたものでない TOE の誤構成
- d) TOE の強制的例外のふるまい

ガイダンス文書が不完全であると、SFR に従って TOE を操作する方法が利用者に理解されない場合がある。評価者は、ガイダンスが完全であることを決定するために、他の評価アクティビティを実行することによって得られた TOE の知識を応用すべきである。特に、評価者は機能仕様を考慮すべきである。この文書に記述されている TSF は、人間の利用者に提供されている TSFI を通じたセキュアな管理と使用を可能にするために、必要に応じてガイダンスに記述されるべきである。さらに、各種操作モードを考慮して、全ての操作モードに対してガイダンスが提供されていることを保証するために、各種操作モードが考慮されるべきである。

評価者は、補足的に、ガイダンスとこれらの文書間の非形式的マッピングを準備することができる。このマッピングからの欠落はいずれも、不完全性を示す。

TOE の使用又は運用環境に対して、ST と一致しない要求や、セキュリティを維持する上で負荷が大きい要求がガイダンスで行われている場合、そのガイダンスは合理的でないとみなされる。

TOE は、消費者が SFR に従って TOE を効果的に使用できるように支援し、意図しない誤構成を防止するために様々な方法を使用することができる。ある TOE が、その TOE と SFR が一致していない状態のときに消費者に警告する機能性(特徴)を採用することがある一方で、他の TOE は、既存のセキュリティ機能の特徴を効果的に使用するための示唆、ヒント、手続きなどを含んだ高度なガイダンスとともに配付されることがある。例えば、SFR が危険にさらされている状態、つまり安全でない状態であることを検出するための一助として監査という特徴を使用するためのガイダンスなどが挙げられる。

評価者は、TOE の機能性、その目的、及び運用環境のセキュリティ対策方針を考慮することで、ガイダンスの使用によって、安全でない状態への移行をタイムリに検出できるという合理的予測が存在するかどうかを結論付ける。

TOE が安全でない状態に移行する可能性は、TOE の保証パッケージに含まれているコンポーネントの証拠として提供される ST、機能仕様、その他の設計表現(例えば、TOE 設計(ADV\_TDS)のコンポーネントが含まれている場合は、TOE/TSF 設計仕様)などの評価用提供物件を使用して決定することができる。

TSF の強制的例外のふるまいの例としては次のものが挙げられる。ただし、これらには限定されない。

- a) スタートアップ、クローズダウン又は誤り回復が行われるときの TOE のふるまい。
- b) 極端な状況下での TOE のふるまい(オーバロード又は漸近的ふるまいとも呼ばれる)。特にこの場合、TSF の部分的な非活性化や無効化を招く可能性がある。
- c) 前述の改ざんに関する節に記述されている攻撃によって生じる、意図的でない誤構成又は安全でない使用の可能性。

## B.4 潜在的脆弱性の識別

潜在的脆弱性は、評価者によって様々なアクティビティで識別される。例えば、評価アクティビティで明らかになる場合や、脆弱性を探索するための証拠分析によって識別される場合がある。

### B.4.1 遭遇による識別

遭遇による脆弱性の識別では、評価者が評価アクティビティの実施中に潜在的脆弱性を識別する。つまり、潜在的脆弱性の識別を明確な目的として証拠が分析されているときではない。

遭遇による識別という方法は、評価者の経験と知識に依存するもので、評価監督機関によって確認及び指導される。再現性のない手法ではあるが、報告された潜在的脆弱性から得られた結論の反復性を保証するために文書化される。

この方法に形式的な分析基準は必要とされない。潜在的脆弱性は、知識と経験の結果として、提供される証拠から識別される。ただし、この識別方式は、特定の証拠のサブセットに制約されない。

評価者は、TOE タイプの技術、及び文書化されて公開されている既知のセキュリティ欠陥に関する知識があるものとみなされる。想定される知識レベルは、TOE タイプに関するセキュリティ関連メーリングリスト、普及している製品と技術のセキュリティ問題を調査する機関が発行する定例公報(バグ、脆弱性、セキュリティ欠陥に関するリスト)から得られる知識である。AVA\_VAN.1 又は AVA\_VAN.2 に関しては、この知識を、特定のカンファレンスの記録や、大学の研究機関が発行する詳細な論文にまで広げることは期待されていない。ただし、最新の知識を利用できるように、評価者は公知の資料の探索を行う必要があるかもしれない。

AVA\_VAN.3 から AVA\_VAN.5 に関しては、公開の場で利用できる情報の探索を、カンファレンスの記録や、大学の研究機関及びその他の関連組織が研究・調査によって作成する論文にまで広げることが期待されている。

例えば、潜在的脆弱性は次のような経緯で生じる(評価者がどのようにして潜在的脆弱性を発見するか)。

- a) 評価者が、ある証拠の検査中に、同様の製品種別で識別された潜在的脆弱性を思い出し、評価されている TOE にも同じ脆弱性があることを確信する場合
- b) 評価者が、ある証拠の検査中にインタフェースの仕様の欠陥を発見し、それが潜在的脆弱性を表している場合

これには、特定の製品種別における一般的な脆弱性について記載された IT セキュリティ資料又は評価者が購読しているセキュリティ関連メーリングリストを通じて、TOE の潜在的脆弱性を認識することも含まれる場合がある。

攻撃方法は、これらの潜在的脆弱性から直接開発することができる。このため、発見された潜在的脆弱性は、評価者の脆弱性分析に基づいて侵入テストを生成する際に照合される。評価者が潜在的脆弱性に遭遇するための明確なアクションはない。このため、評価者への指示は、AVA\_VAN.1.2E 及び AVA\_VAN.\*.4E で特定された暗黙のアクションを通じて行われる。

公知の脆弱性と攻撃に関する最新の情報は、例えば評価監督機関によって、評価者に提供される場合がある。この情報は、検出された脆弱性及び攻撃方法を、評価者が侵入テスト開発時に照合する際に考慮する。

## B.4.2 分析による識別

### B.4.2.1 一般

次の分析タイプは、評価者アクションの観点から提供される。

### B.4.2.2 構造化されていない分析

(サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.2)で)評価者によって実行される構造化されていない分析では、評価者が一般的な脆弱性(B.1.3 を参照)を考慮することができる。また、評価者は、同様の技術タイプでの欠陥に関する各自の経験と知識を利用することもできる。

### B.4.2.3 焦点を置いた分析

## 脆弱性評定 (AVA)

評価アクティビティの実施中に、評価者は関心の分野を識別することもある。これらは、証拠が関連付けられているアクティビティの要件を証拠は満たすが、評価者が不安を抱いている TOE 証拠の特定の部分である。例えば、特定のインタフェース仕様が特に複雑に見えるため、TOE の開発又は TOE の運用において誤りが発生しやすくなる可能性がある。この段階では、明白な潜在的脆弱性は存在しないが、さらに調査が必要である。これは、さらに調査が必要なため、遭遇により識別される範囲を越えている。

潜在的脆弱性と関心の分野の違いは次のとおりである。

- a) 潜在的脆弱性 - 弱点を悪用するための攻撃方法又は TOE に関連する脆弱性情報を、評価者が認識している。
- b) 関心の分野 - 他の場所で提供された情報に基づいて、評価者が関心の分野を潜在的脆弱性として考慮に入れることができる。評価者は、インタフェース仕様を確認することで、インタフェースが極端に(不必要に)複雑であるために潜在的脆弱性がその分野に存在するかもしれないことを識別するが、この最初の検査ではそれが明らかにならない。

脆弱性を識別するための焦点を置いた手法とは、含まれている情報から明らかになる潜在的脆弱性を識別することを目的とした証拠の分析である。この手法は事前に決定されていないため、これは、構造化されていない分析になる。潜在的脆弱性を識別するためのこの手法は、サブアクティビティの評価 (AVA\_VAN.3)に必要な独立脆弱性分析の中で使用できる。

この分析は、様々な手法で実現可能であり、どの手法でも同一レベルの信頼が得られる。どの手法にも、実行される証拠の検査について厳密な形式はない。

使用される手法は、証拠が AVA/AGD サブアクティビティの要件を満たしていることを決定するための、評価者による証拠の評定の結果によって方向付けられる。このため、潜在的脆弱性の存在に関する証拠の調査は、次のどれによって方向付けてもよい。

- a) 評価アクティビティの実施中に行われた証拠の検査中に識別された関心の分野。
- b) アーキテクチャ設計の分析中(サブアクティビティの評価(ADV\_ARC.1)での分析など)に識別された、分離を提供する特別な機能性への依存性。バイパス不可能であることを決定するためにさらなる分析を必要とする。
- c) TOE での潜在的脆弱性を仮定するための、証拠の代表検査。

評価者は、証拠内の潜在的脆弱性を識別するために、どのようなアクションがとられたかを報告する。ただし評価者は、検査を始める前に、潜在的脆弱性を識別する手順を記述することはできない場合がある。手法は、評価アクティビティの結果によって漸進的に発展する。

関心の分野は、TOE 評価に対して特定された SAR を満たすために提供されるあらゆる証拠の検査から生じる可能性がある。公開の場でアクセスできる情報も考慮される。

評価者が実行するアクティビティは再現可能であり、結論を得るために実行される手順は異なっているが、TOE での保証レベルという点で同一の結論を得ることができる。評価者は、実行した分析の形式を文書化するため、結論を得るために実際に実行された手順も再現可能である。

### B.4.2.4 系統的分析

系統的分析手法は、証拠の構造化された検査の形式をとる。この方法では、分析が採用する構造と形式を評価者が特定する必要がある(つまり、焦点が置かれた識別方法とは異なり、分析が実行される方法が事前に決定されている)。この方法は、考慮される情報及び考慮される方法/理由の観点で特定される。潜在的脆弱性を識別するためのこの手法は、サブアクティビティの評価(AVA\_VAN.4)及びサブアクティビティの評価(AVA\_VAN.5)に必要な独立脆弱性分析の中で使用できる。

この証拠の分析は、意図的で、かつ手法が事前に計画されており、分析への入力として識別された全ての証拠を考慮に入れる。

保証パッケージで特定されている(ADV)保証要件を満たすために提供される全ての証拠は、潜在的脆弱性識別アクティビティへの入力として使用される。

この分析の「系統的」という記述は、この潜在的脆弱性の識別で順序付けられかつ計画された手法が使用されるという特性を表現しようとして使用されている。検査では「方法」又は「体系」が適用される。評価者は、どのような証拠が考慮されるか、検査される証拠内の情報、この情報が考慮される方法、及び立てられる仮定の観点から使用される方法を記述する。

仮定に含まれる可能性があるいくつかの例を次に示す。

- a) 外部インターフェースで攻撃者に対して利用可能な状態になっているインターフェースに対する誤った形式の入力の考慮
- b) ドメイン分離などのセキュリティメカニズムを検査し、分離の劣化をもたらす可能性がある内部バッファオーバーフローを仮定
- c) TOE 実装表現においては作成されることになっており、その時点では完全には TSF によって制御されておらず、SFR を損なうために攻撃者によって使用される可能性がある任意のオブジェクトを識別するための分析

例えば、評価者は、インターフェースが TOE の潜在的な弱点の分野であることを識別し、「機能仕様及び TOE 設計で提供された全てのインターフェース仕様が潜在的な脆弱性を仮定するために分析される」という分析に対する手法を特定し、続けてこの仮定で使用される方法を説明することができる。

この識別方式は、TOE を攻撃する構想を提供し、その構想は、評価者が TOE の潜在的脆弱性の侵入テストを完成させて実行するであろう。この識別方式の根拠は、TOE で実行される悪用可能かどうかの決定のカバレッジ及び深さの証拠を提供するであろう。

## B.5 攻撃能力の使用

### B.5.1 開発者

攻撃能力は、PP/ST 作成者が、脅威の環境及び保証コンポーネントの選択を考慮して、PP/ST の開発中に使用する。ここでは、想定される TOE の攻撃者が持つ攻撃能力が、基本、強化基本、中、又は高として一般的に特徴付けられるという決定が行われる場合がある。あるいは、攻撃者が保有すると予想される個別要因の特定レベルを、PP/ST で特定する場合がある。(例えば、攻撃者が、特殊機器へのアクセスが可能な TOE 技術タイプのエキスパートであると想定される場合)

PP/ST 作成者は、リスク評価時に開発した脅威プロファイルを考慮する(CC の範囲外であるが、セキュリティ課題定義の観点、又は直接根拠 ST での要求ステートメントの観点から、PP/ST の開発に対する入力として使用される)。この後の節で説明するいずれかの手法の観点からこの脅威プロファイルを考慮することで、TOE が耐えられる攻撃能力の特定が可能となる。

### B.5.2 評価者

攻撃能力は、特に、ST 評価及び脆弱性評価アクティビティ中に 2 つの異なる方法で評価者によって考慮される。

攻撃能力は、評価者が、脆弱性分析サブアクティビティの実施中に、攻撃者が持つ特定の攻撃能力を想定した攻撃に TOE が耐え得るかどうかを決定するために使用する。潜在的脆弱性が TOE で悪用可能であ

## 脆弱性評定 (AVA)

ると決定した場合、評価者は、意図する環境の全ての局面を、攻撃者の想定攻撃能力も含めて考慮したうえで、それが悪用可能であることを確認しなければならない。

したがって評価者は、セキュリティターゲットの脅威ステートメントで提供される情報を使用して、攻撃者が攻撃を成功させるために必要とする最小限の攻撃能力を決定し、攻撃に対する TOE の耐性についての結論を出す。表 B.1 は、この分析と攻撃能力との関係を示している。

表 B.1 — 脆弱性のテストと攻撃能力

脆弱性コンポーネント	TOE は、次の攻撃能力を持つ攻撃者に対抗する	残存脆弱性は、次の攻撃能力を持つ攻撃者のみが悪用できる
VAN.5	高	高より上
VAN.4	中	高
VAN.3	強化基本	中
VAN.2	基本	強化基本
VAN.1	基本	強化基本

上の表の残存脆弱性の列に示されている「高より上」エントリは、潜在的脆弱性を悪用するために攻撃者が「高」よりも高い攻撃能力を持つことを必要とする潜在的脆弱性を表す。ここで残存と分類される脆弱性は、TOE に既知の弱点が存在するが、現在の運用環境では、想定される攻撃能力を使用して弱点を悪用できないという事実を反映している。

脆弱性の悪用を防止する対抗策を運用環境で講じることにより、全ての攻撃能力レベルにおいて潜在的脆弱性を「実行不可能」とみなすことができる。

脆弱性分析は、確率的又は順列的メカニズムにアクセスするものを含む全ての TSFI に適用される。TSFI の設計及び実装の正確性に関する想定は行われぬ。また、攻撃方法又は攻撃者と TOE の相互作用に対して制約は課せられない - 攻撃が可能な場合は、脆弱性分析でその攻撃が考慮される。表 B.1 に示すように、脆弱性保証コンポーネントに対する評価の成功は、要求された脅威レベルから保護するように TSF が設計され、実装されていることを表す。

評価者は、個々の潜在的脆弱性について攻撃能力を計算する必要はない。場合によっては、攻撃方法を開発する際に、その攻撃方法の開発と実行に必要な攻撃能力が、運用環境の攻撃者に想定される攻撃能力と釣り合っているかどうか明らかになる。悪用可能なことが決定された全ての脆弱性に対し、評価者は、攻撃者に想定される攻撃能力のレベルで悪用が可能かどうかを決定するために攻撃能力計算を実行する。

代替手法が適用される必須ガイダンスを評価監督機関が提供しない場合、攻撃能力の計算が必要なときには、以下で説明する手法が必ず適用される。この後の表 B.2 及び表 B.3 に示す値は、数学的に証明されたものではない。このため、これらの表の値は、技術種別及び特定の環境に応じて調整する必要がある場合がある。評価者は、評価監督機関からガイダンスを求めるべきである。

## B.6 攻撃能力の計算

### B.6.1 攻撃能力の適用

#### B.6.1.1 一般

攻撃能力は、専門知識、資源、及び動機によって決まる。これらの要因を表現及び定量化する複数の方法がある。また、特定の TOE タイプに対し、これ以外の要因が適用されることもある。

#### B.6.1.2 動機の取り扱い

動機は、攻撃者及び攻撃者が望む資産に関するいくつかの観点を記述するために使用することができる攻撃能力の要因である。第一に、動機は、攻撃の可能性を暗示することができる - 高い動機付けが記述されている脅威からは攻撃が差し迫っていることを、又は動機付けされていない脅威からは攻撃が予想されないことを推測できる。ただし、この 2 つの極端なレベルの動機を除いて、動機から攻撃が起きる確率を引き出すのは困難である。

第二に、動機は、攻撃者又は資産の所有者にとっての金銭的又はそれ以外の資産価値を暗示することができる。非常に価値の高い資産は、価値の低い資産に比べて、攻撃を動機付ける可能性が高い。ただし、非常に一般的な方法は別として、資産の価値は主観的であるため(つまり、資産の所有者にとっての資産価値に大きく左右されるため)に、資産価値を動機に関連付けることは困難である。

第三に、動機は、攻撃者が攻撃を成功させるための専門知識と資源を暗示することができる。動機付けの高い攻撃者は、資産を保護する手段を打破するための十分な専門知識と資源を得る可能性が高いと推測できる。逆に、十分な専門知識と資源を備えた攻撃者でも、その動機が低い場合は、それらを使用して攻撃を成功させようとはしないと推測できる。

評価を準備し、実行する過程において、ある時点で動機の 3 つの観点全てが考慮される。第一の観点である攻撃の可能性は、開発者を評価に向かわせる場合がある。攻撃者が攻撃を行うために十分に動機付けられていると開発者が考える場合、評価は、攻撃者の労力に対抗する TOE の能力を保証することができる。システム評価などにおいて運用環境が明確に定義されている場合は、攻撃の動機レベルが判明している場合があり、それが対抗策の選択に影響を与える。

第二の観点を考慮するとき、資産の所有者は、資産の価値(ただし、測定された)が資産に対する攻撃を動機付けるのに十分であると考えられる場合がある。評価が必要であると判断されると、試行されそうな攻撃の方法と、それらの攻撃で使用される専門知識及び資源を決定するために攻撃者の動機が考慮される。検査後、開発者は、特に AVA 要件コンポーネントにおいて、脅威に対する攻撃能力に釣り合った適切な保証レベルを選択することができる。評価の過程で、特に脆弱性評定アクティビティを完了した結果として、評価者は、TOE が、その運用環境で動作する際に、識別された専門知識と資源を備えた攻撃者を十分に阻止できるかどうかを決定する。

PP 作成者は、TOE(PP の要件に適合)の置かれる運用環境を熟知しているため、攻撃者の動機を定量化することができる場合がある。このため、PP での攻撃能力の表現に、動機が、その定量化に必要な方法及び尺度とともに、明示的に組み込まれる可能性がある。

## B.6.2 攻撃能力の特徴付け

### B.6.2.1 一般

この節では、攻撃能力を決定する要因を検査し、評価プロセスのこの側面から主観性のある程度排除するために役立つガイドラインを提供する。

### B.6.2.2 攻撃能力の決定

攻撃能力の決定は、攻撃を作成し、その攻撃が TOE に成功裏に適用可能であることを実証するための労力(必要なテスト装置の設定及び構築を含む)、すなわち、TOE 内の脆弱性の悪用に必要な労力を識別することである。攻撃が成功裏に適用可能であることを実証する場合は、結果を拡張して有効な攻撃を作成する際の困難について考慮する必要がある。例えば、ある 1 回の試行によって機密データ項目(キーなど)のいくつかのビット又はバイトが明らかになる場合、そのデータ項目の残りがどのようにして取得されるかを考慮する必要がある(この例では、いくつかのビットはさらなる試行によって測定されるが、それ以外のビットは徹底的探索などの異なる技法によって検出されることがある)。攻撃に関して次の 2 点が明確に実証されている場合、全ての試行を行わなくても完全な攻撃を識別できることがある。すなわち、1 つは TOE 資産へのアクセスが確保されていること、もう 1 つは対象となる AVA\_VAN コンポーネントに従って悪用目的の完全な攻撃が現実に実行可能であることである。対象となる AVA\_VAN コンポーネント

## 脆弱性評価 (AVA)

に従って悪用目的の完全な攻撃が現実に行われることを実証するために、完全な攻撃を実行する以外に方法がない場合がある。そして、それを実際に必要である資源に基づいて評価する。潜在的脆弱性の識別から得られる成果物の 1 つとして想定されているのは、別の TOE インスタンスの脆弱性を悪用する際に使用可能な攻撃の実行方法に関する段階的説明を提供するシナリオである。

多くの場合、評価者は、完全な悪用を実行するのではなく、悪用のパラメータを見積もる。この見積もりとその根拠は、ETR に記載される。

### B.6.2.3 考慮する必要がある要因

脆弱性を悪用するために必要な攻撃能力を分析するとき、次の要因が考慮されるべきである。

- a) 識別して悪用するために要する時間(**所要時間**)
- b) 必要な技術的専門知識(**専門家の専門知識**)
- c) TOE 設計と運用の知識(**TOE の知識**)
- d) 機会の期間
- e) 悪用に必要な IT ハードウェア/ソフトウェア又はその他の機器

多くの場合、これらの要因は、独立ではなく、かなりの程度、相互に置き換えることができる。例えば、専門知識又はハードウェア/ソフトウェアは、時間に置き換えることができる。次にこれらの要因について説明する(各要因のレベルは、規模の小さなものから順に説明する)。その場合は、より「安価な」組み合わせを悪用フェーズで考慮する。

**所要時間**は、攻撃者が、TOE に特定の潜在的脆弱性が存在することを識別し、攻撃方法を開発し、さらに TOE に対して攻撃を仕掛けるために必要な労力を持続させる時間の合計である。この要因を考慮する際には、最悪のケースのシナリオを使用して必要な時間を見積もる。識別されている時間は、次のとおりである。

- a) 1 日未満
- b) 1 日～1 週間
- c) 1 週間～2 週間
- d) 2 週間～1 ヶ月
- e) 6 ヶ月に達するまで 1 ヶ月ずつ追加した値
- f) 6 ヶ月以上

**専門家の専門知識**は、基本原理、製品種別、又は攻撃方法(例えば、インターネットプロトコル、UNIX オペレーティングシステム、バッファオーバーフロー)についての一般的な知識のレベルを意味する。識別されているレベルは、次のとおりである。

- a) 「しろうと」(Layman)は、エキスパートや熟練者と比べて知識が乏しく、特別の専門知識を持っていない。
- b) 「熟練者」(Proficient)は、製品又はシステム種別のセキュリティのふるまいを理解しているという点で知識が豊富である。

- c) 「エキスパート」(Expert)は、製品又はシステム種別で実装されている、基礎となるアルゴリズム、プロトコル、ハードウェア、構造、セキュリティのふるまい、採用されているセキュリティの原理と概念、新しい攻撃を定義するための技術とツール、暗号、製品種別に対する従来型の攻撃、攻撃方法などを理解している。

攻撃の各ステップに対処するために、様々な分野に関するエキスパートレベルの専門知識が求められる状況を考慮して、「複数のエキスパート」レベルが導入されている。

複数の種類の専門知識が必要となる場合がある。デフォルトでは、様々な専門知識要因の中でより高度なものが選択される。非常に特殊なケースでは、「複数のエキスパート」レベルを使用できる。ただし、HW 操作と暗号化技術などのようにまったく異なる分野に関する専門知識でなければならないことに注意すべきである。

**TOE の知識**は、TOE に関係する特定の専門知識を意味する。これは、一般的な専門知識とは区別されるが、それに関係がないことはない。識別されているレベルは、次のとおりである。

- a) TOE に関する公開情報(例えば、インターネットから得られる)
- b) TOE に関する制限的な情報(例えば、開発者組織内で管理され、秘密保持契約の下で他の組織と共有される知識)
- c) TOE の機密に関わる情報(例えば、開発者組織内の極秘チーム間で共有され、その特定のチームのメンバーのみがアクセスできる知識)
- d) TOE に関する危機的な情報(例えば、少数の個人のみが把握している知識。この知識へのアクセスは、厳格な **need to know basis** (情報を知る必要がある者だけが知るという原則)及び個別の条件で非常に厳しく管理される)

TOE の知識は、設計抽象度に従って等級付けされるが、これは TOE の基準によって TOE でのみ行うことができる。一部の TOE 設計は公開情報源(又はかなりの部分が公開情報源に基づいている)であるため、設計表現は公開又は最高でも制限的として分類されるであろうが、一方で他の TOE の実装表現は、攻撃を助長する情報を攻撃者に与えるであろうことから、非常に厳密に管理されており、そのために機密に関わる、あるいは危機的であるとみなされる。

複数の種類の知識が必要となる場合がある。そのような場合、様々な知識要因の中でより高度なものが選択される。

**機会の期間**(機会)も重要な考慮事項であり、**所要時間**要因と関係がある。脆弱性の識別又は悪用には、検出される可能性が高まるくらいに、TOE へのかなりの量のアクセスを必要とする場合がある。攻撃方法の中には、オフラインでかなりの労力を必要とし、悪用するための TOE への簡単なアクセスだけを必要とするものがある。またアクセスは、継続的であるか又は多数のやりとりを必要とする場合がある。

TOE によっては、攻撃者が取得できる TOE のサンプルの数が**機会の期間**と同一視されることがある。これは特に、TOE に侵入して SFR を侵害する試みによって TOE が破壊されるかもしれない、その TOE サンプル(例えば、ハードウェアデバイス)をそれ以降のテストで使用できなくなる場合に関する。このような場合、TOE の配付が管理され、そのために攻撃者が TOE のサンプルを追加で取得するために労力を費やさなければならないことがよくある。

この説明における機会の意味は次のとおりである。

- a) 「不必要/無制限」のアクセスは、攻撃があらゆる機会の実現を必要としないことを意味する。これは、TOE へのアクセス中に検出されるリスクがなく、攻撃に必要な数の TOE サンプルに問題なくアクセスできるためである。

## 脆弱性評定 (AVA)

- b) 「容易」は、アクセスの必要な期間が 1 日未満であり、攻撃の実行に必要な TOE サンプルの数が 10 未満であることを意味する。
- c) 「中」は、アクセスの必要な期間が 1 ヶ月未満であり、攻撃の実行に必要な TOE サンプルの数が 100 未満であることを意味する。
- d) 「困難」は、少なくとも 1 ヶ月のアクセスを必要とするか、又は攻撃の実行に必要な TOE サンプルの数が 100 以上であることを意味する。
- e) 「なし」は、攻撃を実行するための十分な機会が得られないことを意味する(悪用されようとする資産が利用可能な期間又は侵害を受けやすい期間が、攻撃を実行するために必要な機会の期間よりも短い場合。例えば、攻撃に 2 週間を要するが、資産キーが毎週変更される場合)。もう 1 つのケースとして、攻撃の実行に必要な十分な数の TOE サンプルに攻撃者がアクセスできない場合が挙げられる。例えば、TOE がハードウェアで、攻撃が成功する代わりにその TOE が攻撃中に破壊される可能性が非常に高く、攻撃者が 1 つの TOE サンプルにしかアクセスできない場合である。

この要因の考慮によって、時間の可用性に対する要件が、得られる機会の時間を上回るために悪用を遂行できないことを判断できる場合がある。

**IT ハードウェア/ソフトウェア又はその他の機器**は、脆弱性を識別又は悪用するために必要な機器を意味する。

「標準機器」(Standard equipment)は、脆弱性の識別又は攻撃の目的で攻撃者が容易に使用することができる。この機器は、TOE 自体の一部(例えば、オペレーティングシステムのデバッガー)であるか、又は簡単に入手する(例えば、インターネットからのダウンロード、プロトコルアナライザ、又は簡単な攻撃スクリプト)ことができる。

「特殊機器」(Specialised equipment)は、攻撃者が容易に入手することはできないが、過度の労力を費やすことなく入手することができる。これには、大きすぎない対価で得られる機器(例えば、電力解析ツール、インターネットで接続されている数百台の PC の使用などが、このカテゴリに分類されるであろう)、又はより広範な攻撃スクリプトやプログラムの開発が含まれる。攻撃の各ステップに対処するために、特殊機器で構成された、通常とは明らかに異なるテストベンチが必要になる場合、これは「特別注文」としてレート付けされることになる。

「特別注文機器」(Bespoke equipment)は、特別に製造する必要があるか(例えば、非常に精巧なソフトウェア)、又は機器がきわめて特殊であるためにその配布が管理されている(おそらく制限されている)ことから、一般には容易に入手できない。あるいは、機器が非常に高価である。

攻撃の各ステップに対処するために、様々な種類の特別注文機器が必要となる状況を考慮して、「複数の特別注文」レベルが導入されている。

専門家の専門知識及び **TOE の知識**は、TOE を攻撃するために人が必要とする情報に関するものである。攻撃者の専門知識(攻撃者が、補完的な知識領域を持つ 1 人又は複数の人員である場合もある)と、攻撃で機器を効果的に使用する能力との間には、暗黙の関係が存在する。攻撃者の専門知識が乏しいほど、機器(IT ハードウェア/ソフトウェア又はその他の機器)を使用する可能性が低下する。同様に、専門知識が豊富であるほど、攻撃で機器が使用される可能性が増加する。暗黙ではあるが、この専門知識と機器使用の関係は、例えば、エキスパートの攻撃者による機器の使用が環境的手段によって阻止される場合、又は、他者の労力によって、専門知識をほとんど必要とせずに効果的に使用できる攻撃ツールが作成され、無料で配布されている(例えば、インターネットで)場合は、必ずしも適用されない。

### B.6.2.4 攻撃能力の計算

表 B.2 は、前の節で説明した要因を識別し、各要因の絶対的な価値に数値を関連付けている。

要因が範囲の境界に近づくと、評価者は、表のそれらの中間値を使用するように考慮すべきである。例えば、攻撃を実行するために 20 のサンプルが必要である場合は、その要因に対して 1 と 4 の間の値を選択してよい。あるいは、公開の場で利用できる設計に基づいた設計に対して開発者が変更を加えている場合は、それらの設計変更の影響についての評価者の見解に従って、0 と 3 の間の値が選択されるべきである。この表は、ガイドとして示されている。

表内の「\*\*」の仕様は、**機会の期間**を考慮した場合、この要因に関して前述した箇所に示されている時間目盛から導けるものとはみなされない。この仕様は、意図された運用環境にある TOE で特定の理由により潜在的脆弱性を悪用できないことを識別する。例えば、定期巡回が行われるような既知の環境(つまりシステムの場合)の TOE で、TOE へのアクセスは一定時間で検出されるが、攻撃者がその 2 週間の非検出期間中に TOE にアクセスできなかった場合が挙げられる。ただし、TOE がネットワークに接続されてリモートアクセスが可能である場合、又は TOE の物理的な環境が不明である場合には、これが当てはまらないであろう。

表 B.2 — 攻撃能力の計算

要因	値
<b>所要時間</b>	
<= 1 日	0
<= 1 週間	1
<= 2 週間	2
<= 1 ヶ月	4
<= 2 ヶ月	7
<= 3 ヶ月	10
<= 4 ヶ月	13
<= 5 ヶ月	15
<= 6 ヶ月	17
> 6 ヶ月	19
<b>専門知識</b>	
しろうと	0
熟練者	3 <sup>a</sup>
エキスパート	6
複数のエキスパート	8
<b>TOE の知識</b>	
公開	0
制限的	3
機密	7
危機的	11
<b>機会の期間</b>	
不必要/無制限のアクセス	0
容易	1
中	4
困難	10
なし	** <sup>b</sup>
<b>機器</b>	
標準	0
特殊	4 <sup>c</sup>
特別注文	7

## 脆弱性評定 (AVA)

要因	値
複数の特別注文	9
a 攻撃経路を完全なものにするために複数の熟練者が必要になる場合でも、その専門知識レベルは依然として「熟練者」ととどまる(レート付けの値が3になる)。 b TOE の意図する運用環境におけるその他の手段のために、攻撃経路が悪用可能でないことを示す。 c 攻撃の各ステップに対処するために、特殊機器で構成された、通常とは明らかに異なるテストベンチが必要になる場合、これは「特別注文」としてレート付けされるべきである。	

識別された潜在的脆弱性に対する TOE の耐性を決定するために、次のステップを適用すべきである。

a) 運用環境の TOE に対して実行可能な攻撃シナリオ{AS<sub>1</sub>, AS<sub>2</sub>, ..., AS<sub>n</sub>}を定義する。

b) 各攻撃シナリオについて、論理的分析を実行し、表 B.2 を使用して該当する攻撃能力を計算する。

必要な場合は、各攻撃シナリオについて、論理的分析を確認又は反証するために侵入テストを実行する。

全ての攻撃シナリオ{AS<sub>1</sub>, AS<sub>2</sub>, ..., AS<sub>n</sub>}を2つのグループに分ける。

a) 成功した攻撃シナリオ(すなわち、SFR の侵害に成功した攻撃シナリオ)。

b) 成功しないことが実証された攻撃シナリオ。

成功した攻撃シナリオの各々に対して表 B.3 を適用し、TOE の耐性と選択した AVA\_VAN 保証コンポーネントとの間に矛盾がないか確認する。表 B.3 の最後の列を参照のこと。

矛盾が1つでも見つかった場合、脆弱性評定は不合格になる。例えば、ST の作成者が AVA\_VAN.5 コンポーネントを選択し、21 ポイント(高)の攻撃能力を持つ攻撃シナリオが TOE のセキュリティを侵害したとする。この場合、TOE は「中」の攻撃力を持つ攻撃者に対する耐性がある。これは AVA\_VAN.5 に矛盾するため、脆弱性評定は不合格になる。

表 B.3 の「値」列は、SFR を侵害する攻撃シナリオの攻撃能力値(表 B.2 を使用して計算されたもの)の範囲を示している。

表 B.3 — 脆弱性及び TOE 耐性のレート付け

値	シナリオの悪用に必要な攻撃能力	満たされる保証コンポーネント	不合格になるコンポーネント
0-9	基本	-	AVA_VAN.1、 AVA_VAN.2、 AVA_VAN.3、 AVA_VAN.4、 AVA_VAN.5
10-13	強化基本	AVA_VAN.1、 AVA_VAN.2	AVA_VAN.3、 AVA_VAN.4、 AVA_VAN.5
14-19	中	AVA_VAN.1、 AVA_VAN.2、 AVA_VAN.3	AVA_VAN.4、 AVA_VAN.5
20-24	高	AVA_VAN.1、 AVA_VAN.2、 AVA_VAN.3、 AVA_VAN.4	AVA_VAN.5
=>25	高より上	AVA_VAN.1、 AVA_VAN.2、 AVA_VAN.3、 AVA_VAN.4、 AVA_VAN.5	-

このような手法は、全ての状況又は要因を考慮することはできないが、標準的なレート付けを行うために必要となる攻撃への耐性の明確なレベルを示すはずである。起きることがないような機会への依存などのその他の要因は、この基本モデルに含まれていないが、評価者は、この基本モデルが示す以外のレート付けの根拠を示すために、それらを使用することができる。

個別にレート付けされる多数の脆弱性は、攻撃への高い耐性を示すのに対して、複数の脆弱性の組み合わせは低い全体的レート付けが適用されることを示すことがあるので注意されるべきである。1つの脆弱性の存在が、別の脆弱性の悪用を容易にすることもある。

PP/ST の作成者が、攻撃能力表を使用して TOE が耐え得るべき攻撃レベルを決定する場合(脆弱性分析(AVA\_VAN)コンポーネントの選択)、次のように進めるべきである。SFR を侵害してはいけない、全ての異なる攻撃シナリオ(すなわち、全ての異なるタイプの攻撃者、そして/又は、作成者が考えているのとは異なる攻撃のタイプ)に対して、そのような成功しない各攻撃シナリオに想定される攻撃能力の様々な値を決定するために、表 B.2 による分析を何度か行うべきである。PP/ST 作成者は、表 B.3 から主張される TOE 耐性レベルを決定するために、それらの最高値を選ぶ。TOE 耐性は少なくとも、この最高値と等しくなければならない。例えば、TOE セキュリティ方針を侵害してはいけない、そのような方法で決定している全ての攻撃シナリオの、攻撃の可能性の最高値は中である。したがって、TOE 耐性は少なくとも中(すなわち、中か高)であるとする。ゆえに、PP/ST 作者は適切な保証コンポーネントとして AVA\_VAN.4 (中に対し)か AVA\_VAN.5 のどちらか(高に対し)を選ぶことができる。

## B.7 直接攻撃の計算例

直接攻撃の対象となるメカニズムは、多くの場合システムのセキュリティにとって極めて重要であり、開発者は多くの場合これらのメカニズムを強化する。例えば、TOE は、別のユーザのパスワードを繰り返して推測する機会を持つ攻撃者によって破られる可能性がある簡単なパスワード認証メカニズムを使用する

## 脆弱性評定 (AVA)

可能性がある。システムは、パス番号とその使用を様々な方法で制限することによって、このメカニズムを強化できる。評価の途中で、この直接攻撃の分析が次のように進められる可能性がある。

ST 及び設計証拠から収集された情報が、識別と認証が広く分散された端末からのネットワーク資源へのアクセスを制御するための基礎を提供していることを示している。端末への物理的アクセスは、効果的な手段で制御されていない。端末へのアクセスの期間は、効果的な手段で制御されていない。システムの許可利用者は、最初にシステムを使用することを許可されるとき及びそれ以降の利用者による要求により、自分のパス番号を選択する。システムは、利用者が選択するパス番号に次の制限を設けている。

- a) パス番号は、4桁から6桁の間でなければならない。
- b) 連続する数字シーケンス(7、6、5、4、3など)は許されない。
- c) 数字の繰返しは許されない(各数字は、一意であること)。

パス番号を選択するとき利用者には次のようなガイダンスが行われる。パス番号はできる限りランダムであるべきである、及び、誕生日など、いずれにしても利用者に関係があるべきでない。

パス番号スペースは、次のように計算される。

人間の使用パターンは、パスワードスペースを探索手法に影響を与える可能性がある重要な考慮事項である。最悪のケースのシナリオを想定し、利用者が4桁だけで構成される数字を選択する場合、各数字が一意であると仮定するときのパス番号の順列の個数は、次のとおりである。

$$7(8)(9)(10) = 5040$$

増えていくシーケンスは7通り可能であり、減っていくシーケンスも同じである。シーケンスを不許可とした後のパス番号スペースは、次のようになる。

$$5040 - 14 = 5026$$

設計証拠から集められたさらなる情報によると、パス番号メカニズムには、端末ロックという特徴が備わって設計されている。6回目の認証の試みが失敗したとき、端末は1時間ロックされる。失敗した認証カウントは、5分後にリセットされるので、攻撃者は、最大で5分ごとに5回、言い換えると、1時間に60のパス番号の入力を試みることができる。

平均して、攻撃者は、正しいパス番号を入力するまでに、2513分に2513のパス番号を入力する必要があるであろう。平均的な成功する攻撃は、その結果、以下よりもわずかに短い時間で発生するであろう。

$$\frac{2513 \text{ min}}{60 \frac{\text{min}}{\text{hour}}} \approx 42 \text{ hours}$$

前のセクションで記述した攻撃能力を計算する手法を使用することにより、しろうとが、(TOEに簡単にアクセスできる場合は)数日以内に、標準の機器を使用して、TOEの知識なしに、メカニズムを打ち負かすことが可能であり、値は、1となることを識別する。結果の合計が1である場合、攻撃が成功するために必要な攻撃能力は、基本とみなされる攻撃能力未満になるため、レート付けされない。

## 附属書C (参考)

### 評価技法及びツール

#### C.1 準形式的及び形式的手法

##### C.1.1 一般

CC パート 3 の A.5 では、ADV\_SPM とセキュリティターゲット及び機能仕様との関係についての補足資料が提供されている。

##### C.1.2 スタイルに関する記述

この節は、仕様のスタイルの一般的なガイダンスを提供する。具体的かつ詳細な情報は、仕様のスタイル、(形式的な)TSF 表現及び対応の実証を検査する必要がある、特定の評価者アクションエレメントに対応するワークユニットで提供される。

ADV クラスは、非形式的、準形式的、形式的という 3 種類の仕様スタイルを義務付けている。これらのスタイルについては、CC パート 3 の ADV クラスの適用上の注釈で簡単に説明されている。機能仕様と設計仕様は、これらの仕様スタイルの 1 つ以上を用いて記述されることになる。TSF 表現(以下、仕様と呼ぶ)は、準形式的スタイルと形式的スタイルのうち 1 つ以上の表記を使用することができる。対応する表現の形式的レベルは、提供される TSF 表現の隣接するペアのスタイルに依存する(詳細については ADV\_TDS ファミリを参照)。

これらのファミリ内のコンポーネントの階層化は、以下の目的でスタイルの形式を増加させる。

- TSF 表現の曖昧さを低減させるため
- 利用可能な TSF 表現における詳細化のエラーの可能性を低減させるため
- TSF 表現とその検査方法の正確性を示す証拠を強化するため

スタイルの特徴は以下のとおり。

- 非形式的スタイル – 意味論が定義されている。
- 準形式的スタイル – 意味論及び構文が定義されている。
- 形式的スタイル – 意味論、構文及び推論規則が定義されている。

意味論と構文という概念については、記述のスタイルによって精度が異なる。

非形式的記述は、通常の使用では受け入れられない文脈で使用される全ての用語に意味を与える意味論を要求する。説明を提供するために使用される自然言語の文法及び構文規約で要求されるもの以外の表記上の制約は課されない。

準形式的記述では、用語の構文形成は、その記述の付録、又は参考文献として使用され記載されている外部の公開文書において、意味が正確に確立されている、明確に定義された表現に制限される。

形式的スタイル記述では、意味論と構文論がさらに制限される。構文的な用語の形成は、決定可能であることが要件とされる形式的な言語記述に従う。例としては、一階述語論理における項や式の形成と同じくらい正確な、明確に確立された暗黙の形成規則や、拡張バックス・ナウア記法(EBNF)を用いた形式

的メタ言語記述などがある。非形式的記述を除いた、形式的な用語の意味論は、確立された数学モデルに限定される。定理の形式的な導出は、よく知られた論理的推論(古典論理、直観主義論理、様相論理、時相論理など)に基づく、あらかじめ定義された推論規則に制限される。

形式的レベルの文脈では、非形式的スタイル、準形式的スタイル、形式的スタイルは、本質的に階層的であると考えられる。したがって、非形式的スタイル又は準形式的スタイルの要件は、必要に応じて非形式的な説明文によってサポートされることを条件に、準形式的又は形式的な仕様スタイルのいずれでも満たすことができる。提示エレメント、構文規則、意味規則のセットは、以下では表記法と呼ぶ。提示の形式的スタイルは、形式的な表記法と推論規則を使用するものであり、以下ではこれを形式的体系と呼ぶ。

ADV\_FSP、ADV\_SPM、ADV\_TDS コンポーネントの内容・提示エレメントは、開発者が提供しなければならない証拠を提示するスタイルを記述する。評価者アクションエレメントは、提供された情報が証拠の提示に関する全ての要件を満たしていることを評価者が確認することを要求する。内容・提示エレメントが非形式的スタイルを要求する場合、評価者は、評価者アクションエレメントのワークユニットを、証拠資料の内容を検査する他のワークユニットと並行して実行することができる。内容・提示エレメントが準形式的又は形式的スタイルを要求する場合、内容を検査するために準形式的又は形式的手法を適用することを意味する。したがって、検査方法の正しい使い方と必要な厳密さに関する評価者アクションエレメントのワークユニットは、証拠資料の内容の分析前に実施することが推奨される。証拠資料中の表記やその使用方法が期待される形式的レベルを提供しない場合、必要な厳密な分析手法が適用できない可能性がある。必要な非形式的な説明文を検査する評価者アクションエレメントのワークユニットは、他のワークユニットと並行して実行することができる。もちろん、評価者は、評価者アクション中に証拠資料の提示の誤りを発見し、評価者アクションエレメントに不合格の判定を下すこともできる。

以下の文章は、保証ファミリ ADV\_FSP、ADV\_SPM、ADV\_TDS のサブアクティビティにおいて、仕様スタイルの検査と対応の実証のための使用に関するガイダンスを提供する。

### C.1.2.1 非形式的スタイル

非形式的仕様は、自然言語で表された文書である。内容・提示エレメントに非形式的仕様が必要な場合、評価者アクションエレメントのワークユニットは、必要な非形式的な説明文が全て含まれているかどうかを決定することを評価者に要求する。評価者は、以下の点を確認するために仕様を検査するべきである。

- 仕様は、通常の用法とは異なる文脈で使用される用語、省略語及び頭文語の定義された意味を提供する、
- 準形式的又は形式的な表記が使用されている場合、適切な非形式的な説明文が理解をサポートする。

これは、非形式的仕様に、その記述の定義された意味論を提供するよう強制する。非形式的仕様では、自然言語、すなわち一般的な話し言葉のための通常の規約を使用する。非形式的仕様を説明するために、データフロー図のような図や準形式的な提示エレメントを使用することができる。仕様が準形式的な表記を使用する場合、曖昧さのない一般的な理解のために適切な、補助的な説明用の非形式的テキストが添付されることになる。

非形式的スタイルの使用例としては、以下のようなものがある。

- CC パート 1 では、ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部「国際規格の構成及び作成に関する規則」に含まれる ISO 定義及び本書の 6 章に従って、CC(全パート)固有の用語と予約語のリストを識別する。これにより、CC(全パート)の文脈における動詞"shall"、"should"、"may"及び"can"の使用が明確になる。
- 国際標準及び Request for Comments(RFC)<sup>xiv</sup>は、非形式的スタイルで規定されている。それらは、例えばメッセージ形式の指定には抽象構文表記法 ASN.1 など、準形式的な表記も使用している。

非形式的スタイルは、正確さや非形式的定義がないことを正当化するものではない。評価者は、以下のいずれかに該当する場合、不合格判定を下す。

- 技術用語が未定義のままである。
- 情報不足のため、評価者側で決定できない。
- あいまいな解釈で混乱を招く。

### C.1.2.2 準形式的スタイル

準形式的な仕様は、意味論が定義された制限付き構文言語で表現される。それは仕様の曖昧さを減らし、分析方法を強化する。

評価者は、以下の点を確認するために識別された表記を検査すべきである。

- 構文規則が定義されているか、定義が参照されている。
- 説明文を含む表記は、通常の使用とは異なる文脈で使用される用語、省略語及び頭文語の明確に定義された意味を特徴とする意味論を提供する。
- 準形式的表記の使用には、意味の曖昧さをなくするために非形式的スタイルの説明文が併記される。
- 表記は制限された構文言語を含んでおり、これは構文に課される制限を定義するために、一連の規約を提供しなければならないことを意味する。

準形式的スタイルを使用する例としては、以下のようなものがある。

- 制限された構文言語は、制限された文構造と特別な意味を持つキーワードを持つ自然言語の場合がある。CC パート 1 と CC パート 2 は、クラス、ファミリー、コンポーネントからなるセキュリティ機能要件の準形式的な表記を、許可された操作の規則と共に提供する。ASE 及び APE クラスの ECD ファミリーで要求されるように、明示された IT セキュリティ要件は、提示のためのモデルとして CC の要件コンポーネント、ファミリー及びクラスを使用しなければならない。
- 形式的に規定された言語は、TSFI を使用するためのデータ構造、又はサブシステムもしくはモジュールのインタフェースを準形式的なスタイルで定義するために使用することができる。インタフェースの仕様は、インタフェースの使用によって生じる全ての効果の完全な詳細を、例えば状態遷移図などの他の準形式的な表記によって記述することができる。
- 図は、データフロー、状態遷移、エンティティ関係、データ、プロセス、又はプログラム構造の仕様を準形式的に記述するために一般的に使用される。図式化することで、イベントによるエンティティの相互作用やふるまいを理解しやすくなる。グラフィカルな表現に伴う抽象化は、通常、非形式的な記述で補う必要がある。データフロー図や状態遷移図は、例えばプロトコルの正確な記述や分析に非常に役立つ。
- プログラミング言語は、強力な構文と明確に定義された意味論を定義する。ソースコードは、補助的な説明文や明確に定義された開発ツールの証拠資料とともに、TSF 実装、そのセキュリティ機能及びインタフェースの準形式的な明確な記述を提供する。

これらの例は、準形式的スタイルが幅広い機能と形式的レベルをカバーすることを示している。開発者は、TOE の種別(例えばハードウェア、ソフトウェアなど)、開発方法及び仕様の目的に応じて、証拠の提示のために適切な表記を使用すべきである。

準形式的スタイルは、表現の内容、一貫性、完全性及び対応関係についての構造的な分析をサポートする。準形式的な分析とは、完全性と正確性という点で、相当な厳密さを持った構造化されたアプローチから得られるものである。

準形式的インタフェース仕様は、評価者が TSF、そのサブシステム又はモジュールの外部のふるまいをあらゆる入力に対して分析し評価することをサポートする(例えば、メッセージの受け入れ又は拒否とその内容分析に関して決定する)。特性の維持に関する準形式的な証拠は、セキュリティが保たれる遷移の過程で、一意に定義された状態とその相互関係を可視化するフローチャートや状態遷移図によって得ることができる。開発者は、機能仕様から TOE 設計を経て実装レベルに至るまで、仕様の正しい詳細化を保証するために、ソフトウェア仕様言語のような準形式的表記を使用することができる。

このように、準形式的な表現は、非形式的記述に対する正確性と優位性を明確に確立する。

### C.1.2.3 形式的スタイル

形式的仕様は、確立された数学上の概念に基づいて、形式的体系内で表現される。これらの数学的概念は、明確に定義された意味論、構文及び推論規則を定義するために使用される。形式的体系は、形式的なアルファベット、形式的構文に基づいた、そのアルファベットによる形式的な言語、及び形式的な言語で文の導出を構成する形式的な推論規則のセットを特定することで記述できる識別情報及び関係の抽象体系である。

評価者は、以下の点を確認するために識別された形式的体系を検査するべきである。

- 形式的体系の意味論、構文、及び推論規則が定義されている、又は定義が参照されていること。
- 各形式的体系は、付属の説明文とともに、通常の使用では受け入れられない文脈で使用される全ての用語、省略語及び頭文語の定義された意味により特徴づけられる意味論を提供する。
- 形式的な表記は、構文上有効な構造の意味を決定するための規則を提供する。
- 形式的体系及び準形式的表記の使用には、意味の曖昧さをなくすために非形式的スタイルの説明文が併記される。
- 各形式的体系は、構造を曖昧さなく認識するための規則を提供する 1 つの形式的構文を使用する。
- 各形式的体系は、次のことを行う証明規則を提供する。
  - a) 確立された数学的な概念の論理的な推論の支援
  - b) 矛盾の導出を回避するための支援

開発者が評価監督機関ですでに受け入れられている形式的体系を使用する場合、評価者は、その体系の形式性及び強度の程度を信頼し、仕様及び対応の証明への形式的体系の具体化に焦点を絞ることができる。

形式的スタイルは、セキュリティ上の特徴、詳細化の一貫性、及び表現の対応に基づいて形式的特性の数学的な証明を支援する。形式的なツールの支援は、手動による導出が冗長で理解不可能になるような場合は常に適切であり、推奨される。形式的ツールは、手動による導出に固有の誤りの確率を下げる傾向にもある。

- 
- i 【訳注】 原文の 6.1.3 は誤り。
  - ii 【訳注】 原文の 6.2.1 は誤り。
  - iii 【訳注】 原文の 6.1.2 は誤り。
  - iv 【訳注】 原文の 6.1.1 は誤り。
  - v 【訳注】 原文の 6.1.3 は誤り。
  - vi 【訳注】 原文の 6.1.2 は誤り。
  - vii 【訳注】 原文の 6.1.1 は誤り。
  - viii 【訳注】 CC パート 3 ACE\_CCL.1.4C 中の「CC パート 3」について、原文では” this document” とあるが、本書(CEM)を指すのか、引用元(CC パート 3)を指すのかが明確ではない。
  - ix 【訳注】 11.3.1.3.7 について、原文の「パッケージ追加」の記述が CC Part1 に記載されている「パッケージ追加」の説明とは異なっている。
  - x 【訳注】 11.3.1.3.8 について、原文では項番 e)までとなっている。
  - xi 【訳注】 11.5.1.2.4 について、原文の”APE\_OBJ.1-3”は誤り。
  - xii 【訳注】 11.5.2.3.6 について、原文ではワークユニット ACE\_OBJ.2-5 の項が存在しない。
  - xiii 【訳注】 11.6.1.3.4 について、原文の”ACE\_ECD.1-3APE\_ECD.1-3”は誤り。
  - xiv 【訳注】 11.6.1.3.5 について、原文の”ACE\_ECD.1-4APE\_ECD.1-4”は誤り。
  - xv 【訳注】 原文の 6.1.3 は誤り。
  - xvi 【訳注】 原文の 6.1.2 は誤り。
  - xvii 【訳注】 原文の 6.1.1 は誤り。
  - xviii 【訳注】 原文の 6.1.3 は誤り。
  - xix 【訳注】 原文の 6.1.2 は誤り。
  - xx 【訳注】 原文の 6.1.1 は誤り。
  - xxi 【訳注】 原文の 10.8 は誤り。
  - xxii 【訳注】 CC パート 3 ACE\_CCO.1.10C 中の「CC パート 3」について、原文では” this document” とあるが、本書(CEM)を指すのか、引用元(CC パート 3)を指すのかが明確ではない。
  - xxiii 【訳注】 12.4.1.3.13 について、原文では項番 e)までとなっている。
  - xxiv 【訳注】 原文の 6.1.4 は誤り。

- xxv 【訳注】 原文の 6.2.2 は誤り。
- xxvi 【訳注】 原文の 6.1.3 は誤り。
- xxvii 【訳注】 原文の 6.1.2 は誤り。
- xxviii 【訳注】 原文の 6.2 は誤り。
- xxix 【訳注】 原文の 6.1.2 は誤り。
- xxx 【訳注】 原文の 6.1.2 は誤り。
- xxxi 【訳注】 原文の 6.1.1 は誤り。
- xxxii 【訳注】 13.4.4.4.9 について、原文の TOE\_TDS は誤り。
- xxxiii 【訳注】 13.4.5.3.2 について、原文の TOE\_TDS は誤り。
- xxxiv 【訳注】 13.6.1.3 について、原文の TOE\_TDS は誤り。
- xxxv 【訳注】 15.2.3.3.4 について、原文では・で列挙されており、類似のワークユニットにある項番 a), b), c)が欠落されている。
- xxxvi 【訳注】 原文の 15.2.1 は誤り。
- xxxvii 【訳注】 原文の 15.2.2 は誤り。
- xxxviii 【訳注】 原文の 15.2.3 は誤り。
- xxxix 【訳注】 原文の B.2 は誤り。
- xl 【訳注】 原文の B.2 は誤り。
- xli 【訳注】 原文の B.2 は誤り。
- xlii 【訳注】 原文の B.1.4.2.2 は誤り。
- xliii 【訳注】 原文の B.3 は誤り。
- xliv 【訳注】 C.1.2.1 の非形式的スタイルの使用例について、原文では Request for Interpretation (RFC)。